令和８年版

通商白書

令和８年６月

経済産業省

○本冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へリサイクルできます。

令和８年版 通商白書

第１部 動乱の中の世界経済と新興国経済 1

第１章 動乱の中の世界経済 1

第１節 足下の動向 1

第２節 不確実性の高まり 10

第３節 経済的威圧への懸念の高まり 15

第４節 拡大する生産能力 17

第２章 重要性を増す新興国経済 31

第１節 存在感を増す新興国経済 31

第２節 鉱物資源の供給者としての新興国 37

第３節 新興国を取り巻くグローバル・バリューチェーン 44

第４節 国際社会のマジョリティとしての新興国 52

第３章 新興国経済分析 55

第１節 地域別の全体像 55

第２節 アジア大洋州 60

第３節 南西アジア 89

第４節 中央アジア・コーカサス 104

第５節 中東 119

第６節 アフリカ 138

第７節 中南米 156

第８節 欧州新興国 175

第４章 中国、欧州、米国の政策動向 190

第１節 中国の政策動向 190

第２節 欧州の政策動向 197

第３節 米国の政策動向 199

第５章 日本の通商戦略 205

第１節 自由で互恵的な経済圏「信頼できる経済圏」の構築 206

第２節 グローバルな危機管理投資・成長投資と輸出促進を含めた外需獲得 208

第６章 グローバルサウス未来志向型共創等事業の概要 210

第１節 概況とこれまでの実績 210

第２節　今後の政策発展の方向性.....211

第２部　世界経済の動向.....214

第１章　主要国の貿易、経済動向.....214

第１節　米国経済.....214

第２節　欧州経済.....232

第３節　中国経済.....241

第４節　ASEAN 経済.....264

第５節　インド経済.....274

第２章　経常収支及び対内外直接投資の動向.....282

第１節　経常収支の動向.....282

第２節　対外直接投資.....299

第３節　対内直接投資.....304

第３部　施策編.....318

第１章　2025 年度の取組.....318

第１節　国・地域ごとの取組.....318

第２節　国際交渉・フォーラム、国際アジェンダに関する取組.....365

第３節　日本の通商活動を支援する取組.....410

コラム.....424

凡　例

Ⅰ．略称

AD	：Anti-Dumping（不当廉売）
ADB	：Asian Development Bank （アジア開発銀行）
AfCFTA	：African Continental Free Trade Area（アフリカ大陸自由貿易圏）
AIST	：National Institute of Advanced Industrial Science and Technology（産業技術総合研究所）
AMEICC	：AEM-METI Economic and Industrial Cooperation Committee（日・ASEAN 経済産業協力委員会）
AOTS	： The Association for Overseas Technical Cooperation and Sustainable Partnerships（一般財団法人海外産業人材育成協会）
APEC	：Asia-Pacific Economic Cooperation（アジア太平洋経済協力）
ASEAN	：Association of South-East Asian Nations（東南アジア諸国連合）
AZEC	：Asia Zero Emission Community（アジア・ゼロエミッション共同体）
CBO	：Congressional Budget Office（アメリカ合衆国議会予算局）
CCS	：Carbon dioxide Capture and Storage（二酸化炭素回収・貯蓄）
CIS	：Commonwealth of Independent States（独立国家共同体）
CPTPP	：Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）
CVD	：Countervailing Duty（補助金相殺関税）
DFFT	：Data Free Flow with Trust（信頼性のある自由なデータ流通）
ECB	：European Central Bank（欧州中央銀行）
EFTA	：European Free Trade Association（欧州自由貿易連合）
EIA	：Energy Information Administration（米国エネルギー情報局）
EPA	：Economic Partnership Agreement（経済連携協定）
EU	：European Union（欧州連合）
Eurostat	：Statistical Office of the European Union（欧州連合統計局）
FDI	：Foreign Direct Investment（海外直接投資）
FOMC	：Federal Open Market Committee（米連邦公開市場委員会）
FRB	：Board of Governors of the Federal Reserve System（米国連邦準備制度理事会）
FTA	：Free Trade Agreement（自由貿易協定）
G7	：Group of Seven
G20	：Group of Twenty
GATT	：General Agreement on Tariffs and Trade（関税及び貿易に関する一般協定）
GCC	：Gulf Cooperation Council（湾岸協力理事会）
GDP	：Gross Domestic Product（国内総生産）
HS	：Harmonized Commodity Description and Coding System（商品の名称及び分類についての統一システム）
IEC	：International Electrotechnical Commission（国際電気標準会議）
IEEFA	：Institute for Energy Economics and Financial Analysis（エネルギー経済金融分析研究所）
IPEF	：Indo-Pacific Economic Framework（インド太平洋経済枠組み）
ISO	：International Organization for Standardization（国際標準化機構）
IMF	：International Monetary Fund（国際通貨基金）

JBCA　：Japan Business Council for Africa（アフリカビジネス協議会）
JBIC　：Japan Bank for International Cooperation（国際協力銀行）
JCM　：Joint Crediting Mechanism（二国間クレジット制度）
JETRO　：Japan External Trade Organization（独立行政法人日本貿易振興機構）
JICA　：Japan International Cooperation Agency（独立行政法人国際協力機構）
JOGMEC　：Japan Organization for Metals and Energy Security（独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構）
M&A　：Merger and Acquisition（企業合併・企業買収）
NAFTA　：North American Free Trade Agreement（北米自由貿易協定）
NDDB　：National Dairy Development Board（全国酪農開発機構）
NEAS　：Northeast Asia Standards Cooperation（北東アジア標準協力）
NEDO　：New Energy and Industrial Technology Development Organization（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）
NEXI　：Nippon Export and Investment Insurance（日本貿易保険）
ODA　：Official Development Assistance（政府開発援助）
OECD　：Organization for Economic Co-operation and Development（経済協力開発機構）
OIC　：Organization of Islamic Cooperation（イスラム協力機構）
ONS　：Office for National Statistics（英国国家統計局）
OPEC　：Organization of the Petroleum Exporting Countries（石油輸出国機構）
PPP　：Purchasing Power Parity（購買力平価）
RCEP　：Regional Comprehensive Economic Partnership（東アジア地域包括的経済連携）
SG　：Safeguard（緊急輸入制限）
SIPRI　：Stockholm International Peace Research Institute（ストックホルム国際平和研究所）
TICAD　：Tokyo International Conference on African Development（アフリカ開発会議）
TiVA　：Trade in Value-Added（付加価値貿易統計）
TPS-OIC　：Trade Preferential System among the Member States of the OIC（OIC 加盟国間での特恵貿易制度）
UAE　：United Arab Emirates（アラブ首長国連邦）
UNCTAD　：United Nations Conference on Trade and Development（国連貿易開発会議）
UNIDO　：United Nations Industrial Development Organization（国際連合工業開発機関）
USMCA　：US Mexico Canada Agreement（米国・メキシコ・カナダ協定）
USTR　：Office of the United States Trade Representative（米国通商代表部）
WEO　：World Economic Outlook（世界経済見通し）
WTO　：World Trade Organization（世界貿易機関）
経団連　：日本経済団体連合会
国連　：United Nations（国際連合）
中小機構　：独立行政法人中小企業基盤整備機構

※EPA／FTA について

GATT／WTO は、FTA（加盟国間の関税・数量規制の撤廃）および関税同盟（FTA＋対非加盟国共通関税）を「地域貿易協定」と呼んでいる。本白書においては、FTA という場合関税同盟を含めており、両者を峻別する必要がある場合のみ区別している。なお、貿易自由化だけではなく、投資自由化や様々な二国間協力を含む FTA よりも広範な分野に関わる取決めを「EPA（経済連携協定）」と表現する。

２．数値・数式等

(1) 文中及び統計表中の年は、特記しない限り暦年（1～12 月）である。また、年度は特記しない限り 4 月～翌年 3 月である。

(2) 数値は、原則として四捨五入されており、合計とは一致しないことがある。

(3) 図表中の記号のうち、数字が後に続かず単独で使われている「－」は特記しない限り不明、若しくは計上不能又は該当事項なしを意味する。また、「0」は単位未満の数値を示す。

３．国・地域分類

(1) 「国」という表現には地域を含む場合がある。

(2) NIEs、ASEAN については、以下のとおりとする。

① NIEs は、韓国、台湾、香港及びシンガポールの 4 か国・地域を指す。

② ASEAN は、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、東ティモール、ベトナムの 11 か国を指す。

(3) 「BRICS」は、ブラジル、ロシア、インド、中国及び南アフリカなどの国々から構成されるグループを指す。

(4) 「EU」については、1993 年 11 月の欧州連合条約発効により創設された EU（欧州連合）を示し、2020 年 1 月末に英国が EU を離脱したことから加盟国数は 27 か国となっている。「ユーロ圏」については、単一通貨ユーロを導入している 21 か国を指す。

本書は、特に断りがない限り、令和 8 年 3 月末時点で把握可能な情報を基に記載しています。
本文中に登場する人物の肩書及び国名は、全て当時のものです。

第1部 動乱の中の世界経済と新興国経済

第1章 動乱の中の世界経済

第1節 足下の動向

1. 2025 年の世界経済

(1) 底堅かった 2025 年の世界経済

2025 年の世界経済は、実績が明らかになる過程での予測の変遷を踏まえれば、底堅い成長となった。2026 年 4 月に公表された IMF の世界経済見通し（World Economic Outlook：WEO）によると、2025 年の世界経済の実質成長率は 3.4%となり、成長ペースは 2024 年から横ばいとなった。2025 年の世界経済についてどの程度の成長が予測されてきたのかを見ると、米国による関税率の引上げによって見通しの不透明感が高まった際には、2025 年 4 月版の WEO において、2025 年の世界経済の成長率は 2.8%へと減速することが見込まれていた。しかし、各国･地域経済が順調な成長ペースを保ち、国際貿易量も増加基調となったことで、結果として世界経済の成長率は懸念されていた程の落ち込みとはならなかった。他方、今後の見通しについて、中東地域での地政学リスクの高まりを踏まえ、IMF はシナリオ別の見通しを公表しており、不透明感が高まったとしている。次項で記述するとおり、中東地域は経済規模としては必ずしも世界経済で高いシェアを占めているわけではないものの、エネルギーを中心とした特定産品で世界的にシェアが高い品目を持つことに特徴がある。（第 1-1-1-1 表）。

第 1-1-1-1 表 世界経済の成長率と成長率予想の変遷

世界経済見通し発行時期	2025年見通し及び実績	2026年見通し		
	成長率：%	標準シナリオ	悪化シナリオ	激化シナリオ
		成長率：%	成長率：%	成長率：%
2025年1月	3.3	3.3	-	-
2025年4月	2.8	3.0	-	-
2025年7月	3.0	3.1	-	-
2025年10月	3.2	3.1	-	-
2026年1月	3.3	3.3	-	-
2026年4月	3.4（実績）	3.1	2.5	2.0

備考：2026 年の標準シナリオは IMF「WEO」の reference scenario に相当し、紛争が比較的短期間で終結すると想定。悪化シナリオは adverse scenario に相当し、紛争の長期化やエネルギーインフラの閉鎖･損傷による影響により、生産や輸送活動の回復に想定以上の時間を要する場合を想定。激化シナリオは severe scenario に相当し、悪化シナリオよりも資源価格の上昇が大幅になり、ショックが更に長期化する場合を想定。
資料： IMF「WEO」各版から作成。

地域･国別の成長率の動向を概観しても（第 1-1-1-2 図）、2025 年の成長率は見通しを上回る結果となった。先進国については、2025 年 4 月時点では 1.4%が予測されていたところ、2026 年 4 月時点では実績が 1.9%と見通しを上回った。先進国を主な国・地域別に見ても、米国、EU、日本で 2025 年の実績が予測を上回った。また、新興国でも 2025 年の実績は予測を上回っており、2025 年 4 月時点で新興国の成長率見通しは 3.7%が予測されていたものの、実績では 4.4%と順調な成長となった。中国については、2025 年 4 月時点

で 2025 年の成長率は 4%と予測されていたものの、2025 年 10 月に予測が引き上げられ、2026 年 4 月に公表された実績では予測を更に上回っている。インドについては、2025 年の成長率は 2025 年 4 月時点では 6.2%と見られていたものの、実績は 7.6%と予測を上回った。

第 1-1-1-2 図 国・地域別の成長率見通しの変遷

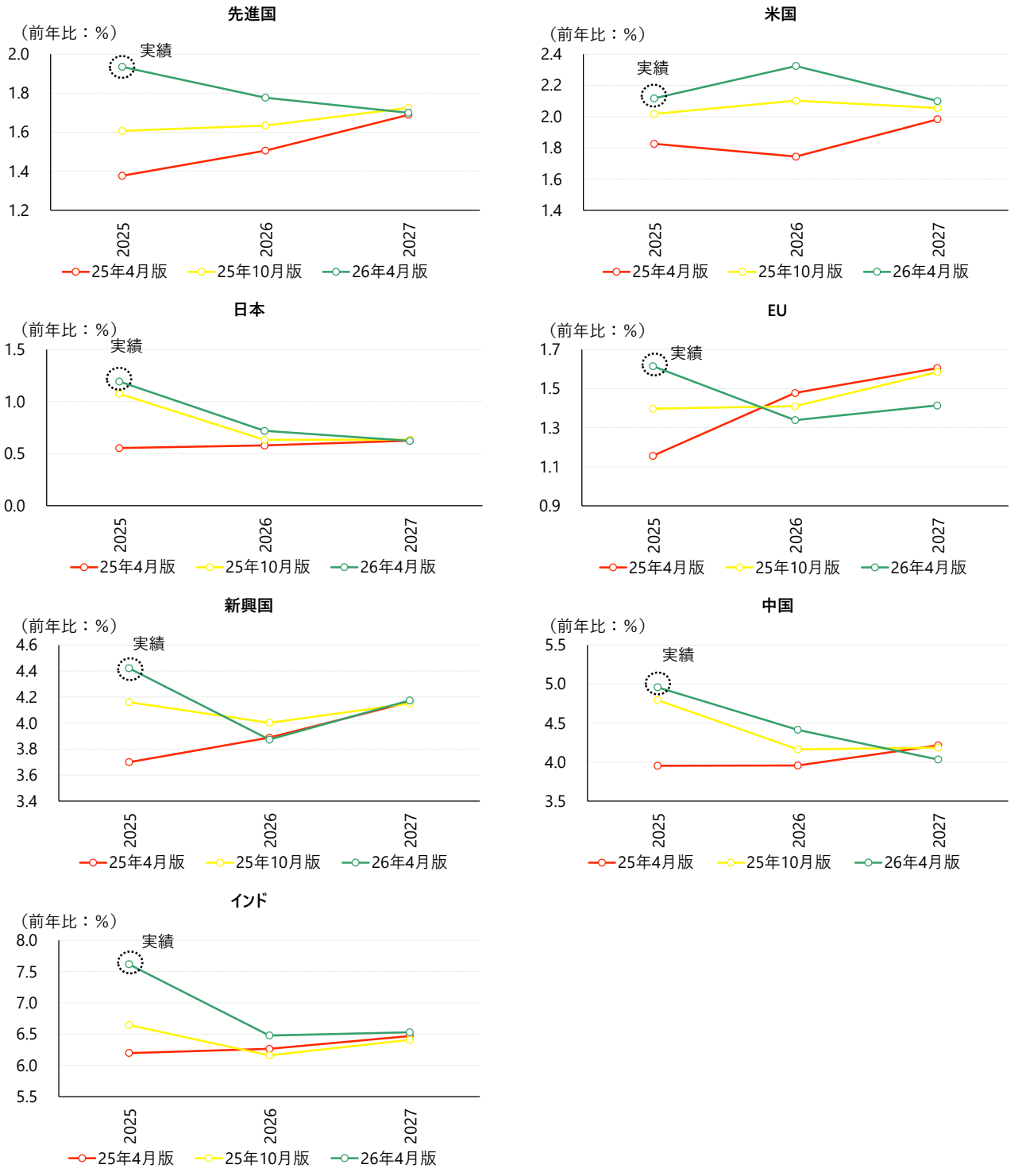

備考：2026 年の予測値は標準シナリオに基づく。
資料：IMF「WEO」各版から作成。

(2) 米国関税と世界の貿易量

上述のとおり、2025 年の世界経済は関税が引き上げられた影響によって、経済成長率に下押し圧力が強まることが懸念されていた。2025 年 1 月に米国で第二次トランプ政権が発足して以降、米国政府は各国への関税の引上げ措置を実施した。IMF によれば、米国の実効関税率は、スムート＝ホーリー関税法が制定された 1930 年来となる約 100 年ぶりの高水準となった（第 1-1-1-3 図）。

第 1-1-1-3 図 米国の実効関税率

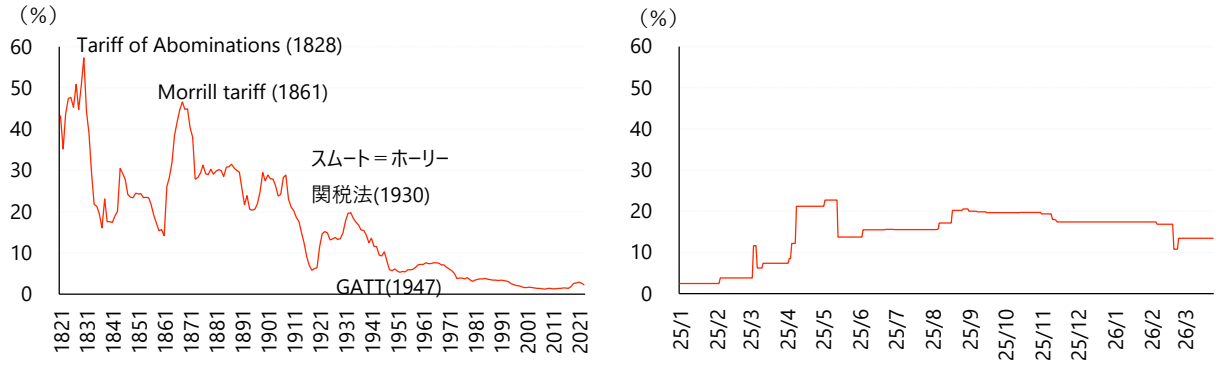

資料：IMF「WEO」各版から作成。

そうした下で、2025 年には世界の貿易量が低迷することが懸念されていたものの、上述のとおり、各国･地域経済の成長は順調なペースを維持し、世界経済の貿易量はむしろ順調に増加した。オランダ経済分析局のデータを見ると、世界貿易量は関税が発動された 2025 年にもそれまでの増加基調を維持したことが示されている（第 1-1-1-4 図）。

第 1-1-1-4 図 世界の貿易量

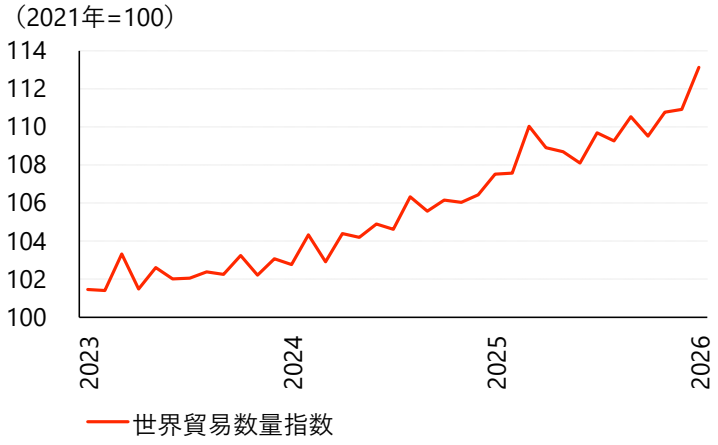

資料：オランダ経済分析局から作成。

2. 中東地域の緊張が高める不確実性

(1) 中東地域の緊張が高める世界経済の不確実性

前項では 2025 年の世界経済が底堅い成長であったことを記述した。しかし、足下の世界経済は動乱の中にある。

2026 年 2 月 28 日以降、イランを中心として中東地域での緊張が高まった。IMF の地域分類によれば、2024 年時点で中東･中央アジア地域が世界の名目 GDP に占める割合は

4.6%であり、構成国を見ても規模が最も大きいトルコが世界の名目 GDP に占める割合は 1.2%(世界第 17 位)であり、経済規模として世界シェアが高いわけでない(第 1-1-1-5 表)。しかし、今次の緊張の高まりが日本を含め世界経済の見通しの不確実性を高めている要因として、同地域の構成国が主要なエネルギー資源の産出国であることが挙げられる。

第 1-1-1-5 表 中東諸国の名目 GDP（2024 年）

IMFによる地域・国分類	名目GDP（10億ドル）	世界の名目GDPに占める割合（%）	世界の名目GDPにおける順位
中東・中央アジア	5,164.9	4.6	
トルコ	1,358.3	1.2	17
サウジアラビア	1,254.1	1.1	18
アラブ首長国連邦（UAE）	552.3	0.5	28
イスラエル	542.3	0.5	29
イラン	416.7	0.4	39
イラク	286.5	0.3	51
カタール	219.2	0.2	57
クウェート	160.9	0.1	59
オマーン	107.1	0.1	72
ヨルダン	58.7	0.05	90
バーレーン	47.2	0.04	98
レバノン	29.3	0.03	112
アフガニスタン	17.8	0.02	135
イエメン	8.1	0.01	155

備考：中東諸国の構成国は外務省の分類による。
資料：IMF「WEO」（2026 年 4 月版）から作成。

同地域が産出する主要なエネルギー資源の一つとしてまず原油を見ると、埋蔵量ではサウジアラビアが全体の 17.1%を占め、緊張が高まったイランも同 13.3%を占めており、中東地域合計で半分以上の 55.6%を占める。生産量では、サウジアラビアが世界全体の 12.3%、イラクが同 5.3%、そしてイランの同 4.5%など中東地域合計で全体の 31.7%を占める。さらに輸出量では、サウジアラビアが全体の 14.0%、イラクが同 7.8%、アラブ首長国連邦が同 6.3%、そしてイランが同 3.6%など中東地域合計で全体の 38.0%を占める。また、同様に同地域が産出する主要なエネルギー資源として天然ガスを見ると、中東地域では埋蔵量が全体の 39.5%、生産量が全体の 17.2%、そして輸出量が全体の 14.2%を占める。中東地域の経済規模が必ずしも世界経済で高いシェアを占めているわけではない点を踏まえても、これらの数値が示すエネルギー資源分野での同地域の重要性は特異といえる（第 1-1-1-6 図、第 1-1-1-7 図)。

第 1-1-1-6 図 世界の原油埋蔵量、生産量、輸出量の国別内訳（2024 年）

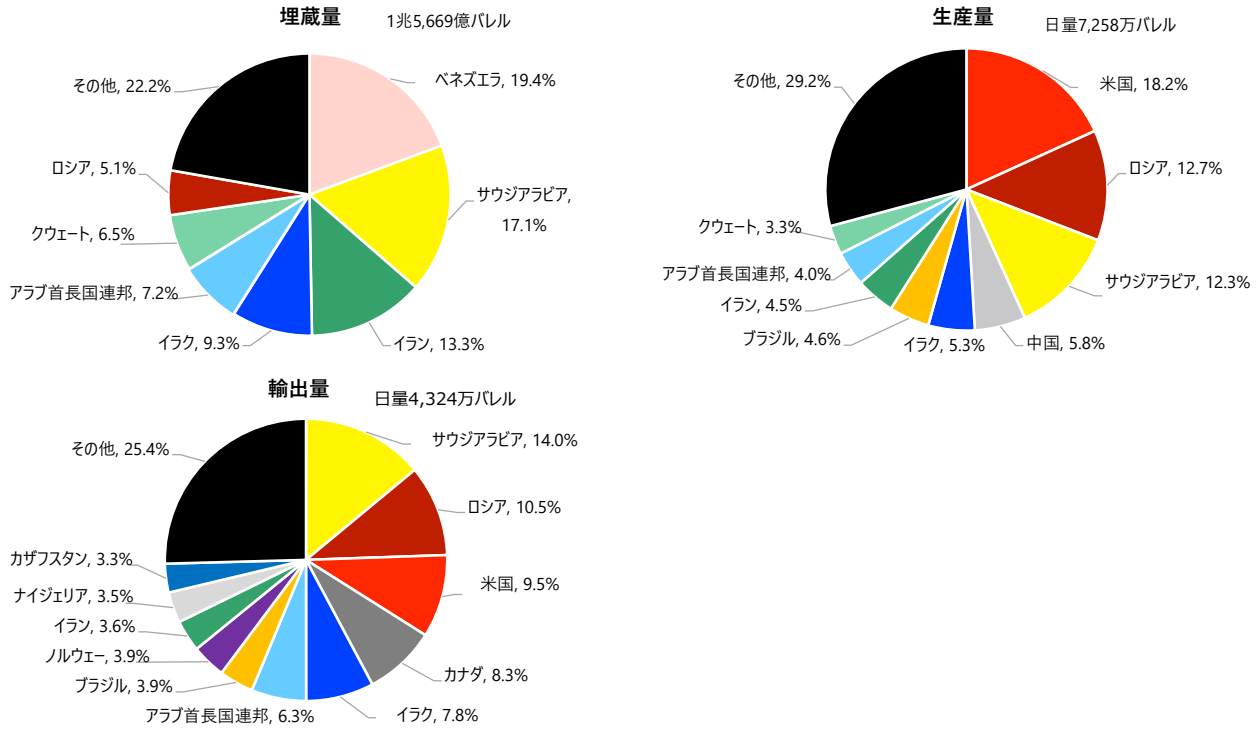

資料：OPEC Annual Statistical Bulletin 2025 から作成。

第 1-1-1-7 図 世界の天然ガス埋蔵量、生産量、輸出量の国別内訳（2024 年）

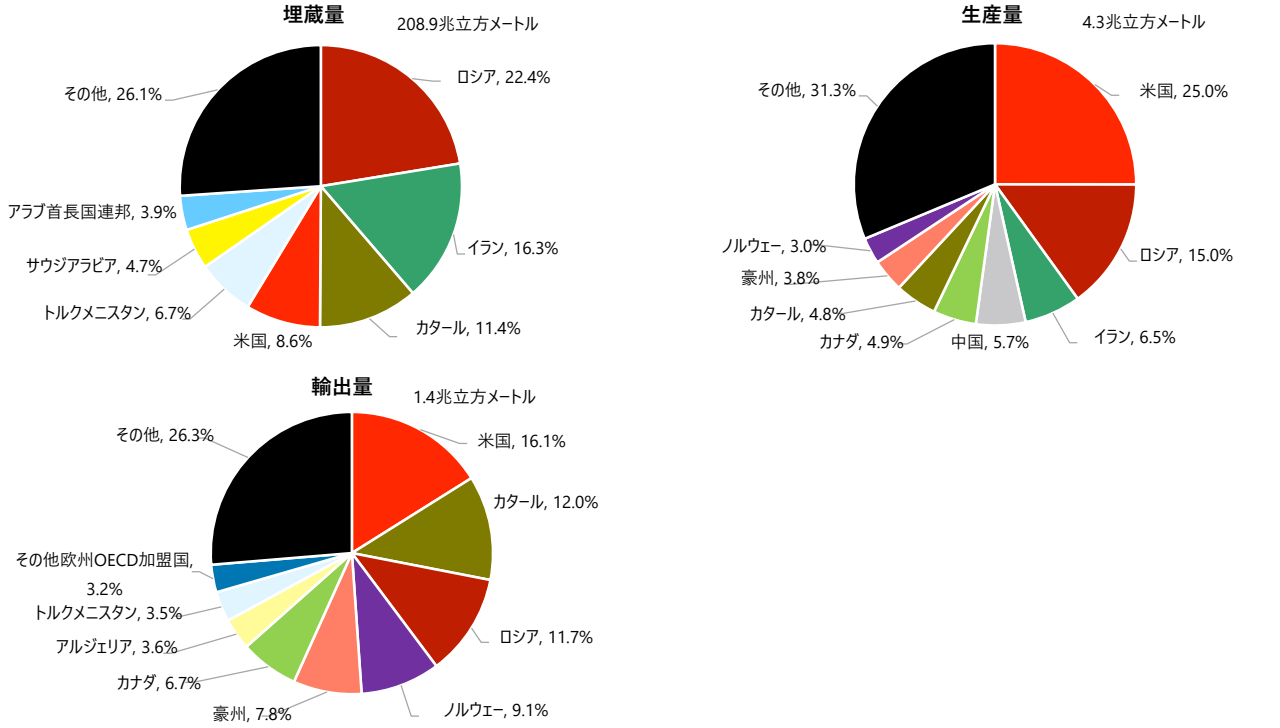

資料：OPEC Annual Statistical Bulletin 2025 から作成。

このように、緊張が高まった地域にある国が、必ずしも世界経済において経済規模で高いシェアを占めている訳ではないにもかかわらず、それでも地域的な特性が世界経済に影響した事例として、石油ショック、イラン-イラク紛争、湾岸戦争、そして近年ではロシアによるウクライナ侵略が挙げられる。

近年に起こったという時点的な近接性を踏まえてロシアによるウクライナ侵略を参考とすると、令和 4 年版通商白書にも記述があるとおり、2022 年 2 月 24 日に開始されたロシアによるウクライナ侵略において、ウクライナは、侵略前の 2021 年において名目 GDP は 2 千億ドル（世界の名目 GDP に占める割合は 0.2%で世界第 54 位）と必ずしも経済規模は大きくはない。しかし、侵略前の 2021 年当時において、同国の小麦の輸出量は世界第 5 位、トウモロコシの輸出量は同第 3 位、ひまわり油の輸出量は同第 1 位など特定の品目での影響力が強かった。また、同国は半導体製造に必要となる希ガス（ネオンガス）の製造において世界有数のシェアを占めていた企業を有するといった要因もあり、ロシアによるウクライナ侵略によって、穀物供給や半導体の供給不足が懸念され、世界経済の不透明感が高まった。現在において緊張が高まっている中東地域でも、それらが主要なエネルギー資源の埋蔵地であり、またその産出と輸出を担っているという点において、同様に世界経済の不透明感を高めているといえる。

⑵ 原油と天然ガスがもたらすサプライチェーンへの影響

今次の中東地域での緊張の高まりについて、サプライチェーンへの影響としては以下の点が考えられる。

まず、中東地域にエネルギー資源を依存している国々でのサプライチェーンリスクが挙げられる。中東地域は主要なエネルギー資源の産出国であると同時に、中国やインドを中心としたアジア地域は主要な輸出先となっている（第 1-1-1-8 表）。

第 1-1-1-8 表 OPEC 加盟の主な中東諸国による地域･国別の輸出先（2024 年）

（単位：日量千バレル）		輸出先												
		合計	OECD加盟米州	OECD加盟欧州	OECD加盟アジア･大洋州	中国	インド	その他アジア	南米	中東	アフリカ	ロシア	その他ユーラシア	その他欧州
輸出国	イラン	1,566	0	0	0	1,211	0	304	0	52	0	0	0	0
	イラク	3,364	199	667	0	1,150	927	342	0	21	24	0	0	33
	クウェート	1,176	0	0	365	313	80	299	0	119	0	0	0	0
	サウジアラビア	6,049	320	721	1,787	1,495	624	907	57	30	108	0	0	0
	アラブ首長国連邦	2,717	31	31	1,032	567	315	741	0	0	0	0	0	0

備考：輸出先のシェアが 10%を超える部分を網掛としている。
資料：OPEC Annual Statistical Bulletin 2025 から作成。

また、需要側である輸入国から見ると、輸入相手国の構成は区々となっているが、日本を含むアジア諸国には中東地域からの輸入割合が多い国がある（第 1-1-1-9 図）。

第 1-1-1-9 図 先進国とアジア諸国の原油輸入（2024 年、ベトナムのみ 2023 年）

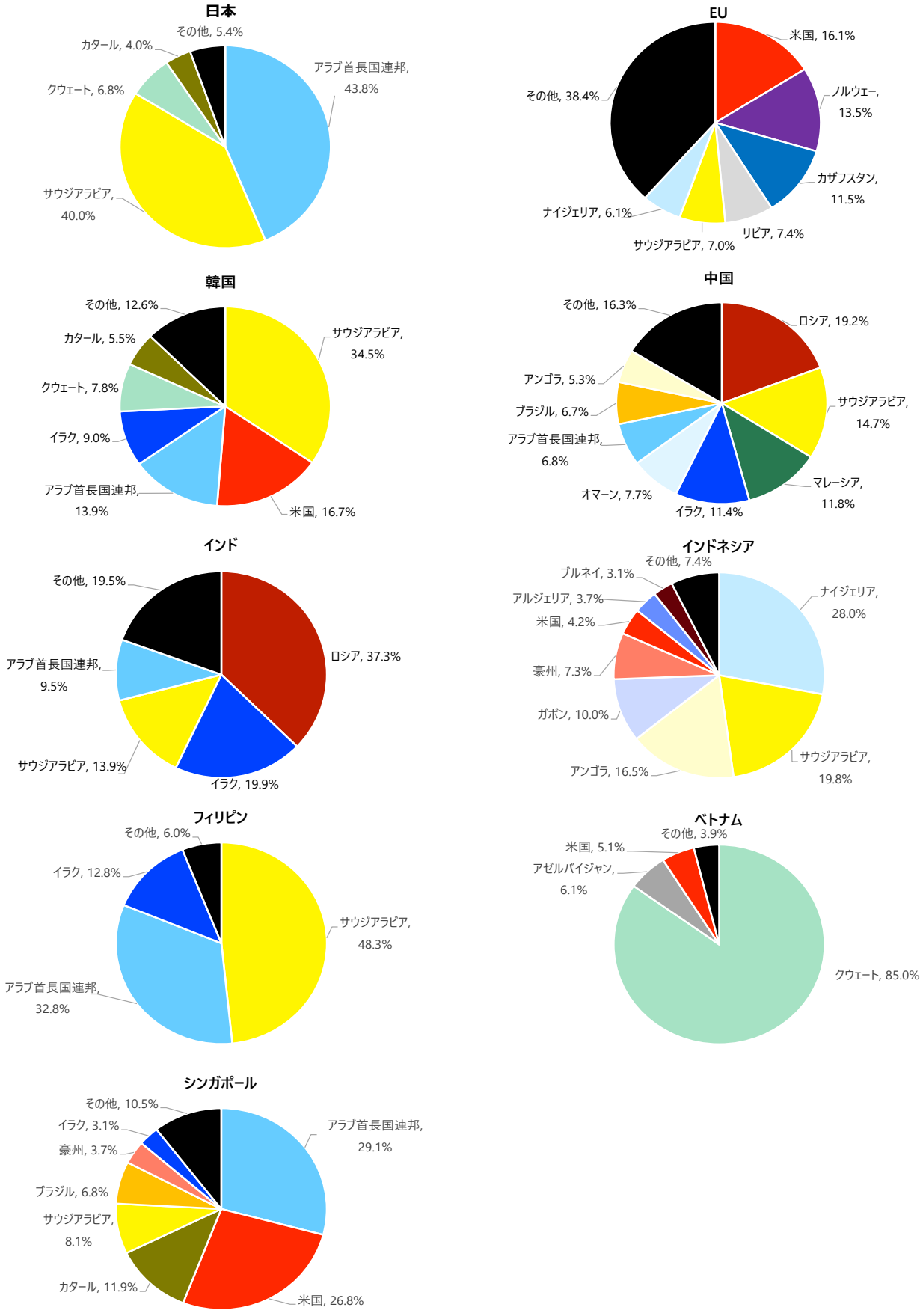

備考：原油の HS コードは 2709 で金額ベース。
資料：UN Comtrade から作成。

次に、原油を原材料とする物資（調整品、より一般的な呼称として石油製品）についても見る。例えば、こうした物資の一つとしてナフサが挙げられるが、ナフサは原油の精製過程で生産され、石油連盟によれば、ナフサは石油化学基礎製品（エチレン、プロピレン、ブタジエン、ベンゼン、トルエン、キシレンなど）の原材料となり、それらの石油化学基礎製品からプラスチック、合成繊維、合成ゴム、合成洗剤、塗料などの原料となる石油化学誘導品が生産される[1]。アジア諸国の石油及び調整品の輸入相手国を見ると、アジアの国々はこれらの中東依存度が一定以上あることが分かる（第 1-1-1-10 図）。日本や中国は韓国からの石油･調整品の輸入割合が大きいが、韓国も中東諸国からの輸入割合が高いことを考慮すれば、日本や中国においては、原油調整品のサプライチェーンにおいて、韓国も重要な役割を担っていることも示唆される。また、アジア地域での代表的なナフサのスポット価格を示す東京オープンスペックを見ても、2 月 28 日以降の中東地域での緊張の高まりを経て価格が高騰している（第 1-1-1-11 図）。

第 1-1-1-10 図 アジア諸国の石油及び調整品の輸入相手国（2024 年）

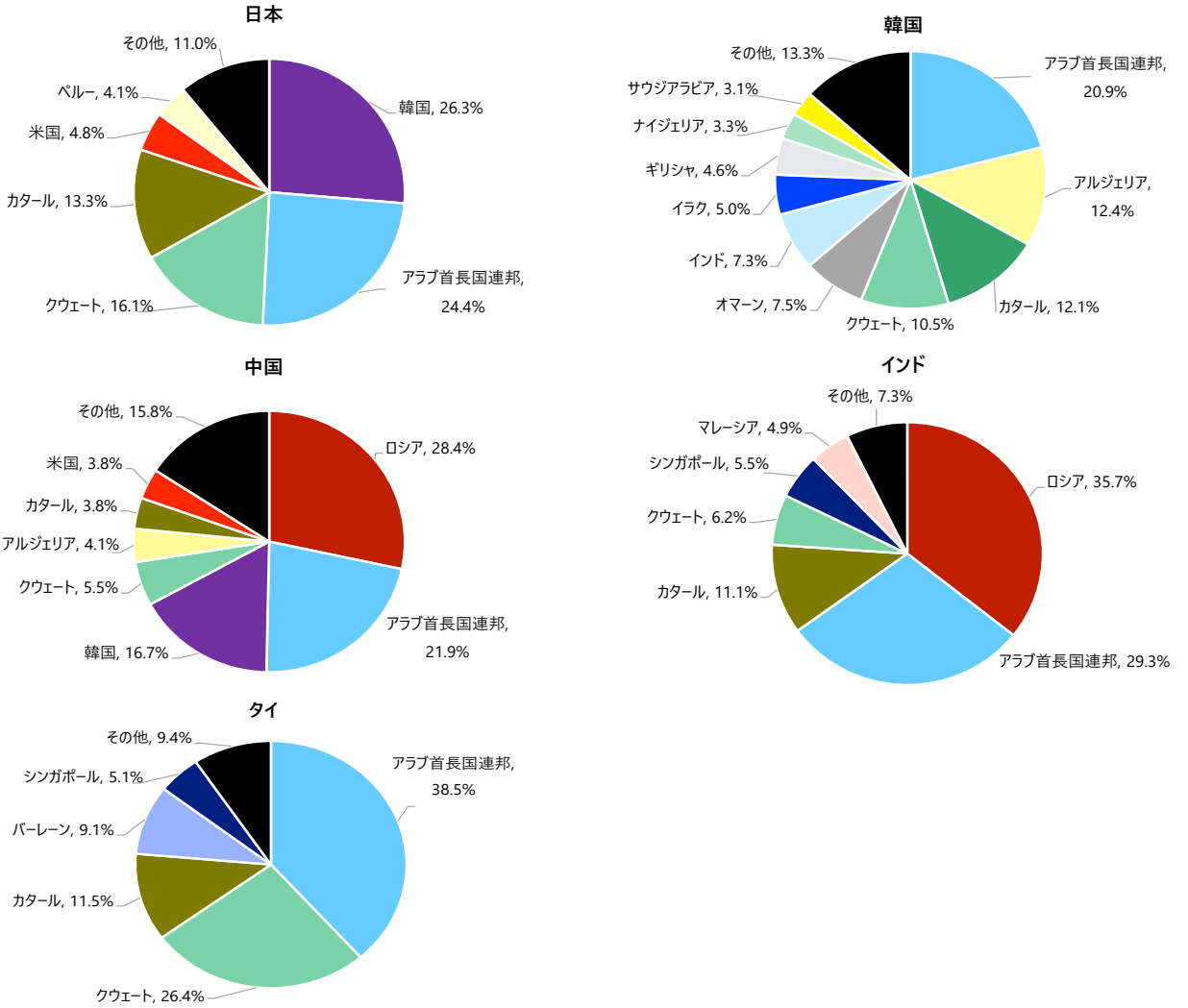

備考：ナフサは軽質油及びその調整品のコードとなる HS271012 に含まれるが、同 HS コードには調整品としてガソリン、灯油、軽油なども含まれている。金額ベース。
資料：UN Comtrade から作成。

[1] 石油連盟、*ナフサとは｜石油連盟*、https://www.paj.gr.jp/statis/faq/74（2026 年 3 月 31 日閲覧）。

第 1-1-1-11 図 ナフサのスポット価格（東京オープンスペック）

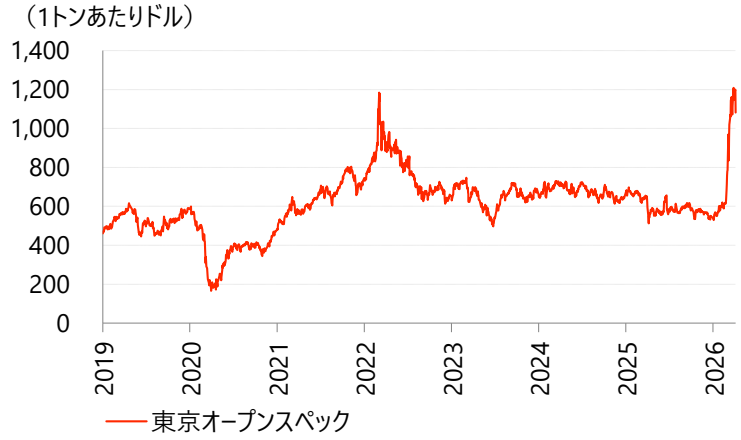

資料：エネルギー情報ネットワークから作成。

第2節 不確実性の高まり

現下の国際経済の特徴の一つは不確実性の高まりである。本節では、不確実性のうち、経済政策の不確実性と地政学リスクの動向について、これらの指数を用いながら動向を見る。

1. 経済政策不確実性

経済政策に係る不確実性を捉えるため、Baker et al.（2016）は経済政策不確実性指数（Economic Policy Uncertainty Index）を開発した。経済政策不確実性指数は不確実性、経済、政策に関する用語を同時に含む新聞記事の数を過去に遡って集計し、指数化することで、当該国が直面する経済政策に係る不確実性の動向を捉える試みである。Economic Policy Uncertainty のウェブページにて、各国の政策不確実性指数が時系列データとして公開されている[2]。なお、当該指数は、当該国が直面する国内外の政策をめぐる不確実性を捉えているものであり、例えば A 国の不確実性指数の上昇が B 国の政策の不確実性の高まりによって引き起こされることもある。この特徴は、後に紹介する地政学リスク指数も同様であり、解釈には留意が必要である。

第 1-1-2-1 図 世界の経済政策不確実性指数

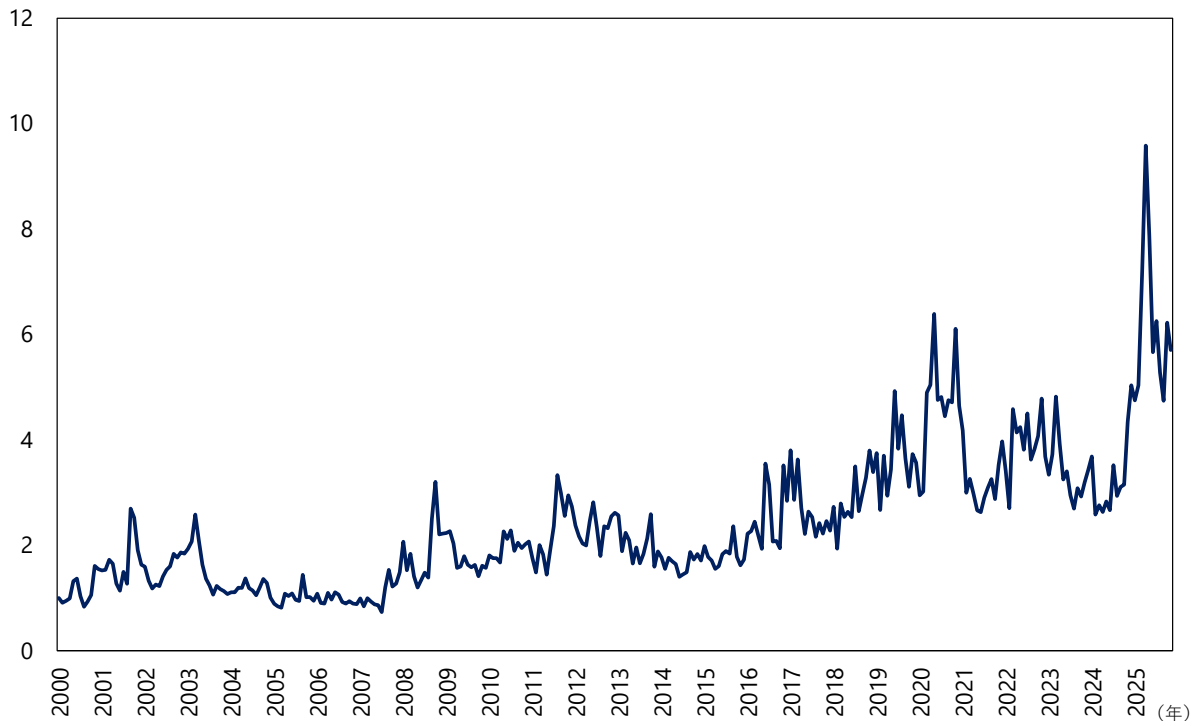

備考：2000 年 1 月の水準を 1 として基準化している。
資料：Economic Policy Uncertainty から作成。

[2] Economic Policy Uncertainty のウェブページ（https://www.policyuncertainty.com/）にて、各国の指数が公開されている。

第 1-1-2-2 図 経済政策不確実性指数（アジア）

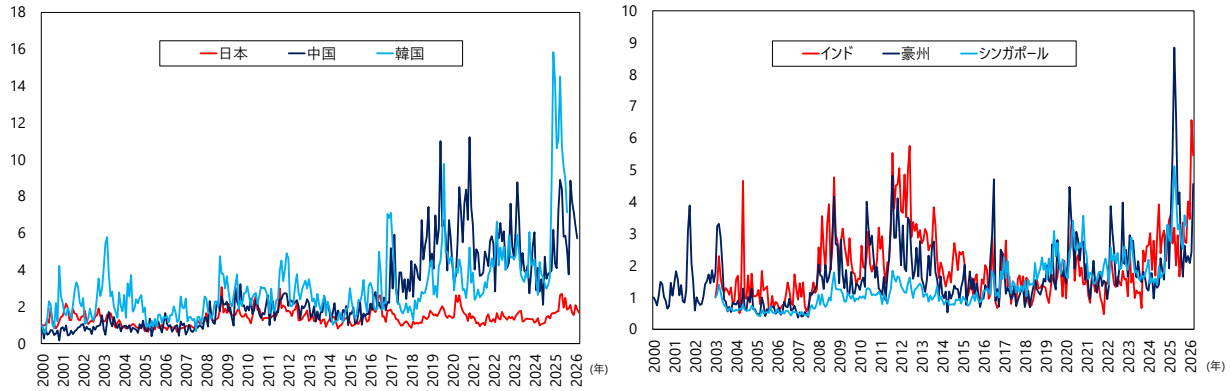

備考：2000 年 1 月の水準を 1 として基準化している（インドとシンガポールは 2003 年 1 月の水準を 1 として基準化）。
資料：Economic Policy Uncertainty から作成。

第 1-1-2-1 図は 2000 年以降のグローバルでの経済政策不確実性指数を示している（2000 年 1 月の水準を 1 として基準化した）。グローバルでの経済政策不確実性指数は、各国の経済政策不確実性指数を GDP でウェイト付けすることで算出されている[3]。図が示すとおり、グローバルでの経済政策不確実性指数は上昇傾向を示しており、足下では 2000 年以降最高の水準を記録している。世界経済が直面する経済政策の不確実性が上昇基調にあることが示唆される。

一方、経済政策不確実性指数は国によって異なる傾向を持つことから、各国の状況を確認する。第 1-1-2-2 図は、アジアの国々の経済政策不確実性指数を示している。日本の経済政策不確実性指数は横ばい傾向を見せる一方、中国、韓国、シンガポールの経済政策不確実性指数は上昇傾向にあることが分かる。インド及び豪州の経済政策不確実性指数はこの期間において上下しており、上述のような明確なトレンドは見られないが、インドについては近年指数は上昇傾向にあり、豪州についても高い水準の指数を記録している。

第 1-1-2-3 図は欧州各国及びロシアの経済政策不確実性指数を示している[4]。第 1-1-2-3 図によれば、ドイツ、フランス、スペイン、ロシアにて経済政策不確実性指数が上昇傾向にあることが分かる。また、第 1-1-2-4 図は北米及び南米の国々の経済政策不確実性指数を示しており、米国、メキシコ、カナダ、ブラジルでは、2025 年に高い水準の指数を記録していることが分かる。

これらの図が示すとおり、経済政策不確実性指数の動向には国ごとに異質性があり、特にいくつかでは上昇基調にあることが分かる。また、米国を始めとして、近年高い水準の不確実性を記録している国々もある。総じて見ると、経済の規模が大きい国々で、経済政策不確実性指数の上昇傾向若しくは近年における高水準の推移が確認される。

[3] 詳細は Economic Policy Uncertainty のウェブページを参照。当該図では、名目 GDP（current-price GDP）で重み付けをした結果を示しているが、購買力平価調整された GDP（PPP-adjusted GDP）を用いた結果においても同様の上昇傾向が確認される。

[4] 以下も断りがない限り、各国ごとに 2000 年 1 月の水準を 1 として基準化している。

第 1-1-2-3 図 経済政策不確実性指数（欧州、ロシア）

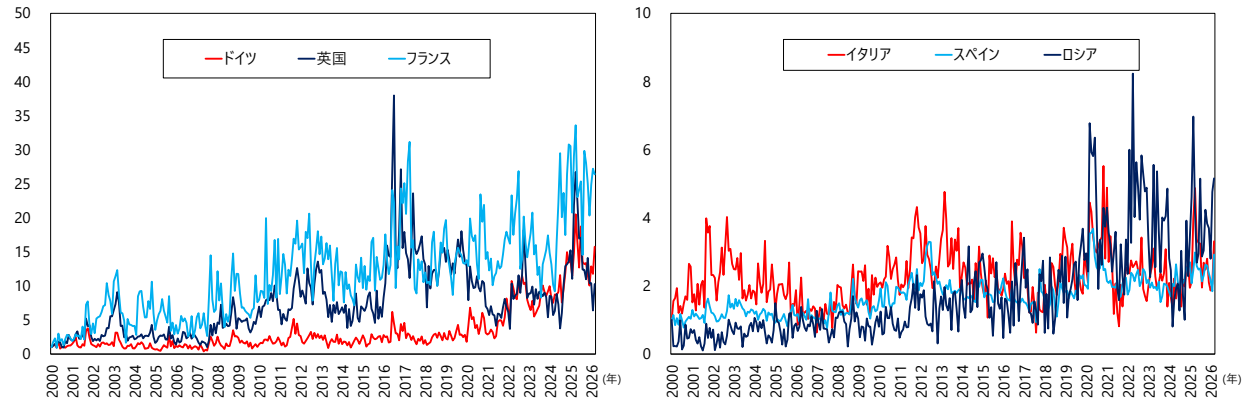

備考：2000 年 1 月の水準を 1 として基準化している。
資料：Economic Policy Uncertainty から作成。

第 1-1-2-4 図 経済政策不確実性指数（北米･南米）

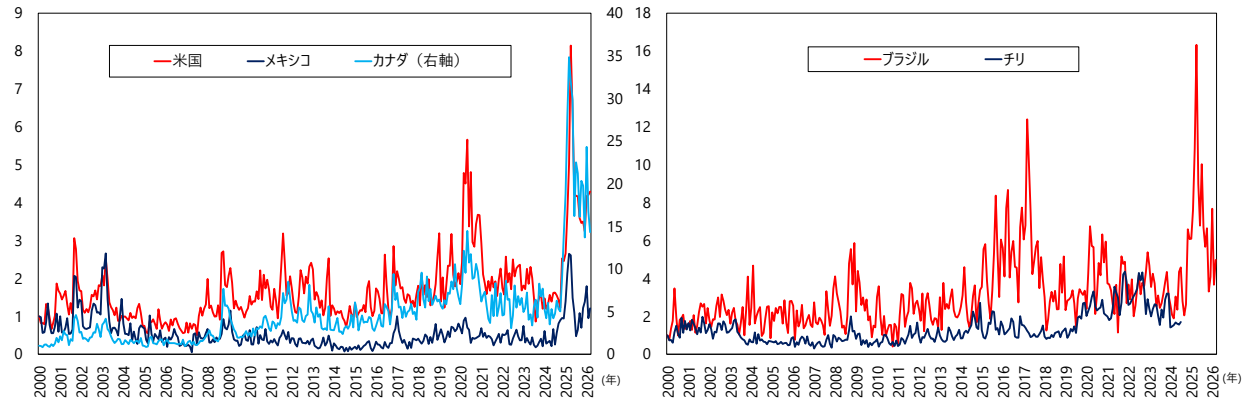

備考：2000 年 1 月の水準を 1 として基準化している。
資料：Economic Policy Uncertainty から作成。

2. 地政学リスク

経済政策に係る不確実性のみならず、地政学リスクへの関心も近年高まりを見せている。こうした地政学リスクの変化を把握するため、Caldara and Iacoviello（2022）は地政学リスク指数（Geopolitical Risk Index）を開発した。Caldara and Iacoviello（2022）は Baker et al.(2016)と同様のアプローチにより、米国と英国、カナダで発行されている新聞の記事を利用して地政学リスクの定量化を試みている。地政学リスク指数は、Geopolitical Risk Index のウェブページにて、時系列データが公開されている[5]。

第 1-1-2-5 図はグローバルでの地政学リスク指数を示している（2000 年 1 月の水準を 1 として基準化している）。いくつかの点で特に高い値を出しており、これらは 2001 年に発生した米国同時多発テロ、2003 年のイラク戦争、2022 年のロシアによるウクライナ侵略、2026 年の米国・イスラエルとイランの軍事衝突などに対応していると考えられる。特に、

[5] Geopolitical Risk Index のウェブページ（https://www.matteoiacoviello.com/gpr.htm）にて、指数が公開されている。

2022 年以降、グローバルでの地政学リスク指数は、2010 年代と比較して高い水準で推移していることが分かる。

地政学リスク指数についても国ごとにその傾向を把握することが重要である。第 1-1-2-6 図、第 1-1-2-7 図、第 1-1-2-8 図、第 1-1-2-9 図は、それぞれアジア、欧州及びロシア、北米及び南米、中東の地政学リスク指数を示している。各国が直面する状況に合わせて指数が上下しており、例えば、ロシアによるウクライナ侵略と同時期に、ドイツ、英国、フランスは高い水準の指数を記録している。

第 1-1-2-5 図 地政学リスク指数（グローバル）

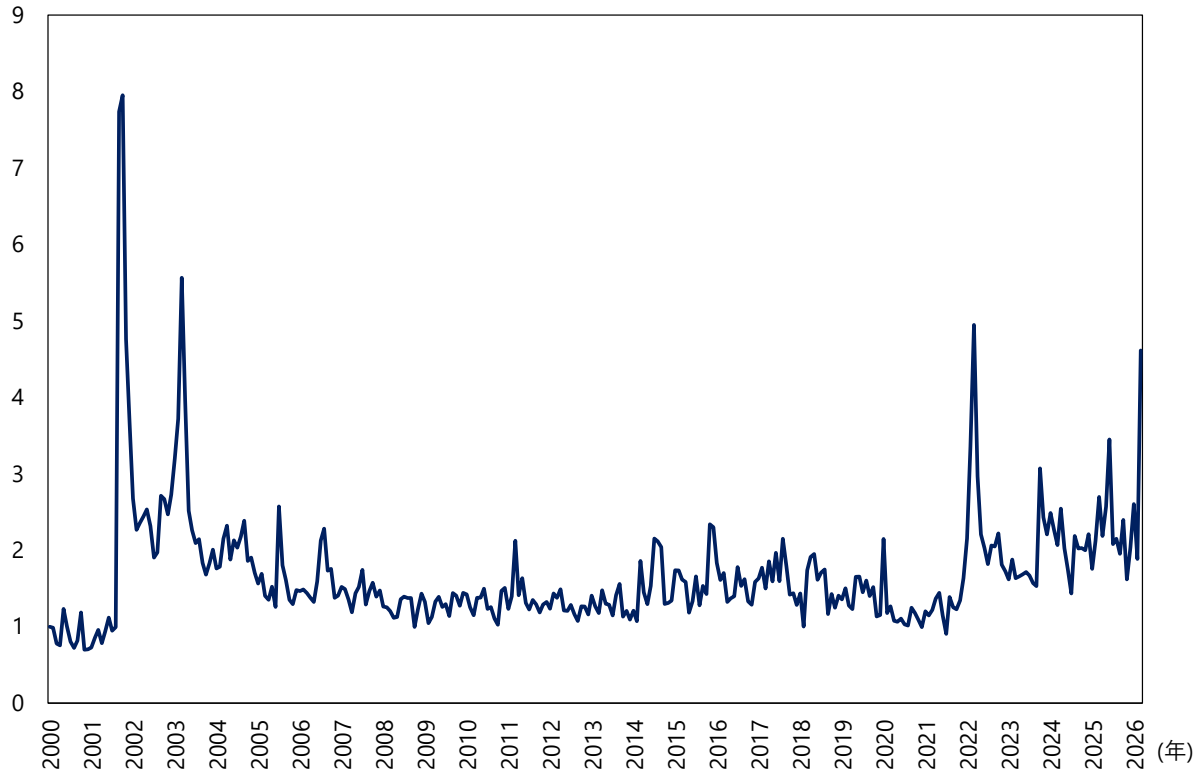

備考：2000 年 1 月の水準を 1 として基準化している。
資料：Geopolitical Risk Index から作成。

第 1-1-2-6 図 地政学リスク指数（アジア）

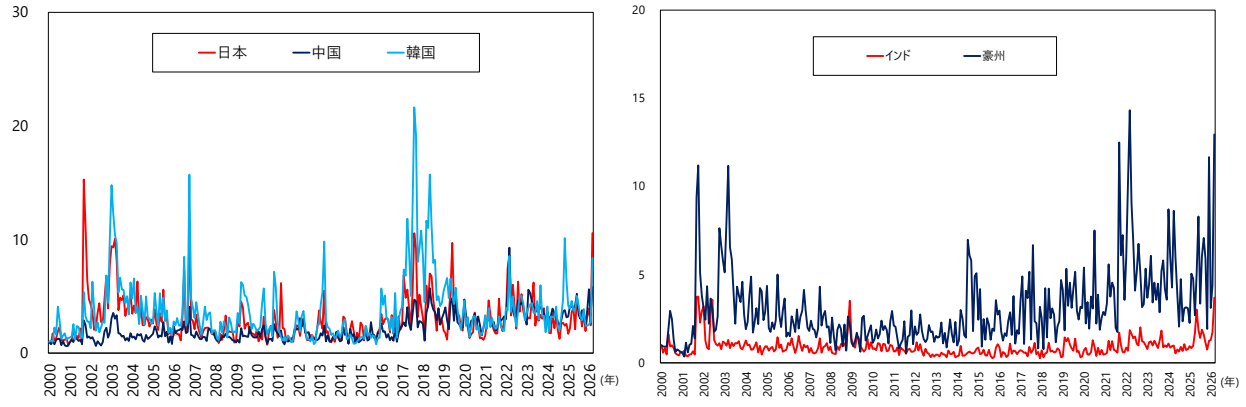

備考：2000 年 1 月の水準を 1 として基準化している。
資料：Geopolitical Risk Index から作成。

第 1-1-2-7 図 地政学リスク指数（欧州、ロシア）

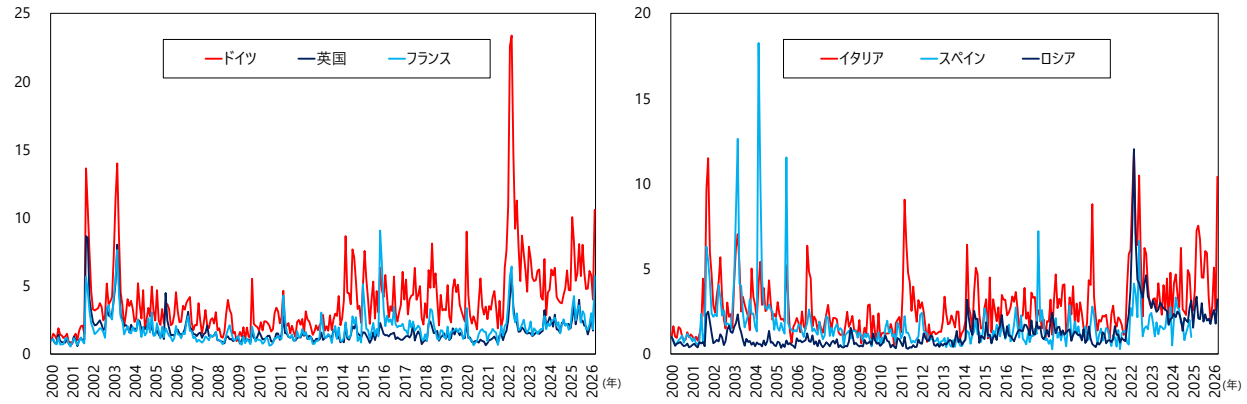

備考：2000 年 1 月の水準を 1 として基準化している。
資料：Geopolitical Risk Index から作成。

第 1-1-2-8 図 地政学リスク指数（北米、南米）

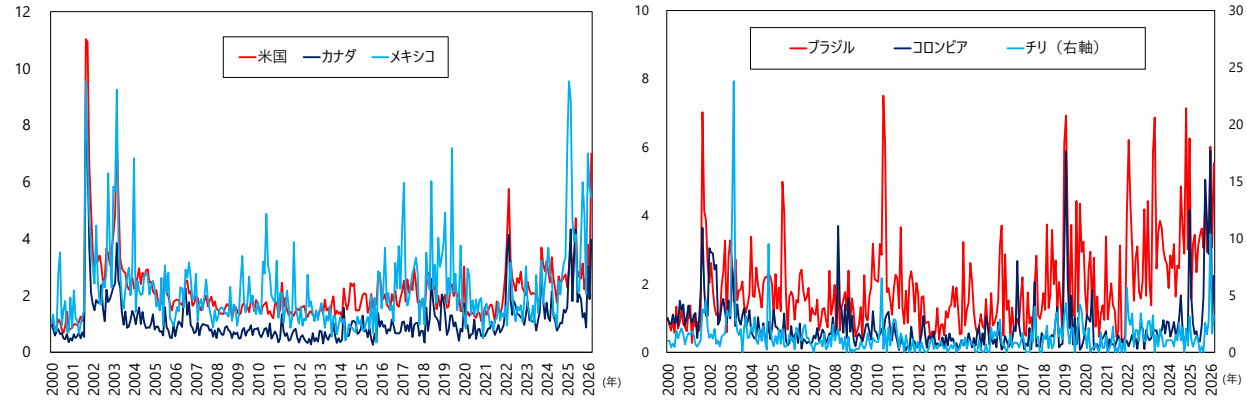

備考：2000 年 1 月の水準を 1 として基準化している。
資料：Geopolitical Risk Index から作成。

第 1-1-2-9 図 地政学リスク指数（中東）

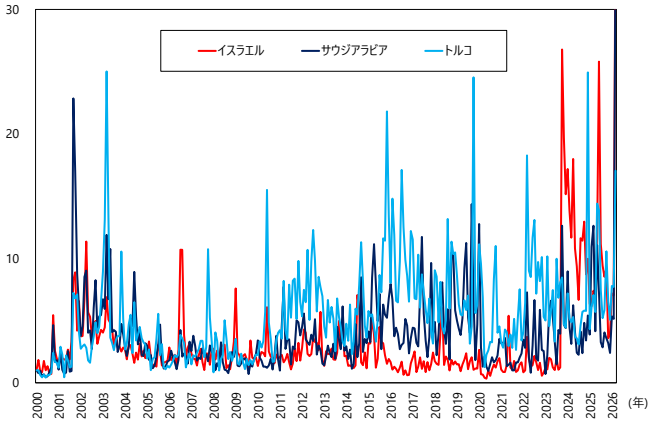

備考：2000 年 1 月の水準を 1 として基準化している。
資料：Geopolitical Risk Index から作成。

第3節 経済的威圧への懸念の高まり

近年、経済的威圧と呼ばれる行為に対する懸念が高まっている。経済的威圧には定まった国際法上の定義はないが、例えば、以下で述べる EU の反威圧措置規則では、貿易・投資に影響する措置を執る又は執るという脅しにより、EU 若しくはその加盟国が特定の政策決定を行うように第三国が圧力をかけようとする措置を、同規則で対応する「経済的威圧措置」としている[6]。

G7 においては、2024 年 6 月の G7 プーリア・サミットの首脳コミュニケにおいて、「我々は、経済的依存を武器化する試み又は脅しが失敗することを確保するためにパートナーと協働し、必要な場合には、経済的威圧に対して行動をとる用意がある」と述べられている。加えて、「我々は、パートナーと共に、我々及び彼らのそれぞれの産業能力の構築に投資し、多様で強靱なサプライチェーンを推進し、重大な依存関係及び脆弱性を低減する」とサプライチェーン強靱化の方針が盛り込まれたほか、「我々は、公正な慣行を推奨し、経済的威圧に対する強靱性を構築するため、WTO におけるものを含め、外交的な取組及び国際協力を強化する」と経済的威圧に対して取組を強化する方針が示されている[7]。

EU では、経済的威圧を行う第三国に対して対抗的な措置をとることを可能にする反威圧措置規則（ACI: Anti Coercion Instrument）が 2023 年 12 月に発効された。本規則の狙いは、当該第三国との協議を通じて「経済的威圧措置」の停止を促すことである。他方、これが実行されない場合、EU は本規則に基づき、財・サービス貿易、対内直接投資、金融市場、公共調達、知的財産権の貿易関連側面、輸出管理などの分野において対抗的な措置を講じることができる[8]。

米国では、2025 年 4 月、1962 年通商拡大法 232 条に基づき、重要鉱物などの輸入が米国の国家安全保障に及ぼす影響を判断するための調査開始を指示する大統領令が発表された。その中で米国は、「（国家安全保障や経済的強靱性に不可欠なレアアースなどの）重要鉱物を外部調達（とりわけ敵対的な国々）に大きく依存しており、経済や防衛部門はサプライチェーンの混乱や経済的威圧にさらされている」と述べている[9]。その後、2025 年 10 月に報告書が商務長官から大統領へ提出され、これを受けて 2026 年 1 月には重要鉱物の輸入量調整に向けた各国・地域との交渉を指示する大統領布告が発表された[10]。報告書の中では、重要鉱物が米国の防衛や商業のサプライチェーンにおいて重要な役割を果たしてい

---

[6] European Commission, *Protecting against coercion*, https://policy.trade.ec.europa.eu/enforcement-and-protection/protecting-against-coercion_en (Accessed 31 March 2026).

[7] 外務省、*G7 プーリア・サミット*、2024 年 6 月 15 日、https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/pageit_000001_00005.html（2026 年 4 月 23 日閲覧）。

[8] European Commission, *Protecting against coercion*, https://policy.trade.ec.europa.eu/enforcement-and-protection/protecting-against-coercion_en (Accessed 31 March 2026).

[9] The White House, *Fact Sheet: President Donald J. Trump Ensures National Security and Economic Resilience Through Section 232 Actions on Processed Critical Minerals and Derivative Products*, 2025/04/15, https://www.whitehouse.gov/fact-sheets/2025/04/fact-sheet-president-donald-j-trump-ensures-national-security-and-economic-resilience-through-section-232-actions-on-processed-critical-minerals-and-derivative-products/ (Accessed 23 April 2026).

[10] The White House, *ADJUSTING IMPORTS OF PROCESSED CRITICAL MINERALS AND THEIR DERIVATIVE PRODUCTS INTO THE UNITED STATES*, 2026/01/14, https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2026/01/adjusting-imports-of-processed-critical-minerals-and-their-derivative-products-into-the-united-states/ (Accessed 31 March 2026).

ることや、そうした重要鉱物の供給を外国に過度に依存していることが米国の国家安全保障を損なうおそれがあることが指摘されている。同報告を受け、大統領は商務長官及び米国通商代表に対し、輸入相手国との輸入量調整にむけた交渉を推進し、交渉の結果と状況を 180 日以内に大統領に報告することを指示した[11]。

[11] JETRO、*トランプ米大統領、232 条に基づき重要鉱物の協定交渉を指示、将来的な関税賦課の可能性残る*、2026 年 01 月 16 日、https://www.jetro.go.jp/biznews/2026/01/3d1e434532dc1fd0.html（2026 年 4 月 23 日閲覧）。

第4節 拡大する生産能力

1. 拡大する生産能力

世界の製造業の付加価値生産額は拡大を続けており、2022 年時点で 2000 年と比較して約 2.7 倍となっている（第 1-1-4-1 図）。その中で、中国の製造業付加価値が著しい増加を示している。2000 年時点で中国のシェアは世界の約 6%だったが、2022 年時点では約 29%を占めている。また、第 1-1-4-2 図は世界の財輸出の推移を示しているが、ここでも中国の輸出額は著しい増加を示している。

第 1-1-4-1 図 世界の製造業付加価値の推移

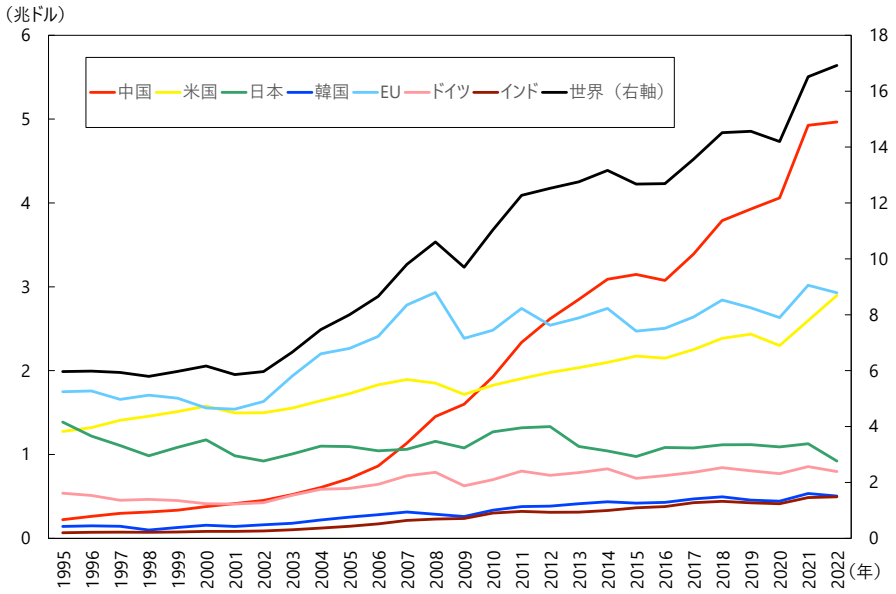

資料：OECD TiVA から作成。

第 1-1-4-2 図 世界の財輸出額の推移

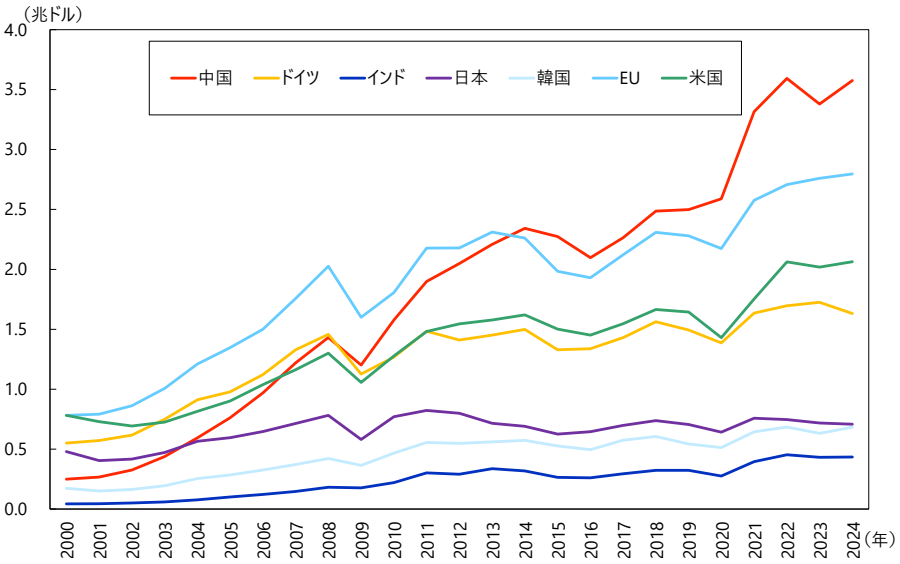

資料：UNCTAD から作成。

中国の製造業のうち、生産拡大が著しい例として鉄鋼を取り上げて詳しく見てみる。OECD の統計によれば、中国の鉄鋼業の付加価値生産額は急速に拡大し、2000 年代後半までに日本、米国、EU を追い越し、2022 年には世界の付加価値生産額の約 4 割、第 2 位の EU の約 4 倍の規模にまで成長した（第 1-1-4-3 図）。中国の生産規模を足下 2025 年の粗鋼生産量で見ると、世界の総生産約 18 億 5,000 万トンのうち、その半分を中国が生産している（第 1-1-4-4 図）。このように中国の生産拡大が急速であったこと、足下の生産規模が極めて大きいことから、中国の生産や輸出入の動向は、他の諸国にも大きな影響を与えることとなった。

第 1-1-4-3 図 主要国・地域の鉄鋼業付加価値生産額の推移

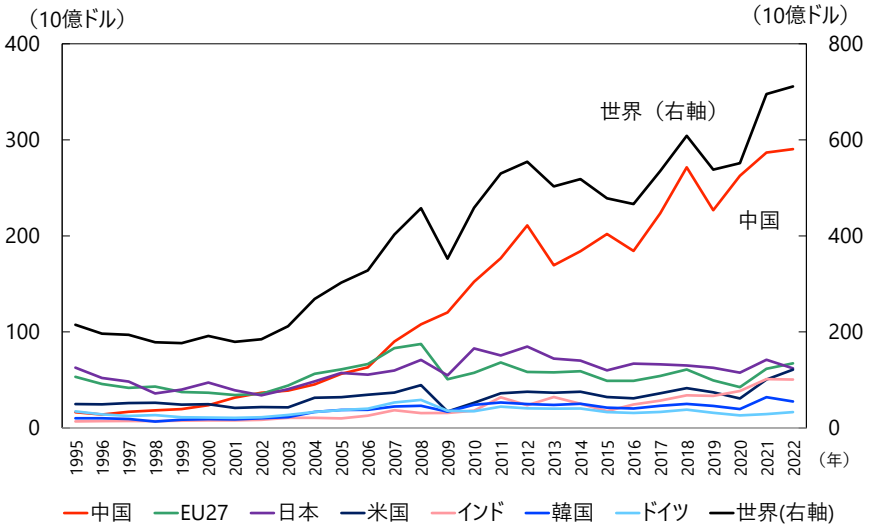

備考：EU は全期間にわたって 27 か国ベース。
資料：OECD TiVA から作成。

第 1-1-4-4 図 世界主要国の粗鋼生産量（2025 年）

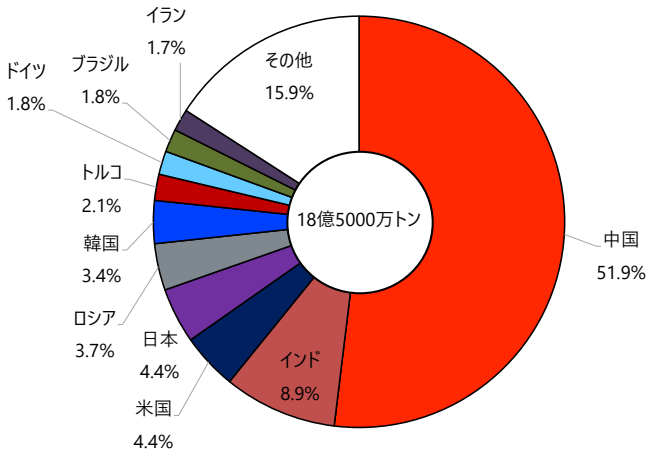

資料：世界鉄鋼連盟から作成。

それでは、中国の鉄鋼生産について、生産能力と実際の生産量の推移を見てみる。中国の鉄鋼の生産能力は、2010 年代前半まで粗鋼、鋼材ともに増加基調で推移してきたが、2010 年代中頃に頭打ちとなり、2010 年代後半にかけて一旦減少に転じた（第 1-1-4-5 図）。しかし、2010 年代末からは再び増加に転じて現在に至っている。この間、実際の生産量も似たような動きをしているが、2020 年代に入って粗鋼の生産は頭打ち、鋼材は緩やかな生産増が続いているように見える。この生産能力と生産量との差は生産能力の余剰能力とも考えられるが、近年は再びこの余剰能力が拡大する様子がうかがえる。

第 1-1-4-5 図 中国の鉄鋼の生産量と生産能力の推移

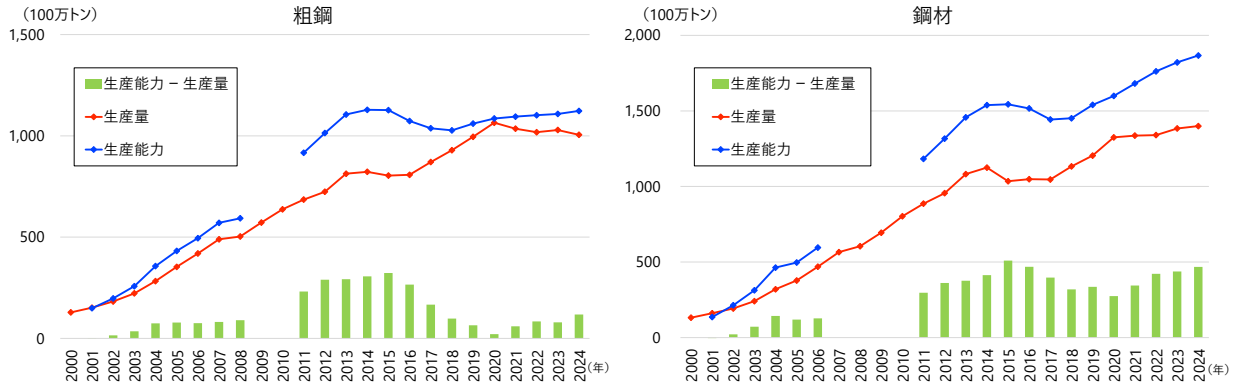

備考：2000 年代後半に生産能力の統計が公表されなかった時期がある。
資料：中国国家統計局、CEIC database から作成。

また、太陽電池も著しく生産が拡大してきた。第 1-1-4-6 図は中国の太陽電池生産量の推移を示しているが、2010 年以降、急激に生産量が増加しており、2010 年から 2025 年まででおよそ 140 倍に増加した。

第 1-1-4-6 図 中国の太陽電池の生産量の推移

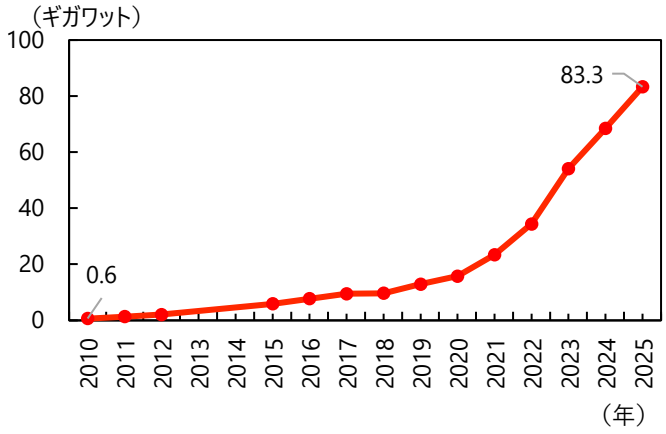

備考：2013 年、2014 年はデータ無し。
資料：中国国家統計局から作成。

このような中国の生産拡大が輸出の面でどう現れているか見てみる。近年の中国の輸出動向を中国海関総署（税関）が公表している貿易指数を基に、数量、価格の両面から表示したのが第 1-1-4-7 図である。輸出全体の数量指数は 2023 年中頃から前年同月比でプラスに転じる一方で、単価指数はマイナスに転じ、価格は前年割れとなっている。月ごとの変動はあるものの、ならして見ればこのような状況は基本的に 2025 年末まで続いている。さらに個別品目について、輸出額と輸出数量から平均輸出単価を計算すると、鋼材、太陽電池でマイナスが続いている。

第 1-1-4-7 図 中国の輸出単価･数量の推移

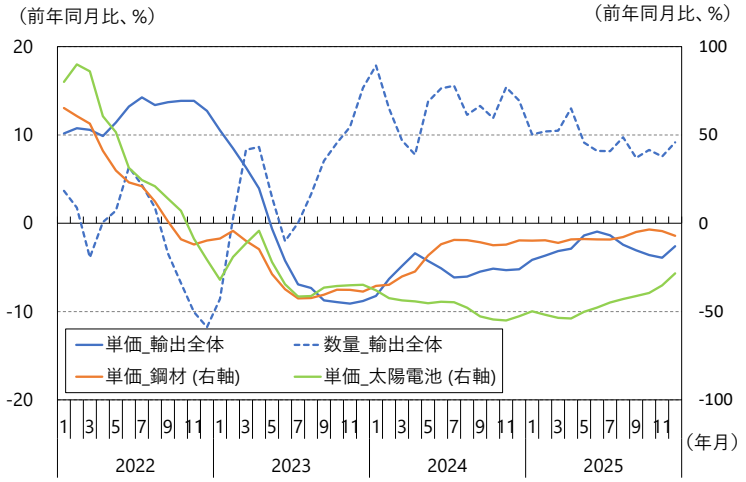

備考：輸出全体は中国海関総署が公表する総合指数。鋼材、太陽電池は、各月の輸出額、輸出数量（トン、個）から計算した平均輸出単価。いずれも 3 か月移動平均で前年同月比を計算。人民元ベース。
資料：中国海関総署、CEIC database から作成。

こうした生産の拡大を背景とした輸出の増加は、国際的な懸念にもつながっている。足下においても、2025 年 11 月 18 日の米連邦議会の諮問委員会「米中経済・安全保障調査委員会」で発行された年次報告書において、中国の過剰生産の問題点を「チャイナショック 2.0」として取り上げており、中国の過剰生産への懸念を示している[12]。また、米国のみならず、欧州についても、フォン・デア・ライエン欧州委員会委員長が 2025 年 7 月に北京で開かれた EU・中国サミットにおいて中国の過剰生産能力への懸念を述べている[13]。

このような状況の中、近年、WTO 加盟国による貿易救済措置の新規調査の頻度が増している。以下では、貿易救済措置の概要、近年の新規調査の動向、既存制度や運用の変更などの動向について概観する。

[12] U.S.-China Economic and Security Review Commission, *2025 Annual Report to Congress* ,https://www.uscc.gov/annual-report/2025-annual-report-congress（2026 年 3 月 31 日閲覧）。

[13] Delegation of the European Union to the People's Republic of China, *Statement by President von der Leyen at the joint press conference with President António Costa following the EU-China Summit in Beijing*,https://www.eeas.europa.eu/delegations/china/statement-president-von-der-leyen-joint-press-conference-president-ant%C3%B3nio-costa-following-eu-china_en（2026 年 3 月 31 日閲覧）。

2. 貿易救済措置の概要

自由貿易の推進を目的とした国際協定（関税及び貿易に関する一般協定（GATT））を引き継ぐ形で、1995 年に発効した WTO 協定は、GATT と同様に、「内国民待遇」と「最恵国待遇」を国際貿易における基本原則として位置付けている。前者は、輸入品に適用される待遇は、関税その他の課徴金を除き、同種の国内産品に対するものと差別的であってはならないとする原則[14]で、後者は、輸出入について、いずれかの国に与える最も有利な待遇を、他の全ての加盟国に対して与えなければならないとする原則[15]である。また、関税については、関税交渉で設定・約束した譲許税率の下で、税率は現状維持か、将来的に引き下げることとされており、一方的な引上げは、原則として認められていない（関税譲許）[16]。

これらの原則に対し、特定の状況において、国内産業を保護・救済するために設けられた措置が、「貿易救済措置[17]」と呼ばれている措置で、一般的に、アンチダンピング（AD）措置、補助金相殺関税（CVD）措置、セーフガード（SG）措置と呼ばれる三つの措置を指している。前者二つは、輸出国の国内向け販売価格より不当に低い価格で輸入された産品、又は特定性のある補助金により利益を受けて輸入された産品から、国内産業が受けた不利益（実質的な損害）又は受けるおそれを是正するため、特定の対象国・地域に対して採られる措置で、後者は、特定の製品の輸入が急増して国内産業に重大な損害を与え、国民経済上緊急の必要性が認められる場合に、一時的に輸入を抑制するため、全ての国・地域から輸入される同産品に対して採られる措置、となっている。三つの措置とも、特定の要件を満たすことが調査当局の調査[18]によって明らかになった場合には、関税譲許の例外として、通常の関税のほかに割増関税を賦課することができる措置[19]である。自由、無差別、互恵を原則とした GATT の条文の中に、アンチダンピング措置のような例外的な規定が組み込まれた理由について、柴山（2005）は、他国の産業に損害を与えるような経済行為は望ましくないものと考えられていたため、輸入国の国内産業を保護する目的にとどまらず、違反企業に対して制裁措置を課すことで、これらの望ましくない経済行為を行うことが費用のかかる行為であることを知らしめ、その発生を抑えることが企図されたと述べている。

各国は、WTO 協定及び同協定を踏まえて独自に制定した国内法に基づき、同措置を運用しているが、同協定は、各国の制度設計において一定の裁量を認めており、各国の運用は一様ではない。後述する迂回防止措置なども、その一例である。

---

[14] GATT 第 3 条。

[15] GATT 第 1 条、第 3 条 7 項、第 5 条、第 13 条及び第 17 条。

[16] GATT 第 2 条。

[17] GATT 第 6 条、1994 年の関税及び貿易に関する一般協定第 6 条の実施に関する協定（アンチダンピング協定）、補助金及び相殺措置に関する協定、GATT 第 19 条、セーフガードに関する協定。日本では、「特殊関税制度」と呼ばれている。詳細については、経済産業省や税関のウェブサイト等を参照。

[18] 日本の調査当局は、財務省、経済産業省及び当該産品の産業を所管する省。AD 調査、CVD 調査は、原則 1 年（最長 18 か月）。

[19] セーフガード措置に関しては、輸入の数量制限も可能。なお、同措置は、一定の制限の下、措置発動国は関係輸出国に補償を提供することが求められ、そうでない場合は輸出国によるリバランス措置発動が認められる（2025 年版不公正貿易報告書）。

近年起こっている過剰生産や不公正な貿易への対応として、貿易救済措置では不十分だとの声[20]も聞かれるが、上述したとおり、WTO 加盟国による同措置の調査開始件数は増加している。ある国が貿易救済措置を発動すると、当該国から締め出された産品がその他の国に流入し、流入が起こった国でも貿易救済措置を発動するといった連鎖が起こる一方、貿易救済措置を発動しない国へは、締め出された安価な産品が流れ込む事態も想定される。また、一度発動された措置は、長期化する傾向にあることから、自国が調査対象になっていなくても、他国の貿易救済措置の動向を把握しておくことは肝要である。

我が国としても、現行の国際貿易の仕組みの下で貿易を行う以上、この貿易ルールの性質や成立の背景を正しく把握し、必要なときには、利用可能な手段を、時機を逸せずに活用し、適切かつ効果的な措置を講じることが欠かせない。なお、一般的に、調査は国内生産者等からの申請を受けて開始する[21]ため、当該制度及びその背景の理解を産業界に深めてもらうことが大変重要である[22]。近年、我が国が調査対象国に含まれるケースも増えており、当該制度及びその背景の理解は、自社が他国の貿易救済措置の調査対象となった場合等に、迅速な対応を取る上でも欠かせないものとなっている。

一方、同措置は、調査が開始されるだけでも、将来、割増関税が賦課されるおそれが生じるなど、輸出者に多大な影響を及ぼす措置であり、濫用を防止するための国際ルールの環境整備、そして各国調査当局の調査が当該ルールの下で精査した調査であることは、今後も引き続き重要である。日本政府としても、国際ルールの環境整備や調査に要する十分な体制を確保することが不可避である。

3. WTO 加盟国の新規調査の動向

WTO（2025）によると、2024 年 10 月中旬～2025 年 10 月中旬までの一年間に、WTO 加盟国が新たに調査を開始した貿易救済措置の件数は 387 件で、月平均 32.3 件と 2020 年及び 2024 年の同期間の月平均 36.1 件、37.3 件からは減少したが、引き続き高い水準だった。そのうちの 94%超は G20 諸国による調査で、82.2%がアンチダンピング措置の調査だった。同期間に開始した新規調査により、世界の財輸入額の 0.4%が影響を受けたと推計している。なお、同期間に終了した貿易救済措置は 137 件で月平均 11.4 件と、2012 年以降の最低水準と同程度の水準だった。

[20] USTR, *Remarks by Assistant U.S. Trade Representative Sushan Demirjian at the Global Forum on Steel Excess Capacity*, https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2024/october/remarks-assistant-us-trade-representative-sushan-demirjian-global-forum-steel-excess-capacity（Accessed 31 March 2026）.

[21] 日本でも、法令上、国内生産者の申請を得ずに、政府が職権で AD 調査又は CVD 調査を開始することは可能だが、実例はない（2026 年 3 月時点）。

[22] 同措置の理解を深めてもらうため、財務省（税関）及び経済産業省は、各種ウェブサイトやパンフレットの提供、制度の説明会等を実施している。

(1) アンチダンピング（AD）措置及び補助金相殺関税（CVD）措置[23]

近年の AD 及び CVD 措置の新規調査開始件数[24]を見ると、AD 調査は、2022 年に 89 件にまで減少した後、増加傾向に転じ、2024 年には、368 件にまで件数が増加した。一方の CVD 調査は、そもそも補助金情報の入手が困難であるなど、申請のハードルが高いとも言われており[25]、AD の新規調査件数と比べると件数が一桁少ないが、2021 年、2022 年では 20 件以下だった件数が、2024 年には 64 件にまで増加した（第 1-1-4-8 図）。

第 1-1-4-8 図 AD 及び CVD の新規調査開始件数

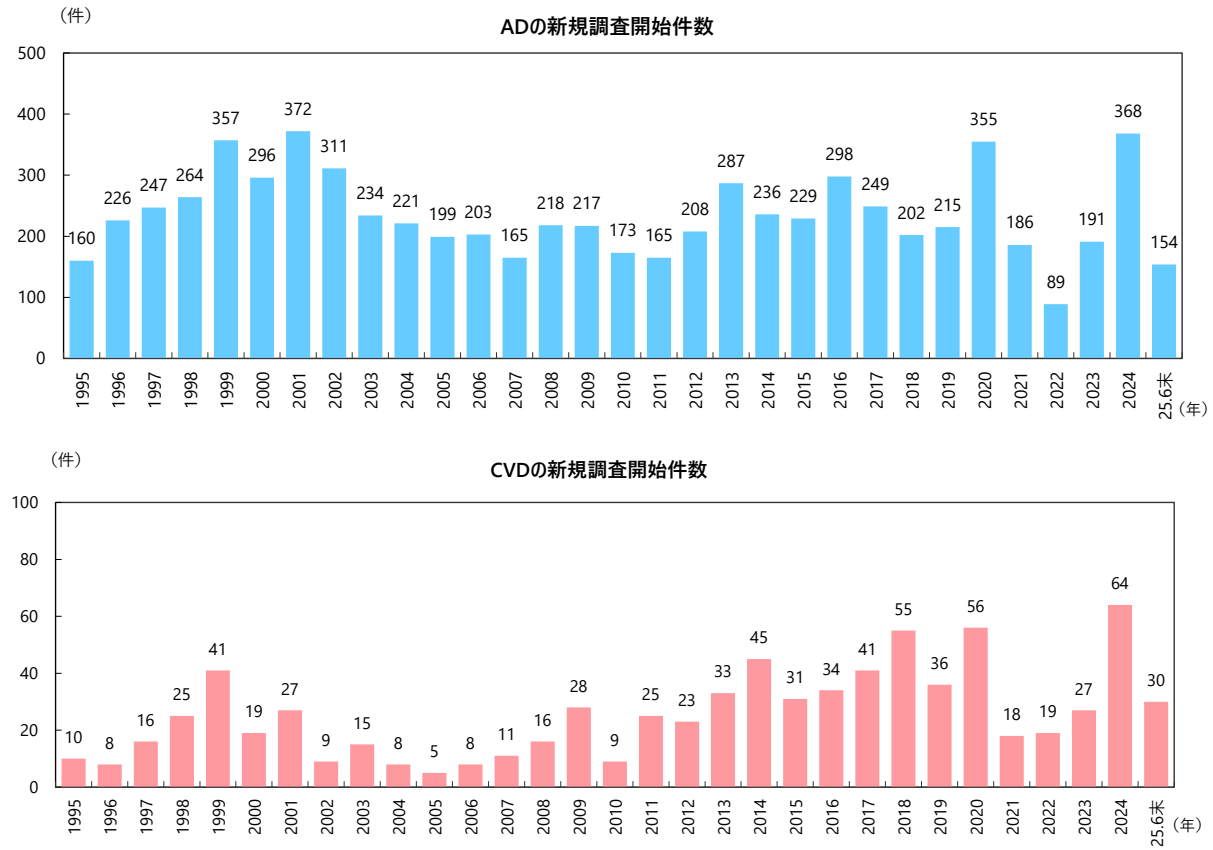

資料：WTO Trade Remedies Data Portal から作成。

1995 年から 2025 年 6 月末までの新規調査開始件数の合計を国・地域別で見ると、AD 調査は、インドが最も多く、次いで、米国、EU となっているが、ブラジル、アルゼンチンなどの新興国も上位となっている（第 1-1-4-9 図）。アンチダンピングの新規調査が多い新興国上位 4 か国（インド、ブラジル、アルゼンチン、中国）を合計した件数を時系列で見てみると、2024 年は 130 件（同年の米国と EU の新規調査案件の合計は 94 件）と前年の 59 件から二倍超の増加となった（第 1-1-4-10 図）。

CVD 調査は、米国の新規調査件数が 398 件と圧倒的に多く、全 729 件の半数以上を占めている（第 1-1-4-9 図）。なお、被調査対象国・地域は、両調査とも中国が一位となっている。

[23] 同じ産品、同じ対象国・地域に対して、AD と CVD の両調査が実施される場合がある。
[24] 一つの調査で対象国が複数国・地域の場合は、対象国・地域の数で数えられている。
[25] 経済産業省（2022）

第 1-1-4-9 図 新規調査の国・地域別内訳

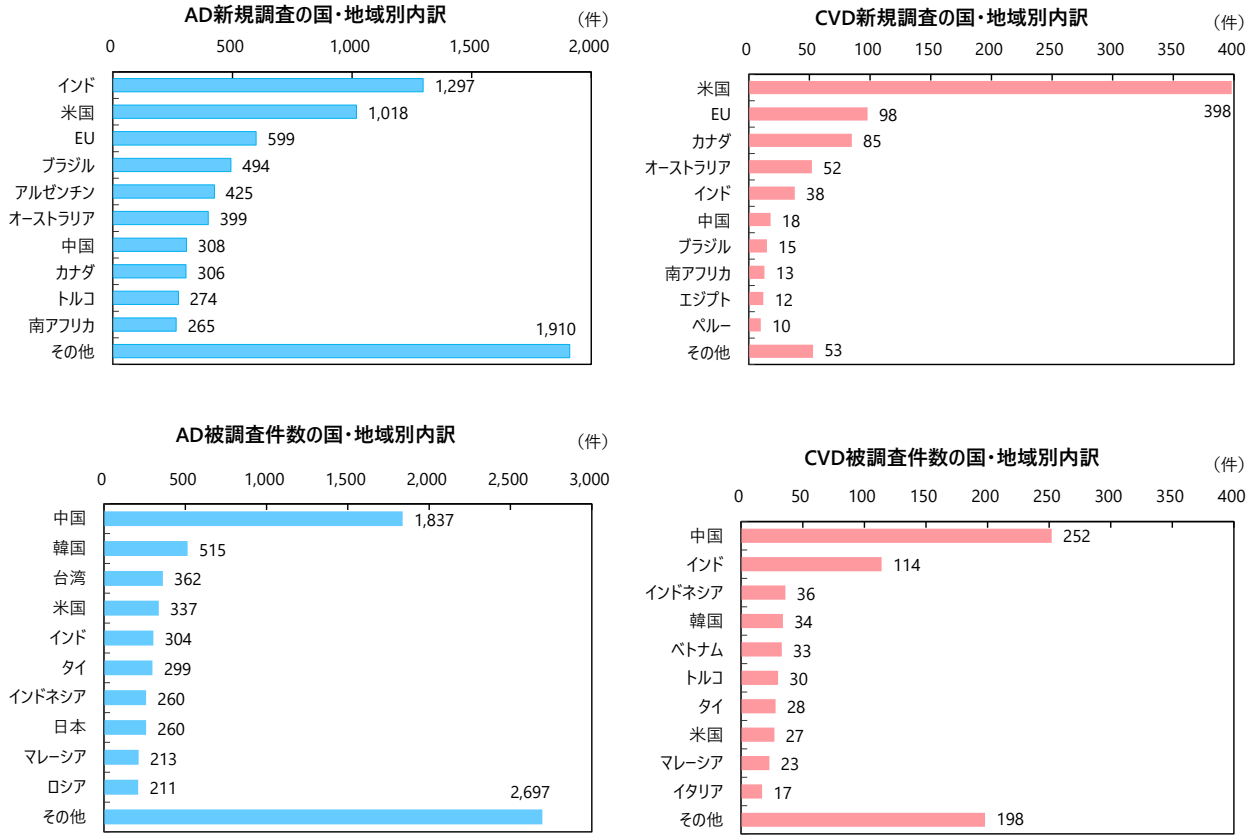

備考：1995 年～2025 年 6 月末までの新規調査の合計件数の国・地域別内訳。
資料：WTO Trade Remedies Data Portal から作成。

第 1-1-4-10 図 AD 調査開始件数の多い新興国及び米国・EU の新規調査開始件数の推移

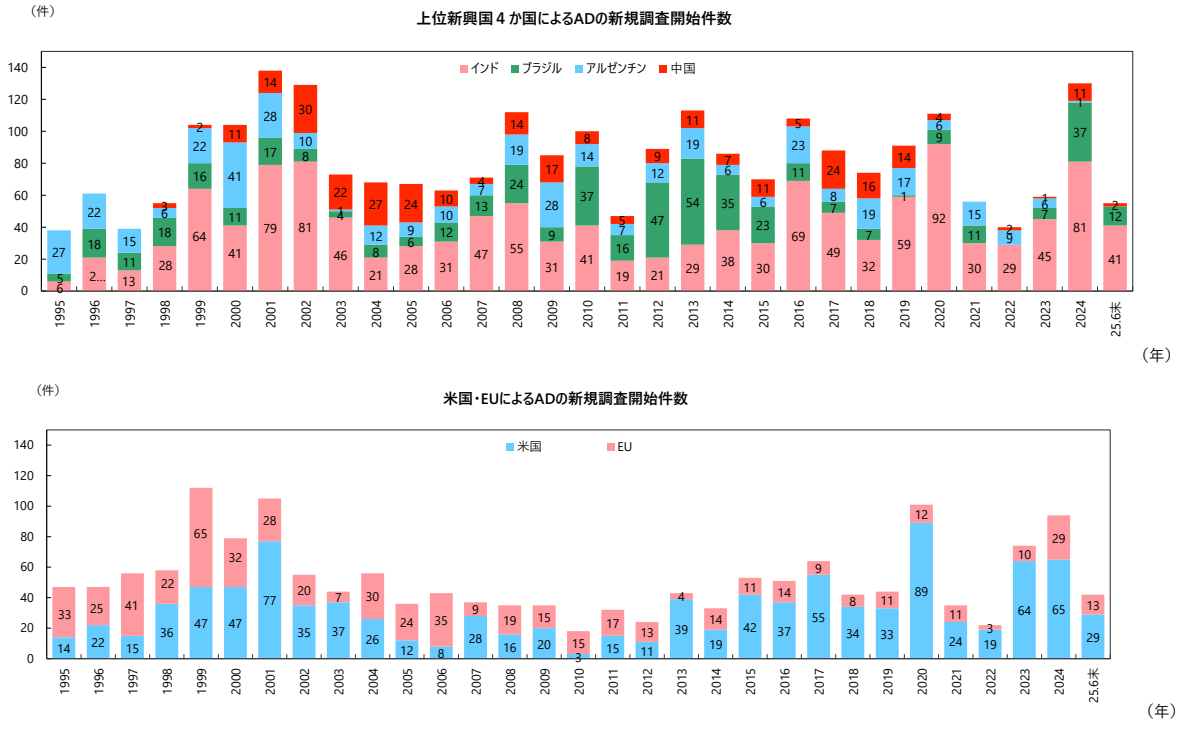

資料 WTO Trade Remedies Data Portal から作成。

分野別で見てみると、両調査とも HS 第 72 類の鉄鋼を含む HS 第 15 部の卑金属及びその製品、第 6 部の化学製品、第 7 部のプラスチック製品、ゴム製品等が上位となっている（第 1-1-4-11 図）。

第 1-1-4-11 図 新規調査の分野別内訳

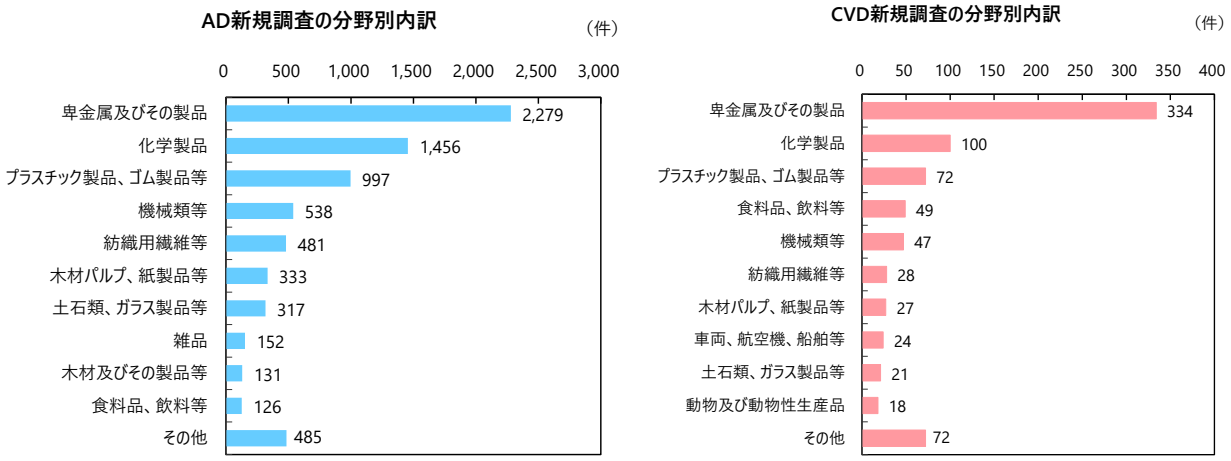

備考：1995 年～2025 年 6 月末までの新規調査の合計件数の分野別内訳。
資料：WTO Trade Remedies Data Portal から作成。

⑵ セーフガード（SG）措置

セーフガード措置の新規調査開始件数は、2022 年に 4 件まで減少した後、再び上昇傾向となっている。1995 年以降の調査開始件数の合計を国別に見てみると、インド、インドネシアを筆頭に、新興国の件数が多くなっている。分野別では、AD 及び CVD 調査と同様に、HS 第 72 類の鉄鋼を含む HS 第 15 部の卑金属及びその製品、そして第 6 部の化学製品が上位を占めている（第 1-1-4-12 図）。

第 1-1-4-12 図 新規調査開始件数及び国・地域、分野別内訳

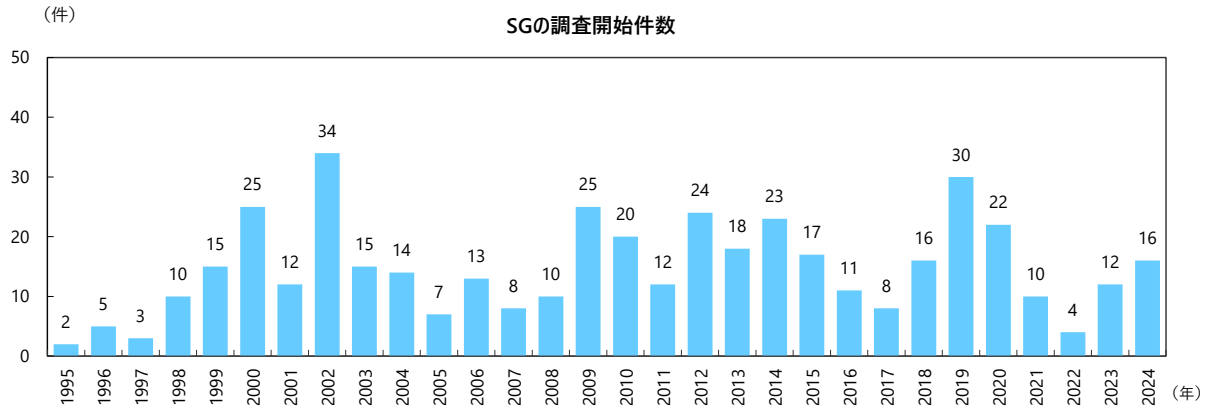

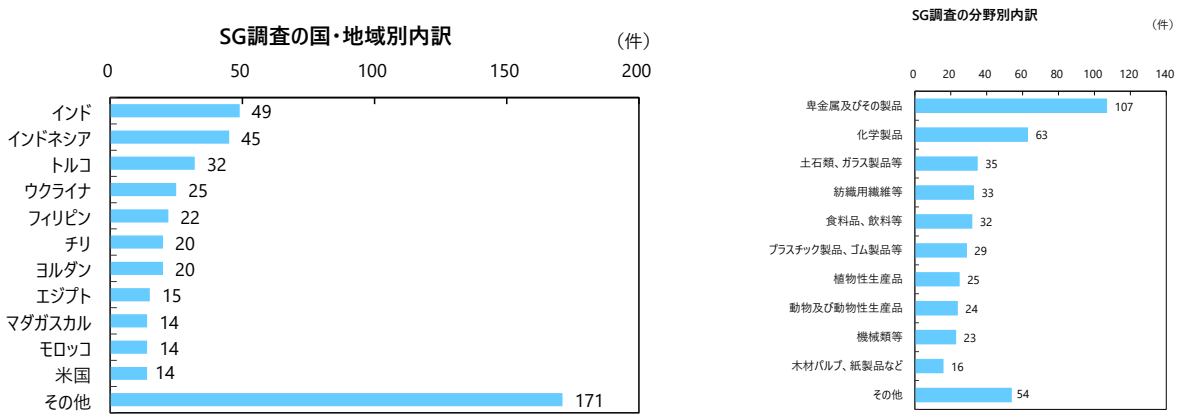

備考：下段は、1995 年～2024 年までの新規調査の合計件数の国・地域別、分野別内訳。
資料：WTO Data から作成。

4. 欧米の新規調査の動向

次に、米国及び EU の近年の新規調査の動向を見ていく。

米国が、2024 年に新たに調査を開始した案件は 111 件（AD 調査 65 件、CVD 調査 45 件、SG 調査 1 件）で、前年の 83 件から増加した。内訳を見ると、特に CVD 調査が、前年の 19 件から 45 件と二倍超の増加となった。分野別で見ると、一番多かったのは、化学製品の 30 件（AD 調査 18 件、CVD 調査 11 件、SG 調査 1 件）で、次いで卑金属及びその製品の 29 件（AD 調査 18 件、CVD 調査 11 件）だった。調査対象の国・地域別では、対中国の 28 件（AD 調査 14 件、CVD 調査 14 件）が最も多く、次いで対インドの 16 件（AD 調査 8 件、CVD 調査 8 件）だった[26]。一方、米国が同年、他国の新規調査の対象となった件数（被調査件数）は 9 件と、米国が新たに調査した件数と比較すると、極めて少なかった（第 1-1-4-13 図）。

第 1-1-4-13 図 米国の新規調査・被調査件数

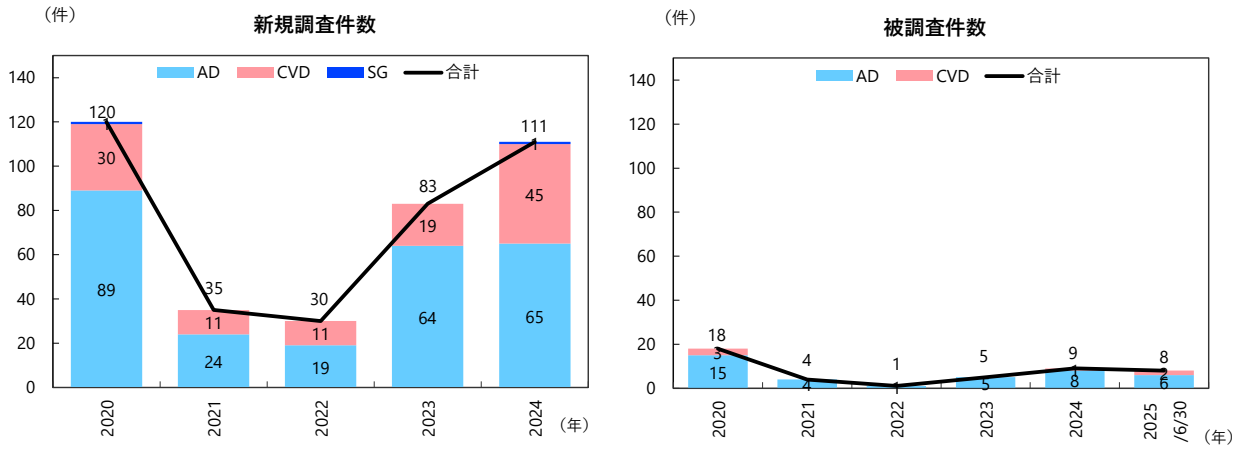

備考：SG は、特定国・地域対象の調査ではないので、右データには含まれていない。
資料：WTO Trade Remedies Data Portal 等から作成。

[26] WTO, *Trade Remedies Data Portal*, https://trade-remedies.wto.org/en（Accessed 31 March 2026）.
WTO, *WTO Data*, https://data.wto.org/en/dataset/safeguards（Accessed 31 March 2026）.

EU が 2024 年に新たに調査を開始した案件は 33 件（AD 調査 29 件、CVD 調査 3 件、SG 調査 1 件）で前年の 12 件から急増し、2006 年以降で最も多かった。分野別で見ると、一番多かったのは化学製品の 13 件（AD 調査）で、次いで卑金属及びその製品が 9 件（AD 調査 8 件、SG 調査 1 件）だった。化学製品に対する調査が増えた背景には、中国の同分野における過剰生産に加え、コロナ政策の終了やコンテナ不足など物流制約の解消などが関係している可能性があると、欧州委員会は分析している[27]。調査対象の国・地域別では、対中国の 20 件（AD 調査 19 件、CVD 調査 1 件）が最も多く、次いでインド、韓国、台湾が各 2 件（AD 調査各 2 件）だった[28]。なお、同年、EU が他国の新規調査の対象となった件数（被調査件数）は 9 件だった（第 1-1-4-14 図）。

第 1-1-4-14 図 EU の新規調査・被調査件数

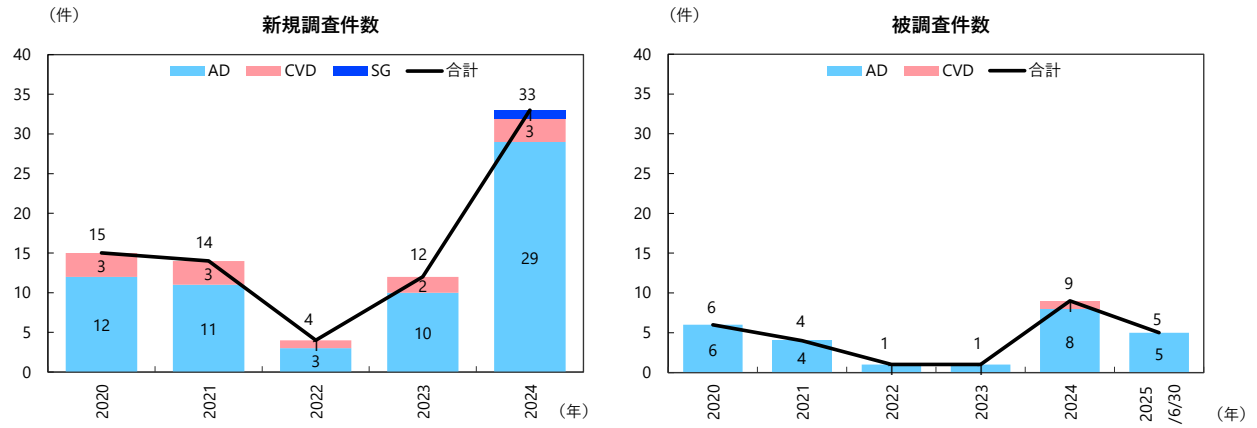

備考：SG は、特定国・地域対象の調査ではないので、右データには含まれていない。
資料：WTO Trade Remedies Data Portal 等から作成。

5. 中国の新規調査の動向

中国が 2024 年に新規調査を開始した案件は 13 件（AD 調査 11 件、CVD 調査 1 件、SG 調査 1 件）と前年の 1 件から大幅に増加した。分野別では、プラスチック製品・ゴム製品等が 7 件（AD 調査）と多かった。調査対象の国・地域別では、一番多かったのは対 EU で 4 件（AD 調査 3 件、CVD 調査 1 件）、次いで対カナダ、対インド、対日本が各 2 件（AD 調査各 2 件）だった[29]。同年、中国が他国の新規調査の対象となった件数（被調査件数）は 167 件（AD 調査 152 件、CVD 調査 15 件）と、88 件だった前年から二倍超の増加となった（第 1-1-4-15 図）。

[27] European Commission (2025), “43rd Annual Report from the Commission to the European Parliament and the Council on the EU’s Anti-Dumping, Anti-Subsidy and Safeguard activities and the Use of Trade Defence Instruments by Third Countries targeting the EU in 2024”, https://ec.europa.eu/transparency/documents-register/detail?ref=COM(2025)428&lang=ja28_0.pdf（Accessed 31 March 2026）.

[28] WTO, *Trade Remedies Data Portal*, https://trade-remedies.wto.org/en（Accessed 31 March 2026）.
WTO, WTO Data, https://data.wto.org/en/dataset/safeguards（Accessed 31 March 2026）.

[29] WTO, *Trade Remedies Data Portal*, https://trade-remedies.wto.org/en（Accessed 31 March 2026）.
WTO, WTO Data, https://data.wto.org/en/dataset/safeguards（Accessed 31 March 2026）.

第 1-1-4-15 図 中国の新規調査・被調査件数

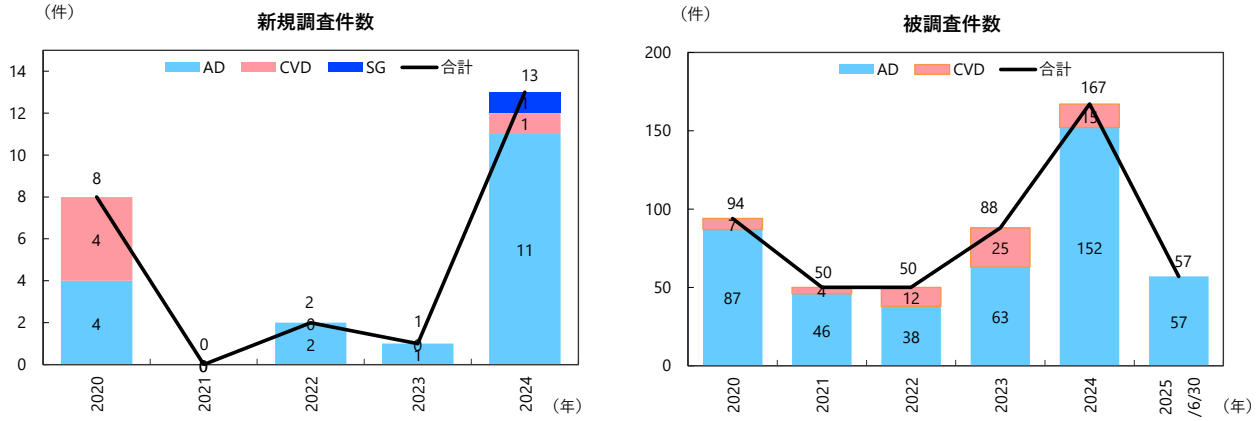

備考：SG は、特定国・地域対象の調査ではないので、右データには含まれていない。
資料：WTO Trade Remedies Data Portal 等から作成。

6. 日本の新規調査の動向

日本の 2024 年の新規調査件数は AD 調査の 1 件で、中国産の黒鉛電極に対する調査[30]だった。なお、同年に他国の新規調査の対象となった件数（被調査件数）は 10 件だった（第 1-1-4-16 図）。上述したとおり、近年、世界各国の中国に対する新規調査が急増している。中国が調査対象となっている鉄鋼や化学品など素材系の産品は、日本の輸出品目でもあるため、日本も巻き込まれる形で対象国に含まれるケースが増えている。

第 1-1-4-16 図 日本の新規調査・被調査件数

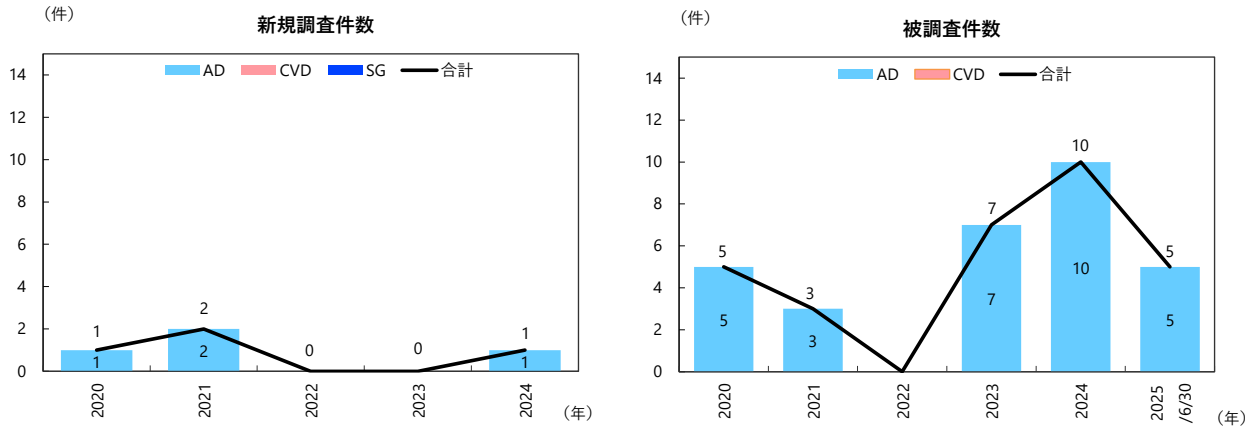

備考：SG は、特定国・地域対象の調査ではないので、右データには含まれていない。
資料：WTO Trade Remedies Data Portal 等から作成。

7. 既存制度や運用の変更などの動向

前述したとおり、各国は、WTO 協定及び同協定を踏まえて制定した国内法に基づき、貿易救済措置を運用しているが、各国の運用は一様ではない。そのため、企業活動がグロー

30 経済産業省、*中華人民共和国産黒鉛電極*、
https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/trade-remedy/investigation/kokuendenkyoku/index.html（2026 年 3 月 31 日閲覧）。

バルに展開する中で、制度上、公平な競争条件（Level Playing Field）が揃わない状況も生じ得る。

欧米を始め、各国は、近年の貿易環境等に適合させるため、既存制度や運用の変更、体制の強化を図っている。近年では、米国が、2025 年 1 月、貿易救済措置の執行面に関する既存の措置や運用の明確化などを含む 30 か所に及ぶ全般的な改正を行い、既存制度の執行を強化した[31]。欧州委員会は、過剰生産を含む不公正な商慣習に対抗するため、2024 年 10 月から、従来は暫定措置が発動された後に登録されていた調査対象品目の輸入動向が、調査開始段階で自動的に登録される仕組みとした[32]。産業界の負担軽減に加え、暫定又は最終措置前の急激な輸入増加の検知や関税措置を遡及して発動する可能性をも視野に入れている。韓国は、2025 年 1 月に迂回防止措置を施行し、同年 3 月には、グローバルな供給過剰によりもたらされる低価格製品の韓国への流入から国内産業を保護し、貿易救済機能を大幅に強化することを目的として、貿易委員会の組織を改編した。同改編により、量的質的な能力を向上させ、増加する調査に迅速に対応するため、二つの部の新設や増員、調査技法の高度化を企図している[33]。

近年、迂回防止の調査も増加している。米国では、2019～2023 年の五年間で約 60 件、EU では、同期間に約 20 件の迂回防止調査が実施された[34]。直近では、米国が、ベトナム及びタイで完成された使い捨てのアルミニウム製品が中国産の同製品に課した貿易救済措置を回避している可能性があるとして、2025 年 7 月に、AD 及び CVD 措置両方の迂回防止調査を開始[35]した。EU も、同年同月、中国産の部品を輸入して EU で組み立て・完成した可鍛鋳鉄製の管継手が、中国産の同製品に対する AD 措置の迂回行為に該当するかにつ

---

[31] Department of Commerce, *Regulations Enhancing the Administration of the Antidumping and Countervailing Duty Trade Remedy Laws*, https://www.federalregister.gov/documents/2024/12/16/2024-29245/regulations-enhancing-the-administration-of-the-antidumping-and-countervailing-duty-trade-remedy（Accessed 31 March 2026）.

[32] European Commission, *Commission to register imports of all products under trade defence investigations in bid to fight unfair competition*, https://policy.trade.ec.europa.eu/news/commission-register-imports-all-products-under-trade-defence-investigations-bid-fight-unfair-2024-09-24_en#:~:text=2%20min%20read-,Commission%20to%20register%20imports%20of%20all%20products%20under%20trade%20defence,the%20imposition%20of%20the%20measures（Accessed 31 March 2026）.

[33] The Ministry of Trade, Industry an Resources, *통상방어기능 강화를 위한 '무역위원회' 확대 개편*, 2025/03/10, https://www.motir.go.kr/kor/article/ATCL3f49a5a8c/170257/view?mno=&pageIndex=3&rowPageC=0&displayAuthor=&searchCategory=0&schClear=on&startDtD=&endDtD=&searchCondition=1&searchKeyword=（Accessed 31 March 2026）.

[34] 財務省、*不当廉売関税に係る迂回防止制度の創設*、2024/11/26、https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-of_customs/proceedings_customs/material/20241126/kana20241126siryo4-1.pdf（Accessed 31 March 2026）。

[35] Department of Commerce, *Disposable Aluminum Containers, Pans, Trays, and Lids From the People's Republic of China: Initiation of Circumvention Inquires on the Antidumping and Countervailing Duty Orders*, https://www.federalregister.gov/documents/2025/07/11/2025-12976/disposable-aluminum-containers-pans-trays-and-lids-from-the-peoples-republic-of-china-initiation-of（Accessed 31 March 2026）.

いて調査を開始[36]している。同年 9 月には、中国が米国を原産地とする一部の光ファイバー製品に対し、初の迂回防止措置を発動した[37]。

迂回に関しては、問題であることは認識されているものの、WTO 協定等の条約において、迂回の定義やそれに対処するための措置を定めた規定は存在しない。一方、独自の制度を導入している国は多く、G20 のうち、迂回防止制度を有していないのは、日本とインドネシアの二か国となっていた。これまでの我が国の制度では、アンチダンピング関税（我が国の法令上は「不当廉売関税」）の迂回への対応が必要な場合、関税定率法に基づき、改めてアンチダンピング関税の新規調査を行う必要があるなど、不当な迂回行為に迅速かつ適切に対処できないと指摘されていた。

このような状況の中、2024 年 8 月、経済産業省は、迂回防止制度の創設を正式に提案し、同提案は、関税・外国為替等審議会・関税分科会にて議論されることとなった。翌年 8 月にも同様の提案がなされ、同年 12 月、同分科会において、「我が国の実情も踏まえつつ、迂回に対する迅速な救済及び抑止を可能とし、AD 関税制度の実効性を高めるとともに、WTO 協定の目的・趣旨に沿った形で制度設計を行うこととすることが適当」である旨が盛り込まれた答申が示された。これを踏まえ、2026 年 2 月、迂回防止制度の創設を含む「関税定率法等の一部を改正する法律案」が閣議決定の上、第 221 回国会に提出され、衆議院及び参議院での審議を経て可決・成立、同年 4 月 1 日に施行された[38]。

---

[36] European Commission, *COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION (EU) 2025/1448 of 15 July 2025 initiating an investigation concerning possible circumvention of the anti-dumping measures imposed by Implementing Regulation (EU) 2019/1259 on imports of threaded tube or pipe cast fittings of malleable cast iron, originating in the People's Republic of China and Thailand by imports of unthreaded tube or pipe cast fittings of malleable cast iron originating in the People's Republic of China and making such imports subject to registration*, https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L_202501448（Accessed 31 March 2026）.

[37] 中華人民共和国商務部、*商务部公告 2025 年第 48 号 公布对原产于美国的进口相关截止波长位移单模光纤反规避调查的裁决*、https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_b2c4d06f333445a99dcc6cf1bb75bb5b.html（2026 年 3 月 31 日閲覧）。

[38] AD 措置の迂回防止制度の概要については、右記を参照されたい（経済産業省、*アンチダンピング（AD）措置の迂回防止制度の概要*、2026/04、https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/trade-remedy/petition/data/2604_AD_Circumvention.pdf）。

第2章 重要性を増す新興国経済

第1節 存在感を増す新興国経済

世界経済がこれまで述べたような環境変化に直面するなか、新興国経済の重要性が高まっている。本章では、こうした新興国経済の側面について整理を行う[39]。国ごとの詳細な分析は第 3 章で行う。

最初に経済規模について、IMF によると 2024 年の世界の GDP のうち、米国が 26%、米国以外の先進国が 32%、中国・ロシアが 19%を占めているのに対し、新興国は 23%を占めている（第 1-2-1-1 図）。

第 1-2-1-1 図 世界の名目 GDP の国地域別シェア（2024）

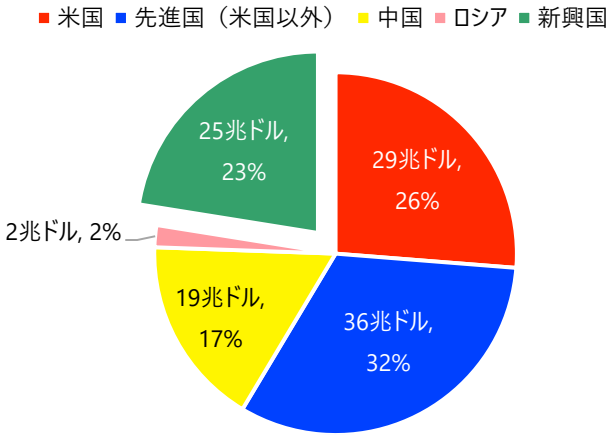

資料：IMF「WEO」（2026 年 4 月）から作成。

新興国経済の特徴の一つは、高い成長率である。第 3 章で個別の国について分析をするが、ここでは、新興国全体の動向について確認をする。第 1-2-1-2 図は先進国と新興国の実質 GDP 成長率の推移を示しており、新興国が先進国よりも高い成長率を記録してきたことが分かる。また、IMF の予測によれば、2030 年にかけて、新興国が先進国よりも高い成長率を記録することが予測されている。

[39] 本章では IMF World Economic Outlook において「Emerging market and developing economies」に該当する国・地域から中国とロシアを除いた 153 の国・地域を新興国として分析をしている。なお、本節で使用している図表において、データ制約によってデータが入手できない国･地域があるため、全ての図表について新興国の集計の内訳が同じではない。先進国は、IMF World Economic Outlook における「Advanced economies」に該当する国・地域を「先進国」として分析している。

第 1-2-1-2 図 各地域の実質 GDP 成長率

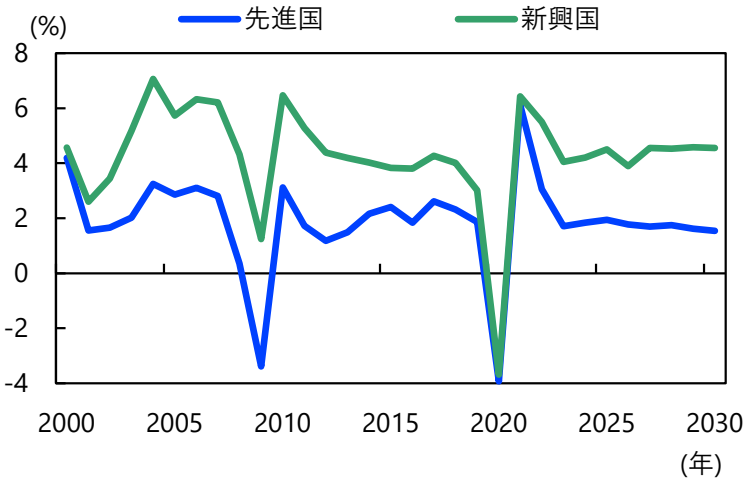

備考：実質 GDP 成長率を GDP（PPP ドル建）で加重平均して算出（IMF の地域別成長率の算出方法を参考）。2024 年まで実績、2025 年から 2030 年まで IMF 予測値。
資料：IMF「WEO」（2026 年 4 月）から作成。

実質 GDP は、人口と一人当たり実質 GDP に依存する。以下では、新興国の人口の動向、一人当たり実質 GDP、及び消費面のデータを概観する。

最初に人口の動向について、第 1-2-1-3 図は、国連人口局の人口の中位推計を示している。第 1-2-1-3 図によれば、新興国の人口成長は著しく、先進国との差が拡大していくことが予測されている。

人口増加と関連して、若年層の人口比率が高い点も新興国の人口構造の特徴の一つである。第 1-2-1-4 図は先進国、中国、新興国の人口構造の推定を示している。第 1-2-1-4 図によれば、新興国は若年層の人口比率が高い。

第 1-2-1-3 図 先進国・中国・新興国の人口予測

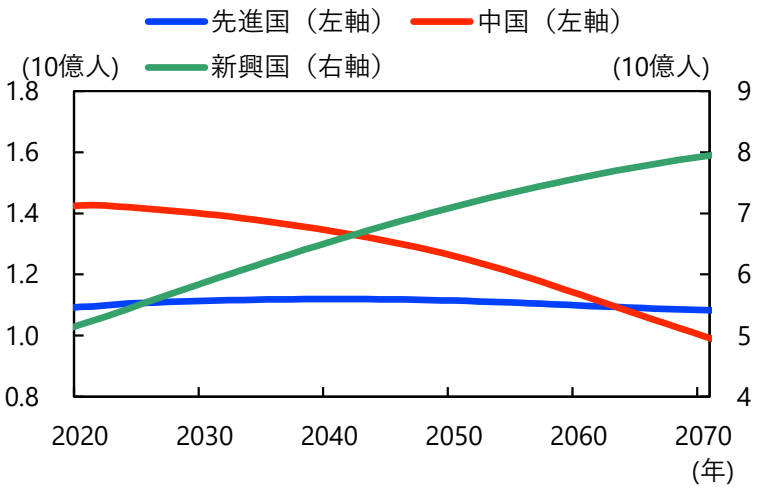

資料：国連「World Population Prospects 2024」から作成。

第 1-2-1-4 図 各国各地域の人口ピラミッド（5 歳刻み）

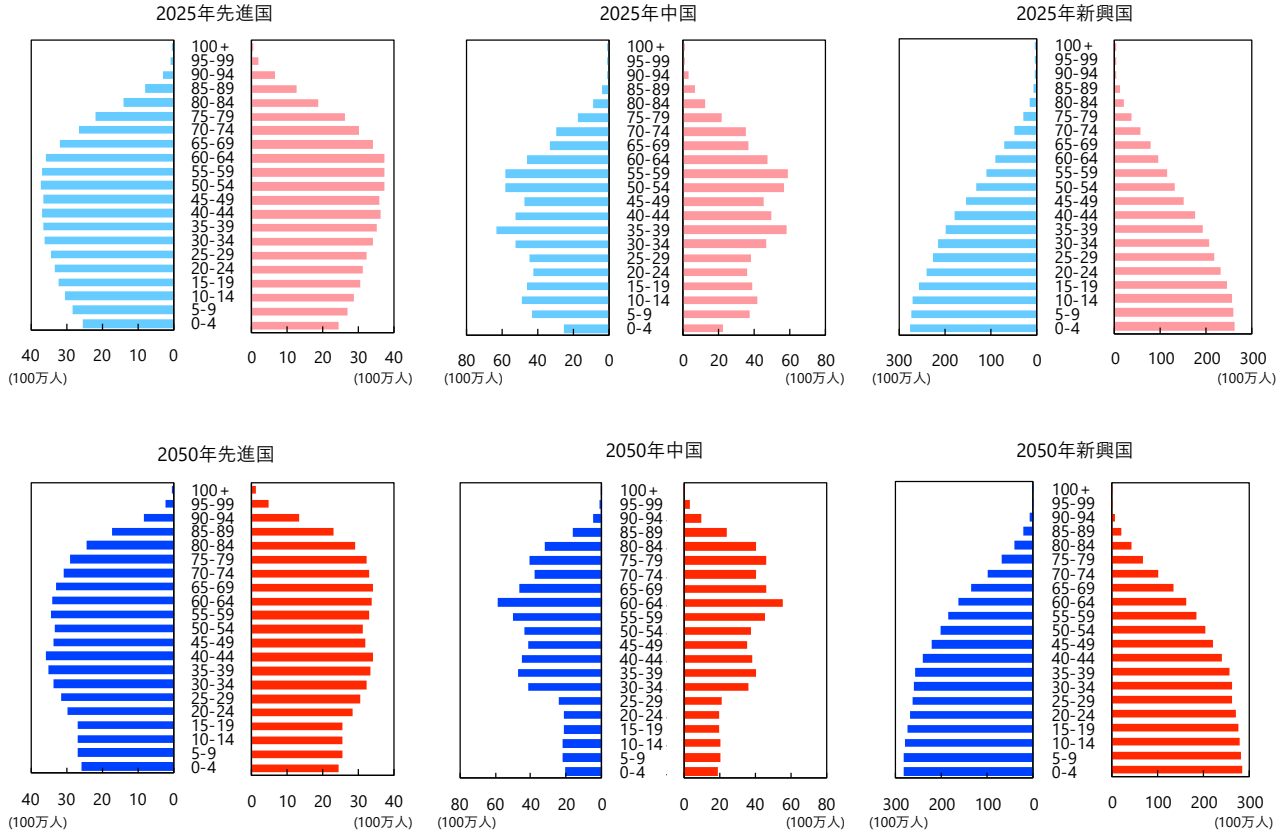

資料：国連「World Population Prospects 2024」から作成。

次に、第 1-2-1-5 図は一人当たり GDP の動向を示している。2000 年から 2023 年までの新興国と先進国の一人当たり GDP（実質 PPP ドル）を見ると、先進国は 23 年間で 32%上昇しているが、新興国のうち 95 の国・地域において先進国平均を上回るペースで上昇している。こうした先進国を上回る一人当たり実質 GDP の成長は、先進国へのキャッチアップを示している。

第 1-2-1-5 図 先進国平均と新興国の一人当たり GDP（実質 PPP ドル）

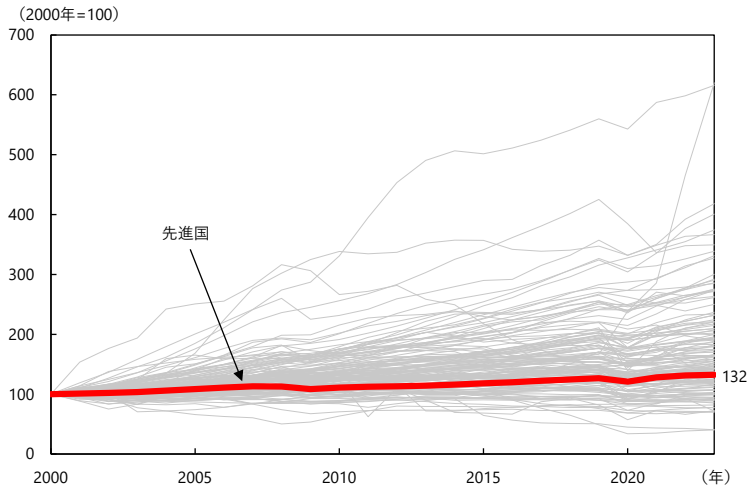

資料：IMF「WEO」（2026 年 4 月）から作成。

一人当たり GDP は一人当たりの所得という側面を持つことから、一人当たり GDP の成長は、消費市場としての魅力にもつながる。参考として、第 1-2-1-6 表は中国における耐久財の普及率を示している。第 1-2-1-6 表によれば、経済成長とともに冷蔵庫、洗濯機、カラーテレビ、エアコンといった家電製品が都市部において普及し、その後農村部での普及が進んだ。自動車についても、都市部で普及し、その後農村部で普及したことが分かる。パソコンや携帯電話など IT 製品についても、同様の傾向が見てとれる。

第 1-2-1-6 表 中国の一人当たり GDP と耐久財普及率（100 世帯当たり保有数）

（年）		1990	1995	2000	2005	2010	2015	2020	2024
（一人当たりGDP、名目ドル）		348	609	963	1,779	4,578	8,173	10,700	13,453
冷蔵庫	都市部	42.3	66.2	80.1	90.7	96.6	94.0	103.1	102.9
	農村部	1.2	5.2	12.3	20.1	45.2	82.6	100.1	107.7
洗濯機	都市部	78.4	89.0	90.5	95.5	96.9	92.3	99.7	99.4
	農村部	9.1	16.9	28.6	40.2	57.3	78.8	92.6	98.8
カラーテレビ	都市部	59.0	89.8	116.6	134.8	137.4	122.3	123.0	108.0
	農村部	4.7	16.9	48.7	84.1	111.8	116.9	117.8	109.9
（白黒テレビ）	農村部	39.7	63.8	53.0	21.8	6.4	-	-	-
エアコン	都市部	0.3	8.1	30.8	80.7	112.1	114.6	149.6	175.7
	農村部	-	0.2	1.3	6.4	16.0	38.8	73.8	111.5
電子レンジ	都市部	-	-	17.6	47.6	59.0	53.8	56.5	-
	農村部	-	-	-	-	-	15.0	19.7	-
自動車	都市部	-	-	0.5	3.4	13.1	30.0	44.9	57.3
	農村部	-	-	-	-	-	13.3	26.4	41.7
バイク（ガソリンエンジン）	都市部	1.9	6.3	18.8	25.0	22.5	22.7	18.2	13.6
	農村部	0.9	4.9	21.9	40.7	59.0	67.5	53.6	41.0
バイク（電動アシスト）	都市部	-	-	-	-	-	45.8	62.0	70.5
	農村部	-	-	-	-	-	50.1	73.1	89.1
パソコン	都市部	-	-	9.7	41.5	71.2	78.5	72.9	58.7
	農村部	-	-	-	-	-	25.7	28.3	23.2
携帯電話	都市部	-	-	19.5	137.0	188.9	223.8	248.7	241.3
	農村部	-	-	4.3	50.2	136.5	226.1	260.9	272.6

資料：中国統計年鑑及び IMF「WEO」（2026 年 4 月）から作成。

経済産業省（2013、2017）によれば、一人当たり GDP が 3,000 ドルや 5,000 ドルに差し掛かると冷蔵庫・洗濯機・エアコンなど耐久消費財の普及が進むという経験則があるとされる。中国で一人当たり GDP が 3,000 ドルを超えたのは 2008 年（3,504 ドル）、5,000 ドルを超えたのは 2011 年（5,652 ドル）であり、農村部ではそうした時期に冷蔵庫とエアコンの普及率が高まっている傾向が見られる（第 1-2-1-7 図）。なお、カラーテレビと洗濯機はこれらの所得水準に達する前から普及が進んでいる。

第 1-2-1-7 図 中国の一人当たり GDP と農村部での家電製品普及率

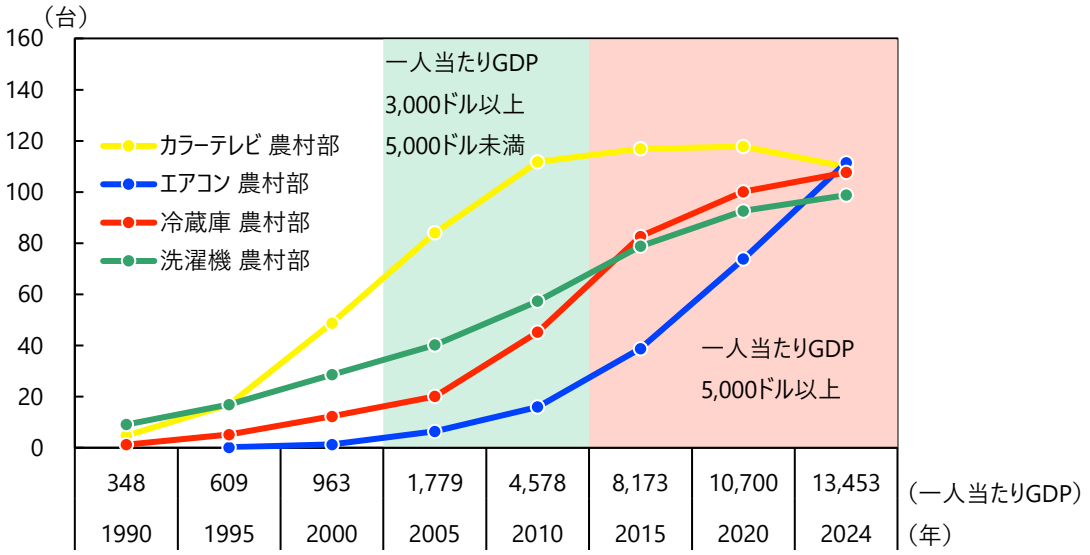

資料：中国統計年鑑及び IMF「WEO」（2026 年 4 月）から作成。

中国の一人当たり GDP の推移と 2025 年の新興国の一人当たり GDP（IMF 予測値）を比較すると、中国の農村部で冷蔵庫や洗濯機といった家電製品が普及した一人当たり GDP の 3,000 ドル、5,000 ドルといった水準に、現在バングラデシュ、インド、エジプト、ウズベキスタン、フィリピン、ベトナム、インドネシアといった国々が接近していることが分かる（第 1-2-1-8 図）。耐久財の普及には国ごとの政策支援など様々な要因が影響すると考えられるものの、人口の規模も相まって、こうした国々での一層の消費市場の拡大が期待される。

第 1-2-1-8 図 中国と新興国の一人当たり名目 GDP（2025 年、ドル）

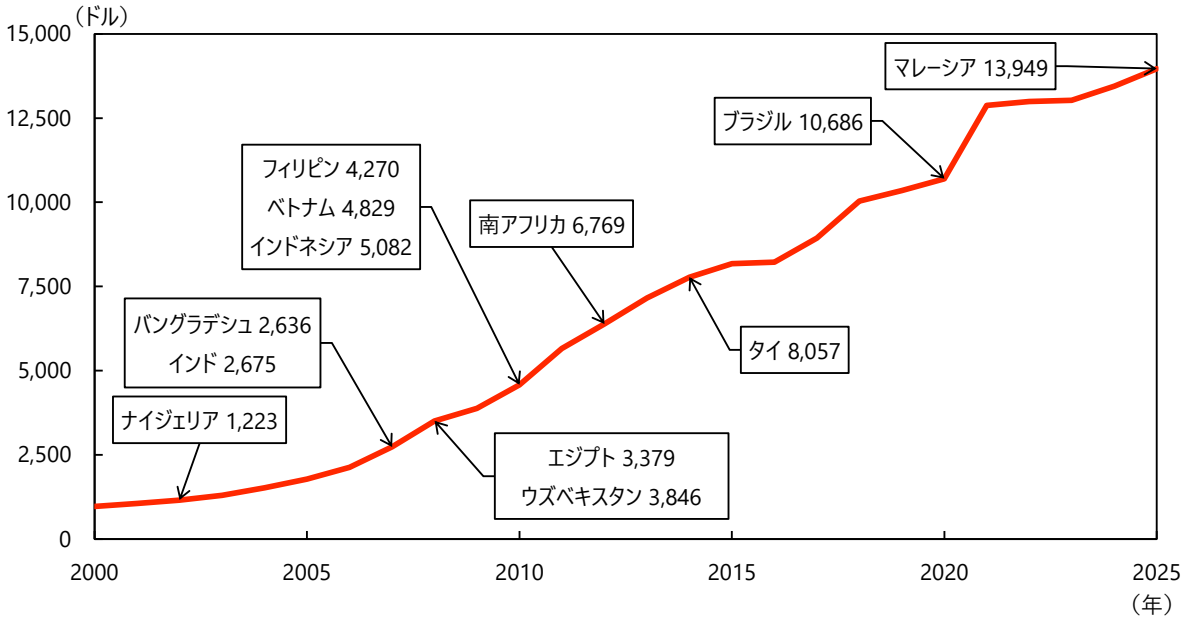

備考：グラフ中矢印は新興国の一人当たり GDP と最も近い中国の一人当たり GDP（実績）を指している。
資料：IMF「WEO」（2026 年 4 月）から作成。

最後に、自動車については、総人口が近しい中国とインドの一人当たり GDP と国内新車販売台数を比較すると、2024 年のインドの所得と新車販売台数は、2007 年時点の中国の所得と新車販売台数に近い（第 1-2-1-9 図）。その後、中国では 5 年後の 2012 年には 1,773 万台、10 年後の 2022 年には 2,319 万台まで新車販売台数は増加した。中国とインドでは道路インフラなど様々な違いがあると見られるものの、人口と所得の面からみれば、インドの自動車市場の拡大が期待される。

第 1-2-1-9 図 中国とインドの一人当たり GDP と国内新車販売台数

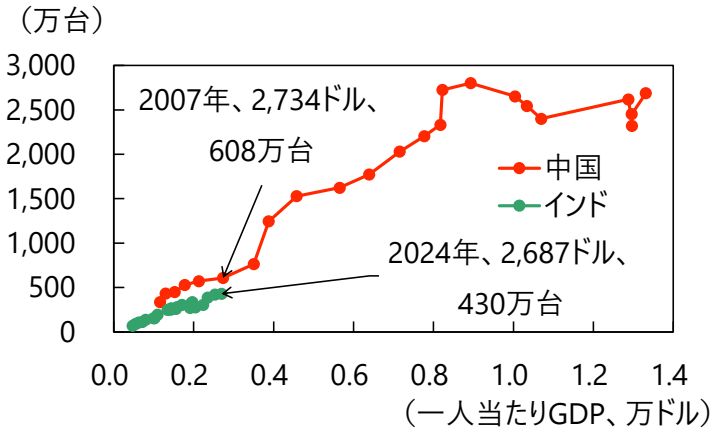

資料：Haver から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靱化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

第2節 鉱物資源の供給者としての新興国

新興国は鉱物資源の供給者としての側面もある。原油については、HS コード 2709 で見ると、主な需要者である先進国の輸入については、日本はアラブ首長国連邦、サウジアラビア、クウェート、カタールなど中東の国々が 95%のシェアを占めている（第 1-2-2-1 図）。韓国は米国が輸入元でシェア 2 位に位置しているものの、その他はサウジアラビア、UAE、イラク、クウェート、カタールなど、全体的に中東依存度が高い。中国は中東以外の原油輸入元としては、ロシア、マレーシアなどが上位に入っている。米国では 3 位のサウジアラビアが 5%、EU では 5 位のサウジアラビアが 7%と、日本や韓国、中国と比べて中東の原油依存度は小さい。

第 1-2-2-1 図 先進国の国別原油輸入シェア（2024 年）

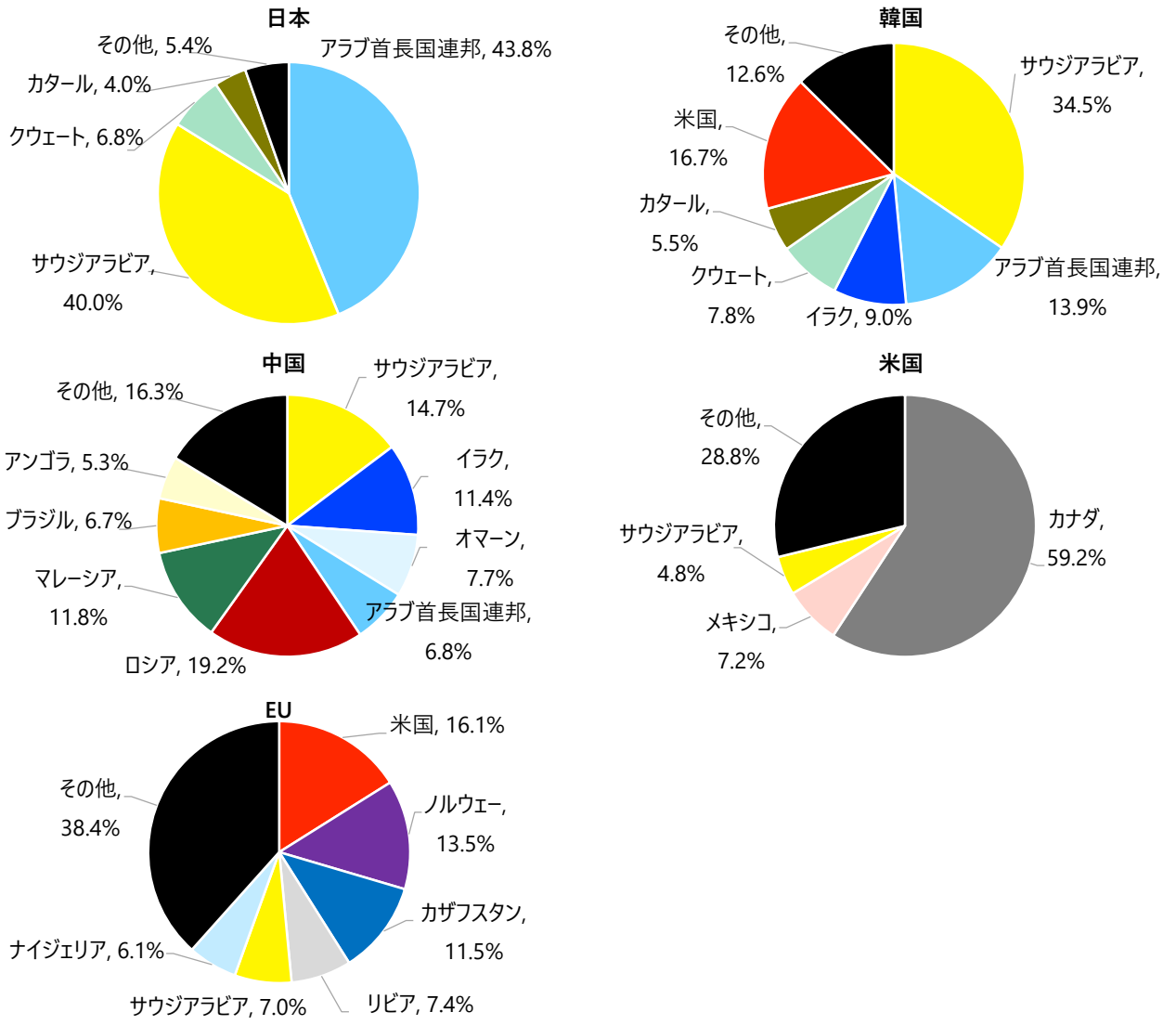

備考：金額ベース、HS コード 2709 で集計。
資料：UN Comtrade から作成。

LNG（液化天然ガス）の輸入では、日本、韓国、EU の輸入元として、豪州や米国、ロシアのシェアが大きい[40]。また、新興国からの輸入では、日本はマレーシア、パプアニュー

[40] 米国は輸入が少ないことから、ここでは図表を示していない。

ギニア、インドネシアから輸入しており、韓国はカタール、オマーン、マレーシア、インドネシア、中国はカタール、マレーシア、インドネシア、EU ではアルジェリア、カタール、ナイジェリアからの輸入が上位に入っており、カタールやマレーシアからの調達が多い（第 1-2-2-2 図）。

第 1-2-2-2 図 先進国の相手国別 LNG 輸入シェア（2024 年）

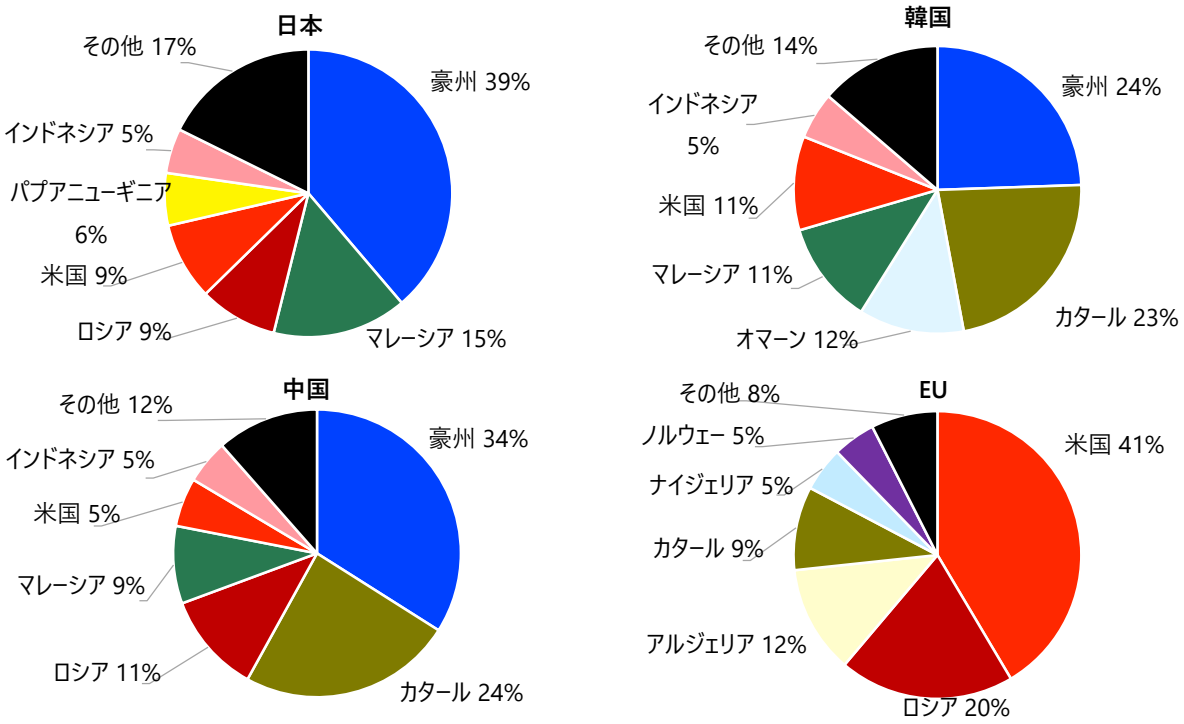

備考：金額ベース。HS コード 271111 で集計。
資料：UN Comtrade から作成。

米国及びイスラエルとイランの攻撃の応酬を受け、ホルムズ海峡を通過する船舶の数は、急激に減少した（第 1-2-2-3 図）。これに関して、米 EIA（米エネルギー情報局）によると、ホルムズ海峡を通過する石油は 2025 年上半期（1－6 月）で中国向けが 37%と 1 位であり、インド、韓国、日本と続く（第 1-2-2-4 図）。全体的にアジア向けの割合が大きい。なお、2025 年上半期（1－6 月）にホルムズ海峡を通過した石油量は 2,090 万バレル／日と、世界の総石油供給の 20%を占めている（第 1-2-2-5 表）。これはマラッカ海峡に次ぐ規模であり、世界の原油の流通の重要な部分を占めている。

第 1-2-2-3 図 ホルムズ海峡を通過する船舶数

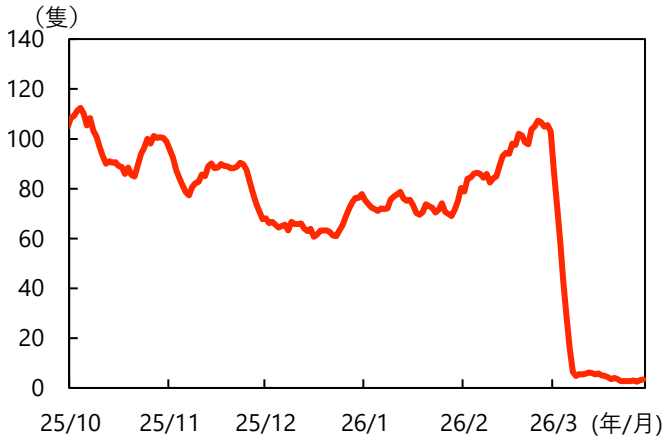

備考：7 日間移動平均値。
資料：IMF「Port Watch」から作成。

第 1-2-2-4 図 ホルムズ海峡を通過する石油の目的地（2025 年上半期累計）

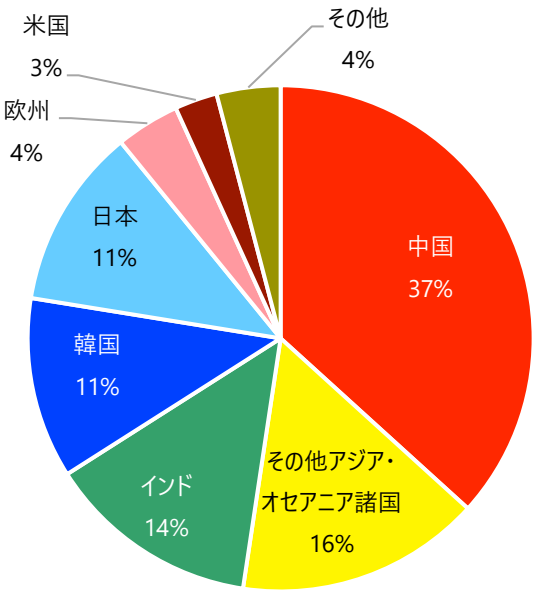

資料：EIA「World Oil Transit Chokepoints」から作成。

第 1-2-2-5 表 世界のチョークポイントにおける原油通航量

	2025年上半期に通過した石油量（100万バレル／日）	世界の総石油供給量に占める割合（%）
マラッカ海峡	23.2	22.2
ホルムズ海峡	20.9	20.0
スエズ運河＋SUMEDパイプライン	4.9	4.7
バブ・エル・マンデブ海峡	4.2	4.0
デンマーク海峡群（エーレスンド海峡・大ベルト海峡・小ベルト海峡）	4.9	4.7
トルコ海峡（ダーダネルス海峡）	3.7	3.5
パナマ運河	2.3	2.2
喜望峰	9.1	8.7
世界の海上石油貿易	79.8	76.4
世界の総石油供給	104.4	100.0

資料：EIA「World Oil Transit Chokepoints」から作成。

新興国は鉄鉱石の産出でも大きなシェアを占めている。世界鉄鋼協会によると、2023 年の鉄鉱石生産量の 1 位は豪州、2 位はブラジルであるほか、南米やアフリカ、インドなどで生産量が多い（第 1-2-2-6 表）。ただ、インドの場合は採掘量が多い一方で輸出量は少なく、多くを自国で消費しているものと見られる。

第 1-2-2-6 表 世界の鉄鉱石生産・輸出・輸入・消費量（2023 年）

（100万トン）

	生産量	− 輸出量	＋ 輸入量	＝ 見かけ上の使用量
オーストリア	3.2	0.0	0.3	3.5
ベルギー・ルクセンブルク	0.0	0.2	6.4	6.3
チェコ	0.0	0.0	4.1	4.1
フランス	0.0	0.1	8.5	8.5
ドイツ	0.9	1.2	35.4	35.1
イタリア	0.0	0.0	4.5	4.5
オランダ	0.0	18.9	25.3	6.3
ポーランド	0.0	0.1	4.0	3.9
ルーマニア	0.0	0.1	0.9	0.8
スロバキア	0.0	0.0	5.4	5.4
スペイン	0.0	0.1	4.7	4.6
スウェーデン	28.5	32.8	0.1	-4.3
その他	0.0	0.1	1.4	1.2
EU	32.6	53.5	100.8	79.9
ボスニア・ヘルツェゴビナ	1.2	0.0	0.0	1.2
ノルウェー	1.8	1.9	0.0	0.0
トルコ	6.5	2.3	8.9	13.2
英国	0.0	0.0	3.1	3.1
その他	0.0	0.0	1.9	1.7
その他欧州	9.5	4.2	13.9	19.2
ロシア・CIS・ウクライナ	176.6	35.8	0.1	140.9
カナダ	59.4	58.2	8.2	9.4
メキシコ	10.2	1.6	2.8	11.4
米国	43.8	11.1	5.1	37.8
その他	0.1	0.2	1.9	1.8
北米	113.5	71.2	18.1	60.4

（100万トン）

	生産量	− 輸出量	＋ 輸入量	＝ 見かけ上の使用量
ブラジル	418.0	408.0	0.4	10.4
チリ	17.4	7.6	0.4	10.2
ペルー	20.3	8.3	0.0	12.0
ベネズエラ	1.2	0.7	0.0	0.4
その他	0.4	0.1	4.6	4.8
南米	457.2	424.8	5.4	37.8
リベリア	3.6	3.7	0.0	-0.1
モーリタニア	12.4	11.8	0.0	0.6
南アフリカ	65.8	59.4	0.0	6.4
その他	18.7	10.0	12.7	21.3
アフリカ	100.5	85.0	12.7	28.2
中東	67.3	33.6	35.4	69.1
中国	298.3	21.5	1,180.3	1,457.2
インド	278.0	43.8	4.7	238.8
日本	0.0	0.0	102.2	102.2
韓国	0.4	0.5	68.5	68.4
その他	32.9	38.9	69.3	63.3
アジア	609.6	104.7	1,425.0	1,929.9
豪州	952.5	898.5	1.0	55.0
ニュージランド・オセアニア	2.6	0.8	0.3	2.1
オセアニア	955.1	899.3	1.2	57.1
全世界	2,522.0	1,712.0	1,612.6	2,422.5

備考：数値は鉄分含有量を基準に品質を統一した後の数値。
資料：世界鉄鋼協会「World Steel in Figures 2025」から作成。

鉄鉱石の世界貿易を輸出元・輸入先で分類したのが次の表である。表を縦に見ると、輸出元である豪州を含むオセアニアで産出された鉄鉱石の多くが中国、日本、その他アジアに輸出されているのに対し、ブラジルを含む南米で産出された鉄鉱石もアジア向けが多いものの、欧州やアフリカ、中東などへも幅広く輸出されている（第 1-2-2-7 表）。表を横に見ると、最大の鉄鉱石輸入国である中国は南米やオセアニアからの輸入が多い一方で、ロシア・CIS・ウクライナ、アフリカ・中東、アジアなど他地域からも鉄鉱石を輸入している。日本や韓国は中国との比較で北米からの鉄鉱石調達の割合が多いなど、それぞれ特徴が見られる。

第 1-2-2-7 表 鉄鉱石貿易マトリクス（2024 年）

（100万トン）

輸出元 / 輸出先	EU27	その他欧州	ロシア・CIS・ウクライナ	北米	南米	アフリカ・中東	アジア	オセアニア	総輸入	うち域外輸入
EU27	11.2	1.7	18.4	27.7	21.1	14.7	0.1	0.1	95.0	83.8
その他欧州	2.0	0.3	3.2	1.6	5.5	1.9	1.2	-	15.6	15.3
ロシア・CIS・ウクライナ	0.0	0.0	0.0	-	-	0.1	0.0	-	0.1	0.1
北米	0.2	0.0	-	10.1	7.7	0.1	1.0	0.0	19.1	9.0
南米	0.0	-	-	0.3	6.2	0.3	0.0	-	6.8	0.6
アフリカ＆中東	5.2	0.3	0.4	3.5	38.6	14.4	0.6	0.4	63.3	48.9
中国	1.7	1.6	27.4	19.1	310.4	77.0	55.0	746.1	1,238.2	1,183.2
日本	0.0	-	-	7.3	32.2	3.7	0.0	53.2	96.4	96.4
その他アジア	1.1	0.3	-	7.2	37.5	27.8	47.0	80.7	201.6	154.5
オセアニア	0.0	0.0	-	0.0	0.0	0.9	0.0	0.0	0.9	0.9
総輸出	21.4	4.3	49.4	76.7	459.1	140.7	104.8	880.5	1,737.0	1,592.7
うち域外輸出※	10.2	4.0	49.4	66.7	452.9	126.3	2.8	880.5	1,592.7	
純輸出	-73.6	-11.4	49.3	57.6	452.3	77.4	-1,431.3	879.6		

資料：世界鉄鋼協会「World Steel in Figures 2025」から作成。

重要鉱物資源のサプライチェーンについて埋蔵量、採掘量、精錬量を示したのが第 1-2-2-8 図である。採掘については、コバルトはコンゴ民主共和国が 65%と多くを占め、ニッケルはインドネシアが 52%、グラファイト、レアアースは中国が 82%、61%を占めるなど、一部の国への集中が見られる（第 1-2-2-8 図中）。さらに精錬段階では、重要鉱物の多くで中国が高いシェアを持つ（第 1-2-2-8 図右）。

第 1-2-2-8 図 重要鉱物 6 種の埋蔵量・採掘量・精錬量の国別シェア

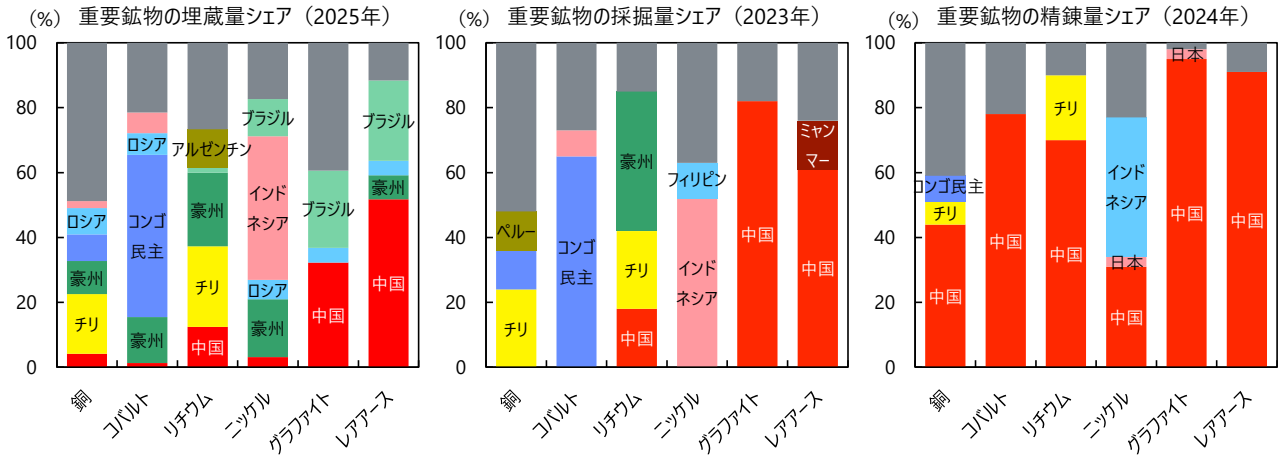

資料：左：USGS「MINERAL COMMODITY SUMMARIES 2026」、中：IEA「Geographical distribution of mined or raw material production for key energy transition minerals in the base case, 2023-2040」、右：IEA「Geographical distribution of refined material production for key minerals in the base case」から作成。

近年、資源が豊富な新興国において、資源の高付加価値化を目的とした下流化政策と称される動きが見られる。下流化政策は自国に埋蔵される資源のサプライチェーンのなかで、採掘という川上だけでなく、加工や製品化など、川上以降の領域も国内で担うことで資源の高付加価値化を目指す試みである[41]。

下流化政策を推進している国として、インドネシアが挙げられる。インドネシアでは 2024 年 10 月にプラボウォ新大統領が就任と同時に省庁再編を発表し、投資省を「投資・下流化省」へと改組した。同省のロサン大臣によると、今回の組織再編は「中所得国の罠から脱却するために投資省の役割を強化した」ものであり、下流化の役割についても「下流化は付加価値を高めるだけでなく、競争力や国家の経済的独立性を構築する」と述べている。また、インドネシアのアイルランガ経済担当調整大臣は、下流化を推進する理由として、経済が一次産品や原材料への依存を続けると一次産品価格の下落が国民の福利厚生を悪化させるリスクがある点を挙げている。

インドネシアは 2024 年に投資・下流化省を設置する以前から、下流化の動きを実施してきた経緯がある。2009 年には新鉱業法（2009 年法律第 4 号）を制定し、鉱物資源を国内で高付加価値化する方針を打ち出し、5 年以内に国内で鉱物の加工・精錬を行うことを求めた。2014 年以降は同法に基づき、ニッケルやボーキサイトなどの未加工鉱石の輸出を全面禁止した。さらに 2020 年 6 月には、改正鉱業法（法律第 3 号）を施行し、国内で新規製錬所開発など下流工程の投資を行う場合には、鉱業の操業可能期間を 10 年延長（合計 30 年まで）できるなどの優遇措置を設けた。

インドネシアの下流化の状況を、ニッケル関連製品の輸出状況から見てみる。ニッケルの加工品であるニッケルマット（HS コード 7501）やフェロニッケル（同 720260）の輸出は、2015 年から 2025 年にかけてそれぞれ 4,960 倍、1,059 倍と大幅に増加している。他

[41] JETRO、*政府が注力する鉱物資源・ニッケル産業の下流化 インドネシア（3）*、2025 年 12 月 1 日、https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/special/2025/1001/9bf2aa119d90d33e.html（2026 年 5 月 25 日閲覧）。

方、未加工のニッケル鉱（HS2604）の輸出は 2014 年から禁止され、2017 年から 2019 年に一部解禁されたものの、2020 年からは再度全面禁止になるなど、輸出管理が続いている（第 1-2-2-9 図）。

第 1-2-2-9 図 インドネシアのニッケル関連製品輸出

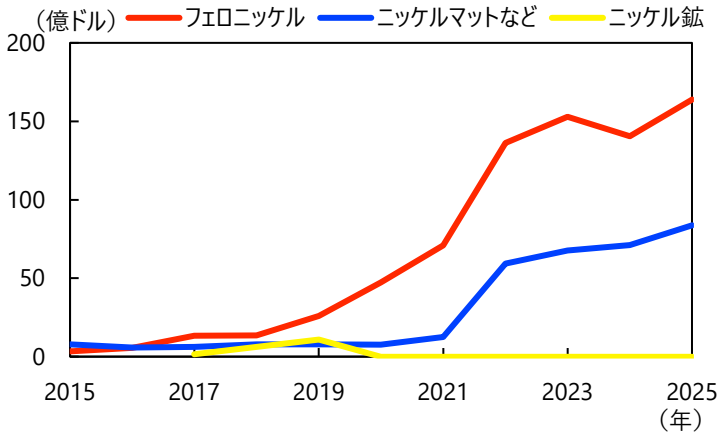

資料：UN Comtrade から作成。

第3節 新興国を取り巻くグローバル・バリューチェーン

本節では、新興国と先進国の関係に焦点を当てながら、これらを取り巻くグローバル・バリューチェーンについて、貿易に係る統計を用いながら分析を行う。グローバル・バリューチェーンは様々な観点からの分析が可能であるが、本節では国際貿易の観点から分析を行うこととする。

最初に、先進国から新興国への輸出の状況を確認する。第 1-2-3-1 図は、2000 年と比較して、各国が新興国への輸出額をどれほど増加させたのかを示している。第 1-2-3-1 図が示すとおり、いずれの国も新興国向け輸出を増加させており、増加トレンドにあることがうかがえる。特に中国の増加額が大きく、2000 年から 2024 年にかけて約 1.5 兆ドルの増加となっている。次いで、米国が約 0.6 兆ドルの増加となり、日本は約 0.1 兆ドルの増加となっている。

第 1-2-3-1 図 2000 年と比較した各国の新興国向け輸出額

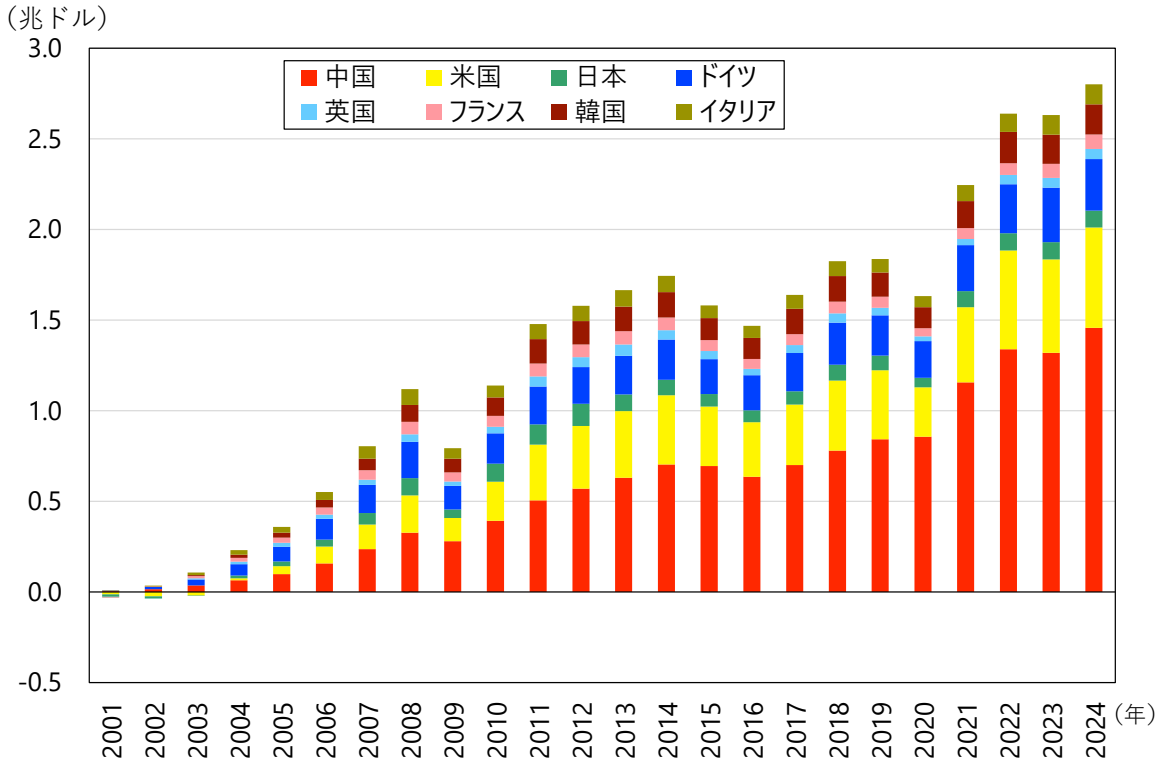

備考：上記の 8 か国から新興国への輸出額を計算し、2000 年と比較した増加額を計算した。
資料：UN Comtrade から作成。

こうした国々から新興国への輸出は、それぞれの総輸出のうちどれほどの割合を占めるのだろうか。これについて、第 1-2-3-2 図は、各国の輸出に占める新興国向け輸出の割合を示している。第 1-2-3-2 図によれば、各国の輸出に占める新興国向け輸出の割合は上昇トレンドにあることが分かる。したがって、これらの国々の輸出における新興国の重要性を当該割合として考えるのであれば、新興国の重要性は年々増加していると考えられる。第 1-2-3-2 図によれば、特に中国においてこの割合の上昇が著しく、2000 年は約 20%であったが、2024 年には 50%近くまで上昇している。米国も、2000 年は約 30%であったが、2024

年には約 40%まで上昇した。日本についても、2000 年は約 20%であったが、2024 年には約 30%まで上昇していることが分かる。

第 1-2-3-2 図 各国の輸出に占める新興国向け輸出の割合

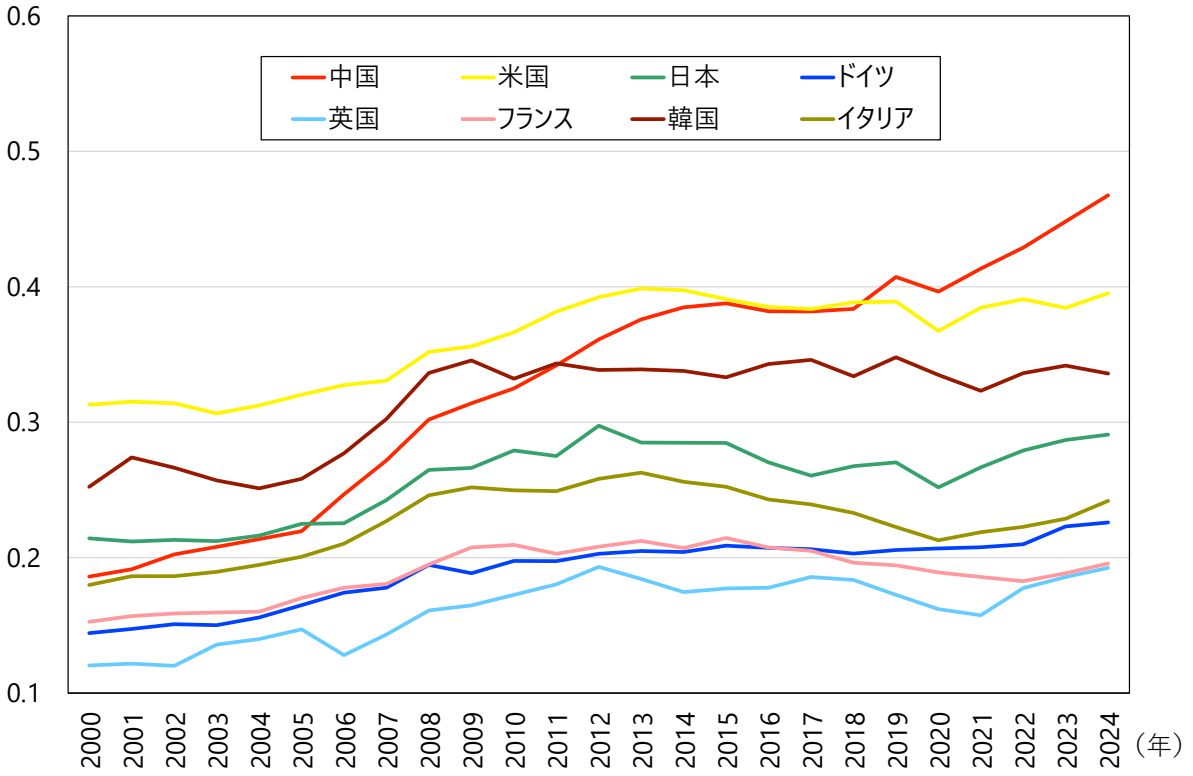

備考：これらの 8 か国から新興国及び先進国への輸出額を計算し、新興国向け輸出の割合を計算した。
資料：UN Comtrade から作成。

ひるがえって、新興国の視点で見ると、これらの国々からの輸入はどのような特徴を持つのだろうか。第 1-2-3-3 図は新興国の輸入額に占める上記の国々からの輸出の割合を示している。二つの特徴が見て取れる。第一に、新興国の輸入に占める中国からの輸出の割合が著しく上昇している。具体的には、2000 年は約 4%であったが、2024 年には約 26%となっている。第二に、この動きとは対照的に、米国の割合が大きく減少している。米国の割合は、2000 年は約 23%であったが、2024 年には約 13%となっている。日本の割合は、2000 年は約 9%であったが、2024 年には約 3%となっている。他方、このようにいくつかの国々で割合は減少しているものの、第 1-2-3-1 図が示すとおり各国から新興国への輸出が増加していることには留意が必要である。

第 1-2-3-3 図 新興国の輸入額に占める各国からの輸出の割合

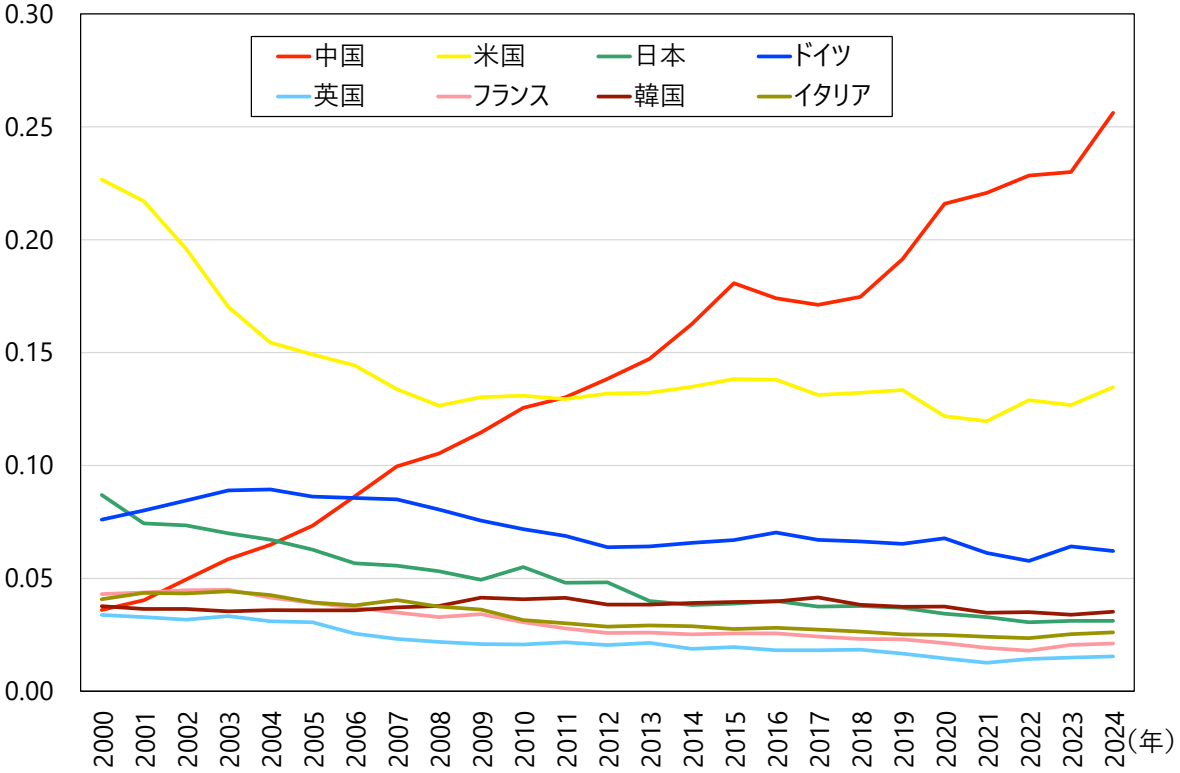

備考：新興国の輸入額に対する、これらの 8 か国から新興国への輸出額の割合を計算した。
資料：UN Comtrade から作成。

上記では各国から新興国への輸出額の動向を示したが、これらの国々から新興国へはどのような財が輸出されているのだろうか。これを見るため、国連統計部（United Nations Statistics Division）が提供している BEC 分類（Classification by Broad Economic Categories）を用いる。ここでは BEC Rev.5 を用いており、BEC Rev.5 は財を中間投入財（intermediate consumption）、資本財（gross fixed capital formation）、最終消費財（final consumption）と最終用途に対応する形で分類を行っている。詳細は BEC Rev.5 の仕様書を確認されたいが、大まかには、中間投入財と資本財は生産活動のために用いられる財であり、このうち資本財は複数の会計期間にわたって繰り返し使用されるものとなる。最終消費財は、家計などが、そのニーズなどを満たすために使用する財を指す。

第 1-2-3-4 図は各国の新興国への輸出財の構成を示している。いずれの国も構成は似ており、中間投入財のシェアが最も大きい。したがって資本財と合わせれば、輸出の多くは、生産活動に用いられるための財であることが分かる。

第 1-2-3-4 図 各国の新興国への輸出財の構成

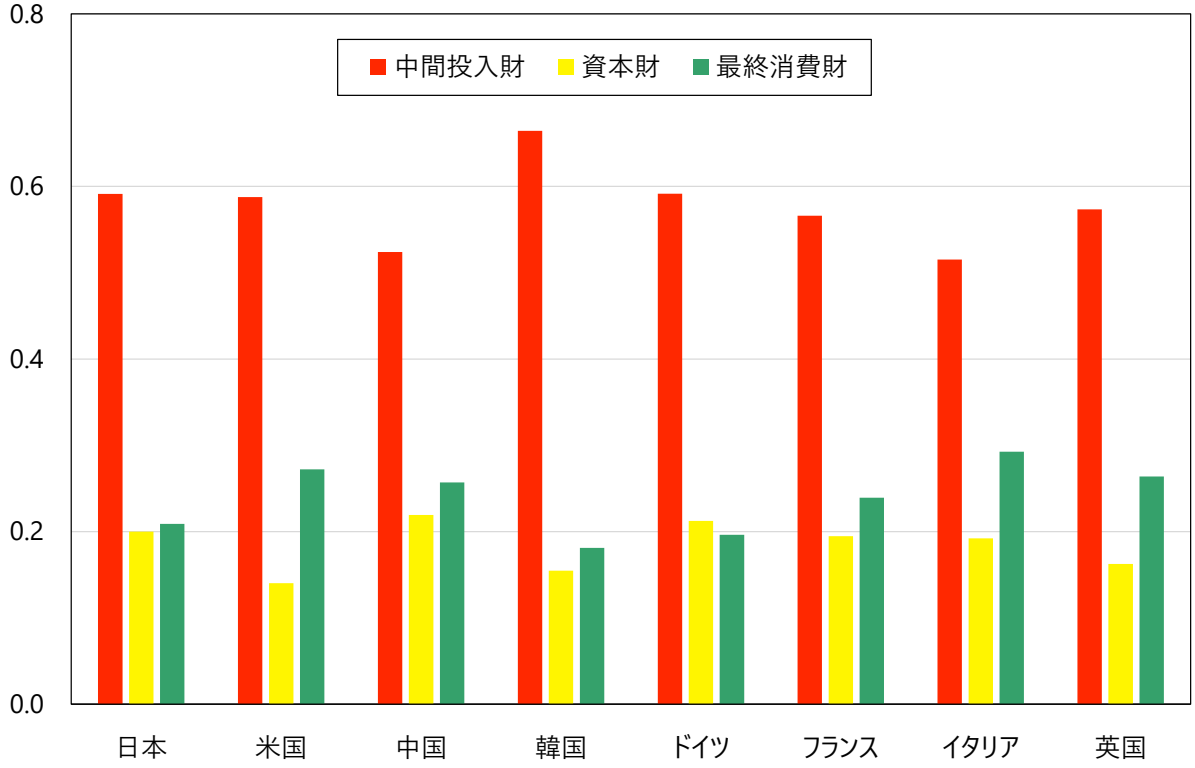

備考：各国から新興国への中間投入財、資本財、最終消費財の輸出額を足し合わせ、それぞれのシェアを計算した。データは 2024 年。
資料：UN Comtrade から作成。

OECD TiVA（Trade in Value-Added）では、各国の輸出に占めるある国の付加価値の割合を推定している（後方参加指数）。中国から新興国向けの輸出の増加が顕著であることは既に確認したが、第 1-2-3-5 図では、各新興国の中国に対する後方参加指数を 2000 年、2010 年、2022 年について示している。すなわち、各新興国の輸出に占める中国で生産された付加価値の割合を示している。第 1-2-3-5 図によれば、各新興国の輸出に占める中国で生産された付加価値の割合が上昇傾向にあることが分かる。特にベトナムの上昇が著しく、2000 年は約 2%であったが、2022 年には約 16%まで上昇している。こうした点において、各新興国における中国の重要性が年々上昇していることが分かる。

第 1-2-3-5 図 各新興国の中国に対する後方参加指数

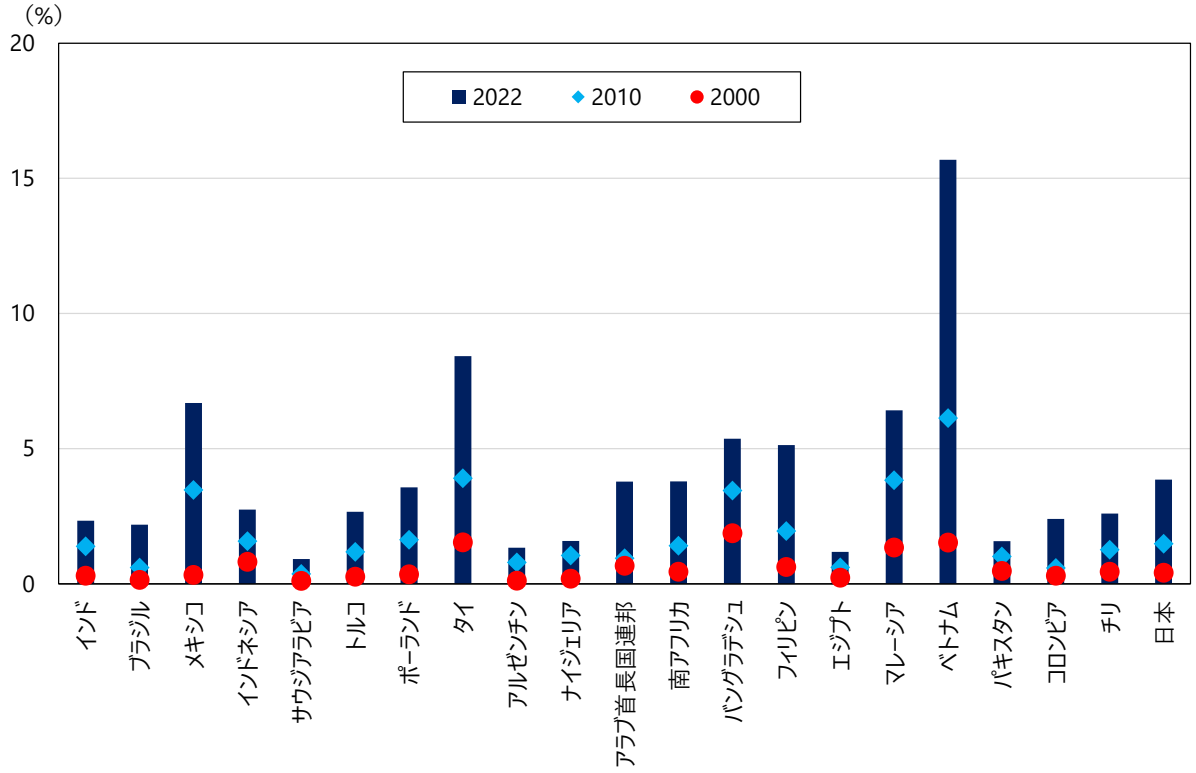

資料：OECD TiVA から作成。

次に、新興国から上記の各国への輸出の状況を概観する。第 1-2-3-6 図は 2000 年と比較した各国の新興国からの輸入額を示している。いずれの国についても新興国からの輸入が増加していることが分かる。これらの国々の中では、特に、米国と中国の増加額が大きい。

第 1-2-3-6 図 2000 年と比較した各国の新興国からの輸入額

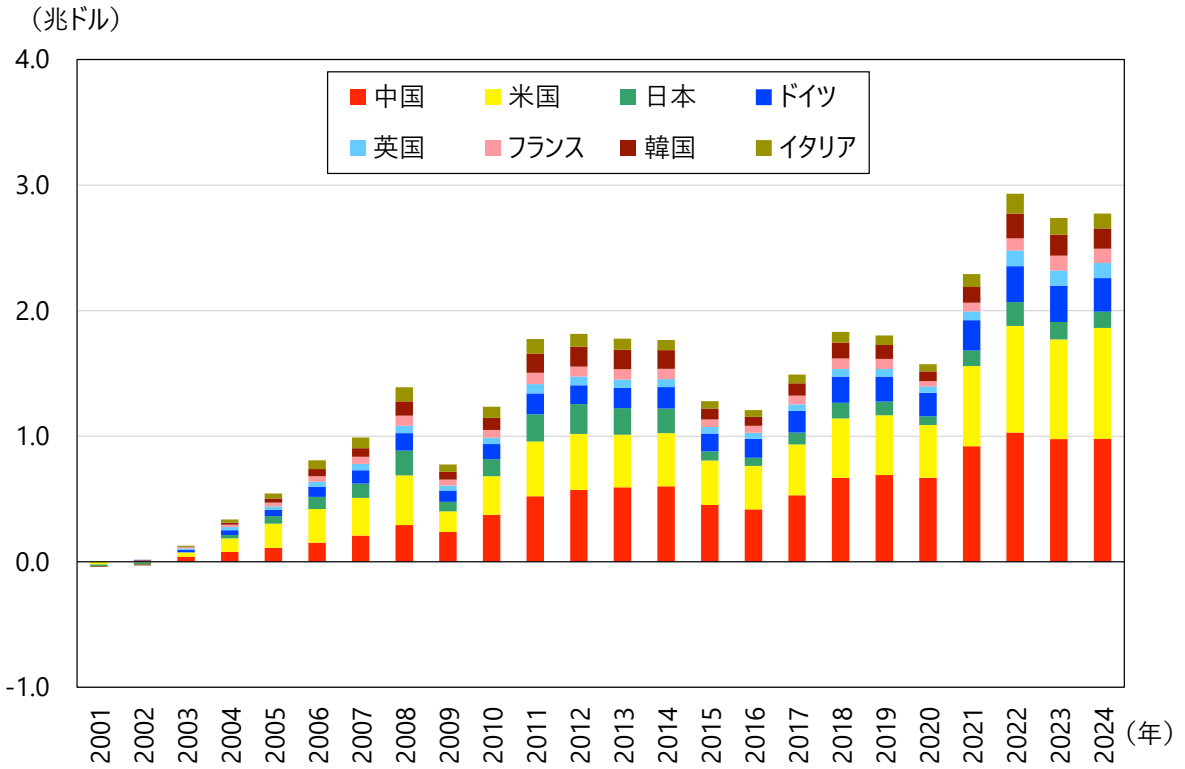

備考：新興国から上記の 8 か国への輸出額を計算し、2000 年と比較した増加額を計算した。
資料：UN Comtrade から作成。

第 1-2-3-7 図は、各国の輸入に占める新興国からの輸入の割合を示している。長期的に見れば日本及び韓国は横ばいである一方、他の国々は緩やかな上昇傾向を見せている。

新興国の輸出のうち、これらの国々への輸出のシェアがどの程度であるかを示したのが、第 1-2-3-8 図である。これによれば、2000 年は新興国の輸出の約 30%が米国向けであり、中国向けは約 3%であったが、2024 年には中国向けが増加し、新興国の輸出のうち 16%を占めるようになった。

最後に、第 1-2-3-9 図は各国の新興国からの輸入財の構成を示している。いずれの国も中間財のシェアが大きい。他方で資本財の輸入は、輸出の際と比較して小さい傾向がある。特に中国については中間財輸入のシェアが大きく、新興国からの輸入の多くが生産に用いられていることが分かる。

第 1-2-3-7 図 各国の輸入に占める新興国からの輸入の割合

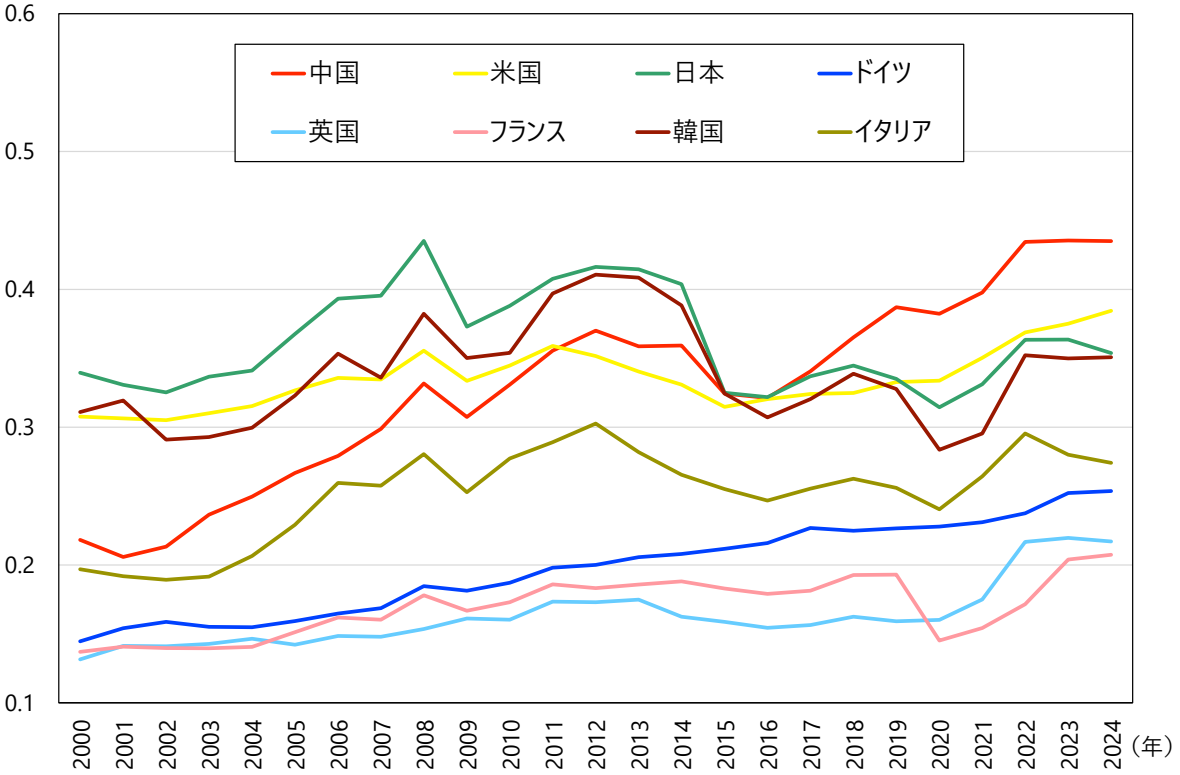

備考：各国の輸入に占める新興国からの輸入の割合を計算した。
資料：UN Comtrade から作成。

第 1-2-3-8 図 新興国の輸出に占める各国への輸出の割合

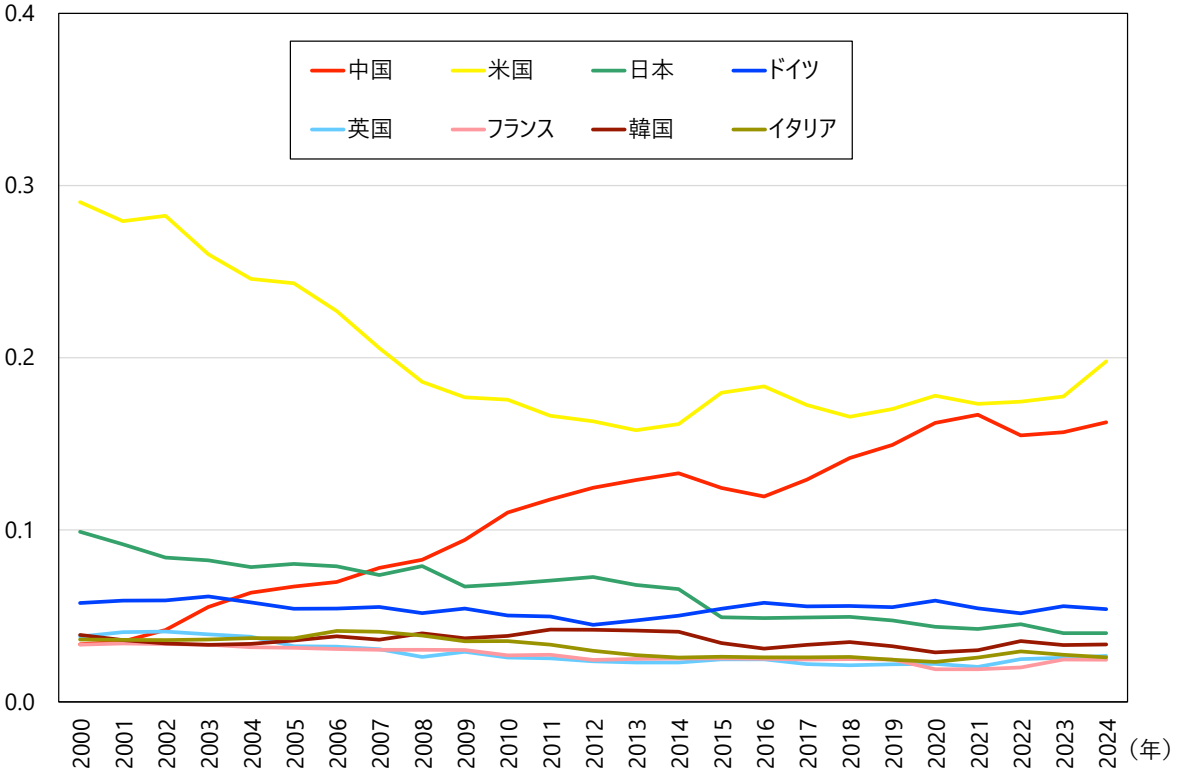

備考：新興国の輸出に占める各国への輸出の割合を計算した。
資料：UN Comtrade から作成。

第 1-2-3-9 図 各国の新興国からの輸入財の構成

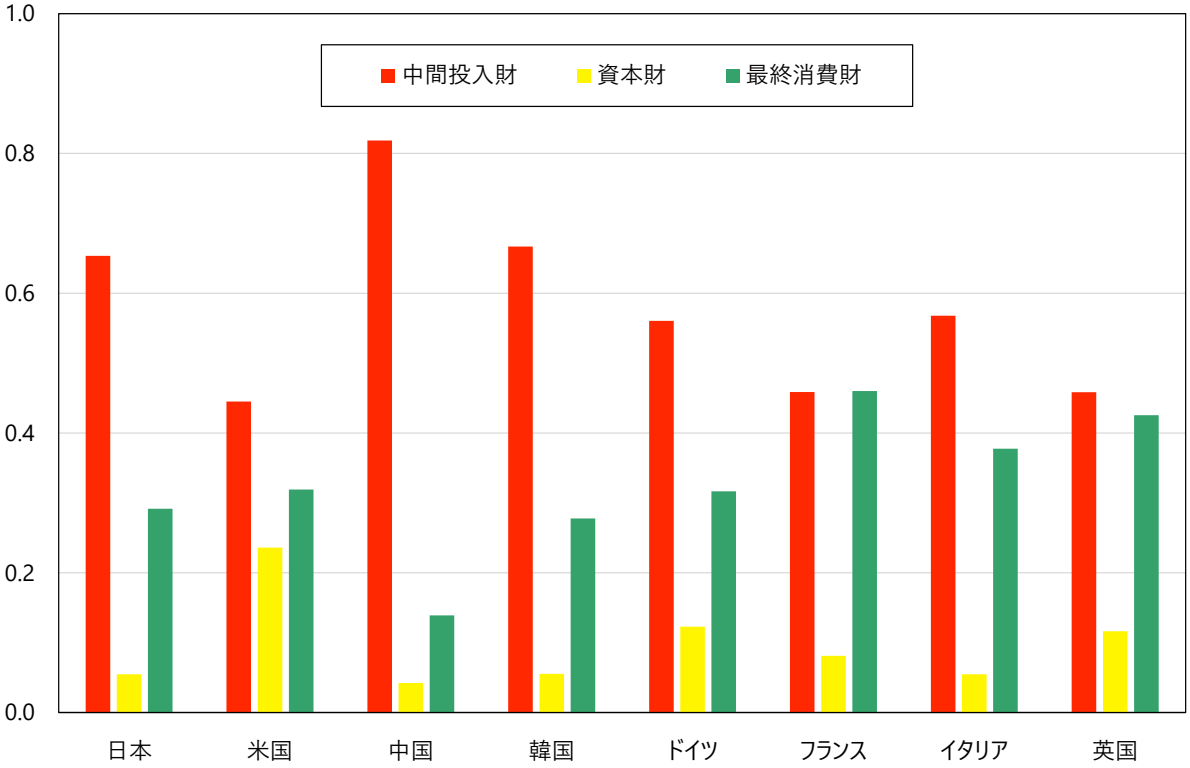

備考：各国の新興国からの中間投入財、資本財、最終消費財の輸入額を足し合わせ、それぞれのシェアを計算した。データは 2024 年。
資料：UN Comtrade から作成。

第4節 国際社会のマジョリティとしての新興国

2026 年 3 月現在、国際連合に加盟している国は 193 か国であり、うち新興国は 150 か国となっている。したがって、新興国はその数の点で国連での投票において重要であり、国際社会の形成において重要な役割を担っている。

国連総会の投票の例として、2022 年以降現在まで続いているロシアのウクライナ侵略に対する国連決議での投票行動について見る。これまで、国連総会で対ロシア決議が行われた例は 9 件あり、いずれも賛成多数で可決されている（第 1-2-4-1 図）。

第 1-2-4-1 図 国連総会におけるウクライナ侵略に関する決議と結果

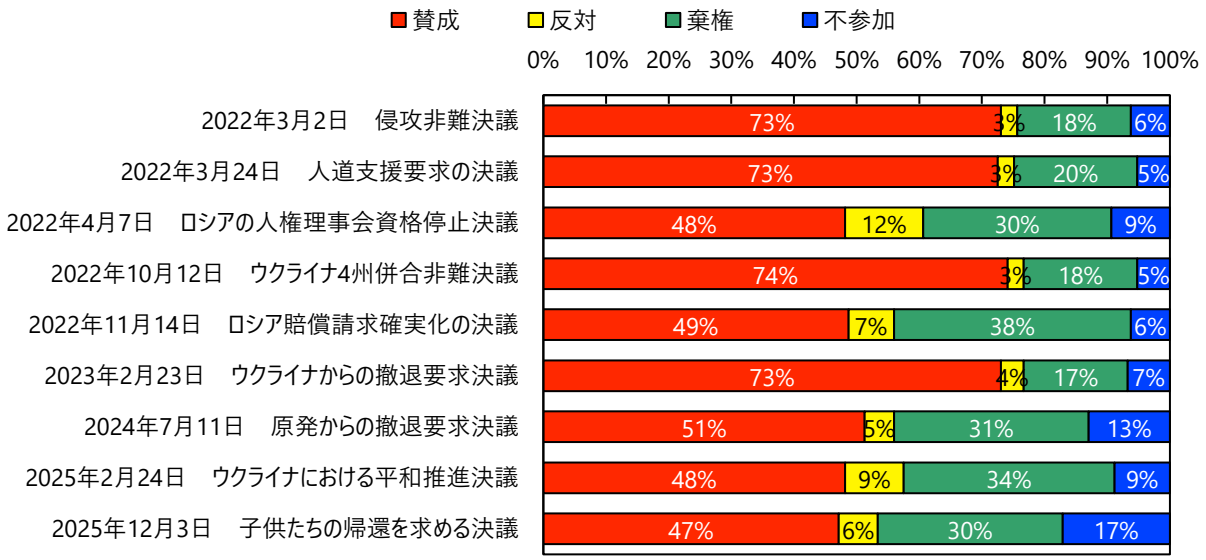

資料：国連デジタルライブラリーから作成。

上記の決議案を先進国（43 か国）と新興国（150 か国）に分類すると、先進国では全ての決議案で賛成が 90%前後に達しているのに対し、新興国では四つの案で 70%前後、五つの案で 30～40%程度と、先進国に比べて賛成率が低い。特に、ロシアの資格停止や賠償に関連した決議では「賛成」の割合が低くなっている。全体の決議は先進国と新興国の投票に依存するが、第 1-2-4-1 図及び第 1-2-4-2 図は、新興国が全体の結果に与える影響の重要性を示している。

第 1-2-4-2 図 国連総会における対ロシア決議と結果（先進国・新興国）

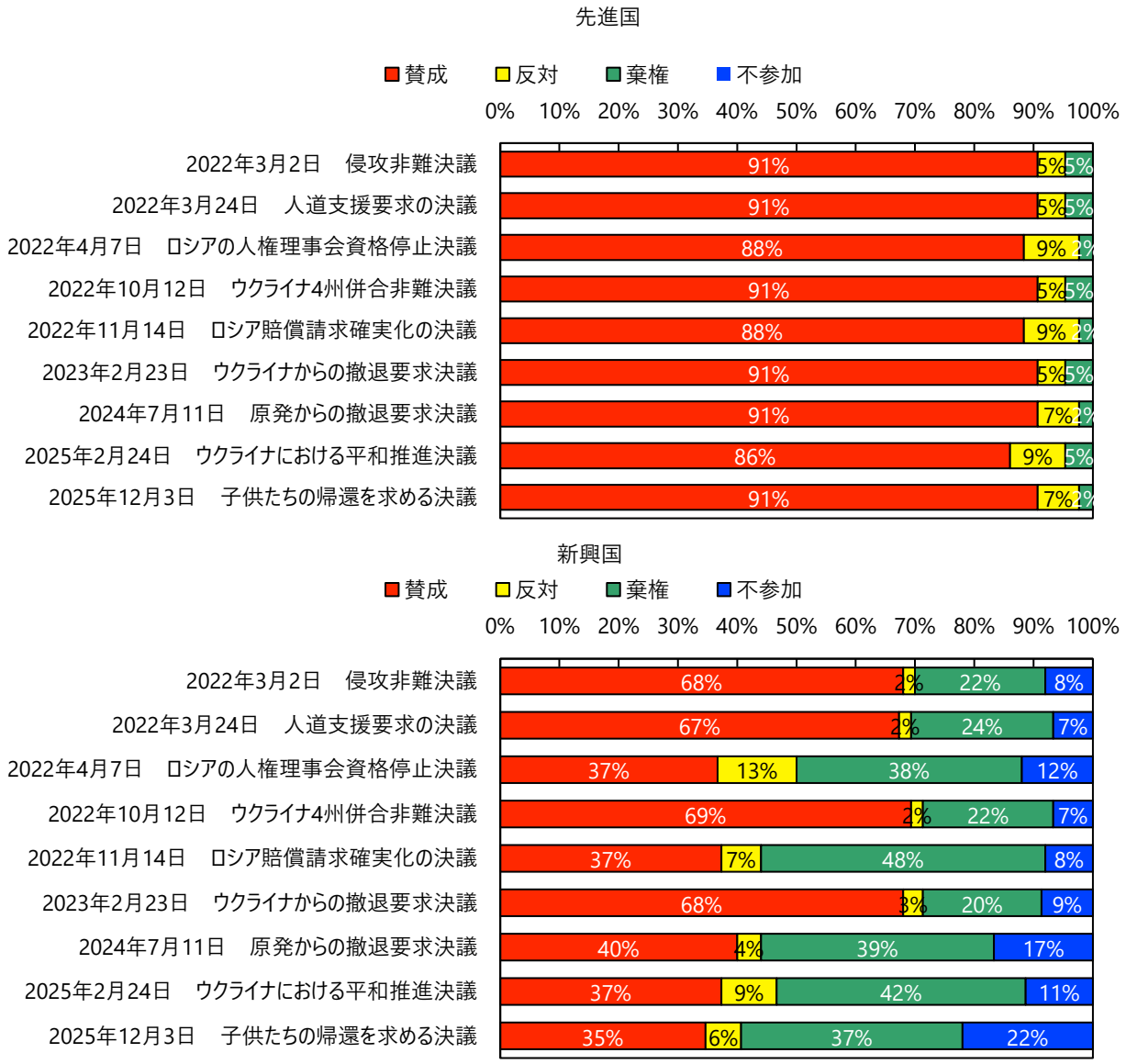

資料：国連デジタルライブラリーから作成。

また、これは、新興国は先進国とは異なる選好を持つことを示唆している。こうした投票行動を利用して各国の選好を分析した研究も行われており、Bailey et al. （2017）は、国連の投票データを基に、各国の潜在的な選好を推定した。

Bailey et al.（2017）の手法を基に、2024 年の各国の選好を表したものが第 1-2-4-1 図である。横軸は各国の選好を示しており、2 国間の距離が大きいほど、これらの国の選好が異なることを示している。傾向として、新興国は米国と比較して中国に近しい国が多いことが見て取れ、新興国で最大級の経済規模を有するインドは日本と中国の中間に位置している。他方、こうした推定は、各国の選好を相対的に測る一つの参考となるが、他方で推定手法によって結果も異なる点には留意が必要であり、様々な分析の結果を参考とすることが重要である[42]。

[42] 例えば、Bailey et al.（2017）は S score と Bailey et al. （2017）の手法で異なる結果を示すことを示している。

第 1-2-4-3 図 国連の投票データから推定された各国の選好（Bailey et al. 2017）

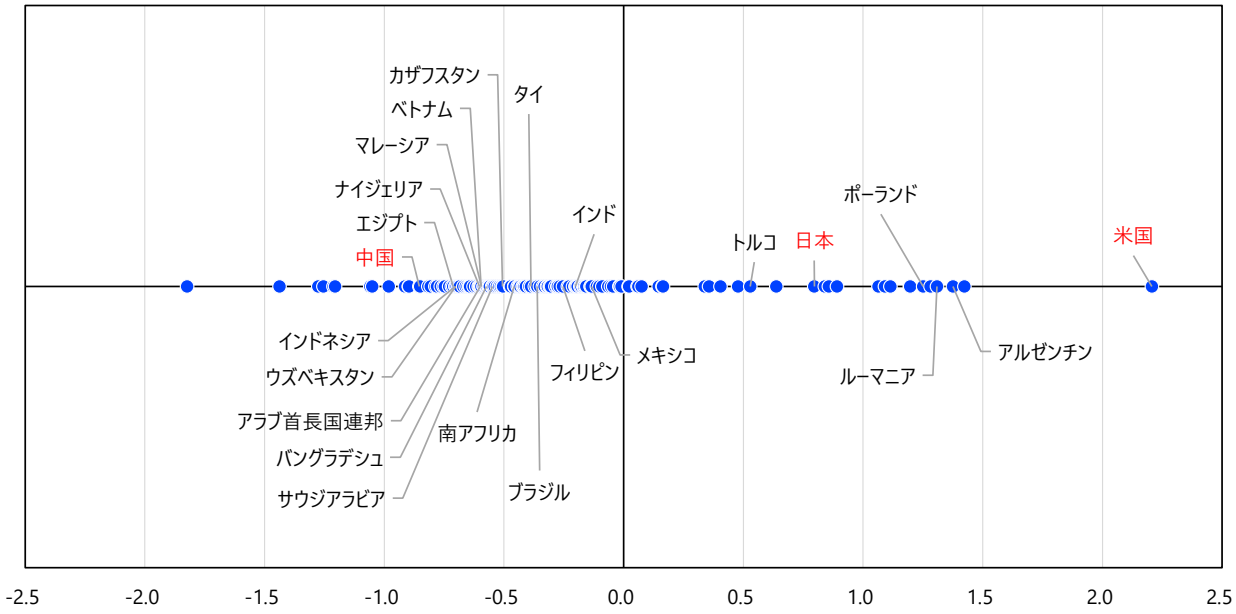

資料：United Nations General Assembly Ideal Points（Harvard Dataverse）から作成。

第3章 新興国経済分析

第1節 地域別の全体像

本章では、新興国経済をアジア大洋州、南西アジア、中央アジア・コーカサス、中東、アフリカ、中南米、欧州新興国に分類し、地域別の経済動向を見た上で、各国の経済動向や産業構造等について確認する。

1. GDP の動向

地域別の成長率を確認すると、新興国経済における近年の成長は地域によって異なった様相を呈している（第 1-3-1-1 図）。南西アジアは主にインドの成長に牽引される形で高い水準の成長率を記録しており、アジア大洋州や中央アジア・コーカサス地域も 2015 年から 2019 年平均はそれぞれ 5.2%と 3.6%、2023 年、2024 年は 4～6%程度の成長を記録している。他方、中東は 2～3%程度、アフリカは 3～4%程度、中南米は 2015 年から 2019 年平均は 0.5%だが 2023 年、2024 年は 2%程度、欧州新興国は 2015 年から 2019 年平均は 3.5%、2023 年、2024 年は 2%程度となっている。こうして比較すると、地域による変動はあるものの、傾向としては先進国よりも高い成長率を記録していることが分かる。

第 1-3-1-1 図　新興国の地域別の実質 GDP 成長率

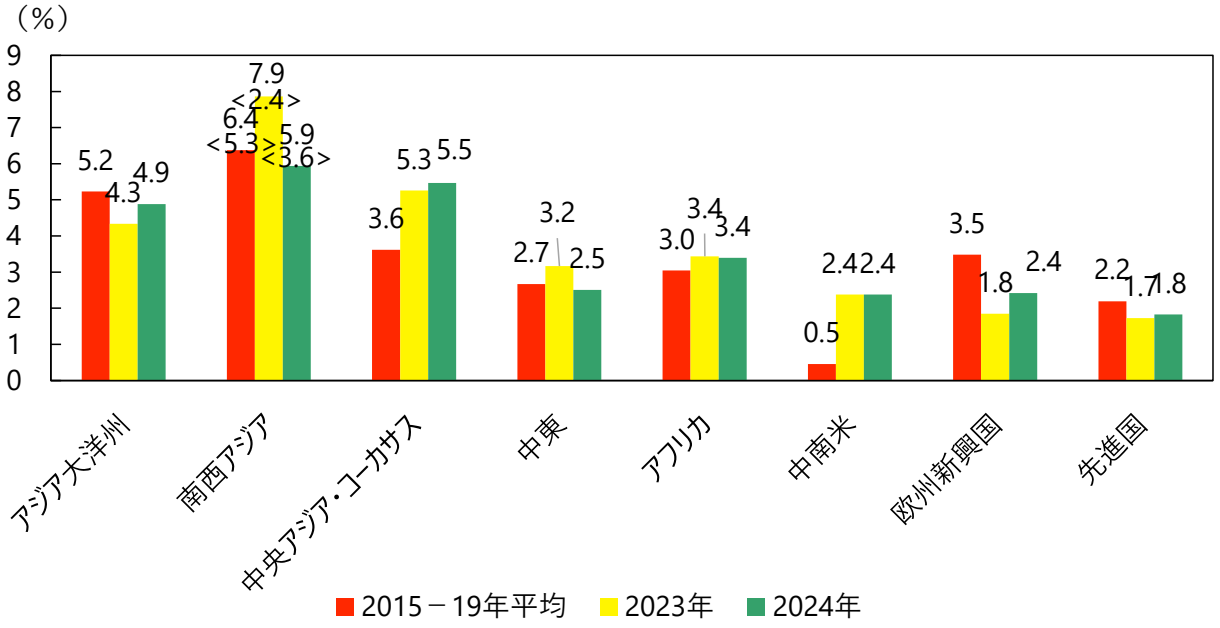

備考：アジア大洋州、南西アジア、中央アジア・コーカサス、中東、アフリカ、中南米、欧州新興国については本章で定義した地域区分の国及び地域について IMF「WEO」の各国 GDP 成長率から GDP (PPP ベース)でウェイト付けした上で推計。＜＞内はインドを除いたベース。GDP (PPP)については IMF の推計を使用。
資料：IMF「WEO」（2025 年 10 月）から作成。

IMF では、実質 GDP の成長予測を公表している。第 1-3-1-2 図は、各地域における 2030 年までの実質 GDP の成長予測を 2024 年を 100 とした指数で見たものである。第 1-3-1-2 図によれば、南西アジアの成長が著しく、続いてアジア大洋州、中央アジア・コーカサス、アフリカが続いている。先進国と比較すると、各地域とも高い成長率が期待されている。

第 1-3-1-2 図 新興国の地域別の実質 GDP 予測

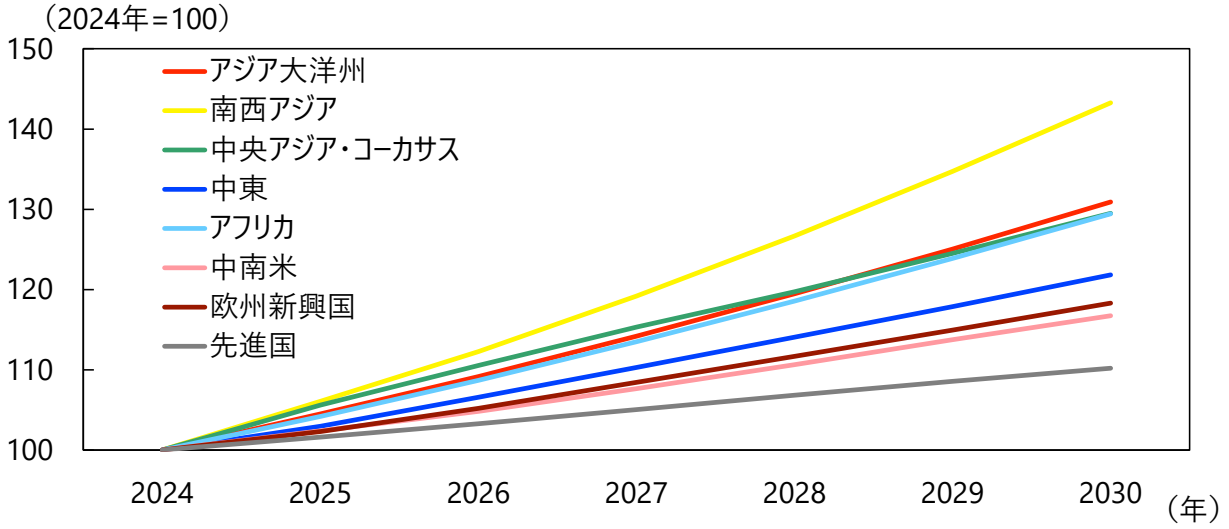

備考：アジア大洋州、南西アジア、中央アジア・コーカサス、中東、アフリカ、中南米、欧州新興国については本章で定義した地域区分の国及び地域について IMF「WEO」の各国 GDP 成長率から GDP (PPP ベース)でウェイト付けした上で推計。GDP (PPP ベース)については IMF の推計を使用。
資料：IMF「WEO」（2025 年 10 月）から作成。

2. 人口の動向

次に、各地域の人口について確認する。第 1-3-1-3 図は、世界の人口を分母として各地域の新興国の人口が占める割合を示したものである。時系列で見ると、2000 年代は南西アジアの人口が最も多く、中国も同程度の割合であることが分かる。2050 年までの予測では、南西アジアはほとんど一定割合で推移していき、アフリカは 2050 年には南西アジアを抜いて世界で最も人口の多い地域となると推計されている。

第 1-3-1-4 図は生産年齢人口の推計を示している。これによれば、アフリカ及び南西アジアで著しく人口が増加する見込みとなっている。南西アジアと南西アジア（除くインド）の比較によれば、南西アジアの生産年齢人口の増加は主にインドによるものであることが分かる。生産年齢人口でも同様に 2050 年頃にはアフリカは南西アジアを追い抜き、最も生産年齢人口が多い地域となる見込みである。

第 1-3-1-3 図　各地域の人口割合

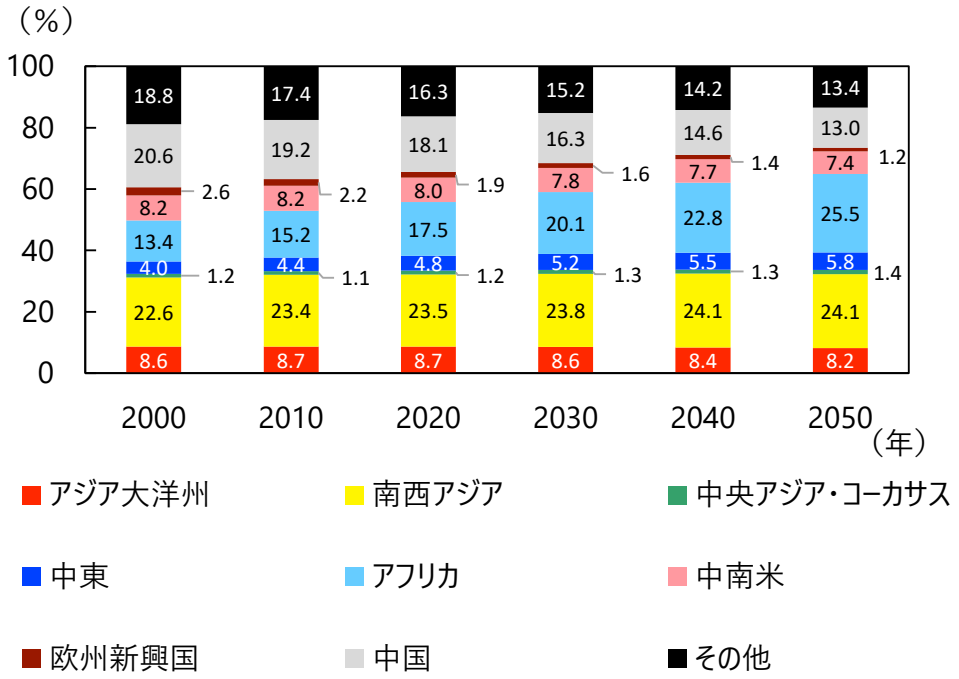

備考：各国人口を合算し推計。アジア大洋州、南西アジア、中央アジア・コーカサス、中東、アフリカ、中南米、欧州新興国については、各地域の新興国の人口を足すことで計算した。
資料：国連人口部から作成。

第 1-3-1-4 図　各地域の生産年齢人口

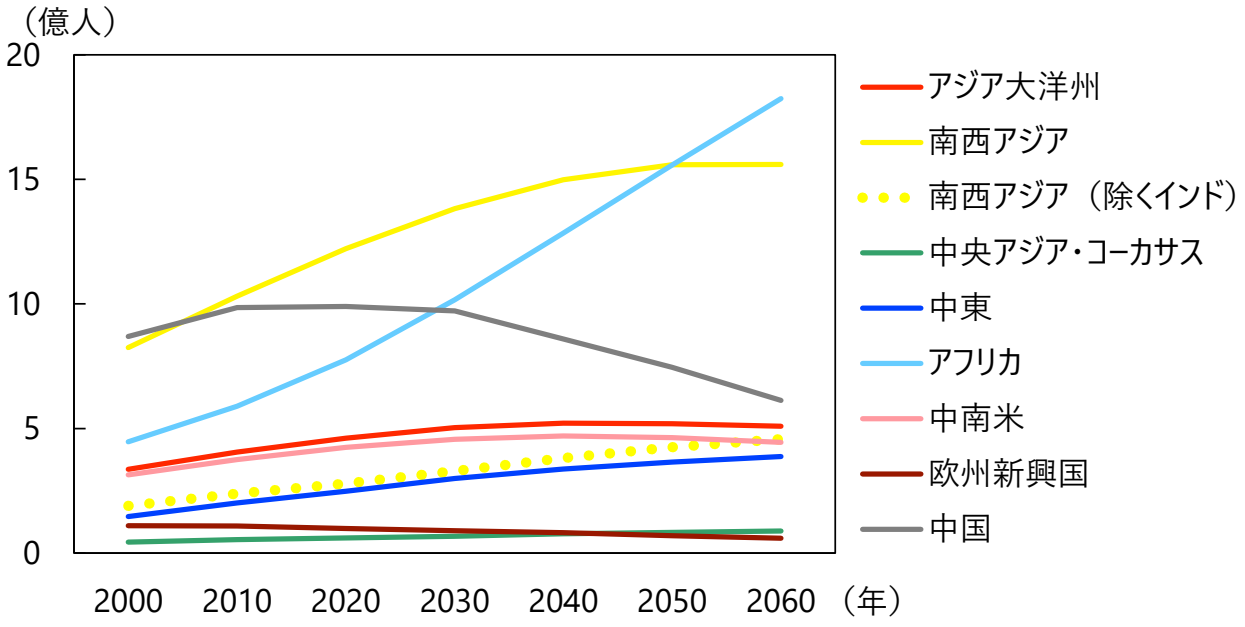

備考：アジア大洋州、南西アジア、中央アジア・コーカサス、中東、アフリカ、中南米、欧州新興国については、各地域の新興国の生産年齢人口を足すことで計算した。
資料：国連人口部から作成。

3. 資本装備率

上記では、各地域の人口推計を確認したが、経済成長には労働力と同様に資本ストックも重要であるとされている。経済学でしばしば用いられる生産関数では、資本ストックを一定とした場合に労働投入を増やすと生産量は増加するが、労働投入を増やせば増やすほど生産量の増加分は低下していくという特徴を持つ（例えば、コブ＝ダグラス生産関数）。これを労働の限界生産性の逓減という。このとき、資本ストックの水準を上昇させれば、労働の限界生産性は上昇することとなる。これは、経済成長には労働投入だけではなく、資本ストックへの投資も重要であることを示唆している。特に、一人当たり GDP は一人当たり資本ストック（資本装備率）の増加関数となることから、一人当たり GDP を増加させるためには、資本装備率を高めることが重要ということになる[43]。

第 1-3-1-5 図は、就業者一人当たりの資本ストック（資本装備率）と一人当たり GDP の関係を示している。先進国が最も右上方に位置しており、中東や欧州新興国も継いだ場所に位置している。他方、アフリカは左下方に位置しており、資本装備率及び一人当たり GDP がともに低い状況であることが分かる。これは、アフリカが今後一人当たりの所得を上昇させるためには、資本ストックを充実させることが重要であることを示唆している。

第 1-3-1-5 図　資本装備率と一人当たり GDP（2023 年）

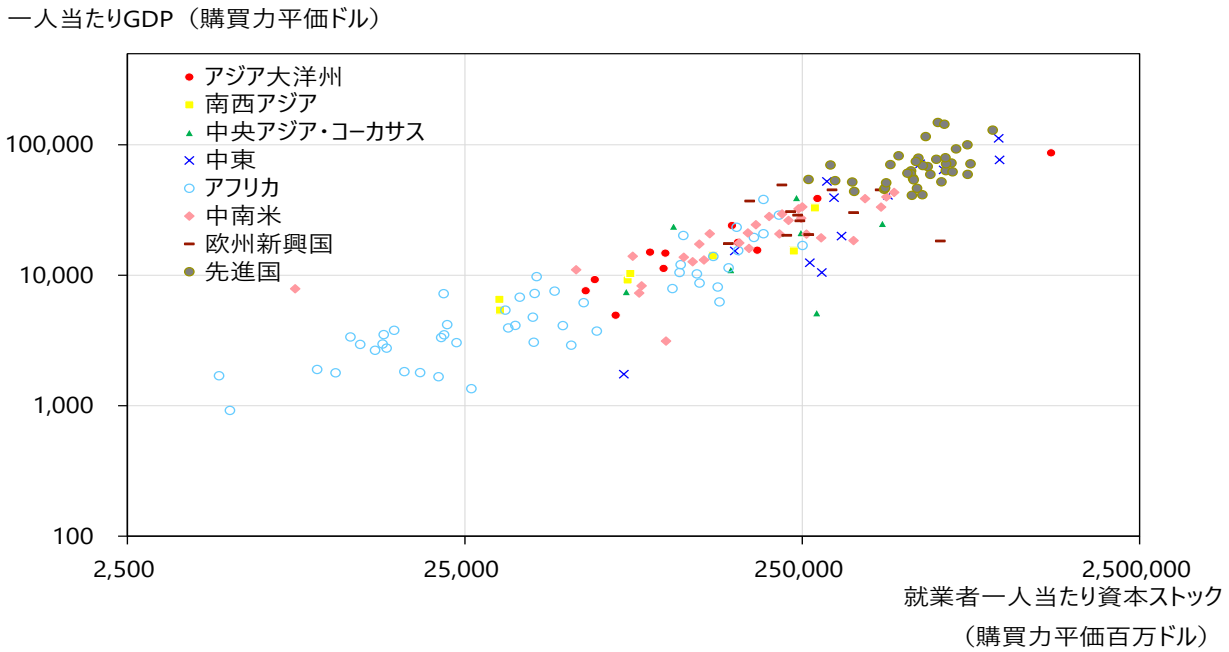

備考：一人当たり GDP については IMF の推計を使用。また、本章で定義する新興国のうちデータ欠損があった国については含めていない。
資料：IMF、フローニンゲン大学から作成。

[43] 例えとして、コブ＝ダグラス生産関数を考える。$Y = AK^{\alpha}L^{1-\alpha}$（$Y$は実質 GDP、$A$は全要素生産性、$K$は資本ストック、$L$は労働投入（この備考では簡単化のため就業者数と考える）、αは資本分配率であり 0 より大きい）の下で、一人当たり実質 GDP を両辺をLで除すことで導出すると、$Y/L=Ak^{\alpha}$（kはK/Lであり、資本装備率を指す）となり、一人当たり実質 GDP は資本装備率の増加関数となる。

4. 対内 FDI

各地域における海外からの投資状況について見る（第 1-3-1-6 図）。地域別の対内 FDI の動向を見ると、年によって変動があるものの、2000 年頃から 2024 年にかけておおむね多くの地域で対内 FDI の額が増えていることが分かる。特に中南米への対内 FDI の規模が大きい。

第 1-3-1-6 図 各地域の対内 FDI

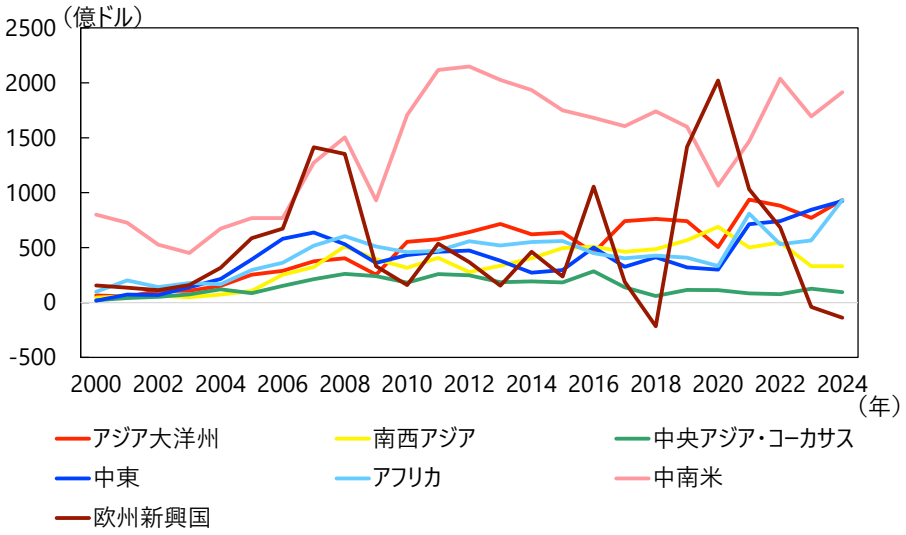

資料：世界銀行から作成。

第2節 アジア大洋州

1. GDP の動向

最初にアジア大洋州の動向を見る。第 1-3-2-1 図は同地域の実質 GDP 成長率を示しており、アジア大洋州全体では各年を通じておおむね 5%前後の高い成長率を記録している。インドネシアは安定的に 5%の成長を維持しているほか、マレーシア及びベトナムは 2023 年には一時的に減速したものの、2024 年には 2015-19 年平均と同等かそれを上回る水準まで回復している。フィリピンはおおむねベトナムに次ぐ高い成長率を示しているが、2024 年は 2015-19 年平均から減速している。一方、タイの成長率は相対的に低く、後に確認する成長会計を参考とすれば、労働と資本の成長の寄与が小さいことがその要因として考えられる。

第 1-3-2-2 図は、IMF によるこれらの国々の経済成長の見通しを示している。フィリピン、ベトナム、インドネシアの成長が著しい一方、タイは相対的に緩やかな成長見通しとなっている。

第 1-3-2-3 図は、これらの国々の購買力平価ベースの一人当たり GDP を示している。同図によれば、一人当たり GDP は、マレーシアが最も高く、次いでタイとなっている。各国の経済成長予測を背景に、いずれの国も一人当たり GDP は 2030 年まで上昇すると推計されている。

第 1-3-2-1 図 アジア大洋州の実質 GDP 成長率

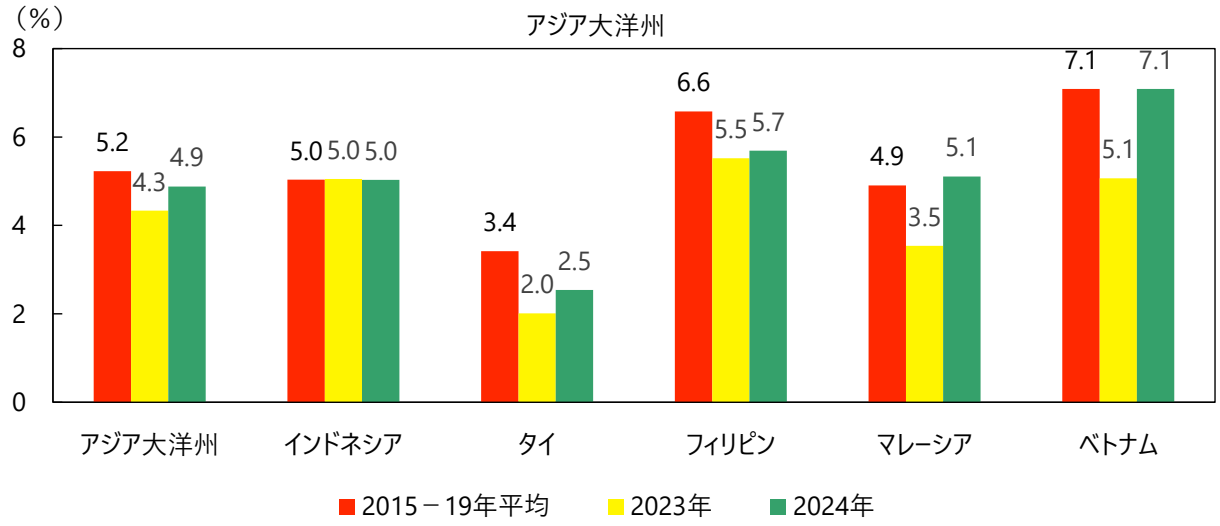

備考：「アジア大洋州」については本章で定義した地域区分の国及び地域について、IMF「WEO」の各国 GDP 成長率から GDP (PPP ベース)でウェイト付けした上で推計。
資料：IMF「WEO」（2025 年 10 月）から作成。

第 1-3-2-2 図　アジア大洋州の実質 GDP 予測

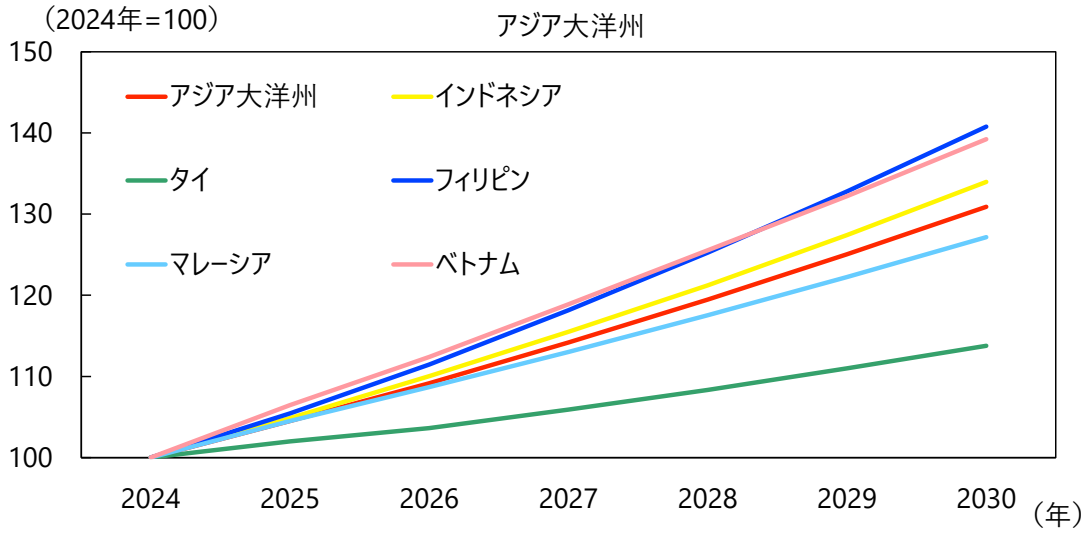

備考：「アジア大洋州」については本章で定義した地域区分の国及び地域について、IMF「WEO」の各国 GDP 成長率から GDP (PPP ベース)でウェイト付けした上で推計。
資料：IMF「WEO」（2025 年 10 月）から作成。

第 1-3-2-3 図　アジア大洋州の一人当たり GDP

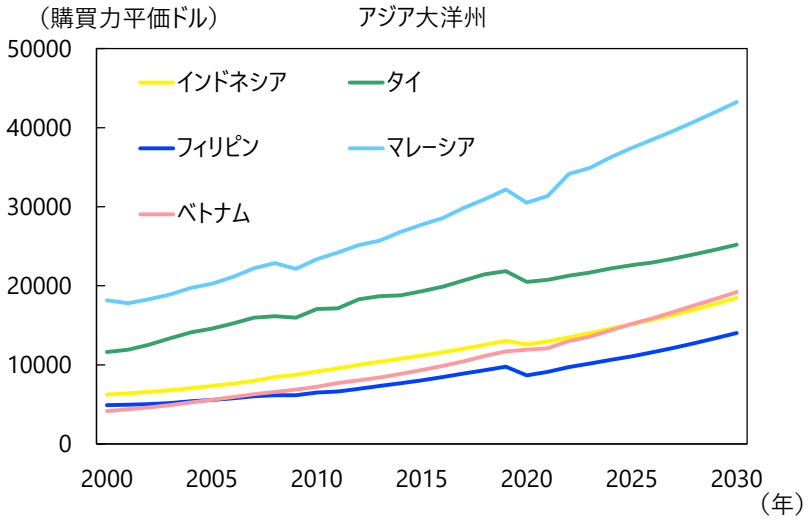

備考：一人当たり GDP は実質 PPP 価格（2021 年基準）。IMF「WEO」（2025 年 10 月）のデータ制約により、実績は 2024 年までであり、2025 年以降は推計値。2026 年 1 月 29 日時点データ。
資料：IMF「WEO」（2025 年 10 月）から作成。

2. 人口の動向

第 1-3-2-4 図はアジア大洋州における生産年齢人口の推移を示している。アジア大洋州全体としては、2040 年頃まで生産年齢人口の増加が続き、2050 年以降は緩やかに減少に向かう見込みである。国別では、インドネシアやフィリピンが 2050 年まで増加傾向であるのに対して、タイは 2020 年頃をピークに減少局面に入っている。

第 1-3-2-5 図は、合計特殊出生率の推移を示している。どの国も低下傾向にあるが、特にフィリピンが急速に低下している。フィリピンは宗教的な理由を背景に構造的に多産社会であったが、2012 年に国家が全ての人の人権を認識し、保証することを前提とした上

で、全ての母親と胎児の生命の保護、健康の推進等を目的とした RH 法（The Responsible Parenthood and Reproductive Health Act of 2012）が施行されたことにより、リプロダクティブ・ヘルスケアの推進が進められている。フィリピンの出生率の減少の背景には、こうした取組の成果も寄与している可能性がある。

第 1-3-2-4 図　アジア大洋州の生産年齢人口

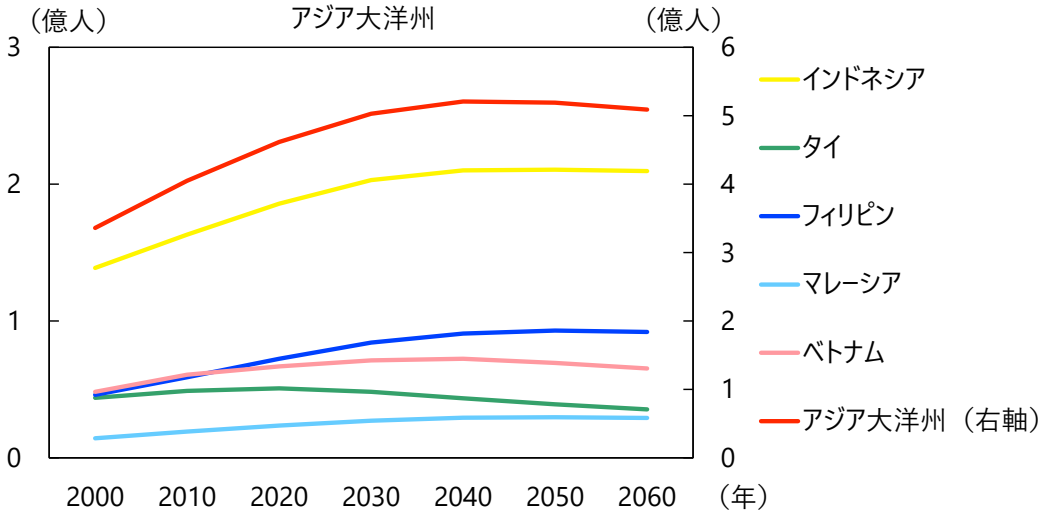

備考：「アジア大洋州」については本章で定義した地域区分の国及び地域の数値を合算し推計。本データは中位推計。当該期間は予測期間を含む。
資料：国連「World Population Prospects 2024」から作成。

第 1-3-2-5 図　アジア大洋州の合計特殊出生率

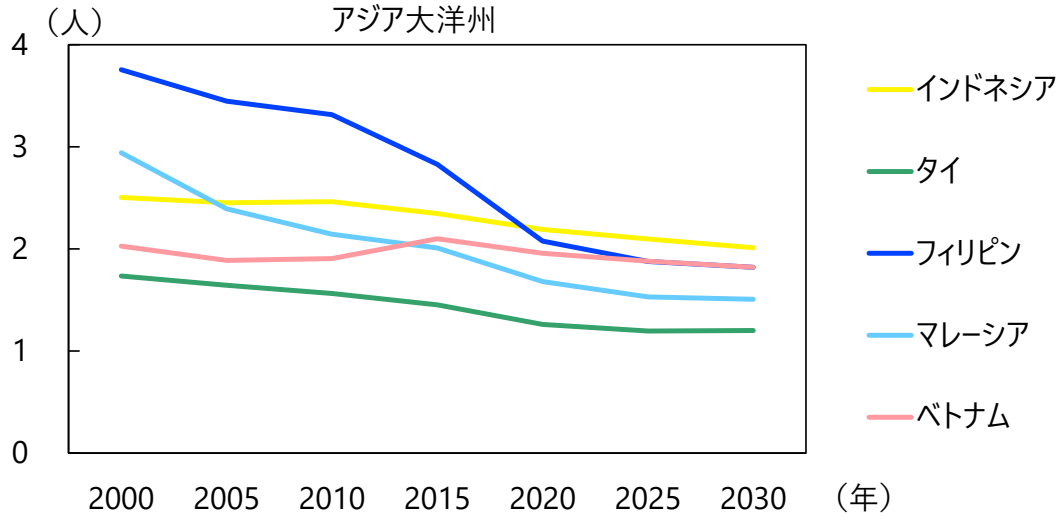

備考：本データは中位推計。当該期間は予測期間を含む。2026 年 2 月 6 日時点データ。
資料：国連「World Population Prospects 2024」から作成。

3. 成長会計

アジア大洋州における GDP と人口動態を見てきたが、これらの国々はどのように経済成長しているのだろうか。これを分析するため、マクロ経済学では成長会計という手法が開発されている。上述したコブ＝ダグラス生産関数を用いると、一国の経済全体の産出量

（Y）、生産の投入要素である労働サービス（L）と資本サービス（K）、及び技術水準等を含む全要素生産性（A）の関係は以下のように表現される。

$$Y = AK^{\alpha}L^{1-\alpha}$$

ただし、αは資本分配率である。成長会計はこうした関係性を前提に、実質 GDP 成長を労働サービスの寄与、資本サービスの寄与、全要素生産性（Total Factor Productivity: TFP）の寄与に分解する。したがって、成長会計を用いることで、その国がどのような要因で成長しているのかを推察することができる。

第 1-3-2-6 図はアジア大洋州の成長会計の結果を示している（トレンドを把握するために 10 年平均で分析した）。同図によれば、各国とも資本の寄与が大きいことが分かる。インドネシアとマレーシアでは、労働の寄与も相応の大きさを有している。タイは生産性の上昇も成長に大きく寄与をしているが、労働の寄与は限定的である。この点は、生産年齢人口減少という人口動態分析とも整合的である。

第 1-3-2-6 図　アジア大洋州の成長会計

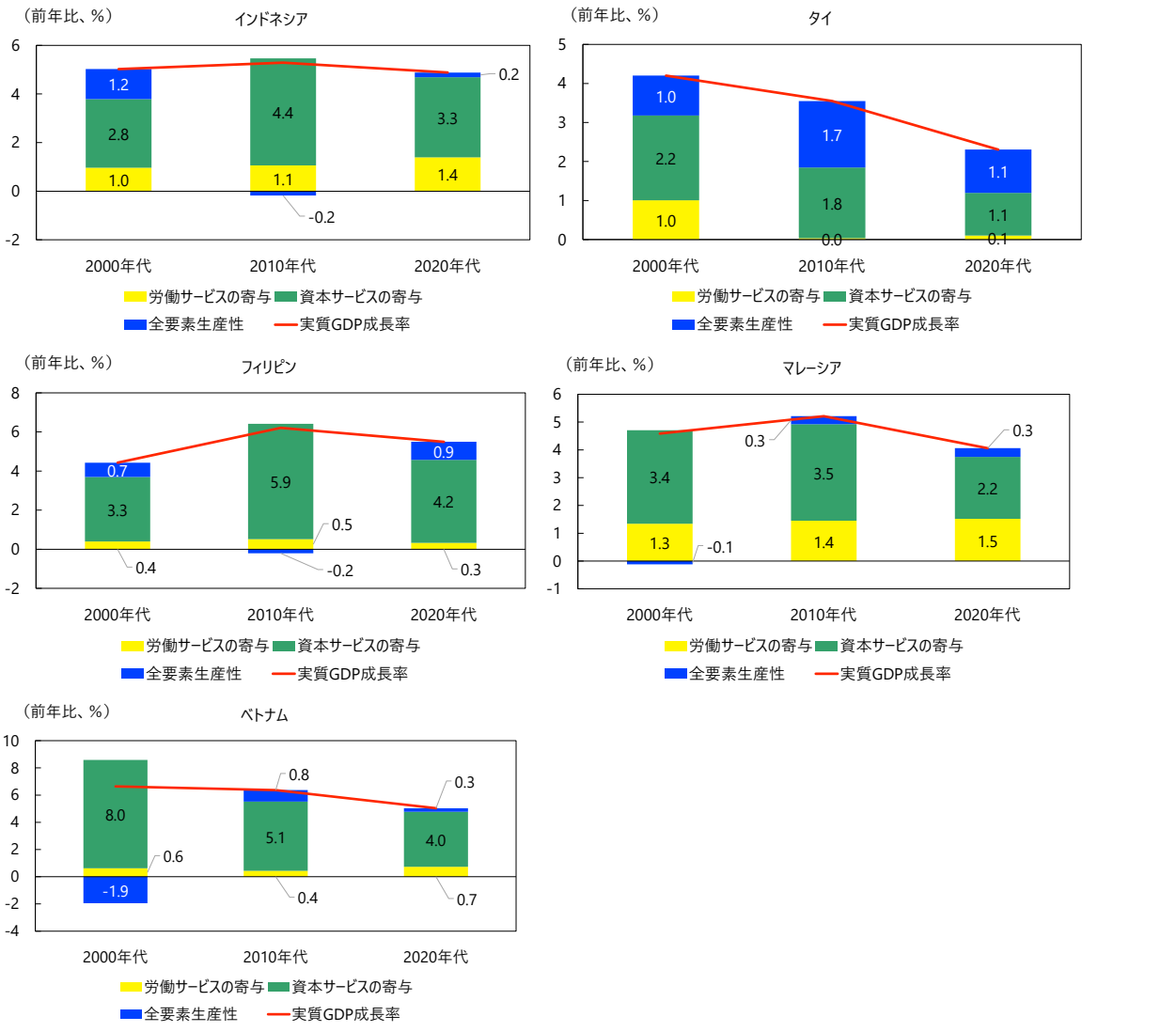

備考：2020 年代は 2023～2025 年のデータを指す。2020 年～2022 年はコロナの影響を踏まえ推計から除いている。
資料：コンファレンスボードから作成。

4. 資本形成

次に、資本形成の状況について見る。第 1-3-2-7 図はアジア大洋州における総資本形成の対 GDP 比率を示している。インドネシアとベトナムが地域平均よりも高く 30%台である一方、地域平均よりも低いフィリピン、マレーシア、タイについても 20%台となっており、総資本形成の対 GDP 比率についてばらつきが少ないことが分かる。

また、第 1-3-2-8 図は対内 FDI の動向を記している。前述したインドネシア及びベトナムが大きく伸びていることに加えて、他国についても 2024 年にかけて上昇トレンドであることが見てとれる。

第 1-3-2-7 図　アジア大洋州の総資本形成比率

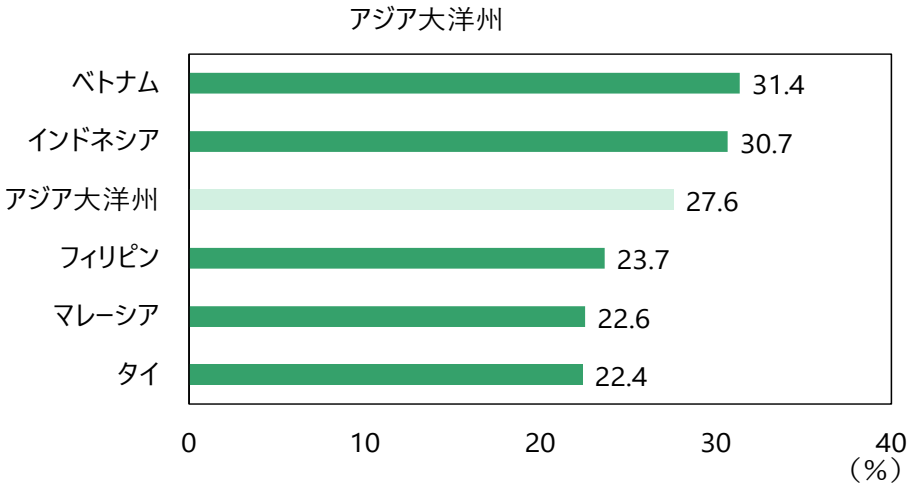

備考：「アジア大洋州」については本章で定義した地域区分の国及び地域について、IMF「WEO」の総資本形成比率から名目 GDP でウェイト付けした上で推計。2022-2025 年平均の値。IMF「WEO」（2025 年 10 月）のデータ制約により、実績は 2024 年までであり、2025 年は推計値。
資料：IMF「WEO」（2025 年 10 月）から作成。

第 1-3-2-8 図　アジア大洋州の対内 FDI

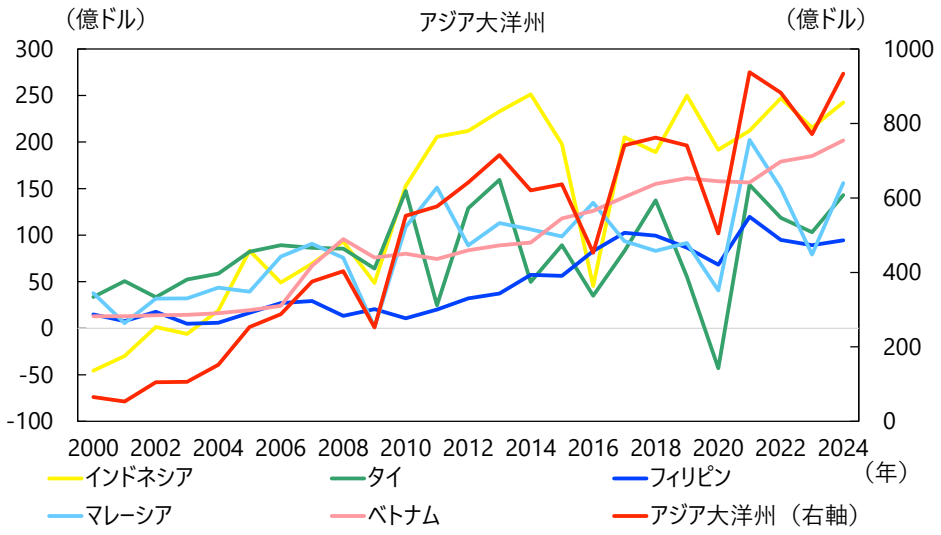

備考：「アジア大洋州」については、本章で定義した地域区分の国及び地域の数値を合算し推計。2026 年 1 月 8 日時点データ。
資料：世界銀行から作成。

5. グリーンフィールド FDI

より詳細に FDI の動向を探るため、fDi Markets のデータを用いて、インドネシア、タイ、フィリピン、マレーシア、ベトナムの対内 FDI の近年の状況について確認する[44]。なお、fDi Markets のデータはグリーンフィールド投資を対象としていることに留意が必要であり、グリーンフィールド以外の投資の状況は反映していない。当該データは、国、投資セクターごとに情報を提供している点に特徴がある。

(1) インドネシア

2023 年～2025 年平均でインドネシア向け FDI の上位 10 か国について見ると、1 位が中国、2 位が米国、3 位がスイスとなっている。2023 年に中国、米国からの投資が急増している理由は、中国ではガラス製品の製造・販売を実施している企業による太陽光パネル等の製造施設への投資、米国では総合エネルギー企業が CCS 施設や石油化学プロジェクトへ投資したものと見られる（第 1-3-2-9 図）。

第 1-3-2-9 図　インドネシアの対内 FDI 上位 10 か国

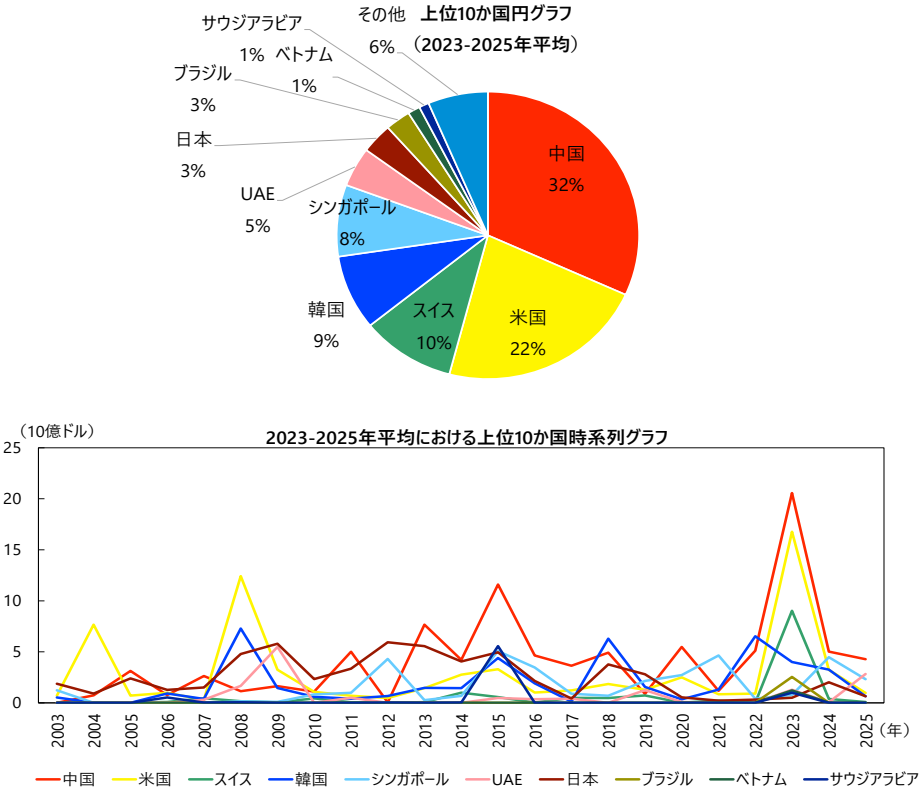

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月までのデータである。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靱化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

44 fDi Markets のデータでは、グリーンフィールド投資は、新たな雇用と設備投資を生み出すクロスボーダーの新たな物理的拠点を生み出すもの、若しくは既存拠点を拡張するものとされており、M&A は含まれない。データは企業によって投資が公表された案件を集計しており、投資実績として作成されたものではないことに留意が必要。ただし、投資計画の修正の発表がされた場合にはデータの修正がなされている。投資金額が公表されていない場合には、fDi Markets が独自のアルゴリズムに基づいて推計をしている。個別の投資案件の情報が確認できる点に特徴がある。

上記のインドネシア対内 FDI 上位 10 か国について、国別にセクター内訳を見ると、中国は鉱物、金属、米国は石炭・石油・ガス、スイスは金属、日本は再生可能エネルギーや自動車分野などに進出している（第 1-3-2-10 図）。

第 1-3-2-10 図 インドネシアの対内 FDI 上位 10 か国内訳

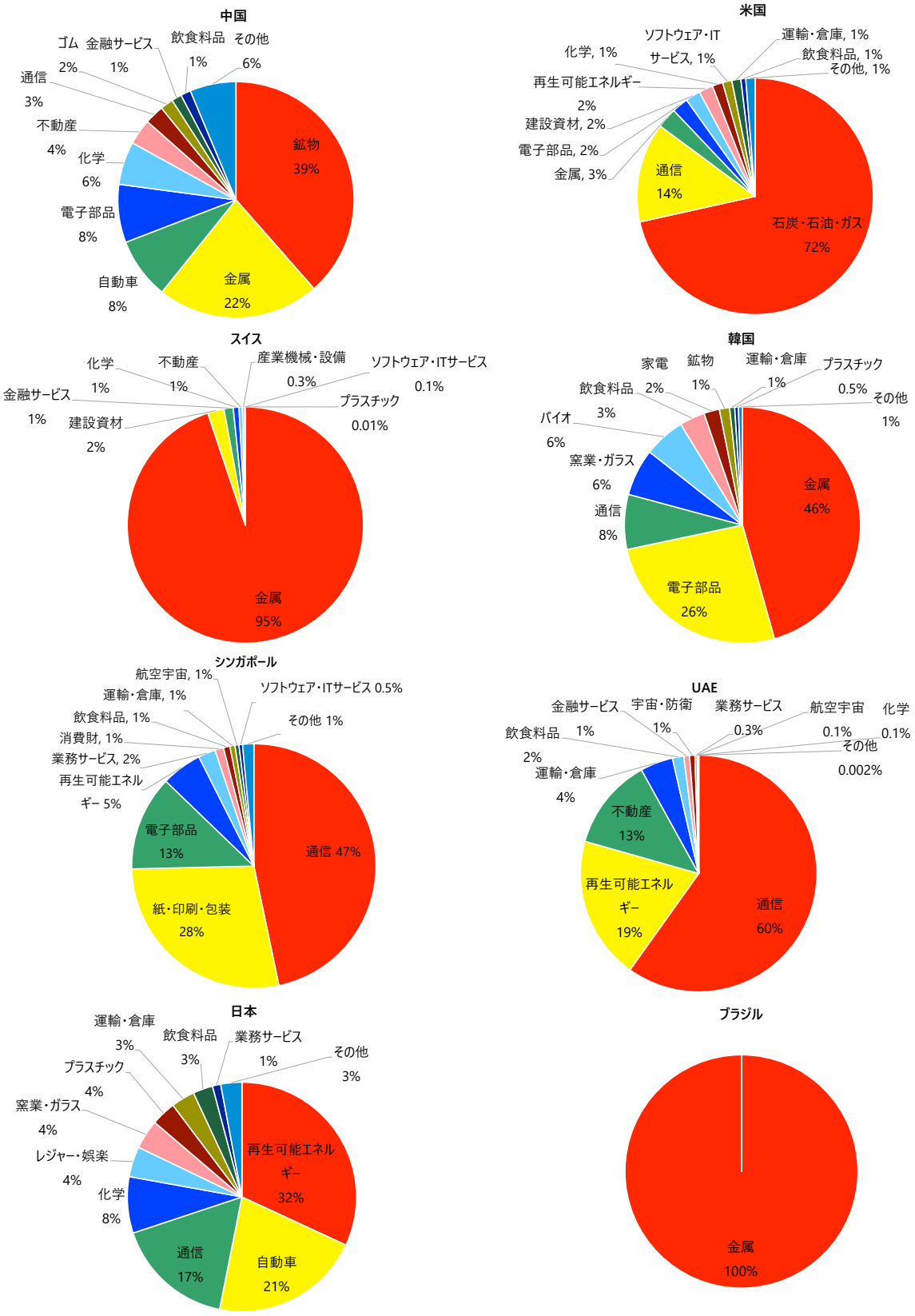

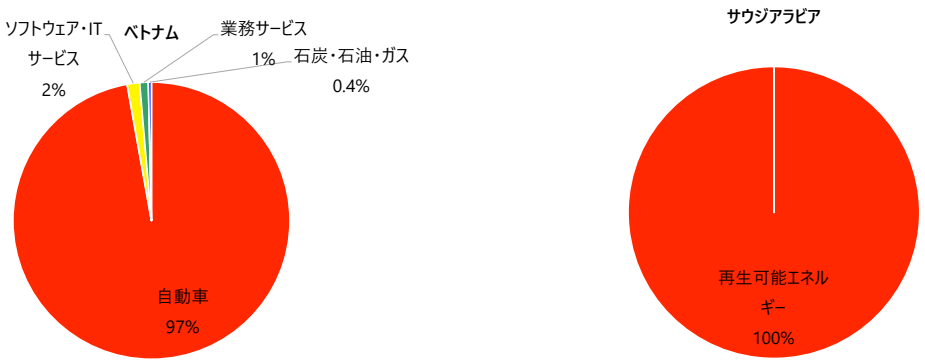

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月までのデータである。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靱化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

2023 年～2025 年平均でインドネシア向け FDI の上位 10 セクターについて見ると、1 位が金属、2 位が石炭・石油・ガス、3 位が鉱物となっている（第 1-3-2-11 図）。

第 1-3-2-11 図　インドネシアの対内 FDI 上位 10 セクター

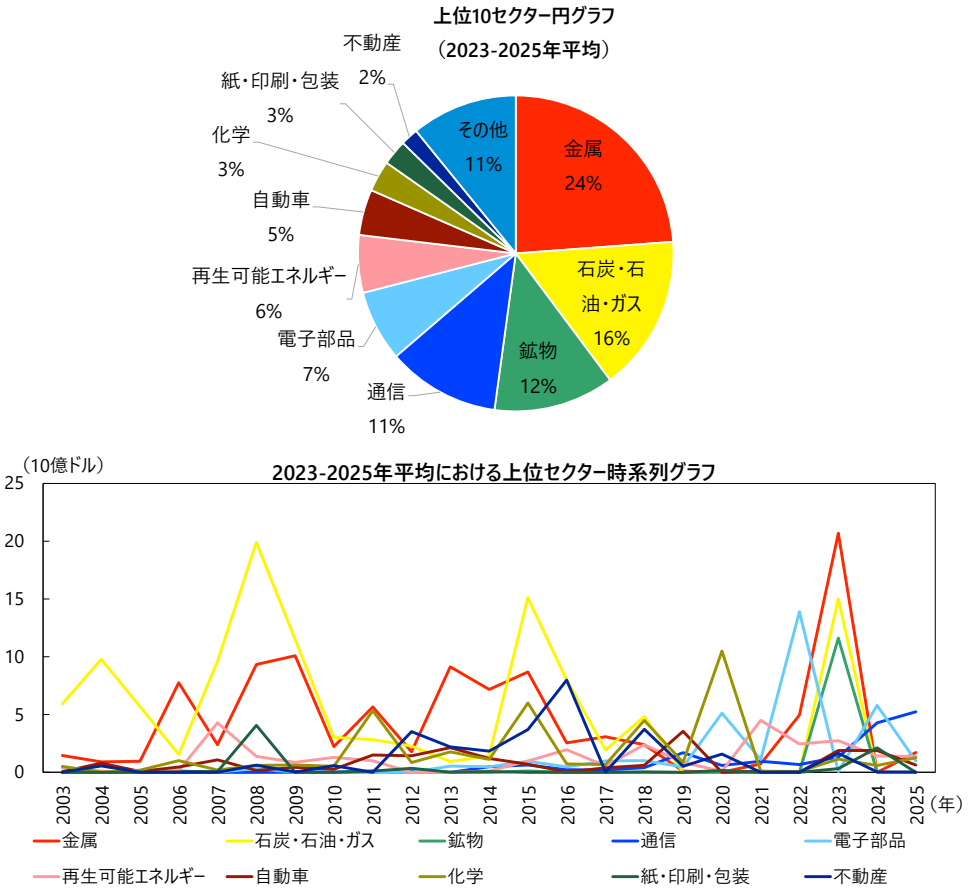

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月までのデータである。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靱化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

上記のインドネシア対内 FDI 上位 10 セクターについて、セクター別に投資国の内訳を見ると、鉱物、電子部品、自動車、化学、不動産の 5 セクターにおいて中国がトップとなっており、インドネシアの対内 FDI において、中国の存在感が大きいことが分かる。その他のセクターにおいては、再生可能エネルギーでは日本が最も多く、金属ではスイス、石炭・石油・ガスでは米国が最も多い（第 1-3-2-12 図）。

第 1-3-2-12 図 インドネシアの対内 FDI 上位 10 セクター内訳

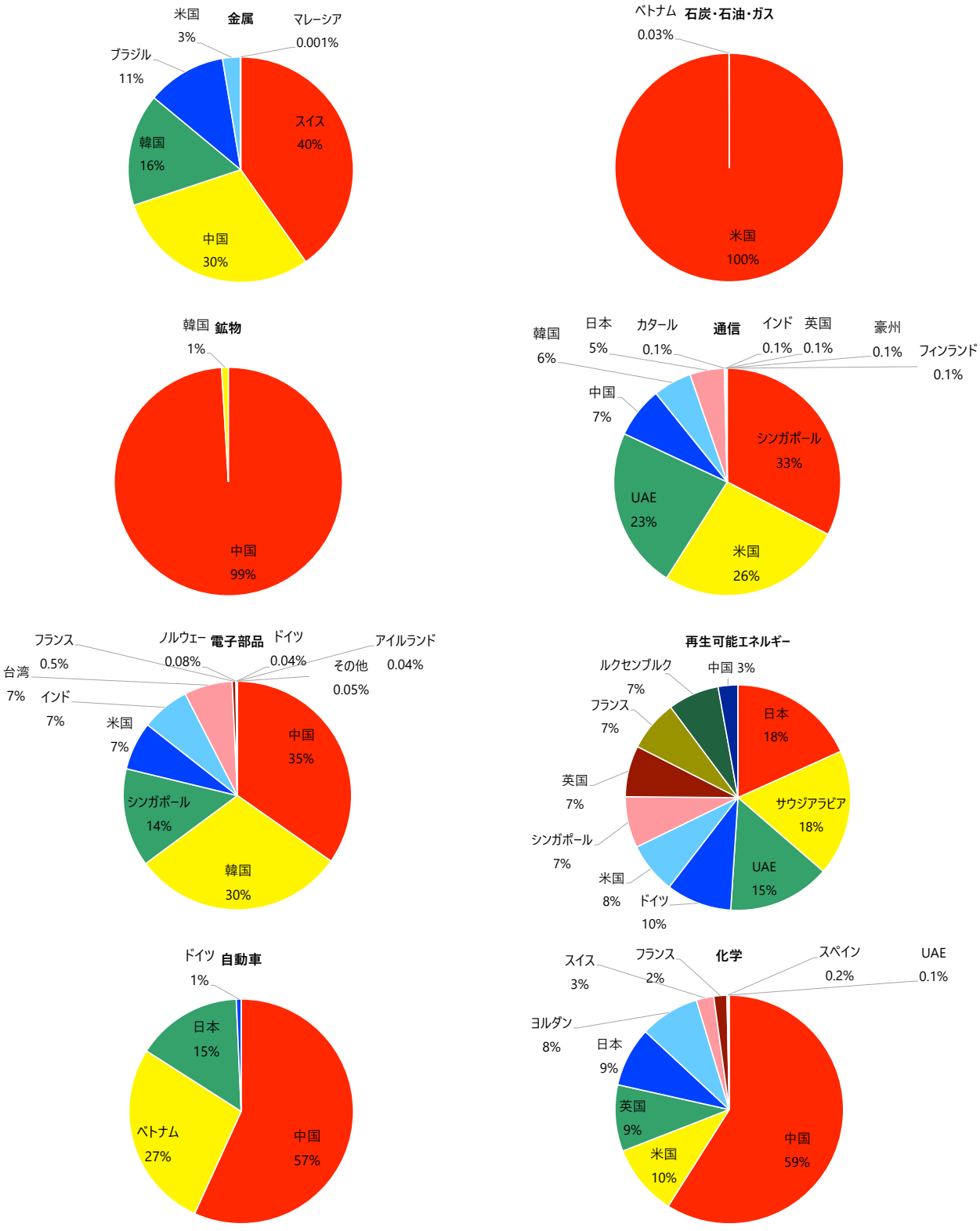

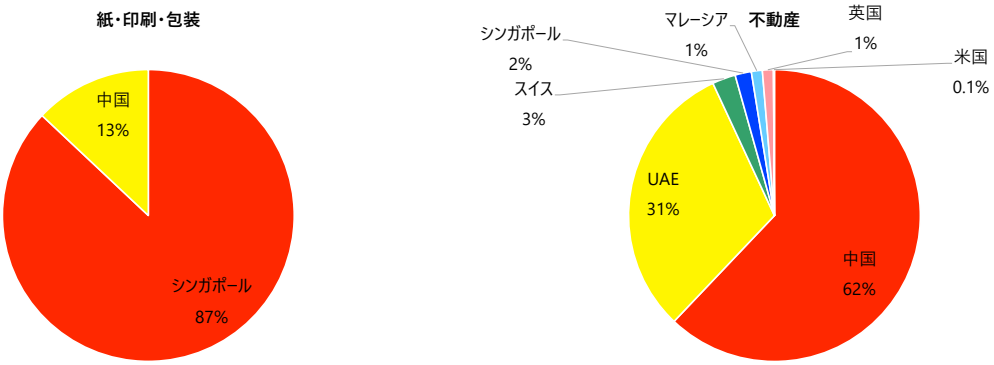

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月までのデータである。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靱化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

(2) タイ

2023 年～2025 年平均でタイ向け FDI の上位 10 か国について見ると、1 位が中国、2 位がシンガポール、3 位が米国となっている。中国からの対内 FDI については、動画プラットフォームを運営するテクノロジー企業によるデータセンターへの投資等で、足下急拡大している（第 1-3-2-13 図）。

第 1-3-2-13 図　タイの対内 FDI 上位 10 か国

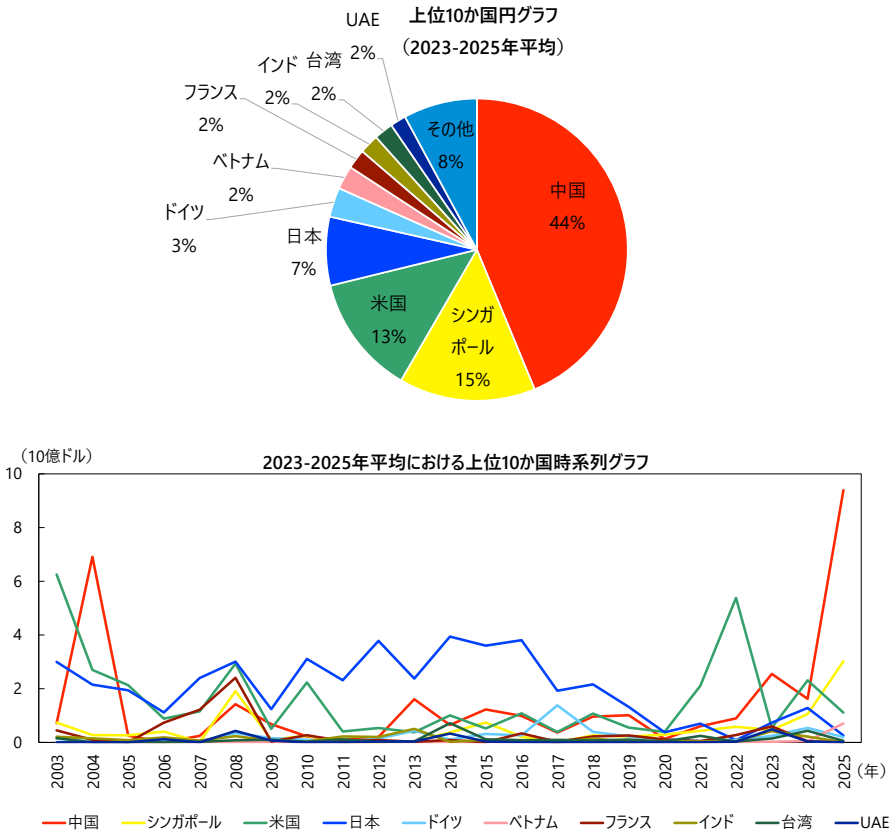

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月までのデータである。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靱化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

上記タイの対内 FDI 上位 10 か国について、国別にセクター内訳を見ると、中国は通信、電子部品、シンガポールは通信、不動産、米国は通信、OA 機器となっており、これら上位 3 か国がいずれも通信セクターへ積極的に投資を行っていることが分かる（第 1-3-2-14 図）。

第 1-3-2-14 図 タイの対内 FDI 上位 10 か国内訳

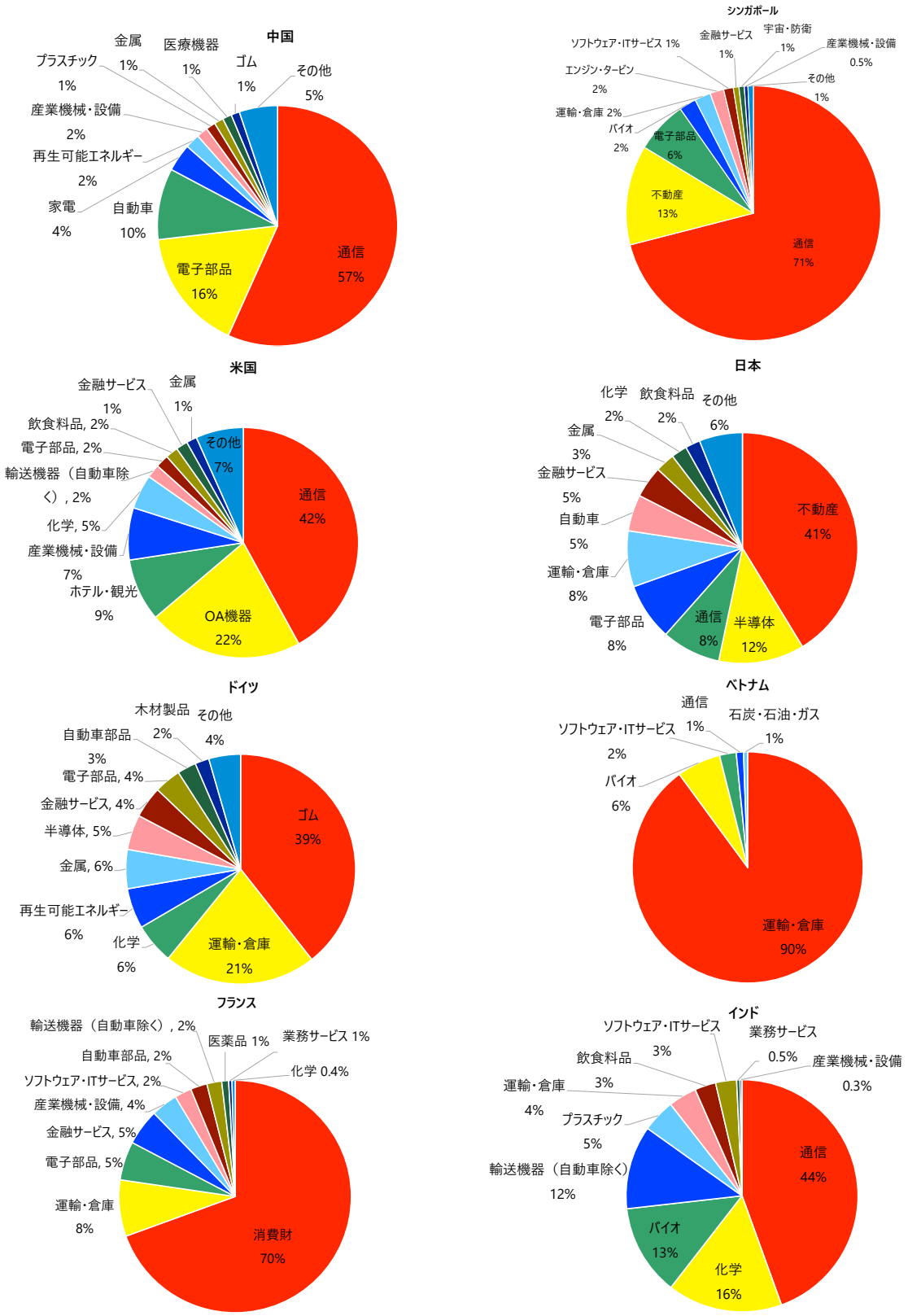

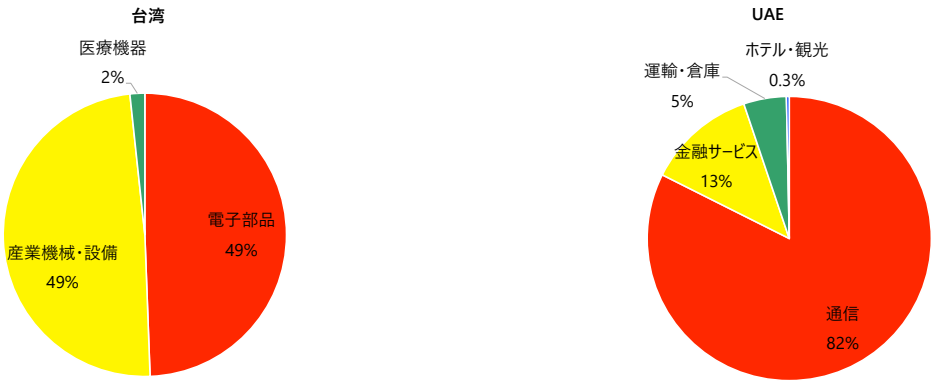

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月までのデータである。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靱化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

2023 年～2025 年平均でタイ向け FDI の上位 10 セクターについて見ると、1 位が通信、2 位が電子部品、3 位が運輸・倉庫となっており、通信が全体の約半分近くを占めている（第 1-3-2-15 図）。

第 1-3-2-15 図　タイの対内 FDI 上位 10 セクター

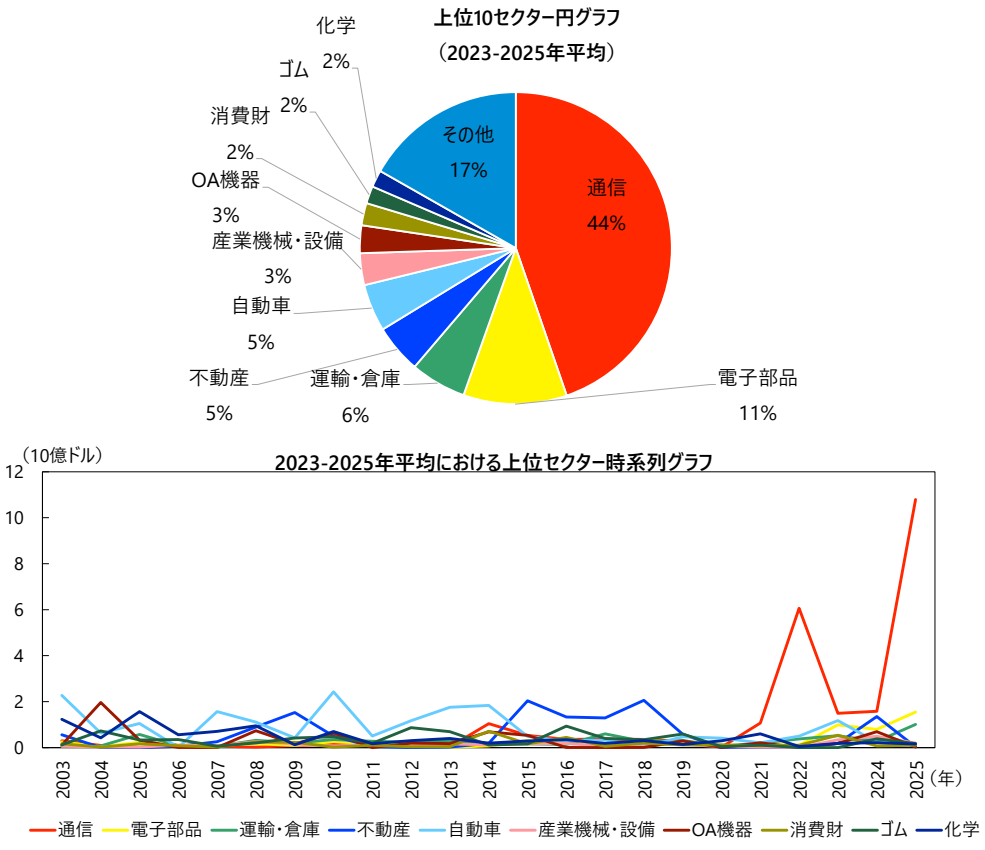

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月までのデータである。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靱化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

上記タイの対内 FDI 上位 10 セクターについて、セクター別に投資国の内訳を見ると、通信、電子部品、自動車では中国、運輸・倉庫ではベトナムが最も多くなっている。日本は不動産で最も多い（第 1-3-2-16 図）。

第 1-3-2-16 図 タイの対内 FDI 上位 10 セクター内訳

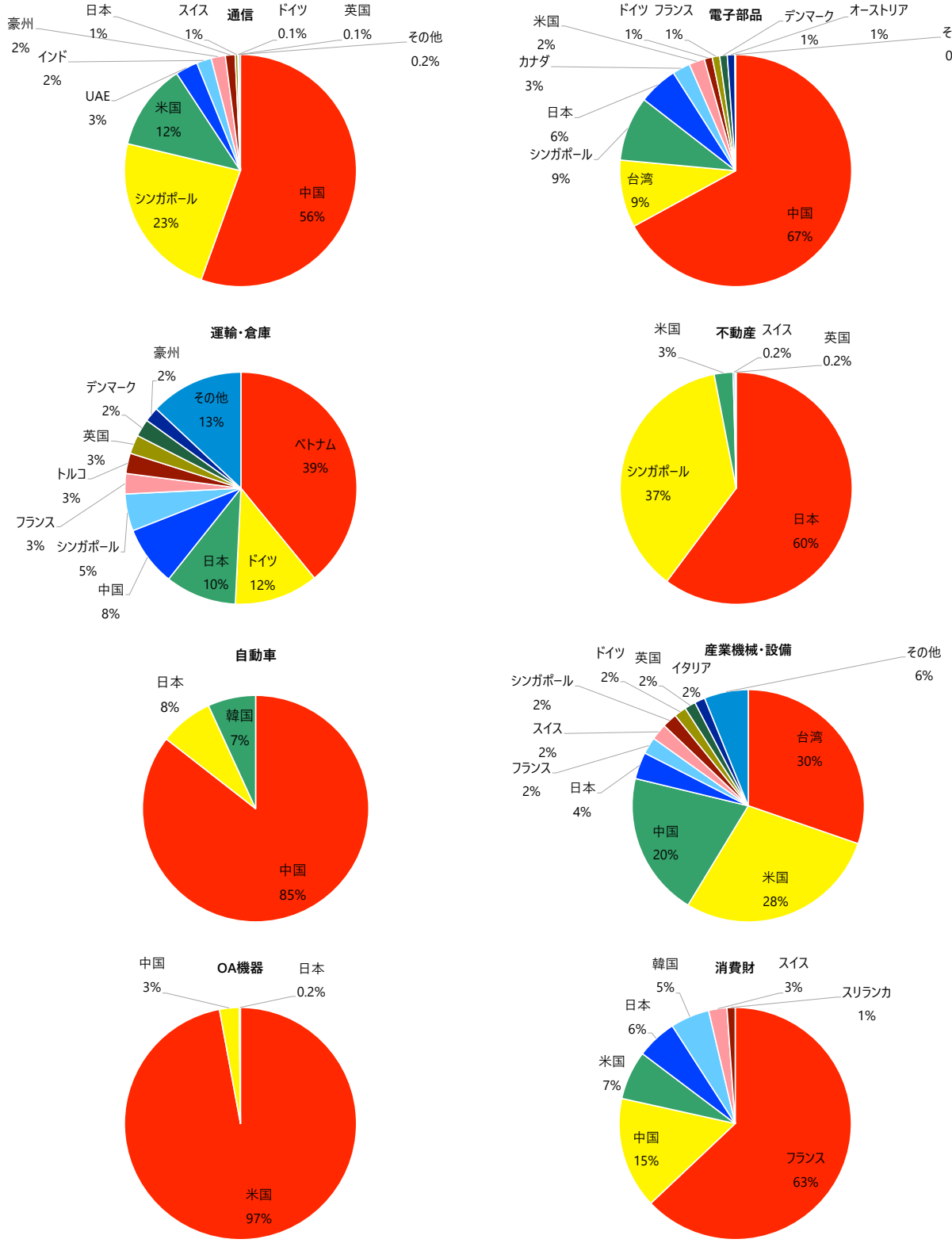

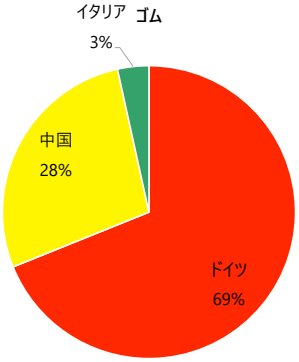

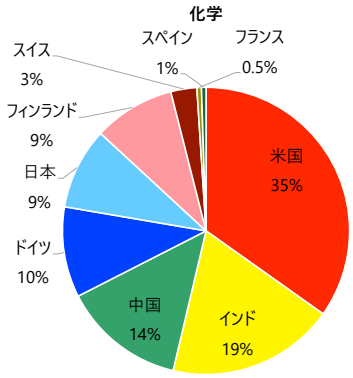

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月までのデータである。通信セクターにおいて、オランダ、ベトナム、インドネシア、ニュージーランドは英国と同じ金額であったが、表記上その他に含む。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靱化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

(3) フィリピン

2023 年～2025 年平均でフィリピン向け FDI の上位 10 か国について見ると、1 位がドイツ、2 位がデンマーク、3 位が米国となっている。ドイツでは 2023 年に再生可能エネルギーを主軸とする企業が洋上風力プロジェクトへの投資をしていることから、急増している（第 1-3-2-17 図）。

第 1-3-2-17 図　フィリピンの対内 FDI 上位 10 か国

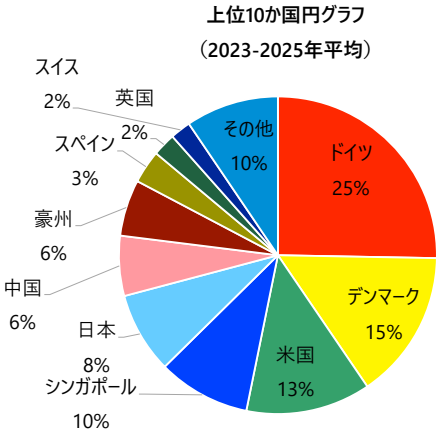

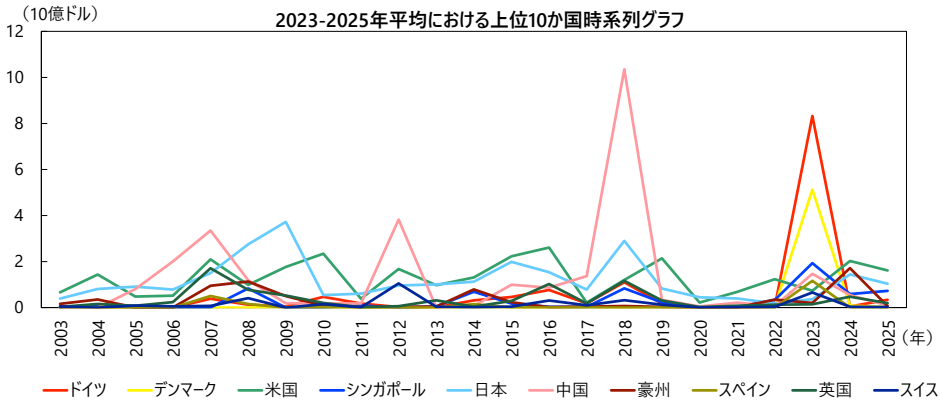

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月時点までのデータである。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靱化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

上記のフィリピン対内 FDI 上位 10 か国について、国別にセクター内訳を見ると、ドイツ、デンマークともにほとんどが再生可能エネルギーへの投資である。米国も再生可能エネルギーへの投資が最も多いが、ホテル・観光、ソフトウェア・IT サービス等幅広い分野への投資を行っている（第 1-3-2-18 図）。

第 1-3-2-18 図　フィリピンの対内 FDI 上位 10 か国内訳

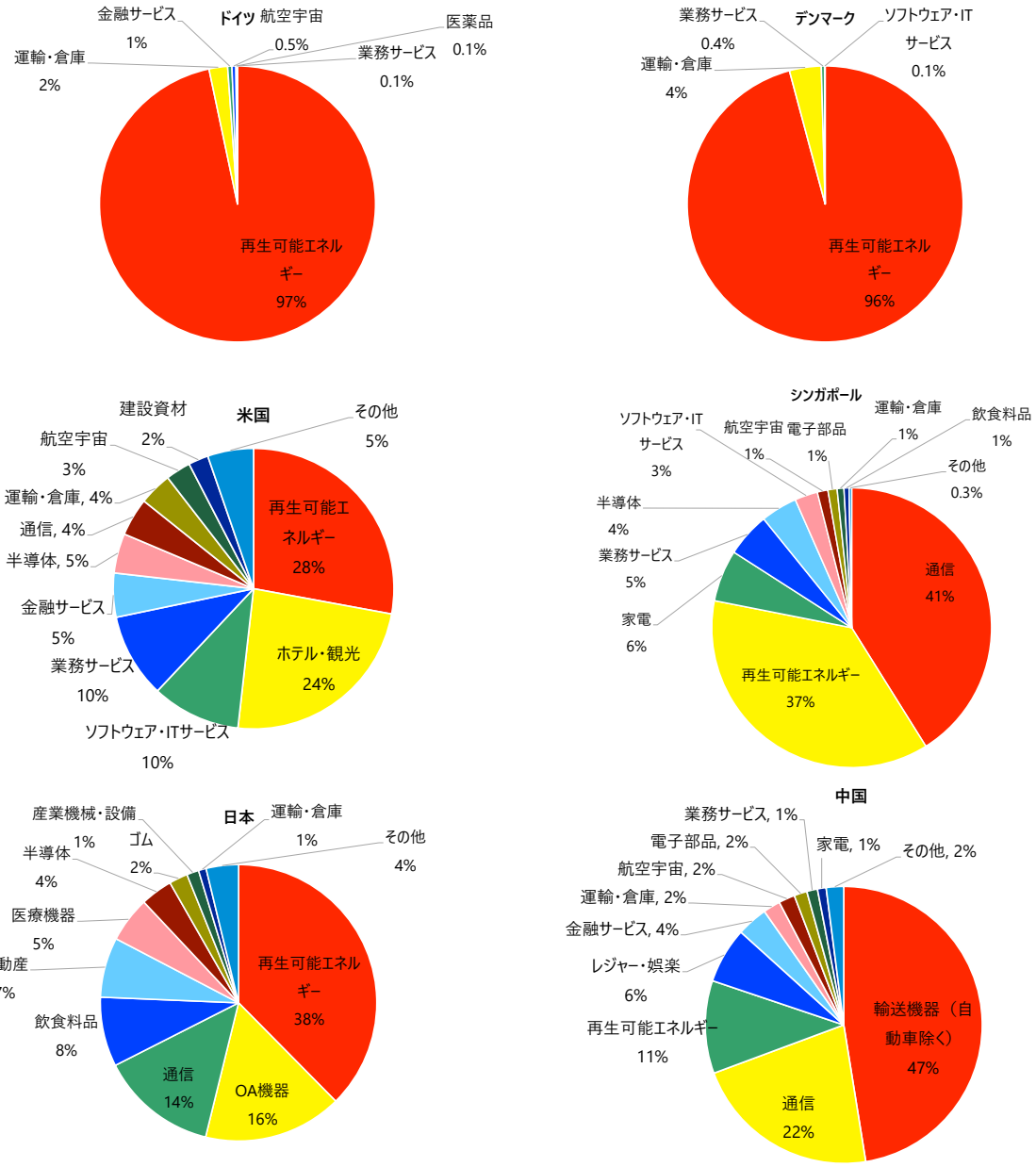

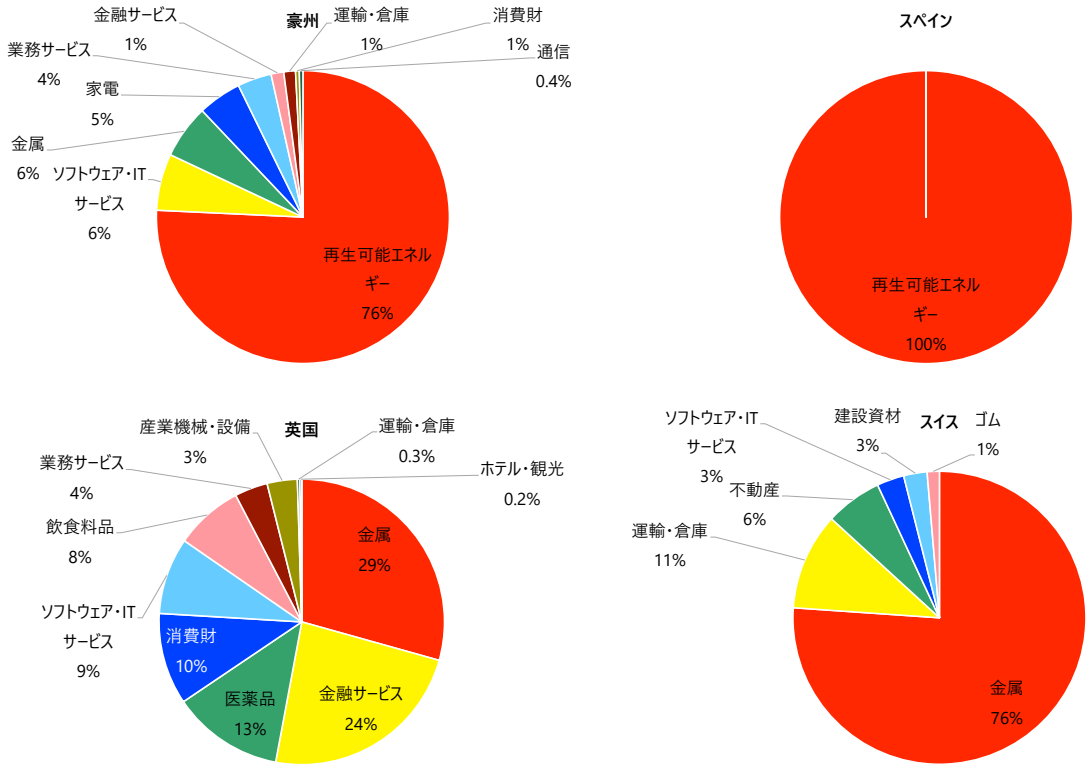

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月時点までのデータである。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靱化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

2023 年～2025 年平均でフィリピン向け FDI の上位 10 セクターについて見ると、1 位が再生可能エネルギー、2 位が通信、3 位が金属となっており、再生可能エネルギーは全体の約 60%近くを占める（第 1-3-2-19 図）。

第 1-3-2-19 図　フィリピンの対内 FDI 上位 10 セクター

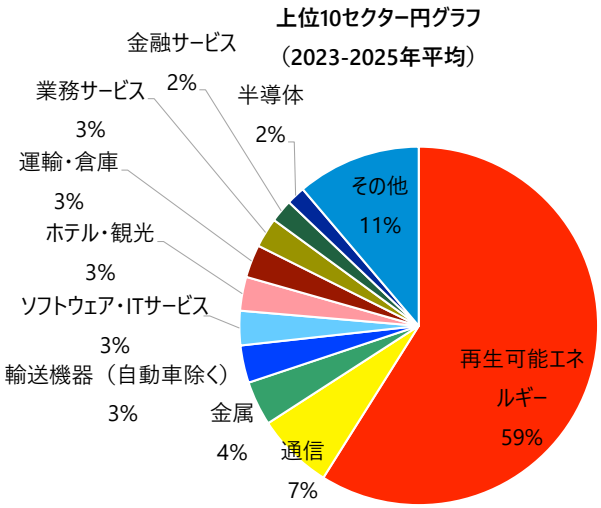

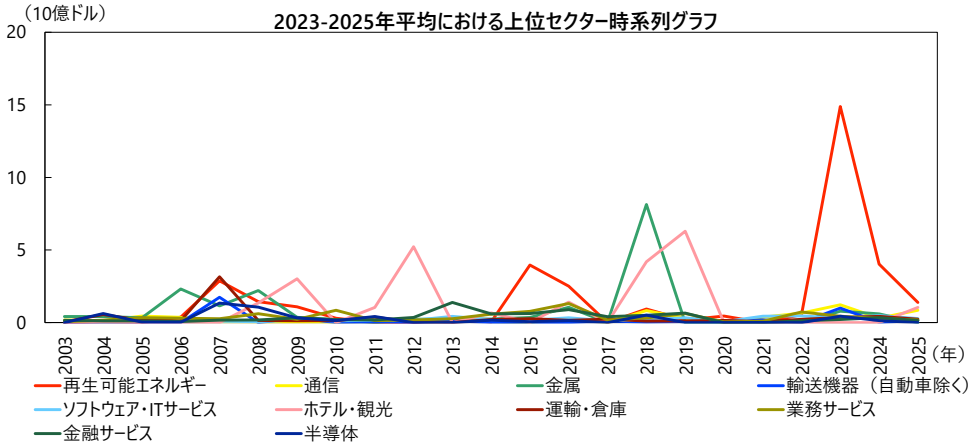

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月時点までのデータである。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靱化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

上記のフィリピン対内 FDI 上位 10 セクターについて、セクター別に投資国の内訳を見ると、再生可能エネルギーではドイツ、通信ではシンガポール、金属ではスイスからの投資が多い（第 1-3-2-20 図）。また、米国は金融サービス、半導体、ソフトウェア・IT サービス、ホテル・観光、業務サービスの 6 セクターにおいて 1 位となっている。

第 1-3-2-20 図　フィリピンの対内 FDI 上位 10 セクター内訳

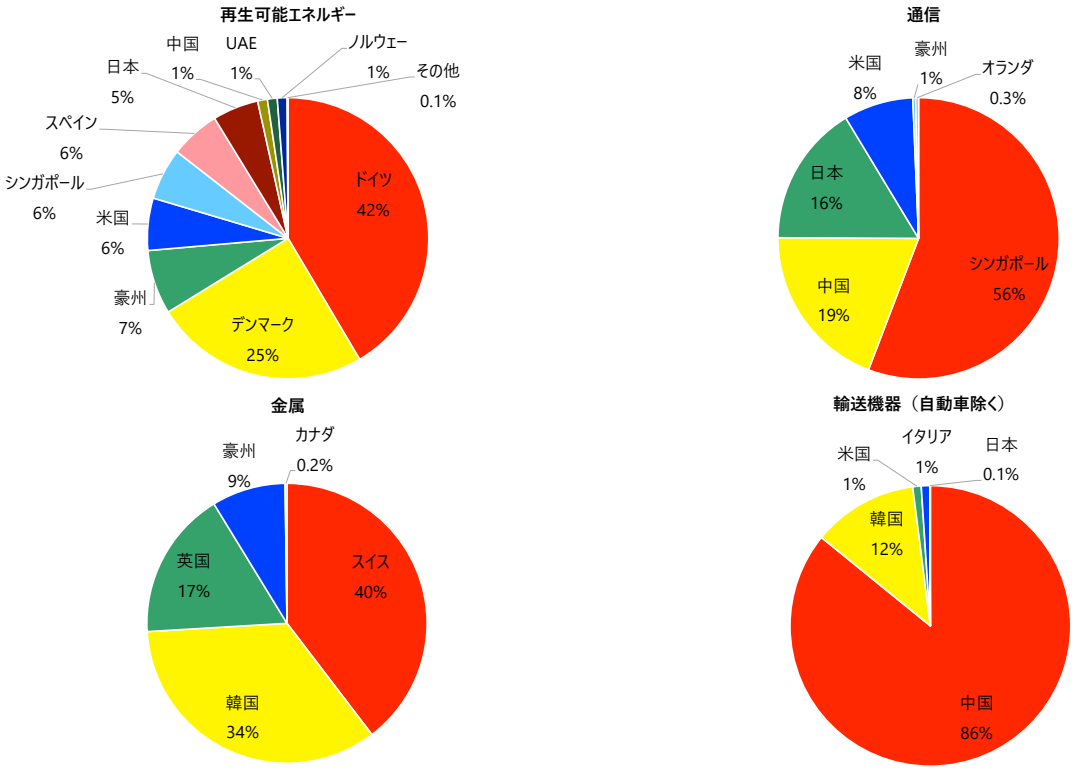

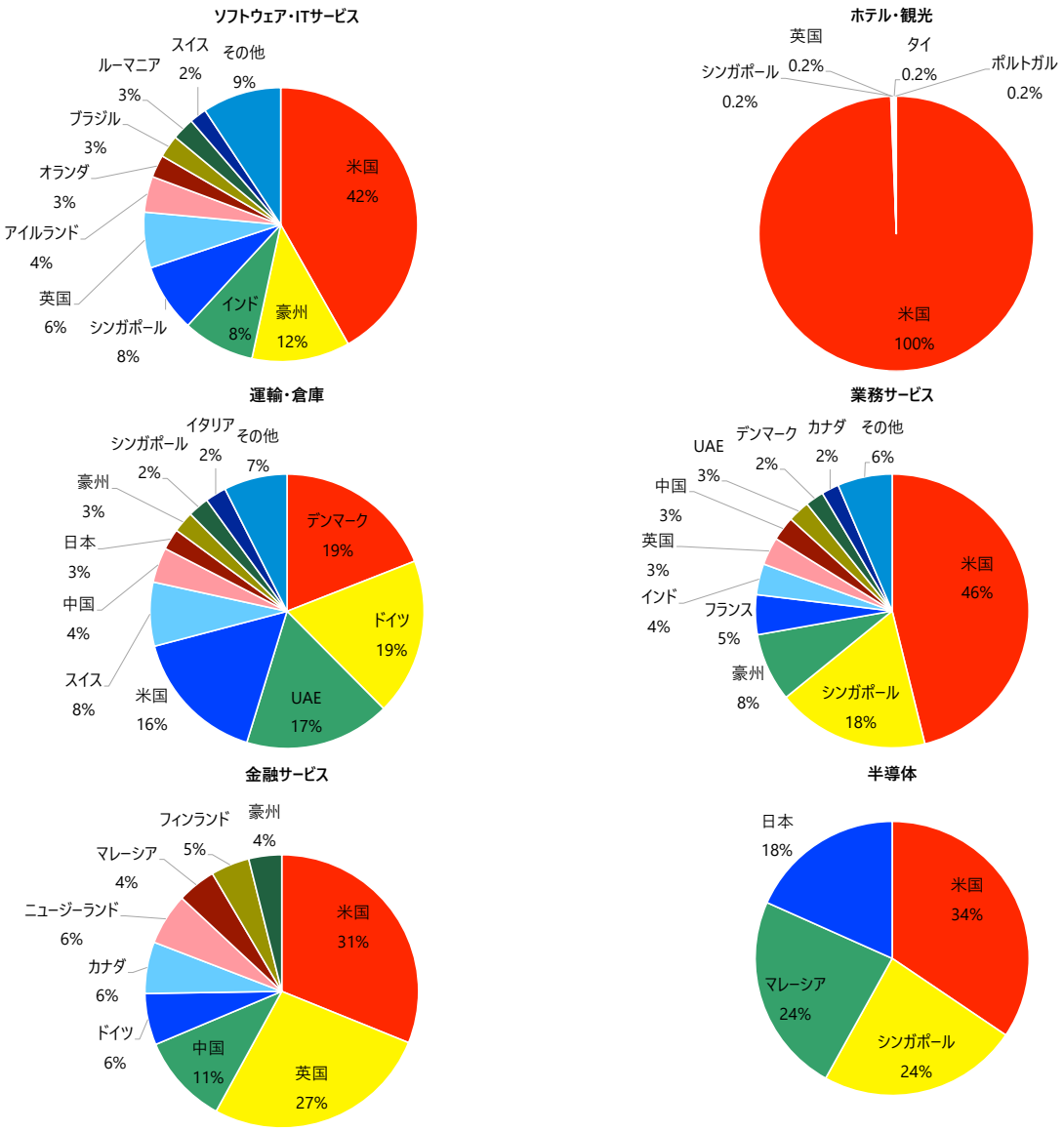

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月時点までのデータである。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靱化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

(4) マレーシア

2023 年～2025 年平均でマレーシア向け FDI の上位 10 か国について見ると、1 位が米国、2 位が中国、3 位がシンガポールであった。米国では物流に主軸を置く企業による投資、中国では自動車大手企業が自動車生産拠点に関する投資によって 2023 年に拡大している（第 1-3-2-21 図）。

第 1-3-2-21 図　マレーシアの対内 FDI 上位 10 か国

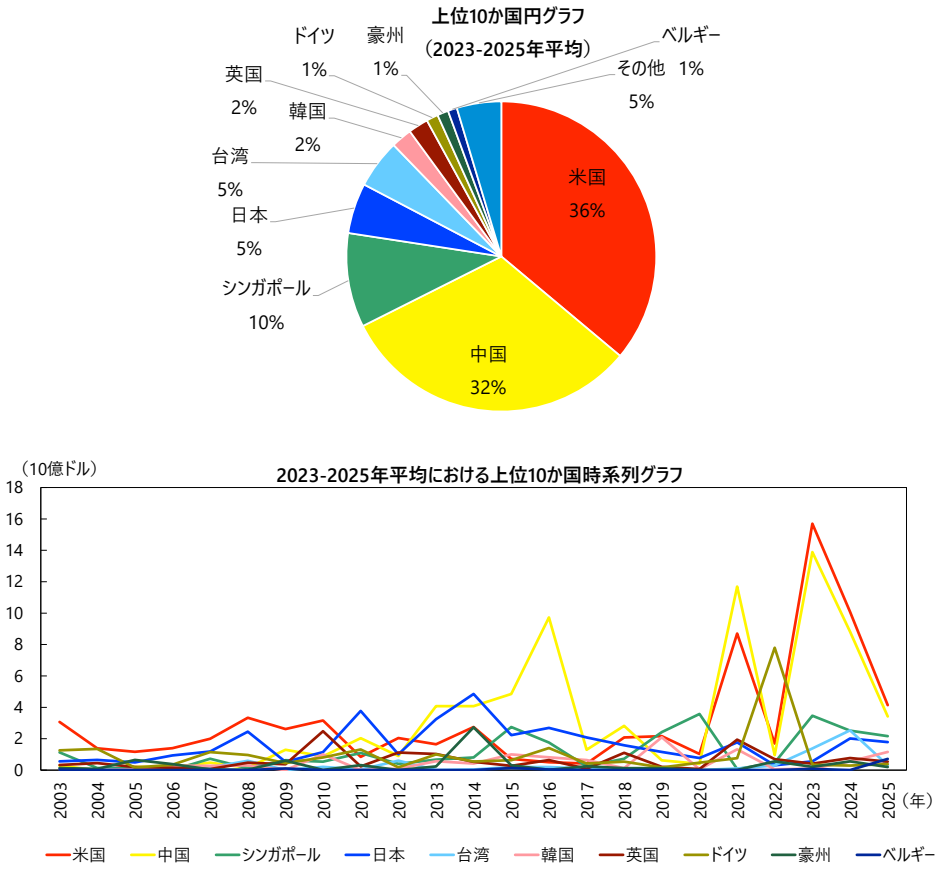

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月時点までのデータである。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靱化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

上記のマレーシア対内 FDI 上位 10 か国について、国別にセクター内訳を見ると、米国は通信、ソフトウェア・IT サービス、中国は自動車、通信、シンガポールは通信への投資が多い。日本では、不動産、通信、半導体への投資が多い（第 1-3-2-22 図）。

第 1-3-2-22 図　マレーシアの対内 FDI 上位 10 か国内訳

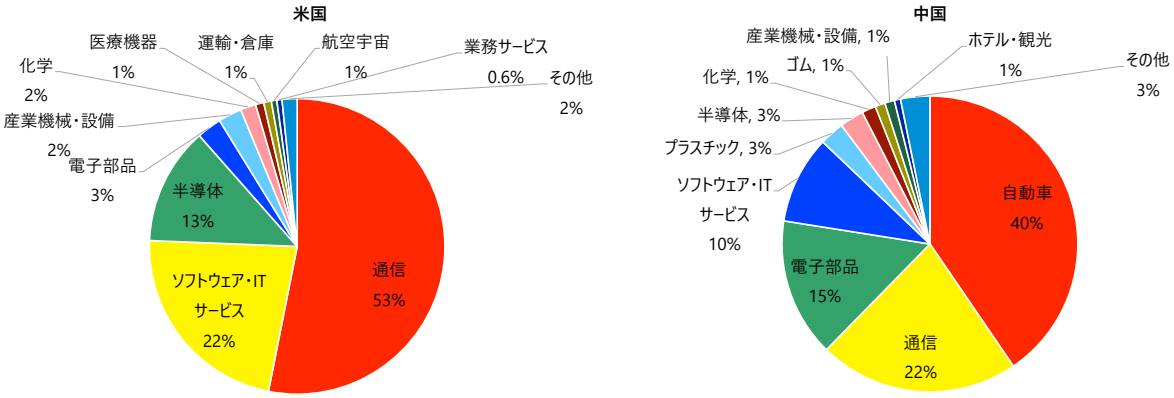

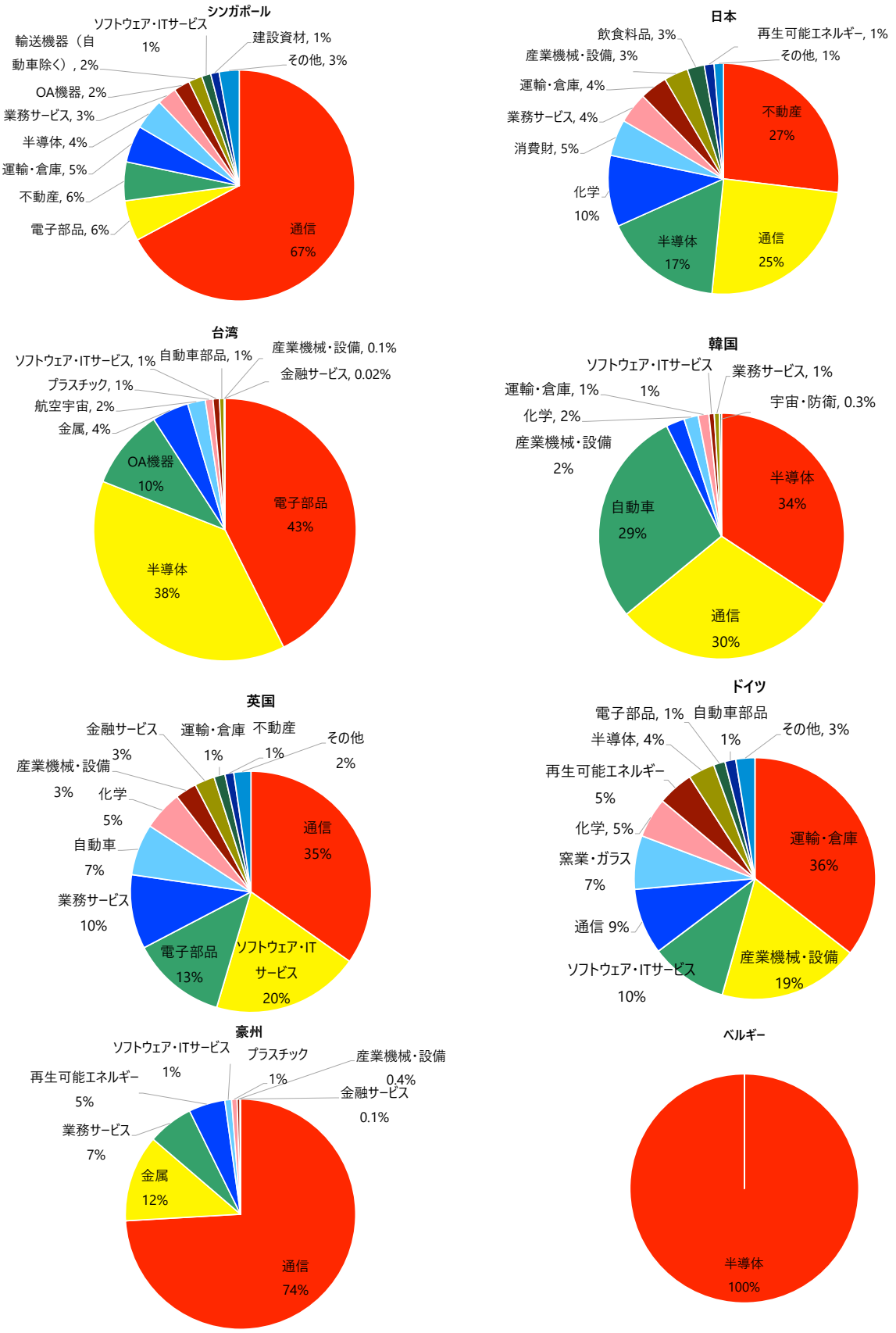

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月時点までのデータである。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靱化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

2023 年～2025 年平均でマレーシア向け FDI の上位 10 セクターについて見ると、1 位が通信、2 位が自動車、3 位がソフトウェア・IT サービスとなっている（第 1-3-2-23 図）。

第 1-3-2-23 図　マレーシアの対内 FDI 上位 10 セクター

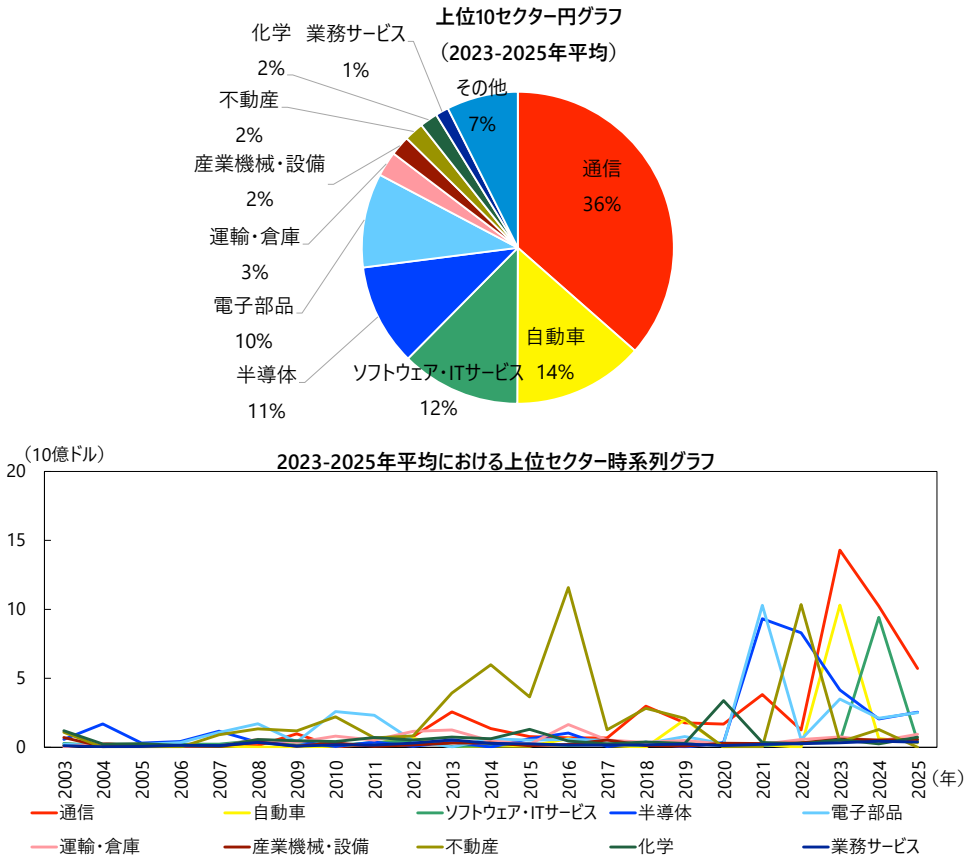

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月時点までのデータである。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靱化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

上記のマレーシア対内 FDI 上位 10 セクターについて、セクター別に投資国の内訳を見ると、通信、ソフトウェア・IT サービス、半導体、産業機械・設備、化学において米国による投資が最も多い。日本は不動産で第 1 位の投資国となっており、化学、業務サービスではそれぞれ米国、シンガポールに次ぐ第 2 位の投資国となっている（第 1-3-2-24 図）。

第 1-3-2-24 図 マレーシアの対内 FDI 上位 10 セクター内訳

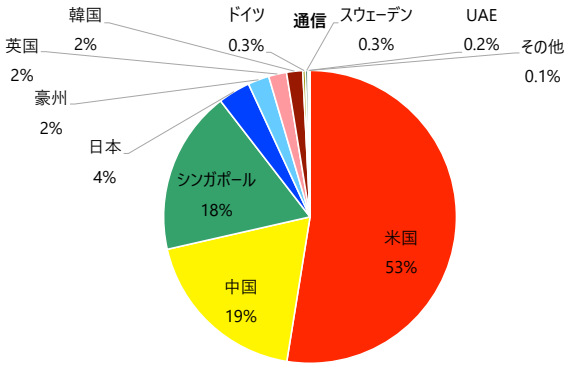

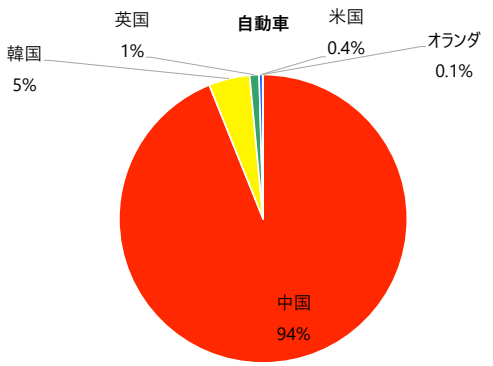

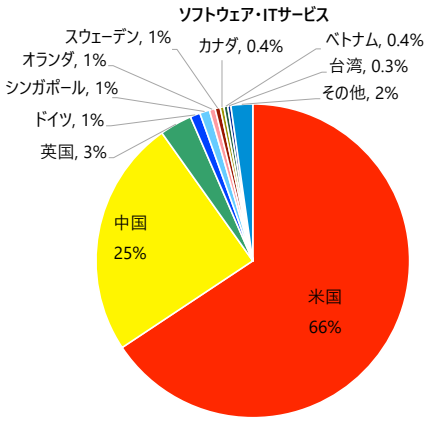

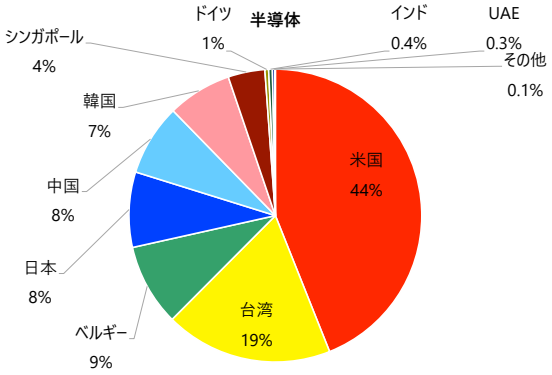

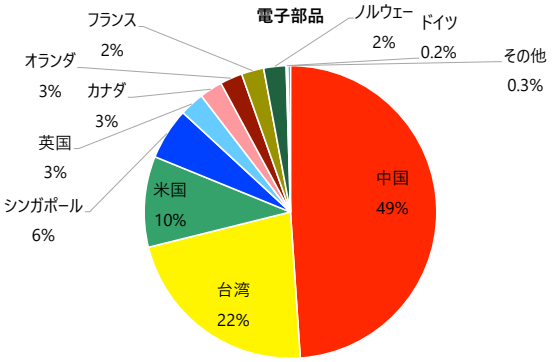

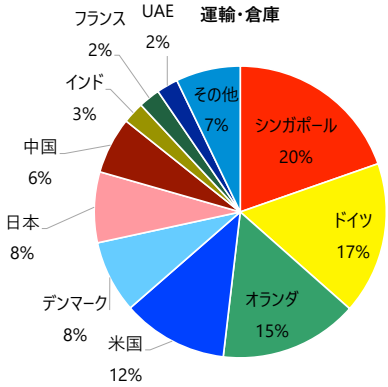

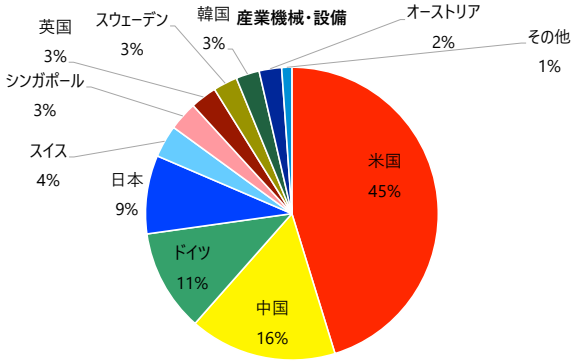

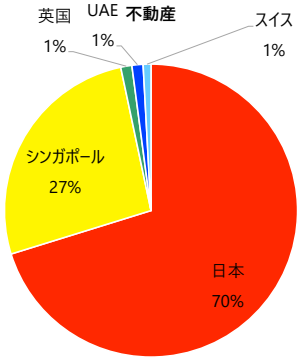

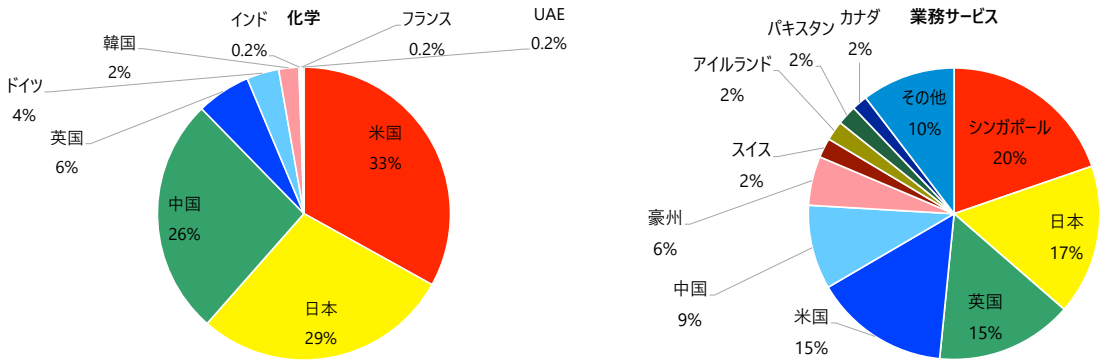

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月時点までのデータである。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靭化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

(5) ベトナム

2023 年～2025 年平均でベトナム向け FDI の上位 10 か国について見ると、1 位が中国、2 位が日本、3 位が韓国となっている。米国は 2022 年に洋上風力発電の建設投資、中国は 2023 年にカメラモジュールメーカーによる工業センターへの投資を行っている（第 1-3-2-25 図）。

第 1-3-2-25 図　ベトナムの対内 FDI 上位 10 か国

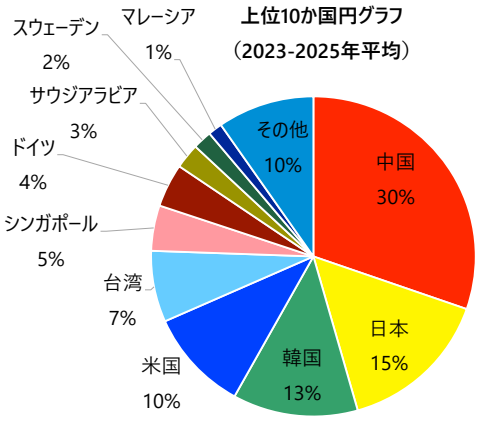

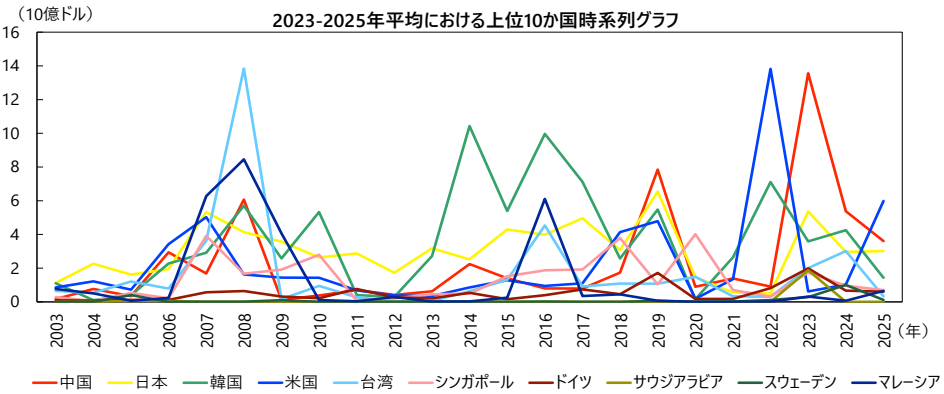

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月時点までのデータである。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靭化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

上記のベトナム対内 FDI 上位 10 か国について、国別にセクター内訳を見ると、中国は電子部品、日本は不動産、石炭・石油・ガス、韓国は電子部品への投資が多い（第 1-3-2-26 図）。

第 1-3-2-26 図 ベトナムの対内 FDI 上位 10 か国内訳

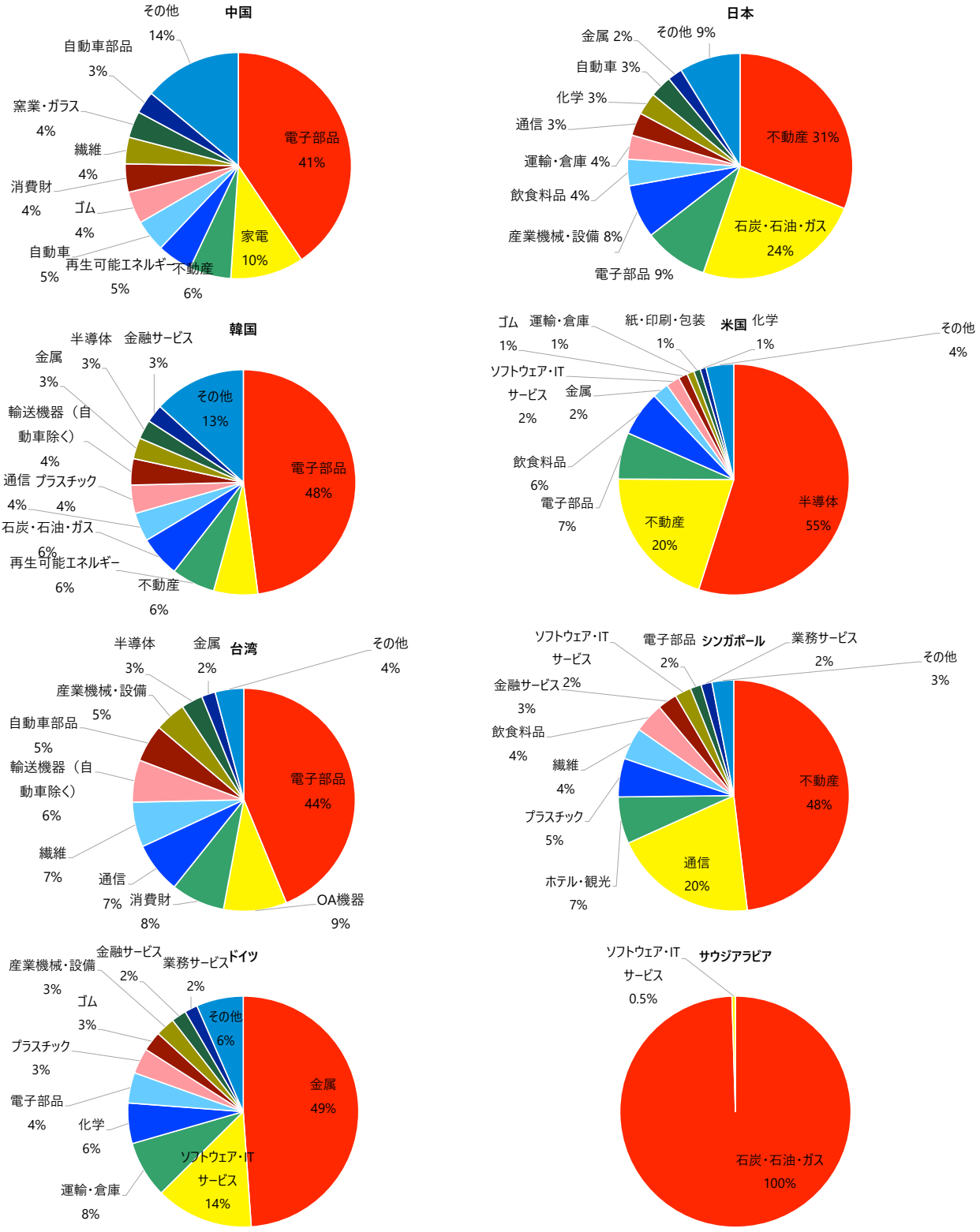

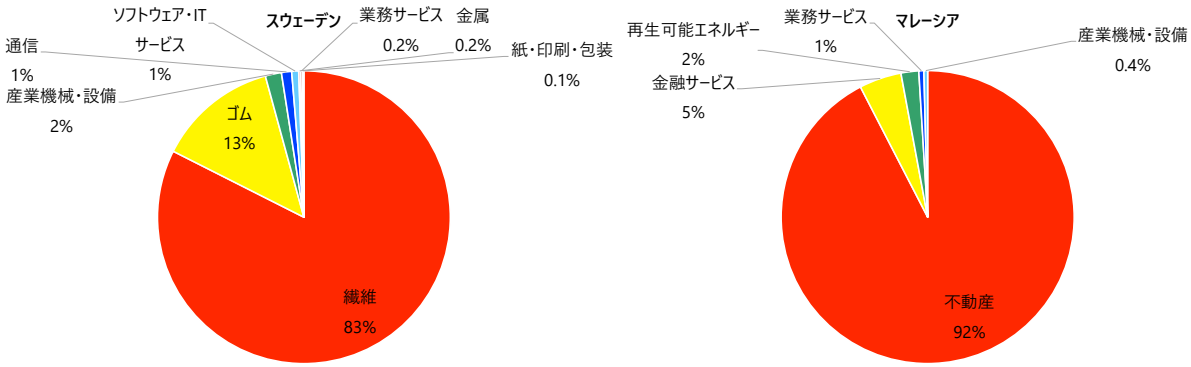

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月時点までのデータである。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靱化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

2023 年～2025 年平均でベトナム向け FDI の上位 10 セクターについて見ると、1 位が電子部品、2 位が不動産、3 位が半導体となっている（第 1-3-2-27 図）。

第 1-3-2-27 図　ベトナムの対内 FDI 上位 10 セクター

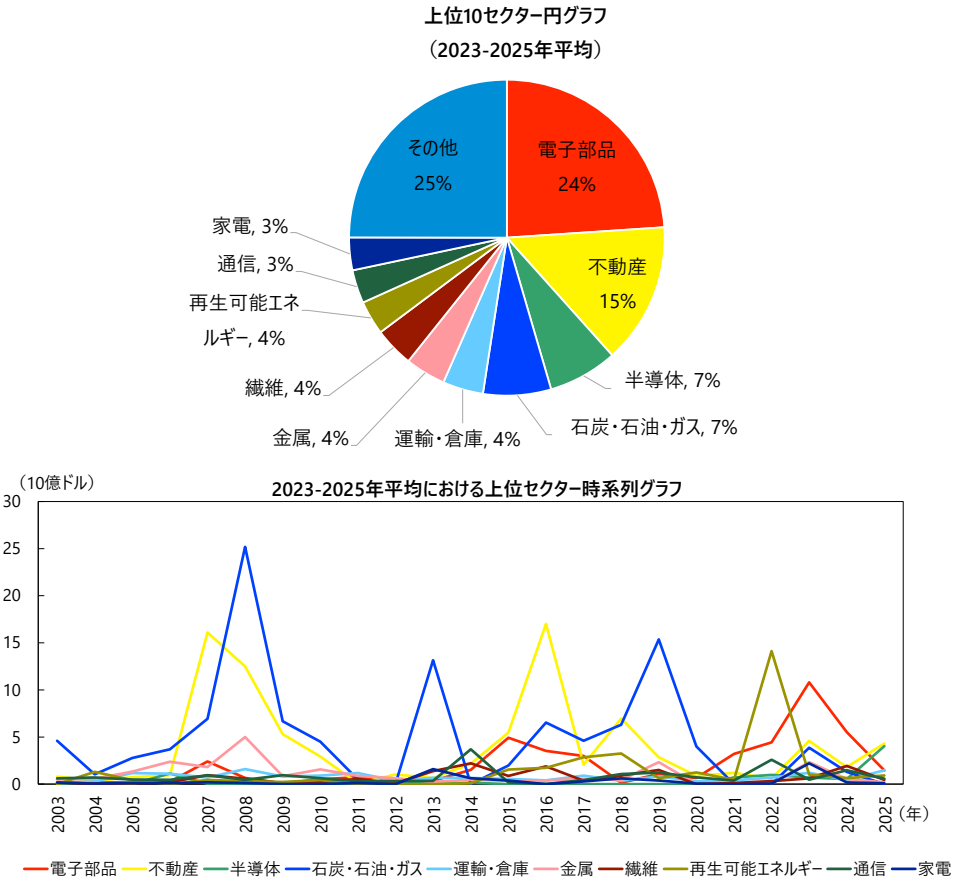

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月時点までのデータである。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靱化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

上記のベトナム対内 FDI 上位 10 セクターについて、セクター別に投資国の内訳を見ると、電子部品では中国、半導体では米国による投資が最も多い。また、不動産、石炭・石油・ガス分野への投資を見ると日本が最も多い（第 1-3-2-28 図）。

第 1-3-2-28 図 ベトナムの対内 FDI 上位 10 セクター内訳

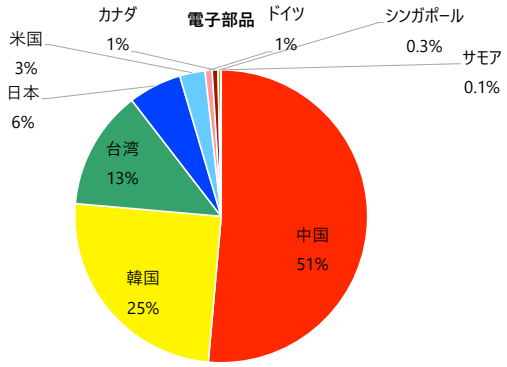

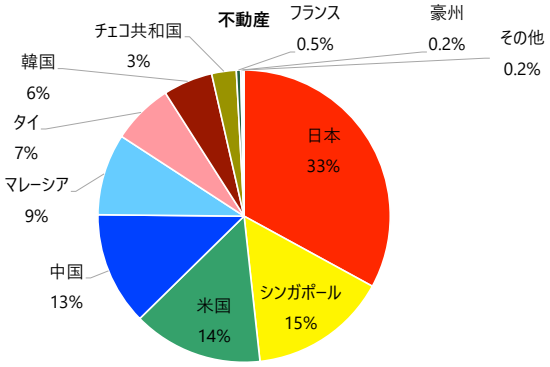

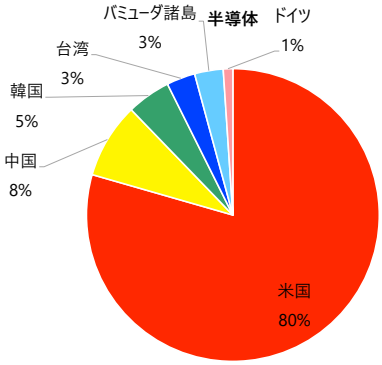

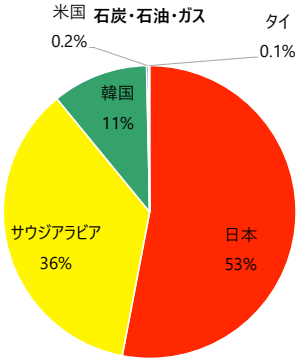

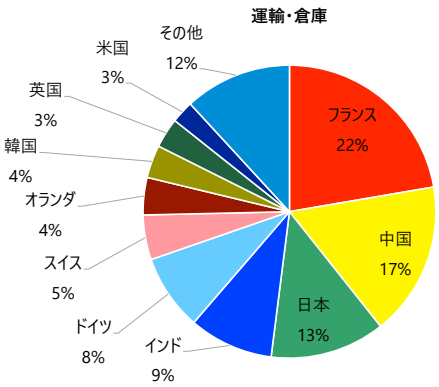

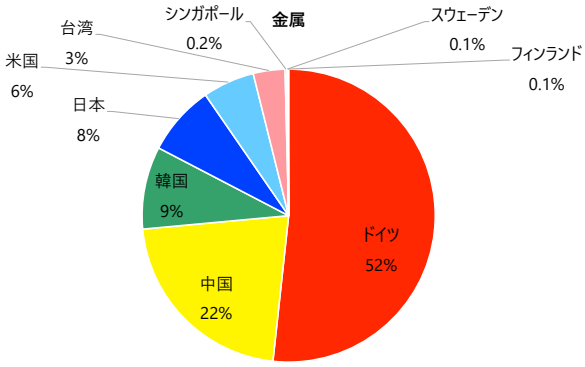

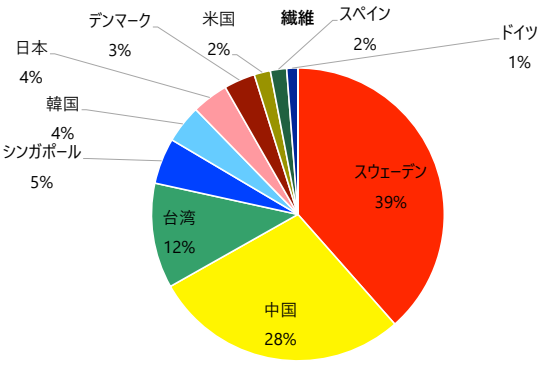

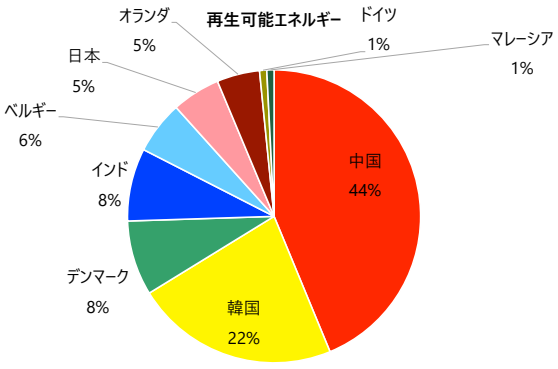

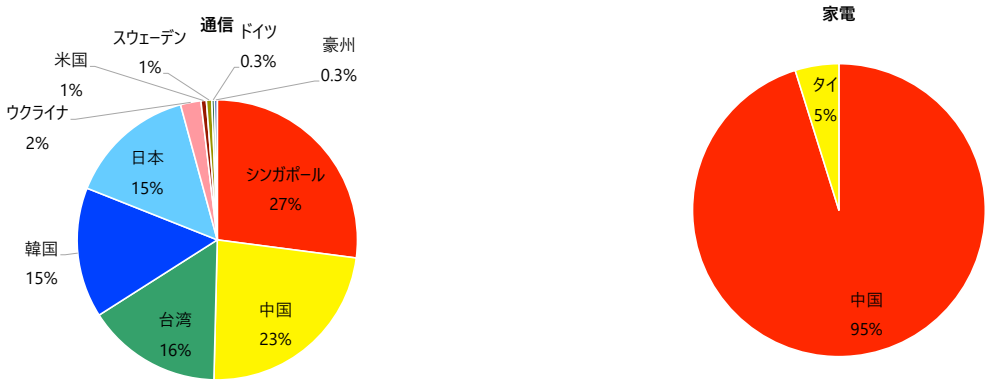

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月時点までのデータである。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靱化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

6. FTA 協定

貿易自由化と投資拡大促進のため、関税や輸入割当てなどその他の貿易制限的な措置を国・地域間で一定の期間内に撤廃あるいは削減することを定めた協定を自由貿易協定（FTA）と呼ぶ[45]。近年締結される FTA は多くの場合、関税やサービス貿易の自由化だけでなく、投資、知的財産権、貿易の技術的障害等の幅広い分野をカバーしている。ここでは、上記のそれぞれの国における近年の自由貿易協定（FTA）等の動向について確認する。

2020 年以降の自由貿易協定等の状況を示したのが第 1-3-2-29 表である[46]。いずれの国も地域的な包括的経済連携（RCEP）協定とインド太平洋経済枠組み（IPEF）が含まれている。RCEP は、ASEAN10 か国、日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランドの 15 か国が参加する、世界の GDP、貿易総額及び人口の約 3 割を占める地域の大型協定である[47]。インド太平洋経済枠組み（IPEF）は、インド太平洋地域における経済面での協力について議論するための枠組みであり、豪州、ブルネイ、フィジー、インド、インドネシア、日本、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、韓国、シンガポール、タイ、米国及びベトナムの合計 14 か国が参加している。貿易、サプライチェーン、クリーン経済及び公正な経済の四つの柱のうち、三つは発効済みであり、残る一つについて交渉中となっている[48]。

各国の直近の締結状況を見ると、インドネシアはアラブ首長国連邦（UAE）との経済連携協定を 2023 年 9 月に発効している。この経済連携協定により、UAE とインドネシア間の 90%以上の品目について、輸入関税の削減や撤廃がなされる[49][50]。タイは 2025 年 1 月

[45] JETRO「FTA の潮流と日本」、https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/basic.html、（2026 年 3 月 31 日閲覧）。
[46] JETRO「世界の FTA データベース」、https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/ftalist/、（2026 年 3 月 31 日閲覧）。
[47] JETRO「RCEP 協定について」、https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/rcep.html、（2026 年 3 月 31 日閲覧）。
[48] 外務省「インド太平洋経済枠組み（IPEF）」、https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/ipef.html（2026 年 3 月 31 日閲覧）。
[49] インドネシア FTA サポートセンター, *IUAE-CEPA*, https://ftasupportcenter.kemendag.go.id/iuae-cepa (Accessed 31 March 2026).
[50] UAE 経済観光省, *UAE-Indonesia Comprehensive Economic Partnership Agreement*, https://www.moet.gov.ae/en/cepa_indonesia (Accessed 31 March 2026).

に、欧州自由貿易連合（EFTA）との間でタイにとって初となる欧州地域との FTA に署名している。また、署名には至っていないものの、タイ EU 間の FTA についても交渉が進められている[51]。

フィリピンでは韓国との FTA を 2024 年 12 月に発効している。同協定において、フィリピン側は自動車部品などが、韓国側はフィリピンからの主要な輸入品であるバナナを含む農産物などが関税撤廃対象となっている[52]。

ベトナムではイスラエルとの FTA を 2024 年 11 月に発効している。同協定において、イスラエルからベトナムへは食品や医療用工学機器、自動車用品などが、ベトナムからイスラエルへは、食品や自動車などの品目が関税撤廃対象となっている。

[51] 欧州委員会, *EU-Thailand agreement: Documents*, https://policy.trade.ec.europa.eu/eu-trade-relationships-country-and-region/countries-and-regions/thailand/eu-thailand-agreement/documents_en (Accessed 31 March 2026).

[52] JETRO「フィリピン・韓国 FTA、2024 年 12 月 31 日に発効へ」、https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/12/b30ef70690241785.html（2026 年 3 月 31 日閲覧）。

第 1-3-2-29 表 アジア大洋州の自由貿易協定等（2020 年～）

国	No	名称	形態	経緯
インドネシア	1	インド太平洋経済枠組み（IPEF）	その他	○2022年5月交渉立上げ ○2023年5月サプライチェーン協定（柱2）実質妥結 ○2023年11月サプライチェーン協定（柱2）署名、クリーン経済協定（柱3）及び公正な経済協定（柱4）の実質妥結 ○2024年2月サプライチェーン協定（柱2）が発効 ○2024年10月クリーン経済協定（柱3）及びIPEF協定発効 ○2024年12月公正な経済協定が発効（柱4） ○柱1は交渉中
	2	アラブ首長国連邦・インドネシア包括的経済連携協定	自由貿易協定	○2021年9月交渉開始 ○2022年7月署名 ○2023年9月発効
	3	韓国・インドネシア包括的経済連携協定	自由貿易協定	○2012年3月CEPA交渉開始 ○2019年11月交渉妥結 ○2020年12月署名 ○2023年1月発効
	4	インドネシア・モザンビーク特恵関税協定	特恵貿易協定	○2018年4月交渉開始 ○2019年8月署名 ○2022年6月発効
	5	地域的な包括的経済連携（RCEP）協定	自由貿易協定	○2012年11月RCEP交渉立上げ宣言 ○2013年5月交渉開始 ○2020年11月署名 ○2022年1月発効
	6	EFTA・インドネシア包括的経済連携協定	自由貿易協定	○2005年11月共同研究会設立 ○2010年7月交渉開始 ○2018年11月大枠合意 ○2018年12月署名 ○2021年11月発効
	7	豪州・インドネシア包括的経済連携協定	自由貿易協定	○2007年7月共同研究開始に合意 ○2007年8月共同研究開始 ○2010年11月交渉開始合意 ○2012年9月交渉開始 ○2019年3月署名 ○2020年7月発効
タイ	1	EFTA・タイ自由貿易協定	自由貿易協定	○2005年10月交渉開始 ○2021年11月～2022年6月交渉再開について協議 ○2022年6月交渉再開 ○2025年1月署名
	2	タイ・スリランカ地域貿易協定	自由貿易協定	○2018年7月交渉開始 ○2024年2月署名
	3	インド太平洋経済枠組み（IPEF）	その他	○2022年5月交渉立上げ ○2023年5月サプライチェーン協定（柱2）実質妥結 ○2023年11月サプライチェーン協定（柱2）署名、クリーン経済協定（柱3）及び公正な経済協定（柱4）の実質妥結 ○2024年2月サプライチェーン協定（柱2）が発効 ○2024年10月クリーン経済協定（柱3）及びIPEF協定発効 ○2024年12月公正な経済協定が発効（柱4） ○柱1は交渉中
	4	地域的な包括的経済連携（RCEP）協定	自由貿易協定	○2012年11月RCEP交渉立上げ宣言 ○2013年5月交渉開始 ○2020年11月署名 ○2022年1月発効
フィリピン	1	韓国・フィリピン自由貿易協定	自由貿易協定	○2019年6月交渉開始 ○2021年10月FTA交渉妥結宣言 ○2023年9月署名 ○2024年12月発効
	2	インド太平洋経済枠組み（IPEF）	その他	○2022年5月交渉立上げ ○2023年5月サプライチェーン協定（柱2）実質妥結 ○2023年11月サプライチェーン協定（柱2）署名、クリーン経済協定（柱3）及び公正な経済協定（柱4）の実質妥結 ○2024年2月サプライチェーン協定（柱2）が発効 ○2024年10月クリーン経済協定（柱3）及びIPEF協定発効 ○2024年12月公正な経済協定が発効（柱4） ○柱1は交渉中
	3	地域的な包括的経済連携（RCEP）協定	自由貿易協定	○2012年11月RCEP交渉立上げ宣言 ○2013年5月交渉開始 ○2020年11月署名 ○2022年1月発効
ベトナム	1	ベトナム・イスラエル自由貿易協定	自由貿易協定	○2023年4月交渉終了 ○2023年7月署名 ○2024年11月発効
	2	アラブ首長国連邦・ベトナム包括的経済連携協定	自由貿易協定	○2023年4月交渉開始 ○2024年10月署名
	3	インド太平洋経済枠組み（IPEF）	その他	○2022年5月交渉立上げ ○2023年5月サプライチェーン協定（柱2）実質妥結 ○2023年11月サプライチェーン協定（柱2）署名、クリーン経済協定（柱3）及び公正な経済協定（柱4）の実質妥結 ○2024年2月サプライチェーン協定（柱2）が発効 ○2024年10月クリーン経済協定（柱3）及びIPEF協定発効 ○2024年12月公正な経済協定が発効（柱4） ○柱1は交渉中
	4	地域的な包括的経済連携（RCEP）協定	自由貿易協定	○2012年11月RCEP交渉立上げ宣言 ○2013年5月交渉開始 ○2020年11月署名 ○2022年1月発効
	5	英国・ベトナム自由貿易協定	自由貿易協定	○2020年12月署名 ○2021年1月暫定適用開始 ○2021年5月発効
	6	EU・ベトナム自由貿易協定	自由貿易協定	○2012年6月交渉開始 ○2015年12月交渉終了 ○2019年6月署名 ○2020年8月発効
マレーシア	1	マレーシア・アラブ首長国連邦包括的経済連携協定	自由貿易協定	○2023年5月交渉開始を決定 ○2025年1月署名 ○2025年10月発効
	2	インド太平洋経済枠組み（IPEF）	その他	○2022年5月交渉立上げ ○2023年5月サプライチェーン協定（柱2）実質妥結 ○2023年11月サプライチェーン協定（柱2）署名、クリーン経済協定（柱3）及び公正な経済協定（柱4）の実質妥結 ○2024年2月サプライチェーン協定（柱2）が発効 ○2024年10月クリーン経済協定（柱3）及びIPEF協定発効 ○2024年12月公正な経済協定が発効（柱4） ○柱1は交渉中
	3	イスラム諸国会議機構特恵貿易制度(TPS-OIC)	特恵貿易協定	○2002年枠組み協定合意 ○2010年2月枠組み協定発効 ○2022年7月発効
	4	地域的な包括的経済連携（RCEP）協定	自由貿易協定	○2012年11月RCEP交渉立上げ宣言 ○2013年5月交渉開始 ○2020年11月署名 ○2022年1月発効

備考：2026 年 4 月取得データ。
資料：JETRO「世界の FTA データベース」（2026 年 4 月時点）から作成。

第3節 南西アジア

1. GDP の動向

第 1-3-3-1 図は、南西アジアの国々の実質 GDP 成長率を示している。第 1-3-3-1 図によれば、特にインドの成長が堅調であることが分かる。現在、インドは中国を抑えて世界一の人口を有する国となっており、後に見るように、合計特殊出生率は 2023 年には 2 付近まで減少したものの、生産年齢人口は 2050 年頃まで増加する見込みである。第 1-3-3-2 図は IMF による実質 GDP の予測であるが、いずれの国も成長が見込まれている。

第 1-3-3-3 図は一人当たり GDP の動向を示している。第 1-3-3-3 図によると、スリランカを除く国々で一人当たり GDP は上昇してきた。第 1-3-3-3 図によれば、特にインドの成長が著しいことが分かる。スリランカは近年のいくつかの年で減少している。

第 1-3-3-1 図 南西アジアの実質 GDP 成長率

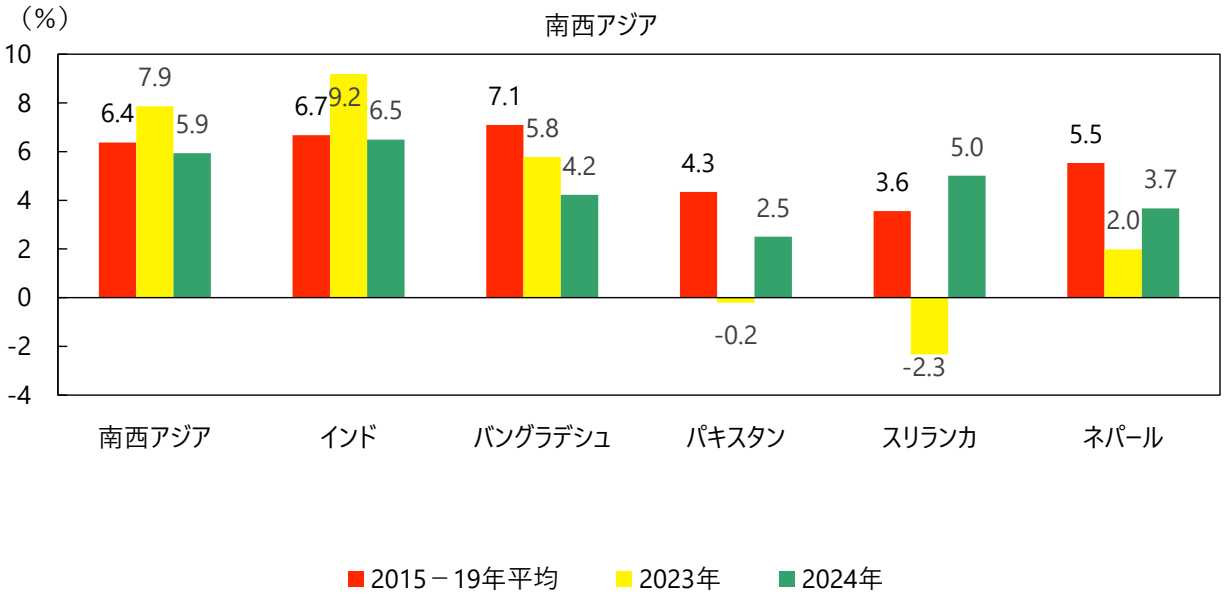

備考：「南西アジア」については本章で定義した地域区分の国及び地域について IMF「WEO」の各国 GDP 成長率から GDP (PPP ベース)でウェイト付けした上で推計。
資料：IMF「WEO」（2025 年 10 月）から作成。

第 1-3-3-2 図　南西アジアの実質 GDP 予測

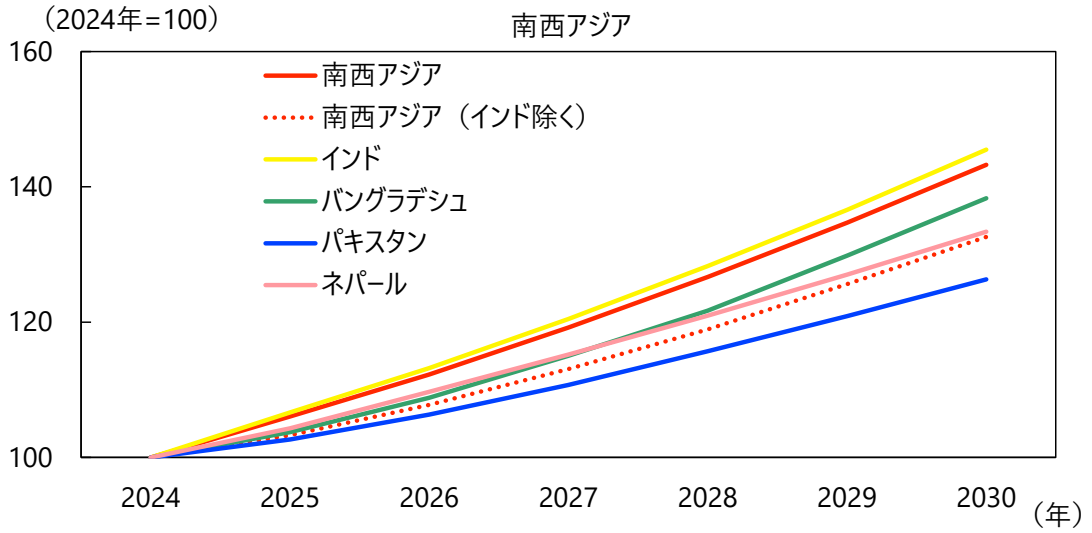

備考：「南西アジア」については本章で定義した地域区分の国及び地域について IMF「WEO」の各国 GDP 成長率から GDP (PPP ベース)でウェイト付けした上で推計。スリランカはデータ欠損。
資料：IMF「WEO」（2025 年 10 月）から作成。

第 1-3-3-3 図　南西アジアの一人当たり GDP

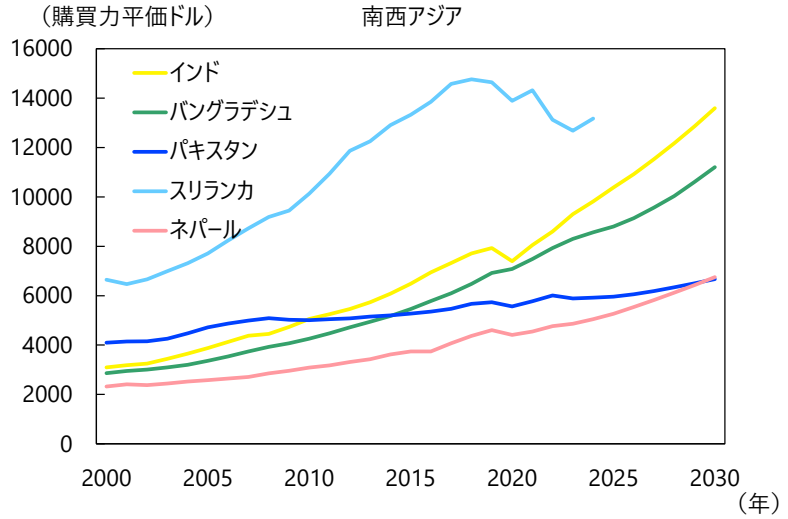

備考：一人当たり GDP は実質 PPP 価格（2021 年基準）。IMF「WEO」（2025 年 10 月）のデータ制約により、実績は 2024 年までであり、2025 年以降は推計値。スリランカは 2024 年までが実績値であり、2025 年以降の推計が公表されていない。2026 年 1 月 29 日時点データ。
資料：IMF「WEO」（2025 年 10 月）から作成。

2. 人口の動向

第 1-3-3-4 図はこれらの国々の生産年齢人口を示している。現在、インドは中国を抜き世界一の人口を有する国となった。生産年齢人口も 2050 年頃まで増加が続く見込みであり、労働市場も当面拡大していくと予測される。パキスタンやバングラデシュなども人口増加が見込まれる。

第 1-3-3-5 図は合計特殊出生率を示している。アジア大洋州と同様に、合計特殊出生率も下降傾向を示している。インドについては 2022 年に 2 を下回り、2030 年まで横ばいで推移すると見込まれる。他方、パキスタンは 2030 年頃も引き続き 3 を超える水準で推移する見込みである。

第 1-3-3-4 図 南西アジアの生産年齢人口

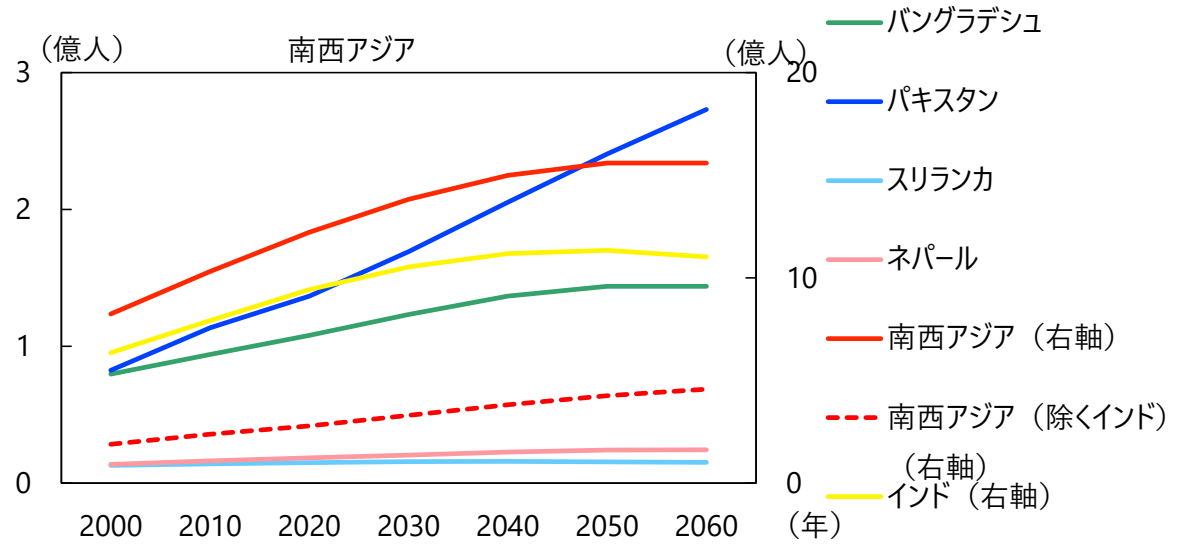

備考：「南西アジア」については本章で定義した地域区分の国及び地域一覧を合算し推計。本データは中位推計。当該期間は予測期間を含む。2026 年 2 月 2 日時点データ。
資料：国連「World Population Prospects 2024」から作成。

第 1-3-3-5 図 南西アジアの合計特殊出生率

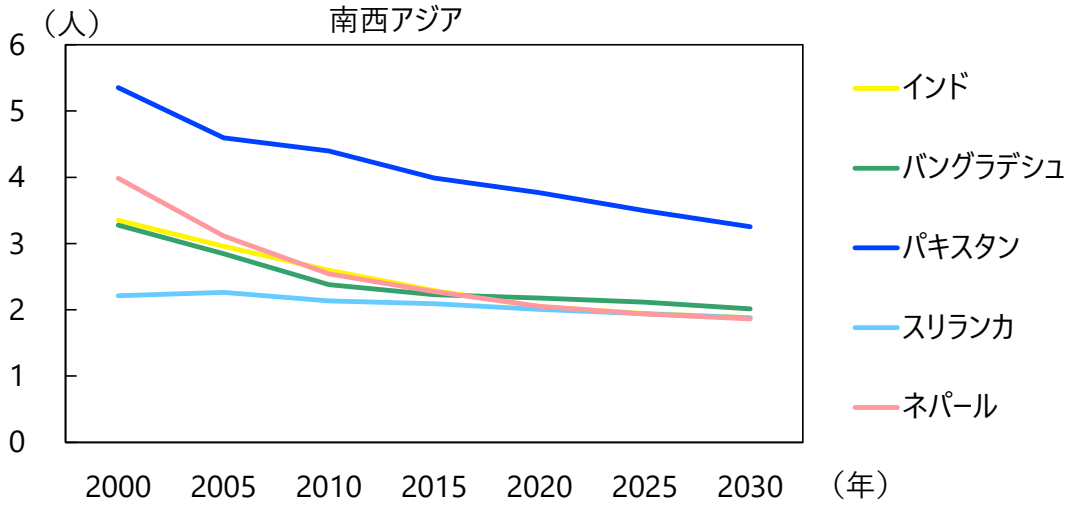

備考：本データは中位推計。当該期間は予測期間を含む。2026 年 2 月 6 日時点データ。
資料：国連「World Population Prospects 2024」から作成。

3. 成長会計

成長会計について見ると、南西アジアもアジア大洋州と同様、経済成長に対して資本の寄与が大きいことが分かる（第 1-3-3-6 図）。国別に見ると、近年、生産性の寄与が徐々に大きくなっているのがインドの特徴である。パキスタンは人口の寄与が大きいことが特徴である。バングラデシュ、スリランカの成長の多くは資本サービスの成長で説明される。

第 1-3-3-6 図 南西アジアの成長会計

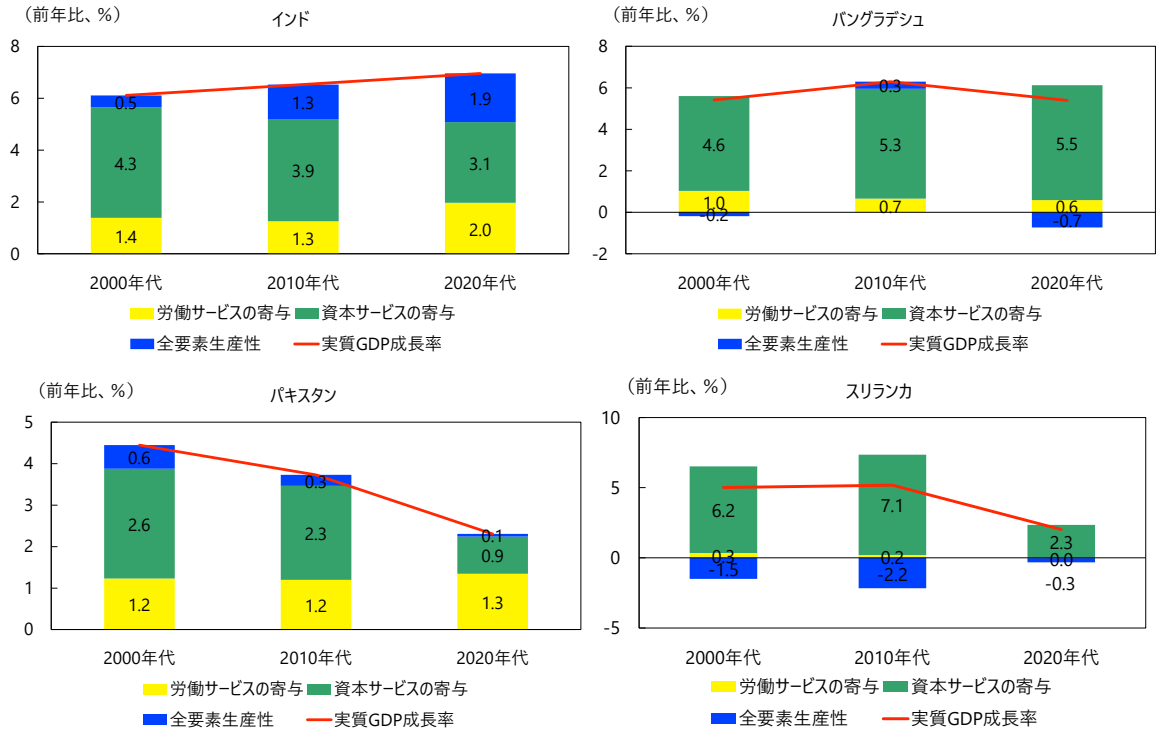

備考：2020 年代は 2023～2025 年のデータを指す。2020 年～2022 年はコロナの影響を踏まえ推計から除いている。ネパールは当該データベースにおいて公表されていない。
資料：コンファレンスボードから作成。

4. 資本形成

インド政府は 2014 年に「メイク・イン・インディア」を打ち出しており、製造業の振興を図ってきた。ビジネス環境の改善がなされる中、南西アジアの中でもインドにおける総資本形成の GDP 比は同地域の他国と比較しても高い（第 1-3-3-7 図）。他方、パキスタンの総資本形成の GDP 比は 14.1%となっている。

第 1-3-3-8 図は南西アジアの対内 FDI の動向を示している。動向はそれぞれ異なるが、対内 FDI の額のうちインドは南西アジアの中でも大宗を占めることが分かる。

第 1-3-3-7 図 南西アジアの総資本形成比率

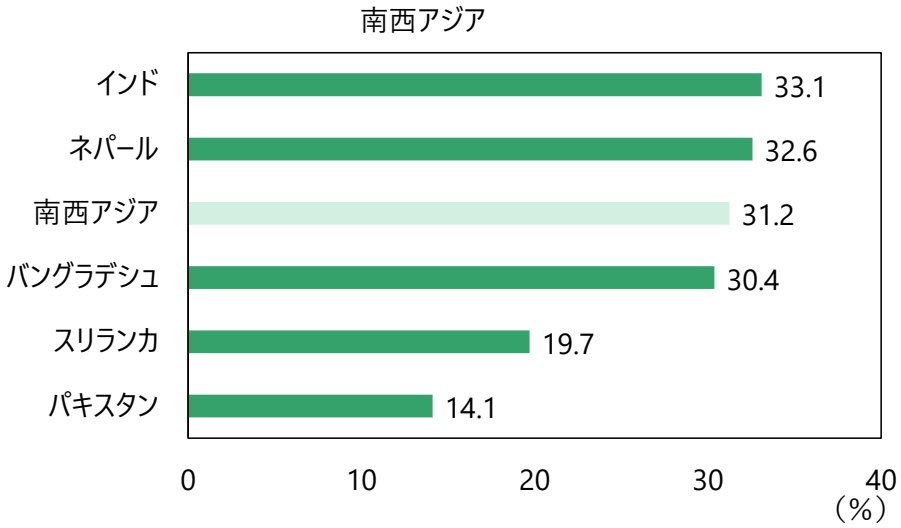

備考：「南西アジア」については、IMF「WEO」の総資本形成比率から名目 GDP でウェイト付けした上で推計。2022-2025 年平均の値。IMF「WEO」（2025 年 10 月）のデータ制約により、実績は 2024 年までであり、2025 年以降は推計値。スリランカは 2024 年までが実績値である。
資料：IMF「WEO」（2025 年 10 月）から作成。

第 1-3-3-8 図 南西アジアの対内 FDI

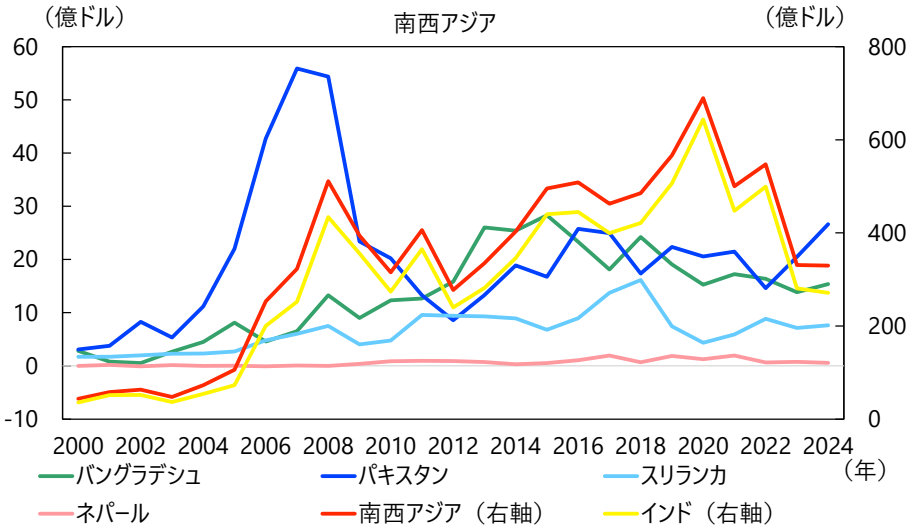

備考：「南西アジア」については本章で定義した地域区分の国及び地域一覧を合算し推計。2026 年 1 月 8 日時点データ。
資料：世界銀行から作成。

5. グリーンフィールド FDI

より細かく FDI の動向を探るため、fDi Markets のデータを用いて、インド、バングラデシュの対内 FDI の近年の状況について確認する。

(1) インド

2023 年～2025 年平均でインド向け FDI の上位 10 か国・地域について見ると、1 位が米国、2 位がルクセンブルク、3 位が日本であった（第 1-3-3-9 図）。ただし、ルクセンブ

ルクについては 2024 年に急増した以外は低い水準であることに留意が必要である。なお、これはルクセンブルクと日本の鉄鋼メーカーの合弁企業が巨額投資をしたことによるものとなっている。

第 1-3-3-9 図　インドの対内 FDI 上位 10 か国・地域

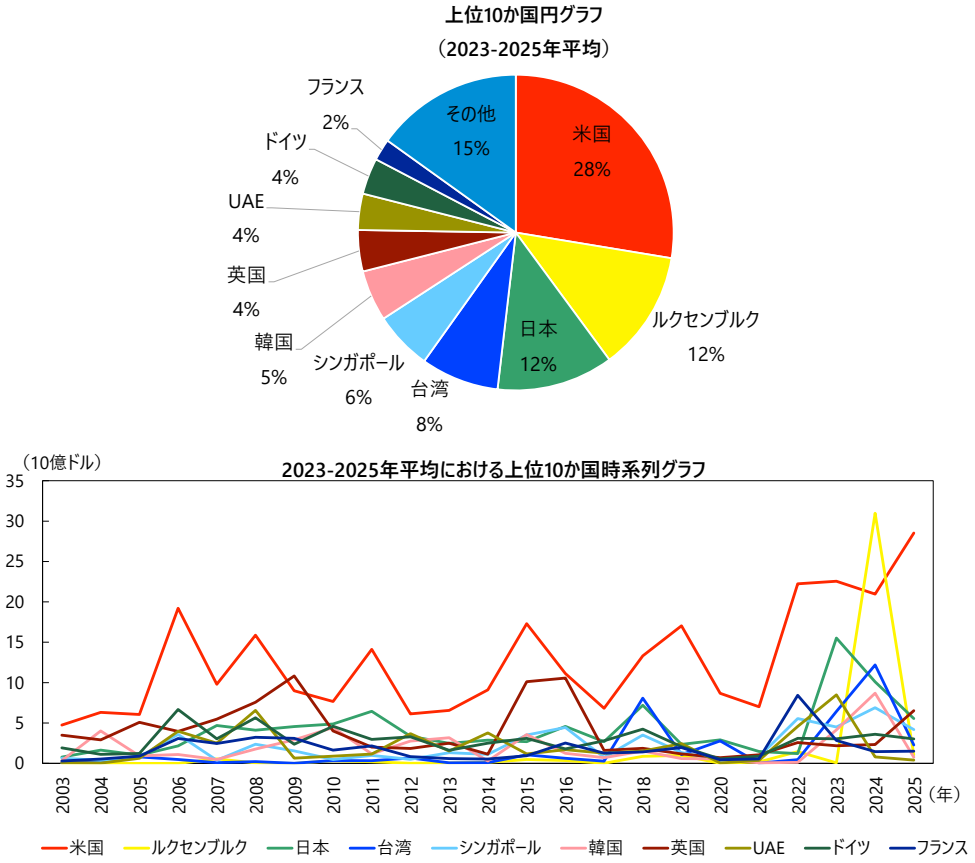

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月時点までのデータである。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靱化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

上記のインド対内 FDI 上位 10 か国・地域について、国別にセクター内訳を見ると、米国は通信、ソフトウェア・IT サービス、日本は再生可能エネルギー、自動車、台湾は半導体等が進出している（第 1-3-3-10 図）。

第 1-3-3-10 図　インドの対内 FDI 上位 10 か国内訳・地域

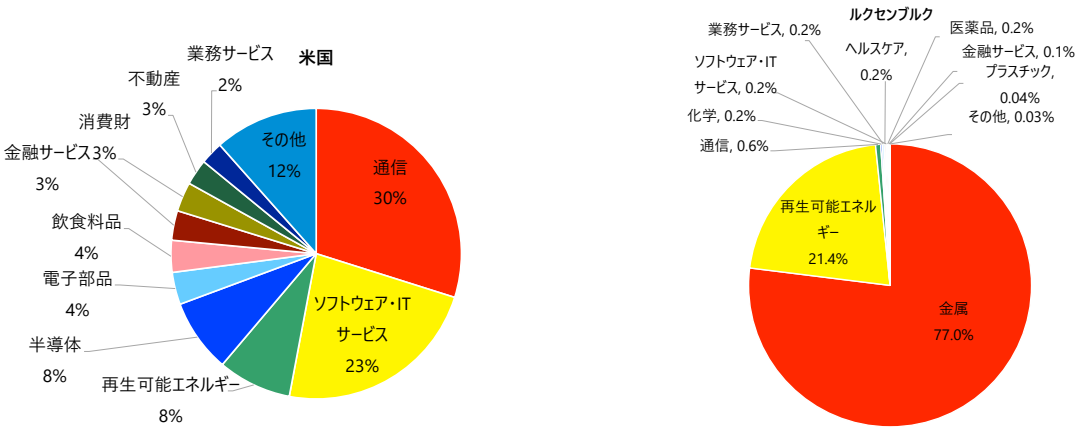

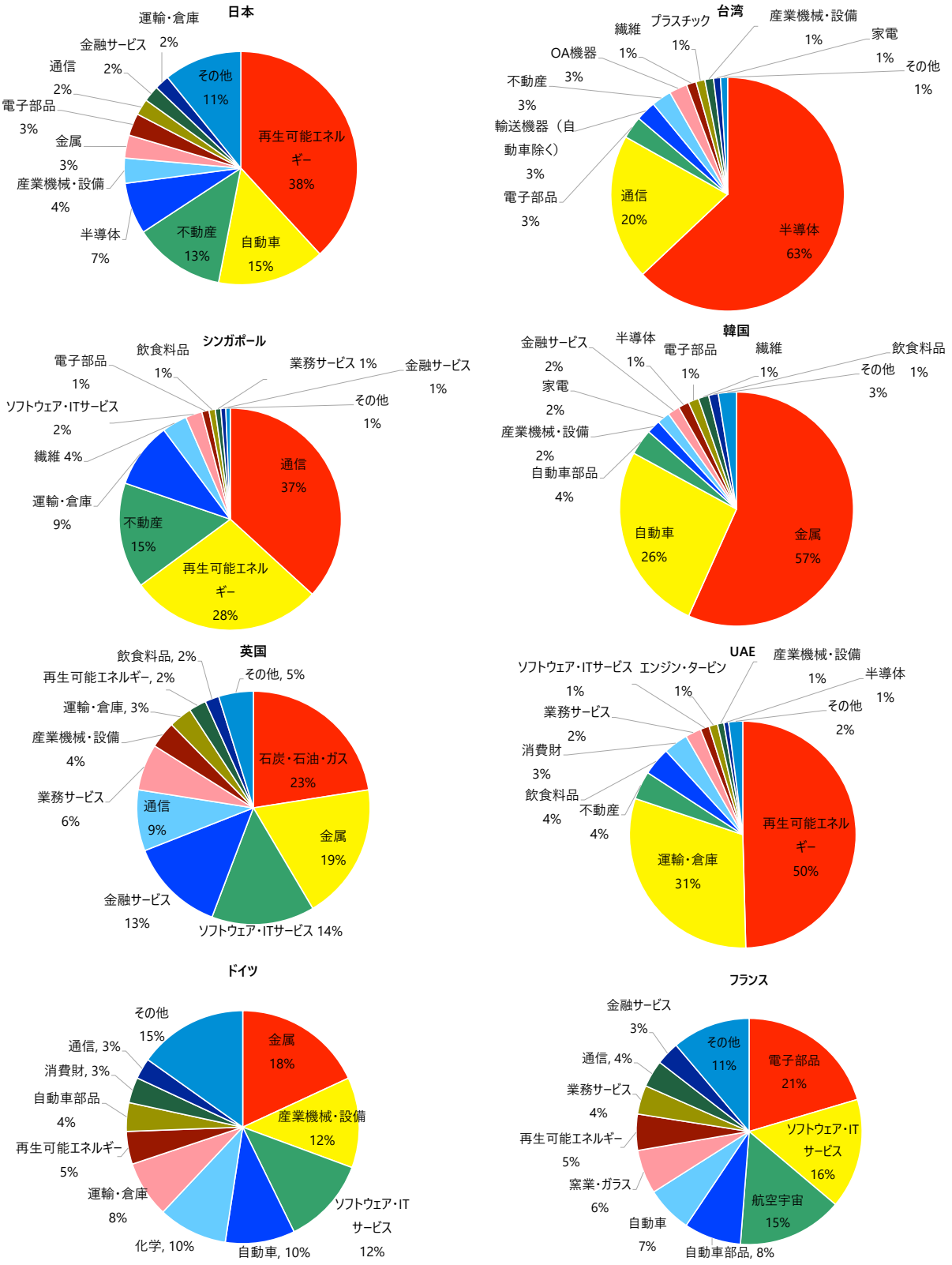

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月時点までのデータである。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靭化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

2023 年～2025 年平均でインド向け FDI の上位 10 セクターについて見ると、1 位が再生可能エネルギー、2 位が金属、3 位が通信となっている。金属は上述の合弁企業によるものである（第 1-3-3-11 図）。

第 1-3-3-11 図　インドの対内 FDI 上位 10 セクター

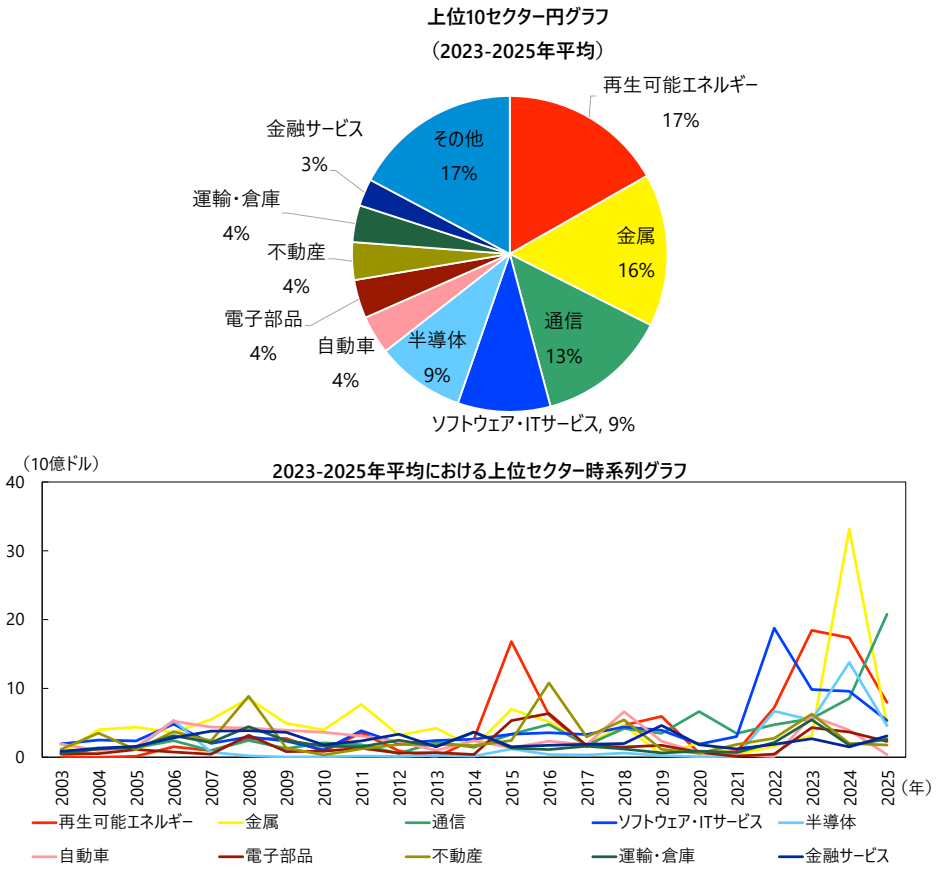

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月時点までのデータである。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靱化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

上記のインド対内 FDI 上位 10 セクターについて、セクター別に投資国・地域の内訳を見ると、再生可能エネルギーの分野では日本が最も多いことが分かる。金属の分野についてもルクセンブルクが 60%と上位を占めているが、ルクセンブルク企業と日本の鉄鋼メーカーによる 6:4 の合弁企業による投資となっている。自動車においても日本が全体の 40%以上を占めており、インドにおける日本の存在感は大きい（第 1-3-3-12 図）。

第 1-3-3-12 図　インドの上位 10 セクター内訳

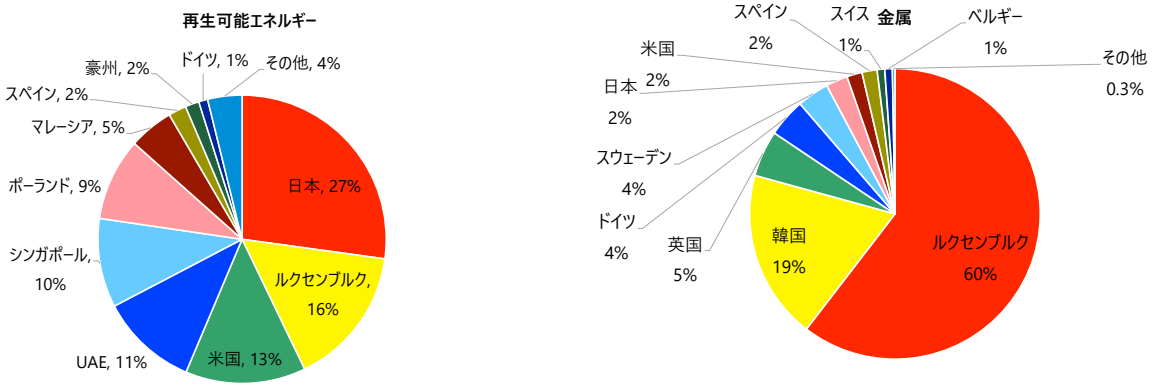

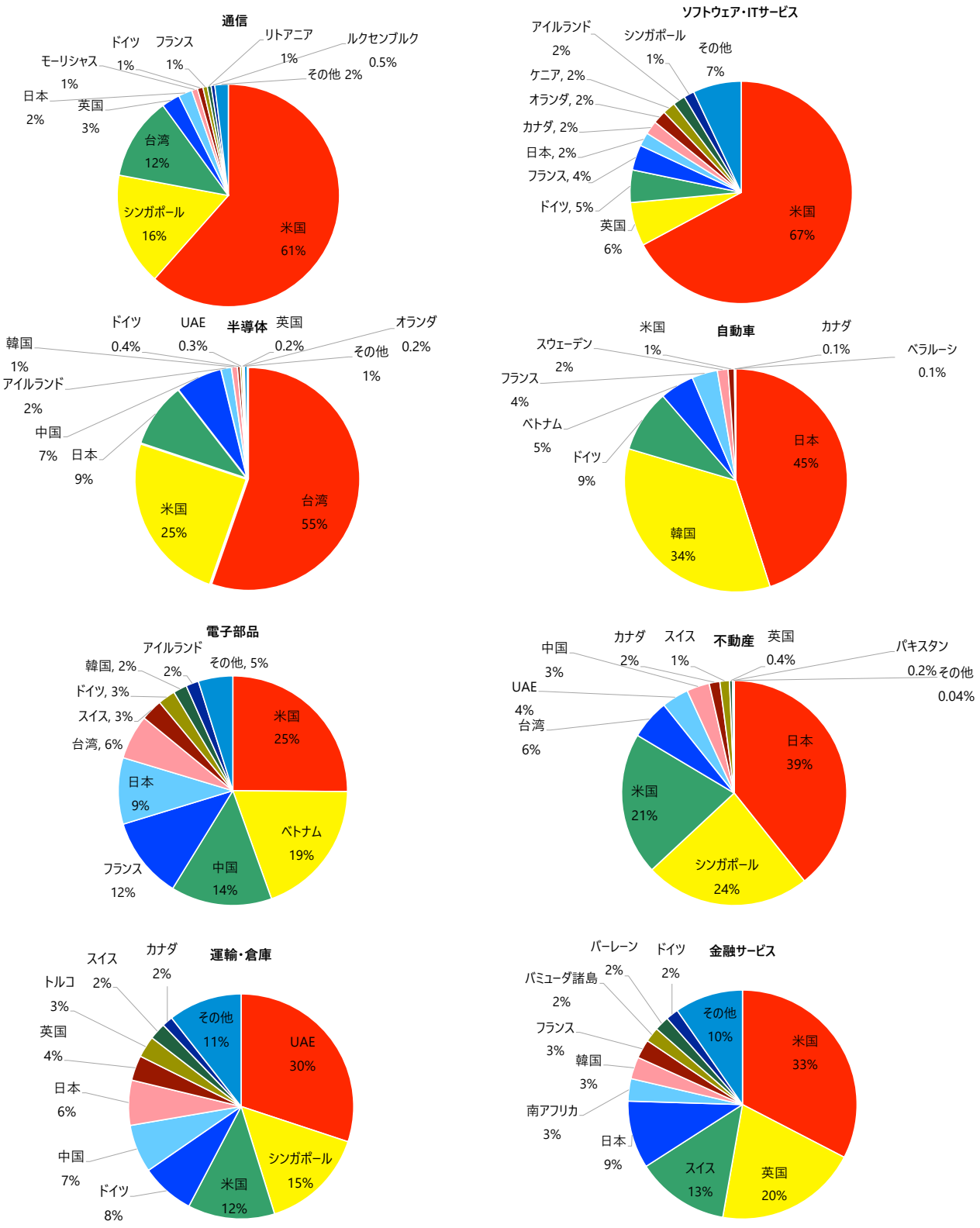

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月時点までのデータである。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靱化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

(2) バングラデシュ

次に、2023 年～2025 年平均でバングラデシュ向け FDI の上位 10 か国について見ると、1 位がデンマーク、2 位が中国、3 位が米国となっている（第 1-3-3-13 図）。

第 1-3-3-13 図 バングラデシュの対内 FDI 上位 10 か国

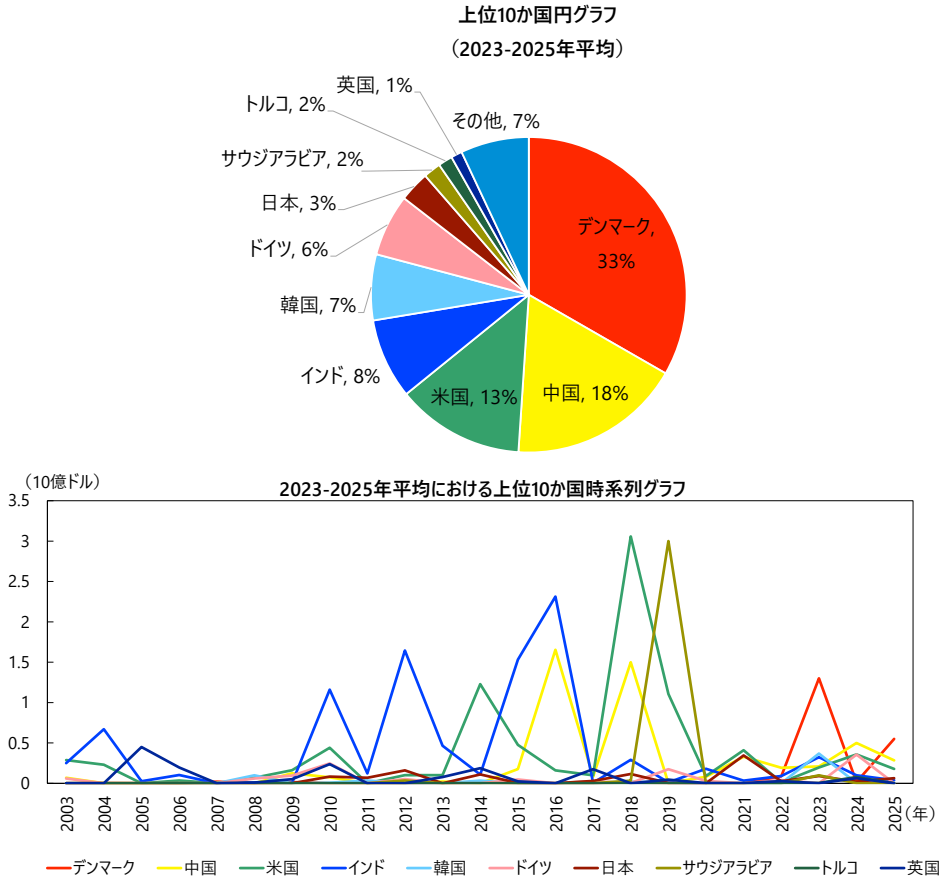

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月時点までのデータである。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靱化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

上記のバングラデシュ対内 FDI 上位 10 か国について、国別にセクター内訳を見ると、デンマークは再生可能エネルギー、運輸・倉庫、中国は繊維、再生可能エネルギーとなっている。米国は紙・印刷・包装、ホテル・観光、運輸・倉庫、消費財等、多様なセクターに投資していることが分かる（第 1-3-3-14 図）。

第 1-3-3-14 図 バングラデシュの対内 FDI 上位 10 か国内訳

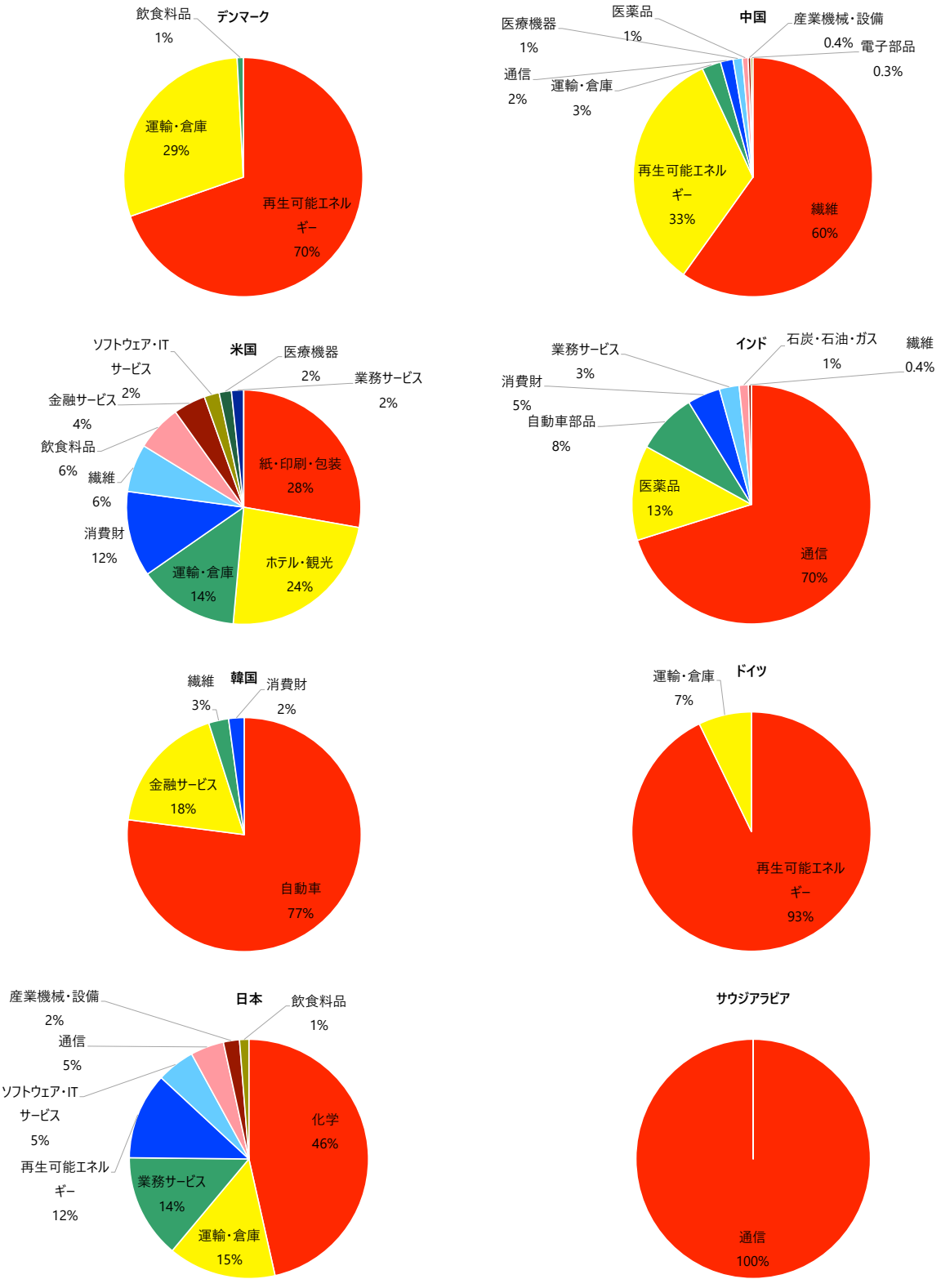

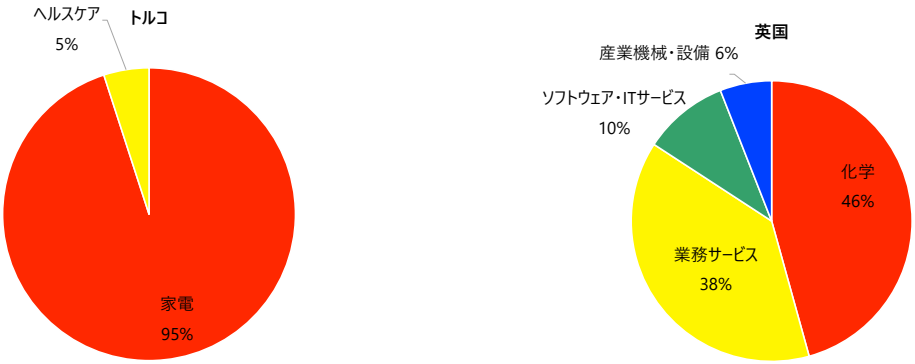

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月時点までのデータである。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靭化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

2023 年～2025 年平均でバングラデシュ向け FDI の上位 10 セクターについて見ると、1 位：再生可能エネルギー、2 位：運輸・倉庫、3 位：繊維の順に多い。再生可能エネルギーは 2015 年、2021 年、2023 年にそれぞれ大きな投資がなされている（第 1-3-3-15 図）。

第 1-3-3-15 図　バングラデシュの対内 FDI 上位 10 セクター

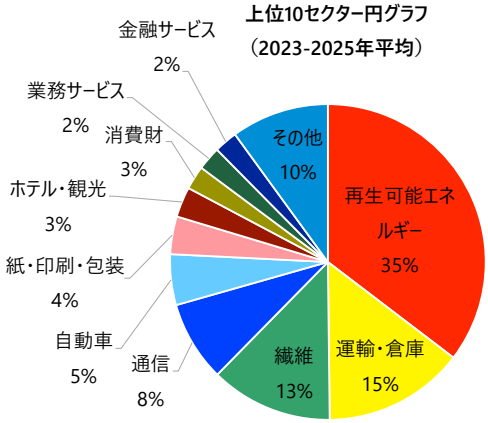

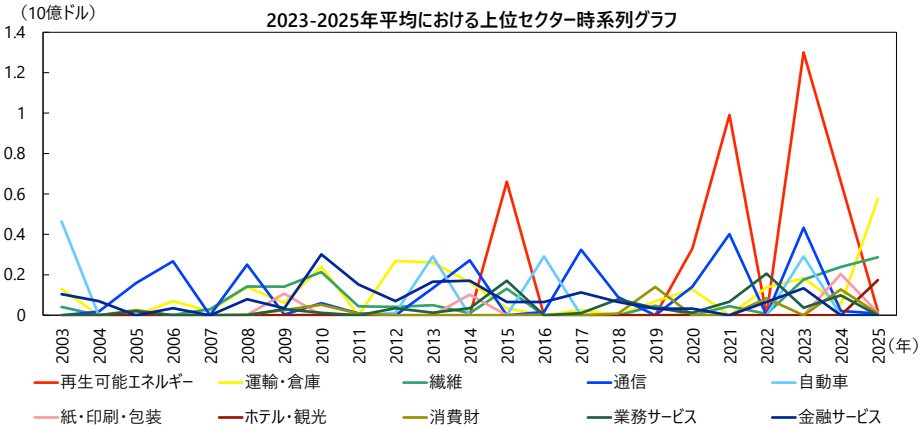

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月時点までのデータである。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靭化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

上記のバングラデシュ対内 FDI 上位 10 セクターについて、セクター別に投資国の内訳を見ると、再生可能エネルギー、運輸・倉庫ではデンマーク、繊維セクターでは中国と、シェアの高い国々が存在している（第 1-3-3-16 図）。

第 1-3-3-16 図 バングラデシュの対内 FDI 上位 10 セクター内訳

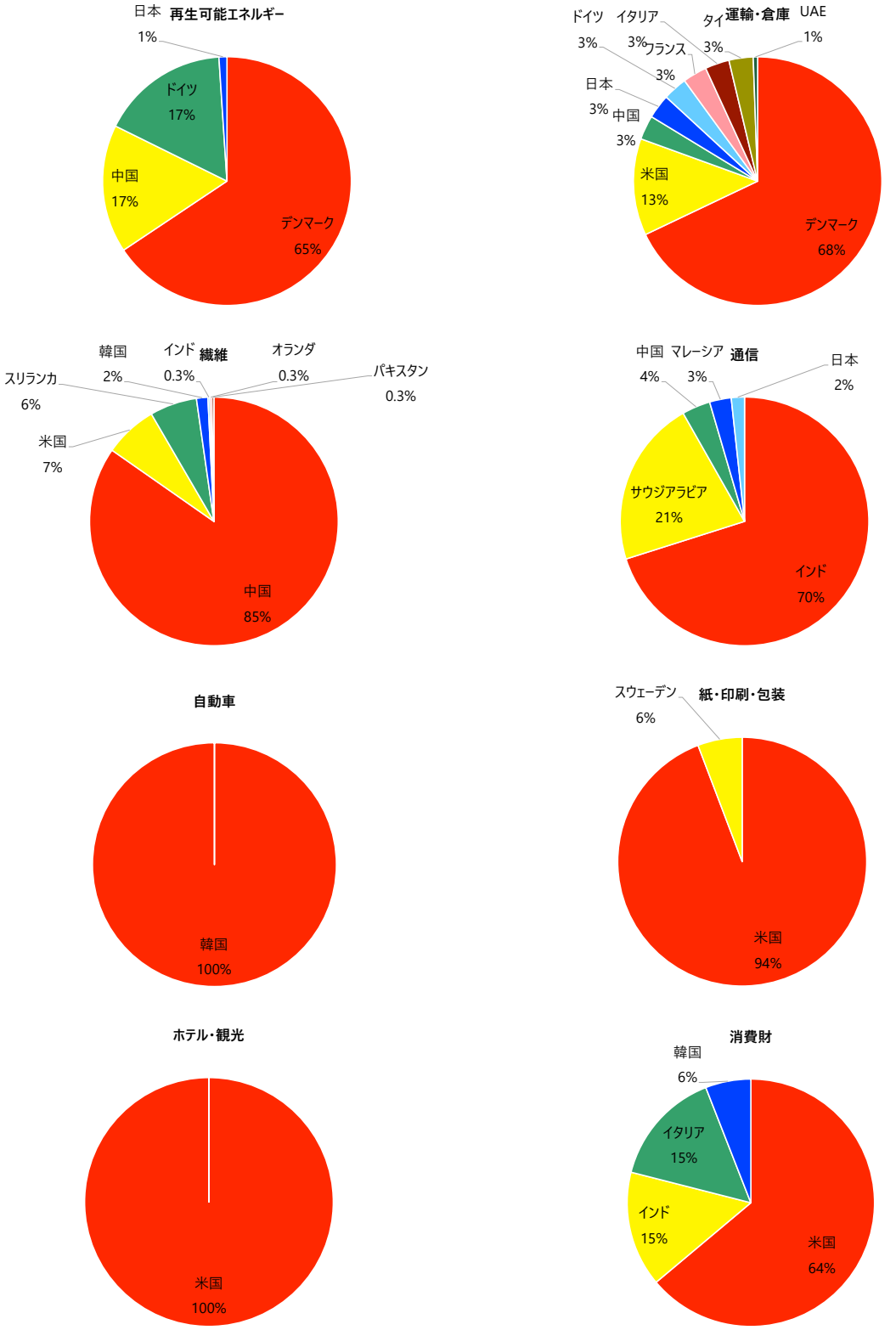

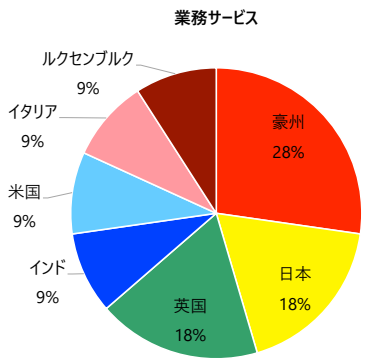

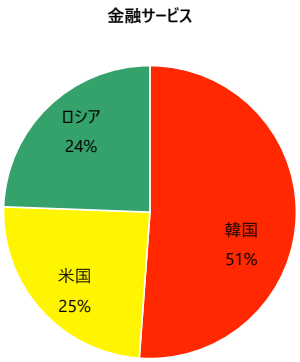

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月時点までのデータである。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靱化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

6. FTA 協定

2020 年以降の自由貿易協定等の状況を示したのが、第 1-3-3-17 表である[53]。インドは、インド・豪州経済協力・貿易協定を 2022 年 12 月に発効している。インド政府によると、インド産品の豪州輸入時の関税率は将来的に全品目で無税となるほか、豪州に留学中のインド人学生が卒業後に同国における就労ビザ（1 年半～4 年）を取得できるようになる。また、豪州におけるヨガのインストラクターや料理人といった専門職の年間ビザ枠が、インド人に対して設けられる。バングラデシュは、バングラデシュ・ブータン特恵貿易協定を 2022 年 7 月に発効しており、バングラデシュからブータンへの輸出に際しては 100 品目が免税となっている。パキスタンはパキスタン・アゼルバイジャン特恵貿易協定を 2024 年 12 月に発効している。スリランカはタイ・スリランカ地域貿易協定を 2024 年 2 月に署名済である。ネパールは、2020 年以降に自由貿易協定等を締結していない。

[53] JETRO「世界の FTA データベース」、https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/ftalist/。

第 1-3-3-17 表 南西アジアの自由貿易協定等（2020 年～）

国	No	名称	形態	経緯
インド	1	EFTA・インド貿易経済連携協定	自由貿易協定	○2008年1月交渉開始 ○2008年10月～2017年9月交渉を実施 ○2023年7月交渉再開 ○2023年11月までに計20回の交渉を実施、12月は最終合意に向けた大臣級会合を実施 ○2024年3月署名 ○2025年10月発効
	2	インド太平洋経済枠組み（IPEF）	その他	○2022年5月交渉立上げ ○2023年5月サプライチェーン協定（柱2）実質妥結 ○2023年11月サプライチェーン協定（柱2）署名、クリーン経済協定（柱3）及び公正な経済協定（柱4）の実質妥結 ○2024年2月サプライチェーン協定（柱2）が発効 ○2024年10月クリーン経済協定（柱3）及びIPEF協定発効 ○2024年12月公正な経済協定が発効（柱4） ○柱1は交渉中
	3	インド・豪州経済協力・貿易協定	自由貿易協定	○2008年4月共同研究開始に合意 ○2008年4月共同研究開始 ○2010年5月共同研究完了 ○2011年5月交渉開始合意 ○2011年7月～2015年11月までに計9回の交渉 ○2021年9月交渉再開合意 ○2022年4月署名 ○2022年12月発効
	4	アラブ首長国連邦・インド包括的経済連携協定	自由貿易協定	○2021年9月交渉開始 ○2022年2月署名 ○2022年5月発効
	5	モーリシャス・インド包括的経済協力連携協定（CECPA	自由貿易協定	○2021年4月発効
バングラデシュ	1	イスラム諸国会議機構特恵貿易制度（TPS-OIC）	特恵貿易協定	○2002年枠組み協定合意 ○2010年2月枠組み協定発効 ○2022年7月発効
	2	バングラデシュ・ブータン特恵貿易協定	特恵貿易協定	○2009年の2国間貿易に係る合意書締結 ○2020年6月交渉開始 ○2020年12月署名 ○2022年7月発効
パキスタン	1	パキスタン・アゼルバイジャン特恵貿易協定	特恵貿易協定	○2021年1月交渉開始 ○2023年6月交渉完了 ○2024年7月署名 ○2024年12月発効
	2	GCC・パキスタン自由貿易協定	自由貿易協定	○2006年交渉開始 ○2008年9月第2回交渉 ○2022年6月第3回交渉 ○2023年9月署名
	3	パキスタン・トルコ特恵貿易協定	特恵貿易協定	○2022年8月署名 ○2023年5月発効
	4	パキスタン・ウズベキスタン特恵貿易協定	特恵貿易協定	○2021年7月交渉開始 ○2022年3月署名 ○2023年3月部分的合意に基づき発効
	5	イスラム諸国会議機構特恵貿易制度（TPS-OIC）	特恵貿易協定	○2002年枠組み協定合意 ○2010年2月枠組み協定発効 ○2022年7月発効
スリランカ	1	タイ・スリランカ地域貿易協定	自由貿易協定	○2018年7月交渉開始 ○2024年2月署名
ネパール	―	なし		

備考：2026 年 4 月取得データ。
資料：JETRO「世界の FTA データベース」（2026 年 4 月時点）から作成。

第4節 中央アジア・コーカサス

1. GDP の動向

第 1-3-4-1 図は、中央アジア・コーカサスの国々の GDP 成長率を示している。中央アジア・コーカサスについては、ジョージアが 2015-2019 年平均で 4.7%、2023 年に 7.8%、2024 年に 9.4%と高い成長を堅持しているほか、ウズベキスタンも持続的に 6%程度の成長を続けている。

第 1-3-4-2 図は、IMF によるこれらの国々の実質 GDP 成長率の見通しを示している。いずれの国も右肩上がりの成長が予想されており、特にジョージア、ウズベキスタンは同地域における他の国々と比較しても高い成長率が予想されている。

第 1-3-4-3 図は、一人当たり GDP を示している。いずれの国も上昇トレンドが見て取れる。ジョージアは 2020 年頃から急速に上昇している。特にカザフスタンやジョージアの成長が著しい。

第 1-3-4-1 図 中央アジア･コーカサスの実質 GDP 成長率

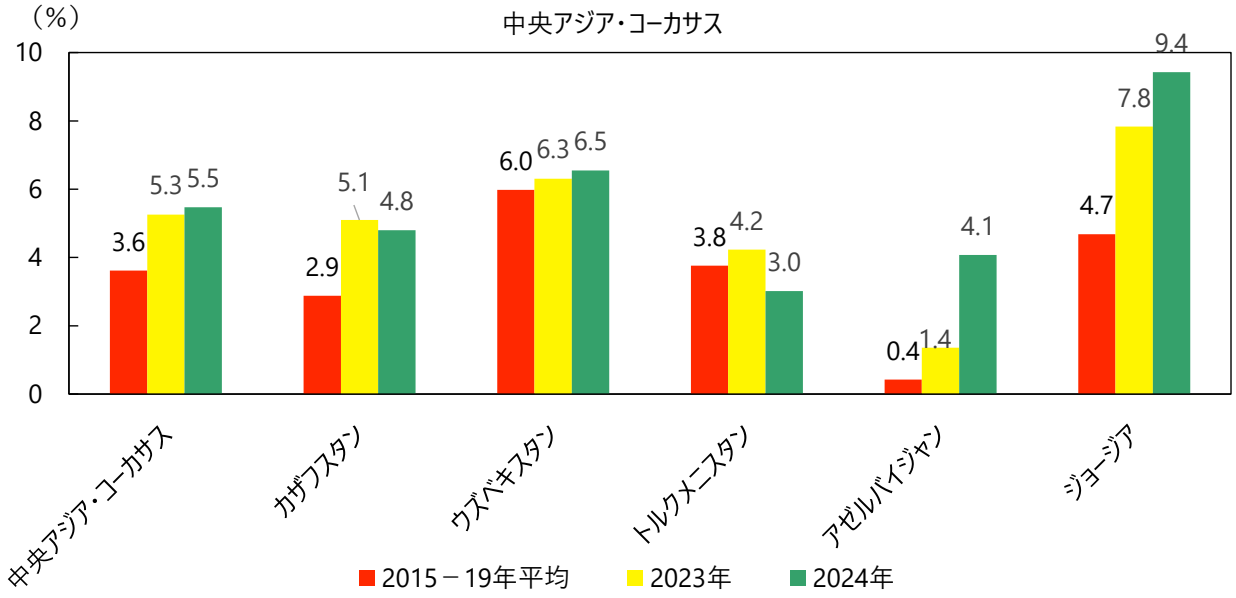

備考：「中央アジア･コーカサス」については、本章で定義した地域区分の国及び地域について IMF「WEO」の各国 GDP 成長率から GDP (PPP ベース)でウェイト付けした上で推計。IMF「WEO」のデータ制約により、カザフスタンの実績は 2023 年までであり、2024 年は推計値。
資料：IMF「WEO」（2025 年 10 月）から作成。

第 1-3-4-2 図　中央アジア・コーカサスの実質 GDP 予測

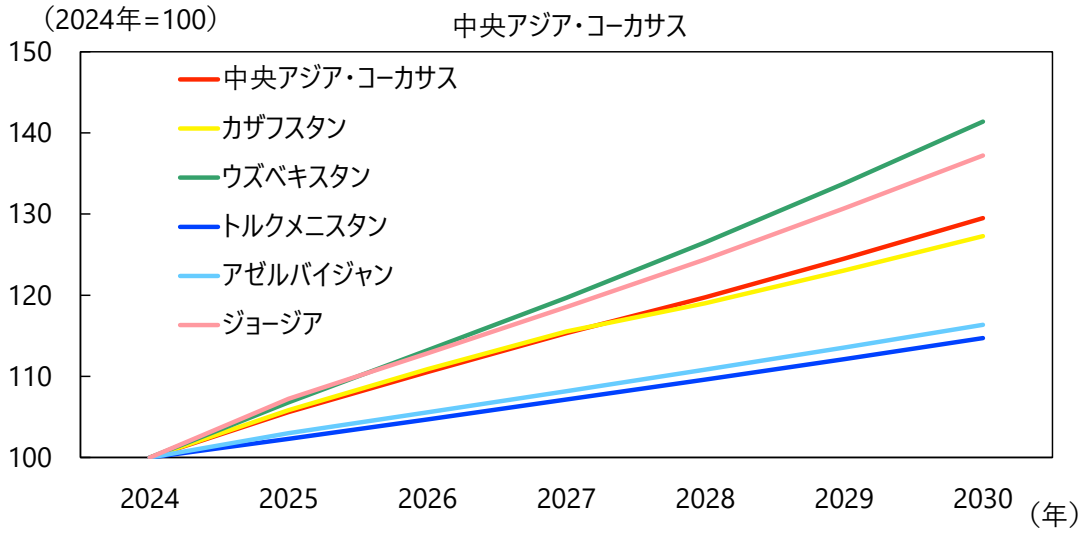

備考：「中央アジア・コーカサス」については、本章で定義した地域区分の国及び地域について、IMF「WEO」の各国 GDP 成長率から GDP (PPP ベース)でウェイト付けした上で推計。
資料：IMF「WEO」（2025 年 10 月）から作成。

第 1-3-4-3 図　中央アジア・コーカサスの一人当たり GDP

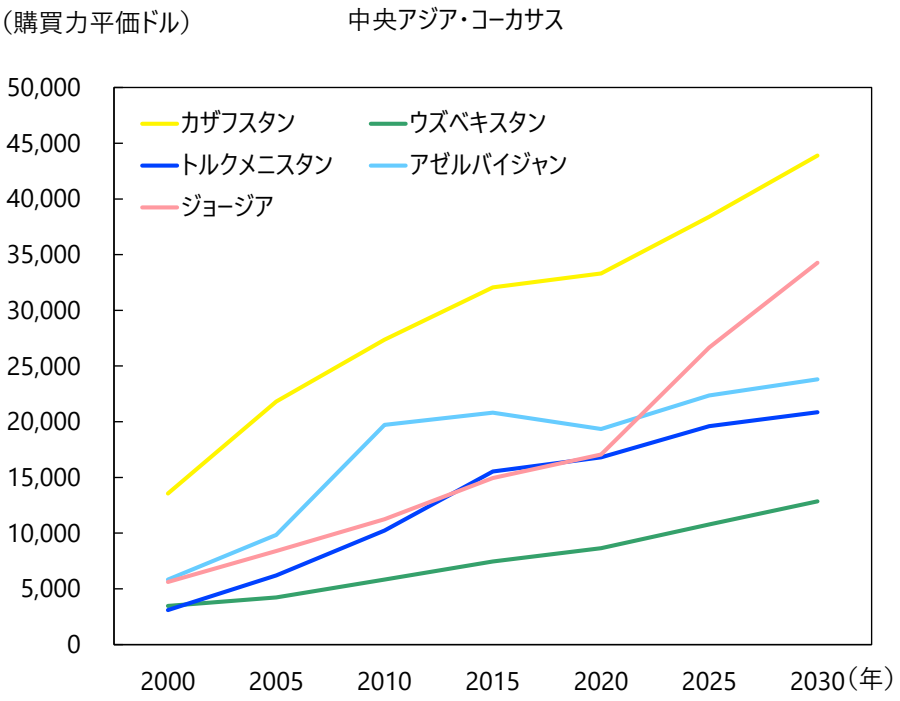

備考：IMF「WEO」のデータ制約により、カザフスタンの実績は 2023 年までであり、2024 年以降は推計値。それ以外の国は 2024 年までが実績であり、2025 年以降は推計値。2026 年 1 月 29 日時点データ。
資料：IMF「WEO」（2025 年 10 月）から作成。

2. 人口の動向

第 1-3-4-4 図は、これらの国々の生産年齢人口の動向を示している。ウズベキスタンなどは、2060 年まで生産年齢人口が増加する見込みである。ジョージアの生産年齢人口は 1988 年がピークで、その後減少している。国連人口部によると、引き続き緩やかな人口減少が続くと見込まれている。

第 1-3-4-5 図は、合計特殊出生率を示している。上記で見てきた地域と比較すると、おおむね横ばい傾向にあることが見て取れる。ジョージアは 1985 年をピークとして 1993 年には同出生率は 2 を下回った。その後、2014 年から 2019 年にかけて 2 を上回ったが、2020 年以降再度 2 を下回った水準で推移している。国連人口部によると、引き続き緩やかな減少が続くと見られている。

第 1-3-4-4 図 中央アジア・コーカサスの生産年齢人口

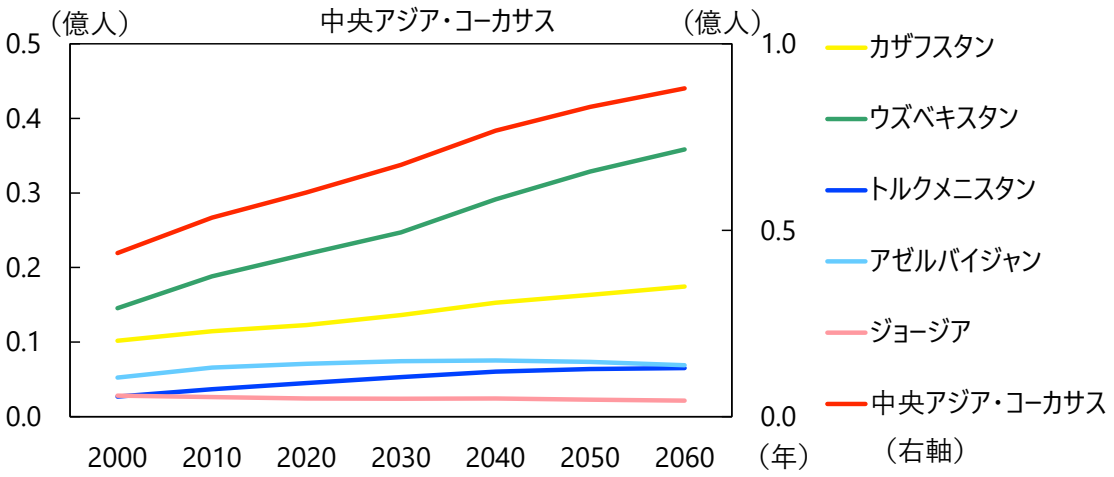

備考：「中央アジア・コーカサス」については、本章で定義した地域区分の国及び地域一覧を合算し推計。本データは中位推計。当該期間は予測期間を含む。2026 年 2 月 2 日時点データ。
資料：国連「World Population Prospects 2024」から作成。

第 1-3-4-5 図 中央アジア・コーカサスの合計特殊出生率

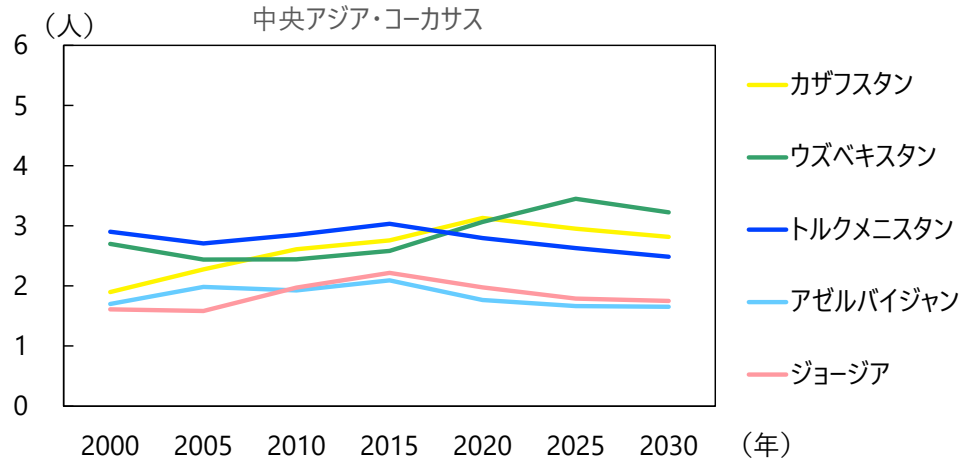

備考：当該期間は予測期間を含む。
資料：国連「World Population Prospects 2024」から作成。

3. 成長会計

第 1-3-4-6 図は、中央アジア・コーカサスにおける成長会計を示している。カザフスタンとウズベキスタンは、近年、資本の寄与が大きく、ジョージアは生産性の向上が成長に大きく寄与している。これらは、中央アジア・コーカサスの国々がどのように成長をしているかを示している。

第 1-3-4-6 図 中央アジア･コーカサスの成長会計

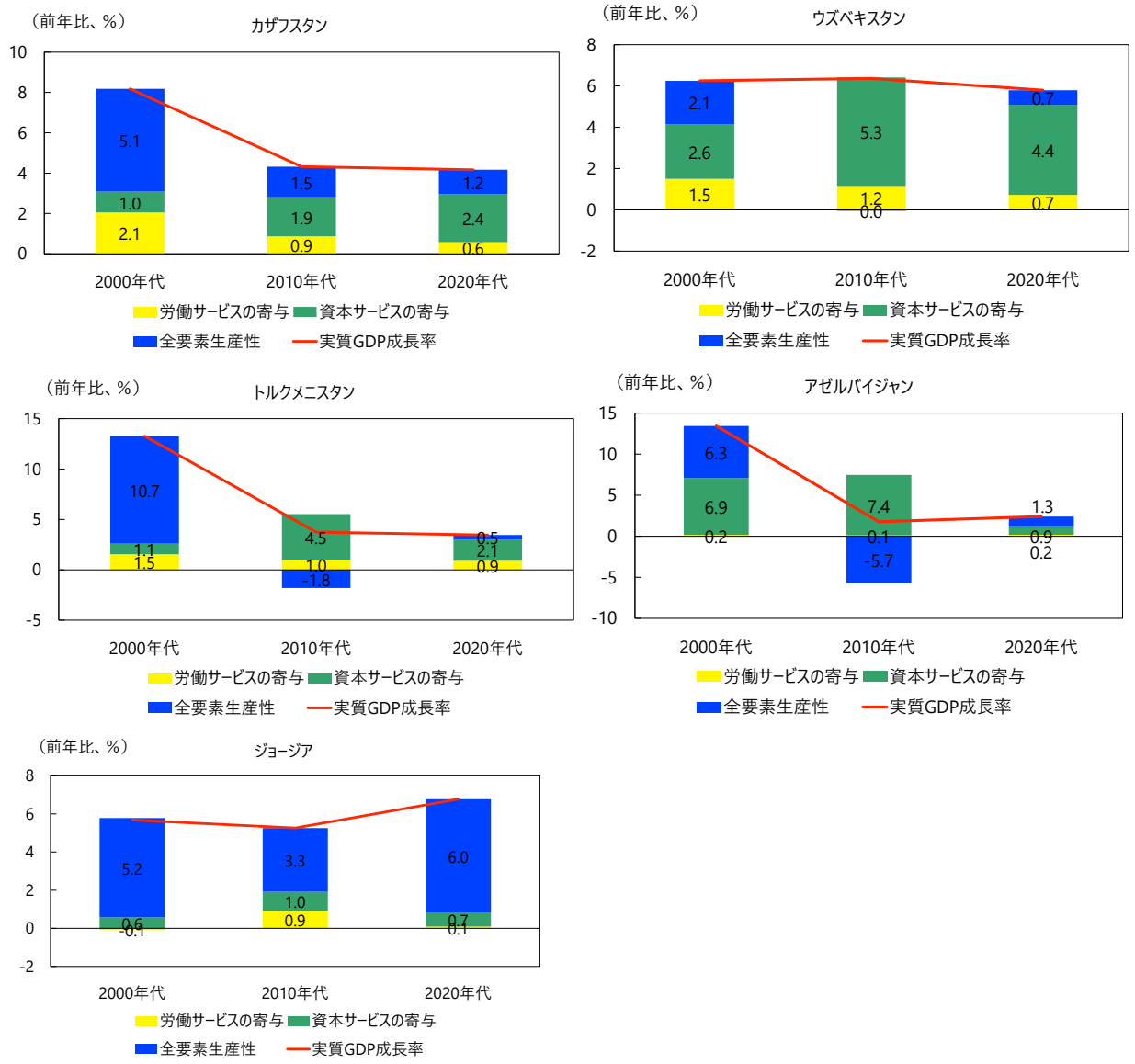

備考：2020 年代は 2023～2025 年のデータを指す。2020 年～2022 年はコロナの影響を踏まえ、推計から除いている。
資料：コンファレンスボードから作成。

4. 資本形成

第 1-3-4-7 図は、中央アジア・コーカサスにおける総資本形成比率を示している。ウズベキスタンの総資本形成比率が特に高く、活発な投資状況がうかがえる。他方で、アゼルバイジャンは、足下ではこれらと比較して低い総資本形成比率となっている。

第 1-3-4-8 図は、対内 FDI の動向を示している。カザフスタンは 2000 年代中盤から 2010 年代中盤にかけて他と比較してより多くの FDI が流入していた。足下ではいずれの国も同程度となっている。

第 1-3-4-7 図 中央アジア・コーカサスの総資本形成比率

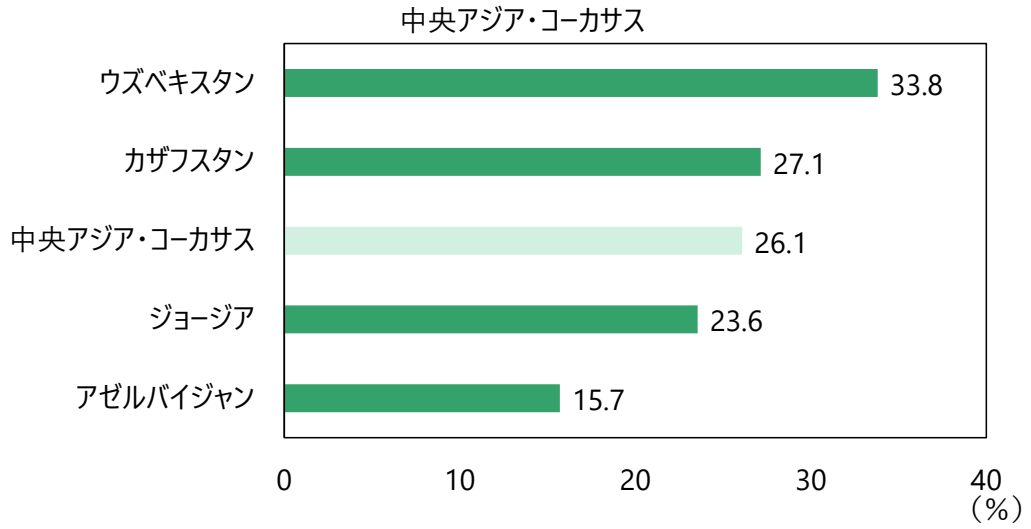

備考：「中央アジア・コーカサス」については、IMF「WEO」の総資本形成比率から名目 GDP でウェイト付けした上で推計。2022-2025 年平均の値。トルクメニスタンはデータ欠損。IMF「WEO」のデータ制約により、カザフスタンの実績は 2023 年までであり、2024 年以降は推計値。それ以外の国は 2024 年までが実績であり、2025 年は推計値。
資料：IMF「WEO」（2025 年 10 月）から作成。

第 1-3-4-8 図 中央アジア・コーカサスの対内 FDI

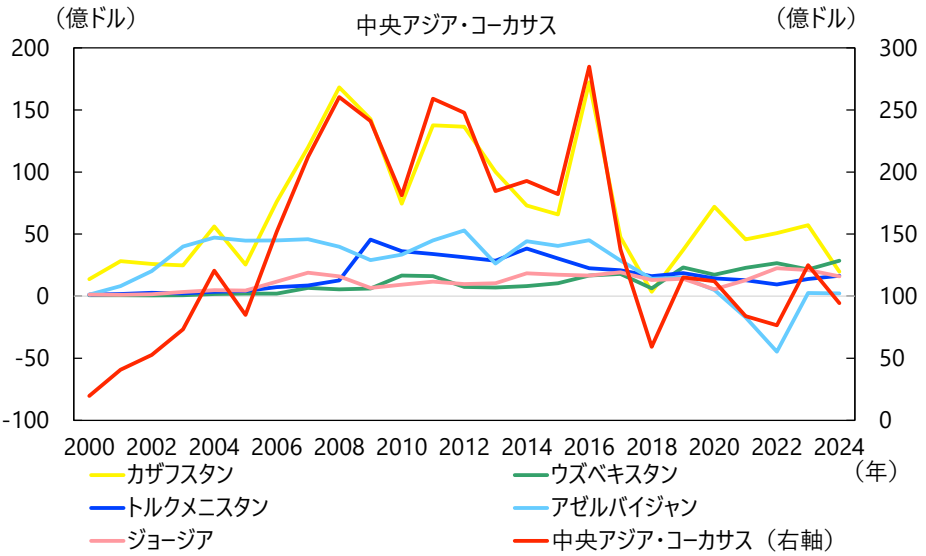

備考：「中央アジア・コーカサス」については、本章で定義した地域区分の国及び地域一覧を合算し推計。2026 年 1 月 8 日時点データ。
資料：世界銀行から作成。

5. グリーンフィールド FDI

fDi Markets のデータを用いて、カザフスタン、ウズベキスタンのグリーンフィールド FDI の状況について確認する。

(1) カザフスタン

2023 年～2025 年平均で、カザフスタン向け FDI の上位 10 か国について見ると、1 位：中国、2 位：カタール、3 位：トルコであった。他方、米国は 2016 年に巨額投資をしており、これは米国の石油企業とカザフスタン等の合弁企業による油田拡張計画によるものと見られる（第 1-3-4-9 図）。

第 1-3-4-9 図 カザフスタンの対内 FDI 上位 10 か国

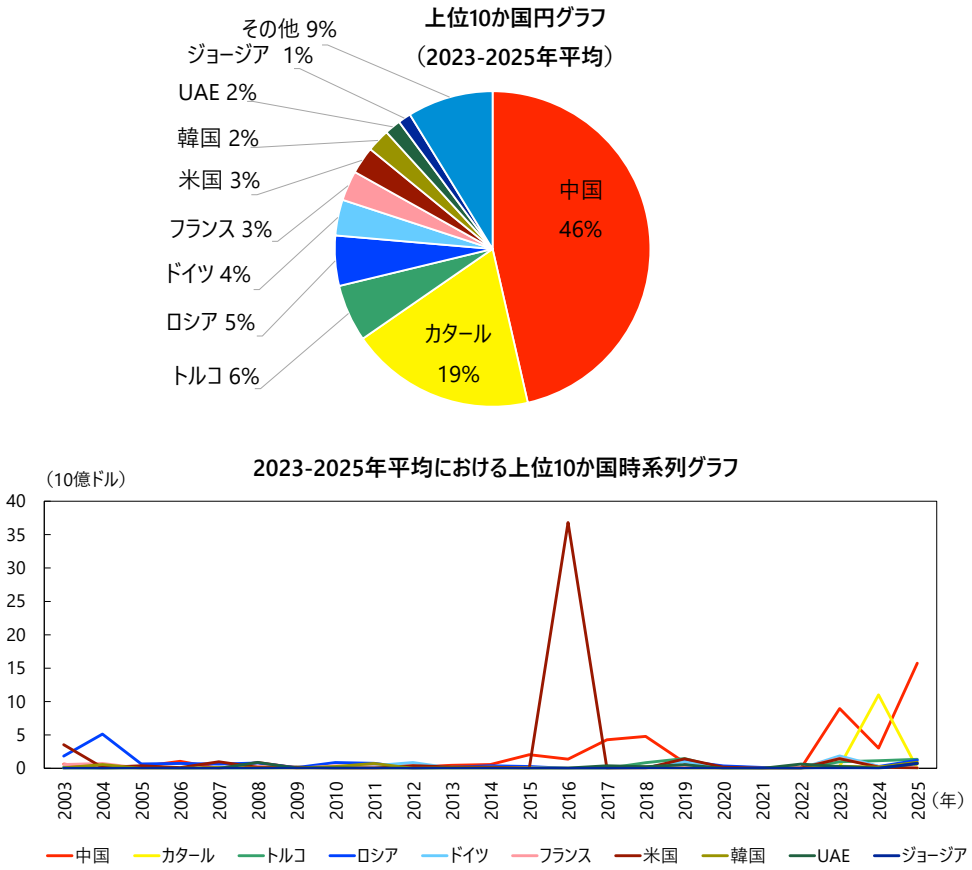

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月時点までのデータである。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靱化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」から作成。

上記のカザフスタン対内 FDI 上位 10 か国について、国別にセクター内訳を見ると、中国は金属、化学、カタールは運輸・倉庫、石炭・石油・ガスに対する投資が多くなっている。トルコは飲食料品、石炭・石油・ガス、金属、ヘルスケア等幅広いセクターに投資していることが分かる（第 1-3-4-10 図）。

第 1-3-4-10 図 カザフスタンの対内 FDI 上位 10 か国内訳

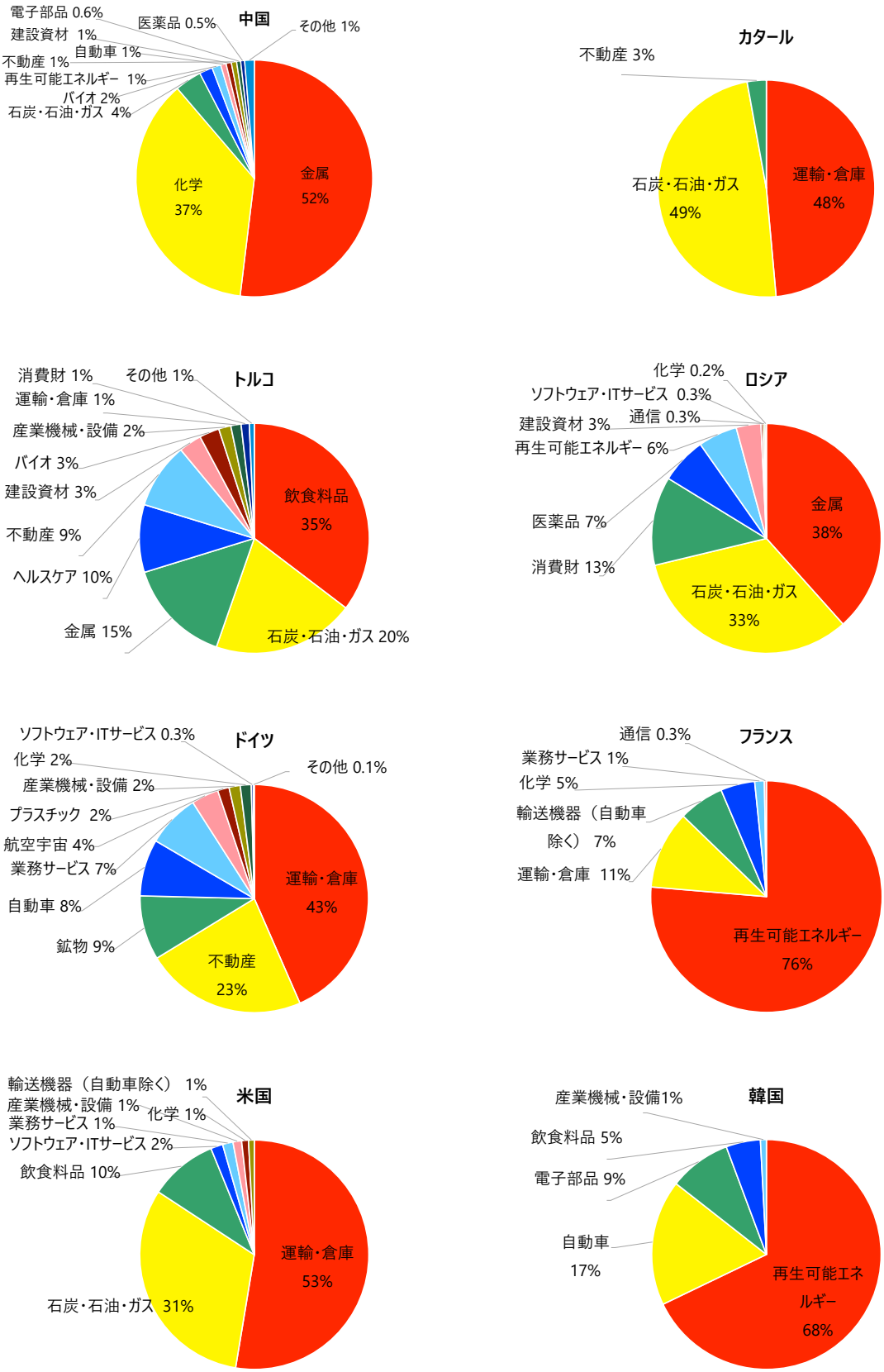

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月時点までのデータである。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靱化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

2023 年～2025 年平均で、カザフスタン向け FDI の上位 10 セクターについて見ると、1 位：金属、2 位：化学、3 位：運輸・倉庫の順に多い。2016 年における石炭・石油・ガスセクターへの巨額投資は、上述の合弁企業によるものである（第 1-3-4-11 図）。

第 1-3-4-11 図　カザフスタンの対内 FDI 上位 10 セクター

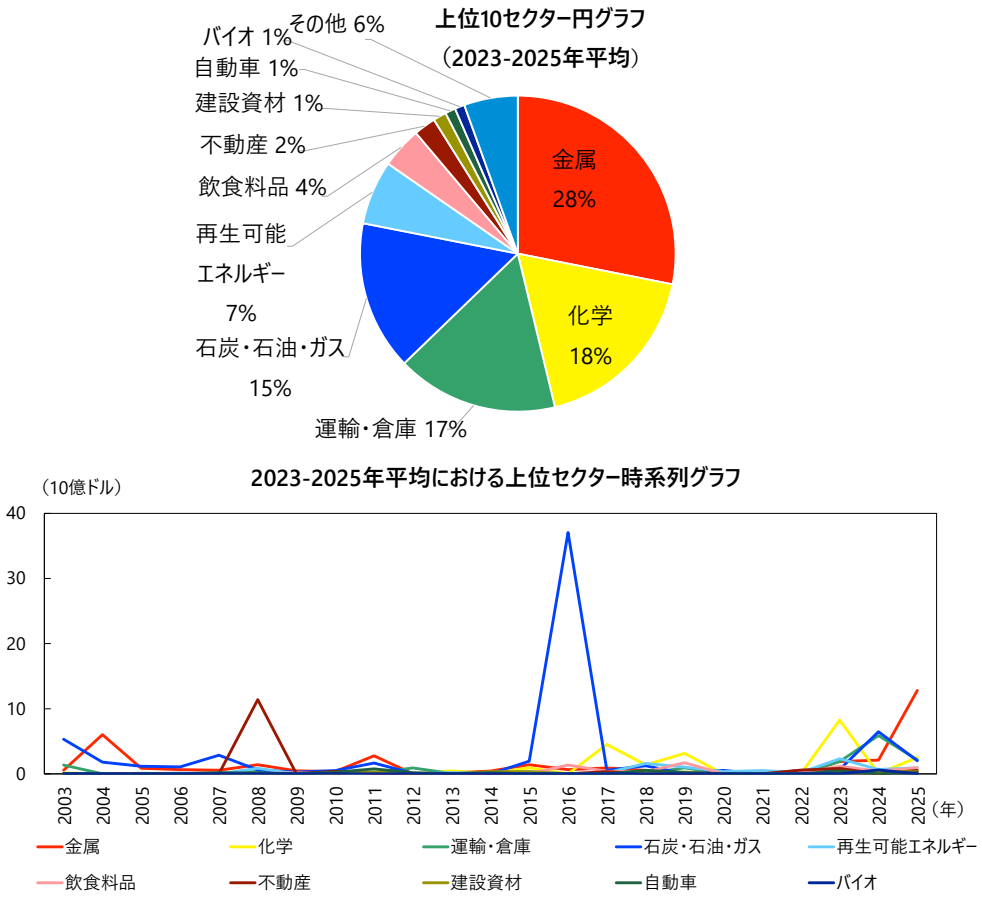

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月時点までのデータである。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靱化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

上記のカザフスタン対内 FDI 上位 10 セクターについて、セクター別に投資国の内訳を見ると、金属、化学では中国、運輸・倉庫、石炭・石油・ガスセクターではカタールのシェアが大きい。他方、再生可能エネルギーセクターでは、比較的多くの国が投資を行っていることが分かる（第 1-3-4-12 図）。

第 1-3-4-12 図 カザフスタンの対内 FDI 上位 10 セクター内訳

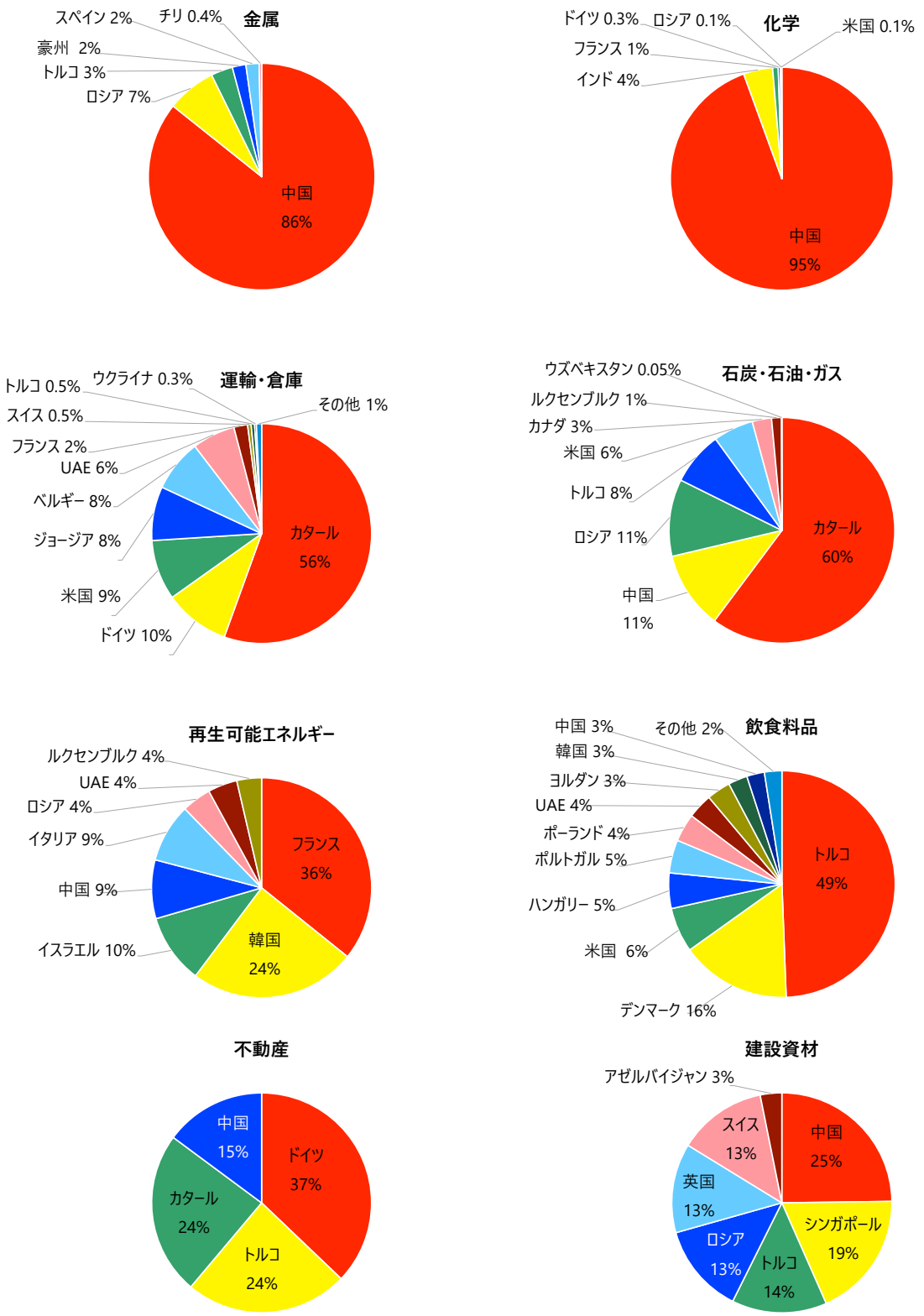

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月時点までのデータである。運輸・倉庫セクターにおいて、キプロス、リトアニア、マレーシアはウクライナと同じ金額であったが、表記上その他に含めている。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靭化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

(2) ウズベキスタン

2023 年～2025 年平均で、ウズベキスタン向け FDI の上位 10 か国について見ると、1 位：中国、2 位：サウジアラビア、3 位：米国となっている（第 1-3-4-13 図）。

第 1-3-4-13 図　ウズベキスタンの対内 FDI 上位 10 か国

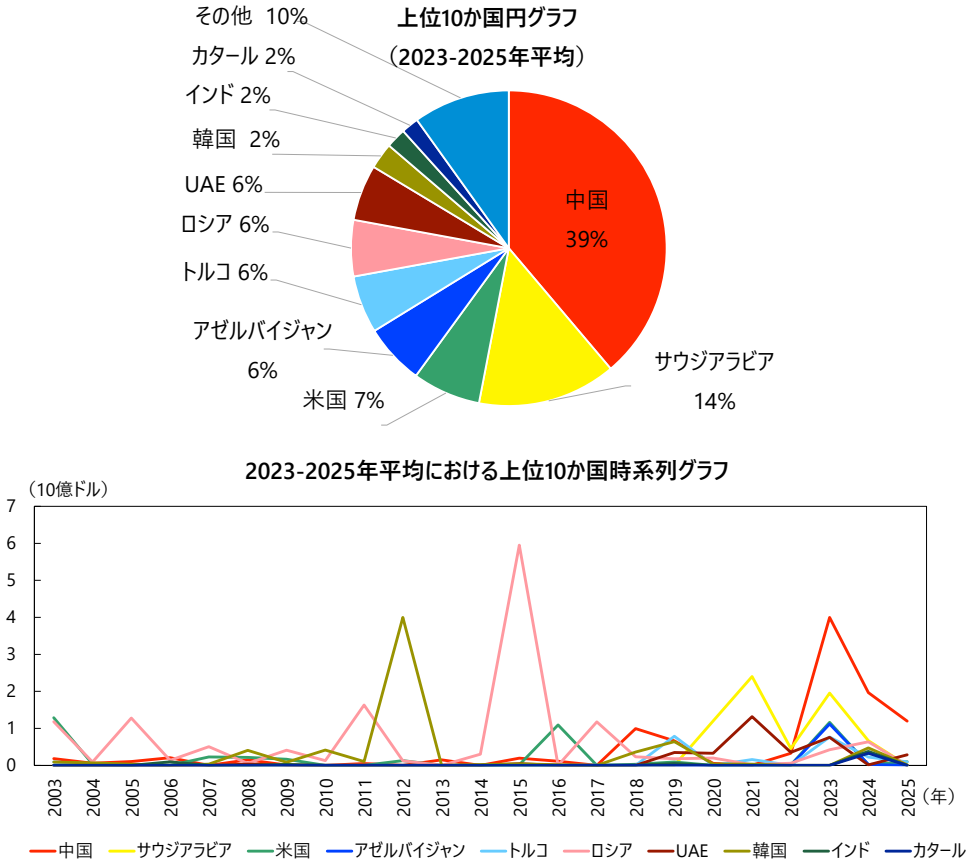

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月時点までのデータである。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靭化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

上記のウズベキスタン対内 FDI 上位 10 か国について、国別にセクター内訳を見ると、中国、サウジアラビアともに再生可能エネルギー、米国は化学セクターに対する投資が多い（第 1-3-4-14 図）。

第 1-3-4-14 図 ウズベキスタンの対内 FDI 上位 10 か国内訳

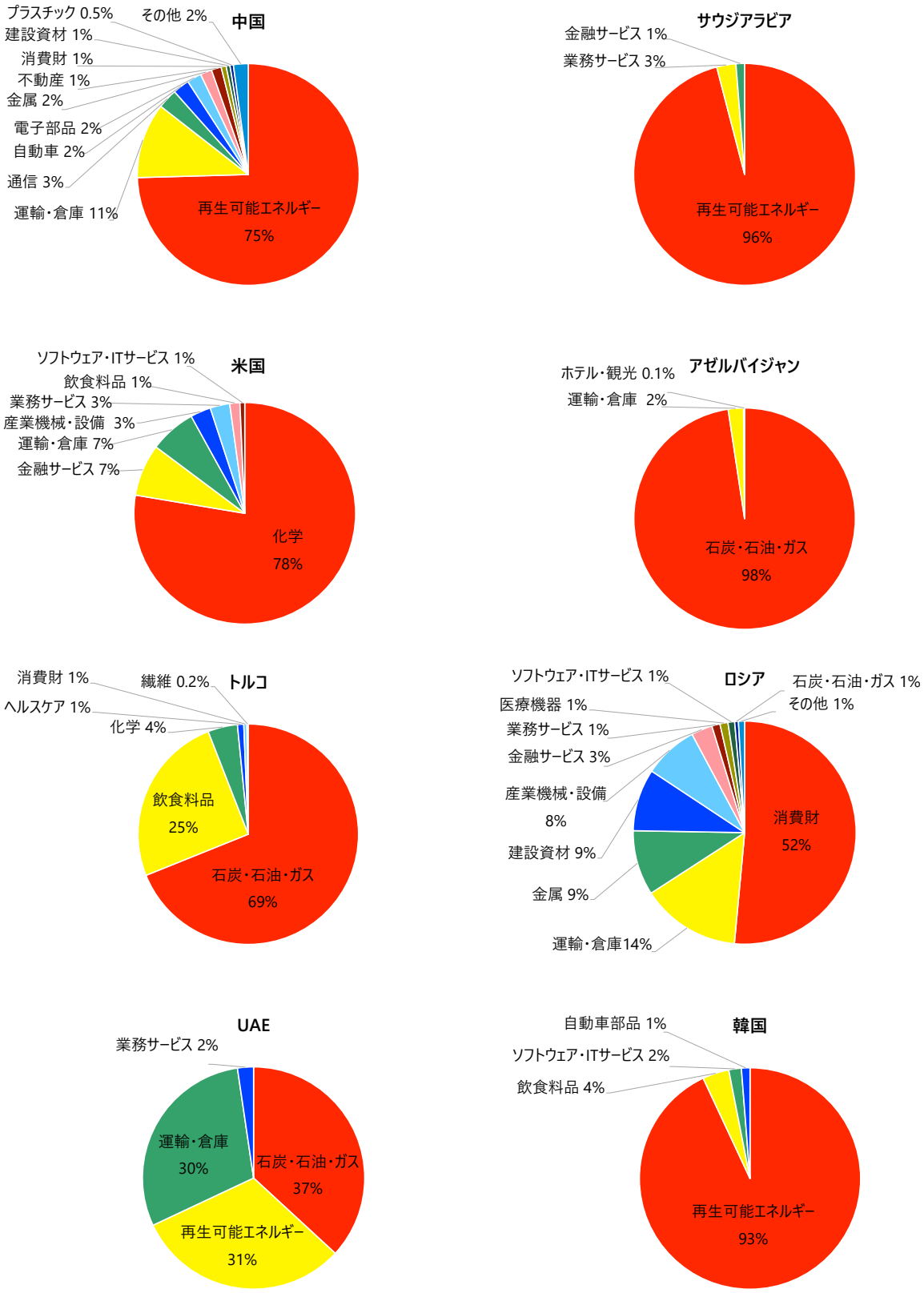

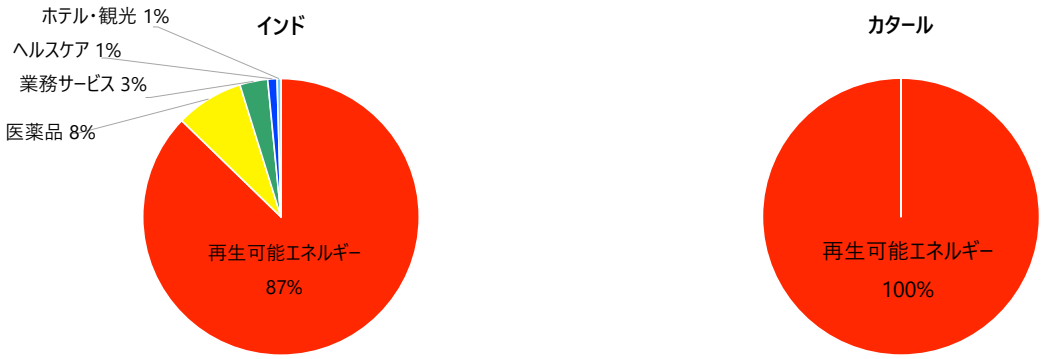

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月時点までのデータである。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靱化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

2023 年～2025 年平均で、ウズベキスタン向け FDI の上位 10 セクターについて見ると、1 位：再生可能エネルギー、2 位：石炭・石油・ガス、3 位：運輸・倉庫の順に多い。特に再生可能エネルギーは 2017 年頃から継続的な投資がなされている（第 1-3-4-15 図）。

第 1-3-4-15 図　ウズベキスタンの対内 FDI 上位 10 セクター

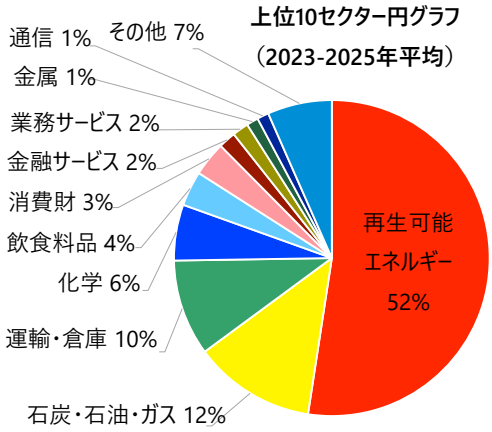

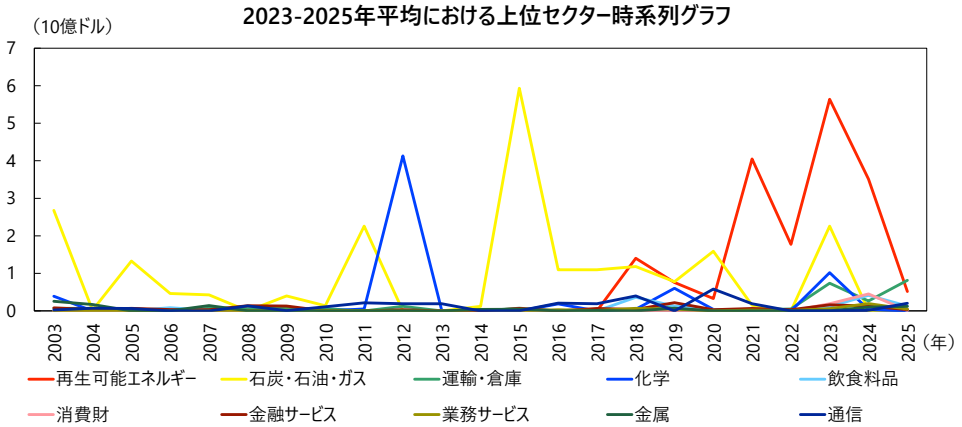

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月時点までのデータである。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靱化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

上記のウズベキスタン対内 FDI 上位 10 セクターについて、セクター別に投資国の内訳を見ると、再生可能エネルギー、運輸・倉庫、金属、通信では中国、石炭・石油・ガスではアゼルバイジャン、化学、金融サービスでは米国からの投資が多くなっている（第 1-3-4-16 図）。

第 1-3-4-16 図 ウズベキスタンの対内 FDI 上位 10 セクター内訳

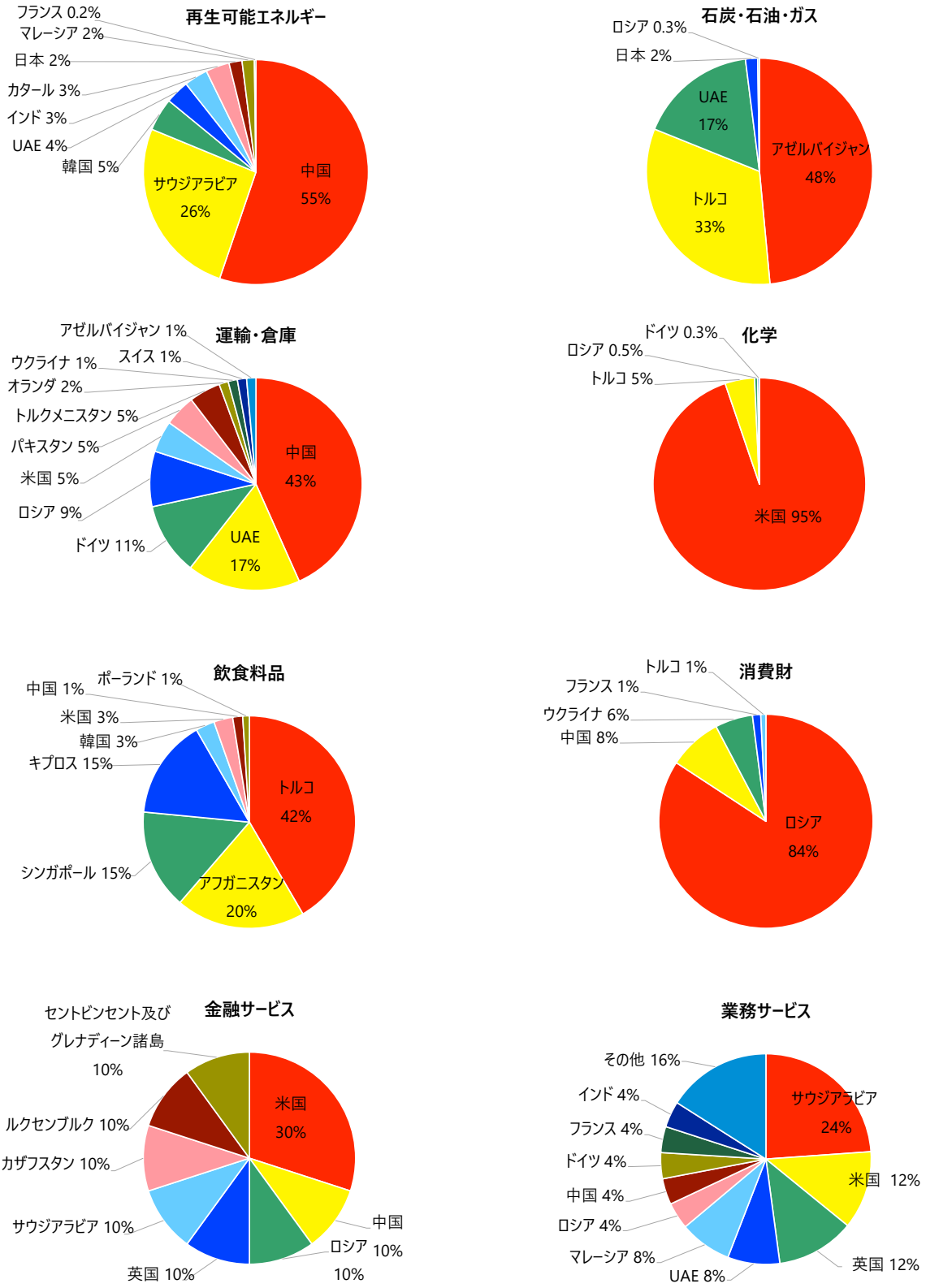

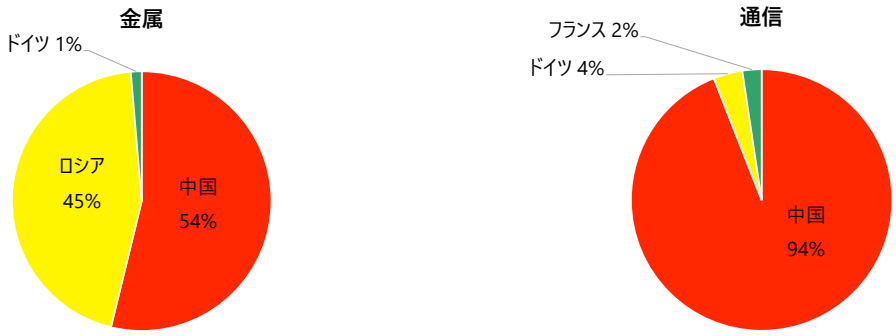

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 11 月時点までのデータである。業務サービスセクターにおいて、ポーランド、カザフスタン、イタリア、フィンランドはインドと同じ金額であったが、表記上その他に含む。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靭化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」から作成。

6. FTA 協定

2020 年以降の自由貿易協定等の状況を示したのが、第 1-3-4-17 表である[54]。カザフスタンは EAEU・セルビア自由貿易協定を 2021 年 7 月に発効している。これは、ロシア、ベラルーシ、カザフスタンがセルビアと締結している二国間 FTA を統合し、かつ他の EAEU 加盟国であるアルメニア、キルギスにも締結国を拡大するものである。ウズベキスタンは、トルコ・ウズベキスタン特恵貿易協定を 2023 年 7 月に発効している。ウズベキスタンからトルコには食品の品目で年間割当て枠内に限り関税を撤廃し、トルコからウズベキスタン向けには建設・電気設備関連の一部の品目で関税が半減する内容となっている。ジョージアは、2024 年 6 月にアラブ首長国連邦・ジョージア包括的経済連携協定（CEPA）を発効している。両国間の非石油部門の貿易額にして 90%以上が CEPA の枠組みで取り扱われ、そのうちの約 95%で関税が撤廃又は軽減されることになる。これにより、両国間の非石油部門における貿易総額を 5 年以内に 3 倍以上の 15 億ドルに増やす目標を掲げている。

[54] JETRO「世界の FTA データベース」、https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/ftalist/。

第 1-3-4-17 表 中央アジア・コーカサスの自由貿易協定等（2020 年～）

国	No	名称	形態	経緯
カザフスタン	1	EAEU・イラン自由貿易協定	自由貿易協定	○2018年5月署名 ○2019年10月発効 ○2021年11月恒久化に関する交渉を開始 ○2023年12月恒久的な協定に署名 ○2025年5月恒久的な協定発効
	2	カザフスタン・シンガポールサービス・投資協定	その他	○2023年5月署名 ○2025年3月発効
	3	EAEU・セルビア自由貿易協定	自由貿易協定	○2019年10月署名 ○2021年7月発効
ウズベキスタン	1	トルコ・ウズベキスタン特恵貿易協定	特恵貿易協定	○2022年3月署名 ○2023年7月発効
	2	パキスタン・ウズベキスタン特恵貿易協定	特恵貿易協定	○2021年7月交渉開始 ○2022年3月署名 ○2023年3月部分的合意に基づき発効
トルクメニスタン	－	なし		
アゼルバイジャン	1	パキスタン・アゼルバイジャン特恵貿易協定	特恵貿易協定	○2021年1月交渉開始 ○2023年6月交渉完了 ○2024年7月署名 ○2024年12月発効
	2	アゼルバイジャン・トルコ特恵関税協定	特恵貿易協定	○2020年2月署名 ○2021年3月発効
ジョージア	1	アラブ首長国連邦・ジョージア包括的経済連携協定	自由貿易協定	○2021年12月交渉開始で合意 ○2022年 9 月第1回交渉 ○2022年12月第2回交渉 ○2023年3月交渉終了 ○2023年10月署名 ○2024年6月発効
	2	英国・ジョージア戦略的パートナーシップ・協力協定	自由貿易協定	○2019年10月署名 ○2021年1月発効

備考：2026 年 4 月取得データ。
資料：JETRO「世界の FTA データベース」（2026 年 4 月時点）から作成。

第5節 中東

1. GDP の動向

第 1-3-5-1 図は中東地域の国々の実質 GDP 成長率を示している。個別に見ると、トルコや UAE はおおむね 3～5%程度の成長を記録している。その他の国は変動が見られ、イラクは 2024 年にマイナス成長となっている。イランは、2015 から 2019 年平均は 0.4%であったが、2023 年、2024 年はそれぞれ 4～5%程度であった。

第 1-3-5-2 図は IMF による実質 GDP の成長予測を示している。どの国も成長が予想されているが、特に UAE の成長率が高い。

第 1-3-5-3 図は一人当たり GDP について示している。この図によると、UAE が最も一人当たり GDP が高く、次いでサウジアラビアが高い。一人当たり GDP の伸びについては、UAE は 2000 年と比較して低下しているが、サウジアラビアやトルコなどは上昇傾向にある。

以上のことから、中東地域の国々の足下の状況については差があるものの、今後の見通しについてはおおむね各国が順調に成長することが予想されている。

第 1-3-5-1 図 中東の実質 GDP 成長率

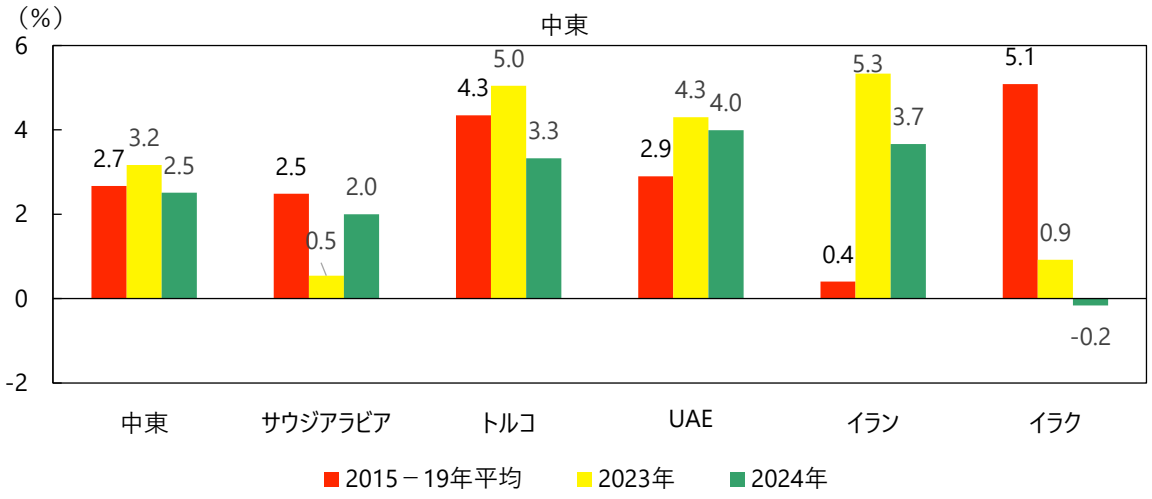

備考：「中東」については本章で定義した地域区分の国及び地域について IMF「WEO」の各国 GDP 成長率から GDP (PPP ベース)でウェイト付けした上で推計。IMF「WEO」（2025 年 10 月）のデータ制約により、UAE の実績は 2023 年までであり、2024 年は推計値。

資料：IMF「WEO」（2025 年 10 月）から作成。

第 1-3-5-2 図 中東の実質 GDP 予測

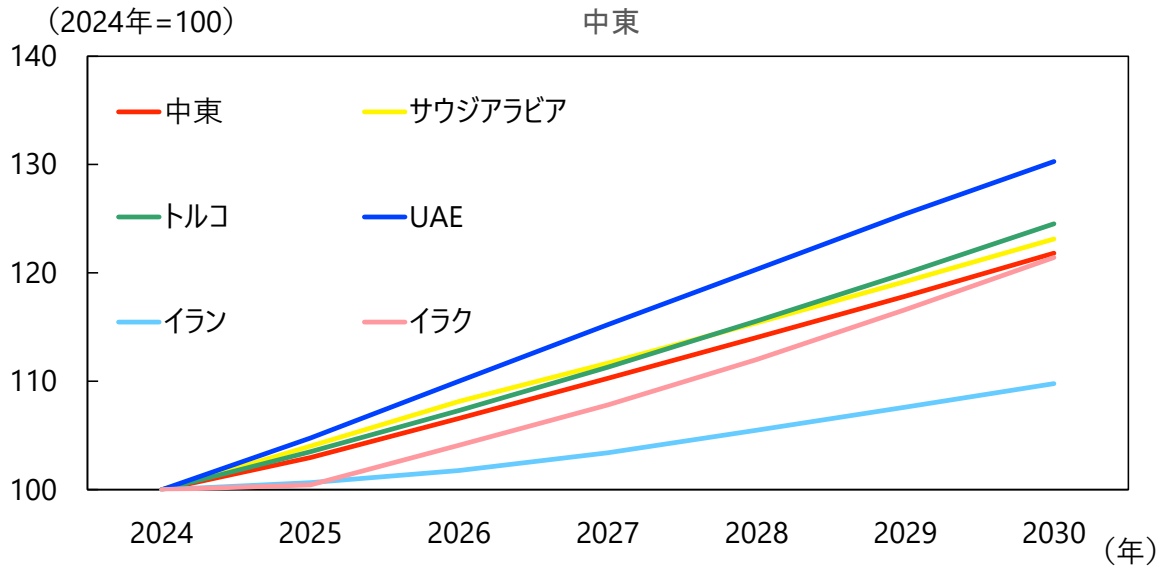

備考：「中東」については本章で定義した地域区分の国及び地域について IMF「WEO」（2025 年 10 月）の各国 GDP 成長率から GDP (PPP ベース)でウェイト付けした上で推計。
資料：IMF「WEO」（2025 年 10 月）から作成。

第 1-3-5-3 図 中東の一人当たり GDP

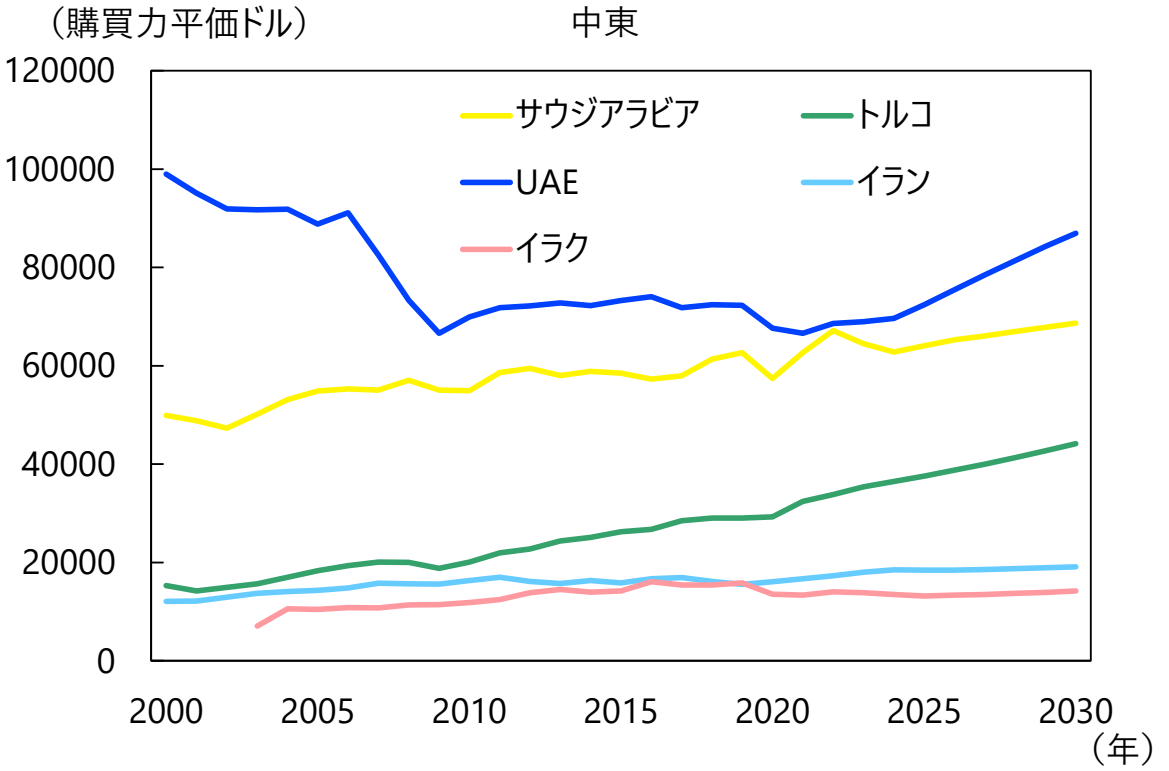

備考：IMF「WEO」（2025 年 10 月）のデータ制約により、UAE の実績は 2023 年までであり、2024 年以降は推計値。それ以外の国は 2024 年までが実績値であり、2025 年以降は予測値。イラクは 2002 年までデータなし。2026 年 1 月 29 日時点データ。
資料：IMF「WEO」（2025 年 10 月）から作成。

2. 人口の動向

第 1-3-5-4 図は中東の生産年齢人口を示している。中東全体の生産年齢人口については今後も増加傾向にあることが予測されているが、各国ごとの見通しについては差違がある。具体的には、トルコやイランは生産年齢人口が 2030 年から 2040 年頃をピークに増加し、その後減少していくことが予測されている。他方、イラクやサウジアラビア、UAE は増加傾向が見込まれている。合計特殊出生率の動向と見通しについては、上記の地域と同様に、いずれの国も低下傾向にある（第 1-3-5-5 図）。

第 1-3-5-4 図 中東の生産年齢人口

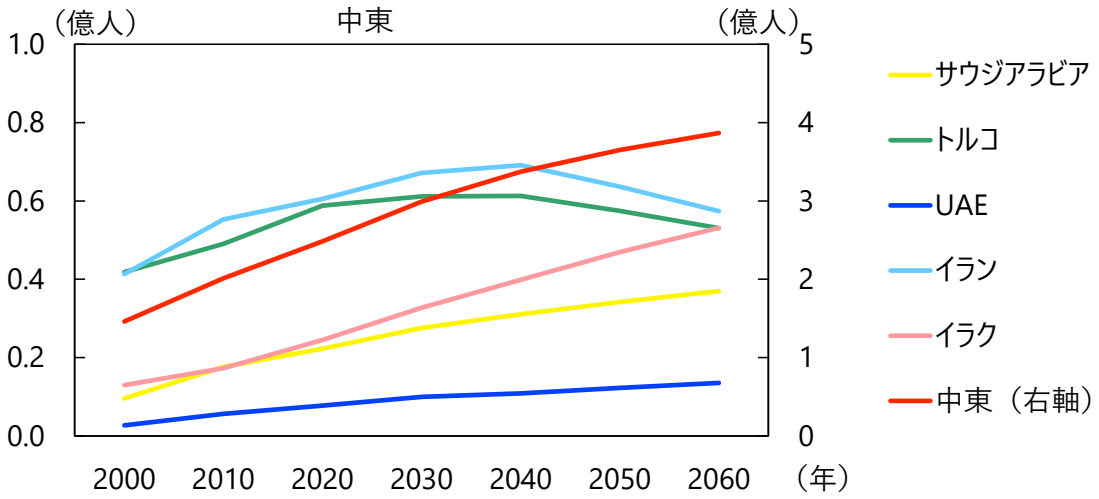

備考：「中東」については本章で定義した地域区分の国及び地域一覧を合算し推計。本データは中位推計。当該期間は予測期間を含む。
資料：国連「World Population Prospects 2024」から作成。

第 1-3-5-5 図 中東の合計特殊出生率

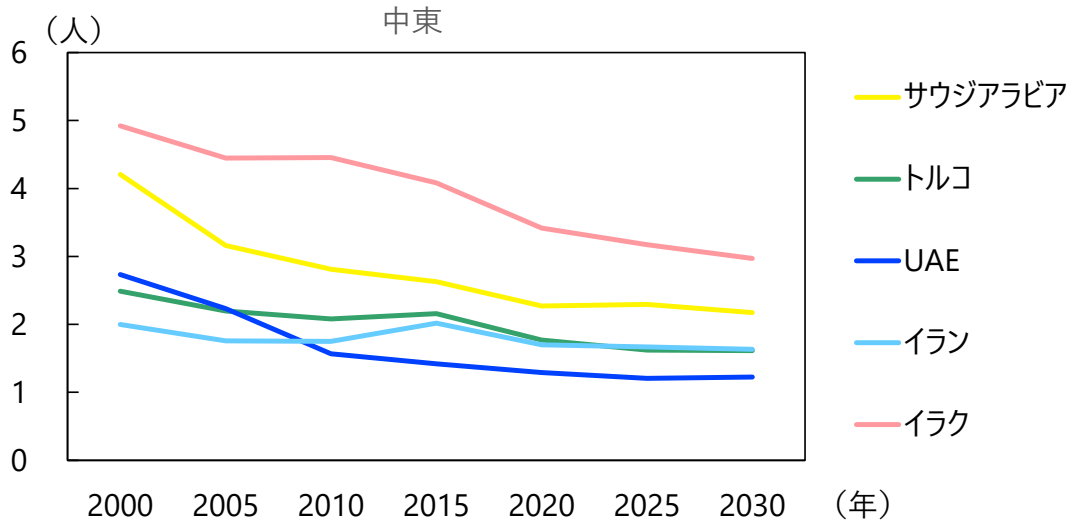

備考：本データは中位推計。当該期間は予測期間を含む。
資料：国連「World Population Prospects 2024」から作成。

3. 成長会計

第 1-3-5-6 図は各国の成長会計を示している。サウジアラビアやトルコ、UAE は資本の寄与が大きい。他方、イランは、2020 年代は生産性の向上の寄与が大きい。前項のとおり、人口の増加の伸びが顕著なイラクは、2020 年代は労働が寄与しており、生産性はマイナスに寄与している。

第 1-3-5-6 図 中東の成長会計

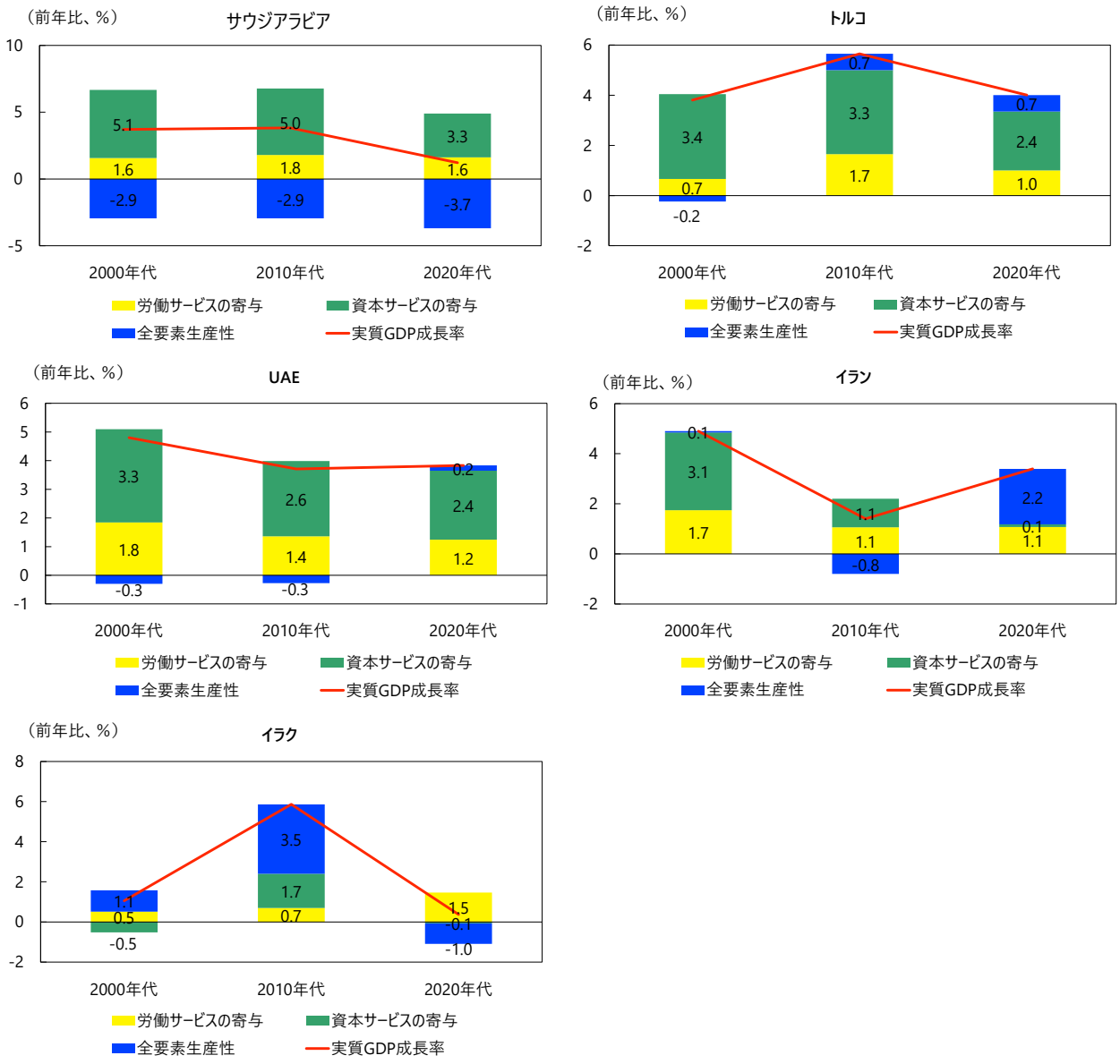

備考：2020 年代は 2023～2025 年のデータを指す。2020 年～2022 年はコロナの影響を踏まえ推計から除いている。
資料：コンファレンスボードから作成。

4. 資本形成

第 1-3-5-7 図は中東の総資本形成比率を示している。第 1-3-5-7 図によれば、イランの総資本形成比率は同地域内で突出して高く、45.1%を占めている。ただし、総資本形成比率のうち在庫変動の割合が高いことに留意が必要である。

第 1-3-5-8 図は対内 FDI の推移を示している。近年、UAE への対内 FDI が増加傾向にあることが分かる。また、2020 年代を見ると、サウジアラビアへの対内 FDI も他の国と比較して多い。

第 1-3-5-7 図 中東の総資本形成比率

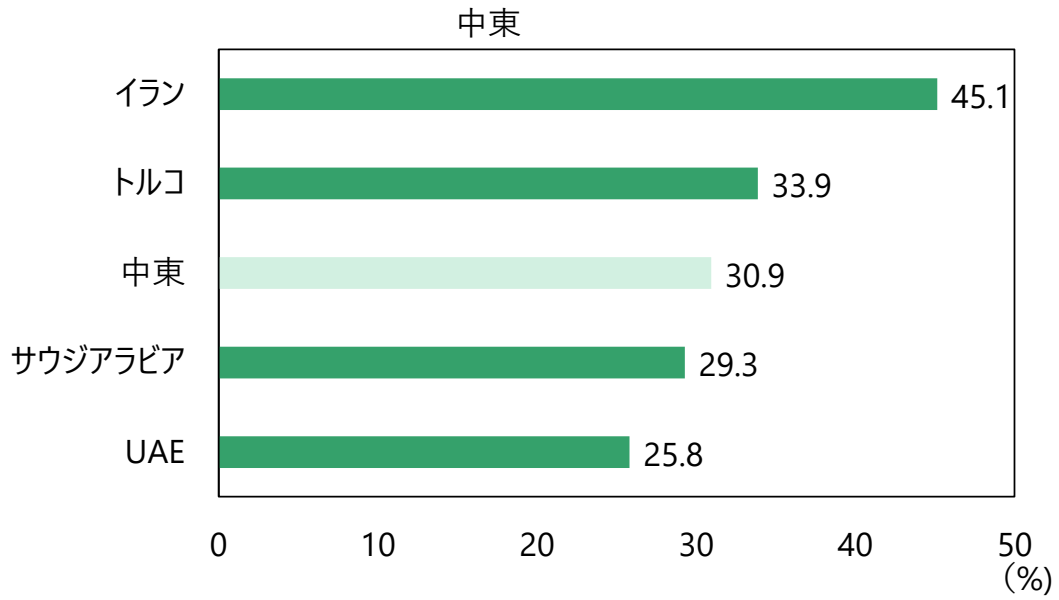

備考：「中東」については、IMF「WEO」（2025 年 10 月）の総資本形成比率から名目 GDP でウェイト付けした上で推計。2022-2025 年平均の値。IMF「WEO」（2025 年 10 月）のデータ制約により、UAE の実績は 2023 年までであり、2024 年以降は推計値。それ以外の国は 2024 年までが実績値であり、2025 年以降は予測値。イラクはデータ欠損。
資料：IMF「WEO」（2025 年 10 月）から作成。

第 1-3-5-8 図 中東の対内 FDI

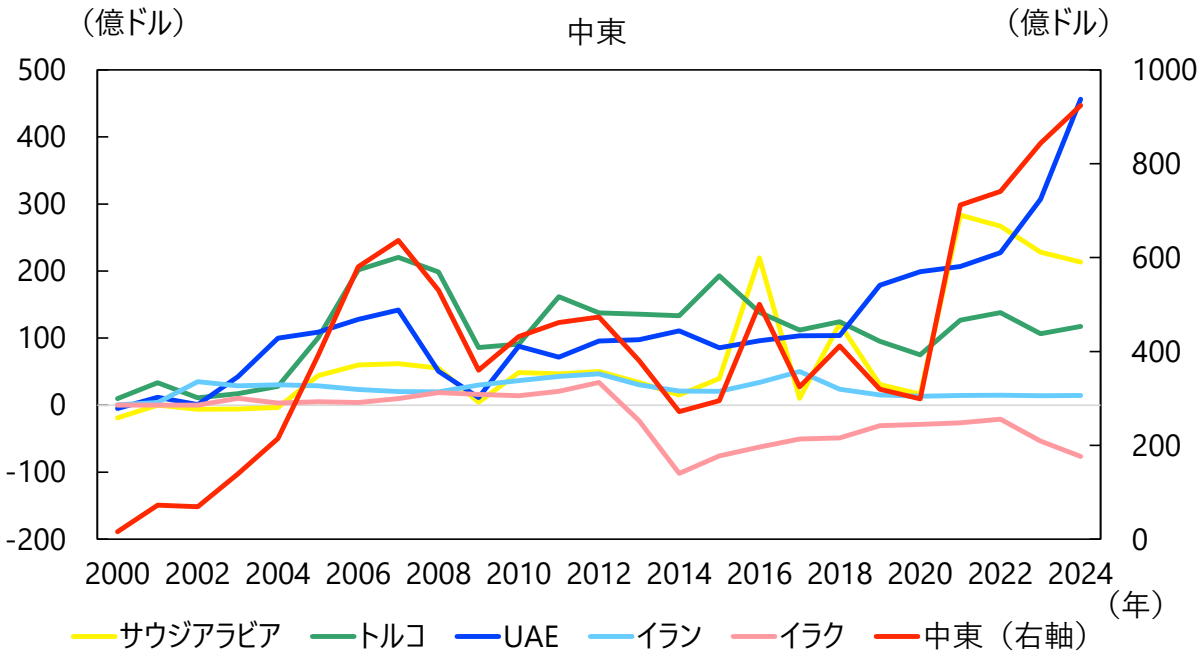

資料：世界銀行から作成。

5. グリーンフィールド FDI

本項では fDi Markets のデータを用いて、サウジアラビア、トルコ、UAE のグリーンフィールド FDI の状況について確認する。

(1) サウジアラビア

2023 年～2025 年平均でサウジアラビア向け FDI の上位 10 か国について見ると 1 位は中国、2 位は米国、3 位は UAE であった（第 1-3-5-9 図）。

第 1-3-5-9 図 サウジアラビアの対内 FDI 上位 10 か国

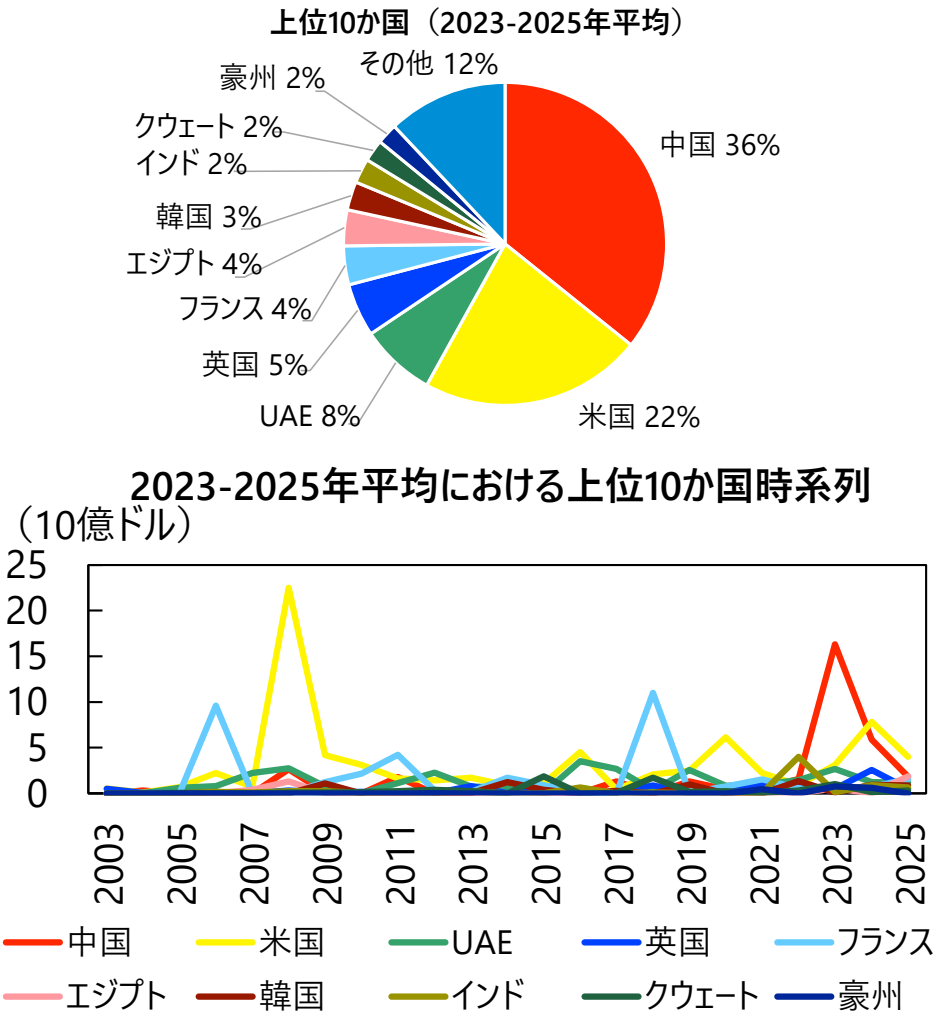

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月時点までのデータである。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靭化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

上記のサウジアラビア対内 FDI 上位 10 か国について、国別にセクター内訳を見ると（第 1-3-5-10 図）、中国は自動車、金属、再生可能エネルギー、米国は通信、ソフトウェア・IT サービス、不動産を中心に投資している。このように、首位である中国については製造業セクターが多数を占めるが、次点の米国はサービスセクターが多数を占めていることが特徴である。UAE は再生可能エネルギーや通信の割合が多い。

第 1-3-5-10 図 サウジアラビアの対内 FDI 上位 10 か国内訳

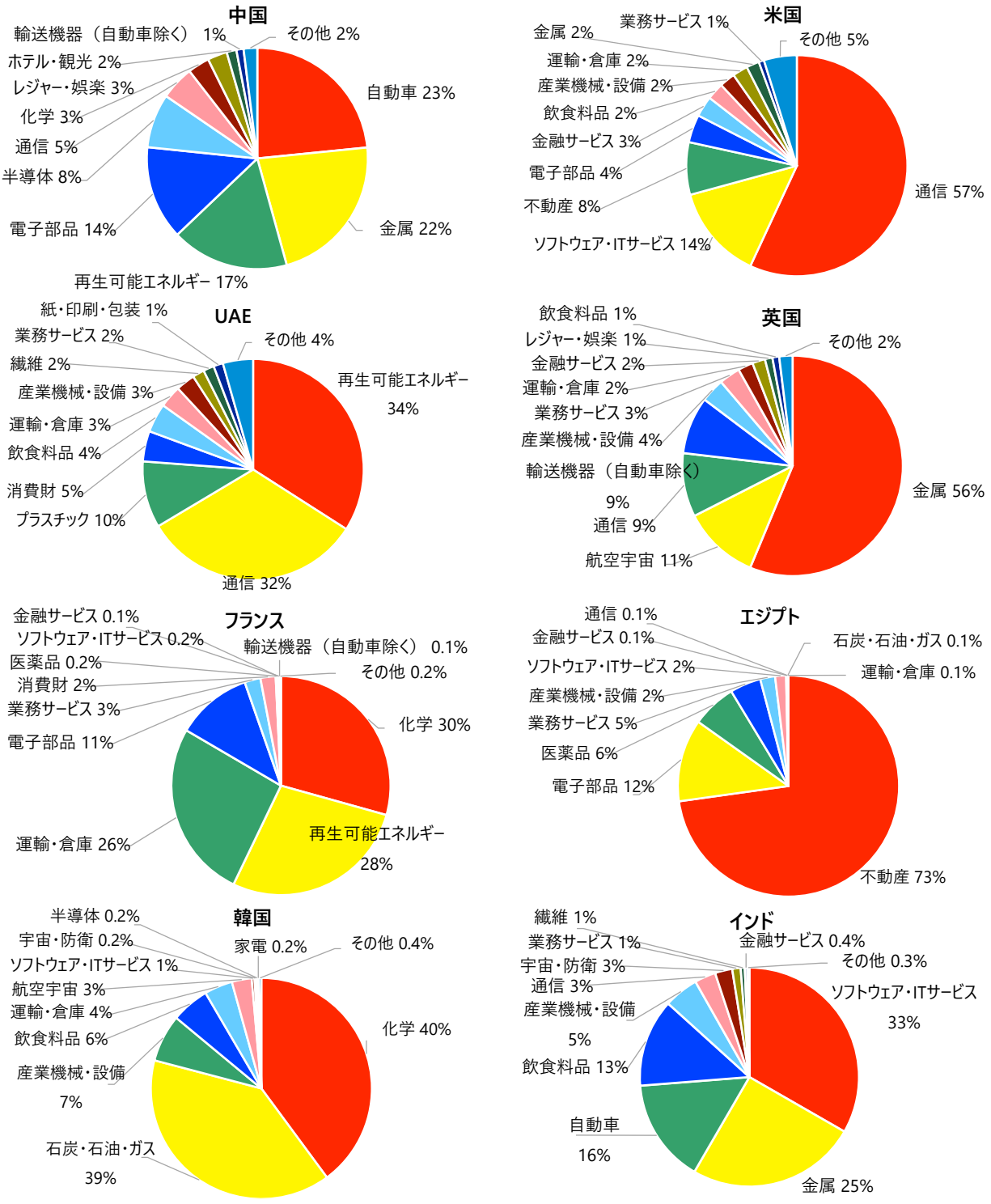

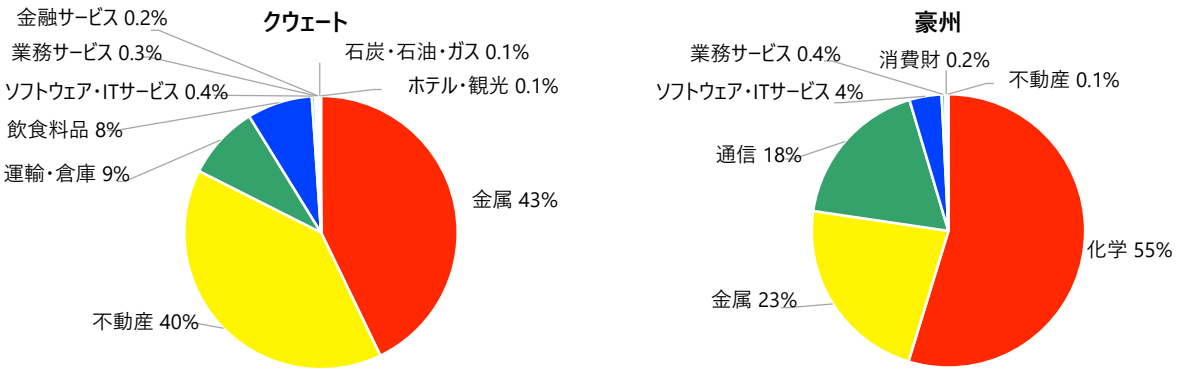

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月時点までのデータ。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靱化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

2023 年～2025 年平均でサウジアラビア向け FDI の上位 10 セクターについて見ると、1 位：通信、2 位：金属、3 位：再生可能エネルギーの順に多い（第 1-3-5-11 図）。2008 年の化学セクターの急増は米国の化学メーカーによるものである。

第 1-3-5-11 図　サウジアラビアの対内 FDI 上位 10 セクター

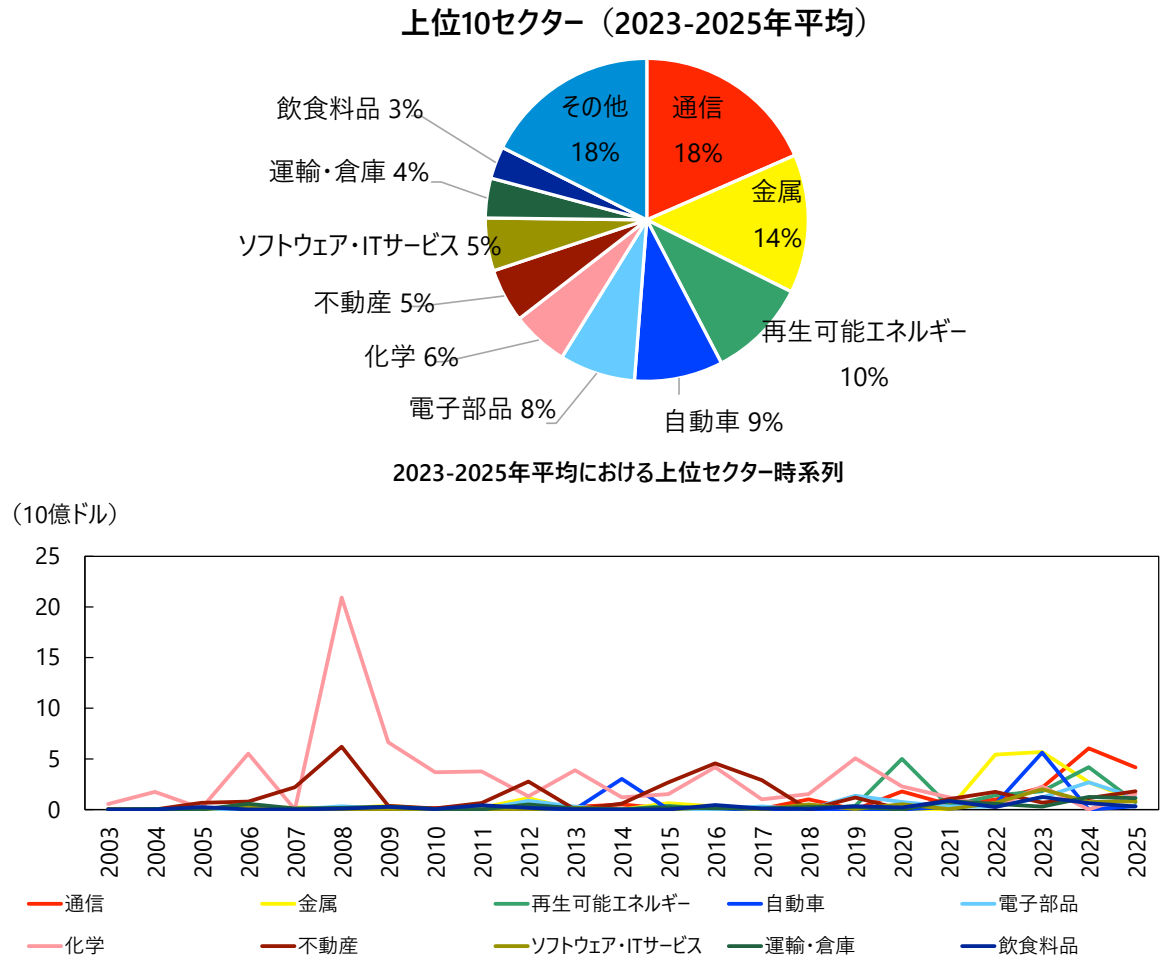

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月時点までのデータである。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靱化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

上記のサウジアラビア対内 FDI 上位 10 セクターについて、セクター別に投資国の内訳を見ると（第 1-3-5-12 図）、中国は、金属、再生可能エネルギー、自動車、電子部品セクターでのシェアが高い。他方、通信については、米国のシェアが高く約 7 割を占めている。

第 1-3-5-12 図 サウジアラビアの対内 FDI 上位 10 セクター内訳

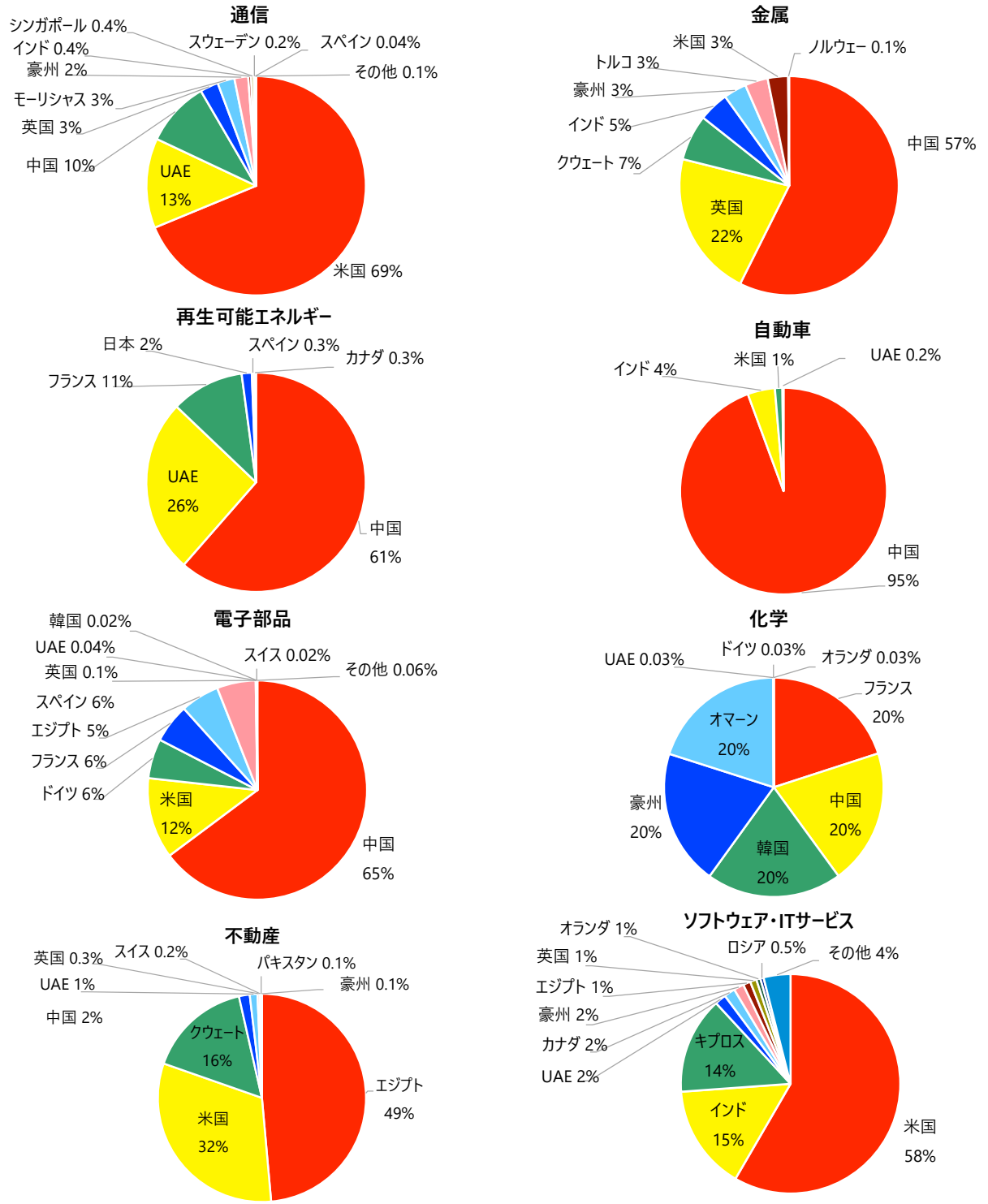

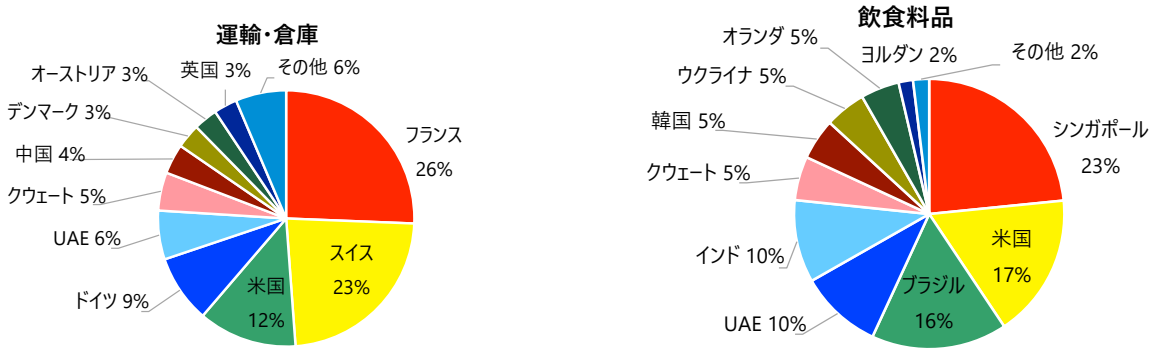

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月時点までのデータである。電子部品セクターにおいて、カタール、イタリア、クロアチアは韓国と同じ金額であったが、表記上その他に含む。また、運輸・倉庫セクターにおいても韓国は英国と同じ金額であったが、表記上その他に含む。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靱化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

(2) トルコ

2023 年～2025 年平均でトルコ向け FDI の上位 10 か国について見ると 1 位は中国、2 位は英国、3 位はオランダであった（第 1-3-5-13 図）。

第 1-3-5-13 図　トルコの対内 FDI 上位 10 か国

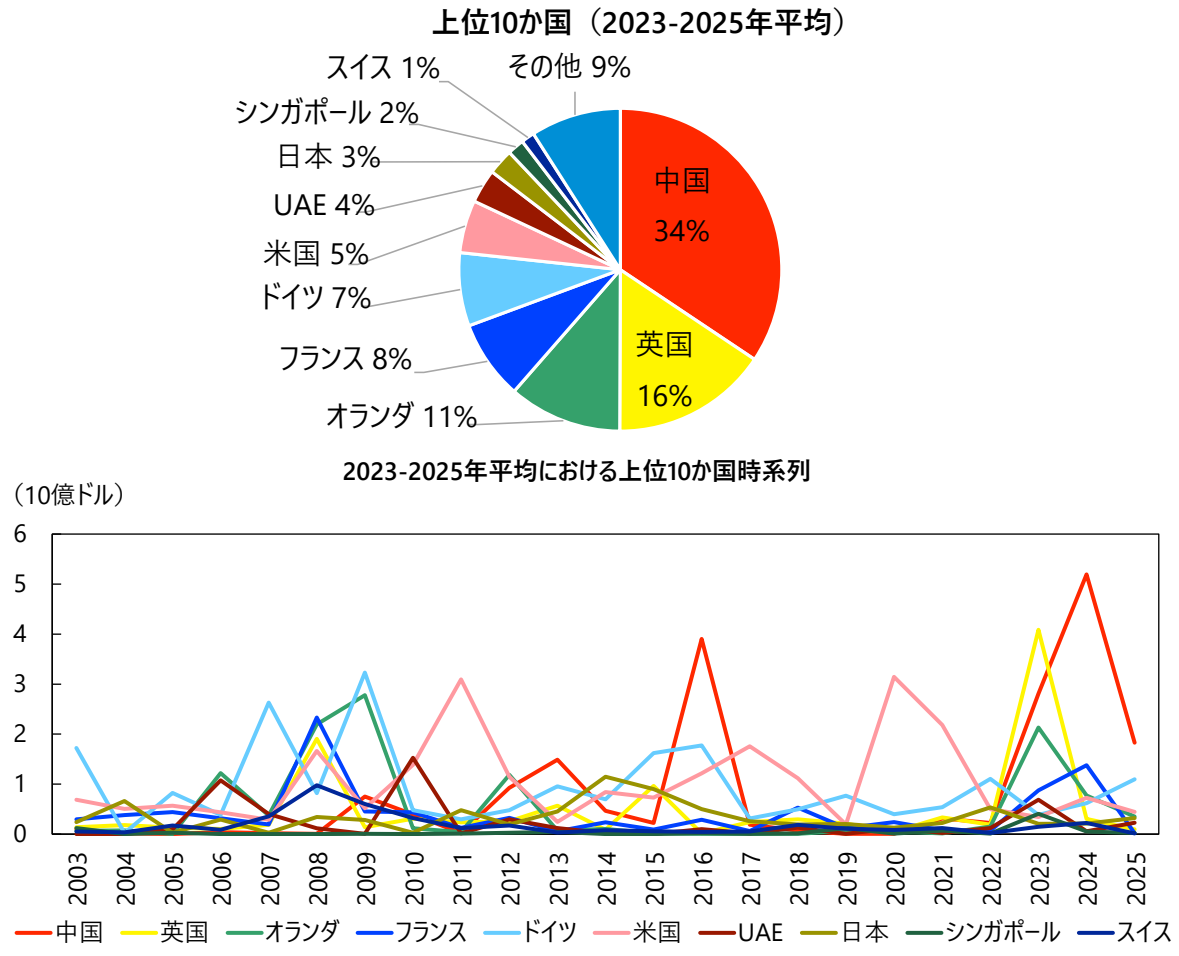

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月時点までのデータである。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靱化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

上記のトルコ対内 FDI 上位 10 か国について、国別にセクター内訳を見ると（第 1-3-5-14 図）、中国は電子部品、自動車、産業機械・設備と製造業セクターを中心に投資を行っていることが分かる。オランダは石炭・石油・ガス、ソフトウェア・IT サービス、再生可能エネルギーに投資をしている。英国は再生可能エネルギーの比率が大きく、約 9 割を占めている。

第 1-3-5-14 図 トルコの対内 FDI 上位 10 か国内訳

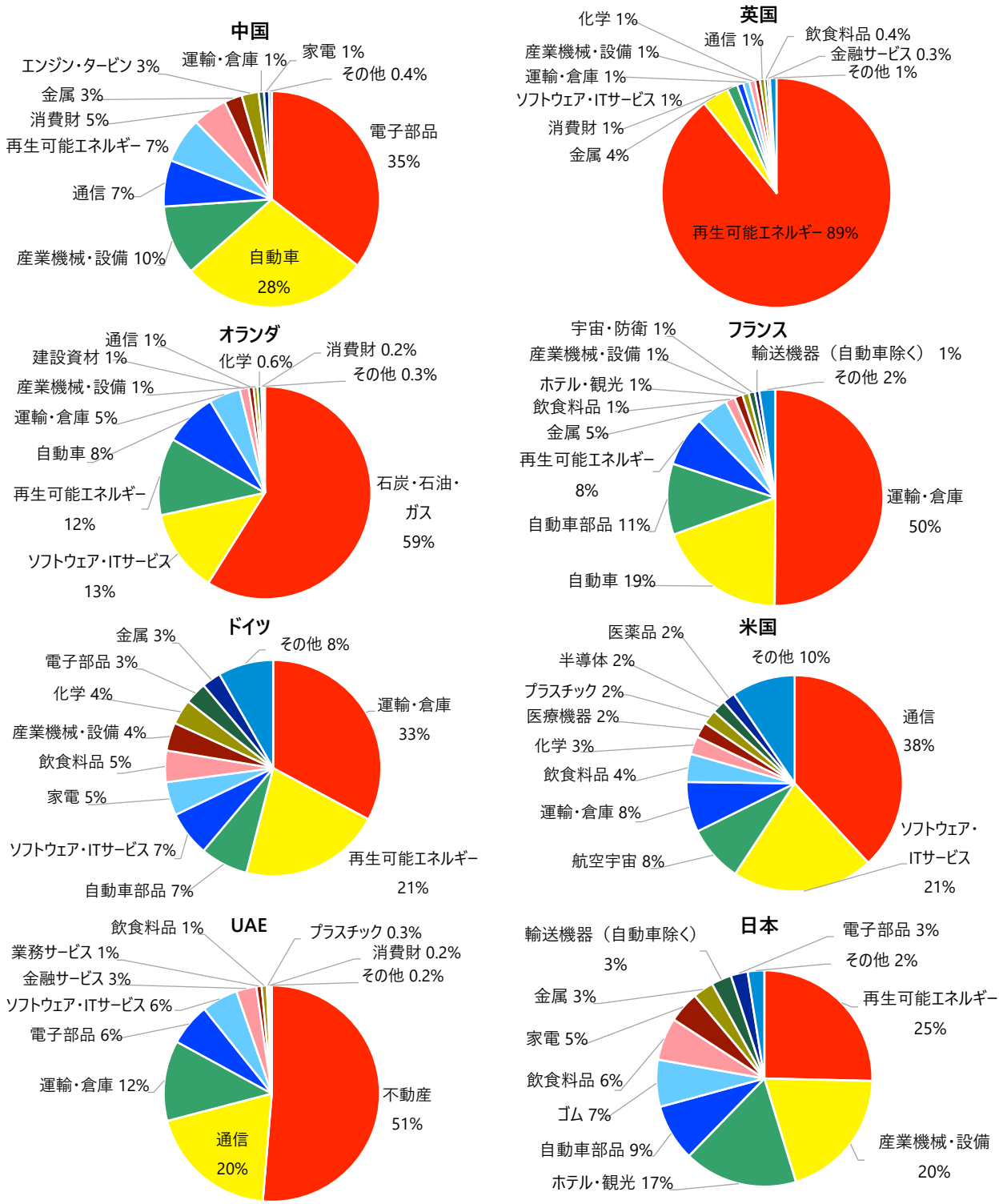

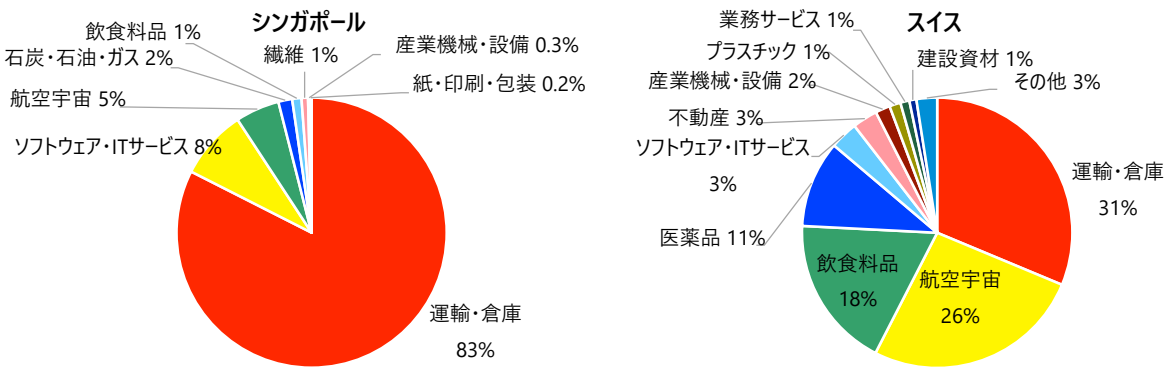

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月時点までのデータである。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靱化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

2023 年～2025 年平均でトルコ向け FDI の上位 10 セクターについて見ると、1 位は再生可能エネルギー、2 位は自動車、3 位は電子部品の順に多い（第 1-3-5-15 図）。

第 1-3-5-15 図　トルコの対内 FDI 上位 10 セクター

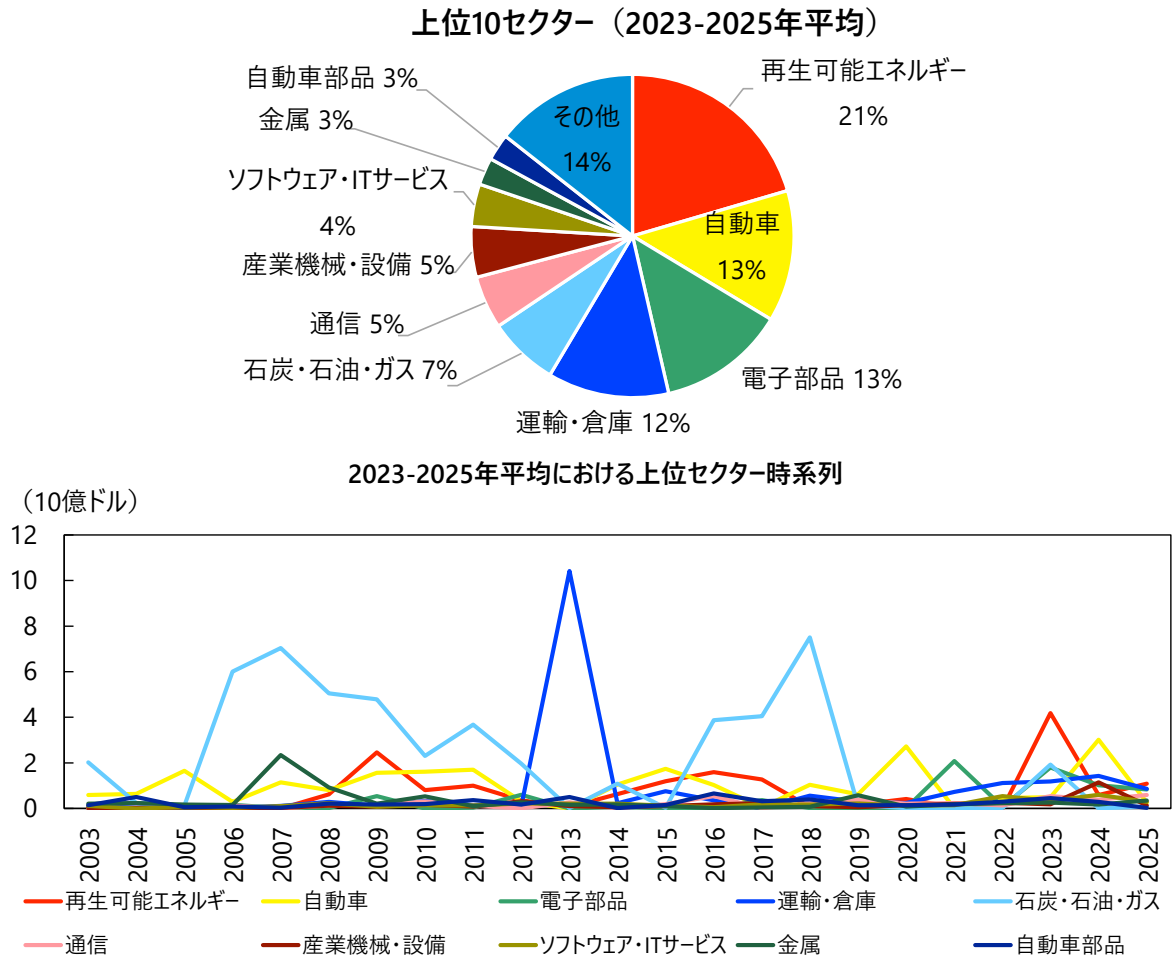

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月時点までのデータである。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靱化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

上記のトルコ対内 FDI 上位 10 セクターについて、セクター別に投資国の内訳を見ると（第 1-3-5-16 図）、自動車、電子部品、通信、産業機械・設備、金属と上位 10 セクター中

5 セクターにおいて、全体のうち最も大きい割合を中国が占めている。再生可能エネルギーでは英国、石炭・石油・ガス、ソフトウェア・IT サービスセクターではオランダが最も投資をしている。

第 1-3-5-16 図 トルコの対内 FDI 上位 10 セクター内訳

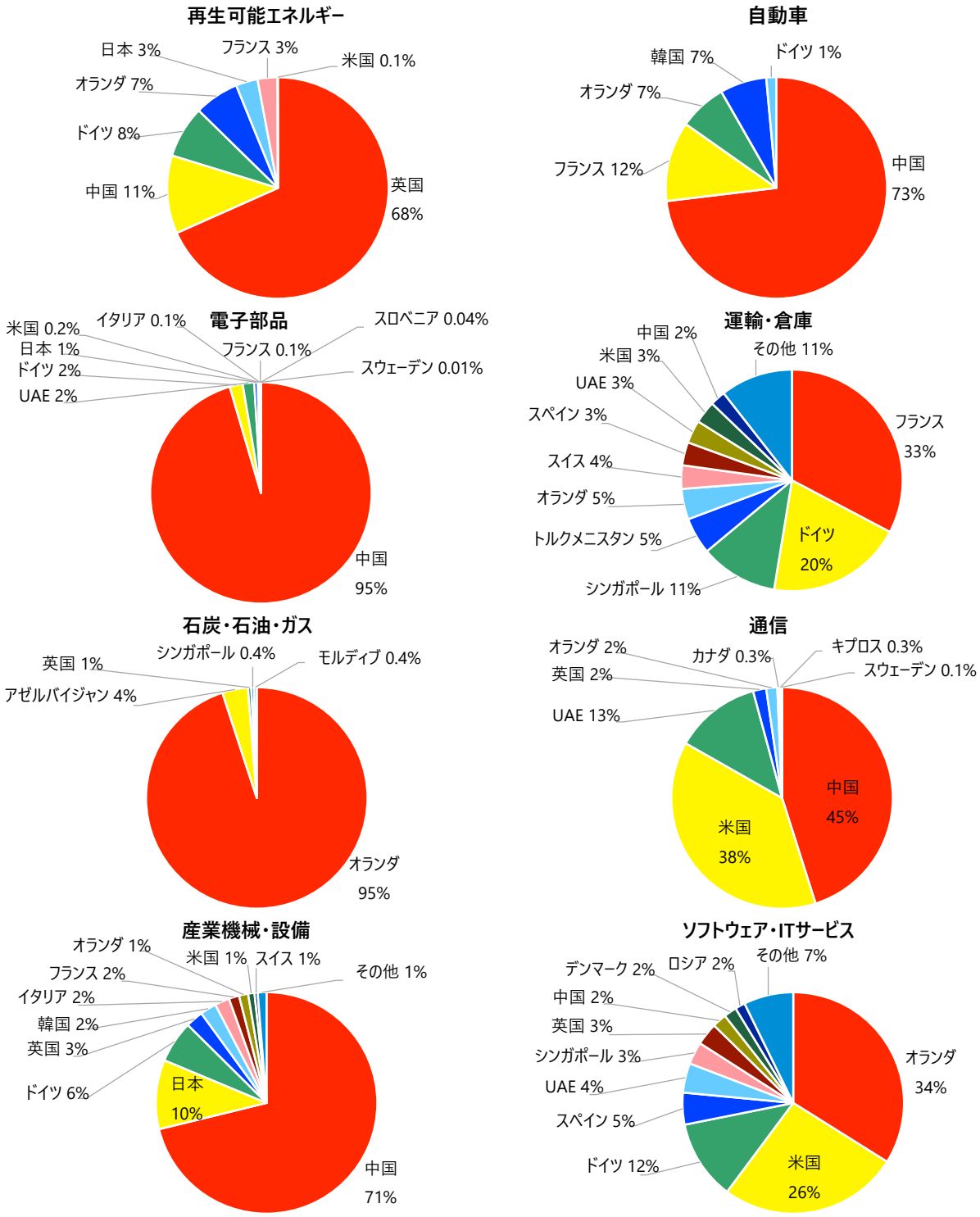

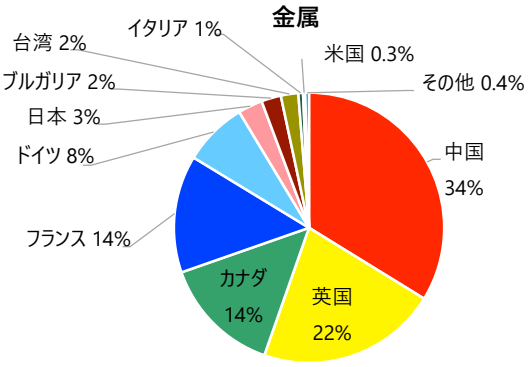

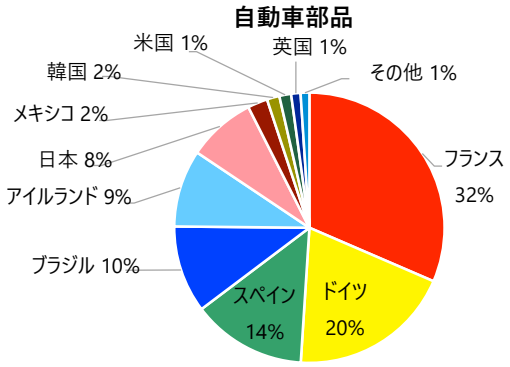

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月時点までのデータである。運輸・倉庫セクターにおいて、デンマークは中国と同じ金額であったが、表記上その他に含む。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靱化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

(3) UAE

2023 年～2025 年平均で UAE 向け FDI の上位 10 か国について見ると 1 位は米国、2 位はインド、3 位は英国である。米国は、2025 年に大手 IT 企業によるデータセンター投資が急増している（第 1-3-5-17 図）。

第 1-3-5-17 図　UAE の対内 FDI 上位 10 か国

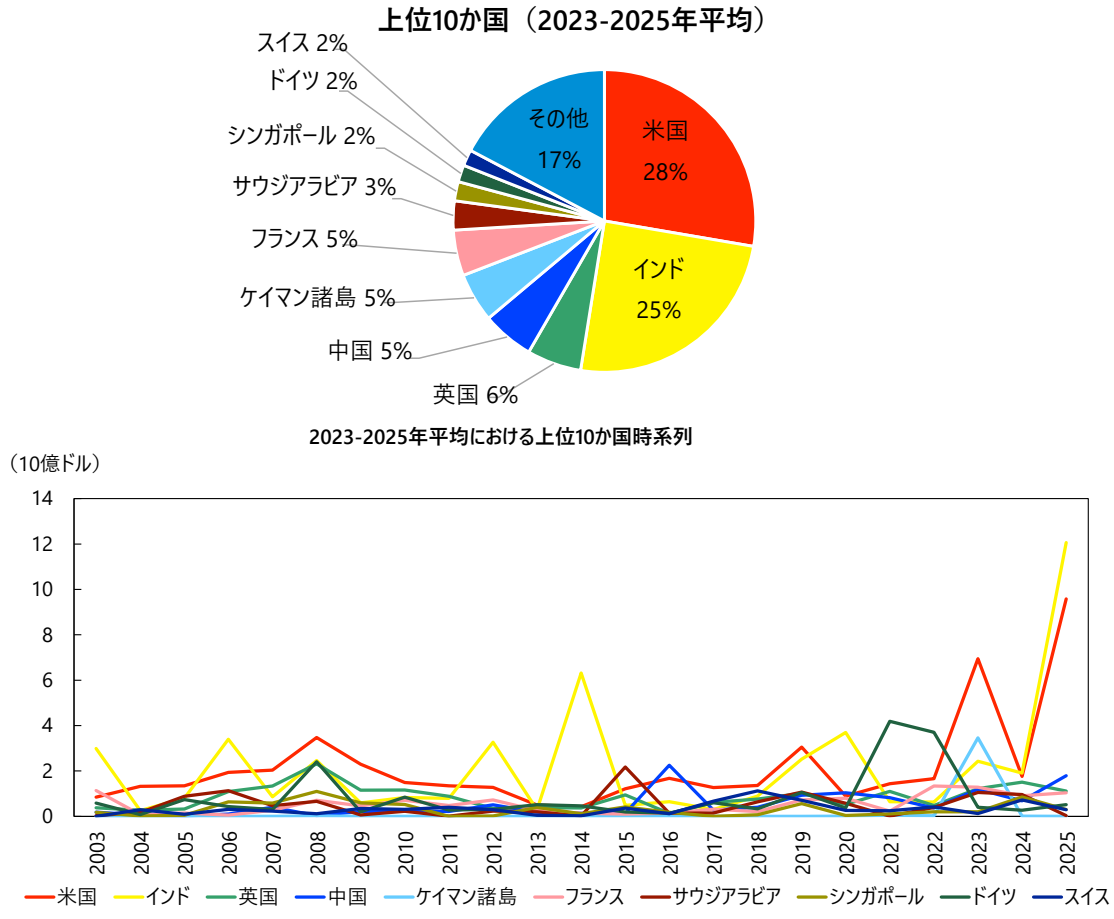

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月時点までのデータである。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靱化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

上記の UAE 対内 FDI 上位 10 か国について、国別にセクター内訳を見ると、米国は通信、インドは自動車がそれぞれ約半分以上を占めており、英国は各セクターに投資が分散されている（第 1-3-5-18 図）。

第 1-3-5-18 図 UAE の対内 FDI 上位 10 か国内訳

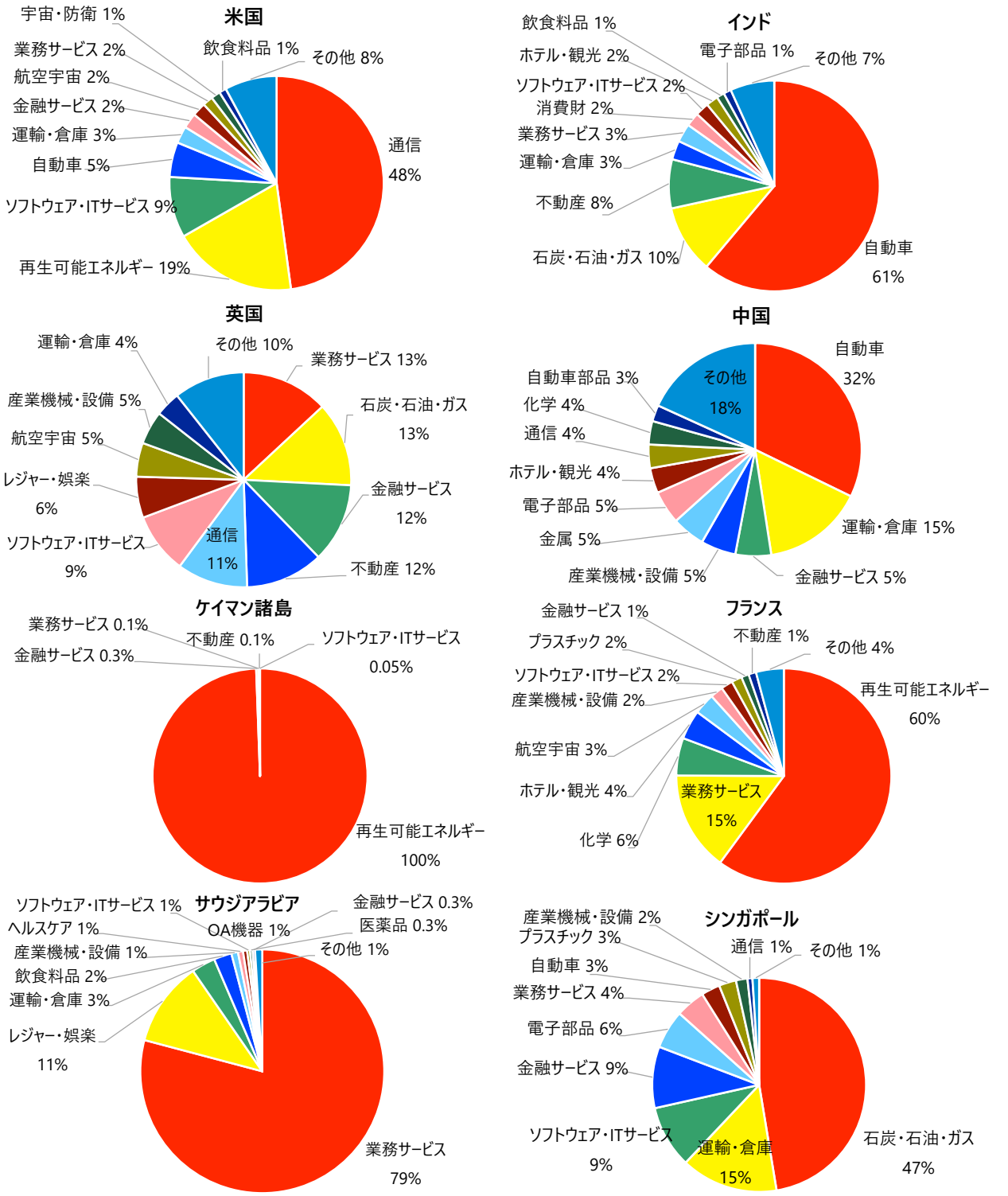

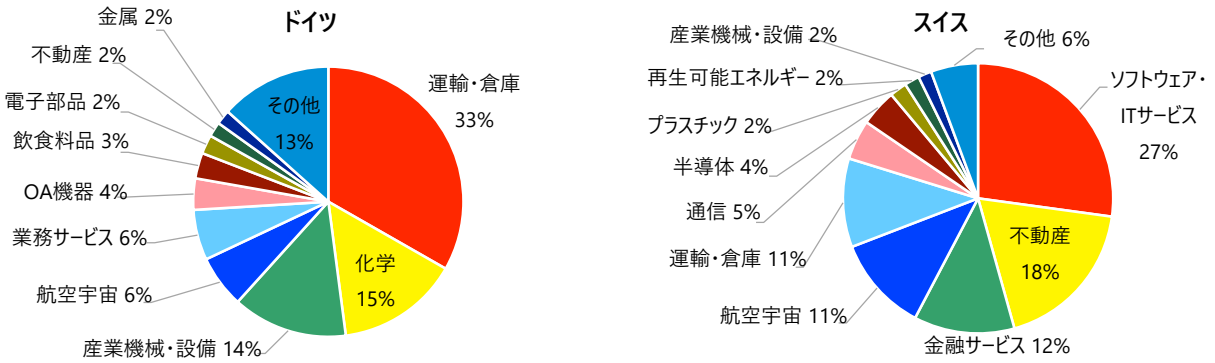

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月時点までのデータである。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靱化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

2023 年～2025 年平均で UAE 向け FDI の上位 10 セクターについて見ると、1 位は自動車、2 位は通信、3 位は再生可能エネルギーとなっている。再生可能エネルギーは 2019 年頃から継続的に投資がなされている（第 1-3-5-19 図）。

第 1-3-5-19 図　UAE の対内 FDI 上位 10 セクター

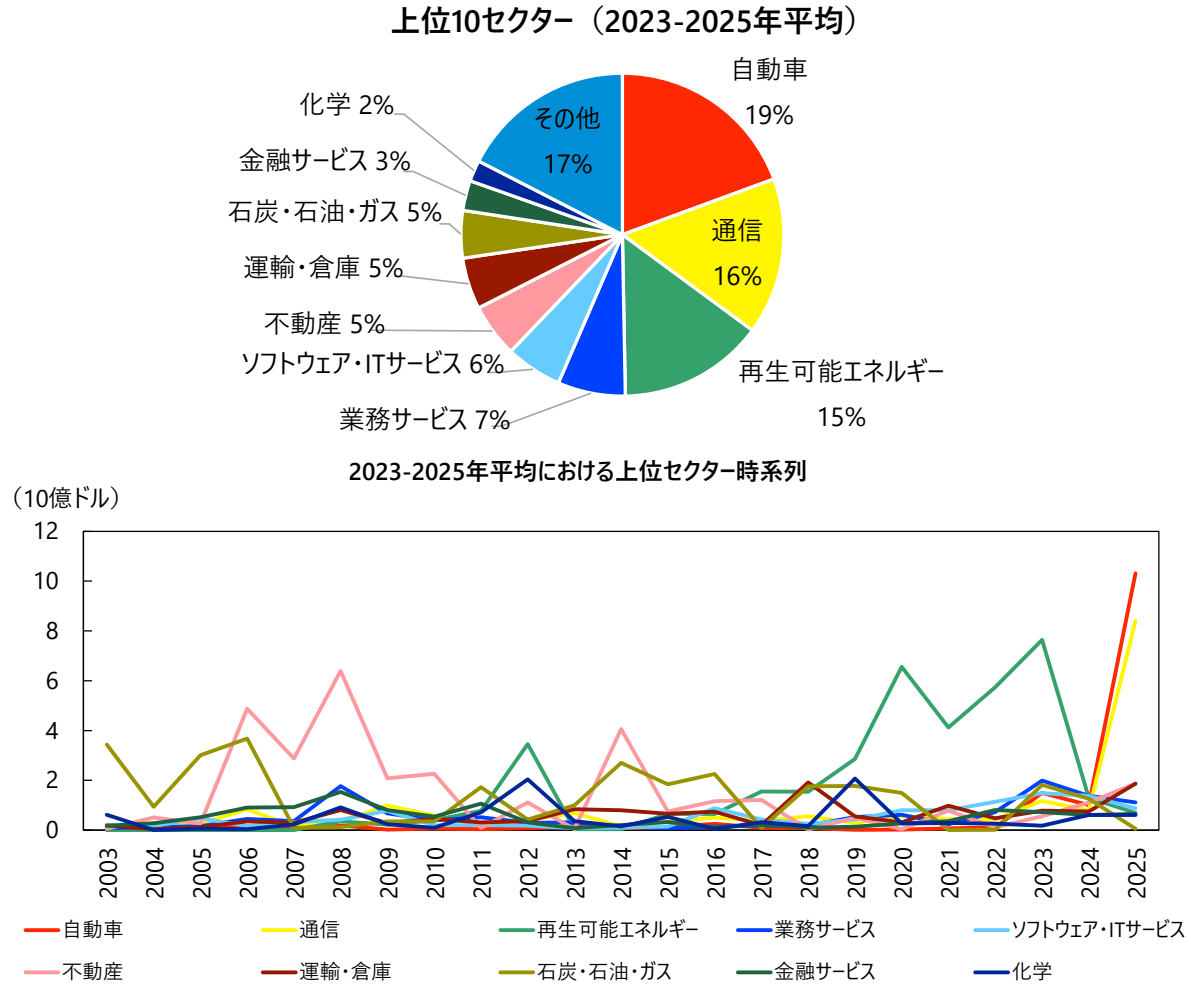

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月時点までのデータである。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靱化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

上記の UAE 対内 FDI 上位 10 セクターについて、セクター別に投資国の内訳を見ると（第 1-3-5-20 図）、自動車ではインド、通信では米国がそれぞれ 80%近くを占めている。また、再生可能エネルギー、ソフトウェア・IT サービスでも米国のシェアが最も高い。不動産や石炭・石油・ガスではインドのシェアが最も高い。

第 1-3-5-20 図 UAE の対内 FDI 上位 10 セクター内訳

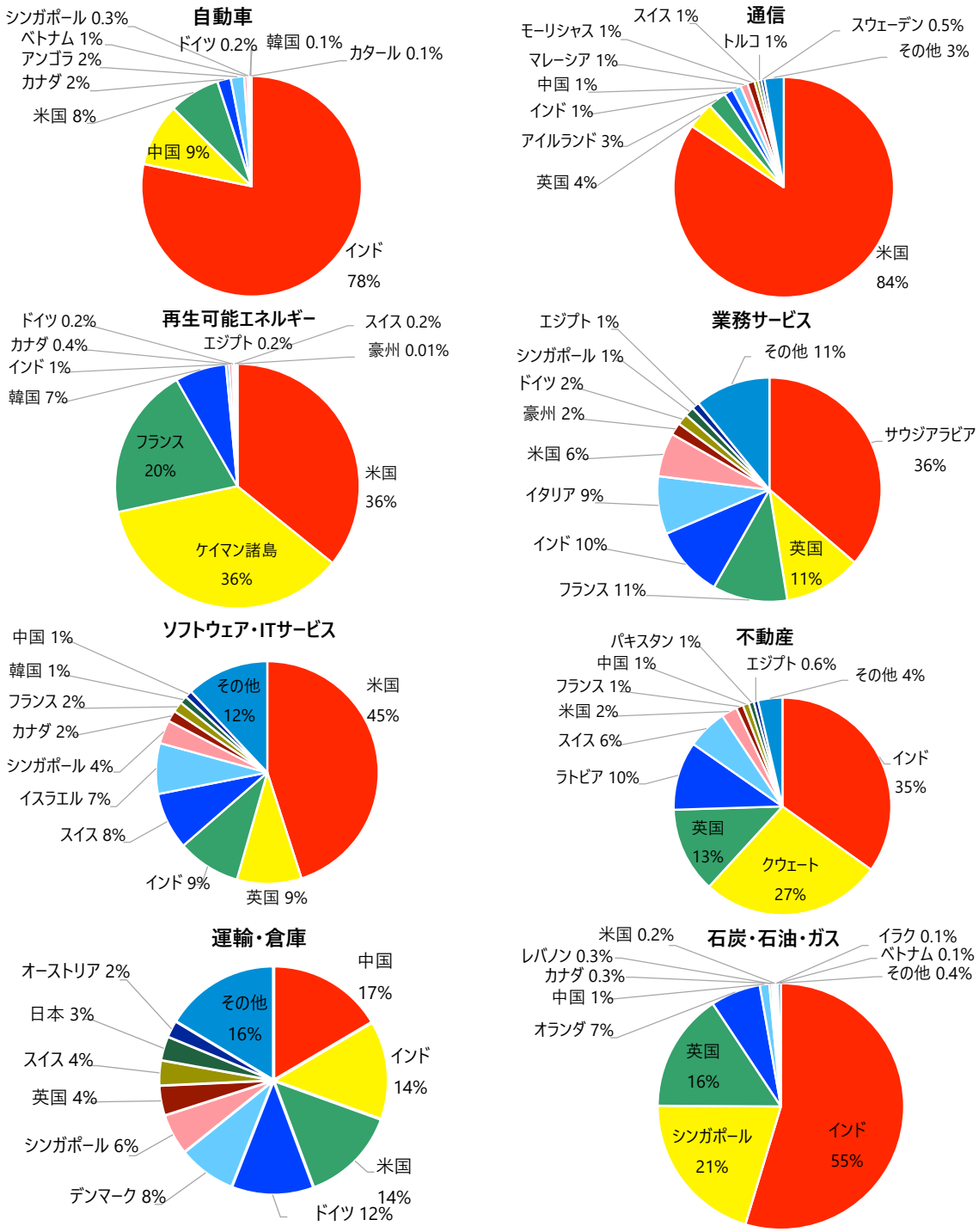

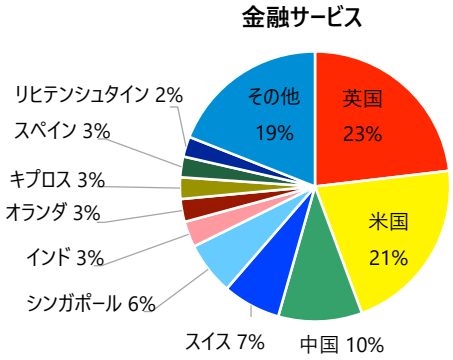

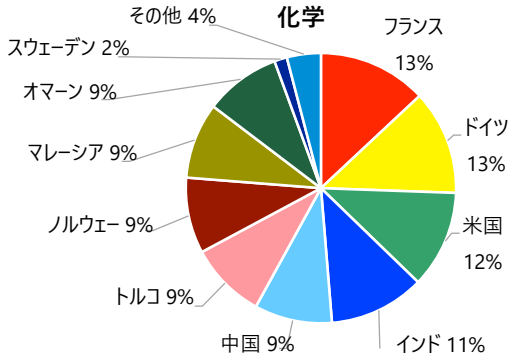

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月時点までのデータである。通信セクターにおいて、フィンランドはスウェーデンと同じ金額であったが、表記上その他に含む。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靱化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

6. FTA 協定

2020 年以降の自由貿易協定等の状況を示したのが第 1-3-5-21 表である[55]。中東では UAE が他の主要国に比して協定数が突出して多い。UAE について、最近の発効済協定を見ると、既に各節で紹介している協定を除くと、カンボジアとアラブ首長国連邦・カンボジア包括的経済連携協定を 2024 年 1 月に結んでいる。本協定により、関税の撤廃、非関税貿易障壁の削減、サービス・財の貿易及び投資の促進が期待される。カンボジアは穀物、果物、肉、加工食品、アパレル、履物、革製品など、UAE は機械、石油・潤滑油、自動車・自動車部品などの輸出増加が見込まれる。トルコは 2023 年 9 月にアラブ首長国連邦・トルコ包括的経済連携協定を発効している。これにより、トルコ・UAE 間における非石油貿易は 2023 年時点の 189 億ドルから 5 年後には約 2.1 倍の 400 億ドルに達すると見られる。

第 1-3-5-21 表 中東の自由貿易協定等（2020 年～）

国	No	名称	形態	経緯
サウジアラビア	1	GCC・ニュージーランド自由貿易協定	自由貿易協定	○2007年7月交渉開始 ○2009年10月交渉妥結、仮署名 ○2022年3月交渉再開 ○2024年10月交渉終了
	2	GCC・パキスタン自由貿易協定	自由貿易協定	○2006年交渉開始 ○2008年9月第2回交渉 ○2022年6月第3回交渉 ○2023年9月署名
	3	イスラム諸国会議機構特恵貿易制度(TPS-OIC)	特恵貿易協定	○2002年枠組み協定合意 ○2010年2月枠組み協定発効 ○2022年7月発効
トルコ	1	トルコ・カタール貿易経済連携協定	自由貿易協定	○2018年11月署名 ○2025年8月発効
	2	トルコ・ウクライナ自由貿易協定	自由貿易協定	○2006年交渉開始 ○2022年2月署名 ○2024年8月トルコ批准
	3	アラブ首長国連邦・トルコ包括的経済連携協定	自由貿易協定	○2023年3月署名 ○2023年9月発効
	4	トルコ・ウズベキスタン特恵貿易協定	特恵貿易協定	○2022年3月署名 ○2023年7月発効
	5	パキスタン・トルコ特恵貿易協定	特恵貿易協定	○2022年8月署名 ○2023年5月発効
	6	イスラム諸国会議機構特恵貿易制度(TPS-OIC)	特恵貿易協定	○2002年枠組み協定合意 ○2010年2月枠組み協定発効 ○2022年7月発効
	7	アゼルバイジャン・トルコ特恵関税協定	特恵貿易協定	○2020年2月署名 ○2021年3月発効
	8	英国・トルコ自由貿易協定	自由貿易協定	○2020年12月署名 ○2021年1月発効
	9	トルコ・ベネズエラ自由貿易協定	自由貿易協定	○2018年5月署名 ○2020年8月発効

[55] JETRO、世界の FTA データベース、https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/ftalist/

国	No	名称	形態	経緯
アラブ首長国連邦	1	アラブ首長国連邦・豪州包括的経済連携協定	自由貿易協定	○2023年12月交渉開始 ○2024年11月署名 ○2025年10月発効
	2	マレーシア・アラブ首長国連邦包括的経済連携協定	自由貿易協定	○2023年5月交渉開始を決定 ○2025年1月署名 ○2025年10月発効
	3	アラブ首長国連邦・ニュージーランド包括的経済連携協定	自由貿易協定	○2024年5月交渉開始 ○2024年9月交渉妥結 ○2025年1月署名 ○2025年8月発効
	4	アラブ首長国連邦・アンゴラ包括的経済連携協定	自由貿易協定	○2025年8月署名
	5	アラブ首長国連邦・セルビア包括的経済連携協定	自由貿易協定	○2023年9月交渉開始 ○2024年10月署名 ○2025年6月発効
	6	アラブ首長国連邦・ヨルダン包括的経済連携協定	自由貿易協定	○2024年10月署名 ○2025年5月発効
	7	コスタリカ・アラブ首長国連邦包括的経済連携協定	自由貿易協定	○2023年7月交渉開始 ○2024年4月署名 ○2025年4月発効
	8	アラブ首長国連邦・モーリシャス包括的経済連携協定	自由貿易協定	○2023年8月交渉開始 ○2024年7月署名 ○2025年4月発効
	9	アラブ首長国連邦・コンゴ共和国包括的経済連携協定	自由貿易協定	○2023年12月交渉妥結 ○2025年4月署名
	10	アラブ首長国連邦・中央アフリカ共和国包括的経済連携協定	自由貿易協定	○2025年3月署名
	11	アラブ首長国連邦・ウクライナ包括的経済連携協定	自由貿易協定	○2022年12月交渉開始 ○2024年4月交渉妥結 ○2025年2月署名
	12	アラブ首長国連邦・ケニア包括的経済連携協定	自由貿易協定	○2024年2月交渉妥結 ○2025年1月署名
	13	アラブ首長国連邦・ベトナム包括的経済連携協定	自由貿易協定	○2023年4月交渉開始 ○2024年10月署名
	14	GCC・ニュージーランド自由貿易協定	自由貿易協定	○2007年7月交渉開始 ○2009年10月交渉妥結、仮署名 ○2022年3月交渉再開 ○2024年10月交渉終了
	15	チリ・アラブ首長国連邦包括的経済連携協定	自由貿易協定	○2022年2月交渉開始 ○2024年7月署名 ○2025年11月発効
	16	アラブ首長国連邦・ジョージア包括的経済連携協定	自由貿易協定	○2021年12月交渉開始で合意 ○2022年9月第1回交渉 ○2022年12月第2回交渉 ○2023年3月交渉終了 ○2023年10月署名 ○2024年6月発効
	17	アラブ首長国連邦・韓国包括的経済連携協定	自由貿易協定	○2023年9月交渉開始 ○2023年10月妥結 ○2024年5月署名
	18	コロンビア・アラブ首長国連邦包括的経済連携協定	自由貿易協定	○2022年3月交渉開始 ○2024年4月署名
	19	アラブ首長国連邦・カンボジア包括的経済連携協定	自由貿易協定	○2023年4月交渉終了、6月署名 ○2024年1月発効
	20	アラブ首長国連邦・インドネシア包括的経済連携協定	自由貿易協定	○2021年9月交渉開始 ○2022年7月署名 ○2023年9月発効
	21	アラブ首長国連邦・トルコ包括的経済連携協定	自由貿易協定	○2023年3月署名 ○2023年9月発効
	22	GCC・パキスタン自由貿易協定	自由貿易協定	○2006年交渉開始 ○2008年9月第2回交渉 ○2022年6月第3回交渉 ○2023年9月署名
	23	アラブ首長国連邦・イスラエル包括的経済連携協定	自由貿易協定	○2021年6月交渉開始 ○2022年4月交渉合意 ○2022年5月署名 ○2023年4月発効
	24	イスラム諸国会議機構特恵貿易制度(TPS-OIC)	特恵貿易協定	○2002年枠組み協定合意 ○2010年2月枠組み協定発効 ○2022年7月発効
	25	アラブ首長国連邦・インド包括的経済連携協定	自由貿易協定	○2021年9月交渉開始 ○2022年2月署名 ○2022年5月発効
イラン	1	EAEU・イラン自由貿易協定	自由貿易協定	○2018年5月署名 ○2019年10月発効 ○2021年11月恒久化に関する交渉を開始 ○2023年12月恒久的な協定に署名 ○2025年5月恒久的な協定発効
	2	イスラム諸国会議機構特恵貿易制度(TPS-OIC)	特恵貿易協定	○2002年枠組み協定合意 ○2010年2月枠組み協定発効 ○2022年7月発効
イラク	－	なし		

備考：2026 年 4 月取得データ。
資料：JETRO「世界の FTA データベース」（2026 年 4 月時点）から作成。

第6節 アフリカ

1. GDP の動向

第 1-3-6-1 図はアフリカの実質 GDP 成長率を示している。アフリカの中で規模の大きい主要国の間でも、成長の様相が異なることが分かる。例えば、ナイジェリアは 2015 年から 2019 年までの平均は 1.2%であったが、2023 年と 2024 年は約 3～4%程度と成長が加速している。一方、エジプトは 2015 年から 2019 年まで平均 4.8%あった成長率は、2023 年と 2024 年は 2~4%程度と減速している。また、南アフリカは 0.5～1%程度の低い成長にとどまっている。

今後の経済成長については、第 1-3-6-2 図が IMF によるアフリカの実質 GDP の成長予測を示している。いずれの国も経済成長が予測されているが、南アフリカが比較的低い伸びにとどまるのに対して、エジプトの高成長が見込まれるなど、相違が見られる。

第 1-3-6-3 図は一人当たり GDP の推移を示している。エジプトは 2015 年頃までアルジェリアや南アフリカと同水準であったが、2016 年頃からこれらを引き離す形で上昇している。ナイジェリア、モロッコは、これら 3 か国より低い水準であるものの、緩やかに上昇している。

第 1-3-6-1 図 アフリカの実質 GDP 成長率

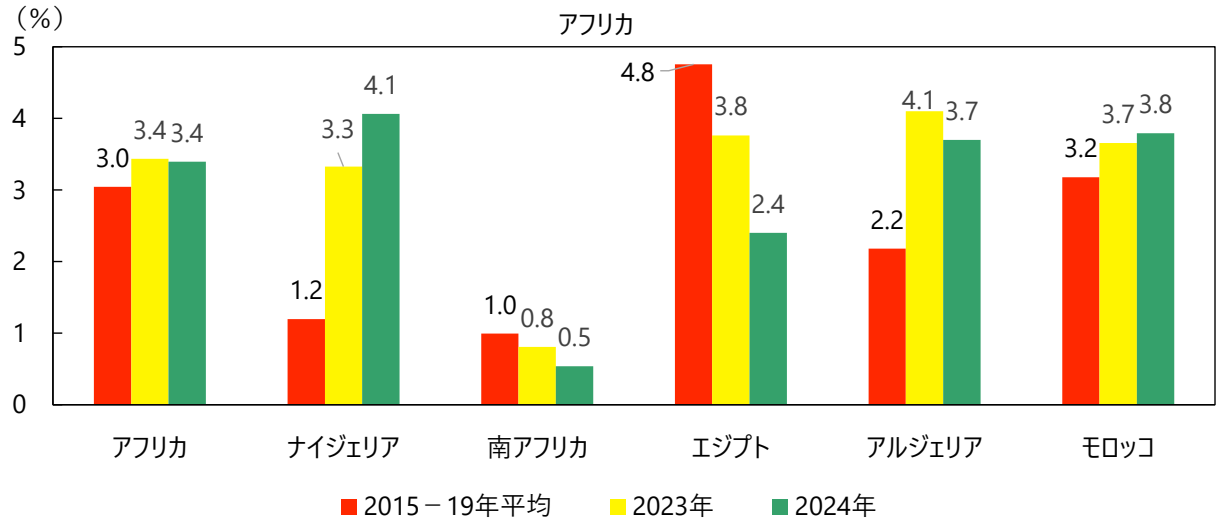

備考：「アフリカ」については本章で定義した地域区分の国及び地域について IMF「WEO」の各国 GDP 成長率から GDP (PPP ベース)でウェイト付けした上で推計。IMF「WEO」（2025 年 10 月）のデータ制約により、エジプトの実績は 2023 年までであり、2024 年は予測値。
資料：IMF「WEO」（2025 年 10 月）から作成。

第 1-3-6-2 図　アフリカの実質 GDP 予測

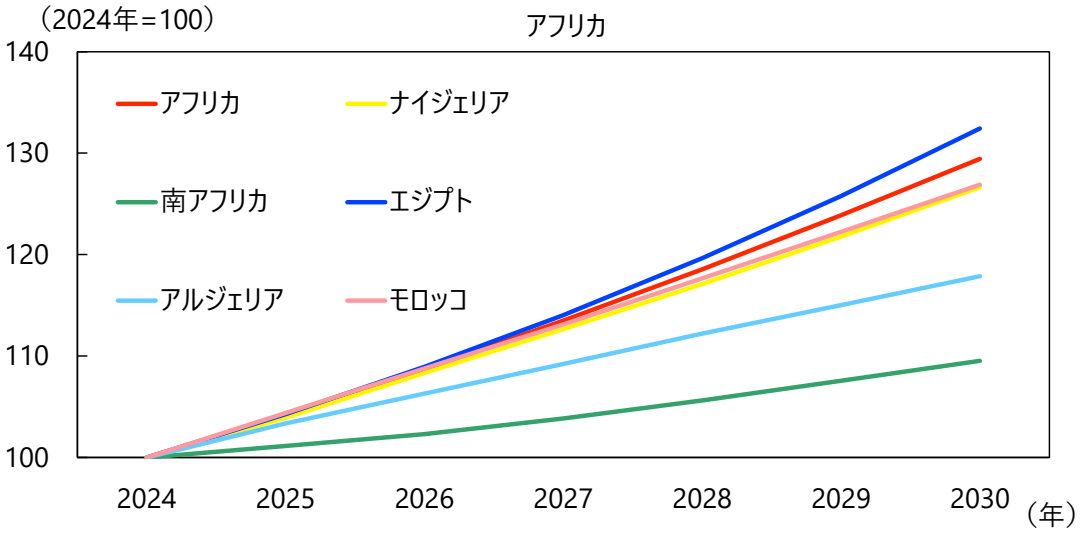

備考：「アフリカ」については本章で定義した地域区分の国及び地域について IMF「WEO」の各国 GDP 成長率から GDP (PPP ベース)でウェイト付けした上で推計。
資料：IMF「WEO」（2025 年 10 月）から作成。

第 1-3-6-3 図　アフリカの一人当たり GDP

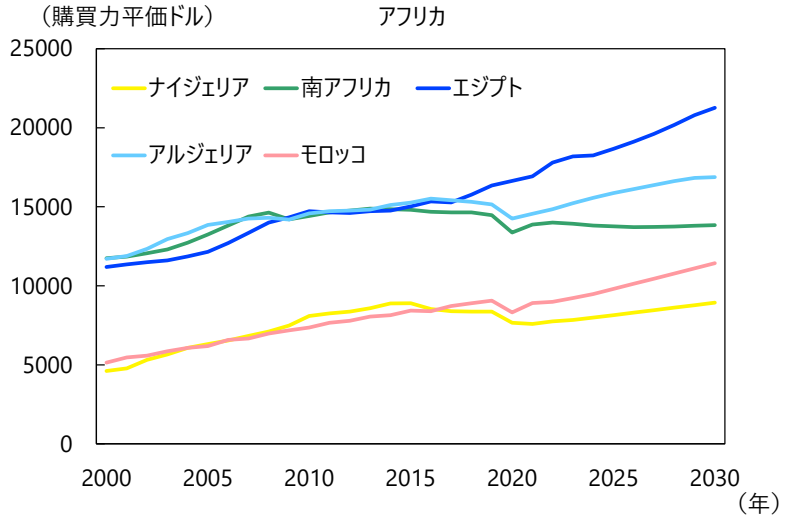

備考：IMF「WEO」（2025 年 10 月）のデータ制約により、エジプトの実績は 2023 年までであり、2024 年以降は予測値。それ以外の国は 2024 年までが実績値、2025 年以降は予測値。2026 年 1 月 29 日時点データ。
資料：IMF「WEO」（2025 年 10 月）から作成。

2. 人口の動向

第 1-3-6-4 図はアフリカの生産年齢人口の推移を示している。アフリカは 2000 年頃には 5 億人程度の生産年齢人口であったが、2060 年には 18 億人程度まで増加していく見込みである。国別に見ると、特にナイジェリアの生産年齢人口の増加が著しく、2000 年から 2060 年にかけて 3 倍程度まで増加すると見られている。

第 1-3-6-5 図は合計特殊出生率を示しており、いずれの国も横ばい若しくは低下傾向であるものの、2 程度かそれ以上の出生率で推移している。特にナイジェリアの出生率が高

く、2000 年頃は 6 程度、2030 年頃は低下したとしても 4 程度を維持するなど、高水準での推移が見込まれている。

第 1-3-6-4 図 アフリカの生産年齢人口

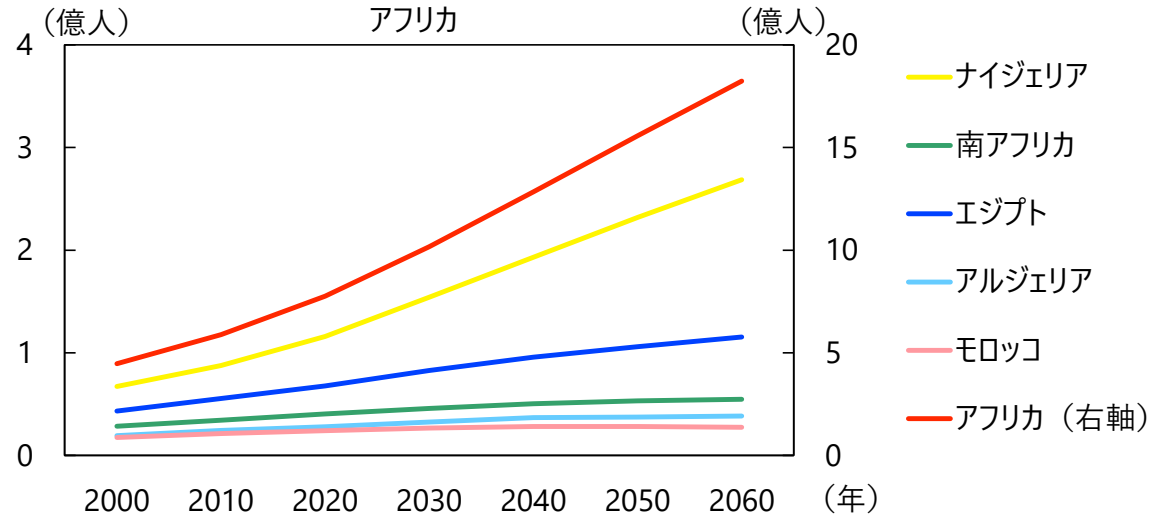

備考：「アフリカ」については本章で定義した地域区分の国及び地域一覧を合算し推計。本データは中位推計。当該期間は予測期間を含む。2026 年 2 月 2 日時点データ。
資料：国連「World Population Prospects 2024」から作成。

第 1-3-6-5 図 アフリカの合計特殊出生率

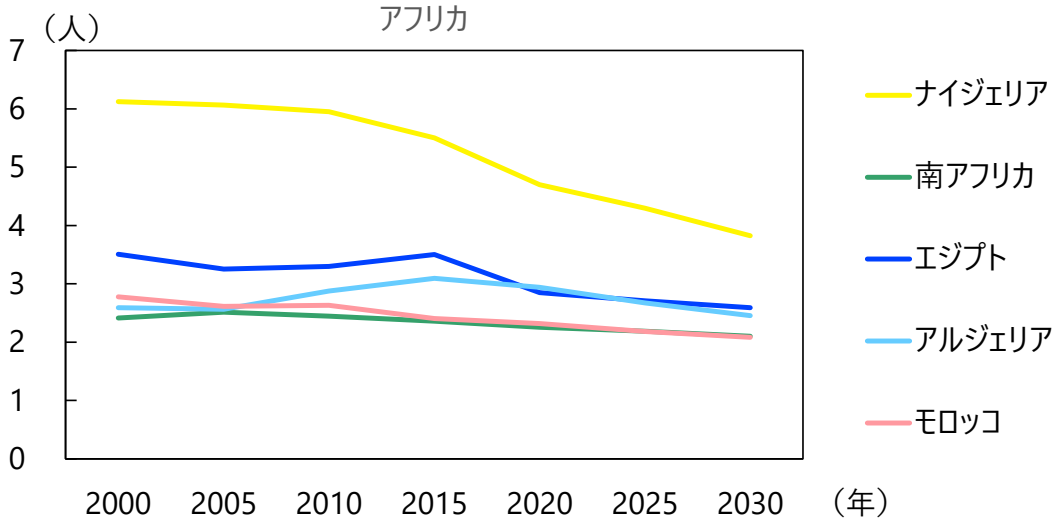

備考：本データは中位推計。当該期間は予測期間を含む。2026 年 2 月 6 日時点データ。
資料：国連「World Population Prospects 2024」から作成。

3. 成長会計

第 1-3-6-6 図はこれらの国々を成長会計の観点から見た結果を示している。既に見た生産年齢人口の増加を反映して、総じて労働サービスが大きな寄与をしているが、細部まで見ていくと、国によって異なる成長の様相を呈している。例えば、生産年齢人口が大きく拡大するナイジェリアは、2020 年代は労働の寄与が大きく、2000 年代と比較すると生産性の寄与が大きく縮小し、資本の寄与も小さい。南アフリカは、2020 年代は労働の寄与

が大きく、他方で生産性の寄与がマイナスとなっている。2020 年代のエジプトは労働が最も成長に寄与している一方、アルジェリアとモロッコは資本が最も成長に寄与していることが分かる。経済成長のためには、労働力だけでなく、資本や生産性の向上も考える必要がある。既に生産年齢人口の動向を見たが、次の項目では資本形成の状況を見てみる。

第 1-3-6-6 図 アフリカの成長会計

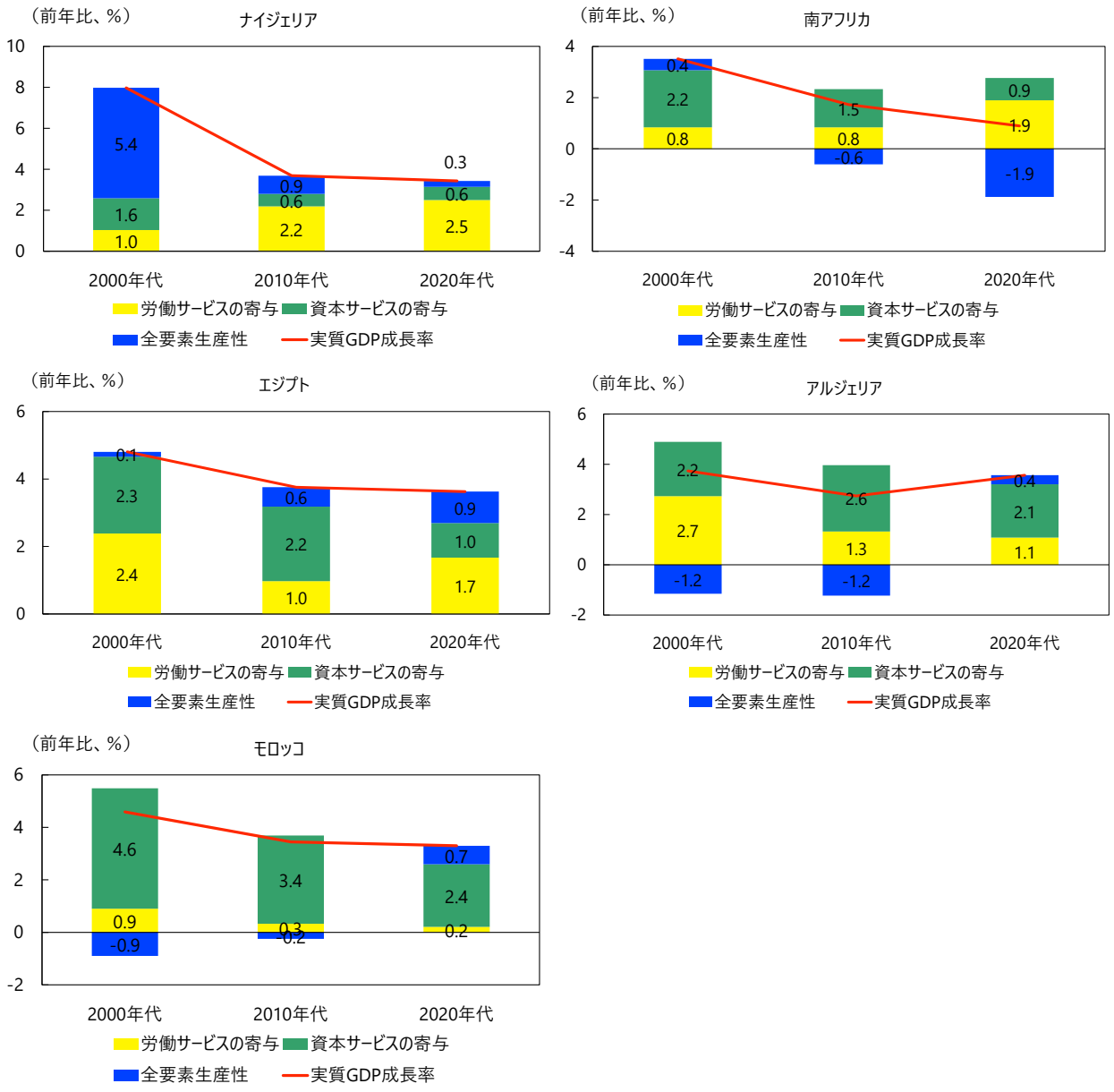

備考：2020 年代は 2023～2025 年のデータを指す。2020 年～2022 年はコロナの影響を踏まえ推計から除いている。
資料：コンファレンスボードから作成。

4. 資本形成

第 1-3-6-7 図はアフリカの総資本形成比率を示している。アルジェリアやモロッコは総資本形成が GDP に占める比率が 30%以上と、アフリカ平均の 22.2%よりも高い。一方、エジプトや南アフリカが 15%程度と低い水準になっている。このことは成長会計の分析で、2020 年代、アルジェリア、モロッコが資本主導の成長を遂げていることと整合的な内容といえる。

第 1-3-6-8 図は、対内 FDI の状況を示している。2021 年の南アフリカ、2024 年のエジプトにおいて特に大きな投資がなされている。アフリカ全体で見ると、これらの国が主導する形で 2020 年以降はおおむね増加傾向にある。

第 1-3-6-7 図　アフリカの総資本形成比率

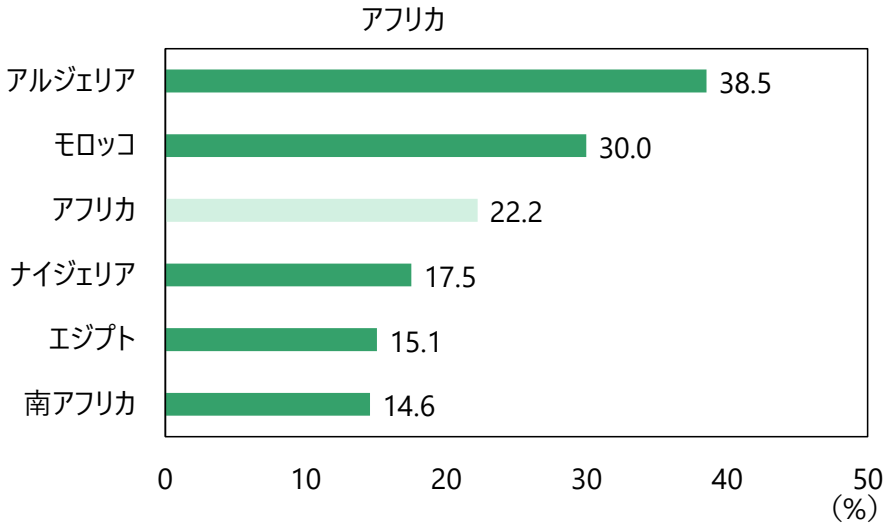

備考：「アフリカ」については、IMF「WEO」の総資本形成比率から名目 GDP でウェイト付けした上で推計。2022-2025 年平均の値。IMF「WEO」（2025 年 10 月）のデータ制約により、エジプトの実績は 2023 年までであり、2024 年以降は予測値。それ以外の国は 2024 年までが実績値であり、2025 年は予測値。
資料：IMF「WEO」（2025 年 10 月）から作成。

第 1-3-6-8 図　アフリカの対内 FDI

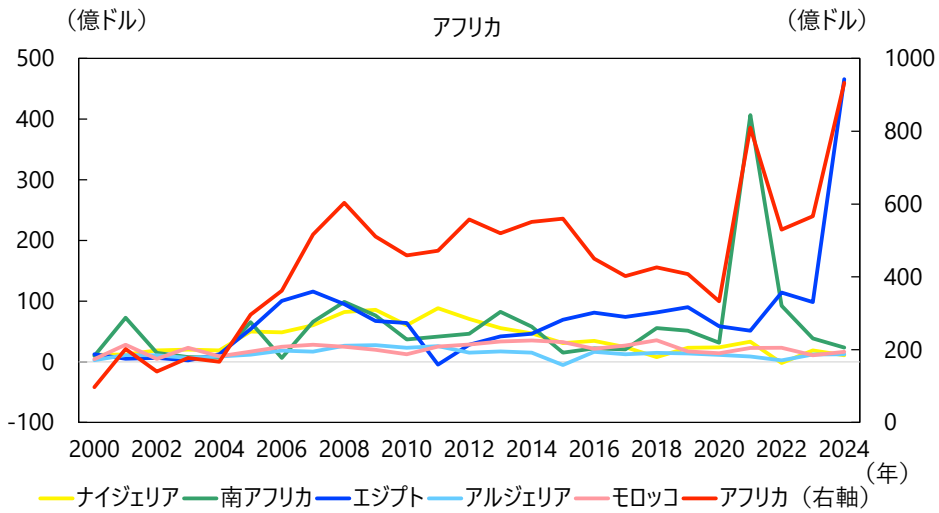

備考：「アフリカ」については本章で定義した地域区分の国及び地域一覧を合算し推計。2026 年 1 月 8 日時点データ。
資料：世界銀行から作成。

5. グリーンフィールド FDI

fDi Markets のデータを用いて、ナイジェリア、南アフリカ、エジプトの対内 FDI 状況について確認する。

(1) ナイジェリア

2023 年～2025 年平均でナイジェリア向け FDI の上位 10 か国・地域について見ると、1 位：米国、2 位：バミューダ諸島、3 位：南アフリカであった。バミューダ諸島は 2023 年に海洋 LNG インフラ関連の企業による投資によって上位となっている（第 1-3-6-9 図）。

第 1-3-6-9 図　ナイジェリアの対内 FDI 上位 10 か国・地域

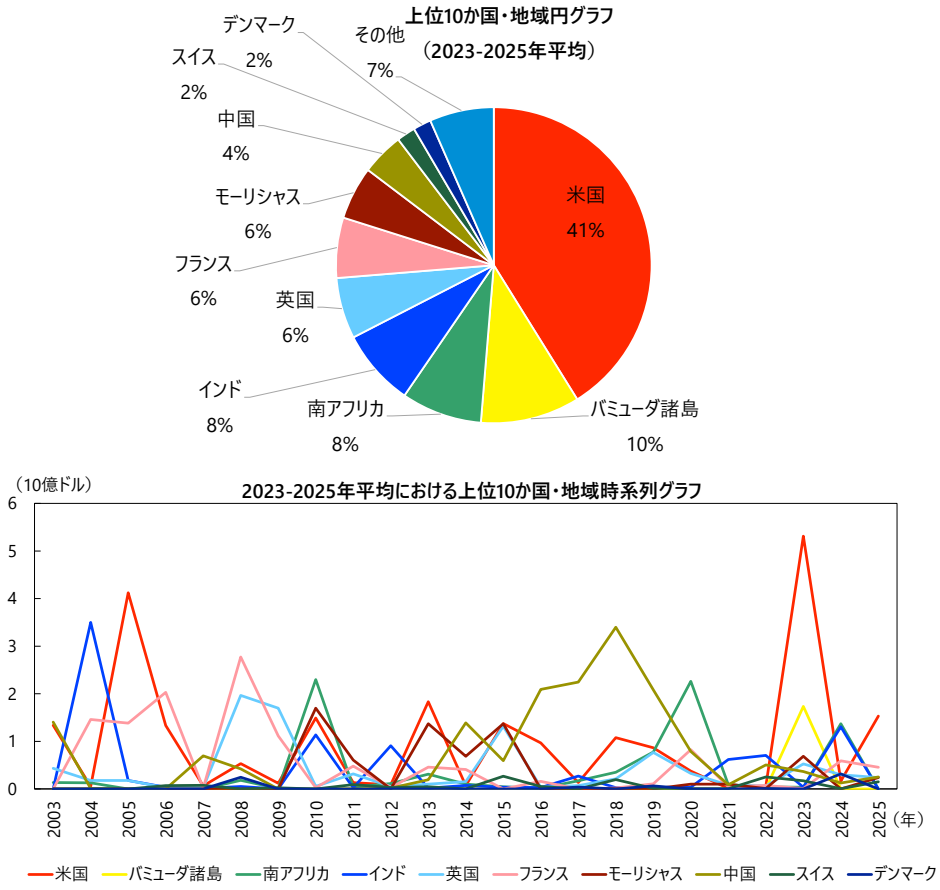

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月時点までのデータである。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靭化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

上記のナイジェリア対内 FDI 上位 10 か国・地域について、国・地域別にセクター内訳を見ると、米国は再生可能エネルギー、通信、バミューダ諸島は石炭・石油・ガス、南アフリカは通信等に進出している（第 1-3-6-10 図）。

第 1-3-6-10 図 ナイジェリアの対内 FDI 上位 10 か国・地域内訳

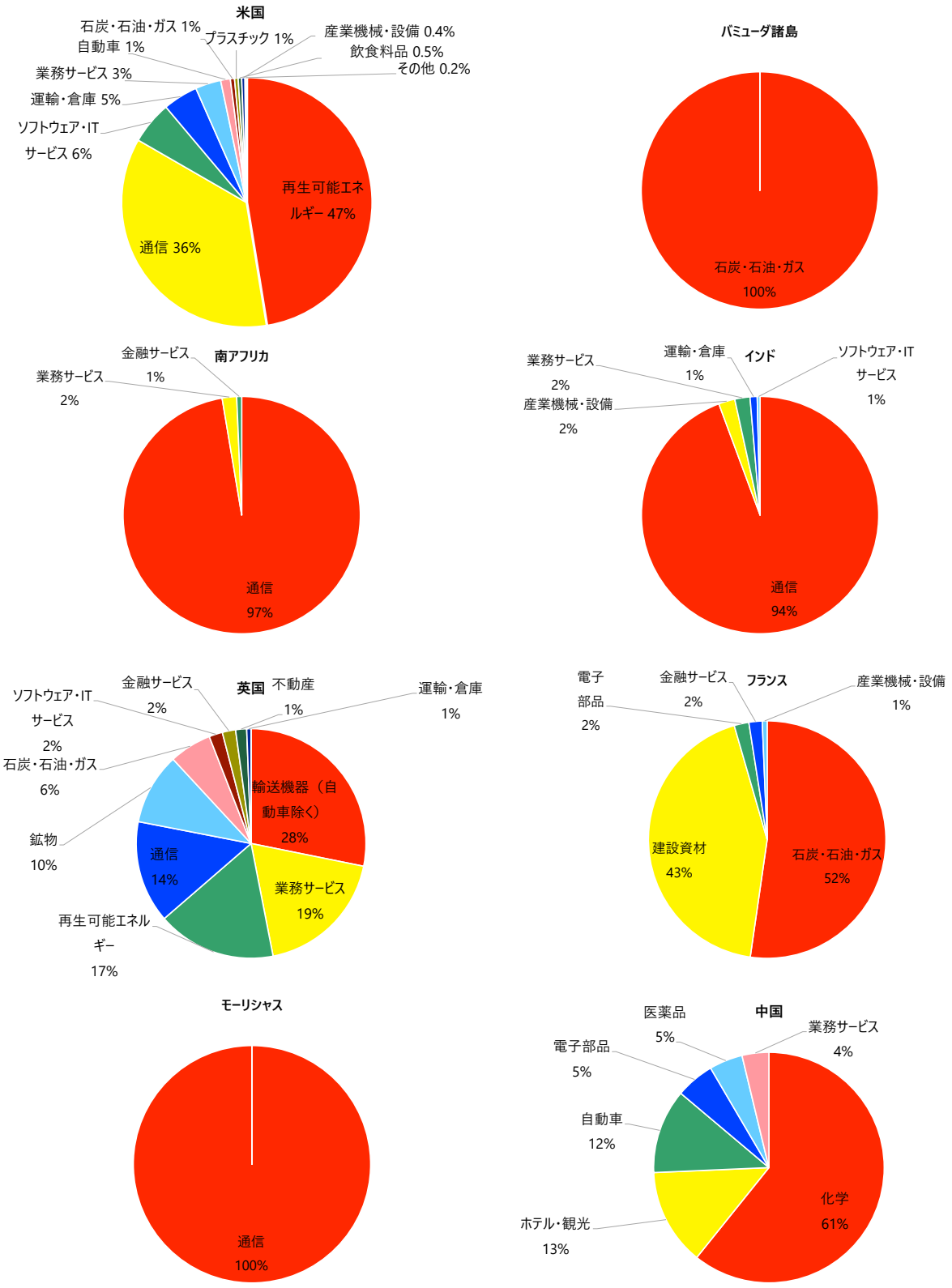

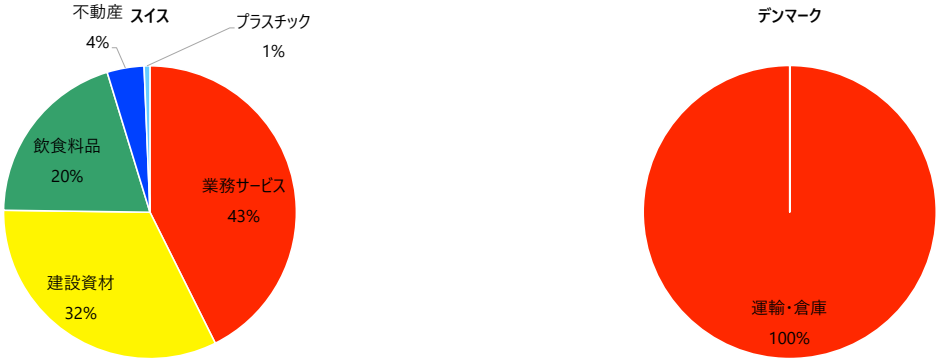

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月時点までのデータである。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靭化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

2023 年～2025 年平均でナイジェリア向け FDI の上位 10 セクターについて見ると、1 位：通信、2 位：再生可能エネルギー、3 位：石炭・石油・ガスの順に多い。過去の推移を見ると、2008 年は石炭・石油・ガス分野で巨額投資が行われているが、これはカナダの企業による化石燃料を基にした電気プロジェクト投資によるものである（第 1-3-6-11 図）。

第 1-3-6-11 図　ナイジェリアの対内 FDI 上位 10 セクター

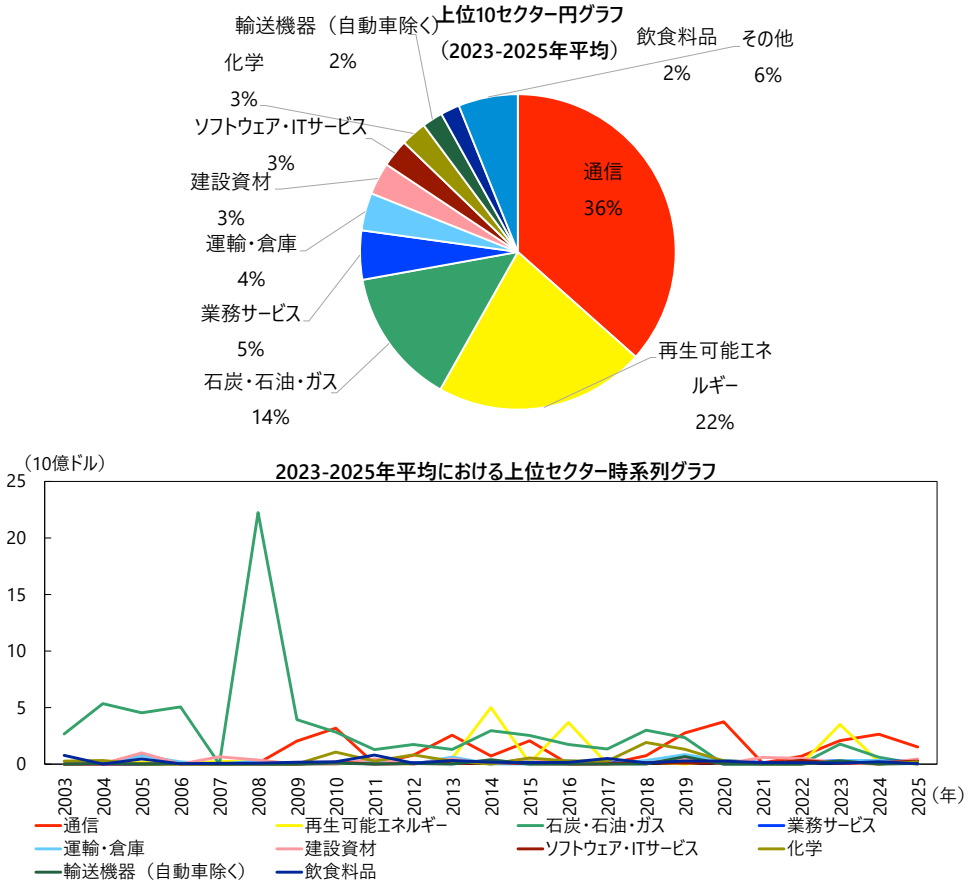

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月時点までのデータである。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靭化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

上記のナイジェリア対内 FDI 上位 10 セクターについて、セクター別に投資国・地域の内訳を見ると、通信分野では米国が最も多い。再生可能エネルギー、業務サービス、運輸・倉庫、ソフトウェア・IT サービス分野も米国が最も多く、ナイジェリア上位 10 セクターのうち、半分のセクターについて米国が 1 位を占めている（第 1-3-6-12 図）。

第 1-3-6-12 図 ナイジェリアの対内 FDI 上位 10 セクター内訳

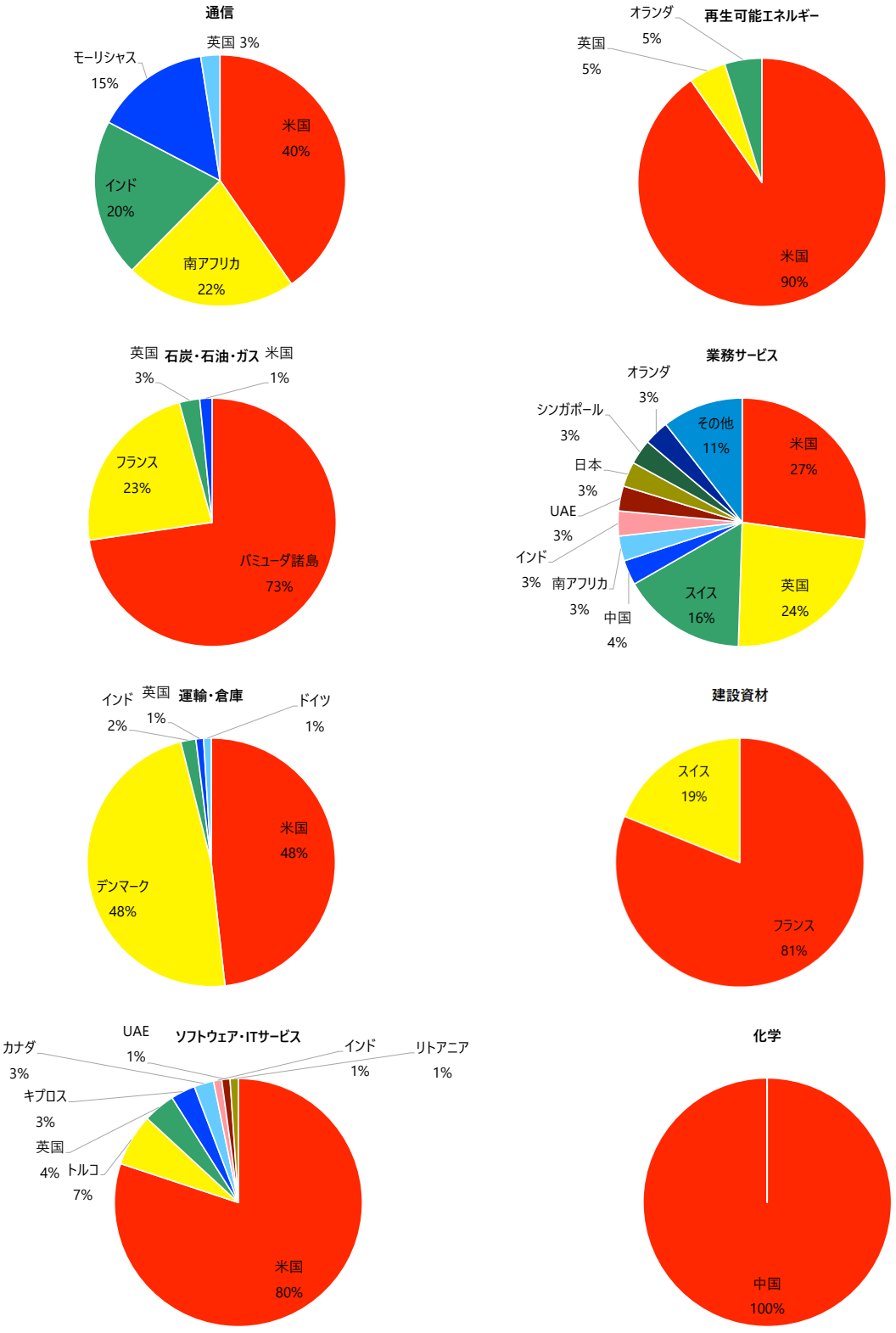

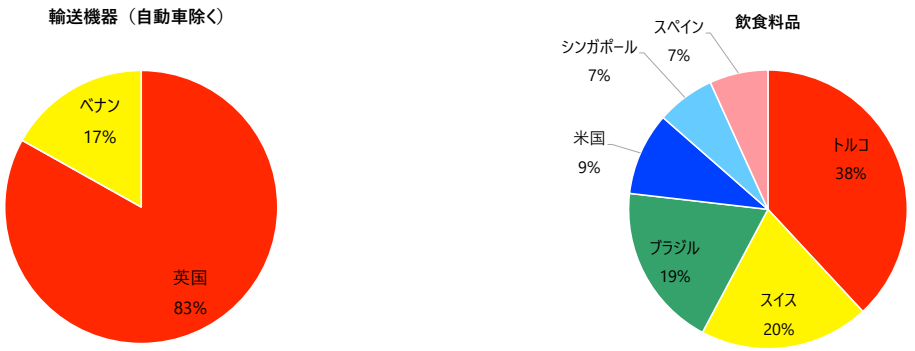

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月時点までのデータである。業務サービスセクターにおいて、アイルランド、ガーナ、パキスタンはオランダと同じ金額であったが、表記上その他に含む。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靱化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

(2) 南アフリカ

2023 年～2025 年平均で南アフリカ向け FDI の上位 10 か国について見ると、1 位：英国、2 位：ドイツ、3 位：米国であった（第 1-3-6-13 図）。

第 1-3-6-13 図　南アフリカの対内 FDI 上位 10 か国

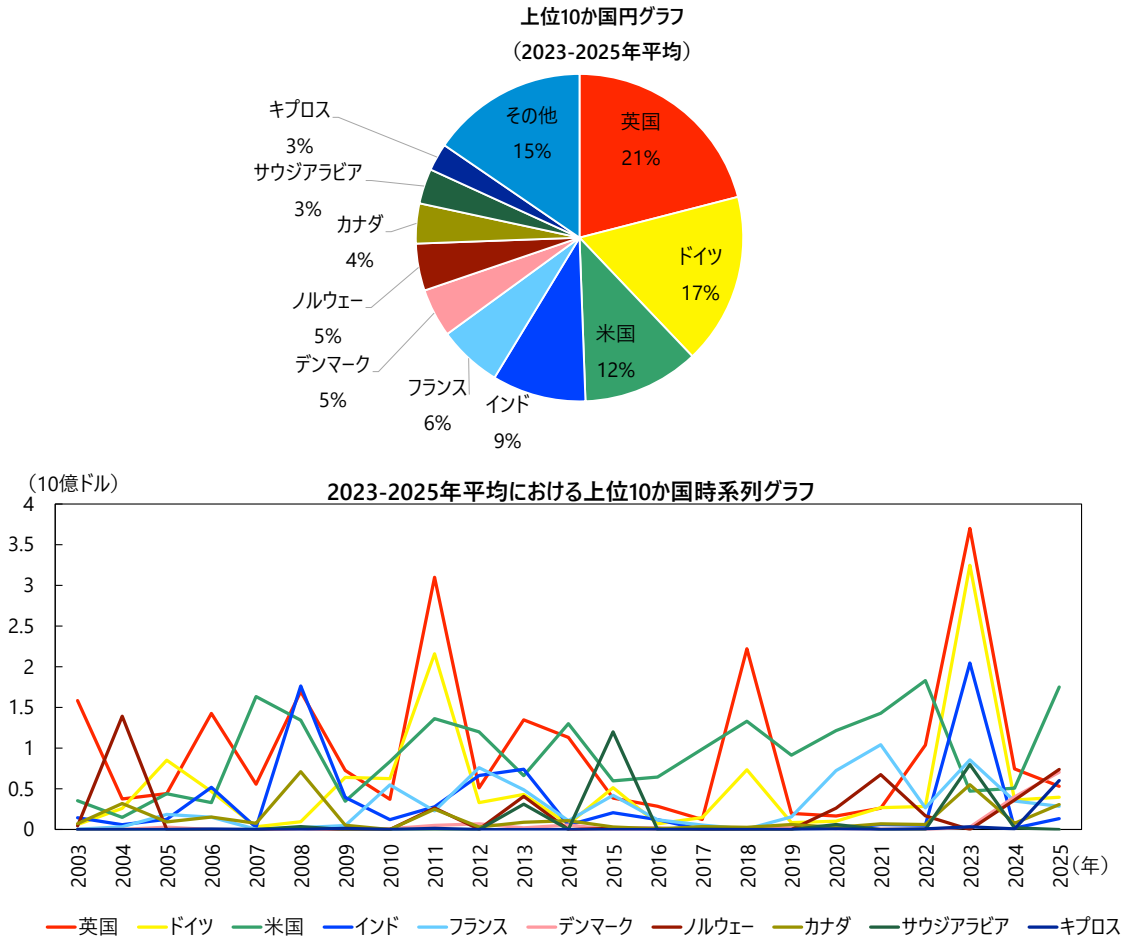

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月時点までのデータである。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靱化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

上記の南アフリカ対内 FDI 上位 10 か国について、国別にセクター内訳を見ると、英国、ドイツは主に再生可能エネルギー、米国は通信、ソフトウェア・IT サービスに進出している（第 1-3-6-14 図）。

第 1-3-6-14 図　南アフリカの対内 FDI 上位 10 か国内訳

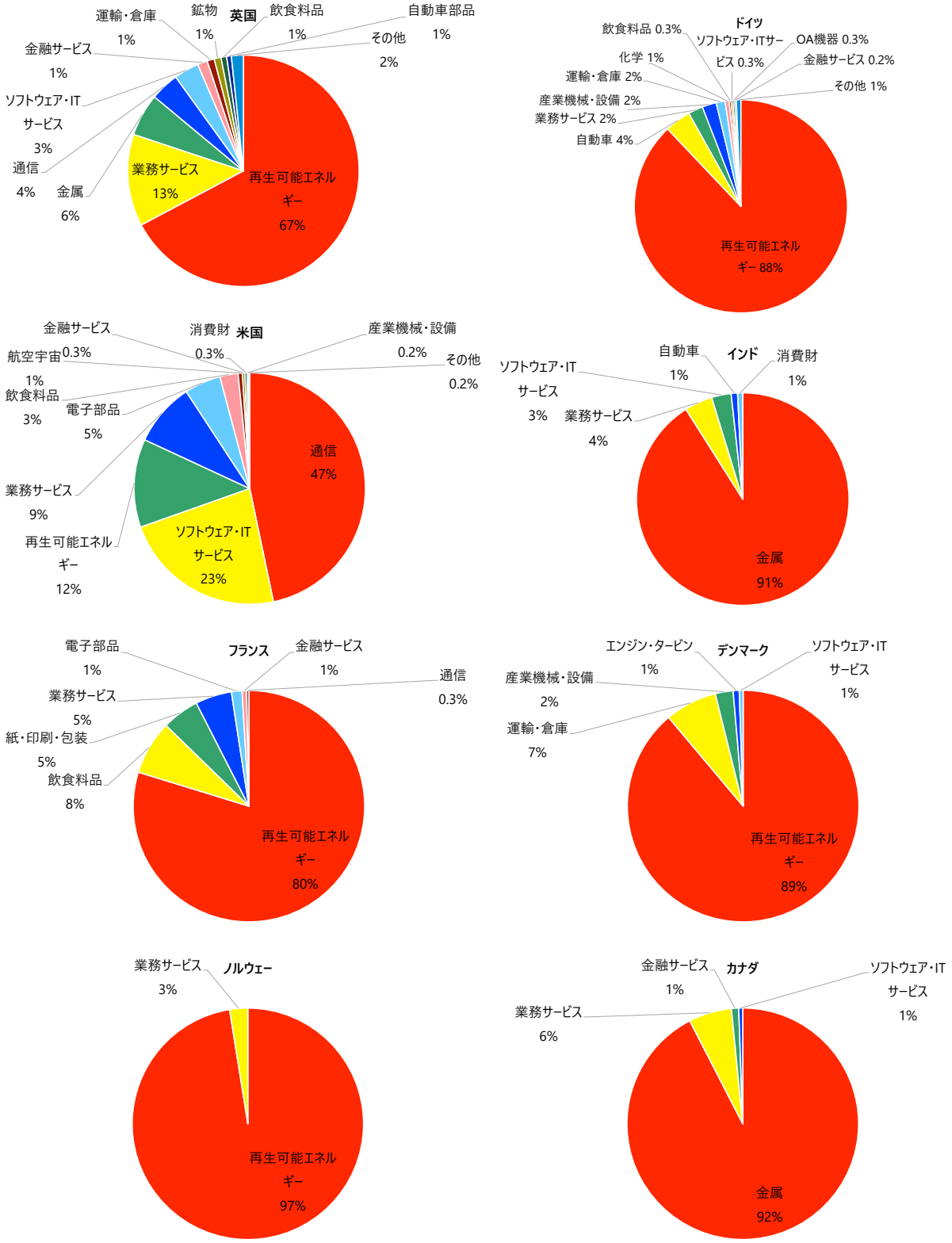

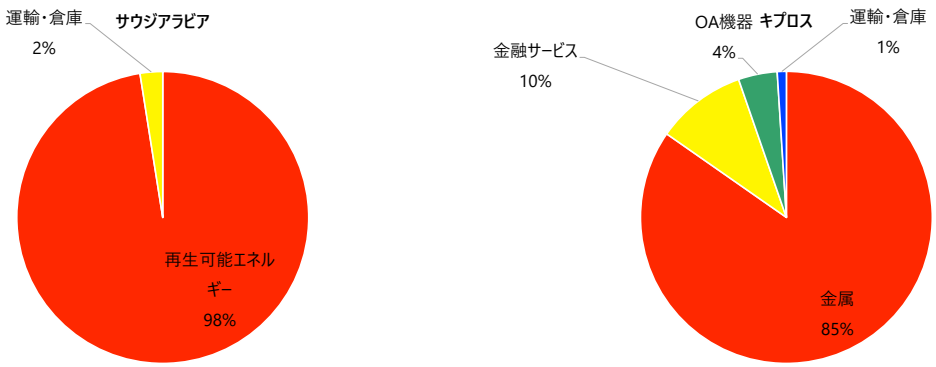

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月時点までのデータである。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靭化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

2023 年～2025 年平均で南アフリカ向け FDI の上位 10 セクターについて見ると、1 位：再生可能エネルギー、2 位：金属、3 位：業務サービスの順に多い（第 1-3-6-15 図）。

第 1-3-6-15 図　南アフリカの対内 FDI 上位 10 セクター

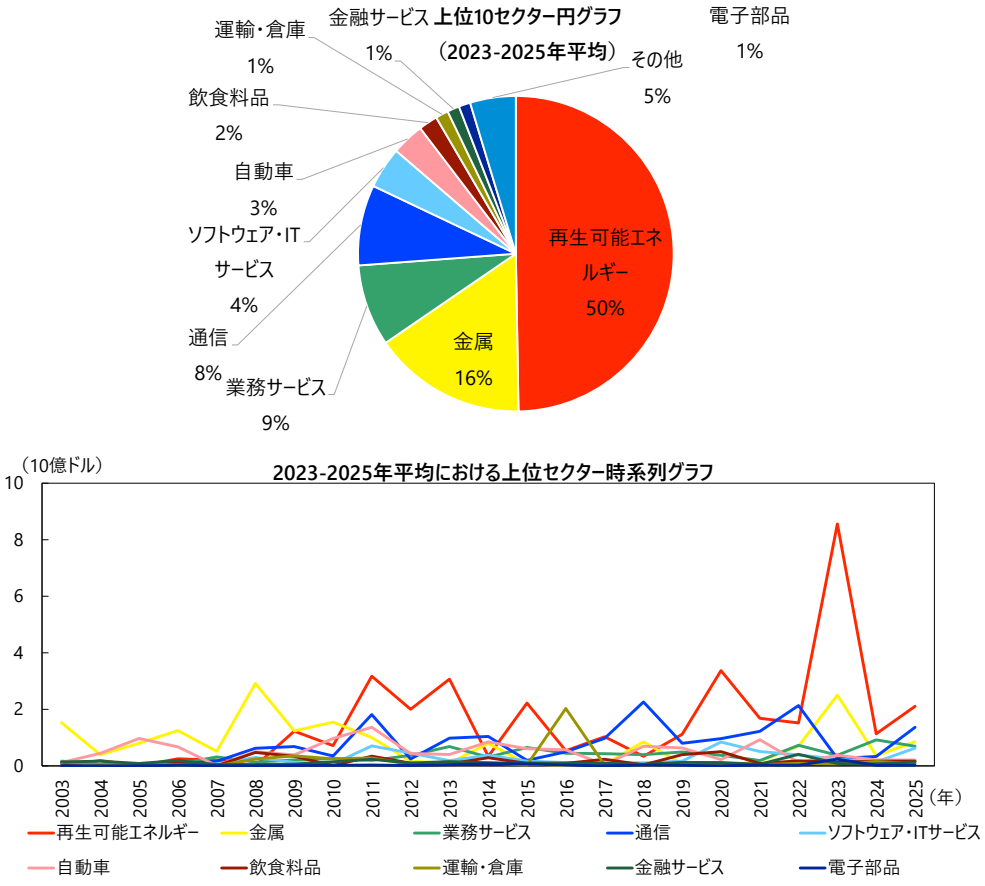

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月時点までのデータである。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靭化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

上記の南アフリカ対内 FDI 上位 10 セクターについて、セクター別に投資国・地域の内訳を見ると、再生可能エネルギー分野ではドイツ、英国、フランス、ノルウェーと幅広い国から投資が行われていることが分かる（第 1-3-6-16 図）。

第 1-3-6-16 図 南アフリカの対内 FDI 上位 10 セクター内訳

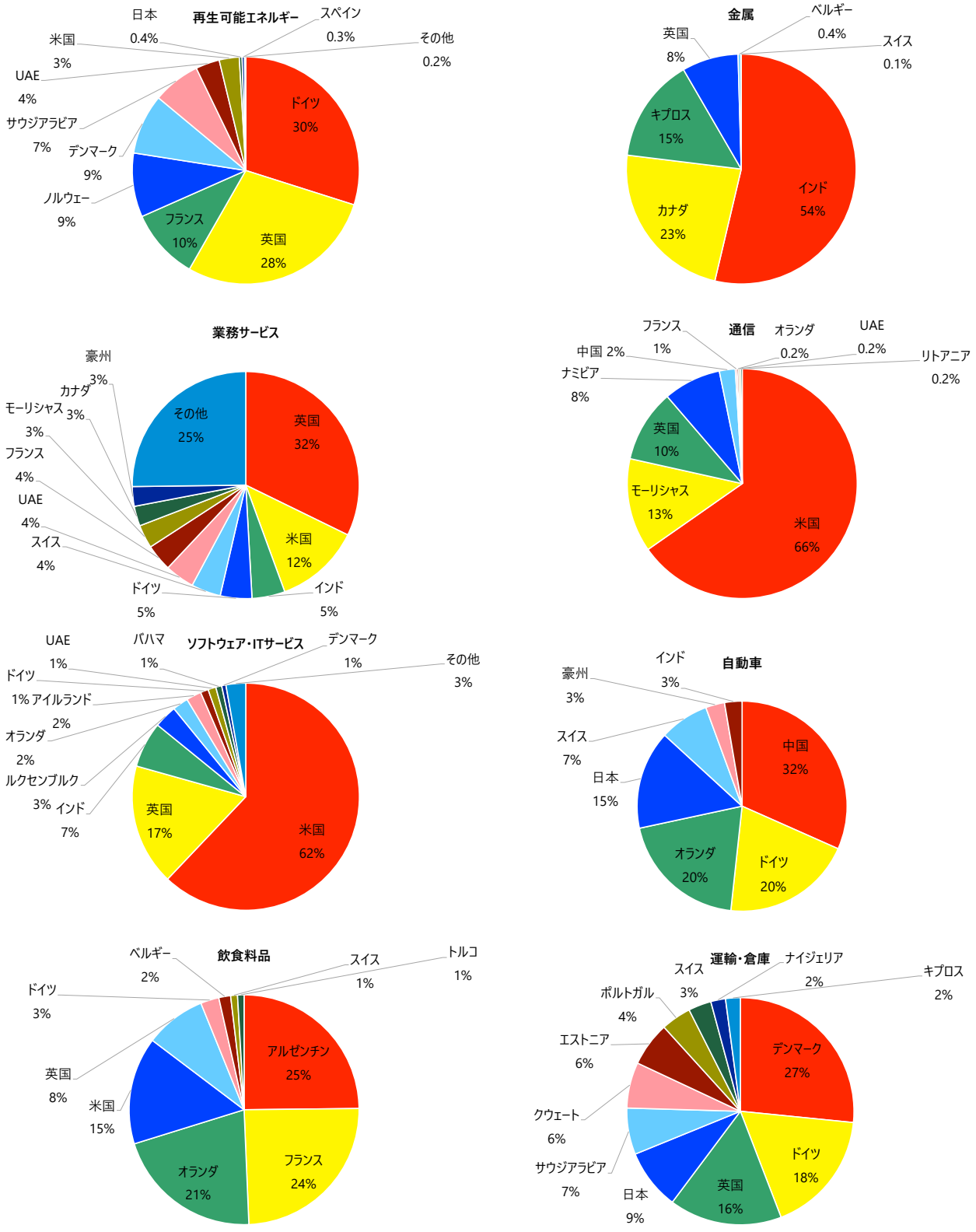

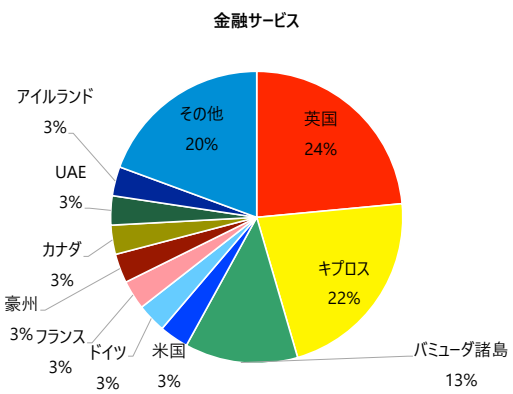

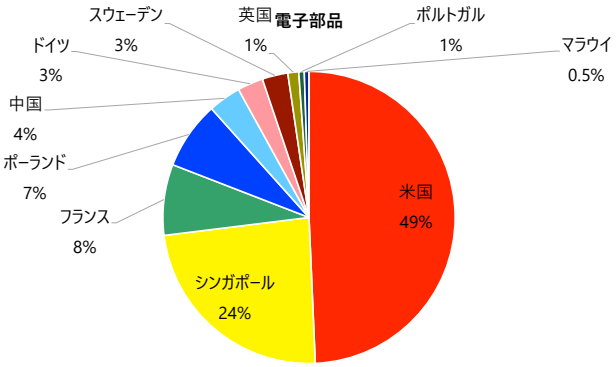

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月時点までのデータである。金融サービスセクターにおいて、スペイン、ルクセンブルク、ケニア、ジンバブエ、セーシェル、レバノンはアイルランドと同じ金額であったが、表記上その他に含む。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靱化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

(3) エジプト

2023 年～2025 年平均でエジプト向け FDI の上位 10 か国について見ると 1 位：中国、2 位：UAE、3 位：サウジアラビアであった。UAE では 2024 年にコングロマリッド企業によるエジプトのラス・エル・ヘクマでの都市開発に関する投資によって上位にランクインしている（第 1-3-6-17 図）。

第 1-3-6-17 図 エジプトの対内 FDI 上位 10 か国

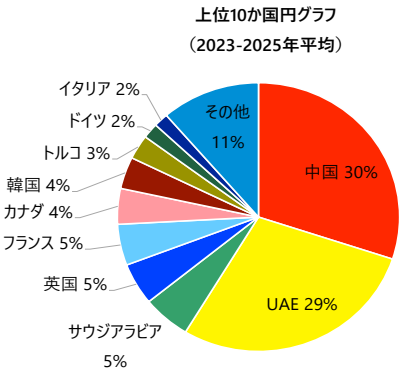

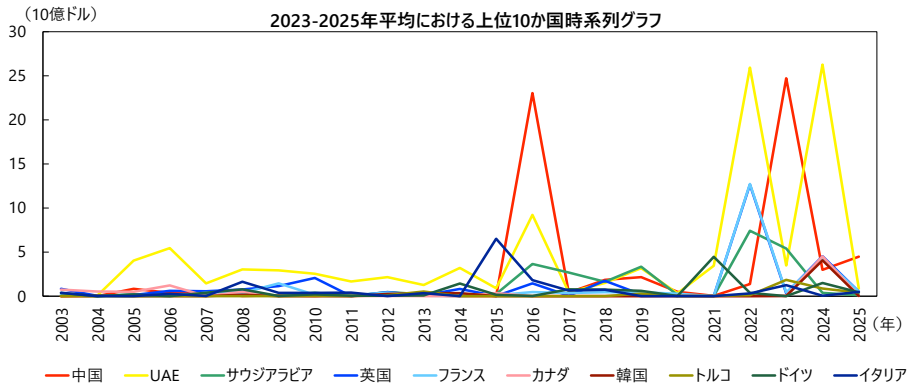

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月時点までのデータである。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靱化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

上記のエジプト対内 FDI 上位 10 か国について、国別にセクター内訳を見ると、中国は再生可能エネルギー、化学、UAE は不動産、サウジアラビアは再生可能エネルギー、不動産の比率が高い（第 1-3-6-18 図）。

第 1-3-6-18 図 エジプトの対内 FDI 上位 10 か国内訳

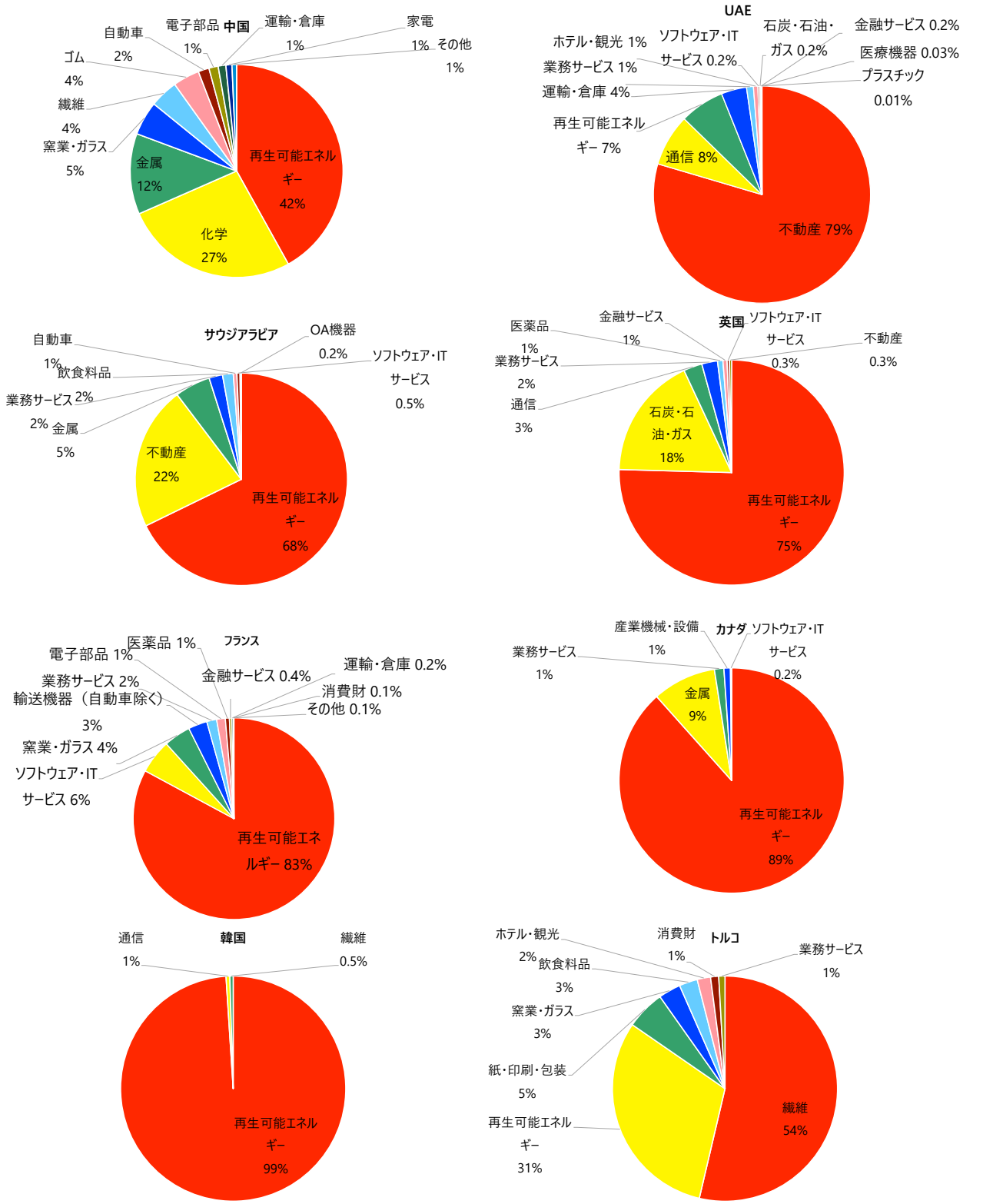

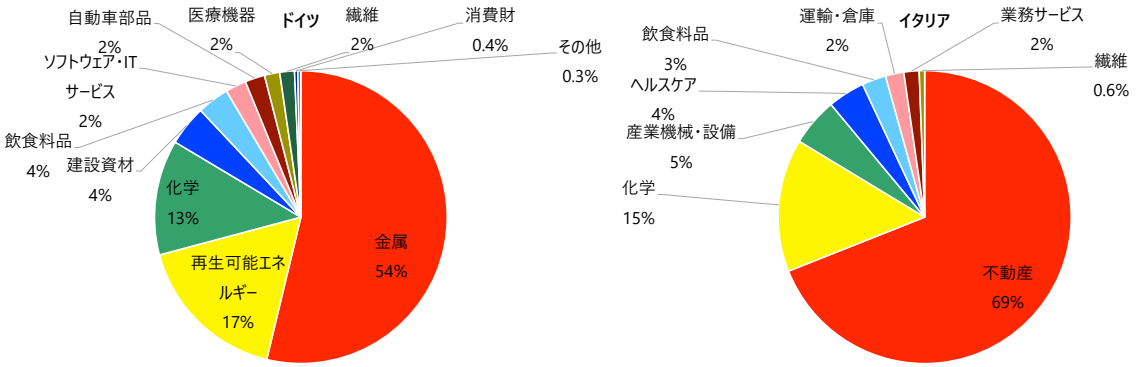

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月時点までのデータである。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靭化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

2023 年～2025 年平均でエジプト向け FDI の上位 10 セクターについて見ると、1 位：再生可能エネルギー、2 位：不動産、3 位：化学の順に多い（第 1-3-6-19 図）。

第 1-3-6-19 図　エジプトの対内 FDI 上位 10 セクター

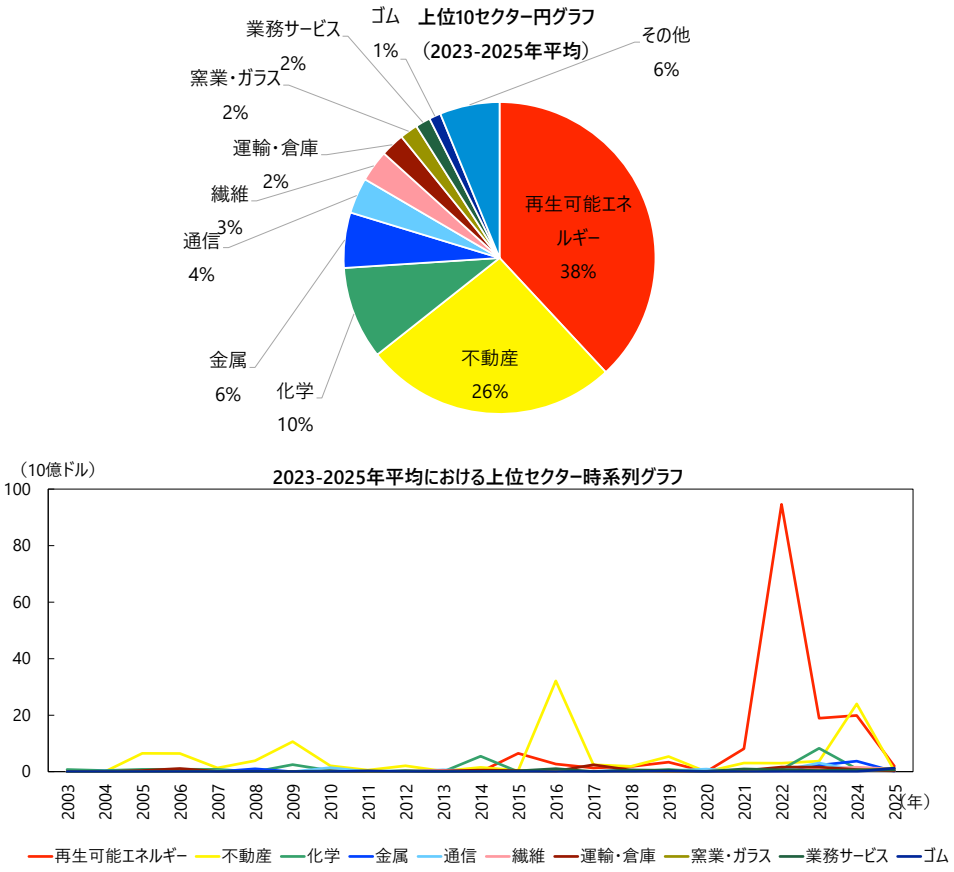

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月時点までのデータである。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靭化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

上記のエジプト対内 FDI 上位 10 セクターについて、セクター別に投資国の内訳を見ると、再生可能エネルギーでは中国、フランス、英国、カナダと幅広い国から投資されてい

る一方で、不動産や化学、金属、通信などでは UAE、中国による投資が大きい（第 1-3-6-20 図）。

第 1-3-6-20 図 エジプトの対内 FDI 上位 10 セクター内訳

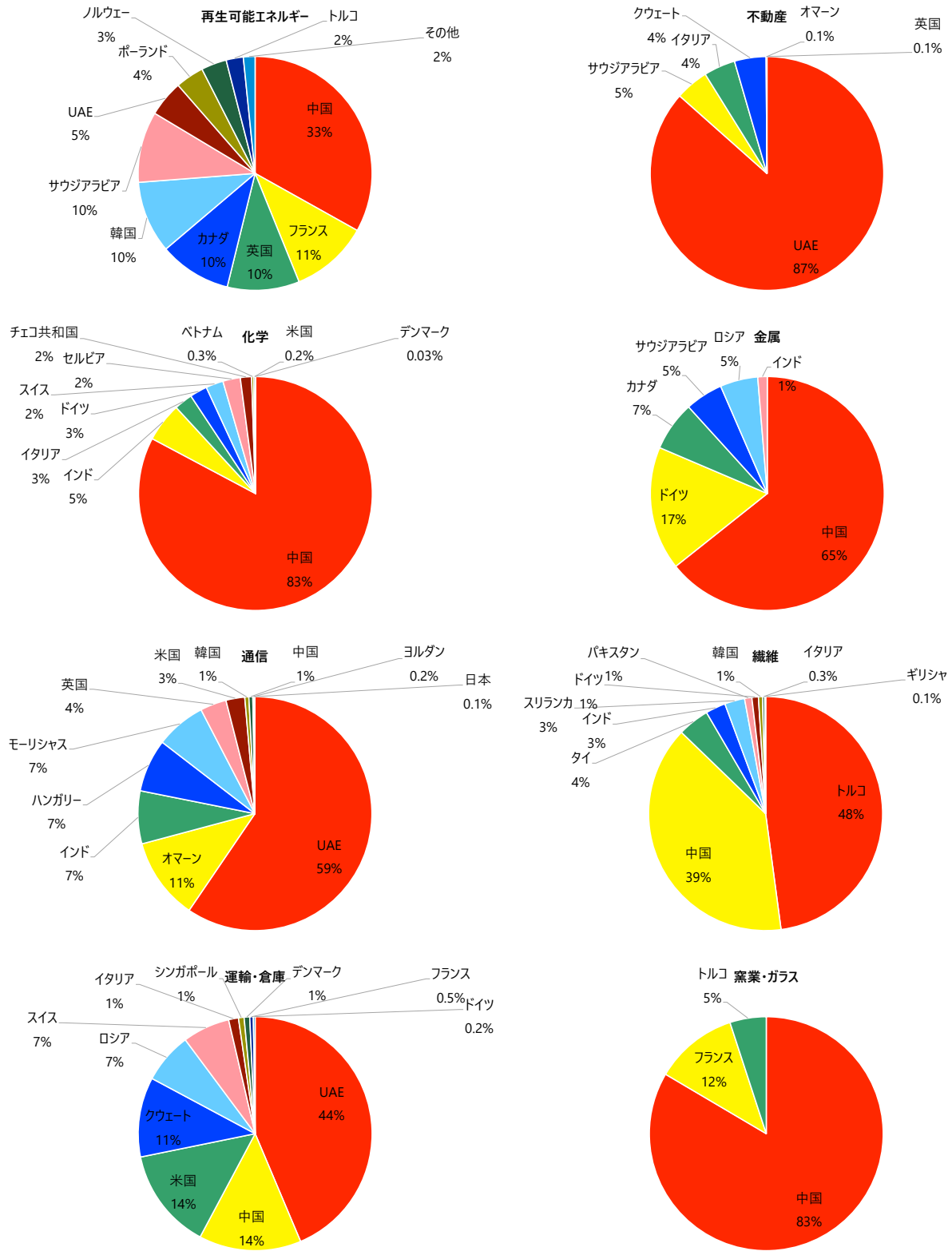

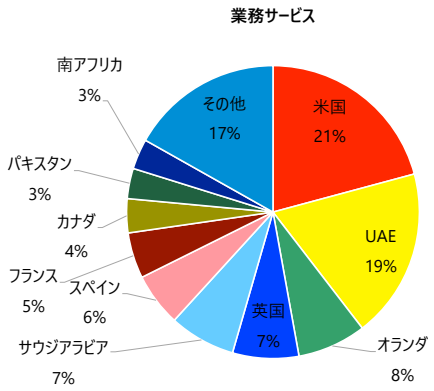

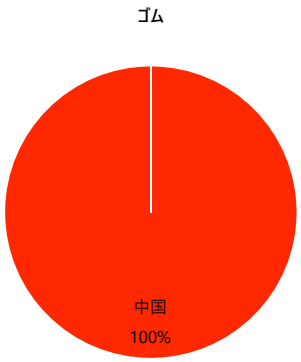

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月時点までのデータである。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靱化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

6. FTA 協定

2020 年以降の自由貿易協定等の状況を示したのが第 1-3-6-21 表である[56]。南アフリカの 3 機関自由貿易圏（TFTA）とは、アフリカの主要な地域経済共同体で構成される広域的な FTA である。市場統合、インフラ開発、産業開発の三つの柱で構成される。将来的には 29 か国での共同市場を目指しているが、2024 年 7 月時点で批准書を寄託済みなのはエジプトを含む 14 か国のみであり、14 か国についても、原産地規則はほぼ合意に至っているものの、譲許表は出そろっていない。エジプトやモロッコは 2021 年 1 月にそれぞれ英国と連合協定を発効している。いずれも英国が EU 離脱後もエジプトやモロッコと協定を維持するための「継続協定」として発効している。

第 1-3-6-21 表 アフリカの自由貿易協定等（2020 年～）

国	No	名称	形態	経緯
ナイジェリア	-	なし		
南アフリカ	1	3機関自由貿易圏（TFTA）	自由貿易協定	○2011年6月正式交渉の開始 ○2015年6月署名 ○2024年7月発効
	2	英国・南部アフリカ関税同盟及びモザンビーク（SACUM）	自由貿易協定	○2019年10月署名 ○2021年1月発効
エジプト	1	3機関自由貿易圏（TFTA）	自由貿易協定	○2011年6月正式交渉の開始 ○2015年6月署名 ○2024年7月発効
	2	英国・エジプト連合協定	自由貿易協定	○2020年12月署名 ○2021年1月暫定適用開始 ○2021年2月発効
アルジェリア	-	なし		
モロッコ	1	イスラム諸国会議機構特恵貿易制度(TPS-OIC)	特恵貿易協定	○2002年枠組み協定合意 ○2010年2月枠組み協定発効 ○2022年7月発効
	2	英国・モロッコ連合協定	自由貿易協定	○2019年10月署名 ○2021年1月暫定適用開始

備考：2026 年 4 月取得データ。
資料：JETRO「世界の FTA データベース」（2026 年 4 月時点）から作成。

[56] JETRO「世界の FTA データベース」、https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/ftalist/。

第7節 中南米

1. GDP の動向

第 1-3-7-1 図は中南米の実質 GDP 成長率を示している。中南米は、2015 年から 2019 年は 0.5%、2023 年と 2024 年は 2.4%の成長率で推移している。各国とも成長率の変動が見られ、ブラジルは-0.5%で推移したのち、2023 年、2024 年は 3%以上の成長率で推移している。他方、アルゼンチンは 2023 年、2024 年と 2 年連続でマイナス成長となった。メキシコは 2015 年から 2019 年平均では 1.6%の成長となり、2023 年は 3.4%の成長率となったものの、2024 年は 1.4%の成長率となっている。コロンビアとチリも年によって変動はあるものの、第 1-3-7-1 図によれば 0.5%から 2.5%程度の成長率となっている。

第 1-3-7-2 図は、中南米の実質 GDP 予測を示しており、いずれの国も経済成長が見込まれている。特に、これらの国の中では、アルゼンチンの成長率が高く見込まれている。

第 1-3-7-3 図は一人当たり実質 GDP の推移を示している。国及び年によって異なるものの、長期的には増加傾向となっている。

第 1-3-7-1 図 中南米の実質 GDP 成長率

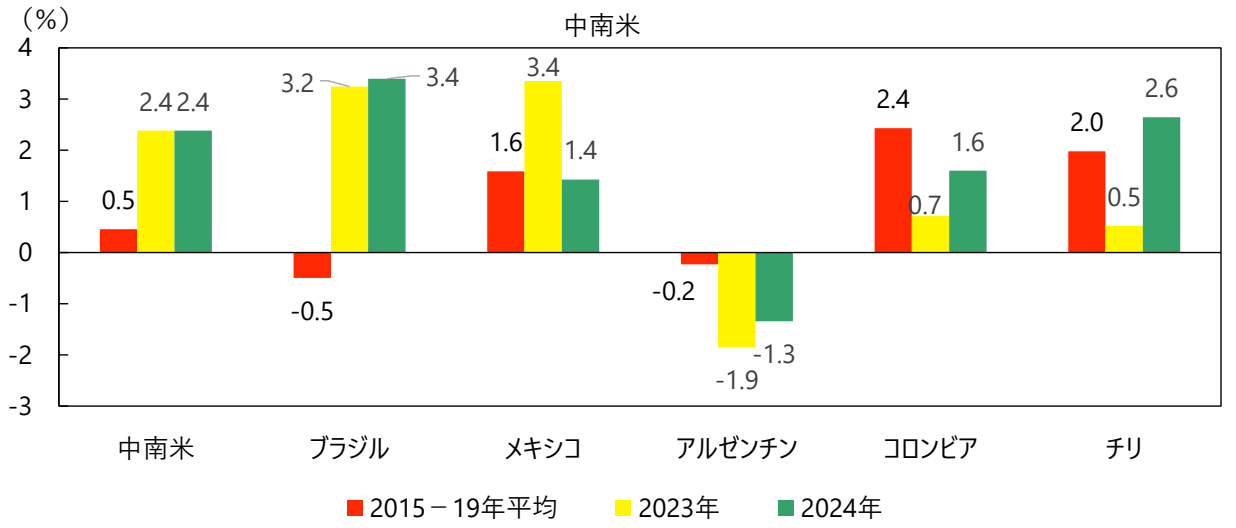

備考：「中南米」については、本章で定義した地域区分の国及び地域について IMF「WEO」の各国 GDP 成長率から GDP (PPP ベース)でウェイト付けした上で推計。
資料：IMF「WEO」（2025 年 10 月）から作成。

第 1-3-7-2 図 中南米の実質 GDP 予測

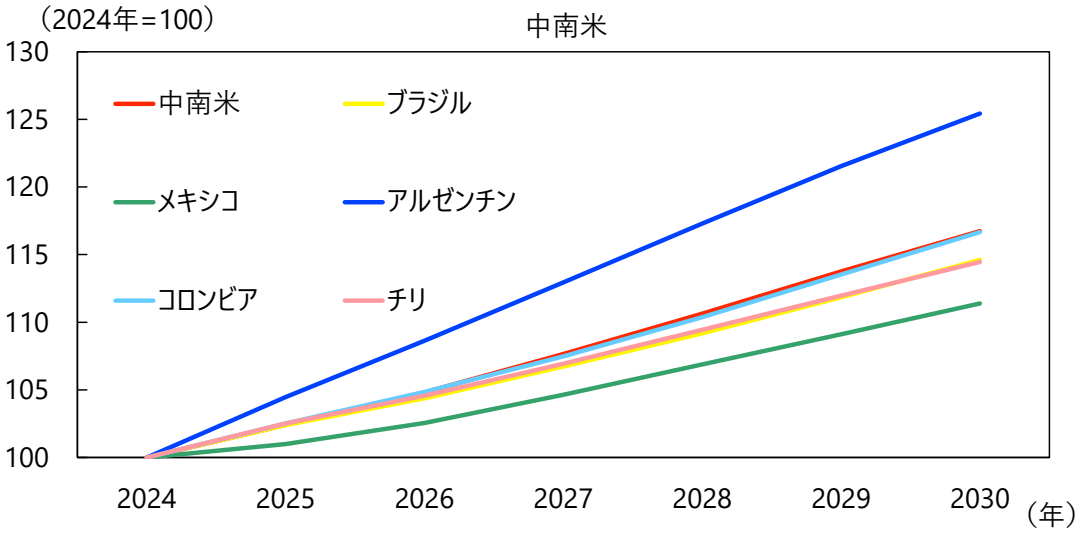

備考：「中南米」については、本章で定義した地域区分の国及び地域について IMF「WEO」の各国 GDP 成長率から GDP (PPP ベース)でウェイト付けした上で推計。
資料：IMF「WEO」（2025 年 10 月）から作成。

第 1-3-7-3 図 中南米の一人当たり GDP

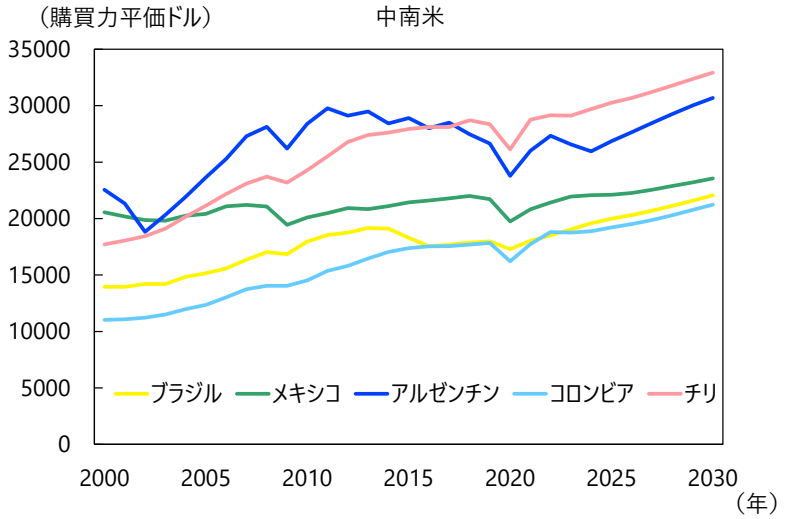

備考：IMF「WEO」（2025 年 10 月）のデータ制約により、実績は 2024 年までであり、2025 年以降は予測値。2026 年 1 月 29 日時点データ。
資料：IMF「WEO」（2025 年 10 月）から作成。

2. 人口の動向

第 1-3-7-4 図は生産年齢人口の動向を示している。中南米全体としては、2040 年頃をピークとして生産年齢人口は減少していくと見られている。ブラジルは徐々に減少に転じると推定されている一方、メキシコは 2050 年まで緩やかに増加していくと見られている。

第 1-3-7-5 図は合計特殊出生率を示している。いずれの国も低下傾向にあり、2025 年にはこれらの全ての国で 2 を下回っている。

第 1-3-7-4 図　中南米の生産年齢人口

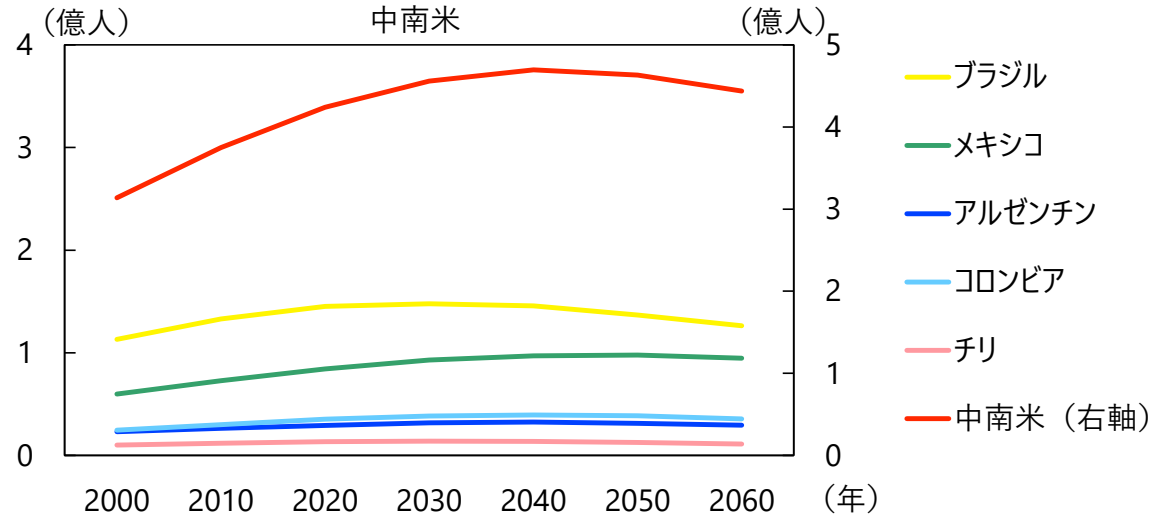

備考：「中南米」については本章で定義した地域区分の国及び地域一覧を合算し推計。本データは中位推計。当該期間は予測期間を含む。2026 年 2 月 2 日時点データ。
資料：国連「World Population Prospects 2024」から作成。

第 1-3-7-5 図　中南米の合計特殊出生率

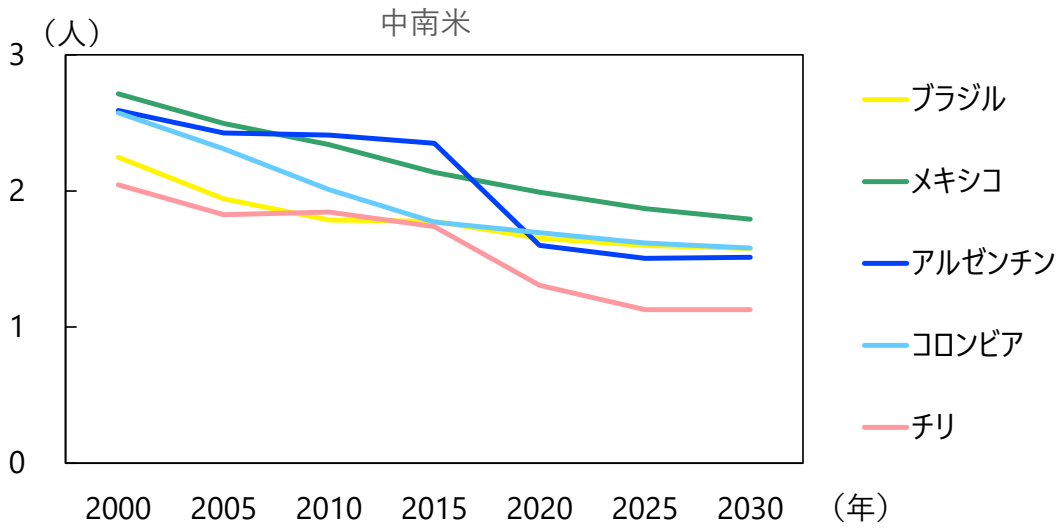

備考：本データは中位推計。当該期間は予測期間を含む。2026 年 2 月 6 日時点データ。
資料：国連「World Population Prospects 2024」から作成。

3. 成長会計

第 1-3-7-6 図は成長会計の結果を示している。メキシコ、アルゼンチン、コロンビア、チリは資本サービスの寄与が目立つ。他方、2020 年代を見ると、ブラジルは生産性の寄与

が大きい一方、アルゼンチンとチリは生産性が大きくマイナスに寄与している。メキシコやコロンビアでも、生産性の寄与が小さい点は特徴的である。

第 1-3-7-6 図 中南米の成長会計

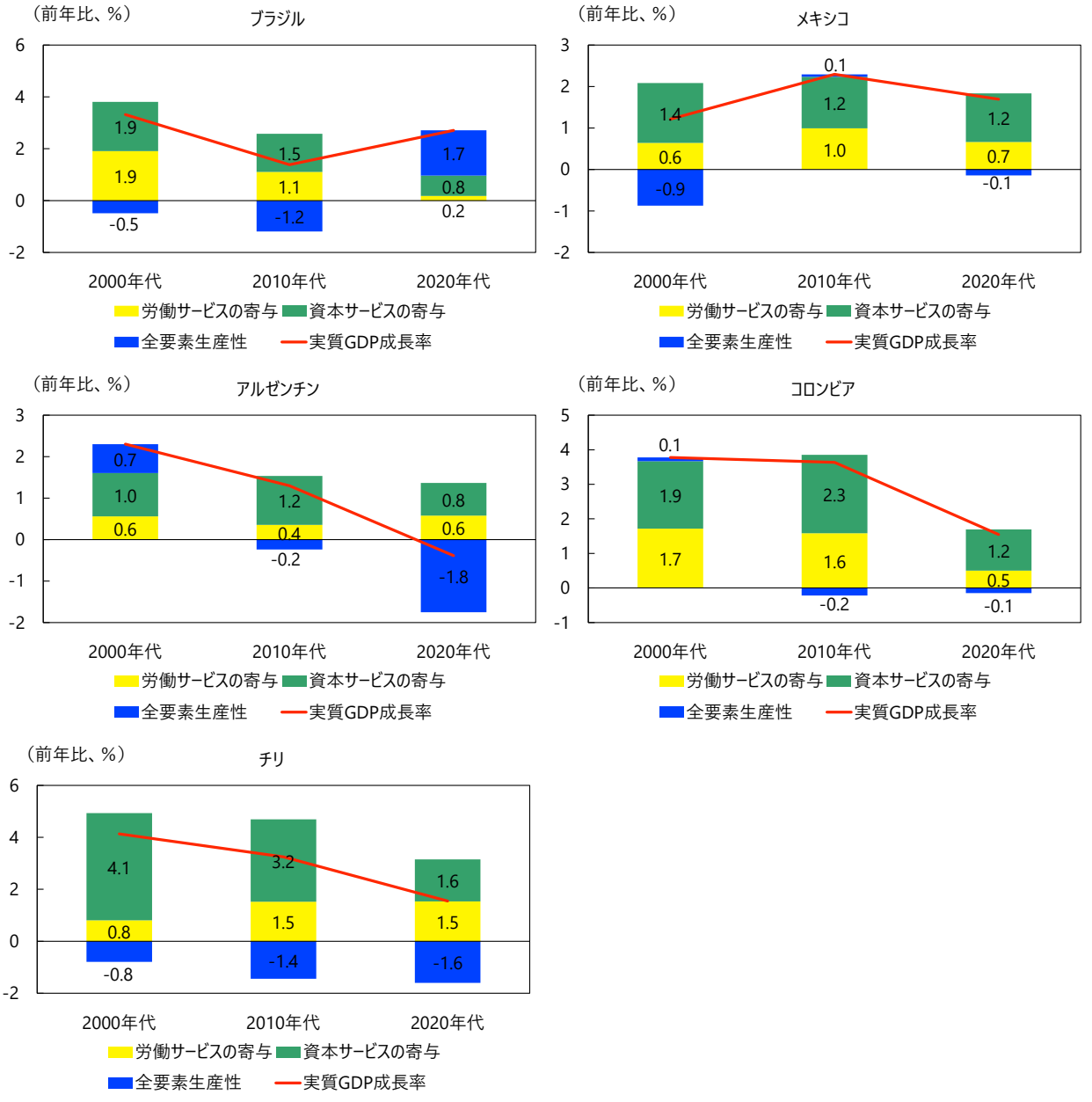

備考：2020 年代は 2023～2025 年のデータを指す。2020 年～2022 年はコロナの影響を踏まえ推計から除いている。
資料：コンファレンスボードから作成。

4. 資本形成

第 1-3-7-7 図は総資本形成比率を示している。特に、チリ、メキシコでの総資本形成比率が当該地域の中では高い。

第 1-3-7-8 図は対内 FDI の動向であり、中南米全体としてはブラジルの動向が反映されていることが分かる。ブラジルでは、2010 年頃から対内直接投資額が大きくなっており、現在では中南米諸国の中で最大の投資先となっている。

第 1-3-7-7 図 中南米の総資本形成比率

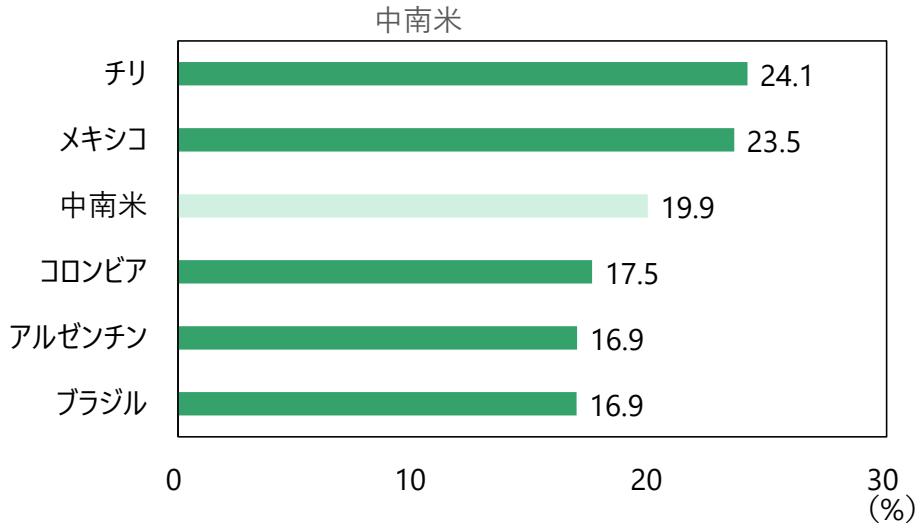

備考：「中南米」については、IMF「WEO」の総資本形成比率から名目 GDP でウェイト付けした上で推計。2022-2025 年平均の値。IMF「WEO」（2025 年 10 月）のデータ制約により、実績は 2024 年までであり、2025 年は予測値。
資料：IMF「WEO」（2025 年 10 月）から作成。

第 1-3-7-8 図 中南米の対内 FDI

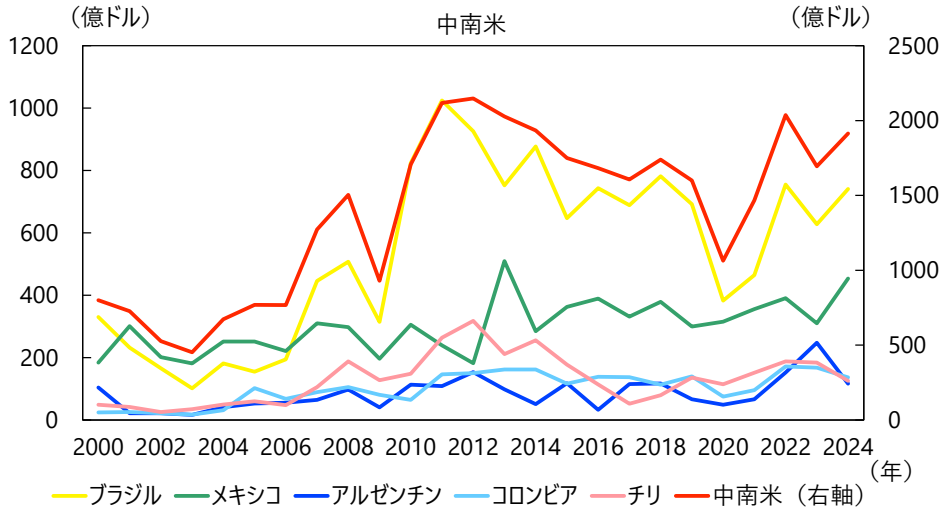

備考：「中南米」については本節で定義した地域区分の国及び地域一覧を合算し推計。2026 年 1 月 8 日時点データ。
資料：世界銀行から作成。

5. グリーンフィールド FDI

fDi Markets のデータを用いて、ブラジル、メキシコ、アルゼンチンのグリーンフィールド FDI の状況について確認する。

(1) ブラジル

2023 年～2025 年平均でブラジル向け FDI の上位 10 か国について見ると、1 位：米国、2 位：中国、3 位：フランスであった。中国、フランスは足下投資が増えているが、米国は 2003 年頃から継続的にブラジルに投資を行っている（第 1-3-7-9 図）。

第 1-3-7-9 図 ブラジルの対内 FDI 上位 10 か国

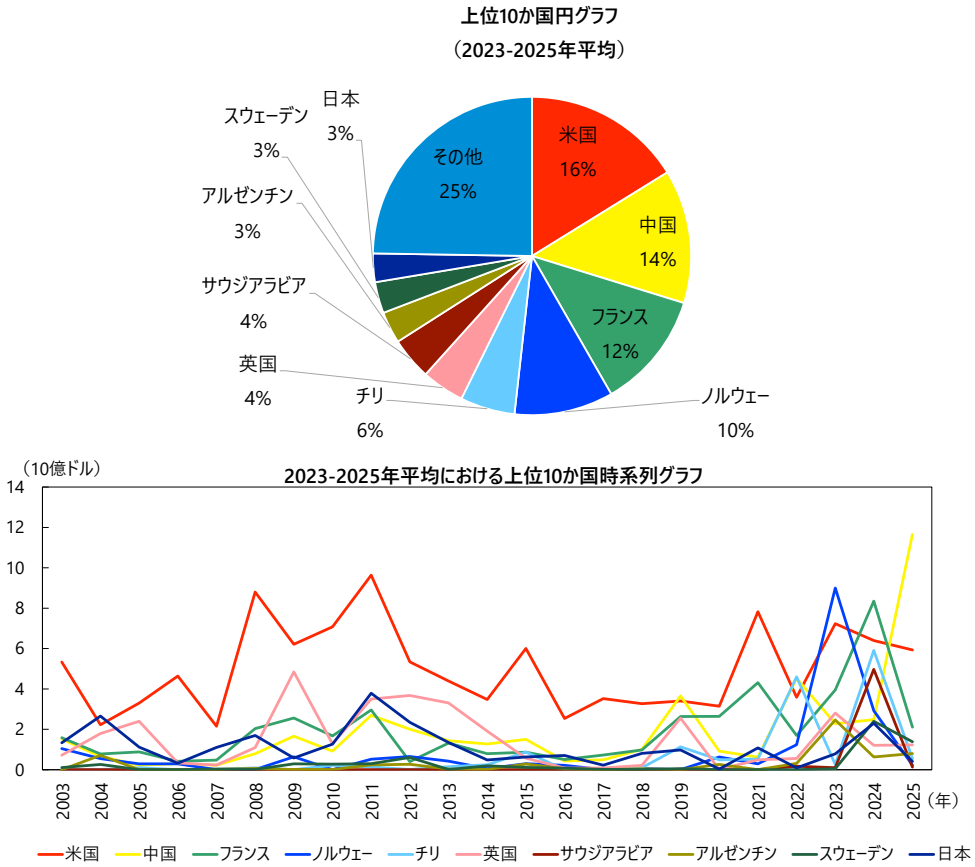

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月時点までのデータである。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靱化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

上記のブラジル対内 FDI 上位 10 か国について、国別にセクター内訳を見ると、米国と中国は通信分野と再生可能エネルギー分野、フランスは再生可能エネルギー分野と石炭・石油・ガス分野が上位を占めている（第 1-3-7-10 図）。

第 1-3-7-10 図 ブラジルの対内 FDI 上位 10 か国内訳

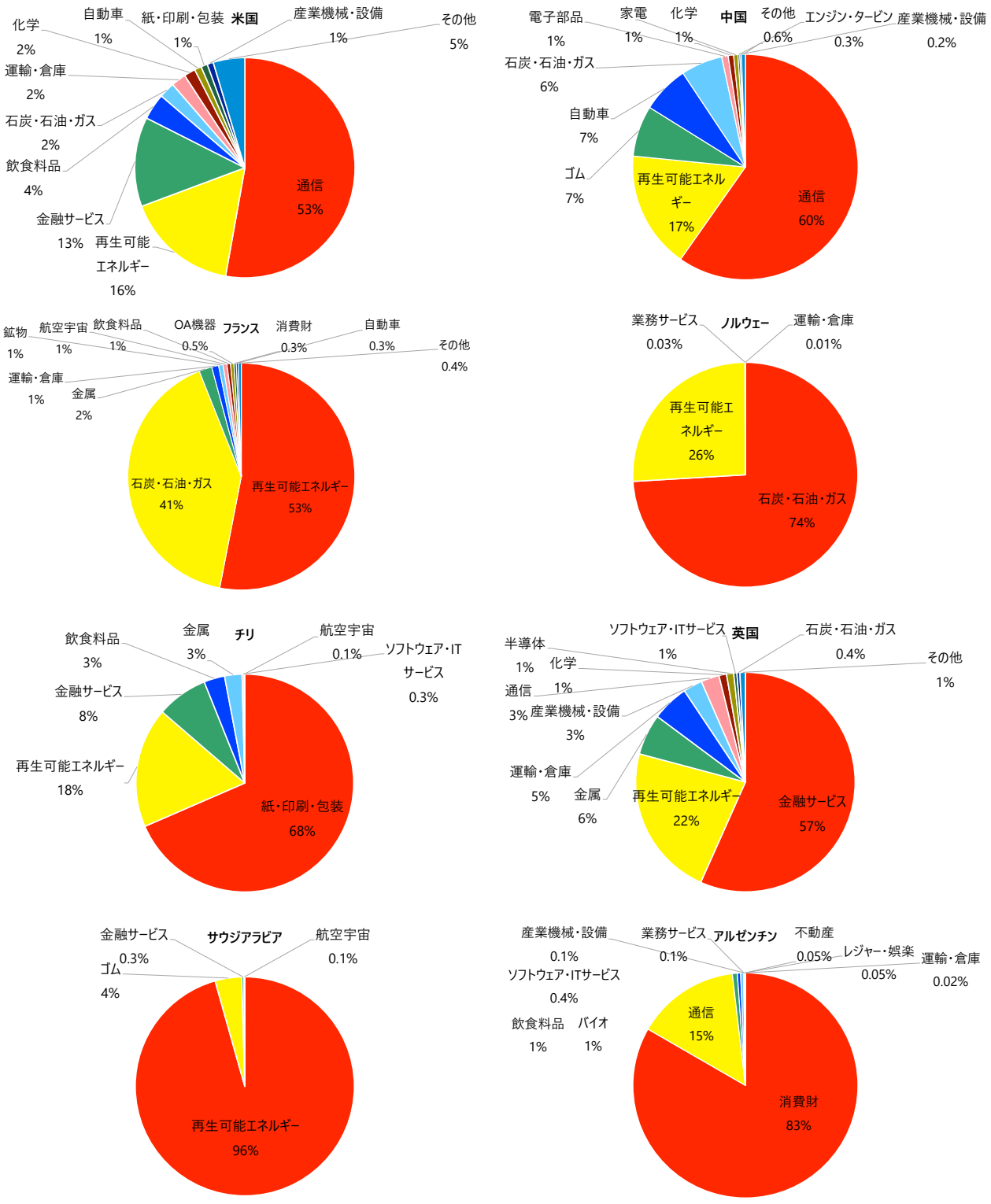

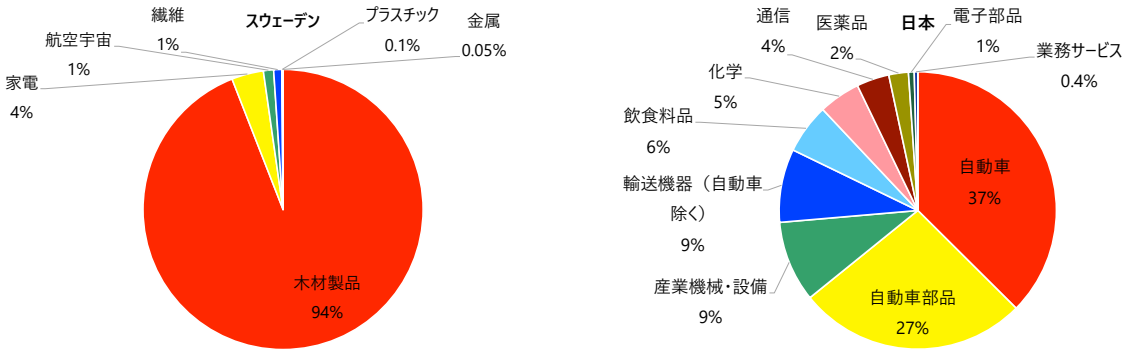

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月時点までのデータである。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靭化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

2023 年～2025 年平均でブラジル向け FDI の上位 10 セクターについて見ると、1 位：再生可能エネルギー、2 位：通信、3 位：石炭・石油・ガスの順に多い。再生可能エネルギー分野への直接投資は 2017 年頃から増加傾向にある（第 1-3-7-11 図）。

第 1-3-7-11 図 ブラジルの対内 FDI 上位 10 セクター

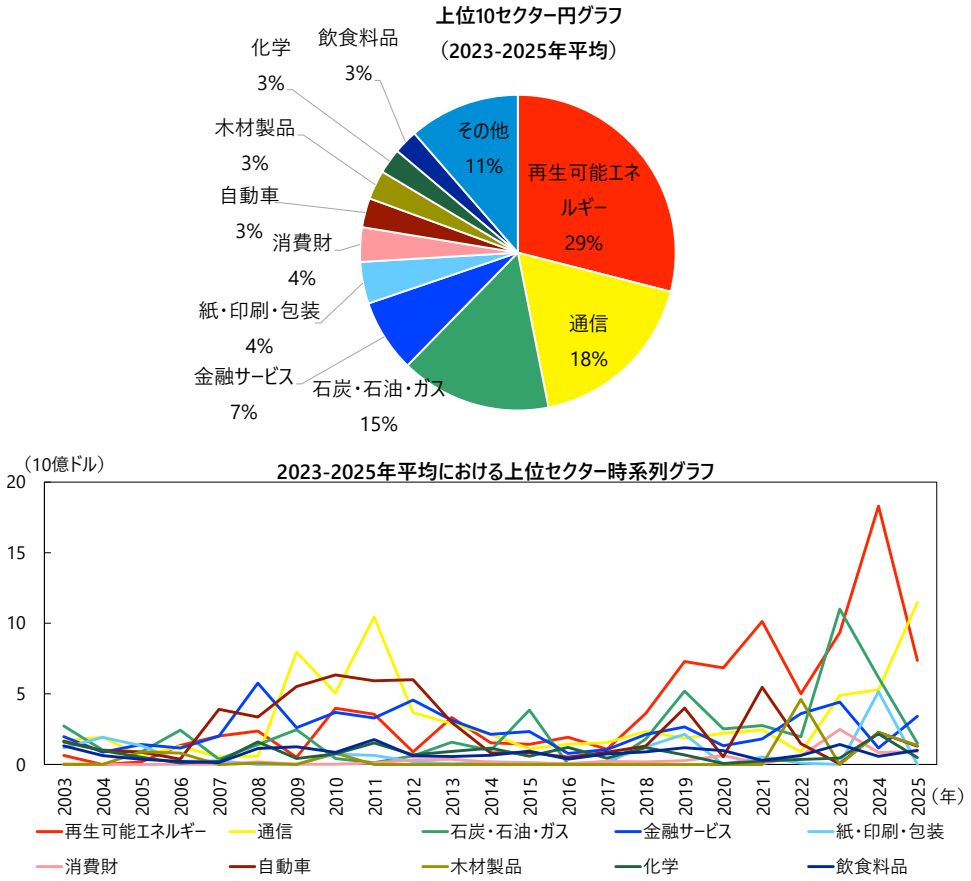

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月時点までのデータである。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靭化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

上記のブラジル対内 FDI 上位 10 セクターについて、セクター別に投資国・地域の内訳を見ると、再生可能エネルギー分野ではフランス、サウジアラビア、米国、ノルウェー等から投資が行われている。他方、通信分野では米国と中国が全体の 9 割を占めており、特定の国からの投資が多い（第 1-3-7-12 図）。

第 1-3-7-12 図 ブラジルの対内 FDI 上位 10 セクター内訳

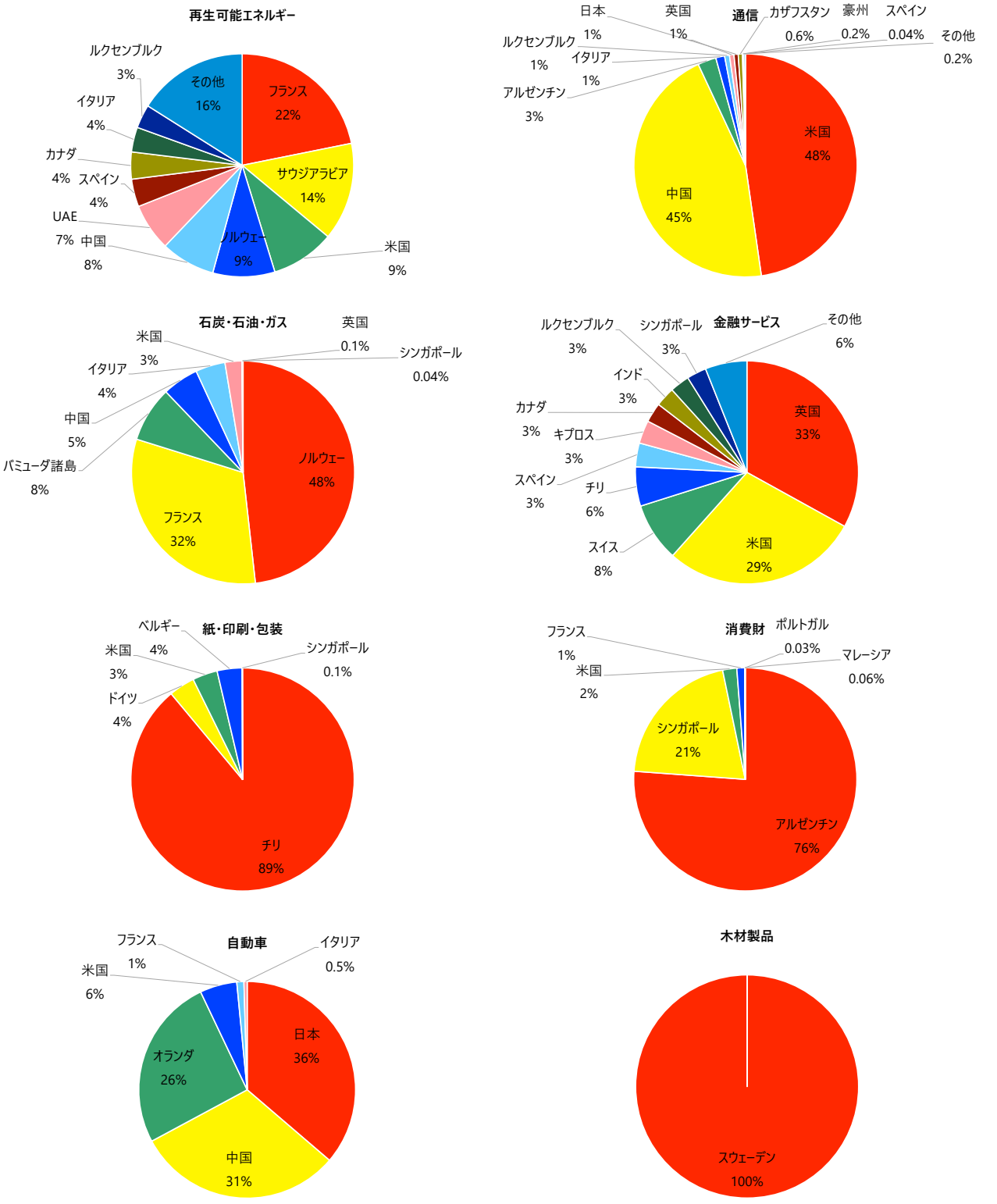

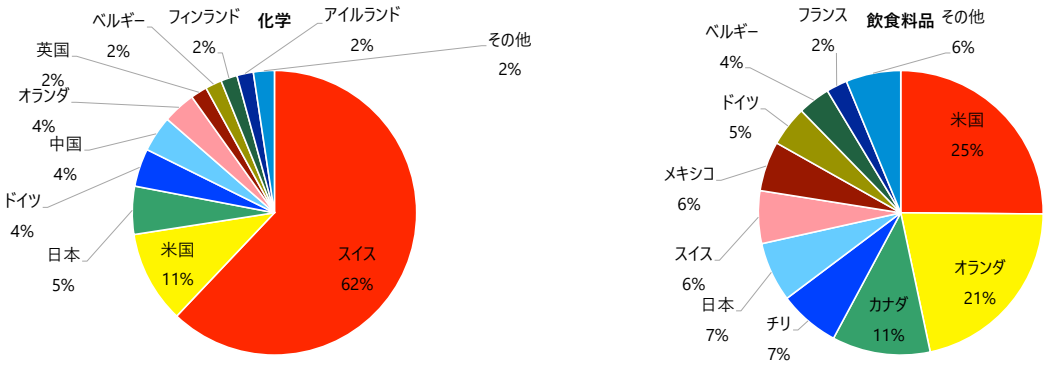

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月時点までのデータである。通信分野は、オランダ、カナダ、メキシコ、ペルー、ウクライナはスペインと同じ金額であったが、表記上その他に含む。金融分野はケイマン諸島、ウクライナはシンガポールと同じ金額であったが、表記上その他に含む。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靭化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

(2) メキシコ

2023 年～2025 年平均でメキシコ向け FDI の上位 10 か国・地域について見ると、1 位：米国、2 位：中国、3 位：ドイツであった。特に米国は、2003 年～2025 年まで一貫して対メキシコ投資額が多い（第 1-3-7-13 図）。

第 1-3-7-13 図　メキシコの対内 FDI 上位 10 か国・地域

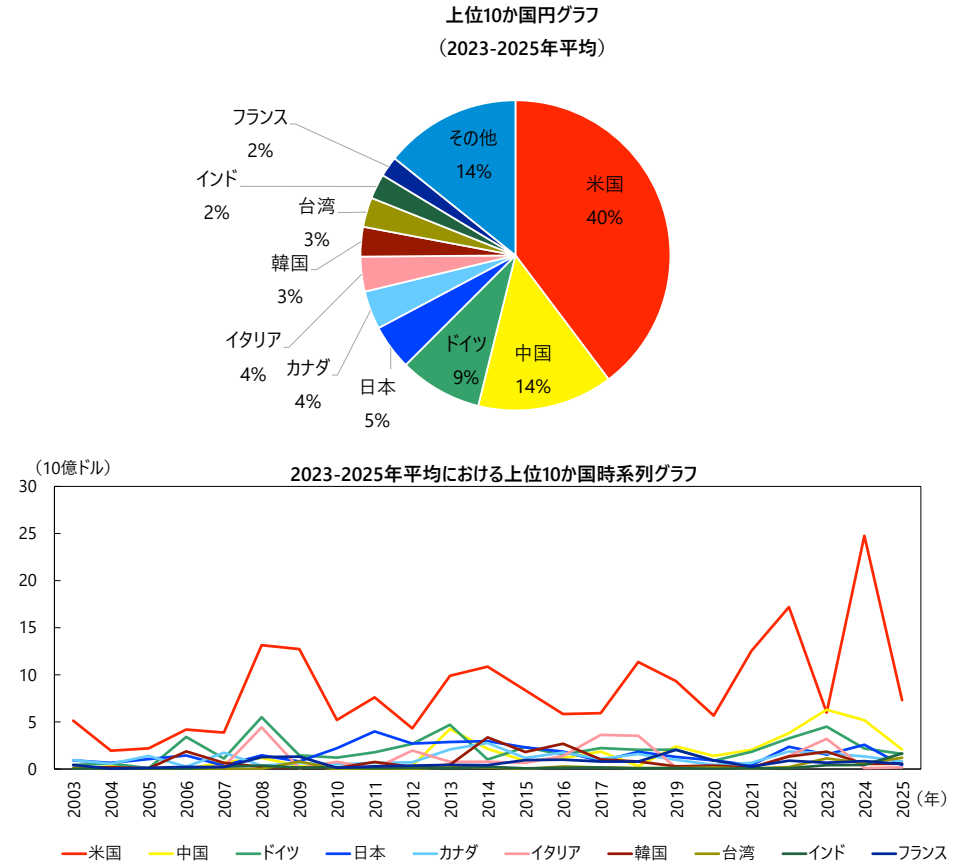

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月時点までのデータである。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靭化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

上記のメキシコ対内 FDI 上位 10 か国・地域について、国別にセクター内訳を見ると、米国からの投資は石炭・石油・ガス分野と通信分野が上位となっている。米国の石油・ガス会社による液化天然ガスプロジェクトへの投資によるものと見られる。中国及びドイツからの投資では、自動車、自動車部品と自動車分野が上位を占めている（第 1-3-7-14 図）。

第 1-3-7-14 図　メキシコの対内 FDI 上位 10 か国内訳・地域

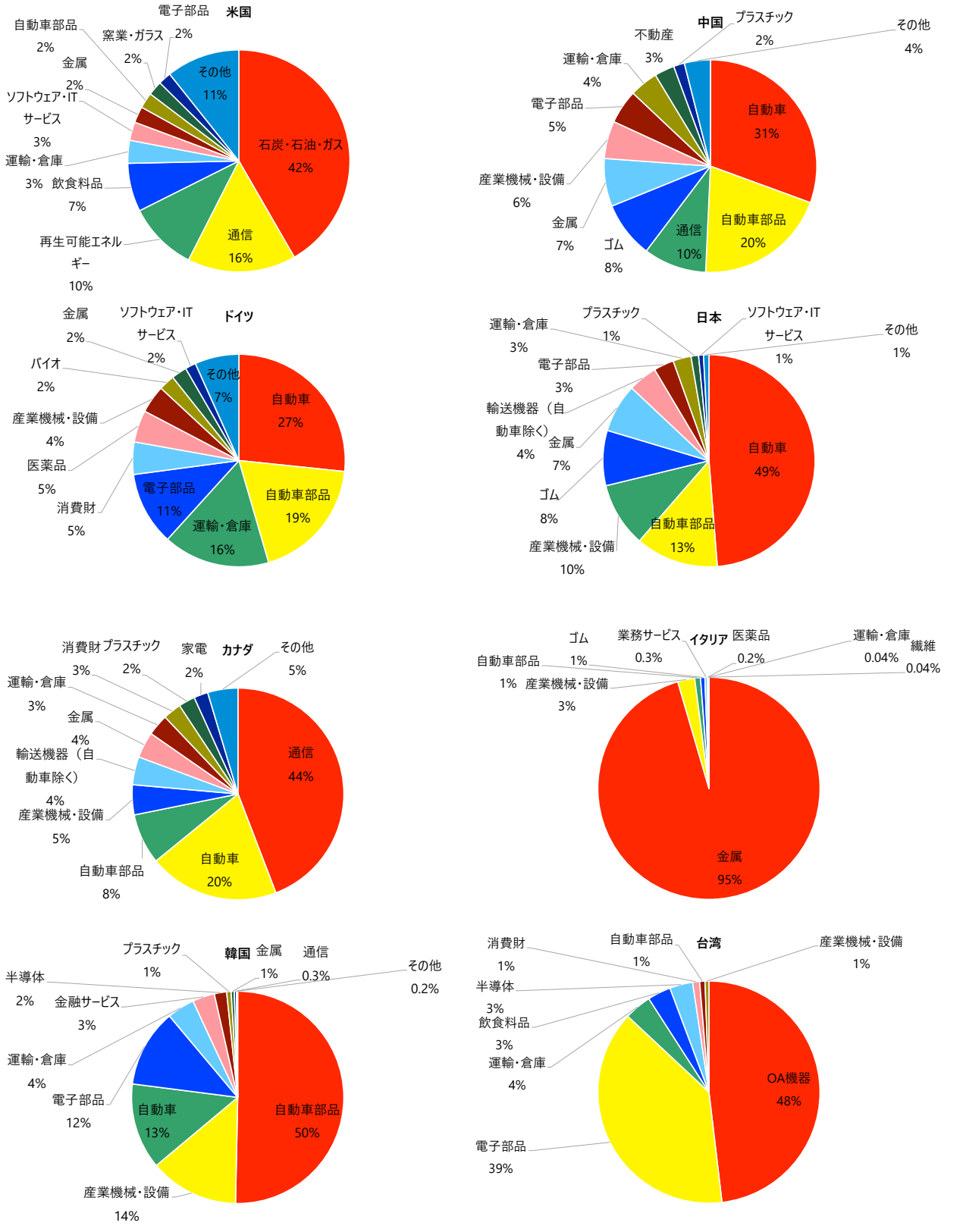

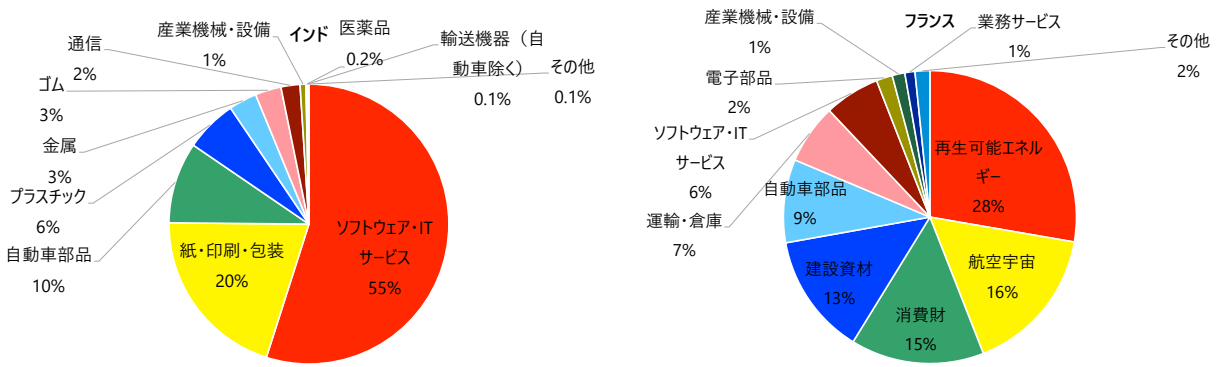

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月時点までのデータである。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靭化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

2023 年～2025 年平均でメキシコ向け FDI の上位 10 セクターについて見ると、1 位：石炭・石油・ガス、2 位：自動車、3 位：通信の順に多い（第 1-3-7-15 図）。

第 1-3-7-15 図　メキシコの対内 FDI 上位 10 セクター

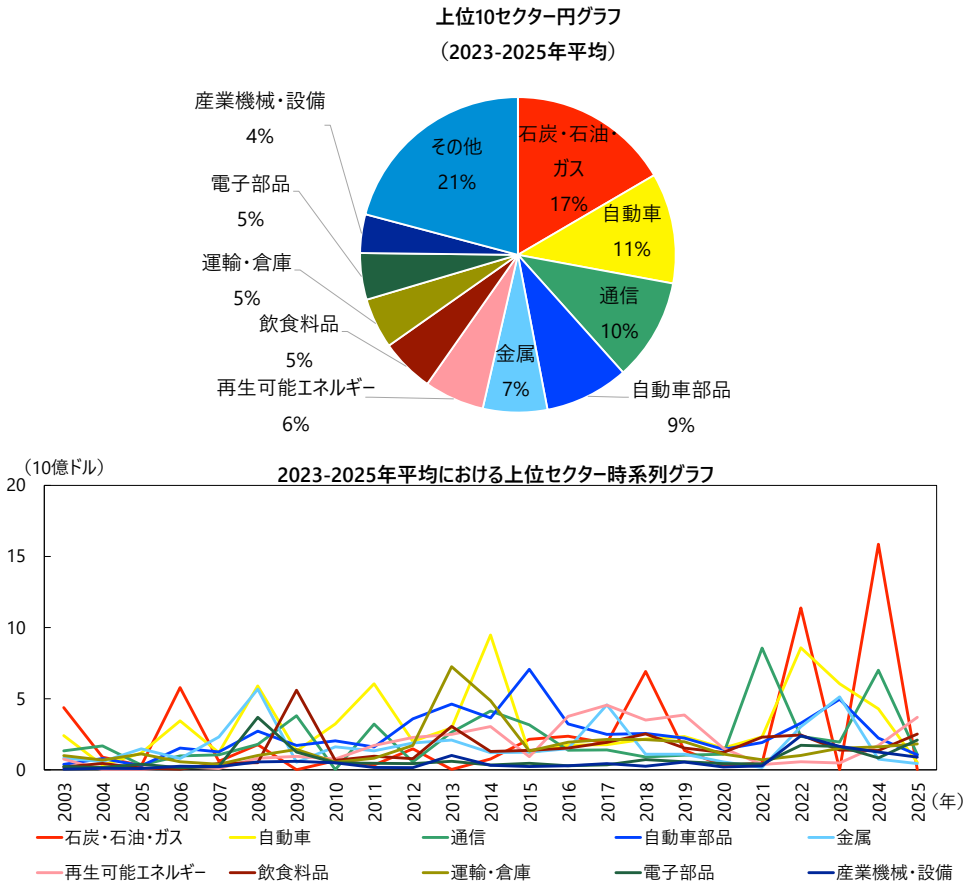

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月時点までのデータである。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靭化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

上記のメキシコ対内 FDI 上位 10 セクターについて、セクター別に投資国・地域の内訳を見ると、石炭・石油・ガス分野では米国、自動車では中国やドイツ、日本、そして通信

分野では米国とカナダからの投資が多い。また、電子部品分野では台湾からの投資が多く、投資元国の主要産業を担う企業がメキシコへの直接投資を活発に行っていることがうかがわれる（第 1-3-7-16 図）。

第 1-3-7-16 図　メキシコの対内 FDI 上位 10 セクター内訳

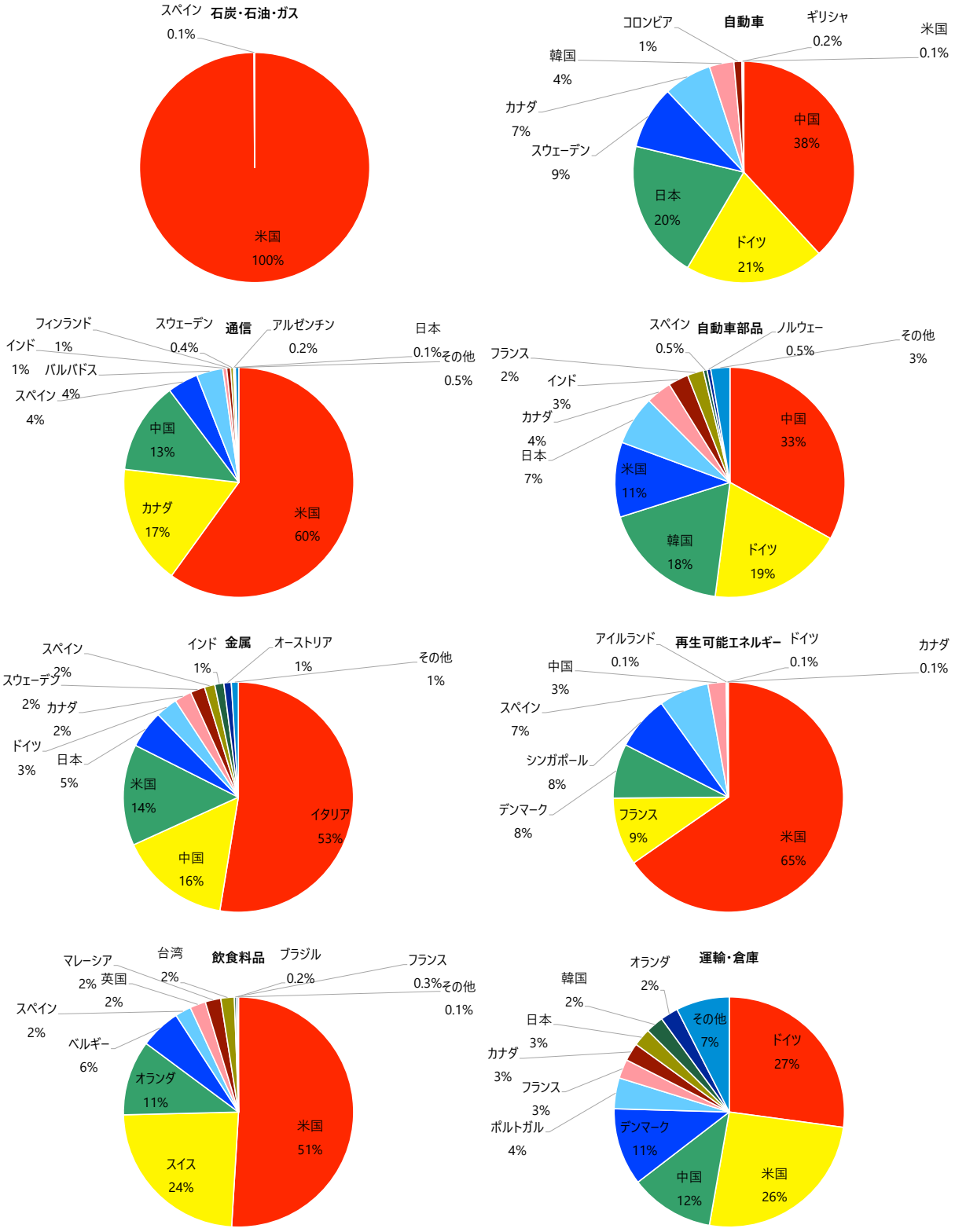

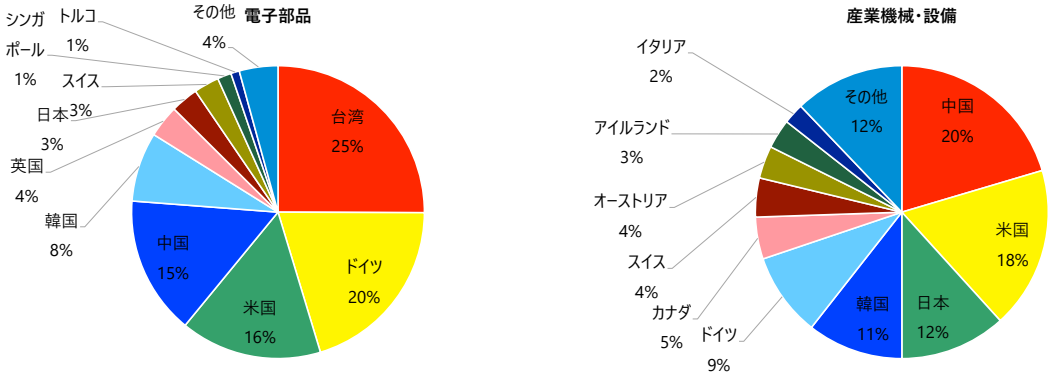

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月時点までのデータである。通信セクターにおいて、フランス、英国、韓国、豪州、ペルーは日本と同じ金額であったが、表記上その他に含める。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靱化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

(3) アルゼンチン

2023 年～2025 年平均でアルゼンチン向け FDI の上位 10 か国について見ると、1 位：英国、2 位：中国、3 位：米国であった（第 1-3-7-17 図）。

第 1-3-7-17 図　アルゼンチンの対内 FDI 上位 10 か国

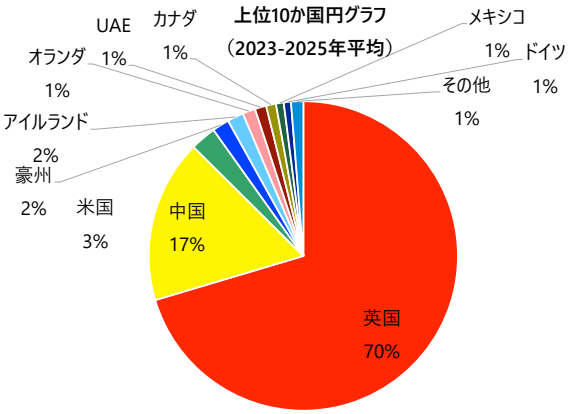

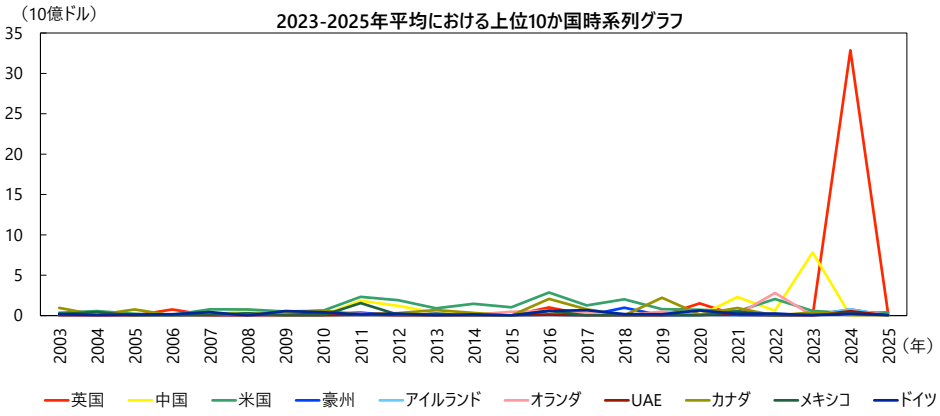

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月時点までのデータである。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靱化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

上記のアルゼンチン対内 FDI 上位 10 か国について、国別にセクター内訳を見ると、英国からは石炭・石油・ガス、中国からは鉱物、米国からは石炭・石油・ガス、通信への直接投資が多い（第 1-3-7-18 図）。

第 1-3-7-18 図 アルゼンチンの対内 FDI 上位 10 か国内訳

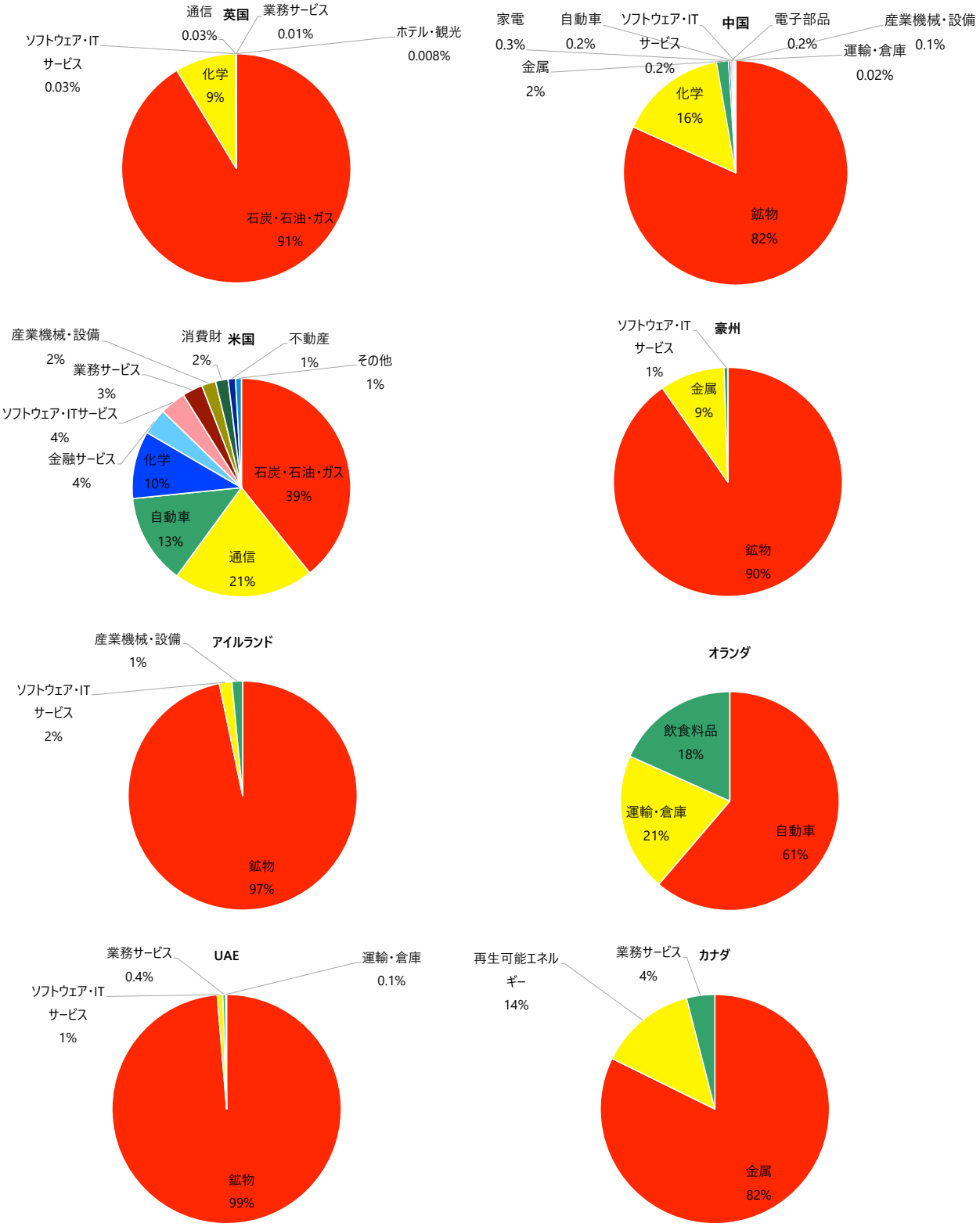

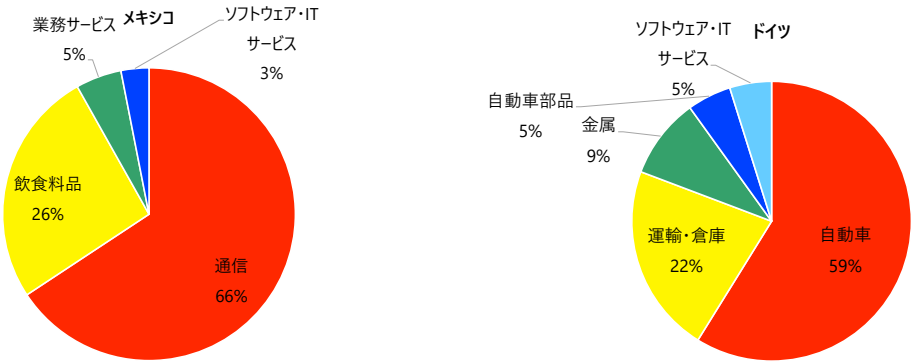

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月時点までのデータである。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靭化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

2023 年～2025 年平均でアルゼンチン向け FDI の上位 10 セクターについて見ると、1 位：石炭・石油・ガス、2 位：鉱物、3 位：化学の順に直接投資が多い（第 1-3-7-19 図）。

第 1-3-7-19 図　アルゼンチンの対内 FDI 上位 10 セクター

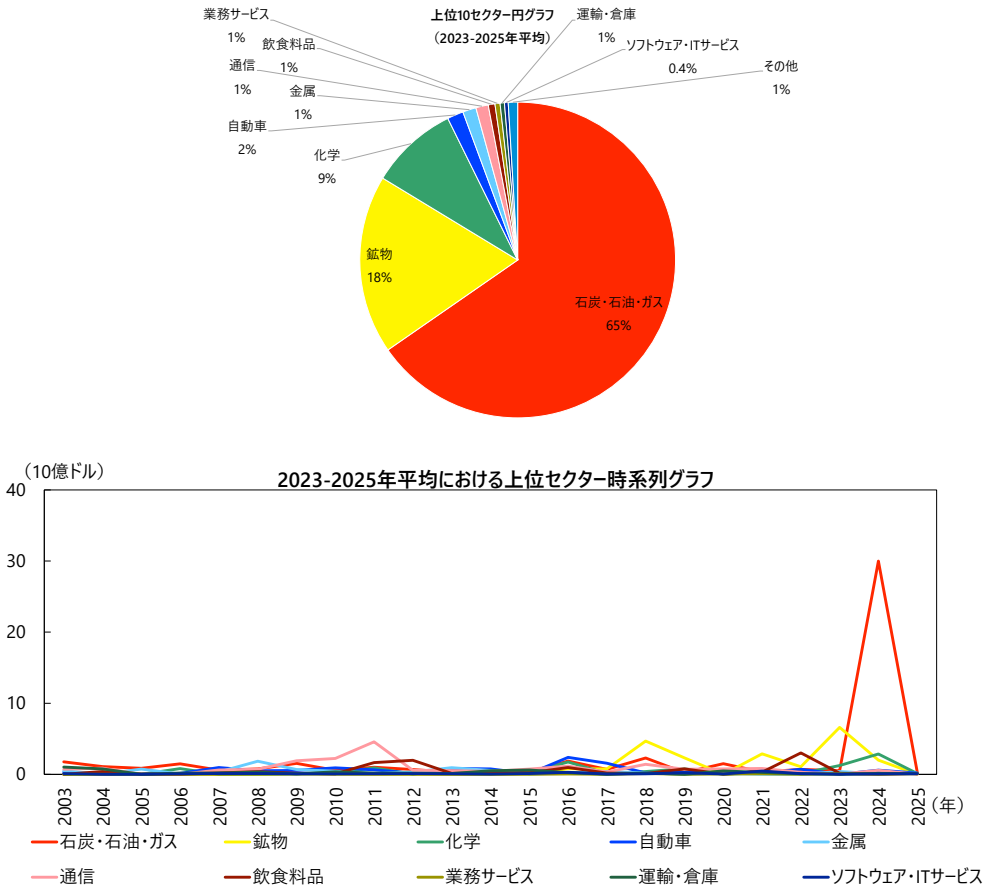

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月時点までのデータである。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靭化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

上記のアルゼンチン対内 FDI 上位 10 セクターについて、セクター別に投資国の内訳を見ると、石炭・石油・ガスでは英国、鉱物では中国、化学では英国と中国からの投資が多い（第 1-3-7-20 図）。

第 1-3-7-20 図 アルゼンチンの対内 FDI 上位 10 セクター内訳

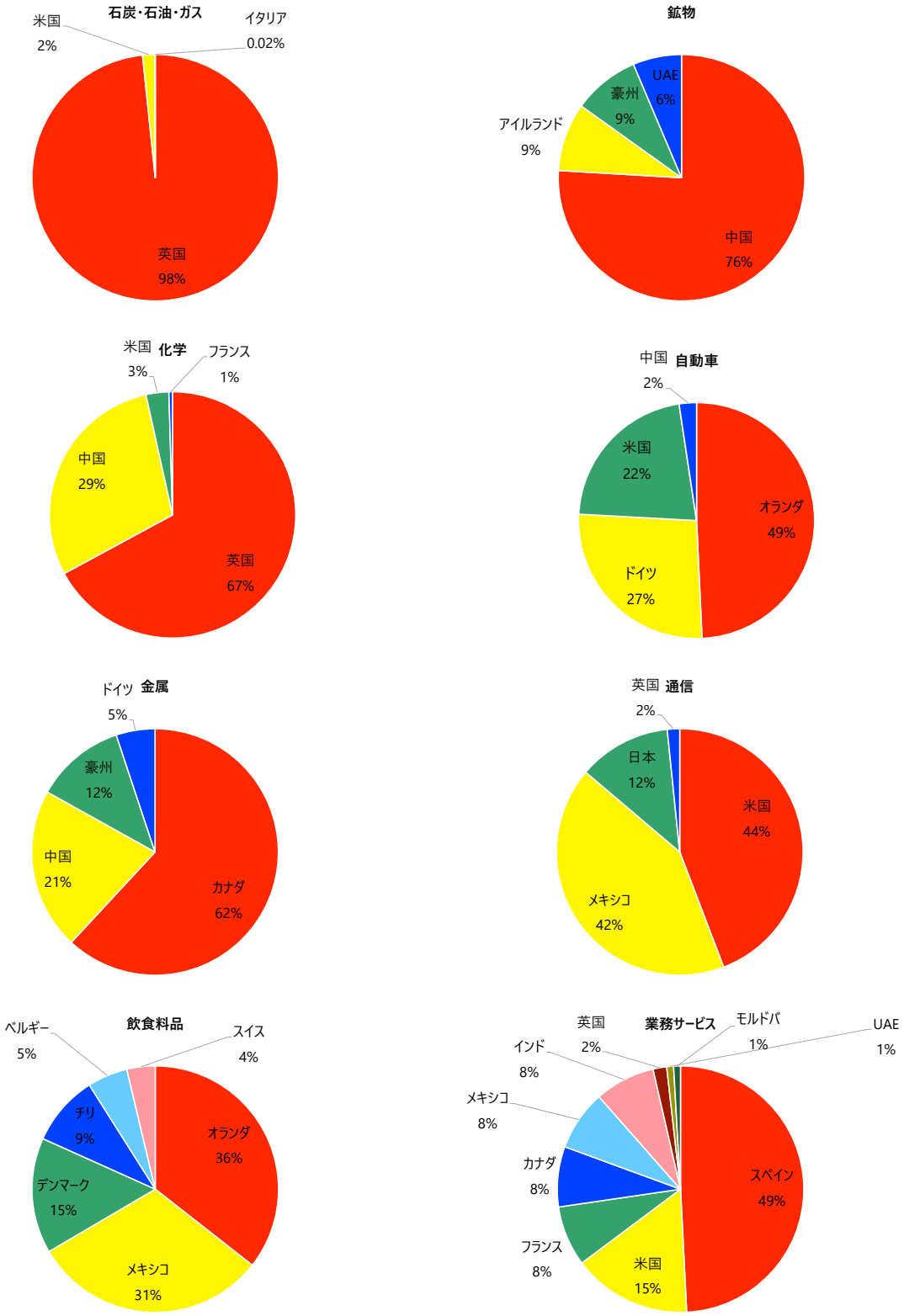

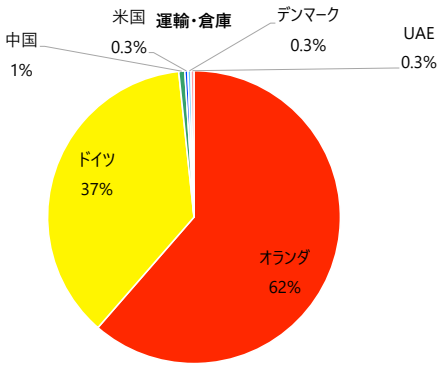

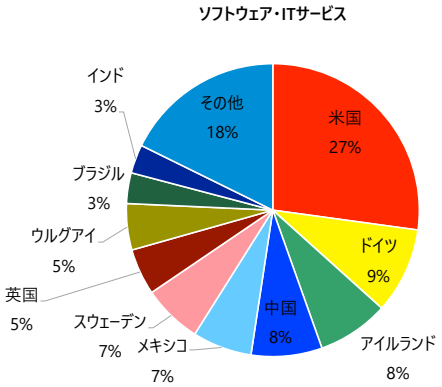

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月時点までのデータである。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靭化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

6. FTA 協定

2020 年以降の自由貿易協定等の状況を示したのが第 1-3-7-21 表である[57]。ブラジルの発効済協定について見ると、チリ・ブラジル自由貿易協定が 2022 年 1 月に発効している。メキシコについて見ると、EU 離脱に伴う英国との継続協定を結んでいるほか、2020 年 7 月には米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）が発効している。USMCA は、1994 年に発効した NAFTA に代わる協定であり、新たにデジタル貿易や腐敗防止、良い規制慣行などが追加されたことに加え、原産地規則や政府調達、紛争解決、知的財産権、労働、環境などの条項が更新された。また、加盟国全ての合意がない限り協定発効後 16 年目に失効するサンセット条項が規定された。コロンビアでは、2021 年 1 月に EU 離脱後の英国との継続協定として英国・コロンビア・エクアドル・ペルー貿易協定を発効しているほか、チリでは、2021 年 11 月にデジタル経済パートナーシップ協定（DEPA）を発効している。DEPA は、シンガポールが他国と初めて締結したデジタル経済に関する協定であり、異なる体制間の相互運用性を促進し、デジタル化によってもたらされる新たな問題に対処することを目的とする。

57 JETRO「世界の FTA データベース」、https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/ftalist/。

第 1-3-7-21 表 中南米の自由貿易協定等（2020 年～）

国	No	名称	形態	経緯
アルゼンチン	1	メルコスール・シンガポール自由貿易協定	自由貿易協定	○2018年10月交渉開始 ○2023年12月署名
コロンビア	1	コロンビア・アラブ首長国連邦包括的経済連携協定	自由貿易協定	○2022年3月交渉開始 ○2024年4月署名
	2	シンガポール・太平洋同盟自由貿易協定	自由貿易協定	○2017年6月交渉開始 ○2022年1月署名 ○2025年5月発効
	3	英国・コロンビア・エクアドル・ペルー貿易協定	自由貿易協定	○2019年5月署名 ○2021年1月発効
	4	コロンビア・イスラエル自由貿易協定	自由貿易協定	○2012年3月交渉開始 ○2013年6月実質合意 ○2013年9月署名 ○2020年8月発効
チリ	1	チリ・アラブ首長国連邦包括的経済連携協定	自由貿易協定	○2022年2月交渉開始 ○2024年7月署名 ○2025年11月発効
	2	チリ・ブラジル自由貿易協定	自由貿易協定	○2018年11月署名 ○2022年1月発効
	3	シンガポール・太平洋同盟自由貿易協定	自由貿易協定	○2017年6月交渉開始 ○2022年1月署名 ○2025年5月発効
	4	デジタル経済パートナーシップ協定（DEPA）	その他	○2020年1月内容妥結 ○2020年6月シンガポール、ニュージーランド、チリにより署名 ○2021年1月シンガポール、ニュージーランドで発効 ○2021年10月韓国の加盟手続きを開始 ○2021年11月チリで発効、中国が加盟を申請 ○2022年5月カナダが加盟を申請 ○2022年8月 中国およびカナダの加盟手続きを開始 ○2023年5月ペルーが加盟を申請 ○2023年6月韓国の加盟交渉が実質妥結 ○2023年10月コスタリカの加盟手続きを開始 ○2024年5月韓国が加盟 ○2024年11月ペルーの加盟手続きを開始 ○2025年1月コスタリカの加盟交渉が実質妥結
	5	英国・チリ連合協定	自由貿易協定	○2019年1月署名 ○2021年1月発効
ブラジル	1	メルコスール・シンガポール自由貿易協定	自由貿易協定	○2018年10月交渉開始 ○2023年12月署名
	2	チリ・ブラジル自由貿易協定	自由貿易協定	○2018年11月署名 ○2022年1月発効
メキシコ	1	シンガポール・太平洋同盟自由貿易協定	自由貿易協定	○2017年6月交渉開始 ○2022年1月署名 ○2025年5月発効
	2	英国・メキシコ貿易継続協定	自由貿易協定	○2020年12月署名 ○2021年 6 月発効 ○2022年5月「英国・メキシコ自由貿易協定」交渉開始
	3	米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）	自由貿易協定	○2017年8月再交渉開始 ○2018年9月交渉妥結 ○2018年11月署名 ○2019年12月3カ国が修正議定書に署名 ○2020年7月発効

備考：2026 年 4 月取得データ。
資料：JETRO「世界の FTA データベース」（2026 年 4 月時点）から作成。

第8節 欧州新興国

1. GDP の動向

第 1-3-8-1 図は、欧州新興国の実質 GDP 成長率を示している。ポーランドの成長率が 2015 年から 2019 年平均は 4.7%である一方、2023 年は 0.3%、2024 年は 2.9%となっているなど、これらの国々の成長率は年によって変動幅が大きい。欧州新興国としては、2015 年から 2019 年平均は 3.5%、2023 年は 1.8%、2024 年は 2.4%の成長となっている。

第 1-3-8-2 図は実質 GDP 成長率の予測であり、いずれの国も右肩上がりの成長が見込まれている。第 1-3-8-3 図は一人当たり GDP の推移であるが、ウクライナを除き、増加基調が見て取れる。ウクライナは 2000 年代後半から横ばい基調であったが、2022 年、ロシアによるウクライナ侵略により、実質 GDP 成長率が大きく減少し、同年の一人当たり GDP も減少した。

第 1-3-8-1 図 欧州新興国の実質 GDP 成長率

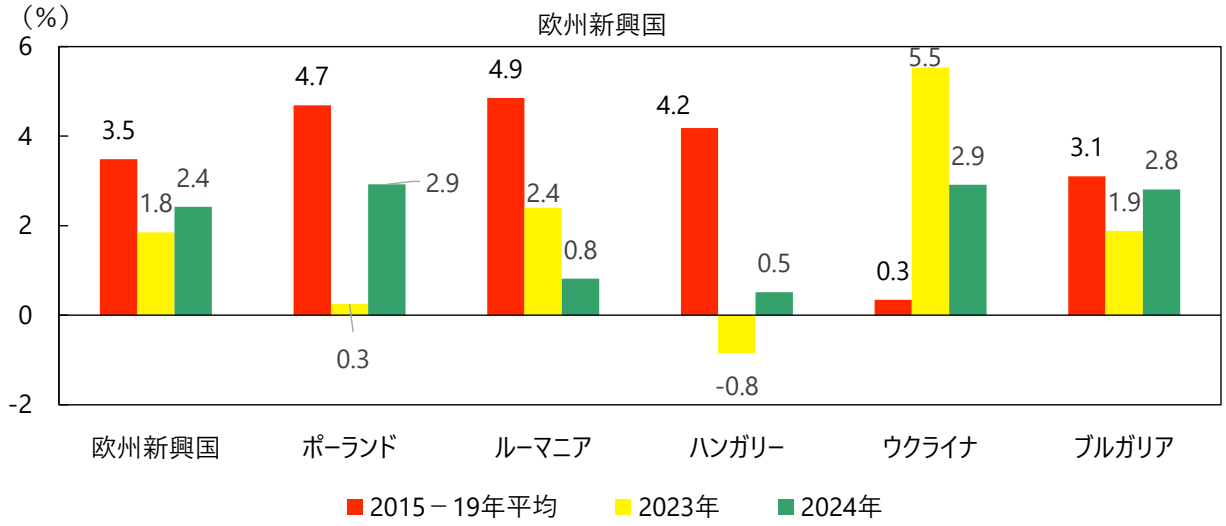

備考：「欧州新興国」については、本章で定義した地域区分の国及び地域について、IMF「WEO」の各国 GDP 成長率から GDP (PPP ベース)でウェイト付けした上で推計。
資料：IMF「WEO」（2025 年 10 月）から作成。

第 1-3-8-2 図 欧州新興国の実質 GDP 予測

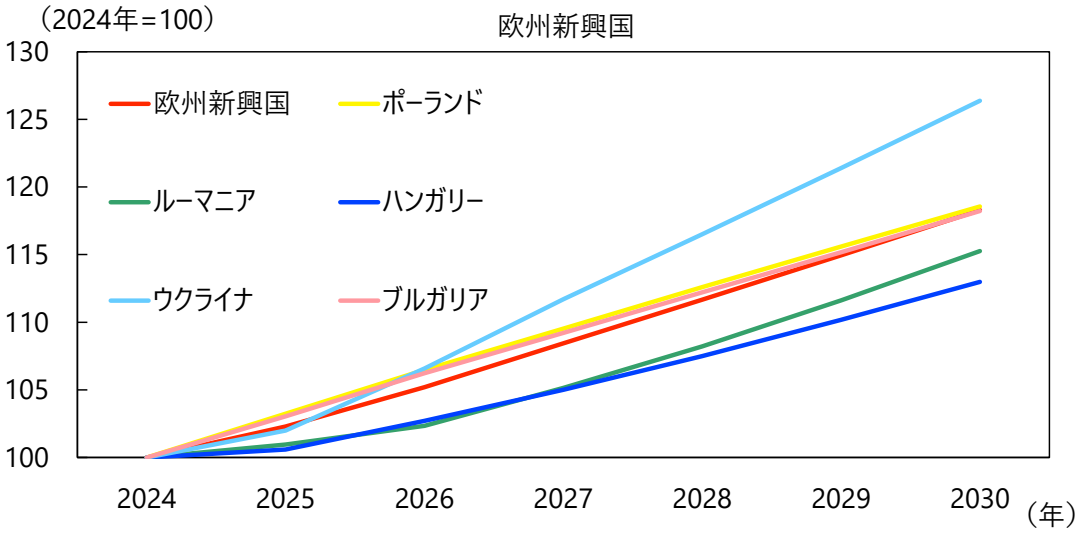

備考：「欧州新興国」については、本章で定義した地域区分の国及び地域について、IMF「WEO」の各国 GDP 成長率から GDP (PPP ベース)でウェイト付けした上で推計。
資料：IMF「WEO」（2025 年 10 月）から作成。

第 1-3-8-3 図 欧州新興国の一人当たり GDP

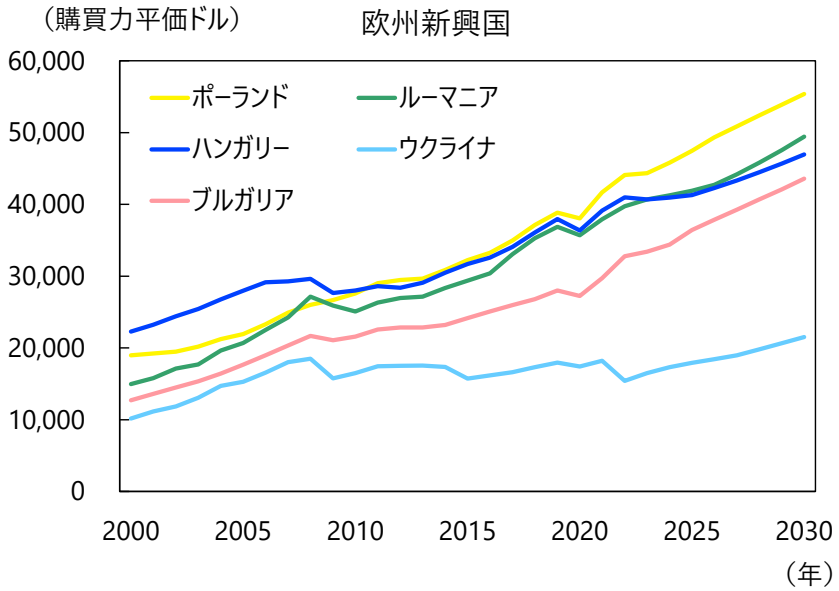

備考：IMF「WEO」のデータ制約により、実績は 2024 年までであり、2025 年以降は予測値。2026 年 1 月 29 日時点データ。
資料：IMF「WEO」（2025 年 10 月）から作成。

2. 人口の動向

第 1-3-8-4 図は、欧州新興国の生産年齢人口の動向を示している。これまでとは対照的に、生産年齢人口は減少トレンドにある。第 1-3-8-5 図は合計特殊出生率を示しているが、いずれの国も 2 を下回って推移している。

第 1-3-8-4 図 欧州新興国の生産年齢人口

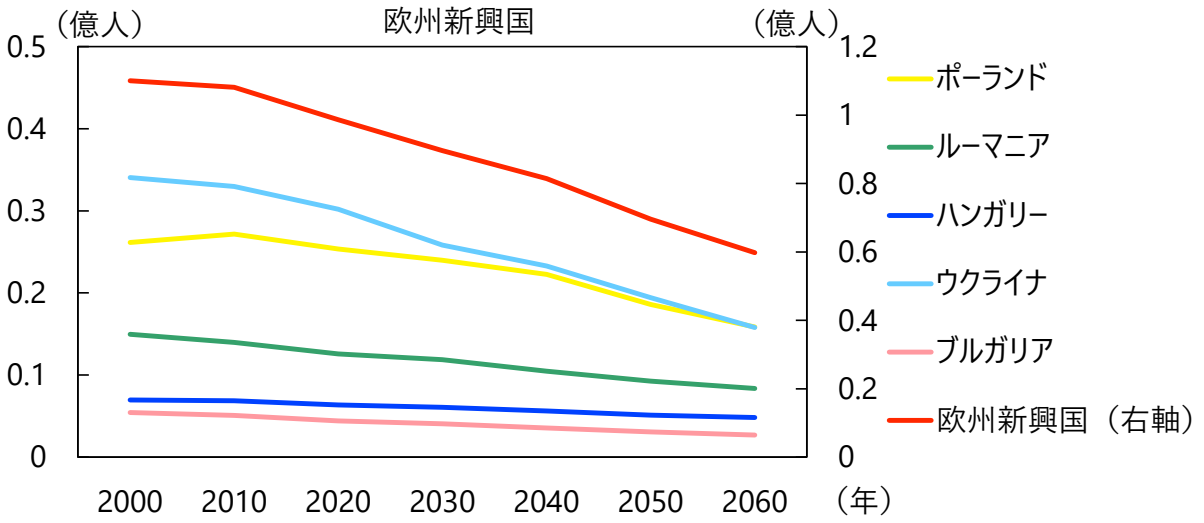

備考：「欧州新興国」については、本章で定義した地域区分の国及び地域一覧を合算し推計。本データは中位推計。当該期間は予測期間を含む。2026 年 2 月 2 日時点データ。
資料：国連「World Population Prospects 2024」から作成。

第 1-3-8-5 図 欧州新興国の合計特殊出生率

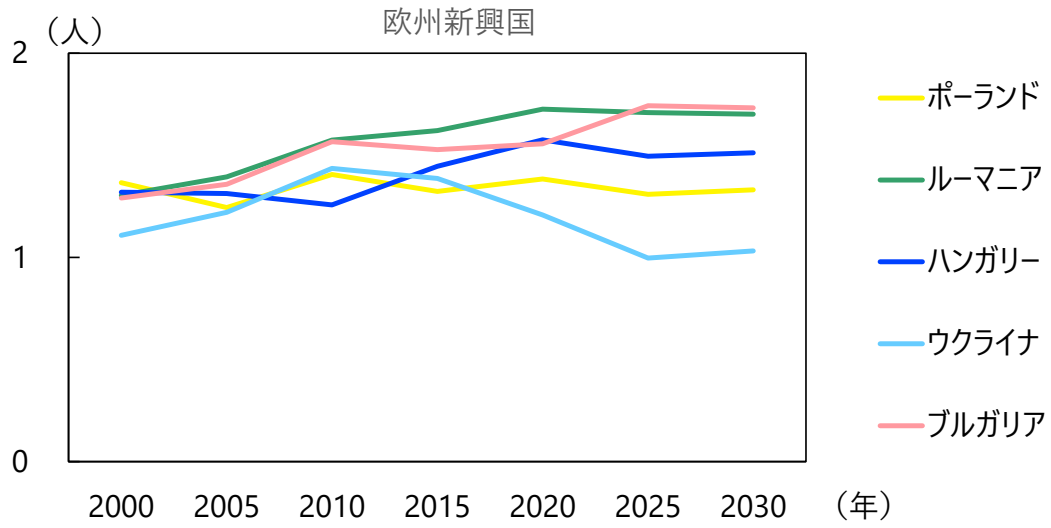

備考：本データは中位推計。当該期間は予測期間を含む。2026 年 2 月 6 日時点データ。
資料：国連「World Population Prospects 2024」から作成。

3. 成長会計

第 1-3-8-6 図は、成長会計の結果を示している。2020 年代を見ると、ウクライナ以外の欧州新興国では、資本が成長に大きく寄与していることが分かる。他方、ウクライナは 2000 年代から生産性の向上が成長に寄与している。生産年齢人口の減少も反映する形で、労働の寄与が小さいことが分かる。

第 1-3-8-6 図 欧州新興国の成長会計

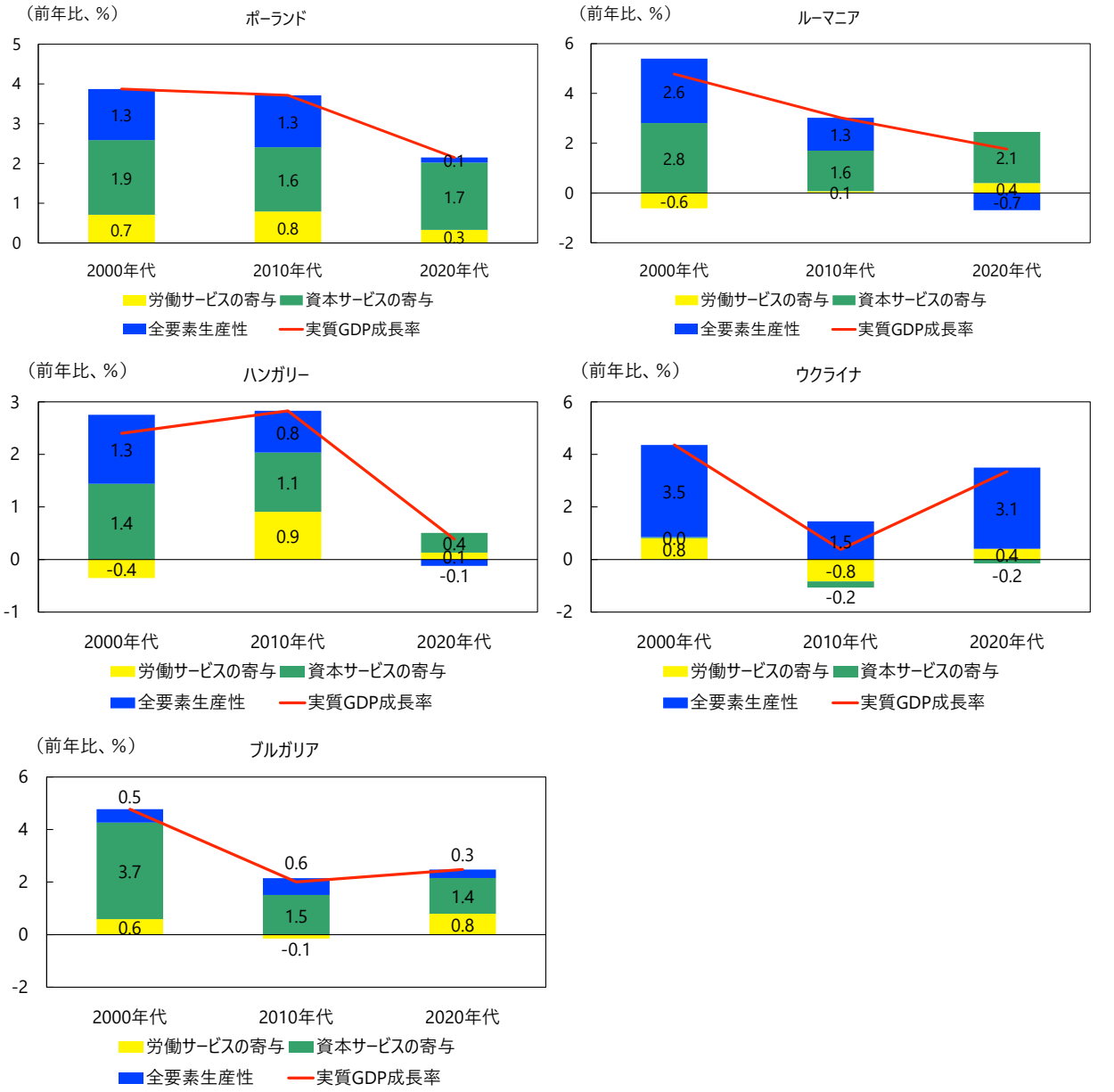

備考：2020 年代は 2023～2025 年のデータを指す。2020 年～2022 年はコロナの影響を踏まえ推計から除いている。
資料：コンファレンスボードから作成。

4. 資本形成

第 1-3-8-7 図は、総資本形成比率を示している。おおむね、20～30%の資本形成比率となっている。

第 1-3-8-8 図の対内 FDI に目を向けると、欧州新興国全体における対内 FDI の動向の大層はハンガリーによるものであることが分かる。ハンガリーは欧州内でも法人税率が低いほか、シェンゲン協定にも加盟している。シェンゲン協定とは、加盟国間で国境検査を原則撤廃する枠組みであり、29 の欧州諸国で構成（2026 年 3 月時点）されている。EU 加盟国の多くはシェンゲン協定に加盟しているが、一部加盟していない国があるほか、EU 加盟国ではないが、シェンゲン協定の加盟国もいる。ブルガリアも法人税率はハンガ

リーと同程度の水準で低いが、シェンゲン協定に未加入であった。しかし、2024 年に空路と海路[58]、2025 年に陸路[59]に関するシェンゲン協定への参加が決定している。

第 1-3-8-7 図　欧州新興国の総資本形成比率

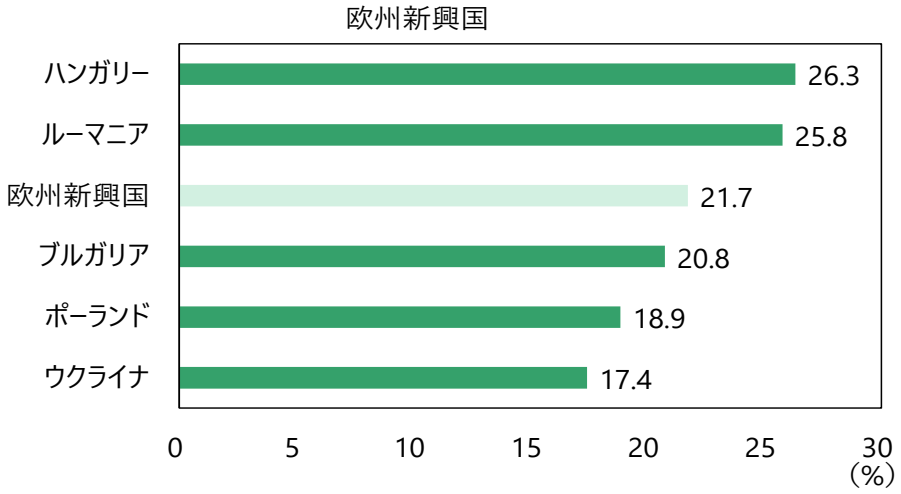

備考：「欧州新興国」については、IMF「WEO」の総資本形成比率から名目 GDP でウェイト付けした上で推計。2022-2025 年平均の値。IMF「WEO」のデータ制約により、実績は 2024 年までであり、2025 年は予測値。
資料：IMF「WEO」（2025 年 10 月）から作成。

第 1-3-8-8 図　欧州新興国の対内 FDI

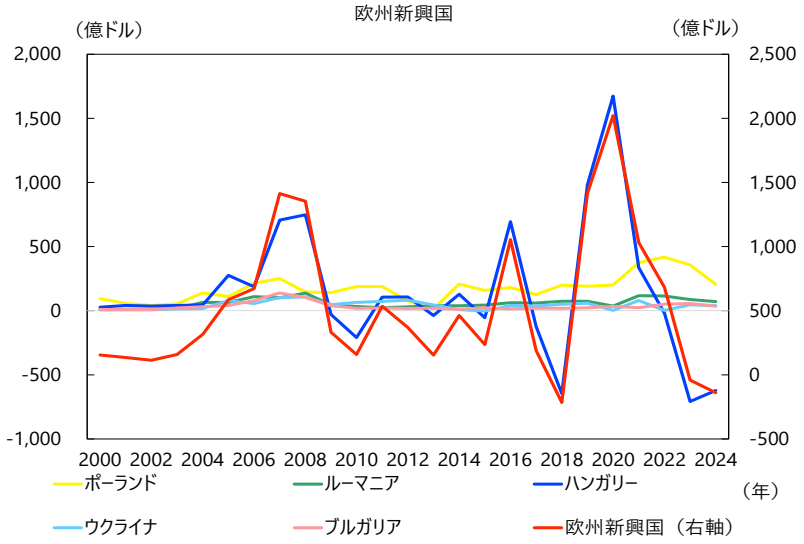

備考：「欧州新興国」については、本章で定義した地域区分の国及び地域一覧を合算し推計。2026 年 1 月 8 日時点データ。
資料：世界銀行から作成。

[58] The Council of the EU and the European Council, *Schengen area: Council agrees to lift air and maritime internal border controls with Bulgaria and Romania*, https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2023/12/30/schengen-area-council-takes-move-towards-lifting-border-controls-with-bulgaria-and-romania/（Accessed 31 March 2026）.

[59] The Council of the EU and the European Council, *Spațiul Schengen: Consiliul decide să elimine controalele la frontierele terestre cu Bulgaria și România*, https://www.consilium.europa.eu/ro/press/press-releases/2024/12/12/schengen-council-decides-to-lift-land-border-controls-with-bulgaria-and-romania/（Accessed 31 March 2026）.

5. グリーンフィールド FDI

fDi Markets のデータを用いて、ポーランド、ルーマニアの対内 FDI の状況について確認する。

(1) ポーランド

2023 年～2025 年平均で、ポーランド向け FDI の上位 10 か国について見ると、1 位：ドイツ、2 位：米国、3 位：フランスであった（第 1-3-8-9 図）。

第 1-3-8-9 図　ポーランドの対内 FDI 上位 10 か国

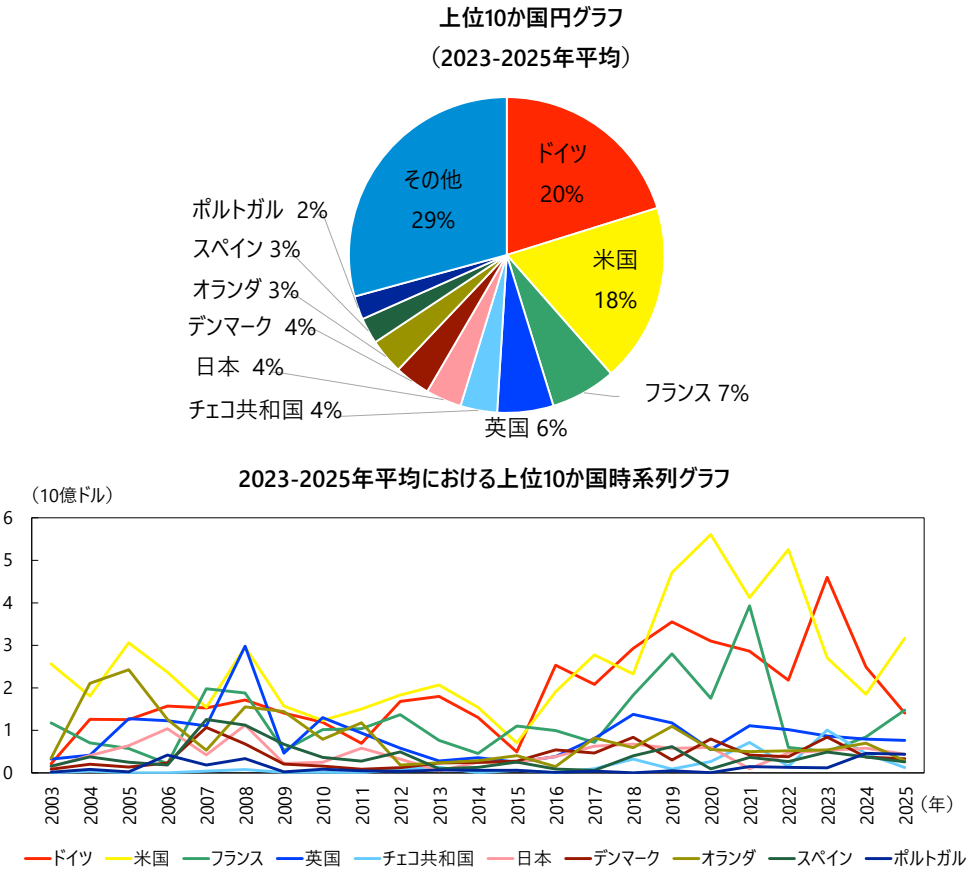

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月時点までのデータである。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靱化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

上記のポーランド対内 FDI 上位 10 か国について、国別にセクター内訳を見ると、ドイツは金属、運輸・倉庫、自動車、米国は不動産、化学、通信への比率が大きい。フランスは再生可能エネルギーへの比重が大きい（第 1-3-8-10 図）。

第 1-3-8-10 図 ポーランドの対内 FDI 上位 10 か国内訳

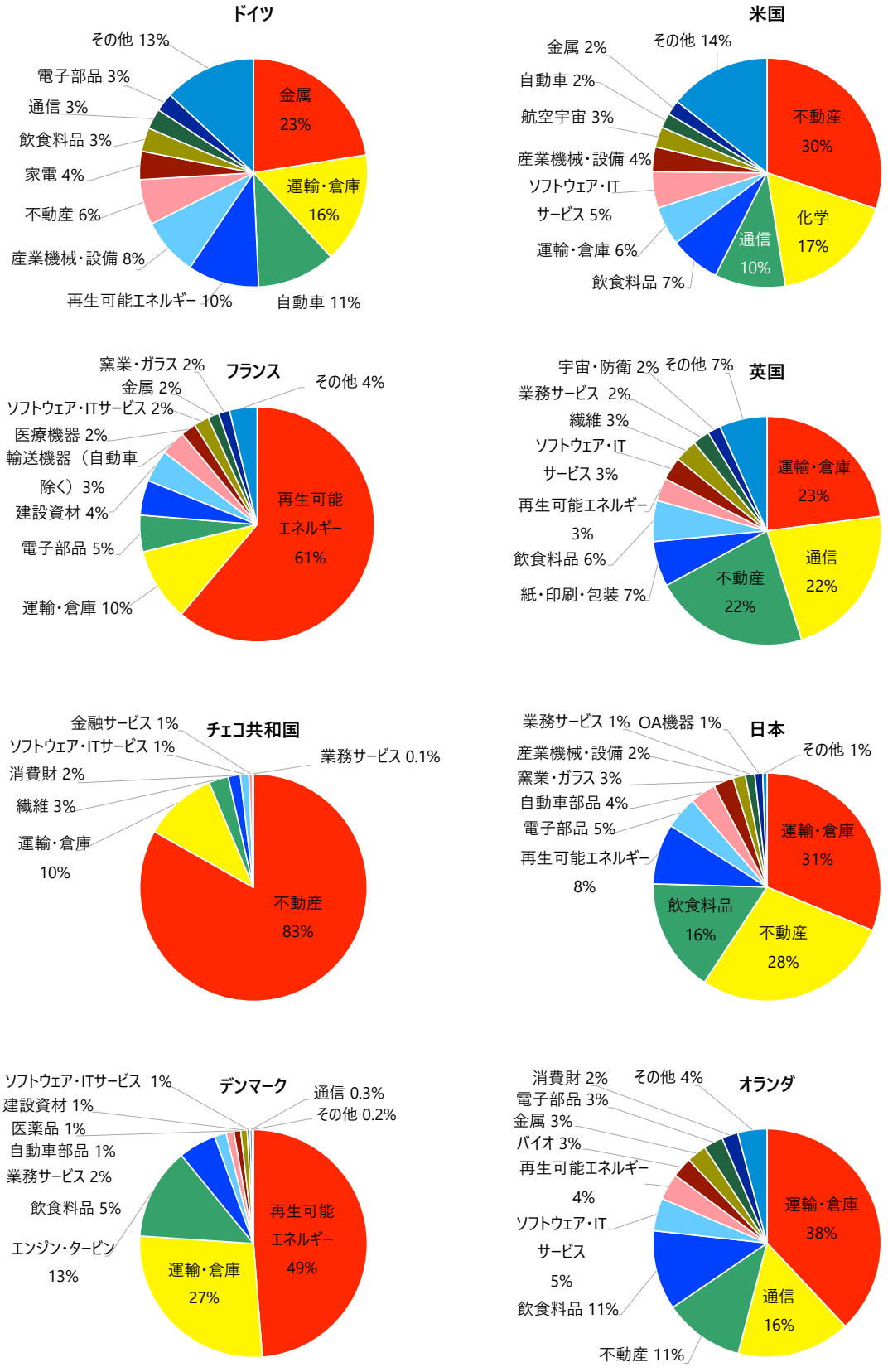

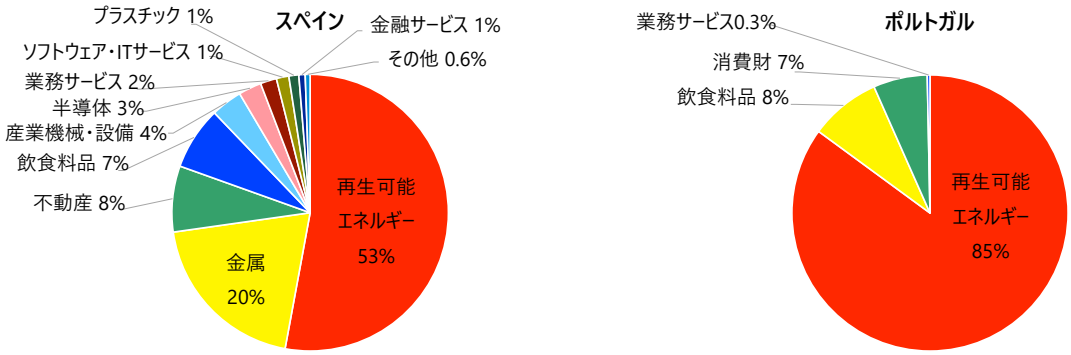

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月時点までのデータである。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靭化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

2023 年～2025 年平均で、ポーランド向け FDI の上位 10 セクターについて見ると、1 位：不動産、2 位：再生可能エネルギー、3 位：運輸・倉庫の順となっている。不動産セクターへの投資は 2003 年から他のセクターと比較しても多い（第 1-3-8-11 図）。

第 1-3-8-11 図　ポーランドの対内 FDI 上位 10 セクター

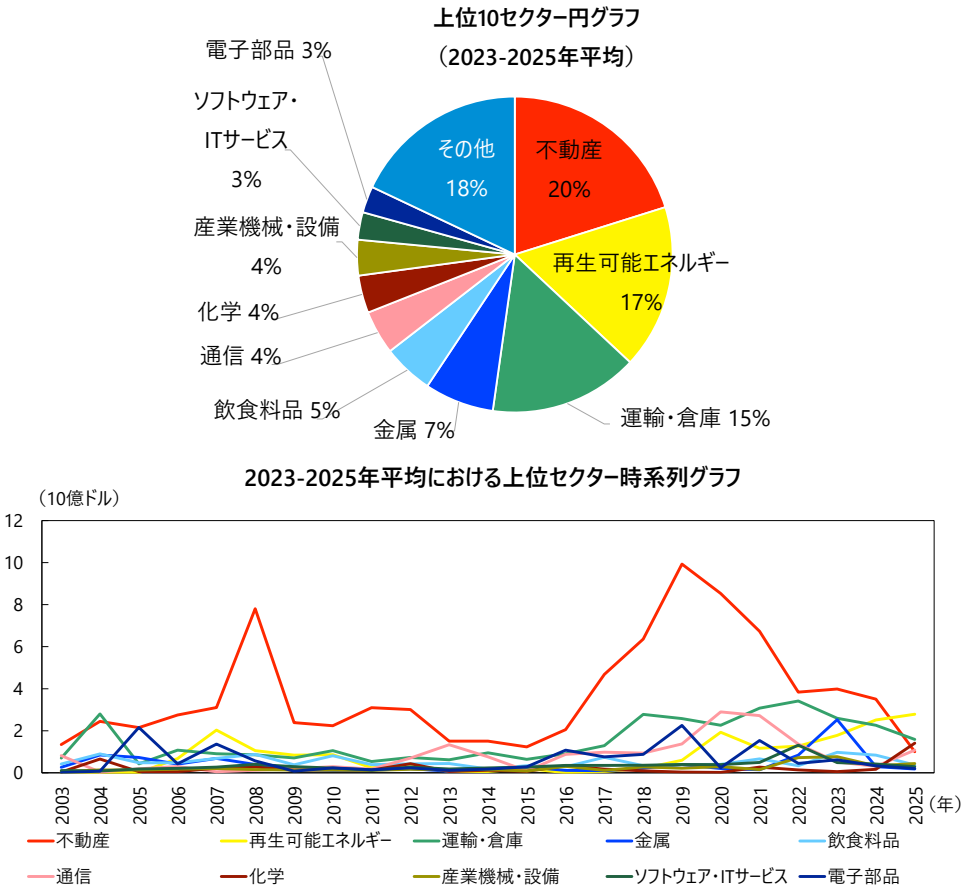

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月時点までのデータである。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靭化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

上記のポーランド対内 FDI 上位 10 セクターについて、セクター別に投資国・地域の内訳を見ると、不動産は米国、再生可能エネルギーはフランス、金属はドイツのシェアが大きい。これらのセクターのうち、特に、不動産、飲食料品、通信、化学、ソフトウェア・IT サービスで米国のシェアが最も大きいことが分かる（第 1-3-8-12 図）。

第 1-3-8-12 図　ポーランドの対内 FDI 上位 10 セクター内訳

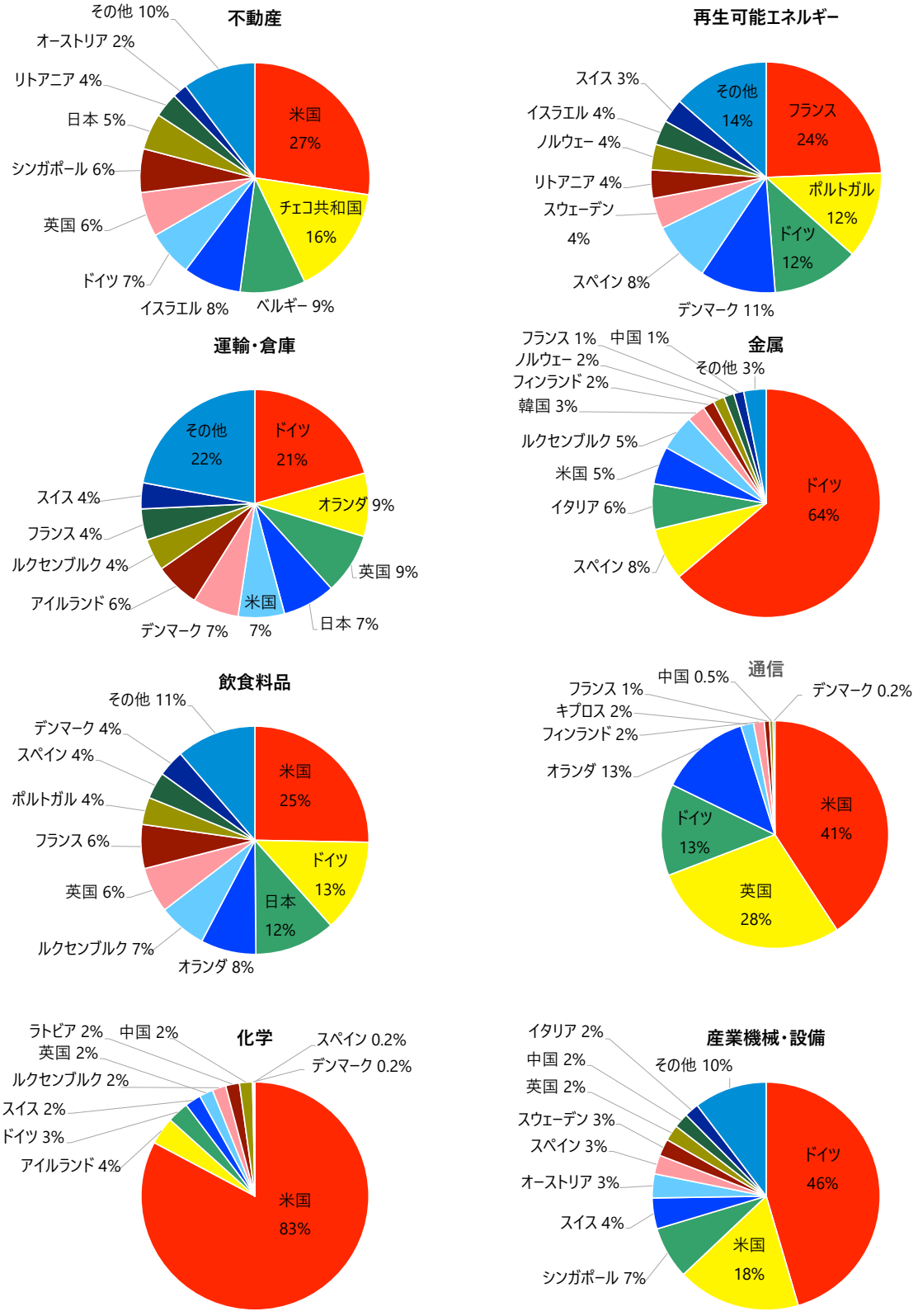

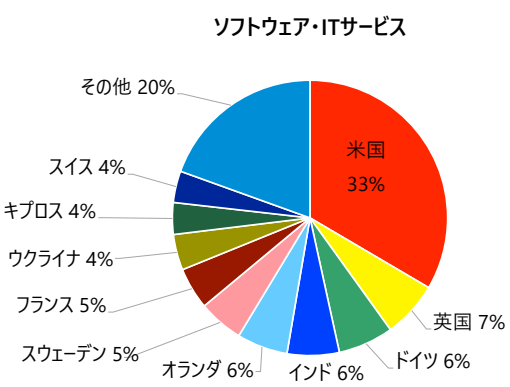

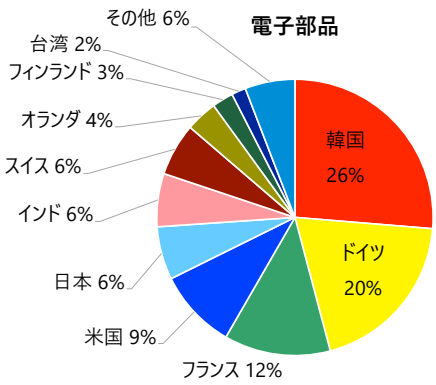

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月時点までのデータである。金属セクターにおいて、オランダ、スウェーデンも中国と同じ金額であったが、表記上その他に含む。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靭化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

(2) ルーマニア

2023 年～2025 年平均で、ルーマニア向け FDI の上位 10 か国について見ると、1 位：ドイツ、2 位：ベルギー、3 位：フランスであった（第 1-3-8-13 図）。

第 1-3-8-13 図　ルーマニアの対内 FDI 上位 10 か国

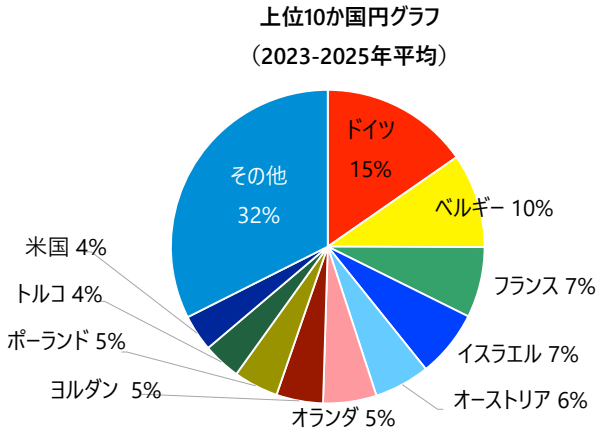

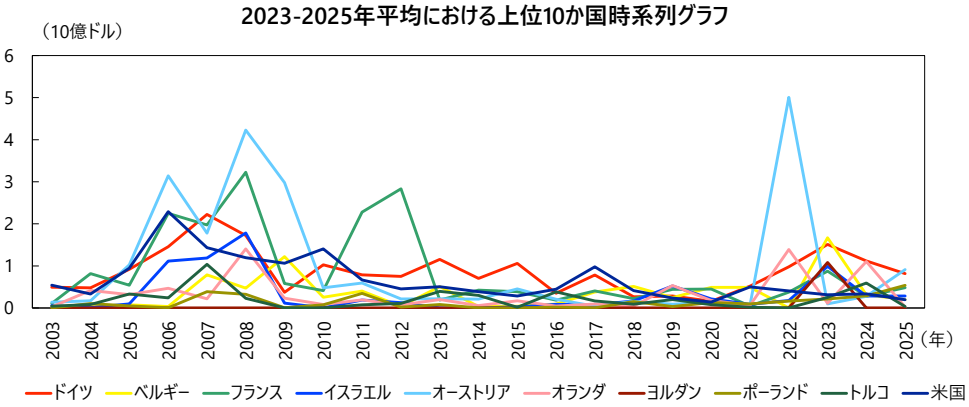

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月時点までのデータである。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靭化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

上記のルーマニア対内 FDI 上位 10 か国について、国別にセクター内訳を見ると、ドイツは電子部品、産業機械・設備、ベルギーは電子部品分野への投資が大きい。また、フランスは再生可能エネルギーへの比重が大きい（第 1-3-8-14 図）。

第 1-3-8-14 図　ルーマニアの対内 FDI 上位 10 か国内訳

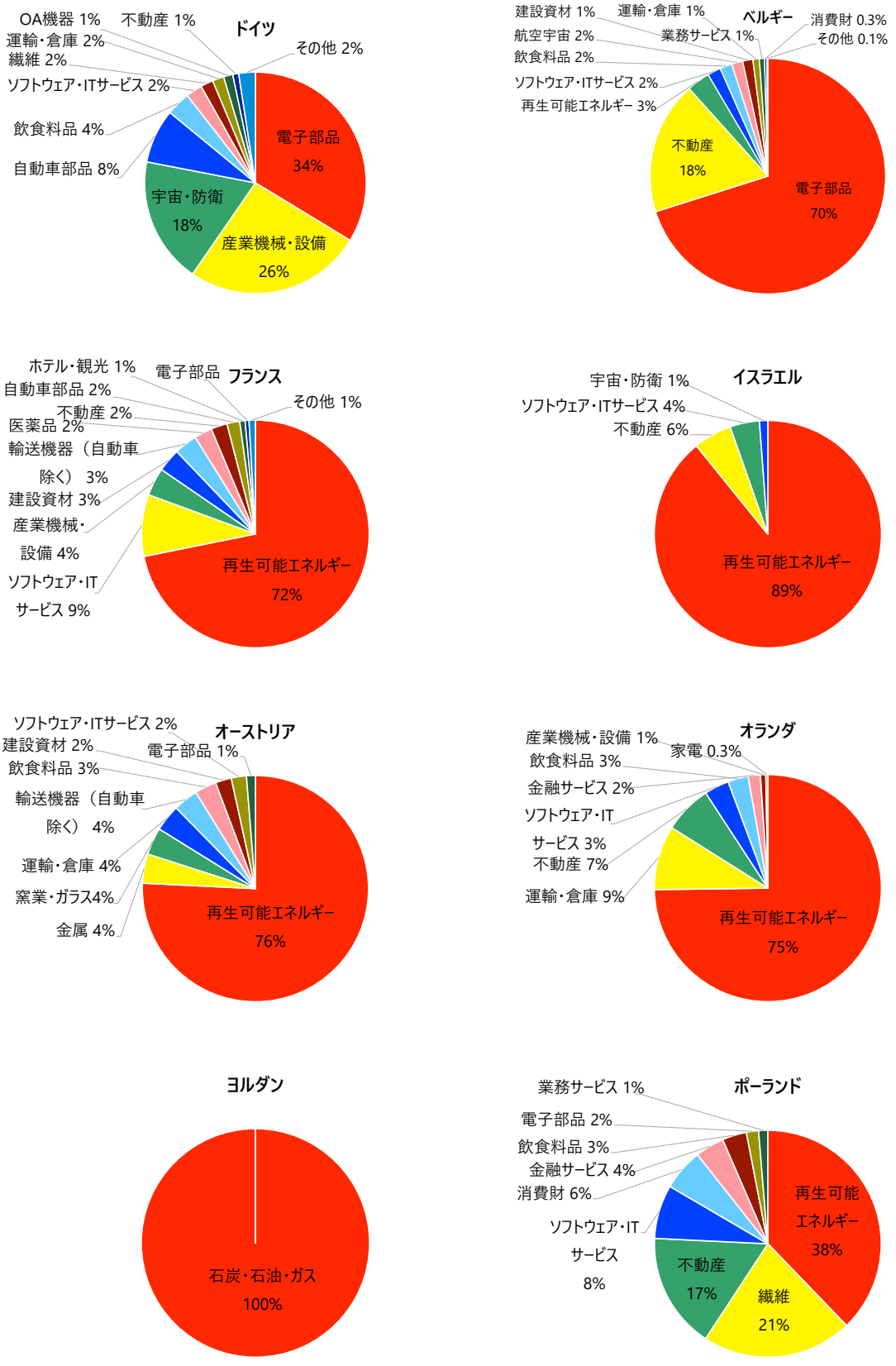

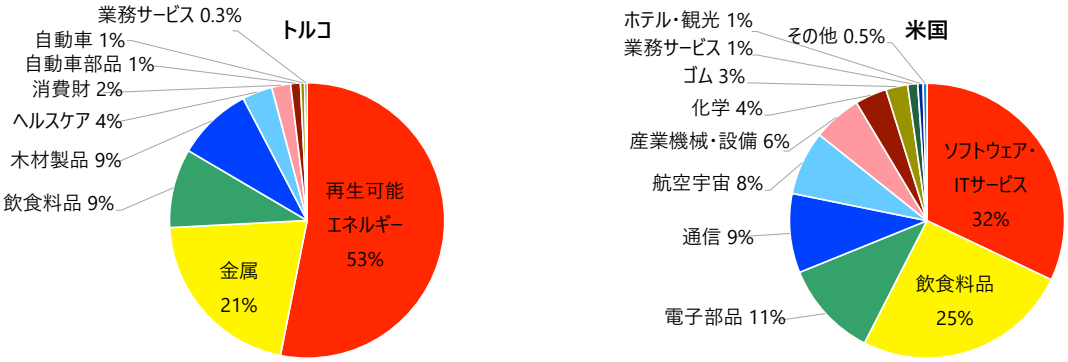

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月時点までのデータである。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靱化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

2023 年～2025 年平均で、ルーマニア向け FDI の上位 10 セクターについて見ると、1 位：再生可能エネルギー、2 位：電子部品、3 位：ソフトウェア・IT サービスの順に多い（第 1-3-8-15 図）。

第 1-3-8-15 図　ルーマニアの対内 FDI 上位 10 セクター

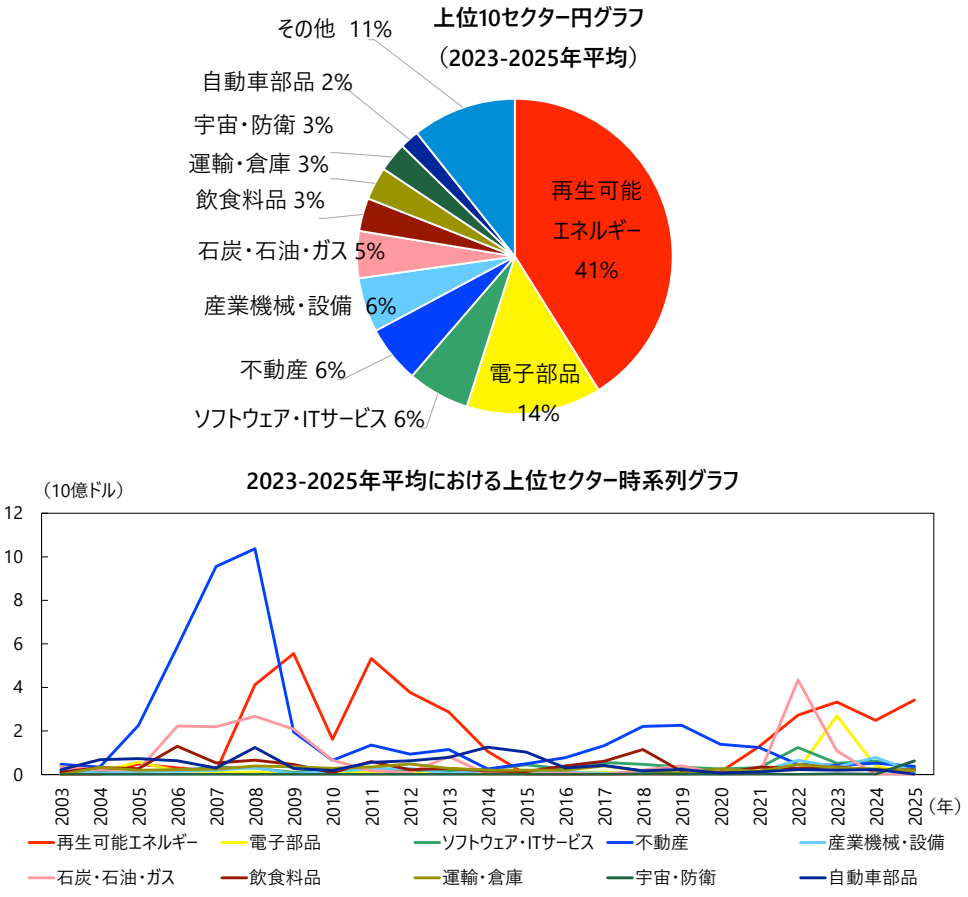

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月時点までのデータである。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靱化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

上記のルーマニア対内 FDI 上位 10 セクターについて、セクター別に投資国の内訳を見ると、電子部品はベルギー、ドイツからの投資が大きい。再生可能エネルギー、ソフトウェア・IT サービスは様々な国が一定程度のシェアを保持している（第 1-3-8-16 図）。

第 1-3-8-16 図　ルーマニアの対内 FDI 上位 10 セクター内訳

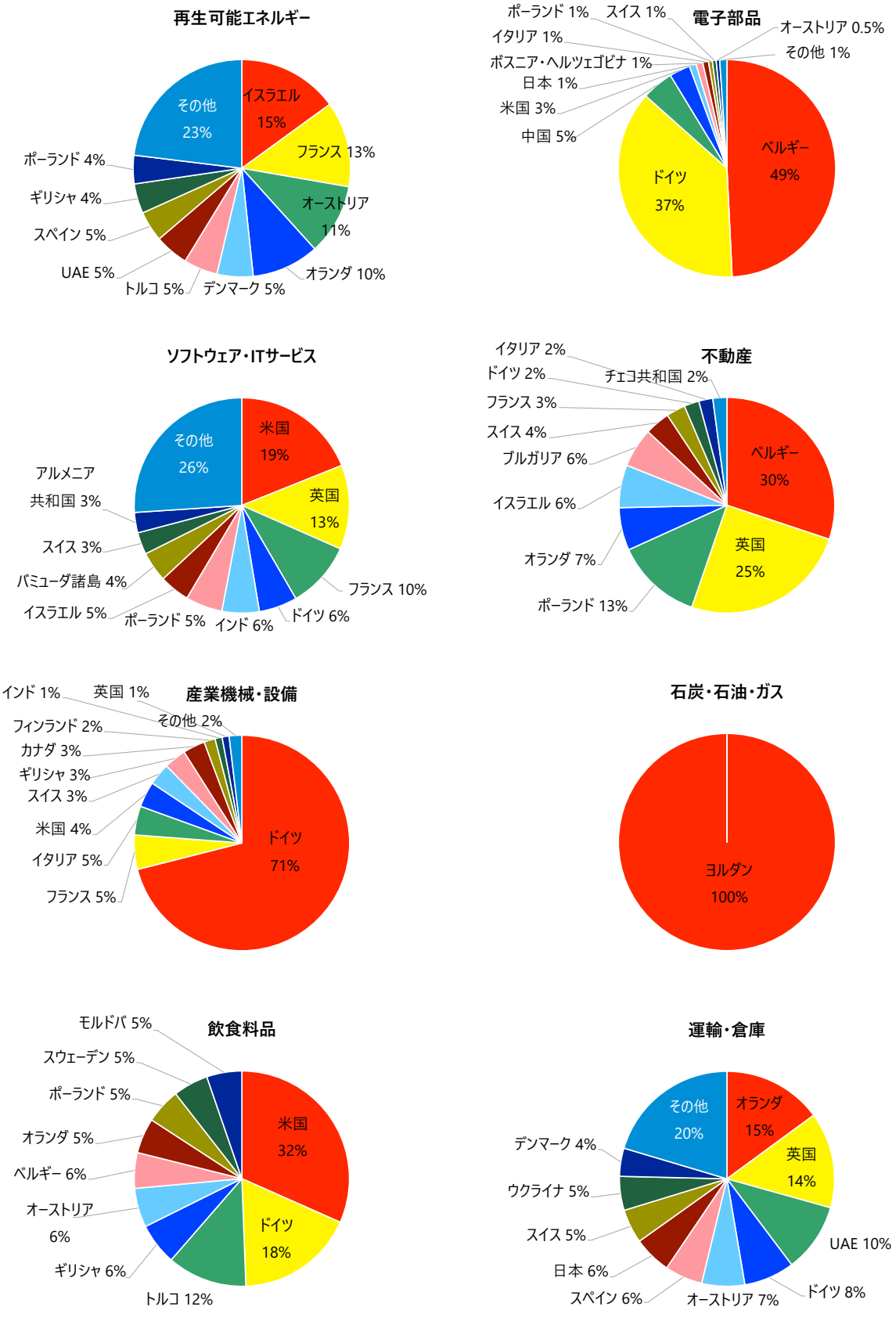

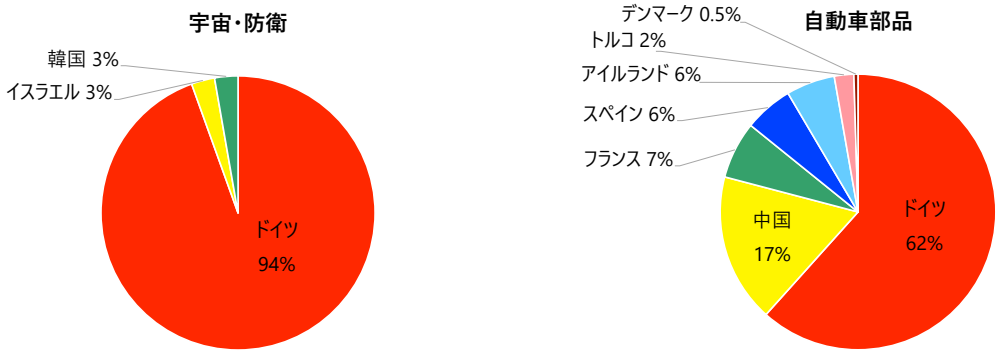

備考：円グラフは 2023～2025 年平均。2025 年は 1 月から 11 月時点までのデータである。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靱化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

6. FTA 協定

2020 年以降の自由貿易協定等の状況を示したのが、第 1-3-8-17 表である[60]。内訳を見ると、基本的に EU の枠組みの中で交渉中・発効済の自由貿易協定が多く、ポーランド、ルーマニア、ハンガリー、ブルガリアは全て同じ協定である。ウクライナは、2021 年 1 月に EU 離脱後の英国との継続協定のほか、イスラエルとの自由貿易協定を結んでいる。イスラエルとの協定の内容は、関税撤廃のほか、税関円滑化、貿易救済、衛生植物検疫措置、貿易の技術的障害、環境保護、透明性確保、紛争解決などに関する規定が盛り込まれている。

60 JETRO「世界の FTA データベース」、https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/ftalist/。

第 1-3-8-17 表 欧州新興国の自由貿易協定等（2020 年～）

国	No	名称	形態	経緯
ウクライナ	1	アラブ首長国連邦・ウクライナ包括的経済連携協定	自由貿易協定	○2022年12月交渉開始 ○2024年4月交渉妥結 ○2025年2月署名
	2	トルコ・ウクライナ自由貿易協定	自由貿易協定	○2006年交渉開始 ○2022年2月署名 ○2024年8月トルコ批准
	3	英国・ウクライナ自由貿易及び政治的・戦略的パートナーシップ協定	自由貿易協定	○2020年10月署名 ○2021年1月発効 ○2024年9月デジタル貿易協定発効
	4	イスラエル・ウクライナ自由貿易協定	自由貿易協定	○2019年1月署名 ○2021年1月発効
ハンガリー	1	EU・ケニア経済連携協定	自由貿易協定	○2022年2月交渉開始 ○2023年12月署名 ○2024年7月発効
	2	EU・ニュージーランド自由貿易協定	自由貿易協定	○2018年6月交渉開始 ○2022年6月交渉妥結 ○2023年7月署名 ○2024年5月発効
	3	EU・英国通商・協力協定	自由貿易協定	○2020年3月交渉開始 ○2020年12月署名 ○2021年1月暫定適用開始 ○2021年5月発効
	4	EU・ベトナム自由貿易協定	自由貿易協定	○2012年6月交渉開始 ○2015年12月交渉終了 ○2019年6月署名 ○2020年8月発効
ブルガリア	1	EU・ケニア経済連携協定	自由貿易協定	○2022年2月交渉開始 ○2023年12月署名 ○2024年7月発効
	2	EU・ニュージーランド自由貿易協定	自由貿易協定	○2018年6月交渉開始 ○2022年6月交渉妥結 ○2023年7月署名 ○2024年5月発効
	3	EU・英国通商・協力協定	自由貿易協定	○2020年3月交渉開始 ○2020年12月署名 ○2021年1月暫定適用開始 ○2021年5月発効
	4	EU・ベトナム自由貿易協定	自由貿易協定	○2012年6月交渉開始 ○2015年12月交渉終了 ○2019年6月署名 ○2020年8月発効
ポーランド	1	EU・ケニア経済連携協定	自由貿易協定	○2022年2月交渉開始 ○2023年12月署名 ○2024年7月発効
	2	EU・ニュージーランド自由貿易協定	自由貿易協定	○2018年6月交渉開始 ○2022年6月交渉妥結 ○2023年7月署名 ○2024年5月発効
	3	EU・英国通商・協力協定	自由貿易協定	○2020年3月交渉開始 ○2020年12月署名 ○2021年1月暫定適用開始 ○2021年5月発効
	4	EU・ベトナム自由貿易協定	自由貿易協定	○2012年6月交渉開始 ○2015年12月交渉終了 ○2019年6月署名 ○2020年8月発効
ルーマニア	1	EU・ケニア経済連携協定	自由貿易協定	○2022年2月交渉開始 ○2023年12月署名 ○2024年7月発効
	2	EU・ニュージーランド自由貿易協定	自由貿易協定	○2018年6月交渉開始 ○2022年6月交渉妥結 ○2023年7月署名 ○2024年5月発効
	3	EU・英国通商・協力協定	自由貿易協定	○2020年3月交渉開始 ○2020年12月署名 ○2021年1月暫定適用開始 ○2021年5月発効
	4	EU・ベトナム自由貿易協定	自由貿易協定	○2012年6月交渉開始 ○2015年12月交渉終了 ○2019年6月署名 ○2020年8月発効

備考：2026 年 4 月取得データ。
資料：JETRO「世界の FTA データベース」（2026 年 4 月時点）から作成。

第4章 中国、欧州、米国の政策動向

第1節 中国の政策動向

中国は 2013 年から「一帯一路」と呼ばれるイニシアティブを打ち出し、インフラ建設などの海外支援を行っている。

一帯一路とは 2013 年に習近平主席が提唱した国際協力構想であり、「シルクロード経済帯」と「21 世紀海上シルクロード」から構成される[61]。それぞれがいくつかのルートに分かれているほか、六つの国際経済協力回廊（六廊）の視点も提唱され、「六路」と呼ばれる六つのインフラ（道路、鉄道、海運、交通、パイプライン、低軌道衛星ネットワーク）の建設を推進する構想であり、2025 年 7 月に行われた国務院の会見[62]によれば、加盟国は現在 150 か国以上とされている。

「中国一帯一路網」[63]によると、一帯一路の資金調達は世界銀行や ADB のような国際協力金融のほか、AIIB（アジアインフラ投資銀行）、BRICs 新開発銀行、上海協力機構開発銀行などの地域協力金融に加え、中国国家開発銀行や中国輸出入銀行などの政策金融、一般の金融機関などからも行うとされている。また、「シルクロード基金（絲路基金）」という一帯一路のための特別基金も創設されている。シルクロード基金の 65%は外貨準備からの出資、他は中国系政策金融からの出資となっている。

シルクロード基金は 2014 年 11 月に設立が表明され、当初の資本金は 100 億ドルであった[64]。その後、資金面での支援枠は一帯一路フォーラムで都度拡大されてきた。2017 年の第 1 回フォーラムではシルクロード基金の追加拠出、金融機関への投資奨励、政策金融の追加融資枠で合計 7,800 億元（約 1,200 億ドル）、2023 年の第 3 回フォーラムでもシルクロード基金の追加拠出、政策金融の追加融資枠で合計 7,800 億元（約 1,114 億ドル）、それぞれ拡大されている（第 1-4-1-1 表）。

第 1-4-1-1 表 一帯一路へのファイナンス支援拡大の推移

	シルクロード基金追加拠出額	金融機関への投資奨励額	中国国家開発銀行の追加融資枠	中国輸出入銀行の追加融資枠	合計
第1回「一帯一路」国際協力フォーラム（2017年5月）	1,000億元（約154億ドル）	3,000億元（約462億ドル）	2,500億元（約386億ドル）	1,300億元（約200億ドル）	7,800億元（約1,200億ドル）
第3回「一帯一路」国際協力フォーラム（2023年10月）	800億元（約114億ドル）	- -（約500億ドル）	3,500億元	3,500億元（約500億ドル）	7,800億元（約1,114億ドル）

備考：2017 年は 1 ドル＝6.5 元、2023 年は 1 ドル＝7 元として計算。
資料：一帯一路フォーラムプレスリリースから作成。

61 中国一带一路网、*什么是“一带一路”*、 https://www.yidaiyilu.gov.cn/z/221226-1/index.shtml、（2026 年 3 月 31 日閲覧）。

62 中国政府网、*国务院新闻办举行“高质量完成‘十四五’规划”系列主题发布会 介绍“十四五”时期经济社会发展成就*、https://www.gov.cn/lianbo/fabu/202507/content_7031379.htm、（2026 年 3 月 31 日閲覧）。

63 一帯一路プロモーションのための公式サイト。中国国家発展改革委員会及び新華社による指導の下で中国経済情報局と国家情報センターが運営している。

64 「中国一帯一路網」（中国語版）によれば、シルクロード基金は資本金 400 億ドルで設計され、そのうち 100 億ドルが 2014 年の設立時に出資されスタートした。（https://www.yidaiyilu.gov.cn/z/221226-1/index.shtml）。

こうした状況とともに中国政府はインフラ開発などのプロジェクトを組成し、中国企業も並行して対外投資や建設工事請負を行ってきた。他方、一帯一路イニシアティブの下で行われた投融資の実態は必ずしも明らかではないという指摘もある[65]。

中国の新興国向けの援助を考える上で、一つの参考として、米ウィリアム・アンド・メアリー大学に拠点を置く AidData という研究機関のデータを概観する。AidData は IMF などの国際機関においてもしばしば引用されるデータであり、中国の公的部門（中央・地方政府、政策銀行、国有商業銀行、国有企業など）による海外への資金の無償譲渡や融資などを案件ベースで収録したデータベースである。融資主体、融資相手、仲介金融機関、譲渡と貸付けの割合、金額、期間、金利、資金使途などが記録されている。情報収集に際しては、借入国側の官報や予算、中国政府の発表、国有銀行・国有企業の決算資料、現地メディアや中国メディア、NGO レポートなどから多角的に情報を取得している。

AidData から中国の公的部門による対外援助動向を見ると、新興国向けに一帯一路構想が打ち出された 2013 年以降、2010 年代半ばまで増加傾向で推移してきた（第 1-4-1-2 図）。地域別で見ても、おおむね同様の傾向が見てとれる（第 1-4-1-3 図）。中国は近隣のアジア大洋州、南西アジア、中央アジア・コーカサスにとどまらず、アフリカ、中南米等にも支援を行っている。

第 1-4-1-2 図 中国の新興国向け援助額の推移

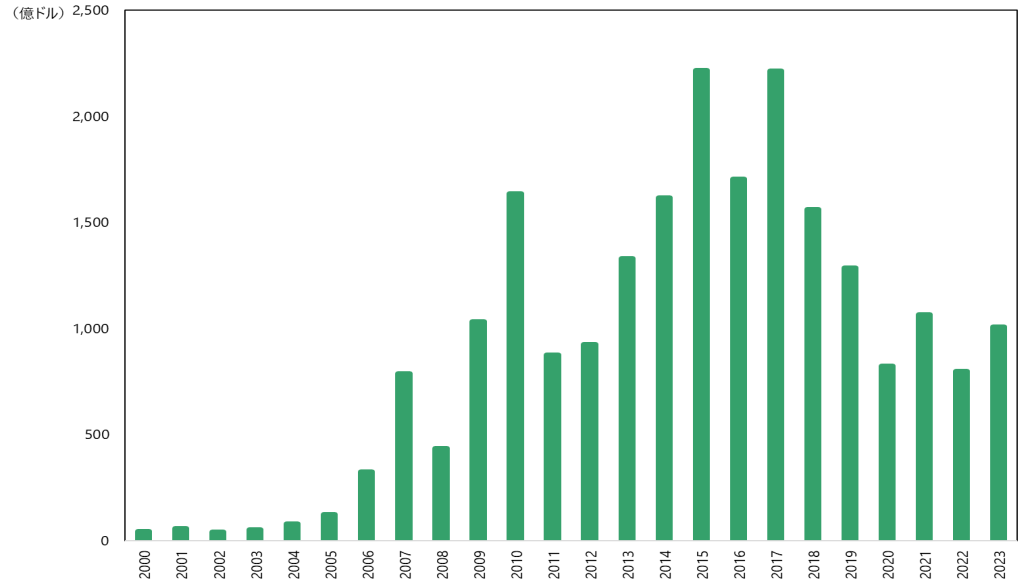

備考：AidData は中国の援助活動を OECD-DAC（経済協力開発機構・開発援助委員会）に基づき、ODA、OOF、Vague（不明）、又は OFIC（不適格国向け政府資金）の四つのカテゴリーに割り当てている。ここでは OECD 基準の ODA に該当する取引だけではなく、譲渡の性格が弱いもの（融資を含むもの）も中国の公的部門が主体であれば含んでいる。全てのデータはコミットメントがなされた時点で集計してあり、実施に資金の移動が起きた時期とは異なることに留意が必要。

資料：AidData. 2025. China's Global Loans and Grants Dataset, Version 1.0.から作成。

[65] 2019 年に世界銀行が発行した報告書「BELT AND ROAD ECONOMICS Opportunities and Risks of Transport Corridors」では、「一帯一路の融資条件に関する情報は非常に限られている」とされたほか、2024 年に米議会調査局が出した報告書「China's "One Belt, One Road" Initiative: Economic Issues」では、「中国が資金調達で SPV（特別目的会社）などを用いることで海外での投資の追跡が困難になっており、一帯一路のプロジェクトもそうした仕組みと特別に、又は緩やかに結びついている場合がある」とされている。

第 1-4-1-3 図　中国の新興国向け援助の推移（地域別）

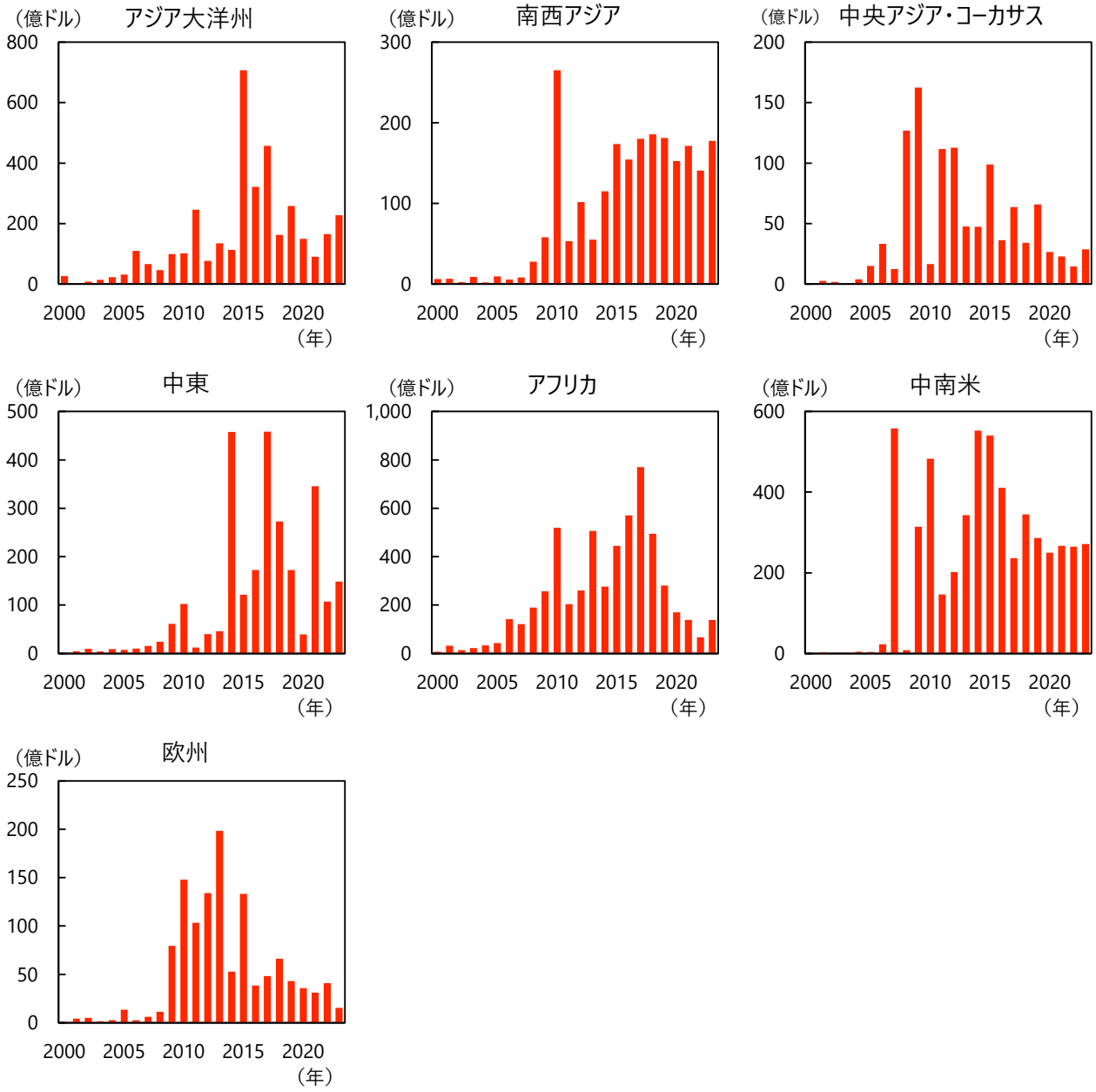

資料：AidData から作成。

これに関連して中国企業の動向を見ると、新興国への進出が近年加速していることが分かる。中国企業による一帯一路沿線国への直接投資、工事請負額は新型コロナ以降やや減速したものの、2023 年から 2025 年にかけて直接投資、工事請負ともに増加し、2025 年は 2015 年に統計が発表されて以降、最大の規模となった。特に工事請負額の伸びが大きい（第 1-4-1-4 図）。

第 1-4-1-4 図 一帯一路沿線国向けの中国企業の直接投資・工事請負額

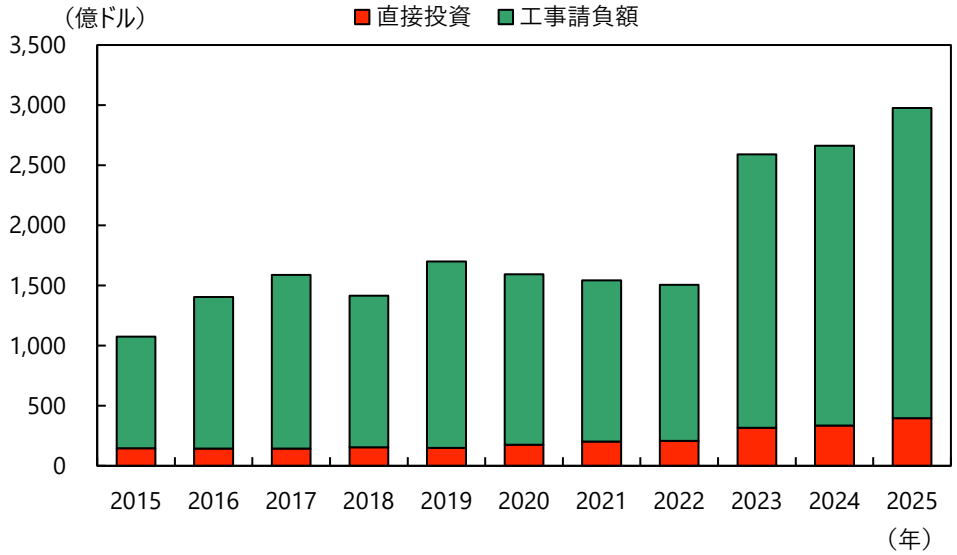

資料：中国商務部 Web サイトから作成。

近年の一帯一路の運営方針について、第 1-4-1-5 表は 2023 年 10 月に開催された第 3 回一帯一路フォーラムの行動計画を記載している。特徴の一つは「実務協力の推進」の項目であり、「小さくても美しい」という文言が用いられている。「小さくても美しい」という意味について広報を引用すると、「小規模だが民生向上に役立つ質の高いプロジェクトを進めていく」との意味だとされている。

第 1-4-1-5 表 第 3 回一帯一路フォーラムにおける行動計画

行動	概要
「一帯一路」構想の多次元連結ネットワークの構築	「一帯一路」の立体的な相互連結ネットワークを構築する。中国側は中欧班列の高品質な発展を加速し、カスピ海横断国際輸送回廊の建設に参画し、中欧班列国際協力フォーラムをしっかり開催する。各方面とともに、鉄道・道路の直行輸送を支えとするユーラシア大陸の新たな物流回廊を構築する。さらに「シルクロード海運」による港湾・航運・貿易の一体化発展を積極的に推進し、陸海新通道および「空のシルクロード」の建設を加速する。
開放型世界経済の構築支援	開かれた世界経済の構築を支持する。中国側は「シルクロードeコマース」協力先行区を創設し、より多くの国と自由貿易協定、投資保護協定を締結する。製造業分野における外資参入制限措置を全面的に撤廃する。国際的な高水準の経済・通商ルールに積極的に照らし、越境サービス貿易と投資の高度な開放を一層進め、デジタル製品などの市場アクセスを拡大し、国有企業、デジタル経済、知的財産、政府調達などの分野の改革を深化させる。中国側は毎年「グローバル・デジタル貿易博覧会」を開催する。
実務協力の推進	実務協力を展開する。中国側は象徴的プロジェクトと「小さく美しい」民生プロジェクトを統合的に推進する。中国国家開発銀行と中国輸出入銀行は人民元建ての融資窓口を設置し、シルクロード基金に資金を追加して、市場化・商業化の方式で「一帯一路」共同建設プロジェクトを支援する。さらに1,000件の小規模民生支援プロジェクトを実施し、魯班工房などを通じて中外の職業教育協力を推進し、各方面とともに「一帯一路」プロジェクトと要員の安全確保を強化する。
グリーンエコノミーの推進	グリーン発展を促進する。中国側はグリーンインフラ、グリーンエネルギー、グリーントランスポートなどの分野での協力を継続的に深化させ、「一帯一路」グリーン発展国際連盟への支援を強化し、「一帯一路」グリーン・イノベーション大会を引き続き開催する。太陽光発電産業の対話交流メカニズムと、グリーン・低炭素の専門家ネットワークを構築する。「一帯一路」グリーン投資原則を実行に移し、2030年までにパートナー国向けに延べ10万人の研修を実施する。
技術革新の促進	科学技術イノベーションを推進する。中国側は「一帯一路」科学技術イノベーション行動計画を引き続き実施し、初の「一帯一路」科学技術交流大会を開催する。今後5年間で、各方面と共同で設置する共同研究室を100カ所に拡大し、各国の若手科学者が短期で来華し業務に従事することを支援する。今回のフォーラムでグローバル人工知能ガバナンスに関する提案を提示し、各国と交流・対話を強化して、世界の人工知能の健全で秩序ある安全な発展を共に促進する。
人的交流の支援	民間交流を支援する。中国側は「良渚フォーラム」を開催し、「一帯一路」共同建設国との文明間対話を深化させる。既に設立されたシルクロード国際劇院、芸術祭、博物館、美術館、図書館の各連盟を基礎に、シルクロード観光都市連盟を設立する。「シルクロード」中国政府奨学金プロジェクトを引き続き実施する。
クリーンな一帯一路の構築	「清廉な一帯一路」を建設する。中国側はパートナーとともに『「一帯一路」廉潔建設の成果と展望』を発表し、『「一帯一路」廉潔建設のハイレベル原則』を打ち出し、「一帯一路」企業の廉潔コンプライアンス評価体系を構築し、国際機関と協力して「一帯一路」の廉潔に関する研究と研修を実施する。
一帯一路国際協力メカニズムの整備	「一帯一路」の国際協力メカニズムを整備する。中国側は「一帯一路」共同建設各国と、エネルギー、税制、金融、グリーン発展、減災、反腐敗、シンクタンク、メディア、文化などの分野で、多国間協力プラットフォームの構築を強化する。「一帯一路」国際協力サミット・フォーラムを引き続き開催し、サミット・フォーラム事務局を設立する。

資料：合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靱化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」から作成。原資料は第 3 回一帯一路フォーラム報道[66]。

[66] 中国政府网，*习近平出席第三届"一带一路"国际合作高峰论坛开幕式并发表主旨演讲*, 2023/10/18, https://www.gov.cn/yaowen/liebiao/202310/content_6909921.htm、（Accessed 31 March 2026）.

2026 年 3 月に開かれた全人代の政府活動報告について、2025 年との比較を第 1-4-1-6 表にまとめている。2025 年と比較して、「ハード面での相互連結・ソフト面での相互連結・心の相互連結」、「スマート税関」、「新興分野での実務協力」が盛り込まれている。ハード面での連結とはインフラ、ソフト面での連結とはルール・標準、心の連結とは加盟国の国民が平和や安心、豊かさを享受していることなどを指す。

第 1-4-1-6 表 全人代の政府活動報告における一帯一路の方針（新旧対照）

2025年	2026年
質の高い「一帯一路」共同建設の一層の深化・充実化をはかる。	質の高い「一帯一路」共同建設を進める。
–	共同建設参加国との戦略上のすり合わせを強化し、「ハード面の相互連結」、「ソフト面の相互連結」、共同建設参加国の人々との「心の相互連結」を着実かつ綿密に進める。
代表的な重要プロジェクトと「小さくても美しい」民生改善プロジェクトを統一的に推進し、模範を示す協力成果を多く生み出す。	代表的な重要プロジェクトと「小さくても美しい」民生改善プロジェクトを統一的に推進する。
「中欧班列」の安定的で円滑な運行を確保し、西部陸海新ルートの整備を加速する。	中欧・中亜班列をレベルアップさせ、西部陸海新ルートの建設を加速させる。
対外投資の健全かつ安全で秩序ある発展を導き、法律、金融、物流など海外進出総合支援を強化し、産業チェーン・サプライチェーンの国際協力・配置を最適化する。	–
–	「スマート税関」協力パートナー計画を踏み込んで推進する。
–	新興分野での実務協力を拡大し、協力の成果が各国の人々により多くの恩恵をもたらすようにする。

資料：合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靭化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」から作成。原資料は全人代報道[67]。

2026 年 3 月に発表された新たな中国の五か年計画においても、一帯一路の方針にいくつかの変更が加えられている（第 1-4-1-7 表）。5 年前の 2021 年の第 14 次五か年計画と今回 2026 年第 15 次五か年計画とでは、冒頭に前述の「ハード面での相互連結・ソフト面での相互連結・心の相互連結」が加えられている。その他の変更点として、第 1 節では国際機関との連携や加盟国同士での交流が盛り込まれている。第 2 節では深化、円滑化、高品質、質と効率という文言が加わったほか、中国標準の海外適用への積極的な推進が記載されて

[67] 中国政府网，*政府工作报告, 2025/03/12*, https://www.gov.cn/yaowen/liebiao/202503/content_7013163.htm (Accessed 25 March 2026).及び新华网股份有限公司，政府工作报告, 2026/03/13, https://www1.xinhuanet.com/politics/20260313/9e24773bf14649f59afe2d62550e48ce/c.html (Accessed 25 March 2026).

いる。第 3 節は、旧版の第 3 節と第 4 節と統合する形でまとめられており、「小さくても美しい」という文言が追加され、また AIIB や BRICS 開発銀行の活用も盛り込まれている。

第 1-4-1-7 表 五か年計画における一帯一路の方針（新旧対照表）

2021年第14次五カ年計画	2026年第15次五カ年計画
第41章　一帯一路の共同建設の高品質な発展を推進する	第23章　高品質な一帯一路の共同建設
協議・共建・共有の原則を堅持し、グリーン、開放、廉潔という理念を体現しつつ、実務協力を深化させ、安全面の確保を強化し、共同発展を促進する。	協議・共建・共有、開放・グリーン・廉潔、高水準・民生重視・持続可能という指導原則を堅持し、高品質な一帯一路共同建設を推進するためのメカニズムを整備・充実させる。インフラの「ハード連結」、ルール・標準の「ソフト連結」、共建国の人々との「心の連結」を一層深化させる。
第1節　発展戦略と政策の連携を強化する	第1節　発展戦略の連携を深化する
戦略・計画・メカニズムの連携を進め、政策・ルール・標準の相互接続を強化する。連携の方法を革新し、既に締結した文書の着実な実施と効果発現を推進する。より多くの国と投資保護協定、二重課税回避協定などの交渉・締結を進め、税関・税制・規制などの協力を強化し、より高い水準の通関一体化の実施を促す。ルール連携の分野を拡大し、資金調達、貿易、エネルギー、デジタル情報、農業などの分野でルール整合の協力を強化する。一帯一路イニシアチブを、地域及び国際の開発アジェンダと効果的に連携させ、相乗効果を高める。	一帯一路の共建国および国際機関との政策の意思疎通と戦略連携を強化し、協力計画の統合的な管理を強化するとともに、実施面での調整と評価の最適化を図る。一帯一路国際協力サミット・フォーラムの牽引的役割を発揮し、エネルギー、税制、貧困削減、シンクタンク、メディアなどの分野で協力プラットフォームの構築を強化する。共建国との国政運営・ガバナンス経験の交流を深化させ、企業家、専門家・学者、若者などの交流を促進する。多国間・二国間協力を統合的に進め、一帯一路の協力モデルを革新し、既存の協力成果を確固たるものにし、ウィンウィンの発展空間を拡大する。
第2節　インフラの相互連結を推進する	第2節　立体的な相互連結ネットワークの配置を整備する
陸・海・空（宇宙）・ネットワークの四位一体の連結を推進し、「六つの回廊・六つのルート・多国・多港」を基本枠組みとして、新ユーラシア・ランドブリッジなどの経済回廊を牽引役とし、中欧班列（中国欧州間鉄道）や陸海新通道などの大動脈および情報ハイウェイを骨格とし、鉄道・港湾・パイプラインなどを基盤とする相互連結ネットワークを構築し、国際陸海貿易の新たな回廊を形成する。重要な回廊と主要都市に焦点を当て、重大協力プロジェクトの建設を秩序立てて推進し、高品質・持続可能・リスク耐性・合理的コスト・包摂性とアクセス可能性の目標をプロジェクト建設の全過程に組み込む。中欧班列の運行品質を高め、国際陸上輸送貿易のルールづくりを推進する。「シルクロード海運」ブランドの影響力を拡大する。福建、新疆の一帯一路「コア地域」建設を推進する。一帯一路「空間情報回廊」の建設を進め、「空中シルクロード」を構築する。	重要な経済回廊と要衝港湾での協力を深化させ、陸・海・空（宇宙）・ネットワークの多元的な回廊を円滑化する。中欧（アジア）班列の発展水準を高め、カスピ海横断国際輸送回廊の整備に積極的に参画する。中吉烏鉄道（中国-キルギスタン-ウズベキスタン）、匈塞鉄道（ハンガリー-セルビア）などのプロジェクトを高品質に建設する。「シルクロード海運」の港・航運・貿易の一体化発展を推進し、空中シルクロード建設の質と効率を高め、空間情報回廊の建設協力を強化する。中国標準の海外適用を積極的に推進する。新疆、福建の「一帯一路」コア地域の建設を更に推し進める。
第3節　経済・貿易・投資における実務協力を深化する	第3節　実務協力の質と効率を包括的に高める
一帯一路共同建設参加国との貿易・投資協力の高度化・最適化を図り、「シルクロードeコマース」を積極的に発展させる。国際的な生産能力協力を深化し、第三国市場での協力を拡大し、互恵・ウィンウィンの産業・サプライチェーン協力体制を構築し、双方向の貿易と投資を拡大する。企業主体・市場志向を堅持し、国際慣行と債務持続可能性の原則に従い、多元的な投融資体制を整備する。資金調達協力の枠組みを革新し、一帯一路専用貸付、シルクロード基金などの役割を発揮させる。一帯一路の金融協力ネットワークを構築・整備し、金融インフラの相互連結を推進し、多国間機関および各国の金融機関の投融資への共同参画を支援する。一帯一路のリスク予防・管理および安全保障の体制を改善し、法的サービスの保障を強化して、各種リスクの効果的な予防と解消を図る。	共建国との貿易・投資協力を継続的に拡大し、高水準の「シルクロードeコマース」協力先行区を整備する。グリーン発展、人工知能、デジタル経済、保健衛生、観光、農業、気象、北斗（衛星測位）応用などの分野で協力の新たな空間を切り開く。重要な象徴的プロジェクトと「小さくても美しい」民生プロジェクトの建設を統合的に推進する。多元化・持続可能・リスク制御可能な投融資体制を整備し、アジアインフラ投資銀行、BRICS新開発銀行、シルクロード基金などがその役割を発揮することを積極的に支援する。共建国との文化、教育、考古学、スポーツなどの人文交流チャネルを拡大し、「一帯一路」科学技術イノベーション行動計画を高品質に実施する。リスクの予防・管理能力を高め、「廉潔シルクロード」の構築を一段と進め、「一帯一路」の共同建設が、より秩序立ち、より規範的で、より安全かつより持続可能な形で高品質に発展するよう推進する。
第4節　文明間の相互学習・相互交流の架け橋を築く	
公衆衛生、デジタル経済、グリーン発展、科学技術教育、文化芸術などの分野で人文交流・協力を深化させ、議会、政党、民間組織の往来を強化し、女性、若者、障がい者などの交流を密にして、多元的で相互作用的な人文交流の枠組みを形成する。一帯一路科学技術イノベーション行動計画の実施を推進し、デジタル・シルクロード、イノベーション・シルクロードを構築する。気候変動への対応、海洋協力、野生動物保護、砂漠化防止などに関する交流・協力を強化し、グリーン・シルクロードの構築を推進する。一帯一路共同建設参加国と積極的に医療・保健および感染症予防・対策で協力し、ヘルス・シルクロードを構築する。	

資料：合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靱化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」から作成。原資料は「第 14 次五か年計画及び 2035 年ビジョン目標綱要」、「第 15 次五か年計画綱要」[68]。

[68] 中国政府网，*中华人民共和国国民经济和社会发展第十四个五年规划和 2035 年远景目标纲要*, 2021/03/13, https://www.gov.cn/xinwen/2021-03/13/content_5592681.htm (Accessed 25 March 2026).及び新华网股份有限公司，*中华人民共和国国民经济和社会发展第十五个五年规划纲要*, 2026/03/13, https://www.news.cn/politics/20260313/085af5de5a4b4268aa7d87d90817df2f/c.html (Accessed 25 March 2026).

第2節 欧州の政策動向

2021 年 12 月 1 日、欧州委員会は、EU 域外のインフラなどへの投資を増強するための新戦略「グローバル・ゲートウェイ」を発表した[69]。欧州委員会のウルズラ・フォン・デア・ライエン委員長は、同日の記者会見で、EU の支援には、透明性、良好な統治等があるとし、同戦略が中国の「一帯一路」構想に対する「真の代替案」であることを強調した[70]。

同戦略は、民主主義、法の支配、人権の擁護などの価値に基づき、デジタル分野、気候・エネルギー、輸送、保健、教育・研究を重要分野として、2027 年までに最大約 3,000 億ユーロを投資する計画として発表された。相手国のインフラ投資ニーズを考慮し、相手国に持続不可能な負債を生み出させず、恒久的な利益をもたらす一方で、EU の戦略的利益や欧州企業の利益にも資する質の高いプロジェクトの実現を目指している。全ての EU 諸機関、EU 加盟国とその開発金融機関、欧州投資銀行、欧州復興開発銀行及び欧州の民間部門を動員する「チーム・ヨーロッパ」方式を通じて実施している。

同戦略は、2022 年 2 月に発表された総額 1,500 億ユーロを超える最初の地域計画「グローバル・ゲートウェイ：アフリカ・欧州投資パッケージ」を皮切りに、2025 年 10 月までに、アフリカ、アジア大洋州、中南米・カリブ諸国等のインフラ投資に 3,060 億ユーロ超を動員した。対象地域及びプロジェクトの事例は、以下のとおりとなっている（第 1-4-2-1 図、第 1-4-2-2 表）。

第 1-4-2-1 図 グローバル・ゲートウェイ投資の対象地域

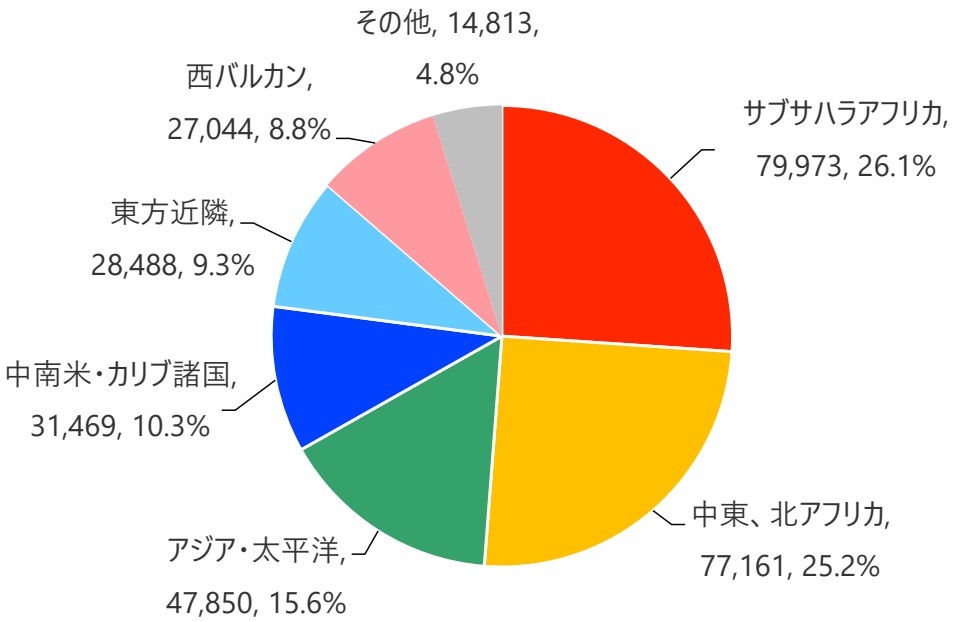

資料：欧州委員会の資料から作成。

[69] European Commission, *Global Gateway*, https://commission.europa.eu/topics/international-partnerships/global-gateway_en（Accessed 31 March 2026）.

[70] European Commission, *Read-out of the weekly meeting on the Global Gateway*, https://audiovisual.ec.europa.eu/en/media/video/I-2150（Accessed 31 March 2026）.

第 1-4-2-2 表 グローバル・ゲートウェイのプロジェクト事例

国・地域	プロジェクト	分野
西バルカン	バルカン半島横断電力回廊	気候・エネルギー
西バルカン	WiFi4 西バルカンイニシアティブ	デジタル
モルドバ共和国	バルティ地域（臨床）病院	保健
ヨルダン	海水淡水化プロジェクト	気候・エネルギー
イラク	歴史的な市街地における歴史遺産の再建	教育・研究
エジプト	ガバルアスファル下水処理場	保健
アフリカ	ロビト回廊	輸送
アフリカ	ワクチン、薬剤及びヘルステック製品（MAV+）の製造及びアクセス	保健
北アフリカ	メドューサケーブル	デジタル
ナミビア	ハイアイロン社グリーン鉄生産施設技術工場	気候・エネルギー
アフリカ	地域の教師支援イニシアティブ	教育・研究
南アジア	インド・中東・欧州経済回廊	輸送
中央アジア	カスピ海横断輸送回廊	輸送
タジキスタン	ログン水力発電所プロジェクト	気候・エネルギー
南アジア	エネルギー連結性プロジェクト	気候・エネルギー
パプアニューギニア	港湾及び水サービスの復旧・再建	気候・エネルギー
フィリピン	衛星・デジタル連結性	デジタル
中南米・カリブ諸国	サルガッサム（海藻）のバリューチェーン構築	気候・エネルギー
中南米・カリブ諸国	地域間電力の統合	気候・エネルギー
中南米・カリブ諸国	スーパーコンピューティングネットワーク	デジタル
中南米・カリブ諸国	デジタル同盟	デジタル
コスタリカ	公共交通機関の電動化	デジタル

備考：プロジェクト名は、仮訳。
資料：欧州委員会「The Global Gateway Strategy」（https://op.europa.eu/en/publication-detail/-/publication/a0d2cd8c-1cf9-11f1-8c3a-01aa75ed71a1）から作成。

日本も協力している相互補完的なプロジェクトには、欧州・アジア間及び中央アジア内での持続可能な輸送回廊を推進する「カスピ海横断輸送回廊」などがある[71]。

2025 年 10 月、当初の目標額であった 3,000 億ユーロを達成したため、欧州委員会は、2027 年までの動員額を 4,000 億ユーロとする新目標を発表した[72]。同年 12 月、EU 加盟国は、重要分野に係る 256 件の旗艦プロジェクトを承認した[73]。前年までとは異なり、新規のプロジェクトではなく既存のプロジェクトを強化・合理化するものとなっている。

直近では、2026 年 3 月に開催された EU・ベトナム・グローバル・ゲートウェイ・ビジネス投資フォーラムの場で、欧州委員会は、ベトナムの雇用創出や持続可能な経済成長の推進、大気汚染の改善などを目指すため、持続可能な交通とクリーンエネルギーに 5 億 6,000 万ユーロ超を投資するパッケージを発表した[74]。

---

[71] 駐日欧州連合代表部, 日・EU コネクティビティ（連結性）パートナーシップ, 2025/07, https://www.eeas.europa.eu/sites/default/files/2025/documents/eu-japan-partnership-factsheet_jp.pdf（2026 年 3 月 31 日閲覧）。

[72] European Council, Council of the European Union, *Global Gateway*, https://www.consilium.europa.eu/en/policies/global-gateway/（Accessed 31 March 2026）.

[73] European Council, Council of the European Union, *Global Gateway: Council endorses flagship project list for 2026*, https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2025/12/10/global-gateway-council-endorses-flagship-project-list-for-2026/（Accessed 31 March 2026）.

[74] Delegation of the European Union to Vietnam, *Global Gateway: The European Union to invest €560 million in Vietnam with new focus on modern transport*, 2026/03/24, https://www.eeas.europa.eu/commissioner-sikela-business-forum-pr_en（Accessed 31 March 2026）.

第3節 米国の政策動向

トランプ政権下では、新興国に対する政策を従来の開発援助中心の枠組みから、貿易及び投資を重視する方向へ転換しようとする動きが見られた。

2025 年 1 月、就任直後のトランプ大統領は、既存の対外援助プログラムを一時停止し、政権の外交政策方針との整合性を検証するプロセスを開始した。そして同年 9 月、同氏は総額 50 億ドルに上る対外援助及び国際機関向けの拠出停止を決定した。これにより、対外援助活動の中核を担ってきた米国国際開発庁（USAID）は、その機能や予算面で大幅な縮小を余儀なくされた。一方で、政権は対アフリカ戦略の策定や、米国国際開発金融公社（DFC）の権限拡大などを通じ、重要鉱物、エネルギー、インフラといった戦略的分野への貿易及び投資の促進を掲げている。これらの政策からは、中国が新興国で影響力を拡大していることに対抗しようとする意図が見て取れる。

以下では、新興国への貿易及び投資支援を担う米国の主要機関について整理した上で、近年の政権の取組を概観する。

1. 新興国への貿易及び投資支援機関

米国では、複数の政府関連機関が米国企業等の新興国進出を支援している。

(1) 米国貿易開発庁（USTDA：U.S. Trade and Development Agency）

米国貿易開発庁（USTDA）は、連邦政府の独立機関として、新興国におけるインフラ開発プロジェクトの初期段階支援を実施している。主な支援プログラムは、事業実施可能性調査（FS 調査）、技術支援、パイロットプロジェクト、取引インセンティブ、外国代表団の招聘、産業界向けイベントである（第 1-4-3-1 表）。

第 1-4-3-1 表 USTDA の支援プログラム

支援プログラム名	内容
事業実施可能性調査（FS調査）	プロジェクトを技術面や財務面、法務面、環境面等から評価し、資金調達と事業実施の実現を支援。
技術支援	米国からの輸出を促進するための事業環境改善を目的とした支援。
パイロットプロジェクト	新興国市場へ米国製品・技術を試験導入し、スケールアップや横展開の可能性を検証。
取引インセンティブ	米国製品・技術を採用する新興国の意思決定者を対象とした専門的な研修プログラムの提供。
外国代表団の招聘	新興国の意思決定者を米国へ招聘し、インフラに関する最新技術等の視察機会を提供。
産業界向けイベント	米国企業と新興国のプロジェクト実施主体を繋ぐ場を提供。

資料：USTDA、米国議会調査局から作成。

USTDA の重点支援分野は、重要鉱物、デジタルインフラ、エネルギー、交通の 4 分野である。

トランプ政権下では、フィリピンにおける鉄道開発のための技術支援や、アフリカ大西洋沿岸の海底ケーブルの開発、ザンビアにおける銅及びコバルトの採掘・加工の拡大、インドと東南アジアを結ぶ海底ケーブルシステムの開発に関する FS 調査等のプロジェクトが発表された[75]。

[75] Congressional Research Service, *U.S. Trade and Development Agency (USTDA)*, https://www.congress.gov/crs_external_products/IF/PDF/IF10673/IF10673.10.pdf（Accessed 31 March 2026）.

⑵ 米国国際開発金融公社（DFC：U.S. International Development Finance Corporation）

米国国際開発金融公社（DFC）は、融資等の金融手段を通じて、新興国等への民間投資を促進する連邦政府機関である。超党派の法律である BUILD Act of 2018 に基づき、第一次トランプ政権下の 2019 年に設立された。設立の背景には、米国の開発金融分野における影響力を強化するとともに、中国の「一帯一路」構想に対抗する政策手段を拡充するという二つの主要な目的があった[76]。その後、DFC は、2025 年 12 月に成立した 2026 会計年度国防授権法により、2031 年 12 月末まで再認可された。また、同法に基づき、最大投資枠（偶発債務上限額）が従来の 600 億ドルから 2,050 億ドルへ引き上げられるなど、DFC の機能は大幅に強化された。

DFC が提供する支援メニューは、融資、株式投資、政治リスク保険、投資ファンド支援、プロジェクト開発支援となっている（第 1-4-3-2 表）。

第 1-4-3-2 表 DFC の支援メニュー

支援プログラム名	内容
融資	最長25年の期間を対象とする直接融資及び融資保証。 融資比率は原則として総事業費の最大50%まで。
株式投資	経済開発や米国の対外政策に資する企業及びプロジェクトに対する株式投資。 特に、債務を負うことが困難なアーリー期や成長期の企業に対する柔軟な投資。
政治リスク保険	現地通貨を外国通貨に交換できなくなるリスクや、外国政府による介入行為、テロリズムを含む政治的暴力によって生じる損失に対する補償。再保険。
投資ファンド支援	新興市場のプライベート・エクイティ・ファンド（PE）に対する債務及び株式投資。
プロジェクト開発支援	事業実施可能性調査やフロント・エンド・エンジニアリング・デザイン（FEED）、環境・社会影響評価等。

資料：DFC から作成。

DFC は、原則として新興国への投資を優先しているが、エネルギー、レアアース・重要鉱物、情報通信技術分野に限り、ファイブ・アイズ[77]諸国を除く先進国に対する投資も認められている。また、ファイブ・アイズ諸国に対しては、これらの分野に加え、さらに他分野における適格プロジェクトについても支援が可能となっている。なお、いずれの国においても、プロジェクトが DFC の支援対象となるためには、受入国政府が当該国における DFC の投資支援を認める協定を米国と締結していることが必要である[78]。

近年の支援案件には、ブラジルのゴイアス州におけるレアアース鉱山開発やアフリカのガボン北部におけるカリ鉱山開発[79]に対するプロジェクト開発支援、サブサハラ・アフリカ

[76] Congress.gov, *U.S. International Development Finance Corporation (DFC)*, https://www.congress.gov/crs-product/IF11436?__cf_chl_tk=yZT.Qd8Zse4uOb5zXNsYtbDwTt5gO61StZveVddDY4Y-1776306649-1.0.1.1-d4PYkSqeGyGXAsVkabMWTJ9aq3Wst7HLI9x3I1mttAM（Accessed 31 March 2026）.

[77] 米国、英国、豪州、カナダ及びニュージーランドによる情報共有の枠組み。

[78] U.S. International Development Finance Corporation, *Where We Work*, https://www.dfc.gov/what-we-offer/work-with-us/where-we-work（Accessed 31 March 2026）.

[79] アフリカは現在、作物の生育に不可欠な肥料の主要成分であるカリを、ロシアやベラルーシなど国外からの輸入に依存しており、食料安全保障上の懸念が指摘されている。

地域でデジタルインフラ投資を行う企業に対する株式投資、インドでワクチン及び治療薬を製造する企業に対する融資などがある[80]。

(3) 商務省国際貿易局商業サービス（U.S. Commercial Service）

米国商務省国際貿易局（ITA）に設置された部局である商業サービス（U.S. Commercial Service）は、米国製品・サービスの輸出促進機関として全米 100 か所以上、全世界に 70 か所以上のオフィスを持ち、展示会やセミナー、商談会、専門家支援などを通じて主に中小企業の輸出を支援している。

(4) 輸出入銀行（EXIM：Export-Import Bank of the United States）

米国輸出入銀行（EXIM）は、輸出信用を担う連邦政府の独立機関である。民間金融機関が引き受けることのできない信用リスク及びカントリーリスクを負担することで、米国企業の新興国市場進出を支援している。

EXIM が提供する支援メニューは、輸出信用保険、融資保証、運転資金融資保証、直接融資、ファイナンスリース保証、プロジェクトファイナンス・ストラクチャードファイナンスとなっている[81]（第 1-4-3-3 表）。

第 1-4-3-3 表 EXIM の支援メニュー

支援プログラム名	内容
輸出信用保険	米国輸出事業者の海外売掛金を事業リスク及び政治リスクに伴う損失から保護するための保険。
融資保証	海外の輸入事業者が米国の財・サービスを購入する際に利用する融資の保証。
運転資金融資保証	米国輸出事業者へ運転資金を融資する金融機関に対して提供される融資保証。
直接融資	海外の輸入事業者に対して固定金利で提供される融資。
ファイナンスリース保証	海外の輸入事業者が米国の財・サービスを購入する際に利用するファイナンスリースに対する保証。
プロジェクトファイナンス／ストラクチャードファイナンス	新規に設立されるプロジェクト会社に対する融資や海外の既存企業に対する融資。

資料：EXIM から作成。

2. トランプ政権下での取組

(1) 国家安全保障戦略（NSS）

2025 年 11 月に公表されたトランプ政権下での国家安全保障戦略（NSS）では、優先事項の一つとして経済安全保障が掲げられており、国防や経済に不可欠な重要鉱物・重要物資へのアクセスを拡大していく必要性が指摘されている。

新興国との貿易及び投資に関する NSS の記述は、地域別に以下のとおり整理されている（第 1-4-3-4 表）。中国への対抗を念頭に、新興国等へ経済的関与を強めていくことが強調されている。

[80] U.S. International Development Finance Corporation, *Investment Stories*, https://www.dfc.gov/what-we-do/investment-stories（Accessed 31 March 2026）.

[81] Export-Import Bank of the United States, *Solutions*, https://www.exim.gov/solutions（Accessed 31 March 2026）.

第 1-4-3-4 表 NSS の地域別戦略（貿易及び投資関連の一部抜粋）

地域	貿易及び投資に関する戦略
西半球	・米国は、関税や相互貿易協定を強力な手段として活用し、自国の経済と産業を強化するため、**商業外交を優先**する。その目的は、パートナー国が自国経済を発展させると同時に、経済的により強く洗練された西半球が米国の貿易及び投資にとって魅力的な市場となることにある。**この地域における重要サプライチェーンを強化することは、依存度を低減し、米国経済の強靭性を高める**ことにつながる。 ・**米国政府は、この地域における米国企業の戦略的な買収・投資機会を特定**し、国務省、国防総省、エネルギー省、中小企業庁、国際開発金融公社、輸出入銀行、ミレニアム・チャレンジ・コーポレーション等を含む（ただしこれらに限定されない）米国政府の金融支援プログラムによる評価のため、これらの機会を提示する。また、地方政府や企業と連携し、**拡張性と強靭性を備えたエネルギーインフラの構築や、重要鉱物へのアクセスに対する投資**、米国の暗号化・セキュリティ技術を最大限に活用した既存及び将来のサイバー通信ネットワークの強化も推進する。加えて、前述の米国政府機関は、外国が米国製品を購入する際に支払う費用の一部を援助するために活用されるべきである。
アジア	・米国は、**経済的優位性を維持し、同盟システムを経済グループとして強化**していくことに加え、**今後数十年にわたり世界の経済成長の大部分を占めるとみられる国々において、強力な外交的関与及び民間主導の経済的関与を実行**していかなければならない。 ・「アメリカ・ファースト」外交は、国際貿易関係の再均衡を目指すものである。米国は、現在の経常収支赤字が持続不可能であることを同盟国に対して明確に示してきた。**米国は、欧州、日本、韓国、オーストラリア、カナダ、メキシコ、その他の主要国に対し、中国経済を家計消費主導型へと再均衡させるための貿易政策を採用するよう促さなければならない**。 ・中国の国営及び国家支援企業は、物理的インフラやデジタルインフラの構築において卓越しており、中国は貿易黒字の約1.3兆ドルを、貿易相手国への融資に回してきた。**他方で、米国とその同盟国は、いわゆる「グローバル・サウス」に対する共同計画を未だ策定しておらず、実行にも至っていない。しかし、米国も同盟国も莫大なリソースを有している。**欧州、日本、韓国等は7兆ドルの対外純資産を保有している。多国間開発銀行を含む国際金融機関は、合計で1.5兆ドルの資産を保有している。任務の拡大により、これらの機関の有効性の一部が損なわれてきたものの、本政権は、その主導的立場を活かして、これらの機関が米国の国益に資するよう改革を推進することに尽力している。
アフリカ	・長年にわたり、米国の対アフリカ政策は、リベラルなイデオロギーの提供と普及に重点を置いてきた。米国はむしろ、特定の国々と連携し、紛争の緩和や互恵的な貿易関係の構築に努めるとともに、**対外援助中心の枠組みから、アフリカの豊富な天然資源と潜在的な経済力を活用できる投資と成長中心の枠組みへと移行**すべきである。 ・関与の機会としては、継続中の紛争（例：コンゴ民主共和国とルワンダ、スーダン）の解決に向けた交渉や、新たな紛争（例：エチオピア・エリトリア・ソマリア）の防止に向けた取組、そして、援助や投資に対する米国のアプローチを見直すための措置（例：アフリカ成長機会法）が挙げられる。 ・米国は、**アフリカとの関係を援助中心から貿易・投資中心へと転換**し、米国の財・サービスに対して市場を開放することにコミットする、能力があり信頼できる国家とのパートナーシップを優先すべきである。アフリカにおける米国の投資先として、即座に実行可能で投資収益が見込める分野には、**エネルギーや重要鉱物の開発**が挙げられる。

資料：NSS から作成。

特にアフリカとの関係では、2025 年 12 月、米国とコンゴ民主共和国が、重要鉱物分野を含む投資及びサプライチェーン協力を柱とする戦略的パートナーシップ協定を締結した。また同月、ワシントン D.C.において、トランプ大統領立会いのもとコンゴ民主共和国とルワンダ共和国が和平合意履行のための枠組みである「平和と繁栄のためのワシントン合意」へ署名するなど、具体的な進展が見られた[82]。

(2) アフリカにおける商業外交戦略

2025 年 5 月、米国国務省は、米国政府と西アフリカの米国商工会議所の共催による AmCham Business Summit 2025 において、アフリカにおける米国の商業外交戦略を発表

[82] Department of States, *Signing of the Washington Accords for Peace and Prosperity Between the Democratic Republic of the Congo and Rwanda*, 2025/12/04, https://www.state.gov/releases/office-of-the-spokesperson/2025/12/signing-of-the-washington-accords-for-peace-and-prosperity-between-the-democratic-republic-of-the-congo-and-rwanda (Accessed 31 March 2026) .

した。国務省のフィトレル・アフリカ担当次官補は、イベントの中で、「アフリカは世界最大の未開拓市場であり、2050 年までに世界人口の 4 分の 1 となる 25 億人が居住し、購買力は 16 億ドルを超える」と述べ、これは米国の三大貿易相手国であるカナダ、中国、メキシコの経済規模に匹敵すると指摘した。

一方で同氏は、米アフリカ間の貿易が伸び悩んでいる理由に、これまで米国がアフリカに対して商業的関与よりも開発援助を優先してきたことを挙げ、「今後も開発への投資は継続するが、それは貿易と民間投資の拡大を通じて行う」「我々はアフリカを援助が必要な大陸としてではなく、能力ある商業パートナーとして認識している」などと述べた[83]。

アフリカにおける商業外交戦略は、以下の六つのアクションで構成されている。

1. 商業外交を対アフリカ政策の中心に据える。全ての駐アフリカ米国大使を、米国企業の支援実績で評価する。
2. 優先国に指定した現地政府と協力し、民間セクターが特定した優先度の高い上位 5 分野での市場改革（非関税障壁の削減等）を実施することで、米国企業の事業拡大を促進する。
3. 優先国において持続可能で高品質なインフラプロジェクトを実施する。見栄えだけが良いプロジェクトや中国政府が建設するインフラは支援対象外とする。
4. 国務省主導で、ビジネス環境が整備された国又は改善を進めている国に対し、貿易・投資の促進に特化した商業外交ミッションを派遣する。
5. 米国の約 30 万の輸出関連企業と 120 兆ドル規模の米国資本市場をアフリカ市場に接続する。
6. 米国企業をより効果的に支援するために、米国の貿易促進、プロジェクト準備、資金調達手段に関する制度改革を実施する。

また、2025 年 7 月には、米国とアフリカ 5 か国（ガボン、ギニアビサウ、セネガル、モーリタニア、リベリア）による首脳会談が開催された。トランプ大統領は、援助から貿易への転換を改めて強調した上で、「我々は中国や他のどの国・地域よりもアフリカを良く扱っている」と述べた[84]。

(3) ASEAN 諸国との関係強化

2025 年 10 月に開催された第 13 回米 ASEAN 首脳会議では、共同声明において、米国と ASEAN 間における双方向の貿易及び投資を促進するとともに、デジタル経済、グリーン技術、先端製造業、ヘルスケア、運輸といった主要分野における共通の戦略的利益を拡大させていくとのコミットメントが再確認された[85]。

---

[83] Department of States, *Remarks for Launch of Bureau of African Affairs Commercial Diplomacy Strategy*, https://www.state.gov/remarks-for-launch-of-bureau-of-african-affairs-commercial-diplomacy-strategy（Accessed 31 March 2026）.

[84] ロイター「トランプ氏、アフリカ 5 か国首脳と会談　「援助から貿易へ」政策転換表明」、2025 年 7 月 10 日、https://jp.reuters.com/world/security/24PX37RNKNNQFJR3C6KKH5C4B4-2025-07-09/（2026 年 3 月 31 日閲覧）。

[85] The ASEAN Secretariat, *Chairman's Statement of the 13th ASEAN-United States Summit*, 2025/10/26, https://asean.org/chairmans-statement-of-the-13th-asean-united-states-summit（Accessed 31 March 2026）.

また、同年同月、マレーシアと米国は相互貿易協定を締結した。さらに両国は、世界的な重要鉱物サプライチェーンの多角化及び投資促進に関する覚書を締結し、重要鉱物分野における協力を一層深化させていくことを確認した[86]。

[86] JETRO、*米国とマレーシア、相互貿易協定を締結、レアアース協力でも合意*、2025/10/29、https://www.jetro.go.jp/biznews/2025/10/fb35c6f1613165a1.html（2026 年 3 月 31 日閲覧）。

第5章 日本の通商戦略

国際経済秩序の転換期において不確実性が増幅しており、世界単一市場を目指す新自由主義の時代から、分断が進みうる国家関与・安全保障が重視される時代にシフトしている中だからこそ、通商政策の目標として、我が国が「信頼できる経済パートナーで在り続ける」という方針を堅持しつつ、「世界の課題解決を通じて日本の世界における付加価値を最大化」しながら、保護的・閉鎖的な動きに対抗して、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）の具現化を実現することが重要である。高市総理大臣は、本年の施政方針演説で「FOIP の取組を戦略的に進化させていく」と表明しており、通商政策はその一翼を担っていく。また、17 の戦略分野の成長戦略とも連動させて、内外一体の思い切った政策を打ち出し、日本の成長を加速する国際連携を進める。世界共通の課題解決に資する高付加価値な製品・サービス・インフラの供給力を強化するとともに、重要分野や国際的なアジェンダごとに真に信頼できる有志国間で具体的なアクションを積み重ね、新たな国際経済秩序・ルールの構築につなげていくことで、グローバルな「危機管理投資」・「成長投資」による供給力の強化と輸出促進を含めた海外需要の確保を循環させて、日本の成長を実現するべきである。こうした日本の財・サービスが選択される「信頼できる経済圏」を構築することで、国際秩序が大きく揺らぎ、日本が、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面する中でも、「強い経済」を実現することができる（第 1-5-0-1 図）。

第 1-5-0-1 図 日本の成長戦略によって目指すべき「国内外の好循環」の姿

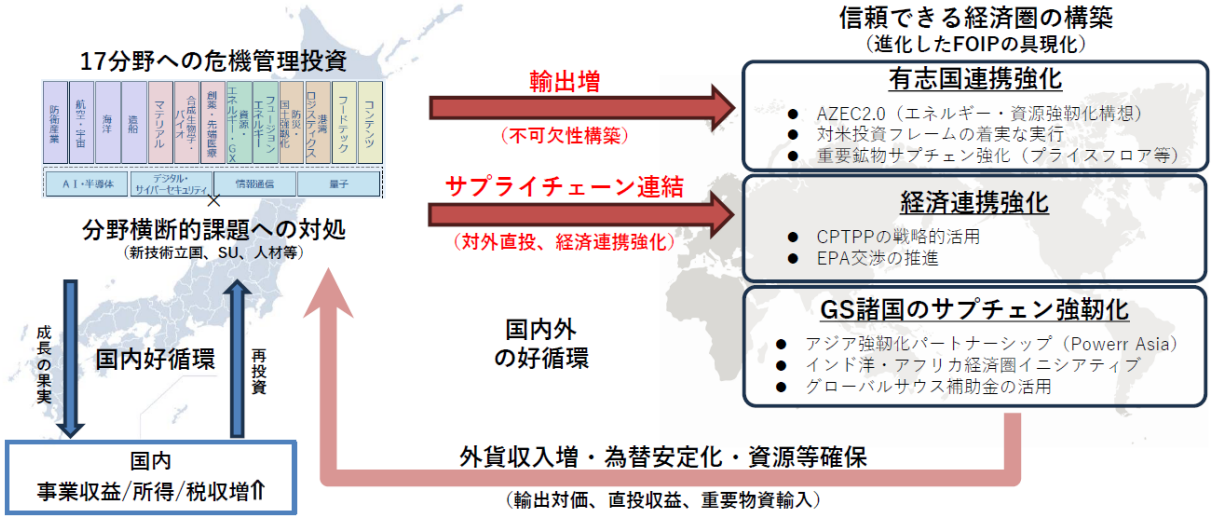

資料：日本政府作成。

その上で、通商戦略の方向性としては、自由貿易と経済安全保障を両立させることが重要である。自由貿易の推進は、貿易量の増加や、比較優位の原則に基づいたグローバルに効率的なサプライチェーンの形成により、各国経済ひいては世界経済全体の成長につながった。他方、国際分業が進み国家間の相互依存が促されたことで、近年では製造能力の特定国への偏りや重要鉱物等の物資が特定国に寡占・独占された過剰依存が非対称に生じ、需要面でも巨大な市場への依存が強まり、依存関係を武器化する事象が発生し、その対抗手段として、安全保障等を理由に掲げる保護主義的な動きが台頭してきている。こうした背景の中、我が国の経済安全保障の確保に向けて、特定国への過度な依存を下げ自律性を高める取組や、経済的依存関係の武器化を防ぐことは、貿易の安定性を高めるものであり、

自由貿易と相反しない。多様な国との経済連携等を通じた多元性・自律性の向上により特定国への過剰依存を回避して、単なる保護主義的な措置を受容せずに両立することが、日本と世界の繁栄につながるものである。

本白書では、このような通商政策の目標と方向性を実現していく上で、以下の二つの視点から特に注力する、我が国の通商政策の新たな取組を示す。第一に、有志国間での自由で互恵的な経済圏「信頼できる経済圏」の構築について、第二に、グローバルな危機管理投資・成長投資と輸出促進を含めた外需の獲得の好循環の実現について、それぞれの具体的な取組を詳述する。

第1節 自由で互恵的な経済圏「信頼できる経済圏」の構築

上記のとおり、厳しい世界情勢だからこそ、真に信頼できるパートナー間で、経済的威圧等に対抗しうる強靱な経済的関係、自由で互恵的な経済圏「信頼できる経済圏」を構築していくことが急務である。CPTPP を含む EPA の推進など既存の取組を進めることはもちろんだが、足下の中東情勢の不安定化も踏まえ、AZEC 等のパートナーシップをより高度化することで、高市政権における「FOIP の進化」の具現化に貢献していく。

1. アジア・エネルギー・資源供給力強靱化パートナーシップ（パワー・アジア）

2026 年 4 月、「エネルギー強靱化に関する AZEC＋オンライン首脳会合」では、高市総理大臣から、緊急対応と中長期的な構造的対応の両輪からなる、総額 100 億ドルの金融面での協力を始めとする、新たな協力の枠組みとして「アジア・エネルギー・資源供給力強靱化パートナーシップ（パワー・アジア）」(POWERR Asia: Partnership On Wide Energy and Resources Resilience Asia)の立上げを発表した。緊急対応としては、アジアにおける原油・石油製品等の調達やサプライチェーン維持のための融資などを実施する。中長期的な構造的対応としては、アジア域内の原油備蓄日数の拡大に向けた、備蓄放出制度の構築や、備蓄タンクの建設・利用の協力、LNG、再エネ、原子力といったエネルギー源の多様化、省エネへの取組を通じた産業の高度化などに取り組む。こうした取組を通じて、エネルギー安全保障・経済成長・脱炭素化の同時実現を目指すアジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）に、経済・エネルギー強靱化の視点を強化して進化させていくことで、「AZEC2.0」の実現を目指す（第 1-5-1-1 図）。

高市総理大臣からは、「パワー・アジア」による取組は、アジア各国の安定を支えると同時に、医療物資の調達を含め、我が国の強化につながるものであり、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）を具現化するものと説明した。

第 1-5-1-1 図 アジア・エネルギー・資源供給力強靱化パートナーシップ

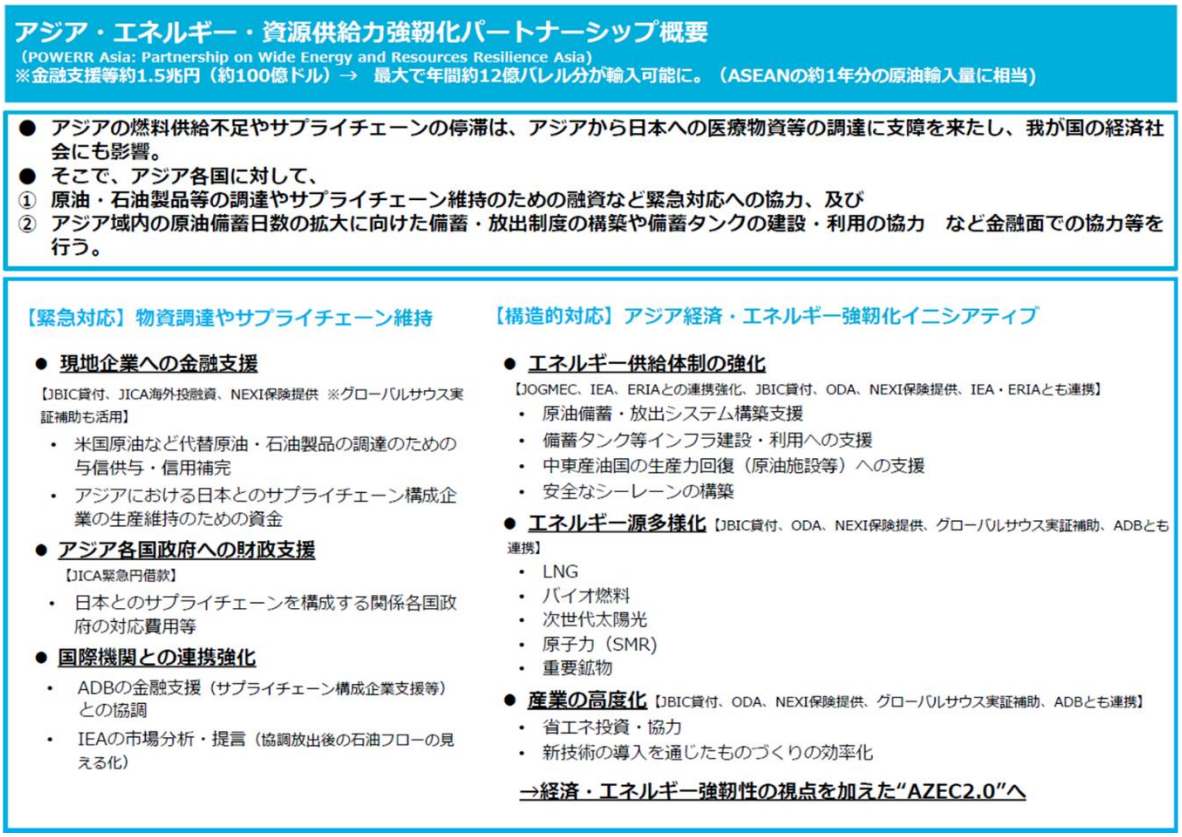

資料：日本政府作成。

第2節 グローバルな危機管理投資・成長投資と輸出促進を含めた外需獲得

「FOIP の進化」の具現化への貢献とともに、日本として不確実性の高い国際情勢の下でグローバル市場を獲得し、経済安全保障を確保していくためには、同盟国・同志国との連携やグローバルサウスとの共創を実現する観点から、海外の成長市場における事業機会の獲得を戦略的に進めることが不可欠である。

1. グローバルサウスに係る通商戦略の方向性

進化した FOIP の具現化に向けて特に重要であり、成長著しいグローバルサウス（GS）について、「共創」による自律性向上、輸出の促進などを図る。令和 5 年度から毎年 10 億ドル措置する GS 補助金により 79 か国で計 422 件の実証事業等を支援してきたが、これら実証事業等を基礎に、①プロジェクトの事業化（金融機関との連携により持続的な事業ファイナンスを実現）、②事業者･実施国の裾野拡大（スタートアップやフロンティア市場での事業拡大）、③事業の横展開（国際的なルールメイキングで「点」から「面」へ展開）を図りつつ、これらの基礎となる④GS 諸国との共通知識基盤の創出（GS 諸国のアカデミア連携を主導し、各国の政策形成力を支える知識基盤を構築）などを目指す。また、本取組を日本の成長戦略と連動させていくこととして、地域別・国別戦略を、成長戦略 17 分野の海外戦略と連動してアップデートしていく（第 1-5-2-1 図）。

第 1-5-2-1 図 グローバルサウスに係る通商戦略の方向性

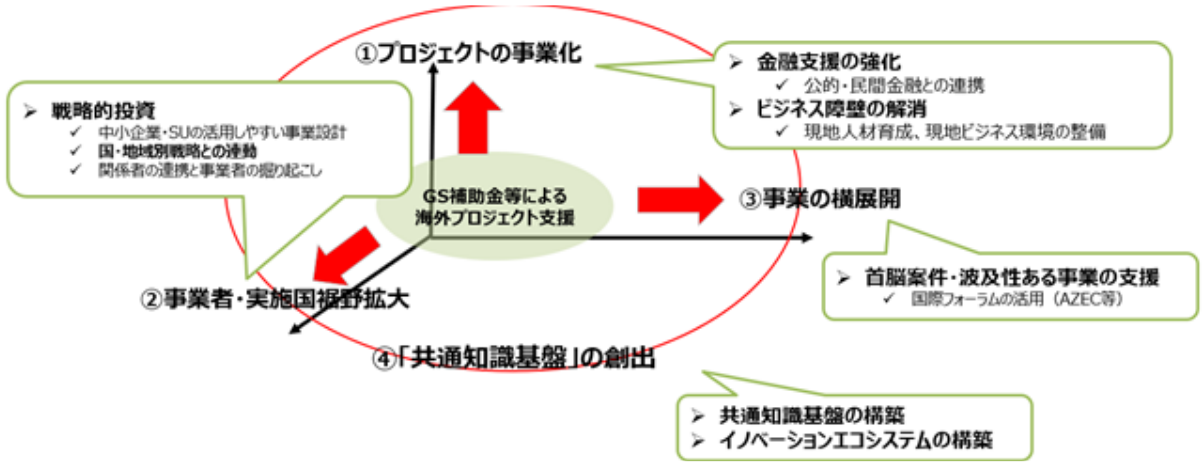

資料：日本政府作成。

2. 「日本の食輸出 1 万者支援プログラム」の創設

高市総理大臣から赤澤経済産業大臣への「農水大臣とも協力して、農林水産物・食品の輸出拡大に取り組むように」という指示を踏まえ、経済産業省において、部局横断のチームを省内に設置。農水省とも連携し、農林水産物・食品の輸出拡大の加速化を図る（第 1-5-2-2 図）。

※2025 年の農林水産物・食品の輸出実績は 1.7 兆円（前年比+13%）。 特定国依存を避けつつ、2030 年 5 兆円目標の達成に向け、取組を強化。

第 1-5-2-2 図 「日本の食輸出１万者支援プログラム」の創設

資料：日本政府作成。

3. 海外の成長市場獲得に向けた JETRO の体制強化

政府が策定する国・地域別戦略を踏まえ、海外での日本企業の事業展開を後押しする取組を担う JETRO については、海外拠点を始めとする体制の強化が求められている。

とりわけ、コンテンツ分野や農林水産・食品分野などの成長・戦略分野においては、既存の海外拠点を中心に人員配置や支援機能の強化が必要である。

また、拠点網の観点では、JETRO の海外拠点数は 76 事務所（56 か国）であり、KOTRA（韓国貿易投資振興公社）などと比較してその広がりの面で課題が見られる（第 1-5-2-3 図）。こうした中、グローバルサウスとの共創を図り、海外の成長市場における事業機会の獲得を戦略的に進めるためには、拠点網の拡充を進めることも急務である。

第 1-5-2-3 図 海外の成長市場獲得に向けた JETRO の体制強化

資料：日本政府作成。

第6章 グローバルサウス未来志向型共創等事業の概要

第1節 概況とこれまでの実績

1. 概況

グローバルサウス未来志向型共創等事業は、グローバルサウス諸国が抱える諸課題（DX/GX 分野等）を解決することを通じて、同市場の成長力を活かした日本国内産業活性化、米国関税の影響を受ける日本企業の新市場開拓、特定国への依存低減による経済安全保障の確保（サプライチェーン強靱化等）を図るとともに、グローバルサウス諸国との経済連携を強化することを目的としている。具体的には、我が国と相手国双方への裨益がある案件への補助を通じて、事業実施国で未だ実用化に至っていない技術の実現可能性の調査、同様に未だ事業化に至っていない技術のビジネスモデル構築に向けた実証の支援等を対象としている。2025 年度末現在では、令和 5 年度補正予算での措置以降、これまでに毎年 1,400 億円から 1,500 億円程度の予算を確保し、経済産業省からの補助金・委託費としての執行や AMEICC、UNIDO 等の国際機関への拠出を通した執行を行っている。

2. これまでの実績

2024 年から上記の目的に合致する実現可能性調査事業、実証事業について、広く公募を実施してきた。日本、相手国双方に裨益があり、社会課題解決に貢献する事業への GX（グリーン・トランスフォーメーション）や DX（デジタル・トランスフォーメーション）分野、経済安全保障分野を中心に、400 件を超える採択をしてきた。これまで海外展開に大きなハードルがあった中小企業やスタートアップ企業による利用を積極的に推進していることもあり、採択企業に占める中小企業の比率は約 56%に至る。

事業実施地域としては、これまで、ASEAN、太平洋島嶼国、南西アジア、中東・アフリカ、中南米、東欧、中央アジア・コーカサス地域等において、計 79 か国での案件が組成され、日本の経済協力施策を推し進める上で、重要なツールとなった。AZEC や TICAD 等の場での協力案件を多数輩出し、首脳会談を含めた、各国との会談の場での議題としても数多くの案件が紹介された。

加えて、具体的な案件組成の前段階であるインフラ等の整備計画の策定を行う経済産業省の委託調査である、全 64 件のマスタープラン策定事業に関連した案件のフェーズ移行を進める取組も行っている。また、政府他機関や金融機関との連携の重要性が浮き彫りになる等、今後に向けた課題の抽出、制度改善の取組を順次実施している。

第2節 今後の政策発展の方向性

上記のとおり、本事業はグローバルサウス諸国への展開を行う我が国企業に広く利用され、我が国とグローバルサウス諸国との共創、双方向への経済的な結びつきの強化に一定の効果があった。他方、不確実性の増す国際経済秩序、とりわけグローバルサウス市場の急成長とゲームチェンジの中では、より一層の政策の発展が重要である。具体的には、①プロジェクトの事業化、②事業者・分野の裾野の拡大、③新市場の囲込み・創出の 3 点と、①～③全てに共通する要素としての、④国内外への日本の貢献の発信が必要である。これらの取組は、我が国、相手国の裨益を増大させ、これまでに実施してきた事業の効果を高める上で極めて重要である。以下において、それぞれの要素に関して、今後の政策発展の方向性の具体策を列挙する。

1. プロジェクトの事業化

本事業で補助を実施した実現可能性調査や実証事業は、実際の商用化・事業化に至ることで我が国企業が自走する形での継続的な経済協力、持続的な我が国、相手国双方への裨益に繋がる。事業化に向けては、本事業の他にも、ODA を始め、経済産業省、他省庁からの分野別の支援スキーム、JBIC からの融資、JOGMEC、NEDO 等の独立行政法人からの支援スキーム等が用意されている。これら各種施策を行う公的・民間金融機関、政府関係機関との連携を強化をすることにより、ファイナンス組成等の必要な支援を提供できる体制を整備し、本事業による実証等を終了した後に事業化につながる事例を増やしていく。

2. 事業者・分野の裾野の拡大

前述のとおり、本事業の採択企業に占める中小企業の比率は約 56%に至る。他方で、日本の中小企業やスタートアップ企業の海外展開を支援するスキームは必ずしも十分な現状にはない。スタートアップや成長分野の市場においても事業を展開していく必要がある。そのため、今年度執行を開始する令和 7 年度補正予算措置分については、中小企業やスタートアップにとってもより使いやすい事業になるように、補助率の変更を行った。これまでは、大企業と中小企業が共同申請する場合であっても、大企業が主幹事企業として事業に取り組む場合は、補助率は一律に 2 分の 1 としていた。これを、大企業が主幹事企業であっても共同申請を行う企業体の中の中小企業については 3 分の 2 の補助を受けられるように制度を変更した。また 5 億円を上限とする小規模実証事業について、これまでは事業実施期間を 1 年としていたが、「事業実施期間としては短い」という事業者の声も踏まえ、1 年半程度に期間を拡大し、より多くの事業者にとって汎用性の高い制度となるよう、ルールの見直しを行った。

3. 新市場の囲い込みと創出

加えて、本事業の効果、我が国、相手国への裨益を最大化するためには、実証事業、その先の事業化段階での、第三国への横展開を進めることが求められる。そのために、事業実施国での実現可能性調査・実証事業の成果を、AZEC や TICAD のような多国間の国際フォーラムの場で引き続き積極的にアピールしていく必要がある。また、実証事業の成果

を通じて国際的なルールメイキングに取り組み、グローバルスタンダードの獲得を目指すことで、実証事業の第三国への横展開につながりやすく、波及効果はより大きくなる。例えば、日本の優れた技術の展開が期待されるロボット産業や通信分野等において、グローバルスタンダードの獲得を目指すことが期待される。

4. 国内外への日本の貢献の発信

前項とも一部重複するが、本事業を通じて積み上げられた政策としての実績や、本事業を活用して海外展開を進める日本企業の好事例をまとめ、発信を行っていく必要がある。これにより、国内に向けては我が国企業の海外展開、日本への還流も伴う事業拡大を後押しするとともに、国際的にはグローバルサウス諸国に対する日本の貢献を明示的に示すことが可能となる。そのためにも、国内外でのグローバルサウス未来志向型共創等事業を始めとした政府の取組を発信する場が必要である。具体的には国内外の関係機関、学術界、民間企業等の多様なステークホルダーと協働する形でのイベントの開催や、これまでの取組をまとめたプログレスレポート等の整理、公表が求められる。

とりわけ、政府が中心となり、中長期的な視座で取り組むべき課題としては、グローバルサウス諸国の政策的「知識基盤」の充実に資する取組への注力が挙げられる。グローバルサウス諸国では、急速な経済成長や社会構造の変化を背景に、政策立案を担うシンクタンクが果たす役割が一層重要になる。データの蓄積や分析、研究体制の強化、政策の実装につなげる仕組みといった知識基盤の充実が、各国が自律的に自国の実情に即して進める政策の質や持続性、ひいてはビジネス環境の安定性に資すると考えられる。グローバルサウス未来志向型共創等事業やその他の経済協力スキームを長年に渡り実施し、グローバルサウス諸国との信頼関係を形成してきた日本にとって、今後もグローバルサウス諸国との関係性を維持・発展するために、積極的な知識基盤の構築にリーダーシップを発揮することが求められている。

第 1-6-2-1 図 グローバルサウス未来志向型共創等事業の概況と地域別の採択実績

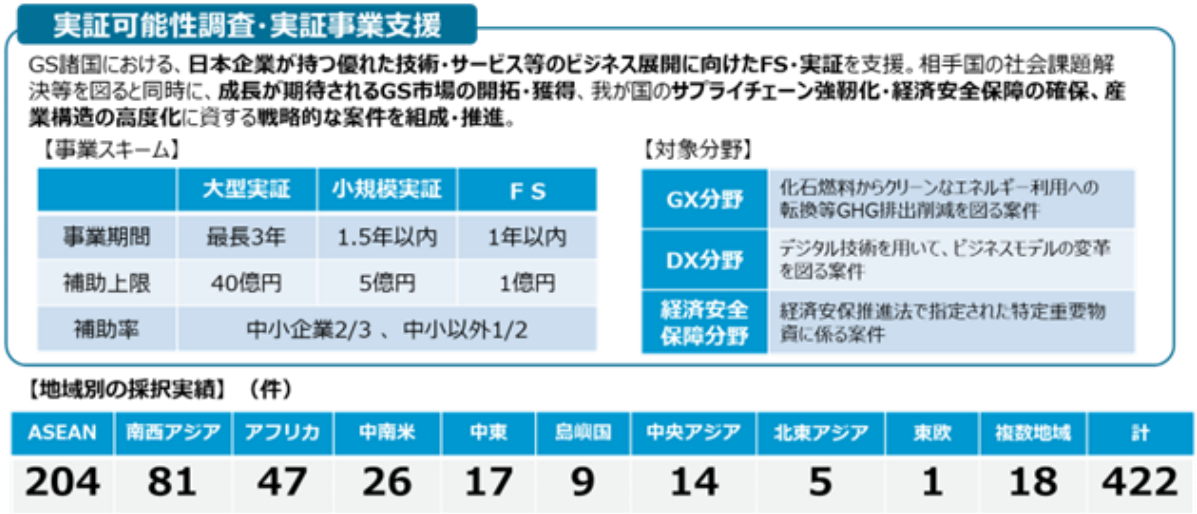

備考：事業スキーム、対象分野は令和 7 年度補正グローバルサウス未来志向型共創等事業。採択実績は 2026 年 4 月 30 日現在。
資料：日本政府作成。

第 1-6-2-2 図 これまでのグローバルサウス未来志向型共創等事業における採択事例（抜粋）

事例1 半導体素材

- 実施地域：**ベトナム**
- 事業名：多結晶シリコンエッチング製造実証
- 概要：半導体の主要部素材である**多結晶シリコン**について、**ベトナムで初めてとなるエッチング工程の導入実証。**
- 日本裨益：**サプライチェーンの分散化**を通じた日本企業への安定供給、シェア維持・拡大。

事例2 重要部素材

- 実施地域：**マレーシア**
- 事業名：石油脱硫触媒からの**バナジウム・モリブデン回収**プラント実証
- 概要：製油所で発生する**使用済み石油脱硫触媒**からの**バナジウム・モリブデン**回収を実証。
- 日本裨益：製造した五酸化バナジウム、モリブデン酸を**全量を日本に輸入、特定国への依存度を低減。**

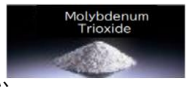

事例3 通信

- 実施地域：ASEAN他
- 事業名：**Open RAN導入**によるデジタルデバイド解消及び経済成長の促進実証
- 概要：Open RANによる基地局導入及び商用ネットワーク検証。**総務省にて、ラボレベルの研究やアーリーフェーズの実証を支援**後、**本事業で、実用化のための実証を支援。**
- 日本裨益：日本国内での**コスト効率化、次世代ネットワーク(６G等)におけるセキュリティ強化や強靭なシステム構築**への応用。

事例4 宇宙・防災

- 実施地域：**セネガル**
- 事業名：**衛星データを活用した洪水リスク分析高度化及び予測**実証
- 概要：セネガル宇宙研究庁と連携し、セネガル川など**主要河川の洪水リスク管理**に関し、**衛星データを活用した新たな危機管理手法**の有効性確認・導入を図る。
- 日本裨益：日本の得意とする防災分野の機器等の輸出促進の足がかりとなる。

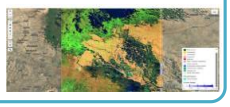

事例5 レアアース

- 実施地域：**アンゴラ**
- 事業名：**永久磁石用原料**となる**レアアース分離・精製**調査
- 概要：**レアアース分離・精製施設の設立**に向け、技術的な妥当性、市場ニーズ、生産コスト等を踏まえた評価を行い、実現可能性を調査。
- 日本裨益：レアアースの特定国依存度低減による経済安保の強化、製品安定調達による国内回帰投資の促進。

事例6 バイオ燃料

- 実施国：ガーナ・モザンビーク
- 事業名：海運GXを目指す**ジャトロファバイオ燃料サプライチェーン構築**実証
- 概要：未利用地で育てた高生産品種**ジャトロファから燃料を製造**し、**栽培・搾油・精製を最適化**する一貫したサプライチェーンを構築する。**海運燃料として品質評価**を行い、**安定供給とCO_2削減効果**を検証し事業化モデルを確立する。
- 日本裨益：日本へのバイオ燃料の安定供給。我が国の海運業界の脱炭素化目標への貢献。

資料：日本政府作成。

第 1-6-2-3 図 中小企業の海外進出を後押しする補助率変更の措置

- 従前は、中小企業であっても共同申請者に大企業を含む場合は、補助率は一律で1/2を適用。
- 新制度では、中小企業が大企業と共同申請する場合、当該中小企業に対しては、2/3を適用。（大企業については現行どおり1/2のまま。）

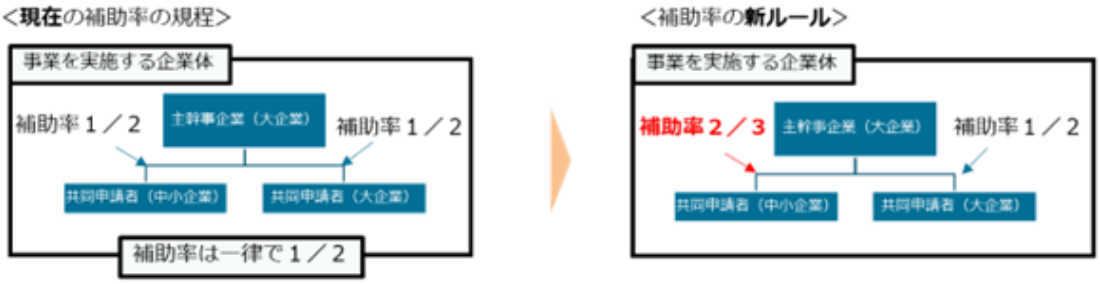

資料：日本政府作成。

第2部 世界経済の動向

第1章 主要国の貿易、経済動向

第1節 米国経済

2025 年の米国経済は、通商政策を巡る不確実性が高まる中でも、堅調な個人消費と設備投資に支えられ、総じて底堅く推移した。一方、労働市場では需給の緩和が進み、雇用の下振れリスクが意識される局面となった。さらに、個人消費が高所得者層の支出に大きく依存している点や、移民政策の影響による移民流入減が労働供給を制約している点など、構造的な課題も顕在化している。

今後は、中東情勢の緊張が原油価格の上昇やインフレ圧力の高まりを通じて、米国経済の下押し要因となる可能性にも留意する必要がある。

1. GDP

(1) 実質 GDP 成長率

2025 年の米国の実質 GDP 成長率は、前年比+2.1%と、前年（+2.8%）から鈍化したものの、個人消費と設備投資が牽引役となり底堅い推移となった。成長率は 5 年連続で潜在成長率とされる+2%程度を上回っている。

四半期別に見ると、第 1 四半期は前期比年率-0.6%と 3 年ぶりのマイナス成長になったものの、第 2 四半期は+3.8%、第 3 四半期は+4.4%と力強い伸びを示した。第 4 四半期には+0.5%と減速したが、連邦政府閉鎖に伴う支出減と外需の下振れが主要因であり、内需は堅調さを維持している（第 2-1-1-1 図）。

第 2-1-1-1 図 米国の実質 GDP 成長率

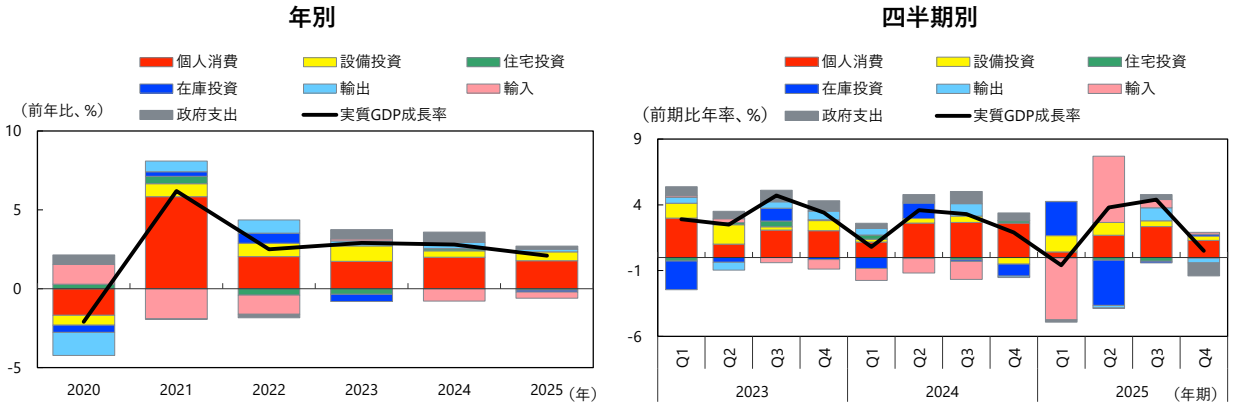

備考：四半期別は季節調整値。
資料：米国商務省、CEIC database から作成。

(2) 個人消費

2025 年の実質個人消費は前年比+2.6%と、総じて底堅い推移となった。

四半期別に見ると、第 1 四半期は耐久財消費の減少が影響し、前期比年率+0.6%と伸び悩んだものの、第 2 四半期には+2.5%、第 3 四半期には+3.5%と増勢が強まった。第 4 四半期は+1.9%とやや鈍化したが、引き続き堅調さを維持した（第 2-1-1-2 図）。

項目別の動きを見ると、耐久財消費は、2024 年末の反動を受け第 1 四半期に減少した後、第 2～第 3 四半期にかけて持ち直した。しかし、第 4 四半期には前期比年率+0.1%と再び落ち込んだ。非耐久財消費は、第 1～第 2 四半期の+2.2%から第 3 四半期には+3.9%へと伸びが加速したものの、第 4 四半期は+0.4%と増加幅が縮小した。一方、サービス消費は第 1 四半期に+0.8%と弱含みのスタートであったが、その後は堅調に推移し、第 4 四半期には+2.7%と底堅い伸びを示して実質個人消費全体を下支えした。

低調であった 2025 年の耐久財消費を項目別に見ると、自動車・部品が第 2 四半期を除き減少している（第 2-1-1-3 図）。EV 需要については、バイデン政権下で成立したインフレ削減法（IRA）に基づくクリーン自動車の購入に対する税額控除が 2025 年 9 月末に失効したことが影響した。

第 2-1-1-2 図 米国の実質個人消費

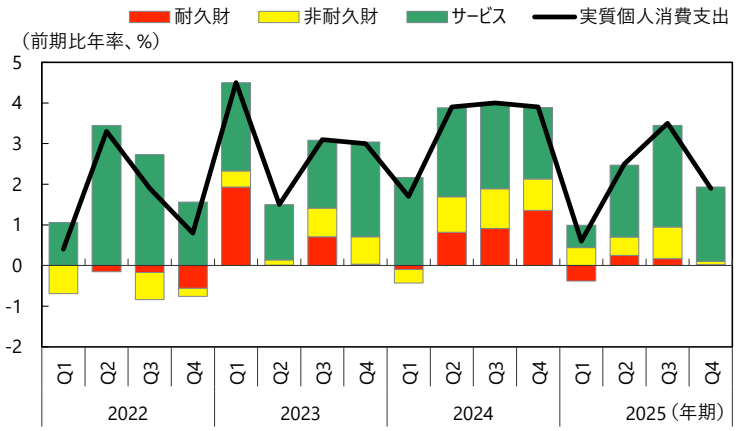

備考：季節調整値。
資料：米国商務省から作成。

第 2-1-1-3 図 米国の実質耐久財消費

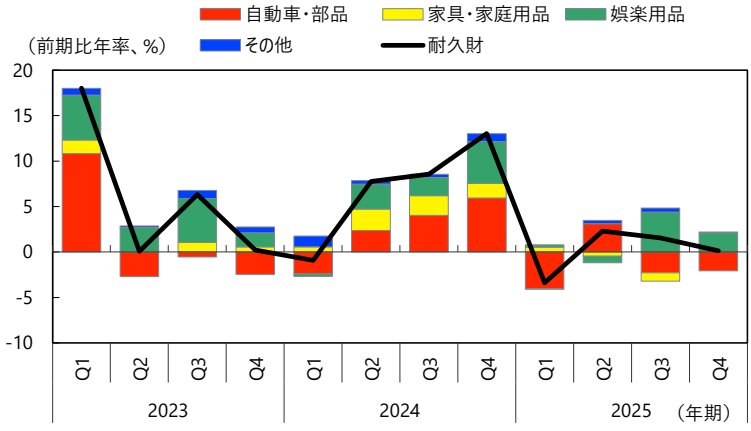

備考：季節調整値。
資料：米国商務省、CEIC database から作成。

堅調な個人消費が続く一方で、高所得者層と低所得者層の消費動向が二極化しているという指摘がある。これについては、パウエル FRB 議長（当時）も 2025 年 12 月の連邦公開市場委員会（FOMC）会合後の記者会見で、「消費の大部分は、より経済力の高い人々

によって行われている。例えば、上位 3 分の 1 の層が、消費全体の 3 分の 1 を遙かに超える割合を占めていると思う」と述べている[87]。

個人消費の所得階層別シェアを見ると、第一分位（下位 20%）がわずか 9%である一方で、第五分位（上位 20%）は 38%、第四分位（上位 20～40%）は 23%となっており、上位 40%以上の高所得者層が消費支出の約 6 割を占めていることが分かる（第 2-1-1-4 図）。

第 2-1-1-4 図 米国の個人消費の所得階層別シェア（2024 年）

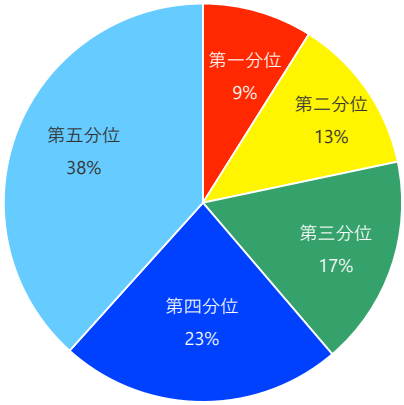

備考：データは 2024 年。
資料：米国労働省、CEIC database から作成。

米国の高所得者層は、株高による資産効果の恩恵を享受しているとの指摘もある。米国を代表する株価指数である S&P500 は、AI 関連企業への強い業績期待などを背景に 2025 年に史上最高値を更新した。家計が保有する金融資産の内訳を所得階層別に見ると、企業株式・投資信託の割合は第五分位（上位 20%）の高所得者層が最も高いことが分かる。また、家計が保有する企業株式・投資信託の所得階層別シェアを見ると、第五分位が約 9 割となっている（第 2-1-1-5 図）。

第 2-1-1-5 図 米国の家計が保有する金融資産

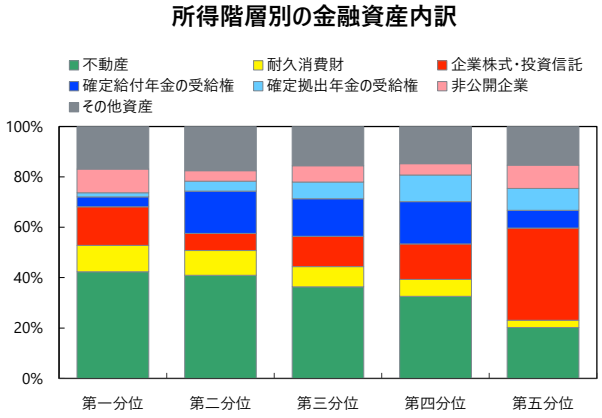

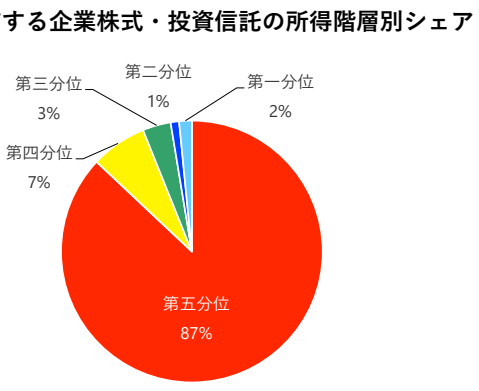

備考：データは 2025 年第 3 四半期。
資料：FRB から作成。

[87] Board of Governors of the Federal Reserve System, *December 9-10, 2025 FOMC Meeting*, 2025/12/10, https://www.federalreserve.gov/monetarypolicy/fomcpresconf20251210.htm（Accessed 31 March 2026）.

さらに、アトランタ連銀が発表する賃金階層別の名目賃金上昇率を見ると、第一分位（下位 25%）の上昇率が他の階層と比較してより縮小傾向にあることがうかがえる（第 2-1-1-6 図）。低所得者層は、他の所得者層と比較して、株高の恩恵を受けにくいだけでなく、賃金水準の上昇幅が限定的であることが示唆される。

第 2-1-1-6 図 米国の賃金階層別の名目賃金上昇率

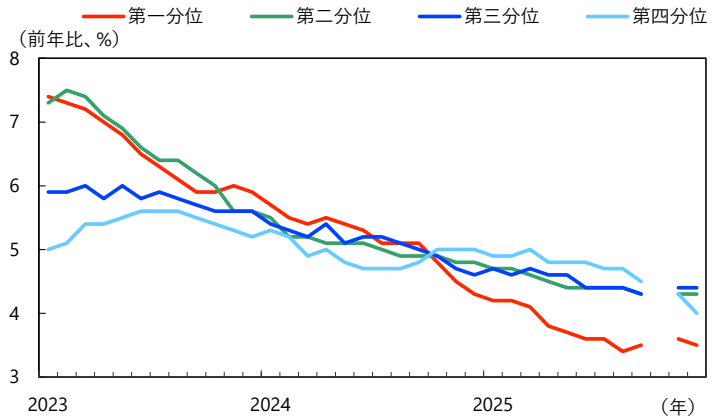

備考：数値は 12 か月移動平均で、時間当たり名目賃金の中央値の変化率を表す。2025 年 10 月 1 日から 11 月 12 日にかけて発生した連邦政府閉鎖の影響により、2025 年 10 月分の家計調査が非公表となったため、本グラフにおいても同年同月が欠損値となっている。
資料：米国アトランタ連銀、CEIC database から作成。

FRB がインフレ目標の指標として重視する個人消費支出（PCE）価格指数について、総合指数は 2025 年 4 月の前年比+2.3%を底に上向いており、2025 年後半には+2.8%前後で推移した。食品とエネルギーを除くコア指数は、前年比+2%台後半から+3.1%の間で推移している（第 2-1-1-7 図）。

第 2-1-1-7 図 米国の PCE 価格指数

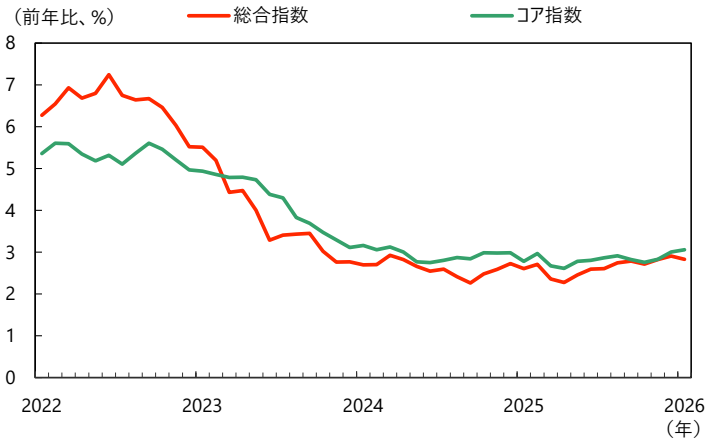

資料：米国商務省、CEIC database から作成。

(3) 投資

① 設備投資

2025 年の民間設備投資は、第 1 四半期に前期比年率+9.5%、第 2 四半期に+7.3%、第 3 四半期に+3.2%、第 4 四半期に+2.4%と、4 四半期連続で増加した。しかし、内訳を見ると、高い伸びを牽引したのは機器投資と知的財産投資であり、構築物投資は 2024 年に続き低調であったことがうかがえる（第 2-1-1-8 図）。

第 2-1-1-8 図 米国の民間設備投資

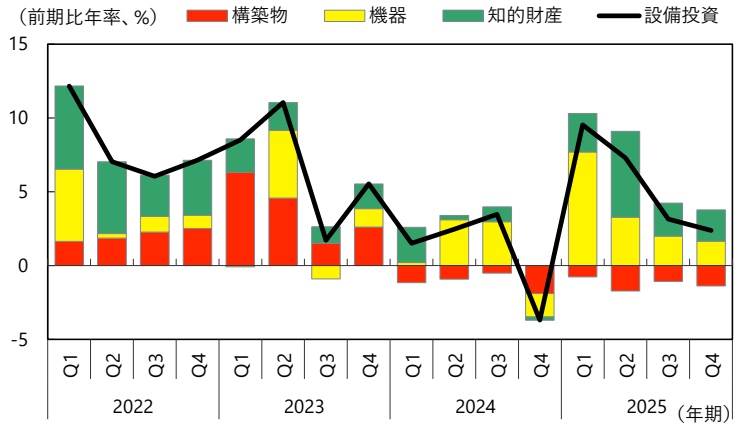

備考：季節調整値。
資料：米国商務省、CEIC database から作成。

堅調であった機器投資を項目別に見ると、2025 年に入り情報処理機器が大幅に増加したことが分かる。また、知的財産投資では、ソフトウェアが増加している（第 2-1-1-9 図）。

第 2-1-1-9 図 米国の機器投資と知的財産投資の内訳

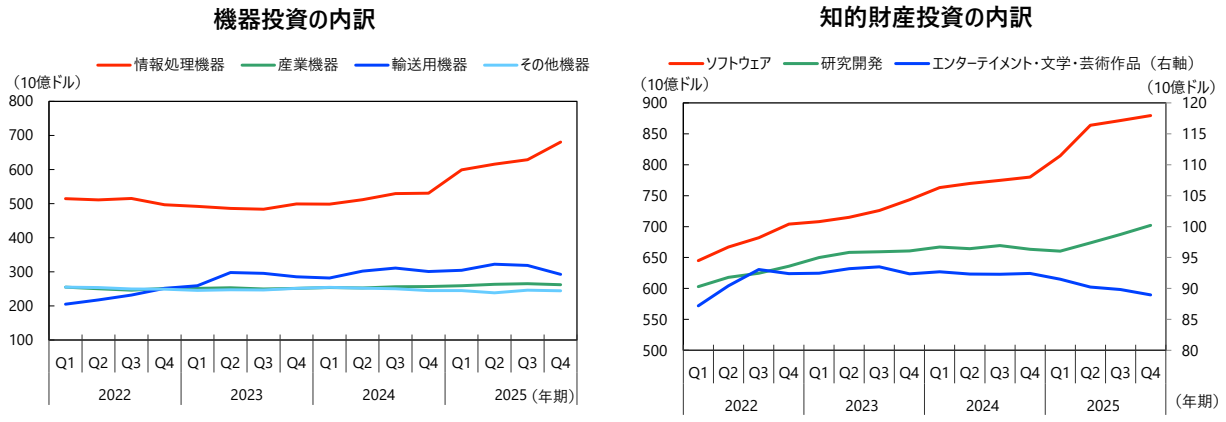

備考：年率換算、季節調整値。
資料：米国商務省、CEIC database から作成。

② 住宅投資

2025 年の住宅投資は、住宅ローン金利が昨年に続き 6%台で高止まりする中で減少基調であったが、足下ではやや改善の兆候も見られる。

2025 年の住宅建設許可・着工件数は、いずれも年初から振れを伴いながら減少していたが、秋頃から年末にかけて上向いた。しかし、2026 年に入ると住宅建設許可件数は再び減

少しており、住宅ローン金利の高止まりや住宅価格の上昇などを背景に、建設事業者が住宅建設に対して慎重である様子がうかがえる（第 2-1-1-10 図）。

第 2-1-1-10 図 米国の住宅建設許可・着工・完成件数

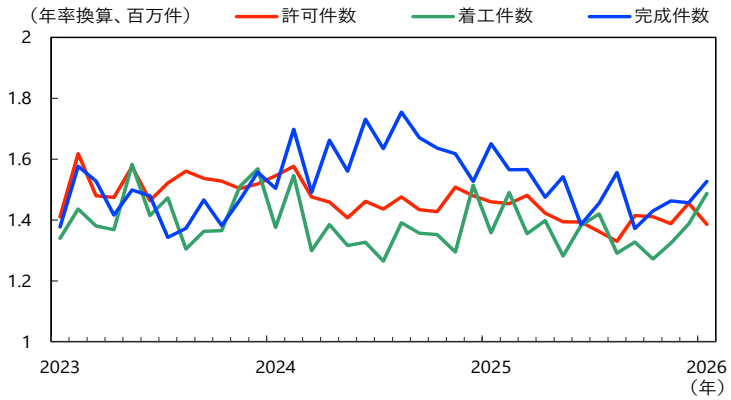

備考：年率換算、季節調整値。
資料：米国商務省、CEIC database から作成。

住宅ローン金利（30 年）は、2025 年前半に 6%台後半で推移した後、緩やかに低下し、年末は 6.2%前後まで下がったが、依然として高い水準を維持している。住宅価格はほぼ横ばいで推移し高止まりしている（第 2-1-1-11 図）。

2026 年 1 月、トランプ大統領は、米国民による住宅購入が困難となっている現状へ対応するため、大規模機関投資家による一戸建て住宅の取得を制限するための大統領令へ署名した[88]。さらに同年 3 月には、住宅建設コストの上昇につながり得る連邦政府の規制を見直すことを目的とした大統領令へも署名し、住宅建設を後押ししている[89]。

第 2-1-1-11 図 米国の住宅ローン金利と住宅価格

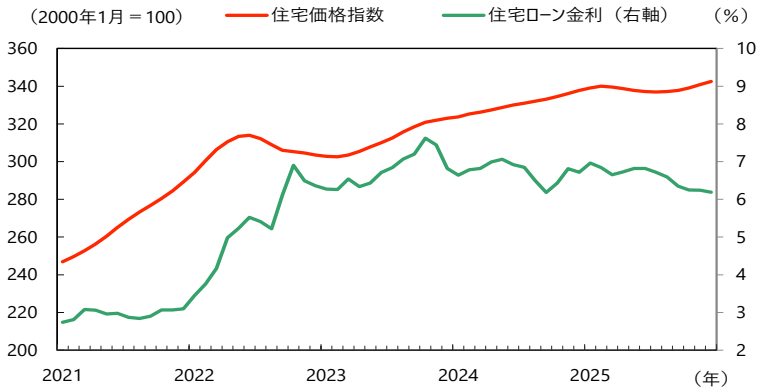

備考：住宅価格指数は S&P Cotality Case-Shiller 指数（20 都市）の季節調整値。住宅ローン金利は 30 年固定金利。
資料：FRED、CEIC database から作成。

[88] The White House, *Fact Sheet: President Donald J. Trump Stops Wall Street from Competing with Main Street Homebuyers*, 2026/01/20, https://www.whitehouse.gov/fact-sheets/2026/01/fact-sheet-president-donald-j-trump-stops-wall-street-from-competing-with-main-street-homebuyers/（Accessed 31 March 2026）.

[89] The White House, *REMOVING REGULATORY BARRIERS TO AFFORDABLE HOME CONSTRUCTION*, 2026/03/13, https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2026/03/removing-regulatory-barriers-to-affordable-home-construction/（Accessed 31 March 2026）.

(4) 政府支出

2025 年の実質政府支出は、第 4 四半期に前期比年率-5.6%と大幅に減少した。これは、共和党と民主党の政治的対立により 2026 会計年度の政府予算案が期日までに可決されず、連邦政府が 2025 年 10 月 1 日から 11 月 12 日にかけて閉鎖された結果、連邦政府支出が第 4 四半期に前期比年率-16.6%まで縮小したことが主因である。一方で、地方政府支出は 4 四半期連続で増加した（第 2-1-1-12 図）。

第 2-1-1-12 図 米国の実質政府支出

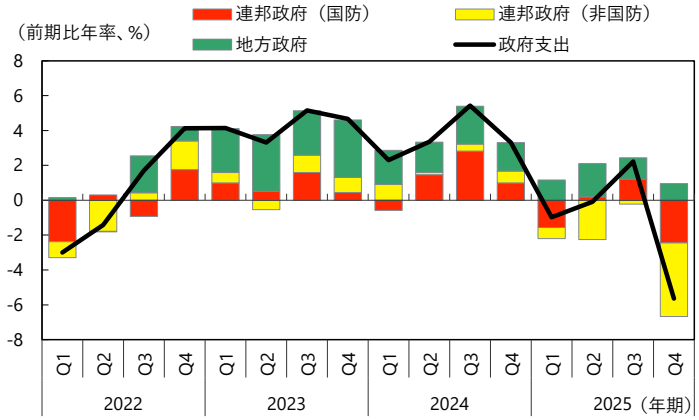

備考：季節調整値。
資料：米国商務省、CEIC database から作成。

(5) 貿易収支

財・サービスの貿易収支（国際収支ベース）を見ると、2025 年の名目貿易赤字は、関税賦課前の輸入急増を背景に 3 月に 1,359 億ドルと過去最大を記録した。その後は縮小傾向をたどり、10 月には 311 億ドルまで大幅に改善した。しかし、11 月には 560 億ドル、12 月には 729 億ドルへと赤字幅が再拡大し、通年の名目貿易赤字は 9,117 億ドル（2024 年：9,035 億ドル）となった（第 2-1-1-13 図）。

第 2-1-1-13 図 米国の貿易収支、輸出入

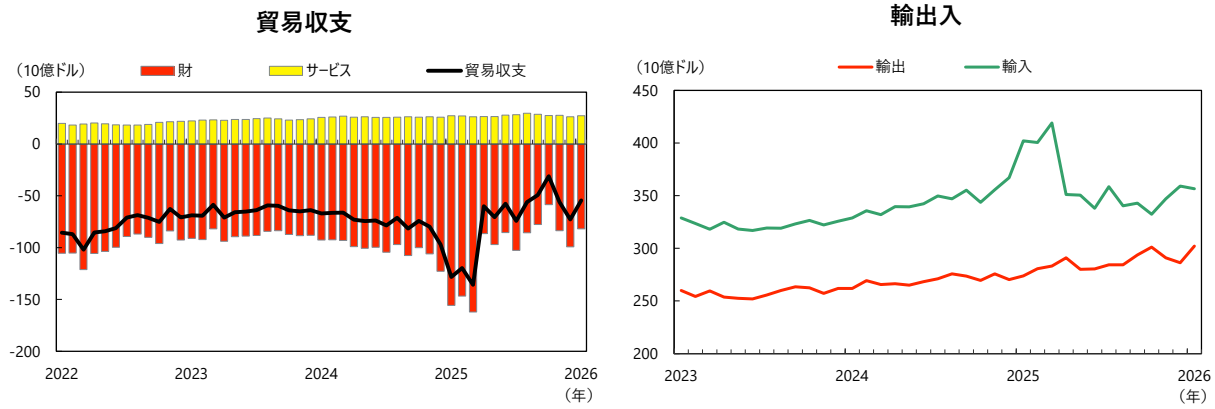

備考：数値は国際収支ベース、名目、季節調整値。
資料：米国商務省、CEIC database から作成。

財の輸入（センサスベース）の内訳を見ると、生産財と消費財では、第 1 四半期に関税賦課前の駆け込み需要による輸入増が確認された。資本財は、4 月と 8 月、9 月に一時的な

減少が見られたものの、10 月以降は回復に転じ、増加基調で推移している。一方、自動車・部品については減少傾向が続いている。

財の輸出（センサスベース）の内訳を見ると、生産財は非貨幣用金の価格変動などの影響を受け、月ごとの振れが大きかった。資本財は足下で高水準を維持している。一方、自動車・部品は緩やかな減少傾向にあり、輸入だけでなく輸出にも弱さが見られる（第 2-1-1-14 図）。

第 2-1-1-14 図 米国の財の輸出入

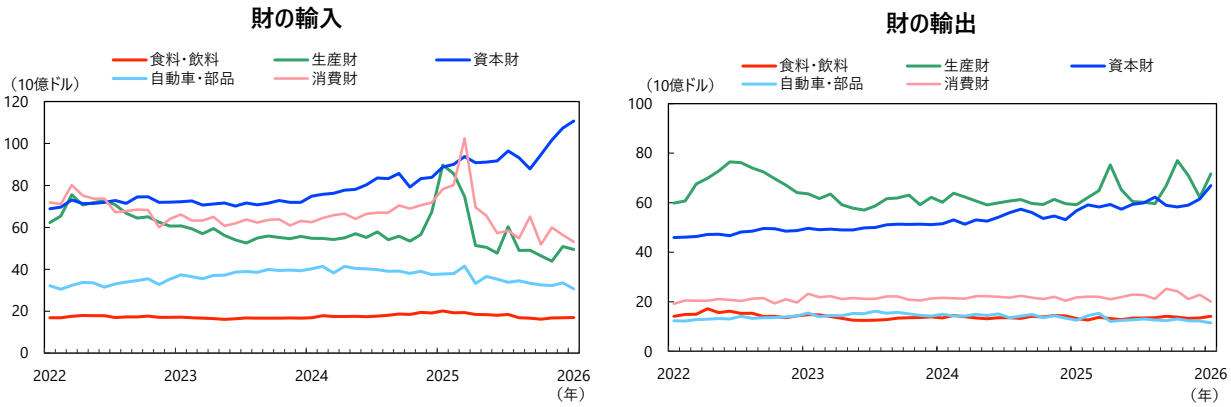

備考：数値はセンサスベース、名目、季節調整値。
資料：米国商務省、CEIC database から作成。

(6) 鉱工業生産

2025 年の鉱工業生産は、年間を通じて増産基調が続き、緩やかな回復局面となった。

製造業は、2022 年以降、ごく緩やかながら下降トレンドをたどっていたものの、2025 年に入り上昇基調へ転じた。中でも、コンピュータ・電子製品が堅調であったほか、減産傾向にあった機械や電気機器・家電及び部品にも持ち直しの動きが見られた。また、自動車を含む輸送機器は 9 月以降に落ち込みが続いていたものの、足下では回復の兆しがうかがえる。

鉱業は底堅く推移した一方で、電力・ガスは振れを伴いながら横ばい圏での推移となった（第 2-1-1-15 図）。

第 2-1-1-15 図 米国の鉱工業生産

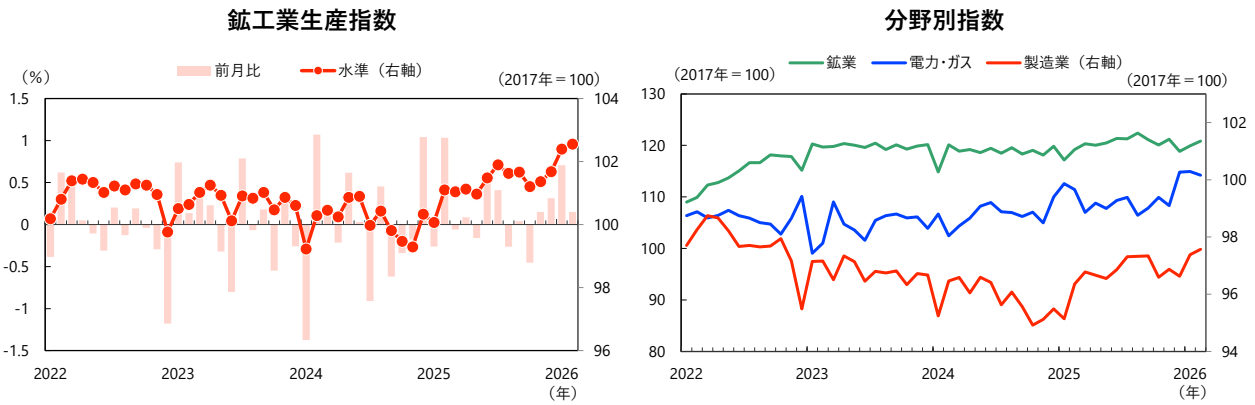

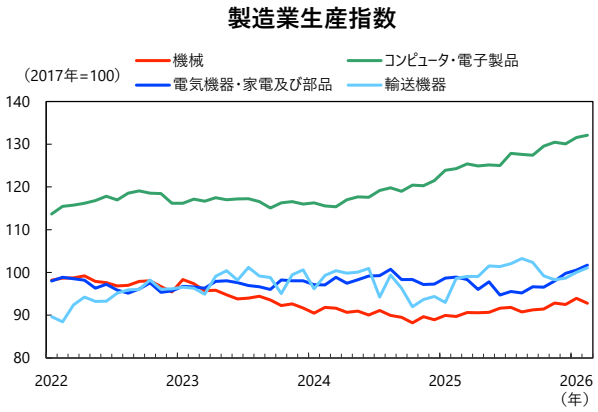

備考：季節調整値。
資料：FRB、CEIC database から作成。

2. 物価

(1) 消費者物価

2025 年のインフレ率は、鈍化の兆しを見せながらも、依然として高めの水準で推移した。消費者物価の総合指数は、2024 年後半から 2025 年初頭にかけて上昇し、2025 年 1 月には前年比+3.0%に達した。その後、4 月には+2.3%まで低下し、夏場はおおむね+2%台後半で推移したが、9 月には再び+3.0%まで上昇した。11 月と 12 月も+2.7%と高止まりが続いた。しかし、足下では 2026 年 1 月と 2 月に前年比+2.4%まで低下しており、インフレ沈静化へ向けた動きが見られている。

食品とエネルギーを除くコア指数は緩やかな低下傾向が続いており、2025 年 12 月に前年比+2.6%、2026 年 1 月と 2 月に+2.5%となった。内訳を見ると、コア財価格は 2025 年 4 月に前年比+0.1%とプラスに転じ、その後は緩やかな上昇が続いたものの、8 月と 9 月の+1.5%をピークとして鈍化に転じ、2026 年 2 月には+1.0%まで低下した。2025 年を通して関税の価格転嫁は緩やかに進んだと見られるものの、関税が急激なインフレ圧力をもたらしたとは言い難い。一方、コアサービス価格は、2025 年 1 月の前年比+4.3%から 2026 年 2 月の+2.9%まで鈍化した（第 2-1-1-16 図）。

第 2-1-1-16 図 米国の消費者物価指数

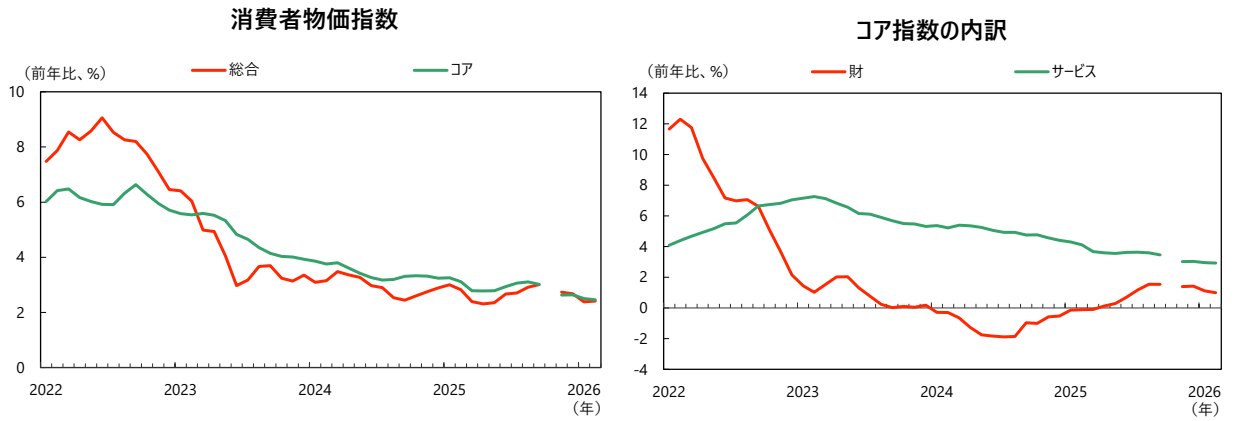

備考：原数値。2025 年 10 月 1 日から 11 月 12 日にかけて発生した連邦政府閉鎖の影響により、2025 年 10 月分のデータは非公表。
資料：米国労働省、CEIC database から作成。

コア財価格の内訳を前年比で見ると、家庭用家具・用品や娯楽財は上昇した一方、医療財は横ばい圏で推移した。教育・通信財は 2024 年に続きマイナスでの推移となった。また、輸送財（燃料を除く）は、8 月に+2.6%まで上昇した後に低下傾向へ転じ、2026 年にはマイナス圏での推移となった。なお、輸送財（燃料を除く）の内訳を見ると、中古車・トラックでは変動が見られた一方で、新車は±1%の範囲でほぼ横ばいで推移したことが分かる。個人消費の項目で触れたとおり、米国の自動車需要は高金利等の影響を受けて足下で弱含んでおり、車両価格も上昇しにくい局面にあることが示唆される（第 2-1-1-17 図）。

第 2-1-1-17 図 米国のコア財価格の内訳

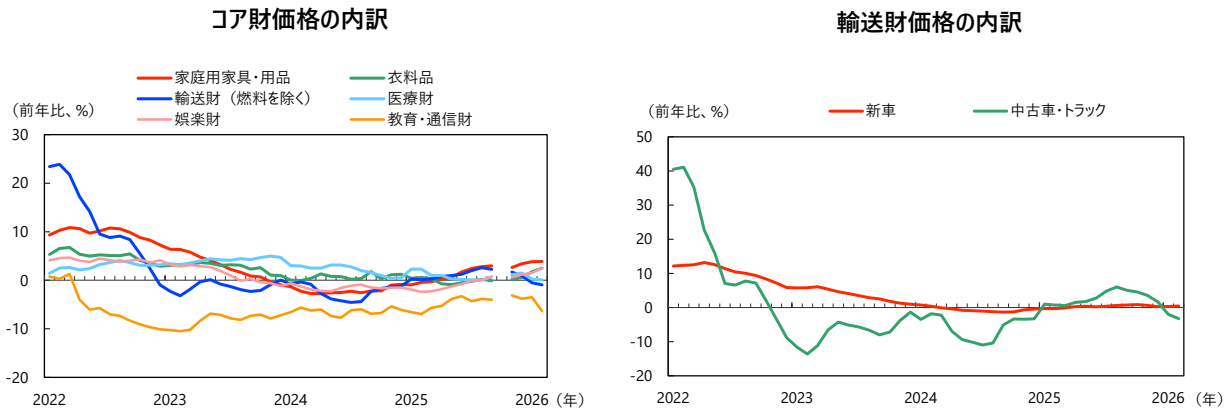

備考：原数値。2025 年 10 月の CPI は、2025 年 10 月 1 日から 11 月 12 日にかけて発生した連邦政府閉鎖の影響により、一部の非調査データ（新車価格や中古車・トラック価格等）を除き非公表となった。
資料：米国労働省、CEIC database から作成。

(2) 生産者物価

生産者物価指数は、総合指数と食品・エネルギーを除くコア指数のいずれも、2024 年初頭から 2025 年初頭にかけて上昇基調で推移した。2025 年 1 月には、総合指数が前年比+3.8%、コア指数が+3.9%まで上昇したものの、その後は伸びが鈍化し、4 月にはそれぞれ+2.4%、+3.1%へと縮小した。2025 年後半は、両指数とも前年比+3%前後の水準で推移した。

内訳を見ると、食品・エネルギーを除くコア財価格は上昇基調が続き、2026 年 1 月には前年比+4.2%まで伸びた。企業段階ではコスト上昇圧力が一段と高まっていることがうかがえる。一方、サービス価格は 2025 年 1 月に前年比+4.5%と高い伸びを示したものの、その後は 6 月にかけて鈍化し、2025 年後半は+3%前後で推移した（第 2-1-1-18 図）。

第 2-1-1-18 図 米国の生産者物価指数

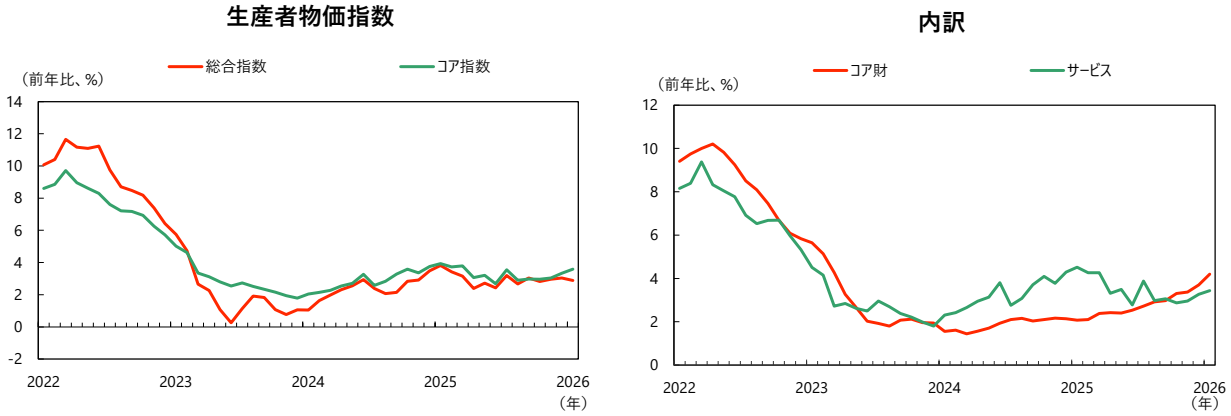

備考：最終需要に関するデータ。原数値。
資料：米国労働省、CEIC database から作成。

3. 労働市場

(1) 雇用関連統計

2025 年の労働市場では、労働供給と労働需要が共に減速し、雇用の下振れリスクが高まった。一方で、失業率は小幅上昇にとどまった。

2025 年の非農業部門雇用者数は、年初から年末にかけて増加幅が縮小し、月平均で+1.0 万人（2024 年は月平均+12.2 万人）の増加にとどまった。同年の雇用者数の増勢を業種別に見ると、業種間で大きな差があることがうかがえる。民間教育・医療サービス業は、医療・福祉分野における人手不足と強い需要を背景に雇用者数を大きく伸ばし、全体の伸びを牽引した。一方、連邦政府と専門ビジネスサービス業、運輸業、製造業は、2024 年末から 2025 年末にかけていずれも雇用者数を 10 万人以上減らした。過去 3 年間の推移を見ると、専門ビジネスサービス業、製造業、情報業が 3 年連続の減少となっている。なお、2025 年の連邦政府の雇用者数減については、トランプ政権が設置した政府効率化省（DOGE）による政府職員の削減が影響した（第 2-1-1-19 図）。

第 2-1-1-19 図 米国の非農業部門雇用者数

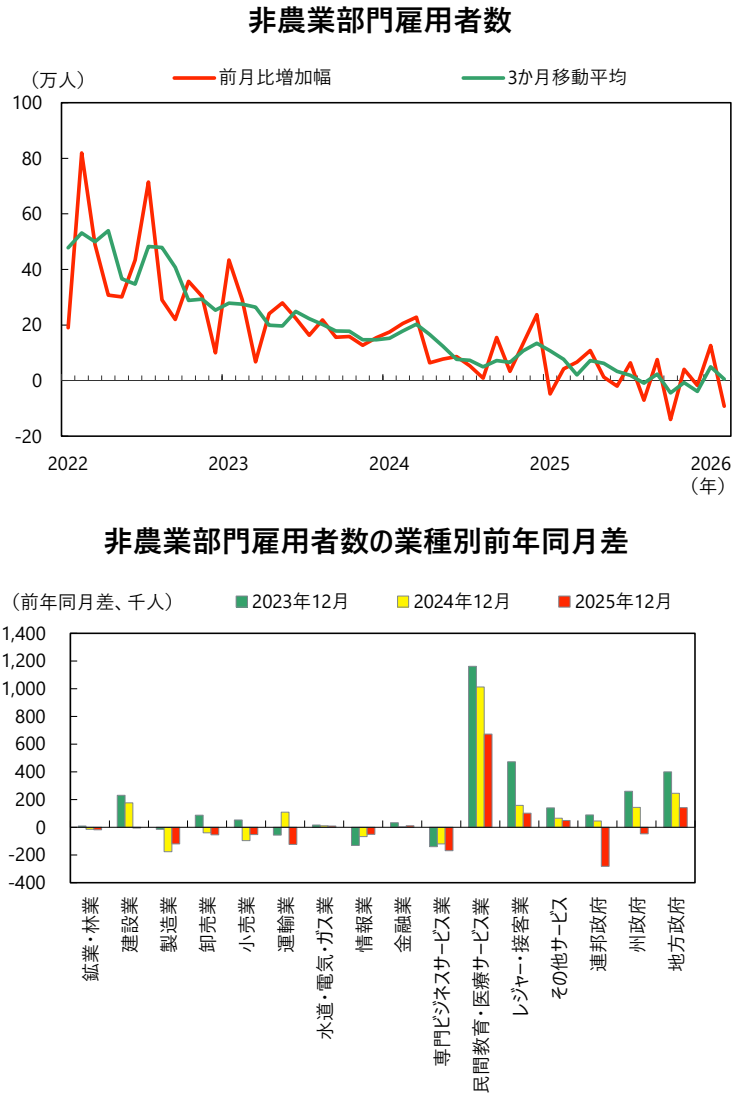

備考：いずれも季節調整値。下図は各年の 12 月の前年同月差。
資料：米国労働省、CEIC database から作成。

2025 年の失業率（U-3）[90]は、年初から年末にかけて緩やかに上昇した。1 月は 4.0%と低位であったが、2 月～8 月は 4.1～4.3%の範囲で推移し、11 月には年内で最も高い 4.5%となった。しかし、12 月には 4.4%、2026 年 1 月には 4.3%、2 月には 4.4%とやや改善し、安定的に推移している。

2025 年の求人数は減少傾向にあり、1 月の 743 万人から 12 月の 655 万人にまで落ち込んだ。労働需給の逼迫度を示す指標である失業者 1 人当たりの求人数を見ると、年後半は 1 を割り込んでいる。これは、労働需要が明確に減少し、労働需給が緩和していることを示している。失業率が大きく上昇していない一方で、企業は採用を手控えている。そして、労働者は一度職を失うと次の職を見つけにくいという構造が見えてくる。

2025 年の労働参加率は、7 月に 62.2%まで低下したものの、その後回復し、年後半はおおむね 62.5%前後で推移した。しかし、2026 年は 1 月に 62.1%、2 月に 62.0%と低下して

90 U-3 は、労働力人口に占める完全失業者の割合から算出される。完全失業者は、働ける状況にあり、直近 4 週間に求職活動を行っているにもかかわらず失業している者を指す。

いる。プライムエイジ（25～54 歳）の労働参加率を見ると、年前半は 83.5%前後であったが、年半ばから後半にかけて上昇基調で推移し、2026 年 1 月には、2024 年 7 月以来の高水準となる 84.0%まで上昇した。

平均時給の前年同月比は 3%台後半でおおむね横ばいで推移した（第 2-1-1-20 図）。

第 2-1-1-20 図 米国の労働需給、労働参加率、平均時給

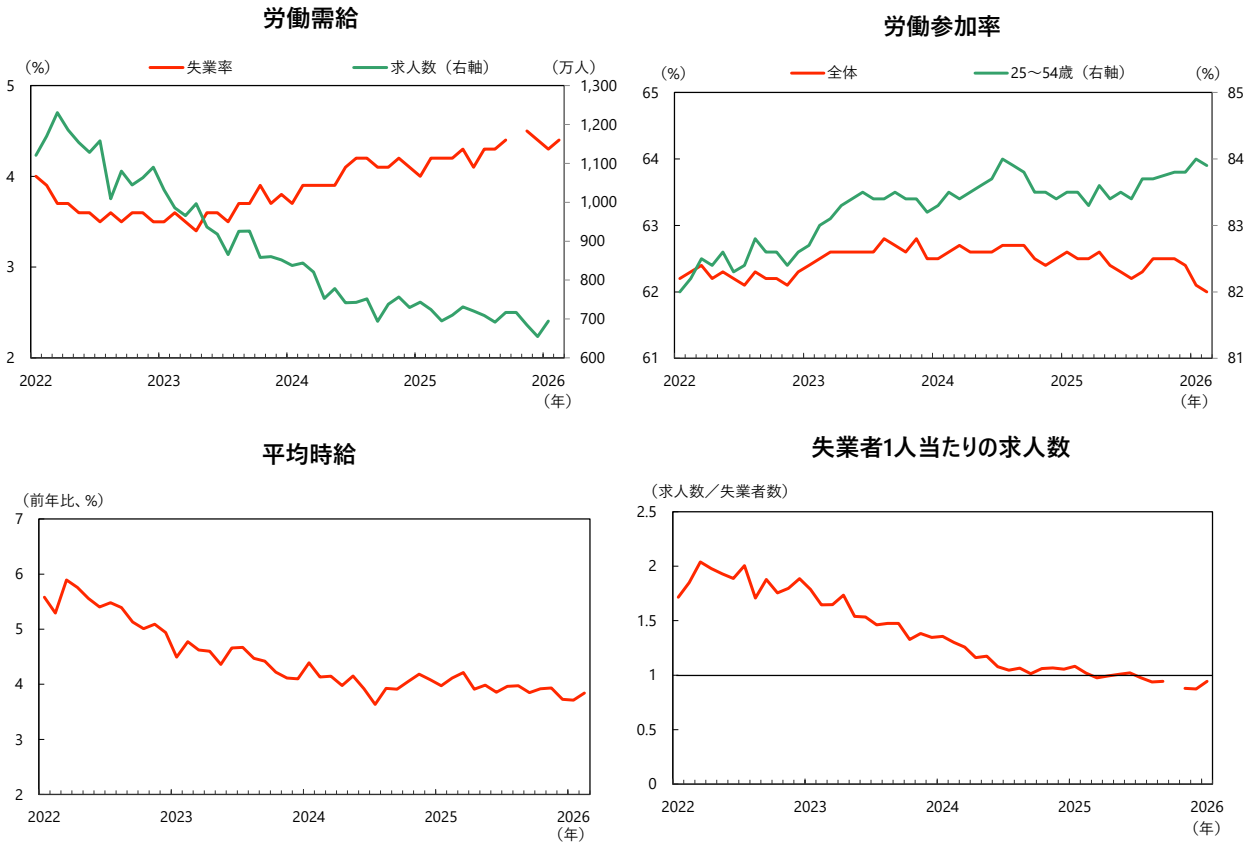

備考：いずれも季節調整値。失業率は U-3 を指す。2025 年 10 月 1 日から 11 月 12 日にかけて発生した連邦政府閉鎖の影響により、2025 年 10 月分の失業率のデータは非公表。
資料：米国労働省、CEIC database から作成。

(2) 労働市場軟化の背景

パウエル FRB 議長（当時）は、2025 年 12 月の記者会見で、雇用増加が年初から大幅に鈍化した理由として、移民の減少と労働参加率の低下による労働力人口の伸びの鈍化を挙げた。また、同氏は、労働需要も明らかに軟化していると述べ、雇用の下振れリスクを指摘した[91]。

これらの指摘については、Cascaldi-Garcia and Morales-Jiménez（2026）の分析でも明らかにされている。同分析は、昨今の雇用増勢の鈍化には、需要要因よりも移民流入減や労働参加率の低下といった供給要因の方が大きな影響を与えていると結論付けている。

また、Pinto（2026）は、過去 20 年にわたる米国の人口動態が労働力人口の増加に与えた影響を分析し、近年の労働力人口の増加は、外国人生まれの人口増、すなわち移民流入によって支えられていることを指摘した。

91 Board of Governors of the Federal Reserve System, *December 9-10, 2025 FOMC Meeting*, 2025/12/10, https://www.federalreserve.gov/monetarypolicy/fomcpresconf20251210.htm（Accessed 31 March 2026）.

足下のデータを見ると、トランプ政権による移民取締り強化を受け、2025 年の不法移民遭遇件数は 254,183 件（2024 年：1,557,319 件）と大幅に減少した[92]。また、外国生まれの労働力人口も 2025 年に大きく減少した（第 2-1-1-21 図）。

さらに、米国議会予算局（CBO）は、2026 年 1 月に公表した人口動態見通しにおいて、移民の純流入数の推計値を 2025 年は+200 万人から+41 万人へ、2026 年は+160 万人から+57 万人へ、それぞれ 2025 年 1 月時点の値から下方修正している[93]。

第 2-1-1-21 図 米国の労働力人口

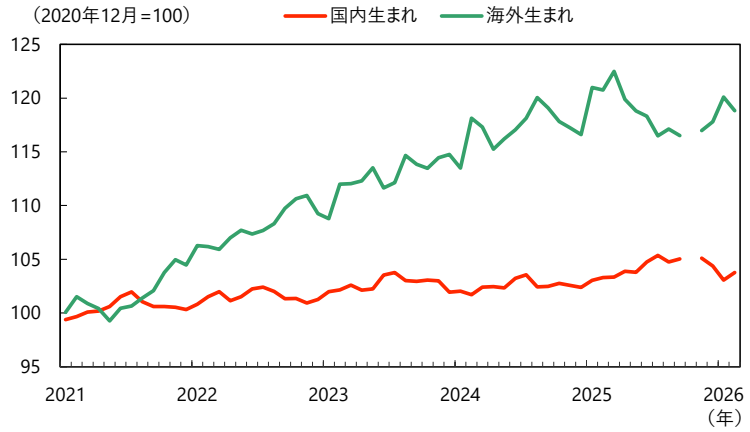

資料：米国労働省、CEIC database から作成。
備考：2025 年 10 月 1 日から 11 月 12 日にかけて発生した連邦政府閉鎖の影響により、2025 年 10 月分の労働力人口のデータは非公表。

4. 経常収支

2025 年の経常収支赤字は、過去最大を記録した 2024 年の 1 兆 1,853 億ドルに次ぐ、1 兆 1,160 億ドルとなった。四半期別に見ると、トランプ政権による関税賦課前の輸入急増を背景に、第 1 四半期の赤字額は 4,383 億ドルまで膨らんだが、第 2 四半期以降は赤字幅が縮小し、第 4 四半期は 1,907 億ドルとなった（第 2-1-1-22 図）。

経常収支赤字の名目 GDP 比は 2025 年に 3.6%となり、2024 年の 4.0%から低下した。

92 U.S. Customs and Border Protection, *Nationwide Encounters*, https://www.cbp.gov/newsroom/stats/nationwide-encounters（Accessed 31 March 2026）.

93 Congressional Budget Office, *The Demographic Outlook: 2026 to 2056*, 2026/01/07, https://www.cbo.gov/publication/61994 (Accessed 31 March 2026）.

第 2-1-1-22 図 米国の経常収支

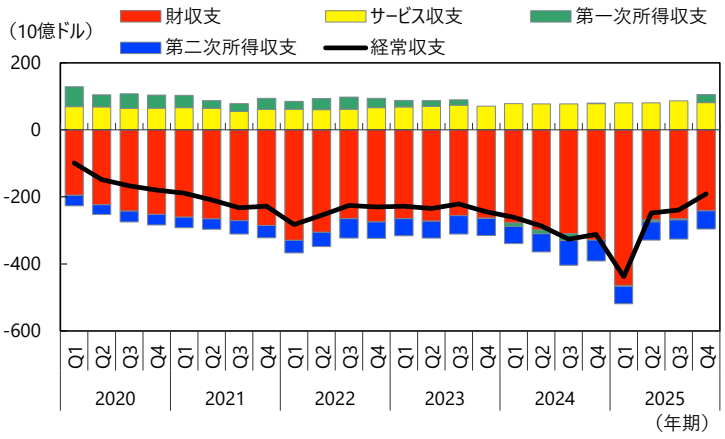

備考：季節調整値。
資料：米国商務省、CEIC database から作成。

第一次所得収支は、2018 年以降黒字幅が縮小傾向をたどり、2023 年第 4 四半期に赤字に転落して以降低迷が続いていた。2025 年第 1 四半期は 27 億ドルの赤字、第 2 四半期は 59 億ドルの赤字、第 3 四半期は 25 億ドルの赤字であったが、第 4 四半期には、直接投資収益の収支黒字額が増加したことにより、239 億ドルの黒字へ転じた（第 2-1-1-23 図）。

第 2-1-1-23 図 米国の第一次所得収支

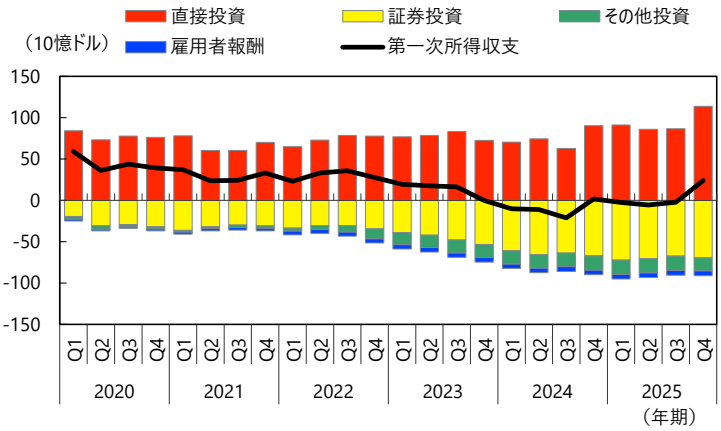

備考：季節調整値。
資料：米国商務省、CEIC database から作成。

5. 金融政策

FRB は、2022 年 3 月から急速なペースで利上げを進め、2023 年 7 月に政策金利が 5.25～5.50%に達してからは据置きを続けてきた。しかし、インフレがピークアウトしたことを受けて、2024 年には合計 1%ポイントの利下げを行った。

2025 年 1 月から 6 月までの連邦公開市場委員会（FOMC）では、米政権の関税政策に伴う純輸出の変動が経済データに影響を与えているものの、経済活動及び労働市場は引き続き堅調であるとの判断が維持され、政策金利は 4.25～4.50%のレンジで据え置かれた。7 月の FOMC でも政策金利は据置きとされたが、声明文では、経済活動の評価がそれまでの「堅調なペースで拡大」から「今年上期に伸びが緩やかになった」へと下方修正された。

年後半に入ると、雇用の下振れリスクが高まったことから、FRB は 9 月、10 月、12 月の 3 会合連続で 0.25%ポイントずつの利下げに踏み切った。9 月の FOMC 声明文では、「雇用者数の伸びは減速し、失業率は小幅に上昇したものの、依然として低水準にある」「インフレ率は上昇し、依然としてやや高めの水準にある」との認識が示された。

2026 年 1 月と 3 月の FOMC では、政策金利の据置きが決定された。声明文における経済活動の評価は、「堅調なペースで拡大している」と再び上方修正された一方で、雇用者数の伸びについては引き続き低水準との判断が維持された。ただし、「失業率には安定化の兆しが見られる」との指摘が新たに加えられた。2026 年 3 月末時点の政策金利は、3.50～3.75%となっている（第 2-1-1-24 表）。

第 2-1-1-24 表 FOMC 声明文の記述と政策金利

発表日		経済活動、雇用、インフレ率に関する記述（抜粋）	政策金利
2025年	1月29日	最近の指標は、経済活動が堅調なペースで拡大し続けていることを示している。 失業率はここ数ヶ月、低水準で安定しており、労働市場の状況も引き続き堅調である。 インフレ率は依然としてやや高めの水準にある。	4.25～4.50%
	3月19日	最近の指標は、経済活動が堅調なペースで拡大し続けていることを示している。 失業率はここ数か月、低水準で安定しており、労働市場の状況も引き続き堅調である。 インフレ率は依然としてやや高めの水準にある。	4.25～4.50%
	5月7日	**純輸出の変動がデータに影響を与えてはいる**ものの、最近の指標は経済活動が堅調なペースで拡大し続けていることを示している。 失業率はここ数か月、低水準で安定しており、労働市場の状況も引き続き堅調である。 インフレ率は依然としてやや高めの水準にある。	4.25～4.50%
	6月18日	純輸出の変動がデータに影響を与えてはいるものの、最近の指標は経済活動が堅調なペースで拡大し続けていることを示している。 失業率は低水準を維持し、労働市場の状況も引き続き堅調である。 インフレ率は依然としてやや高めの水準にある。	4.25～4.50%
	7月30日	純輸出の変動が依然としてデータに影響を与えているものの、最近の指標は、**経済活動の伸びが今年上期に緩やかになった**ことを示している。 失業率は低水準を維持し、労働市場の状況も引き続き堅調である。 インフレ率は依然としてやや高めの水準にある。	4.25～4.50%
	9月17日	最近の指標は、経済活動の伸びが今年上期に緩やかになったことを示している。 **雇用者数の伸びは減速**し、**失業率は小幅に上昇**したものの、依然として低水準にある。 **インフレ率は上昇し**、依然としてやや高めの水準にある。	4.00～4.25% （0.25%ポイント利下げ）
	10月29日	利用可能な指標は、**経済活動が緩やかなペースで拡大**していることを示している。今年に入り雇用者数の伸びは減速し、**失業率も小幅に上昇したものの、8月まで低い水準を維持**していた。より最近の指標も、これらの動きと一致している。 **インフレ率は年初から上昇**し、依然としてやや高めの水準にある。	3.75～4.00% （0.25%ポイント利下げ）
	12月10日	利用可能な指標は、経済活動が緩やかなペースで拡大していることを示している。 今年に入り雇用者数の伸びは減速し、**失業率は9月までに小幅に上昇した**。より最近の指標も、これらの動きと一致している。 インフレ率は年初から上昇し、依然としてやや高めの水準にある。	3.50～3.75% （0.25%ポイント利下げ）
2026年	1月28日	利用可能な指標は、**経済活動が堅調なペースで拡大**していることを示している。 **雇用者数の伸びは低水準**にとどまっており、**失業率には安定化の兆し**が見られる。 インフレ率は依然としてやや高めの水準にある。	3.50～3.75%
	3月18日	利用可能な指標は、経済活動が堅調なペースで拡大していることを示している。 雇用者数の伸びは低水準にとどまっており、**失業率はここ数ヶ月ほとんど変化していない**。 インフレ率は依然としてやや高めの水準にある。	3.50～3.75%

資料：FRB から作成。

6. 今後の見通し

2026 年 3 月に発表された FRB の経済見通しによると、実質 GDP 成長率の見通しは、2026 年が+2.4%、2027 年が+2.3%、2028 年が+2.1%、長期が+2.0%となり、全ての期間において前回 12 月から上方修正された。失業率は、2027 年のみ 4.3%と前回から悪化方向へ修正されたが、2026 年、2028 年及び長期の見通しは維持された。PCE 価格指数は、総合が 2026 年に+2.7%、2027 年に+2.2%、コアが 2026 年に+2.7%、2027 年に+2.2%とそれぞれ前回から上方修正された。

また、同時に発表された政策金利見通しでは、2026 年末の政策金利の誘導目標の中央値が 3.4%、2027 年末、2028 年末及び長期がいずれも 3.1%となっている。

なお、2026 年 4 月に発表された IMF による経済見通しによると、実質 GDP 成長率の見通しは 2026 年が+2.3%であり、インフレ率の見通しは、2026 年が+3.2%であった（第 2-1-1-25 表）。

第 2-1-1-25 表 米国の経済・政策金利見通し

FRBによる経済・政策金利見通し

（%）

		2026年	2027年	2028年	長期
実質GDP成長率	2026年 3月公表	2.4	2.3	2.1	2.0
	2025年12月公表	2.3	2.0	1.9	1.8
	2025年 9月公表	1.8	1.9	1.8	1.8
	2025年 6月公表	1.6	1.8	-	1.8
失業率	2026年 3月公表	4.4	4.3	4.2	4.2
	2025年12月公表	4.4	4.2	4.2	4.2
	2025年 9月公表	4.4	4.3	4.2	4.2
	2025年 6月公表	4.5	4.4	-	4.2
PCE価格指数	2026年 3月公表	2.7	2.2	2.0	2.0
	2025年12月公表	2.4	2.1	2.0	2.0
	2025年 9月公表	2.6	2.1	2.0	2.0
	2025年 6月公表	2.4	2.1	-	2.0
コアPCE価格指数	2026年 3月公表	2.7	2.2	2.0	-
	2025年12月公表	2.5	2.1	2.0	-
	2025年 9月公表	2.6	2.1	2.0	-
	2025年 6月公表	2.4	2.1	-	-
政策金利	2026年 3月公表	3.4	3.1	3.1	3.1
	2025年12月公表	3.4	3.1	3.1	3.0
	2025年 9月公表	3.4	3.1	3.1	3.0
	2025年 6月公表	3.6	3.4	-	3.0

IMFによる経済見通し

（%）

		2026年	2027年	2028年
実質GDP成長率	2026年4月	2.3	2.1	2.1
インフレ率	2026年4月	3.2	2.1	2.2

備考：FRB 予測は中央値。FRB による経済見通しについて、実質 GDP 成長率、PCE 価格指数、コア PCE 価格指数は 10～12 月期の前年比、失業率は 10～12 月期、政策金利は年末の予測値。
資料：FRB、IMF「WEO」（2026 年 4 月）から作成。

第2節 欧州経済

2025 年のユーロ圏[94]経済は、米国による関税政策の影響を受け、輸出の伸び悩みや企業の競争力低下などが、経済の下押し要因となったものの、安定した物価、堅調な雇用環境などに支えられ、個人消費などの内需が底堅さを保った。特にスペインなどの南欧諸国が好調で、全体を牽引した。ドイツ経済の不振は継続したが、復調の兆しも見える。英国は、主力のサービス業の伸びが鈍化し、経済が減速した。

1. 実質 GDP 成長率

ユーロ圏の 2025 年通年の実質 GDP 成長率は+1.4%と前年の+0.9%から伸びが拡大した。四半期ベースでは、第 1 四半期は米国の関税措置を控えた駆け込み輸出で成長率が加速し、第 2 四半期ではその反動が出たが、第 3 四半期は観光などのサービス業を中心に内需が景気を支えた。第 4 四半期は第 3 四半期と比べると伸びがやや鈍化したが、堅調なペースで成長した。ドイツは低迷が続いていたが、2025 年の第 4 四半期で前期比＋0.3%と 3 四半期ぶりに成長率がプラスに転じ、通年でも+0.2%と 3 年ぶりのプラス成長となった。個人支出と政府支出が牽引した。英国は 2025 年の第 1 四半期は、米国の関税措置前の駆け込み輸出を背景に 1 年ぶりの高成長を記録したものの、個人消費の低迷などにより 3 四半期連続で伸びが減速した。通年では＋1.4%だった（第 2-1-2-1 図）。

第 2-1-2-1 図 実質 GDP 成長率（需要項目別寄与度）

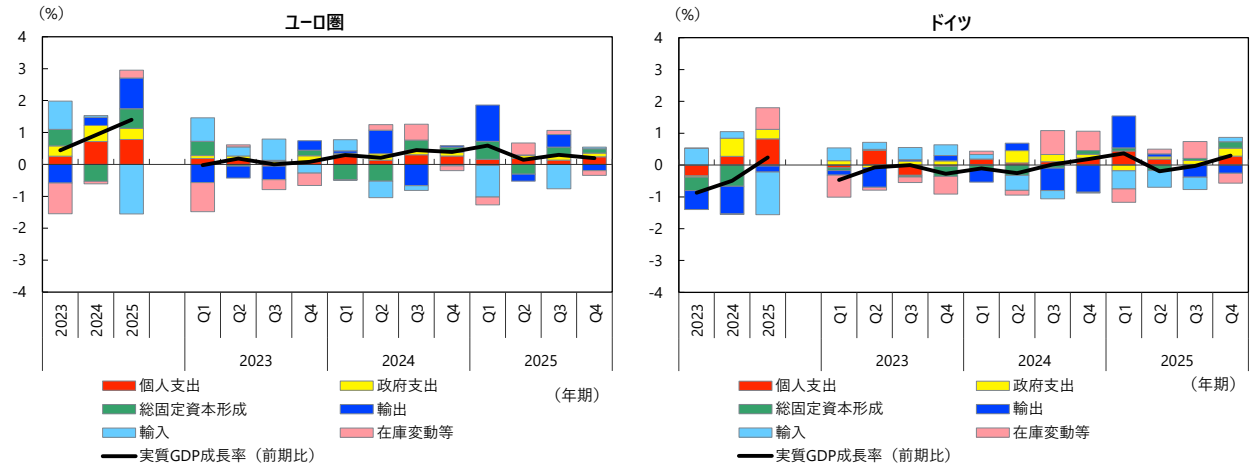

94 2026 年 1 月からブルガリアがユーロを導入し、ユーロ圏は 21 か国。

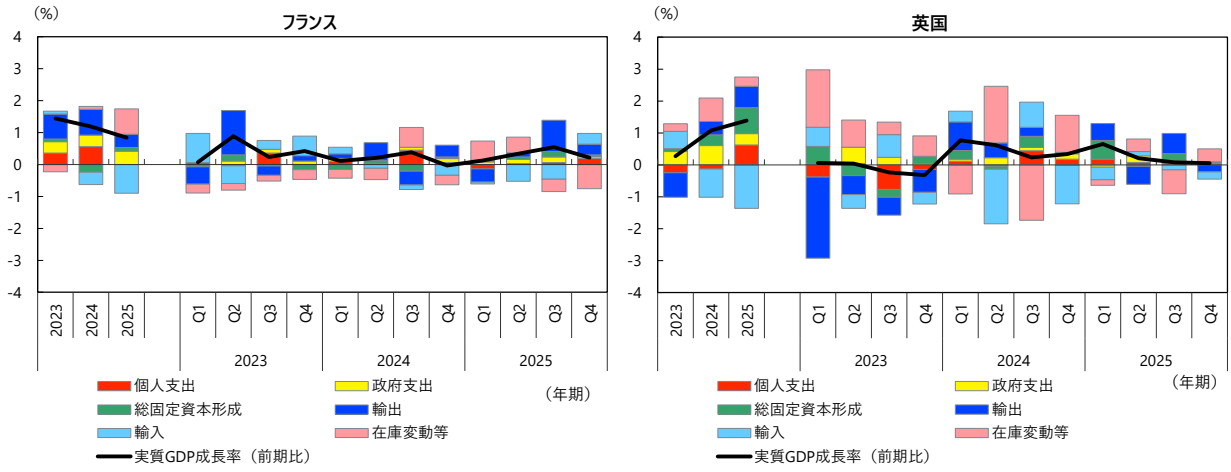

備考：季節調整値。
資料：Eurostat、英国国家統計局（ONS）、CEIC database から作成。

2. 消費者物価

ユーロ圏の消費者物価指数は、2025 年の年間を通じて欧州中央銀行（ECB）の中期的な目標である 2%の前後で推移した。インフレ懸念が減退したことを受けて、ECB は、2025 年 7 月以降 5 会合連続で政策金利の据置きを決定した。2026 年 2 月の米国及びイスラエルによるイランへの攻撃を受け、同年 3 月の同指数は前年同月比＋2.6%と前月の同＋1.9%から伸び率が大幅に拡大し、2025 年 1 月以来の高水準となった。エネルギー価格の高騰が総合指数を押し上げた。ECB は、2026 年 3 月の理事会で、引き続き、政策金利の据置きを決定したが、声明文で、中東情勢がエネルギー価格の上昇を通じて、短期的なインフレ率に実質的な影響を与える見通しであることに言及し[95]、インフレリスクへの懸念を表明した。

2025 年の英国の消費者物価指数は、サービス価格の高止まりが続き、イングランド銀行（英中銀）の目標である 2%を上回って推移した（第 2-1-2-2 図、第 2-1-2-3 図）。

第 2-1-2-2 図 消費者物価の推移

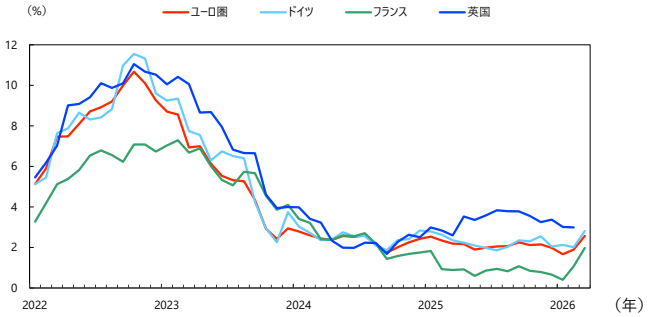

備考：季節調整値。英国は、2026 年 2 月まで。
資料：Eurostat、英国国家統計局（ONS）、CEIC database から作成。

[95] ECB, *Monetary Policy Statement*, 2026/03/19, https://www.ecb.europa.eu/press/press_conference/monetary-policy-statement/2026/html/ecb.is260319~93b1cbad97.en.html.(Accessed 31 March 2026).

第 2-1-2-3 図 消費者物価（品目別）の推移

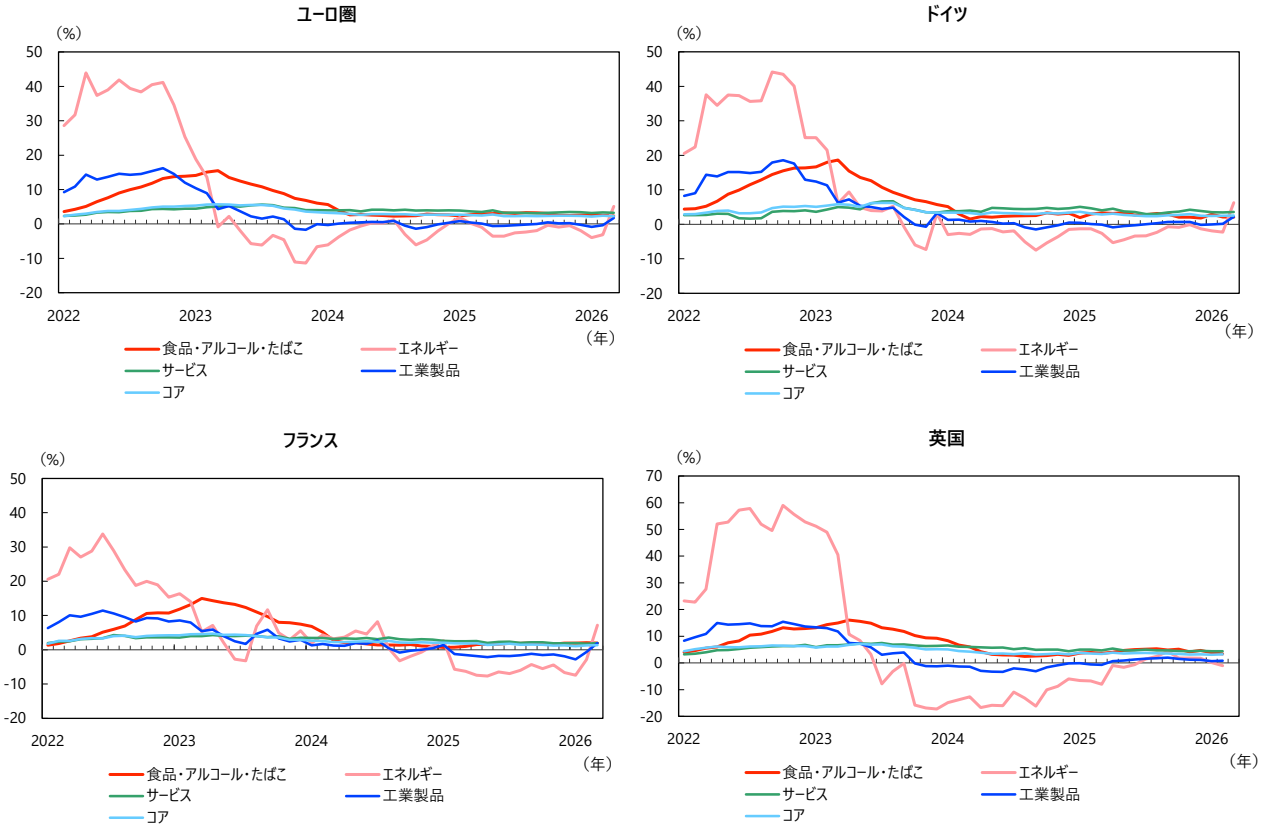

備考：季節調整値。英国は、2026 年 2 月まで。コア指数は、食品、エネルギー、アルコール、たばこを除く。
資料：Eurostat、英国国家統計局（ONS）、CEIC database から作成。

3. 個人消費

ユーロ圏の 2025 年の小売売上高は、年間を通じて堅調に推移した。2026 年に入り、1 月は前月比で横ばいだったが、2 月は食品・飲料・たばこの売上の減少に伴い、6 か月ぶりのマイナスを記録した。また、英国の 2025 年の小売売上高は、低調な推移で力強さを欠いた。2026 年に入り、1 月は前月比で 2024 年 5 月以来の高い伸びを記録したが、2 月は記録的な降雨等を受け、前月比マイナスに転じた。3 月以降はイラン情勢に伴う原油価格の高騰等に伴い、消費が更に落ち込む懸念が高まっている（第 2-1-2-4 図）。

第 2-1-2-4 図 小売売上高の推移

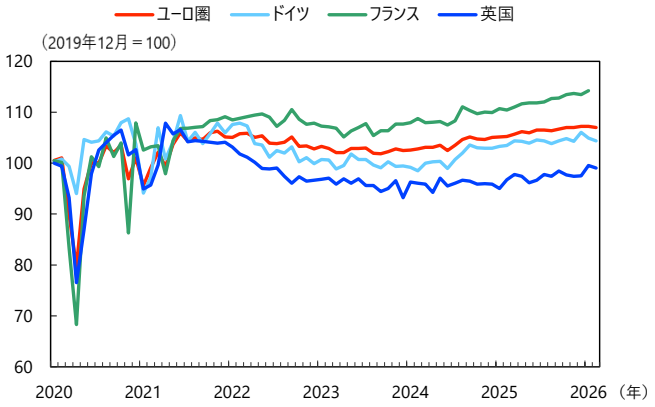

備考：季節調整値。数量指数。フランスは 2026 年 1 月まで、かつ自動車等除く。
資料：Eurostat、英国国家統計局（ONS）、CEIC database から作成。

4. 生産

ユーロ圏の 2025 年の鉱工業生産は、振れを伴いながら推移したが、均した動きは横ばいだった。ドイツの同年の鉱工業生産は、回復の兆しを見せた月もあるが、同年 8 月に 2022 年 3 月以来 3 年超ぶりの落ち込みを記録するなど、低迷が続いた。英国の同年の鉱工業生産は増加に転じた月もあったが、全体としては横ばいから縮小傾向で推移した（第 2-1-2-5 図）。

第 2-1-2-5 図 鉱工業生産の推移

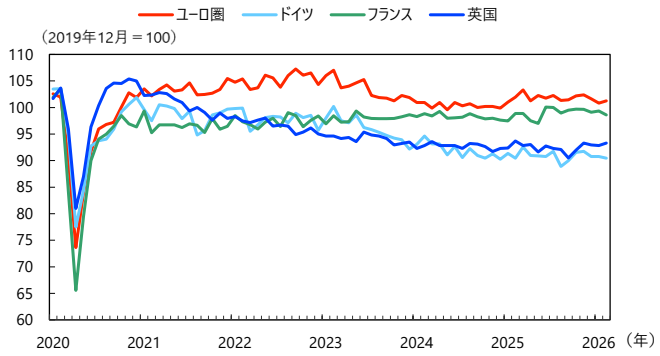

備考：季節調整値。
資料：Eurostat、英国国家統計局（ONS）、CEIC database から作成。

5. 雇用

ユーロ圏の 2025 年の失業率は、年間を通じて 6%台前半と低水準で、安定して推移した。英国の失業率は、2024 年半ば以降、増加傾向で推移し、雇用状況は悪化している。具体的には 2025 年 8 月には 5%を超え、約 5 年ぶりの高水準で推移している（第 2-1-2-6 図）。

第 2-1-2-6 図 失業率の推移

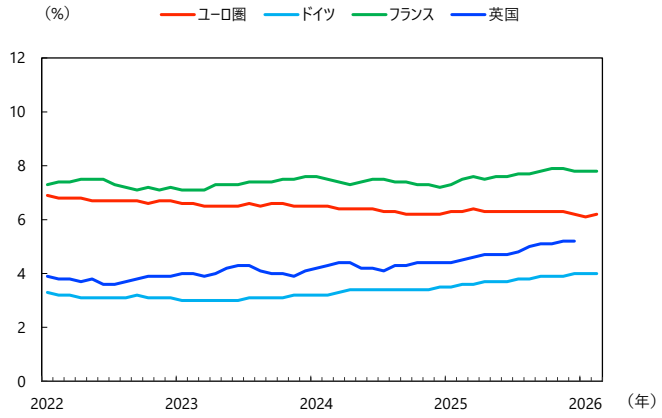

備考：季節調整値。ユーロ圏、ドイツ、フランスの失業率の年齢層は 15-74 歳。英国は 16 歳以上。
英国は、2025 年 12 月まで。
資料：Eurostat、英国国家統計局（ONS）、CEIC database から作成。

6. 貿易

(1) ドイツ

2025 年のドイツの貿易収支は、輸出総額が前年比＋0.9%の 1 兆 5,640 億ユーロ、輸入総額が前年比＋4.3%の 1 兆 3,620 億ユーロとなり、前年と比べ黒字幅が縮小した（第 2-1-2-7 図）。

第 2-1-2-7 図 ドイツの財貿易の推移

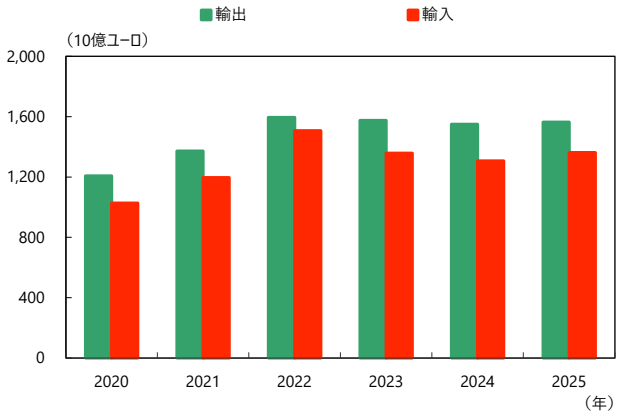

備考：2025 年は速報値。
資料：ドイツ統計局から作成。

国・地域別の輸出入の合計では、中国からの輸入が増加する一方、米国への輸出が減少した結果、中国が前年比＋2.1%の 2,518 億ユーロで、再び首位となった。2024 年に首位だった米国は、前年比-5.0%の 2,405 億ユーロで 2 位となった。3 位はオランダで、前年比＋3.3%の 2,091 億ユーロだった。

最大の輸出相手国は米国で、2015 年以降の首位を 2025 年も維持したが、前年比-9.4%の 1,462 億ユーロだった。自動車関連の輸出が前年比-17.8%と大幅に減少した。同年の最大の輸入国は中国で、輸入額は前年比＋8.8%の 1,706 億ユーロと同年の輸入の 12.5%を占

めた。データ処理装置・電気及び光学製品、電気機器、機械等の輸入が増加した。一方、中国への輸出は、前年比-9.7%の 813 億ユーロだった（第 2-1-2-8 表）[96]。

第 2-1-2-8 表 ドイツの輸出入額（2025 年、国・地域別）

（単位：100万ユーロ）

	国・地域	輸出額		国・地域	輸入額		国・地域	輸出入合計	
1	米国	146,204	9.4%	中国	170,593	12.5%	中国	251,845	8.6%
2	フランス	117,416	7.5%	オランダ	96,663	7.1%	米国	240,524	8.2%
3	オランダ	112,468	7.2%	米国	94,319	6.9%	オランダ	209,131	7.1%
4	ポーランド	99,904	6.4%	ポーランド	80,528	5.9%	フランス	186,408	6.4%
5	イタリア	83,545	5.3%	イタリア	72,469	5.3%	ポーランド	180,432	6.2%
6	中国	81,252	5.2%	フランス	68,992	5.1%	イタリア	156,014	5.3%
7	オーストリア	79,974	5.1%	チェコ共和国	62,237	4.6%	オーストリア	134,087	4.6%
8	英国	79,872	5.1%	スイス	55,513	4.1%	スイス	129,359	4.4%
9	スイス	73,846	4.7%	オーストリア	54,113	4.0%	英国	118,441	4.0%
10	スペイン	59,116	3.8%	ベルギー	47,295	3.5%	チェコ共和国	115,734	4.0%
	輸出総額	1,563,011	100.0%	輸入総額	1,362,507	100.0%	輸出入総額	2,925,519	100.0%

備考：上位 10 か国。速報値。
資料：ドイツ統計局から作成。

(2) フランス

2025 年のフランスの貿易収支は、輸出総額が前年比+2.0%の 6,042 億ユーロで、輸入総額が前年比＋0.4%の 6,974 億ユーロとなり、前年と比べ赤字幅が縮小した。エネルギー価格の高騰を背景に過去最高を記録した 2022 年以降、赤字幅は縮小傾向にある（第 2-1-2-9 図）。

第 2-1-2-9 図 フランスの財貿易の推移

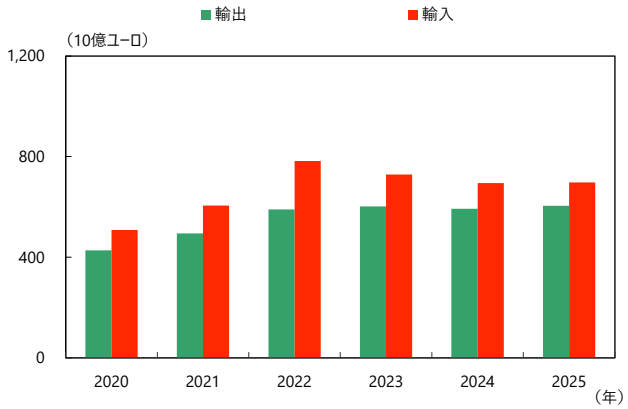

資料：Eurostat から作成。

最大の輸出相手国は、前年に引き続きドイツで前年比＋3.3%の増加だった。自動車[97]の輸出が前年比-0.2%と減少したが、一般機械、医療用品等の輸出が増加した。米国への輸出は、前年比-0.9%の減少だった。同年の最大の輸入国は、輸出と同じくドイツで、輸入額は

96 ドイツ統計局, *China is Germany's most important trading partner once again in 2025*, https://www.destatis.de/EN/Press/2026/02/PE26_056_51.html（Accessed 31 March 2026）.
97 HS87 類

前年比＋0.5%の増加だった。自動車の輸入が前年比-9.3%と減少したが、医療用品などの輸入が増加した（第 2-1-2-10 表）。

第 2-1-2-10 表 フランスの輸出入額（2025 年、国・地域別）

（単位：100万ユーロ）

	国・地域	輸出額		国・地域	輸入額	
1	ドイツ	79,781	13.2%	ドイツ	107,581	15.4%
2	イタリア	47,529	7.9%	ベルギー	63,773	9.1%
3	米国	46,695	7.7%	オランダ	62,682	9.0%
4	ベルギー	44,958	7.4%	イタリア	57,786	8.3%
5	スペイン	44,898	7.4%	スペイン	52,533	7.5%
6	英国	38,261	6.3%	米国	47,891	6.9%
7	オランダ	23,727	3.9%	中国	45,938	6.6%
8	中国	23,483	3.9%	英国	24,919	3.6%
9	スイス	22,034	3.6%	ポーランド	17,682	2.5%
10	ポーランド	15,988	2.6%	スイス	17,681	2.5%
	輸出総額	604,154	100.0%	輸入総額	697,412	100.0%

資料：Eurostat から作成。

(3) 英国

2025 年の英国の貿易収支は、輸出総額が前年比-3.0%の 3,800 億ポンドで、輸入総額が、前年比＋5.4%の 6,300 億ポンドとなり、前年と比べ赤字幅が拡大した（第 2-1-2-11 図）。

第 2-1-2-11 図 英国の財貿易の推移

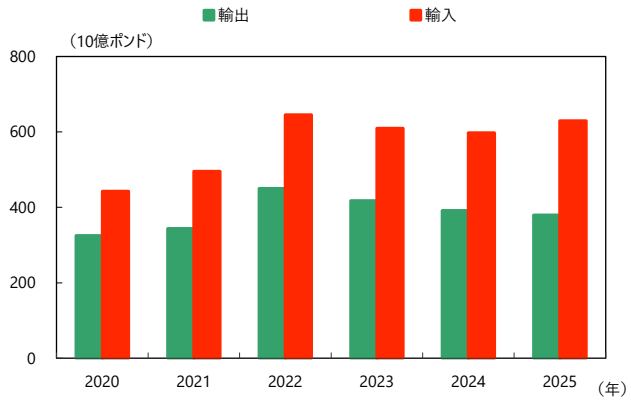

資料：英国国家統計局（ONS）から作成。

2025 年の最大の輸出国は米国[98]で、前年比-10.3%の 592 億ポンドと減少したが、同年の輸出総額の 15.6%を占めた。また、自動車の輸出が前年比-28.1%と大幅に減少した。同年の最大の輸入国はドイツで、輸入額は前年比＋1.7%の 738 億ポンドで、同年の輸入総額の 11.7%を占めた。自動車の輸入が前年比+5.6%と増加した（第 2-1-2-12 表）。

98 プエルトリコを含む。

第 2-1-2-12 表 英国の輸出入額（2025 年、国・地域別）

（単位：100万ポンド）

	国・地域	輸出額		国・地域	輸入額	
1	米国（プエルトリコ含む）	59,226	15.6%	ドイツ	73,837	11.7%
2	ドイツ	33,734	8.9%	中国	69,676	11.1%
3	オランダ	27,352	7.2%	米国（プエルトリコ含む）	60,636	9.6%
4	アイルランド	25,374	6.7%	オランダ	50,965	8.1%
5	フランス	24,174	6.4%	フランス	36,486	5.8%
6	ベルギー	17,755	4.7%	ベルギー	30,702	4.9%
7	中国	16,794	4.4%	イタリア	23,925	3.8%
8	香港	10,636	2.8%	ノルウェー	23,250	3.7%
9	スペイン	10,332	2.7%	スペイン	22,853	3.6%
10	ポーランド	9,385	2.5%	アイルランド	18,947	3.0%
	輸出総額	379,764	100.0%	輸入総額	629,505	100.0%

資料：英国国家統計局（ONS）から作成。

7. 今後の見通し

第 2-1-2-13 表は、2010 年からの欧州諸国の軍事費の対 GDP 比を示している。2022 年 2 月のロシアによるウクライナ侵略など、欧州を取り巻く安全保障の変化を受けて、欧州諸国は軍事費の拡充に舵を切った。軍事費の増額は、関連産業の生産増や輸入増につながる。ストックホルム国際平和研究所（SIPRI）によると、2021 年～2025 年の欧州諸国による武器の輸入は、2016 年～2020 年比で 3 倍以上に拡大し、過去 5 年間の武器輸入で世界トップとなった[99]。

第 2-1-2-13 表 欧州諸国の軍事費対 GDP 比

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
ドイツ	1.24%	1.18%	1.22%	1.16%	1.13%	1.12%	1.13%	1.13%	1.15%	1.24%	1.36%	1.30%	1.35%	1.49%	1.89%
フランス	1.97%	1.89%	1.87%	1.85%	1.86%	1.87%	1.85%	1.85%	1.85%	1.85%	2.02%	1.98%	1.96%	1.95%	2.05%
イタリア	1.49%	1.47%	1.42%	1.39%	1.28%	1.20%	1.33%	1.35%	1.35%	1.31%	1.73%	1.66%	1.65%	1.61%	1.61%
スペイン	1.38%	1.33%	1.42%	1.27%	1.25%	1.26%	1.13%	1.22%	1.25%	1.22%	1.35%	1.34%	1.41%	1.47%	1.43%
英国	2.57%	2.50%	2.42%	2.29%	2.18%	2.05%	1.98%	1.95%	1.94%	1.99%	2.16%	2.07%	2.06%	2.23%	2.28%
（参考）															
フィンランド	1.49%	1.49%	1.53%	1.54%	1.46%	1.46%	1.43%	1.36%	1.37%	1.36%	1.44%	1.30%	1.59%	2.01%	2.30%
ポーランド	1.84%	1.79%	1.80%	1.79%	1.91%	2.13%	1.94%	1.89%	2.02%	1.95%	2.26%	2.22%	2.20%	3.27%	4.15%
米国	4.90%	4.82%	4.46%	4.02%	3.68%	3.46%	3.40%	3.30%	3.30%	3.41%	3.65%	3.40%	3.31%	3.30%	3.42%
ロシア	3.59%	3.43%	3.69%	3.85%	4.11%	4.87%	5.43%	4.25%	3.72%	3.86%	4.14%	3.58%	4.61%	5.40%	7.05%
ウクライナ	2.74%	2.26%	2.35%	2.39%	2.97%	3.85%	3.67%	3.24%	3.64%	4.07%	4.40%	3.43%	25.64%	36.53%	34.48%

（年）

資料：ストックホルム国際平和研究所（SIPRI）から作成。

今後の実質 GDP 成長率の見通しについては、第 2-1-2-14 表のとおりとなっている。2026 年 3 月に発表された ECB のスタッフによる経済見通しでは、中東情勢の悪化を受けて、エネルギー価格の推移に応じた三つのシナリオが提示された。また、ユーロ圏の実質 GDP

[99] SIPRI, *Global arms flows jump nearly 10 per cent as European demand soars*, 2026/03/09, https://www.sipri.org/media/press-release/2026/global-arms-flows-jump-nearly-10-cent-european-demand-soars（Accessed 31 March 2026）.

成長率の見通しは、2026 年を中心に、前回（2025 年 12 月）の見通しから下方修正された。同様に、同年 4 月に発表された IMF の世界経済見通しでも、ユーロ圏の実質 GDP 成長率は 2026 年に 1.1%、2027 年に 1.2%と、前回（2026 年 1 月）の見通しからそれぞれ 0.2%ポイント下方修正された。中東情勢の悪化により不確実性が増しており、見通しは著しく不透明となっている。

第 2-1-2-14 表 実質 GDP 成長率の見通し

(%)

	国・地域	2025年	2026年	2027年	備考
			＜予測＞	＜予測＞	
IMF	ユーロ圏	1.4	1.1	1.2	IMF「世界経済見通し」(2026年4月)
	ドイツ	0.2	0.8	1.2	
	フランス	0.9	0.9	0.9	
	英国	1.3	0.8	1.3	
欧州委員会	ユーロ圏	1.3	1.2	1.4	欧州委員会「2025年秋の経済見通し」
	ドイツ	0.2	1.2	1.2	
	フランス	0.7	0.9	1.1	
欧州中央銀行（ECB）	ユーロ圏（基本シナリオ）	1.5 (1.4)	0.9 (1.2)	1.3 (1.4)	欧州中央銀行（ECB）スタッフの経済見通し（2026年3月）（括弧書きは前回（2025年12月）の見通し）
	ユーロ圏（悪化シナリオ）	1.5	0.6	1.2	
	ユーロ圏（深刻シナリオ）	1.5	0.4	0.9	

資料：IMF「WEO」、欧州委員会、ECB の公表資料から作成。

第3節 中国経済

本節では 2025 年の中国経済について主要経済指標を基に概観する。2025 年の中国経済は、2024 年と同じ経済成長率+5.0%を維持し、政府の目標は達成したものの、年初から年末に向かって次第に成長率は低下している。その背景として、政府の景気支援策で消費や投資の成長を下支えしていたが、政策効果の減衰や地方政府の財政制約等から成長率が低下していったこと、米国の追加関税をめぐって、年初の高い対米輸出伸び率がマイナスに転じたこと、不動産部門の不調が長引いていること等が挙げられる。

1. GDP

2025 年の中国の実質 GDP 成長率は、2024 年と同じ+5.0%と、政府の目標「5%前後」を達成した（第 2-1-3-1 図）。一方、四半期別の推移を見ると、年初から年末に向かって次第に伸び率が低下している。需要項目別の寄与度を見ても、総じて四半期を追うごとに縮小していく傾向が見られる。例えば、最終消費の寄与が緩やかに縮小していくとともに、総資本形成も第 2 四半期をピークに縮小に向かった。純輸出は第 1 四半期に米国の追加関税の動きを見越した駆け込みとも見える拡大があったが、第 2 四半期以降は、対米輸出の縮小から、純輸出全体の寄与が半減し推移している。なお、通年では最終消費、総資本形成等の内需の寄与が弱く、純輸出の貢献が大きい。これらの動きについては、あとで小売売上高、固定資産投資、貿易などの月次統計を基により詳しく考察する。

第 2-1-3-1 図 中国の実質 GDP 成長率の推移

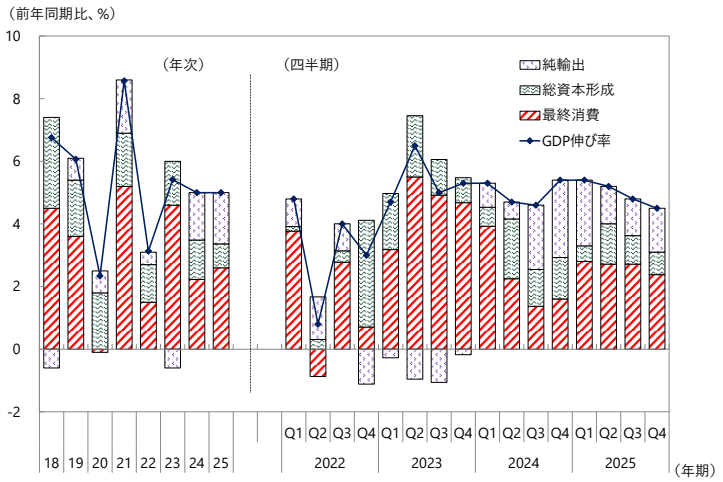

資料：中国国家統計局、CEIC database から作成。

業種別に見ると、2024 年に比べて 2025 年通年ベースで、第 1 次、第 3 次産業の伸びが加速しているのに対して、第 2 次産業は減速しており、特に建設業はマイナスに転じている（第 2-1-3-2 表）。また、四半期ベースの推移を見ると、建設業が第 2 四半期以降、マイナスに転じているほか、製造業も期を追うごとに伸びが鈍化している。さらに第三次産業の中でも、情報通信・情報技術サービス、対事業所サービスが高い伸びを続けている一方で、不動産業が第 3 四半期以降、再びマイナスに転じているなど、業種間の差も大きい。

第 2-1-3-2 表 中国の実質経済成長率（業種別）の推移

（単位：10億元、%）

	経済規模(2025)		伸び率					
	金額	構成比	2024年	2025年	2025/Q1	2025/Q2	2025/Q3	2025/Q4
全体	140,188	100.0	5.0	5.0	5.4	5.2	4.8	4.5
第1次産業	9,335	6.7	3.7	3.9	3.5	3.8	4.0	4.2
第2次産業	49,965	35.6	5.0	4.5	5.9	4.8	4.2	3.4
工業	41,683	29.7	5.5	5.8	6.3	6.2	5.8	5.0
製造業	34,675	24.7	5.8	6.1	6.8	6.5	6.3	5.1
建設業	8,643	6.2	2.9	▲ 1.1	3.1	▲ 0.6	▲ 2.3	▲ 2.5
第3次産業	80,888	57.7	5.1	5.4	5.3	5.7	5.4	5.2
運輸・郵便業	6,209	4.4	6.7	5.2	7.2	5.6	4.8	3.4
卸・小売業	14,581	10.4	6.5	5.0	5.8	6.0	4.9	3.7
宿泊・飲食	2,640	1.9	7.0	4.9	5.1	5.2	3.6	5.6
金融	10,134	7.2	3.7	4.5	3.8	5.8	5.2	3.3
不動産	8,302	5.9	▲ 2.2	0.2	1.0	1.0	▲ 0.2	▲ 1.0
情報通信・情報技術サービス	7,060	5.0	11.7	11.1	10.3	11.8	11.7	10.7
対事業所サービス	6,367	4.5	11.1	10.3	10.2	9.0	8.6	12.7
その他	24,659	17.6	3.9	5.0	4.1	4.4	5.5	5.9

備考 1：経済規模は名目ベース、伸び率は実質ベース。
備考 2：工業は、鉱業、製造業、電気・ガス・水道を含む。
資料：中国国家統計局、CEIC database から作成。

2. 工業生産

主要な月次統計を参照しながら、より詳しく経済動向を見ていく。まず、工業生産は 2025 年通年で前年比+5.9%と 2024 年（同+5.8%）とほぼ同じ伸びとなった。一方で、月次の推移を見ると、年末に向けて次第に伸びが鈍化している（第 2-1-3-3 図）。主要業種別の内訳を見ると、2025 年も電子・通信機器、自動車が二桁台の高い伸びを続けているが、不動産部門の不調の影響でセメントなど窯業土石業はマイナスが続いている。

第 2-1-3-3 図 中国の工業生産

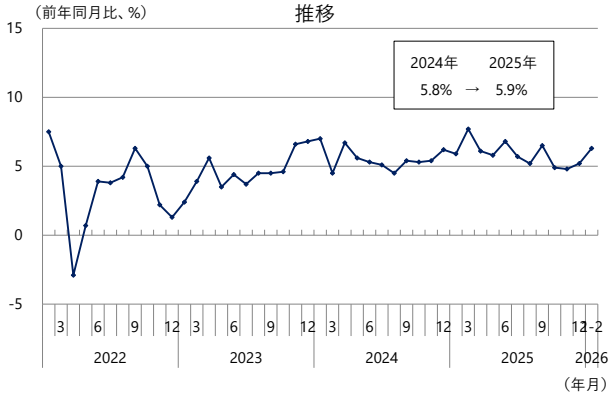

主要業種別内訳

（単位：%）

	2024通年	2025通年
工業全体	5.8	5.9
食品	5.8	5.3
紡績	5.1	3.0
化学	8.9	7.8
窯業土石	▲ 1.4	▲ 0.6
鉄鋼	4.0	4.5
非鉄金属	9.7	6.8
一般機械	3.6	8.0
電子・通信機器	11.8	10.6
自動車	9.1	11.5

備考：付加価値生産額の実質伸び率。年間売上げが一定規模（2 千万元）以上の企業が対象。
資料：中国国家統計局、CEIC database から作成。

3. 固定資産投資

2025 年の固定資産投資は通年で前年比-3.8%と、現在の統計が公表されるようになってから、初めて通年の伸びがマイナスとなった（第 2-1-3-4 図）[100]。その主要な内訳として、

[100] 現在のように月次で固定資産投資が公表されるようになった 1996 年 1-2 月期以来、通年がマイナスとなるのは初めて。なお、それ以前に年次のみが公表されていた時期には、1989 年に-7.2%のマイナスを記録したことがある。

まず、製造業の設備投資がほぼゼロ成長近くまで低下したことが挙げられる。政府の設備投資更新支援によって、年初は 2 桁台に近い高い伸びを有していたが、次第に伸びが減速して通年としてはほぼゼロ成長となった。また、インフラ投資が通年でマイナスに転じた影響も大きい。インフラ投資も地方政府の財政制約等から次第に伸びが減速した。さらに不動産開発はほぼ 4 年にわたってマイナスが続いており、マイナス幅が拡大する傾向にある。企業別に見れば、民営企業の投資はマイナス幅を拡大し、国有企業までマイナスに転じた。その背景として、過当なまでの企業の競争、インフラ投資の実施主体である地方政府の財政難、2020 年に不動産バブルを警戒して導入された規制を契機とする不動産部門の不調などが指摘されている。不動産部門の不調については、後でより詳しく考察する。

第 2-1-3-4 図 中国の固定資産投資

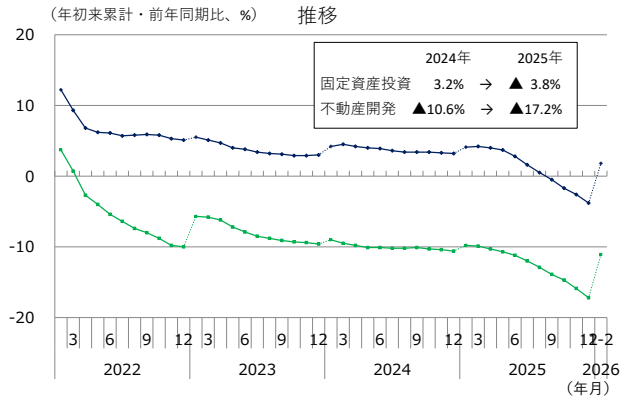

主要業種別・企業別の内訳

（単位：%）

	2024 通年	2025年 通年
固定資産投資	3.2	▲ 3.8
企業別		
国有企業	5.7	▲ 2.5
民営企業	▲ 0.1	▲ 6.4
業種別		
製造業	9.2	0.6
インフラ	4.4	▲ 2.2
不動産開発	▲ 10.6	▲ 17.2

備考 1：農村部の家計によるものを除く。
備考 2：インフラは第 3 次産業の内数であり、鉄道、道路などを含むが、電気・ガス・水道は含まない。
資料：中国国家統計局、CEIC database から作成。

4. 小売売上高

2025 年の小売売上高は、通年で前年比+3.7%と 2024 年（+3.5%）に比べれば小幅加速した。しかし、月次の推移を見ると、2025 年 5 月をピークに年末まで 7 か月連続で伸び率の低下が続き、年末時点で 1%を下回る低い伸びまで鈍化している（第 2-1-3-5 図）。品目別には、家電・音響映像機器や通信機器が消費財買い替え支援策の効果で通年として高い伸びとなったが、このうち、家電・音響映像機器は次第に伸びが減速し、年末時点では前年比マイナスとなるなど、支援効果の息切れも見える。また、同じ支援策の対象である自動車の場合は、激しい価格競争の影響等で売上額としては前年比マイナスとなった。

第 2-1-3-5 図 中国の小売売上高

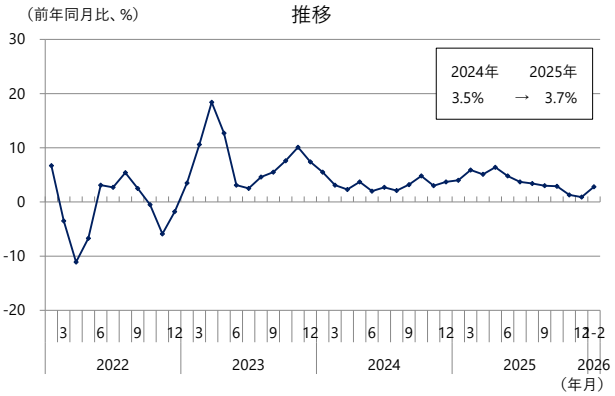

品目別内訳

（単位：%）

	年次 2024 通年	2025 通年
社会消費品小売	3.5	3.7
うち、物品販売	3.2	3.8
（品目内訳計）	2.7	3.4
食品	9.9	9.3
衣類	0.3	3.2
家電・映像音響機器	12.3	11.0
石油製品	0.3	▲ 5.7
自動車	▲ 0.5	▲ 1.5
通信機器	9.9	20.9
うち、飲食の提供	5.3	3.2
ネット販売（財・サービス）	7.2	8.6
うち、ネット販売（財）	6.5	5.2

備考 1：物品販売の品目内訳は、年間売上げが一定規模（卸売業は 2 千万元、小売業は 5 百万元）以上の企業に対する調査。
備考 2：ネット販売のうち、小売売上高に入るのは財のみ。
資料：中国国家統計局、CEIC database から作成。

5. 貿易

2025 年の輸出は通年で前年比+5.5%の 3 兆 7,719 億ドルと、伸び率としては 2024 年（+5.9%）から小幅鈍化したものの、輸出額としては過去最高を更新した（第 2-1-3-6 図）。輸入は 前年比 0.0%の 2 兆 5,829 億ドルと横ばいだった。その結果、貿易黒字は 1 兆 1,890 億ドルと、通年で初めて 1 兆ドルを超えた。相手国・地域別には、輸出は米国向けが大幅なマイナスとなる一方で、EU、ASEAN、アフリカ、中南米等が好調だったことが過去最高の輸出額につながった。輸入については、米国のほか、EU、ASEAN も不調で、アフリカ、中南米は堅調だったが、全体として輸入額は前年から横ばいにとどまった。品目別には、輸出は、集積回路、自動車の高い伸びが目につく一方で、米国向け輸出の減少を背景に携帯電話、電子計算機、家電、衣類等がマイナスとなった。輸入は、集積回路、電算機部品、銅鉱石が高い伸びを示したが、原油、天然ガス、鉄鉱石等がマイナスであった。2025 年の中国の輸出入は、米国の追加関税の影響を受けて、相手国・地域別、品目別に特徴的な動きを見せたが、このような中国の貿易動向については長期的な視点も含めて、後でより詳しい考察を加える。

第 2-1-3-6 図 中国の貿易

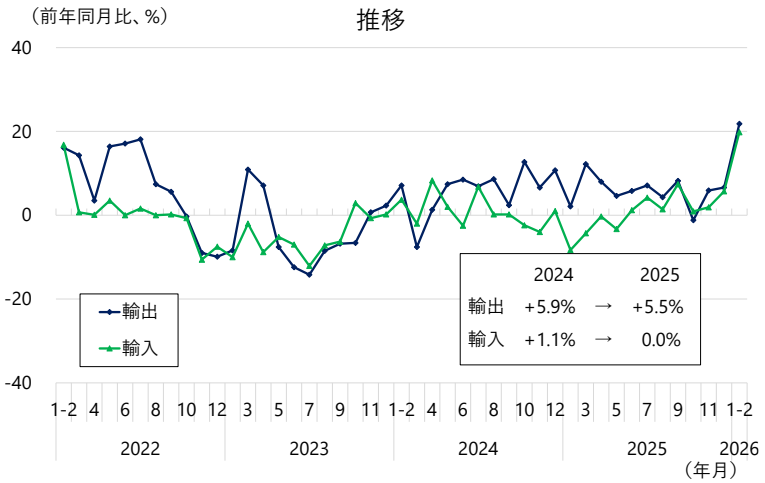

主要貿易相手国・地域

（単位：%）

	輸出（前年比）		輸入（前年比）	
	2024	2025	2024	2025
日本	▲ 3.5	3.5	▲ 2.6	5.5
米国	4.9	▲ 20.0	▲ 0.1	▲ 14.6
EU	3.0	8.4	▲ 4.4	▲ 0.4
ASEAN	12.0	13.4	2.0	▲ 1.6
インド	2.4	12.8	▲ 3.0	9.7
アフリカ	3.5	25.8	6.9	5.4
中南米	13.0	7.4	▲ 1.1	4.3
世界計	5.9	5.5	1.1	0.0

主要貿易品目

（単位：億ドル、%）

	輸出（前年比）		
	輸出規模（2025）	2024	2025
電子計算機	2,031	9.9	▲ 1.4
集積回路	2,019	17.4	26.8
衣類	1,512	0.3	▲ 5.0
織物糸・繊維製品	1,426	5.7	0.5
自動車	1,425	15.5	21.4
携帯電話	1,217	▲ 3.1	▲ 9.4
プラスチック	1,046	5.4	▲ 1.3
家電	962	14.1	▲ 3.9
自動車部品	957	6.6	2.5
鋼材	826	▲ 1.1	▲ 1.3
全品目	37,719	5.9	5.5

（単位：億ドル、%）

	輸入（前年比）		
	輸入規模（2025）	2024	2025
集積回路	4,243	10.4	10.1
原油	2,965	▲ 3.9	▲ 8.8
鉄鉱石	1,231	▲ 2.5	▲ 7.1
電子計算機・部品	940	57.9	18.2
銅鉱石	830	13.1	23.3
天然ガス	567	1.2	▲ 13.0
銅	541	13.5	0.1
大豆	503	▲ 10.9	▲ 4.6
医薬品	493	▲ 0.3	▲ 4.4
プラスチック	397	▲ 3.2	▲ 9.3
全品目	25,829	1.1	0.0

備考：ドルベース。
資料：中国海関総署、CEIC database から作成。

6. 物価

2025 年の消費者物価は通年で前年比 0.0%と、政府目標の「2%前後」を大きく下回った（第 2-1-3-7 図）。食品・エネルギーを除くコア指数は、前年比+0.7%とプラスであったが、低い伸びにとどまった。一方、生産者物価は 2025 年通年で前年比-2.6%と、3 年以上にわたってマイナスが続いている。ただし、そのマイナス幅は 2025 年半ばをピークに縮小してきており、また、足下の中東情勢から、今後は原油を始めとする資源価格の上昇による景気への影響が懸念されている。

第 2-1-3-7 図 中国の物価の推移

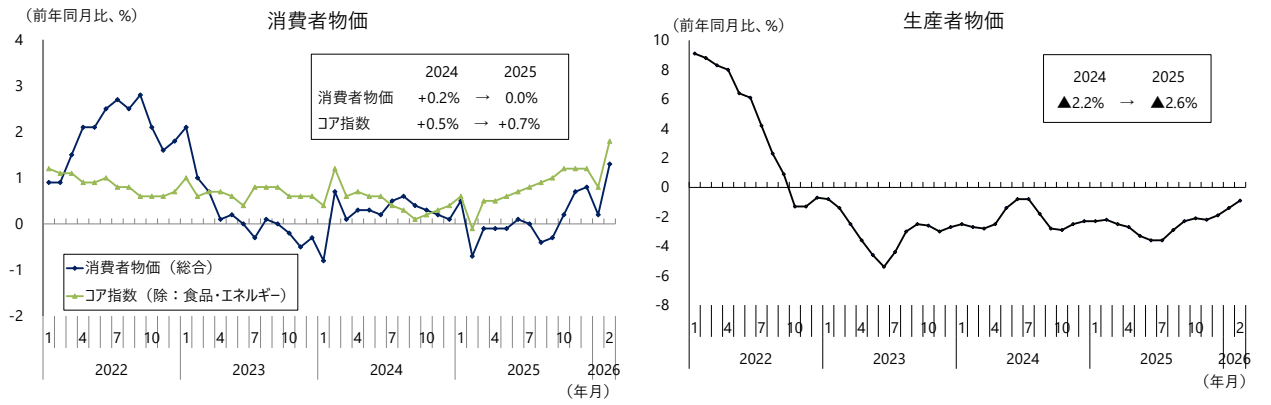

資料：中国国家統計局、CEIC database から作成。

7. 雇用

2025 年の都市部調査失業率は、年間平均で 5.2%と、2024 年の 5.1%より小幅上昇したものの、政府目標の「5.5%前後」の範囲内におさまった（第 2-1-3-8 図）。一方、若年層の失業率は年間平均で 16.7%と、全体平均に比べて高止まりしている。それに加えて 2025 年の若年層失業率は各月とも 2024 年と比べても高めに推移しており、年間平均は 2024 年より悪化した。

また、失業率と同様に政府の目標が設定されていた、都市部新規就業者数については、2025 年通年で 1,267 万人と政府目標の「1,200 万人以上」を達成した。

第 2-1-3-8 図 中国の都市部調査失業率の推移

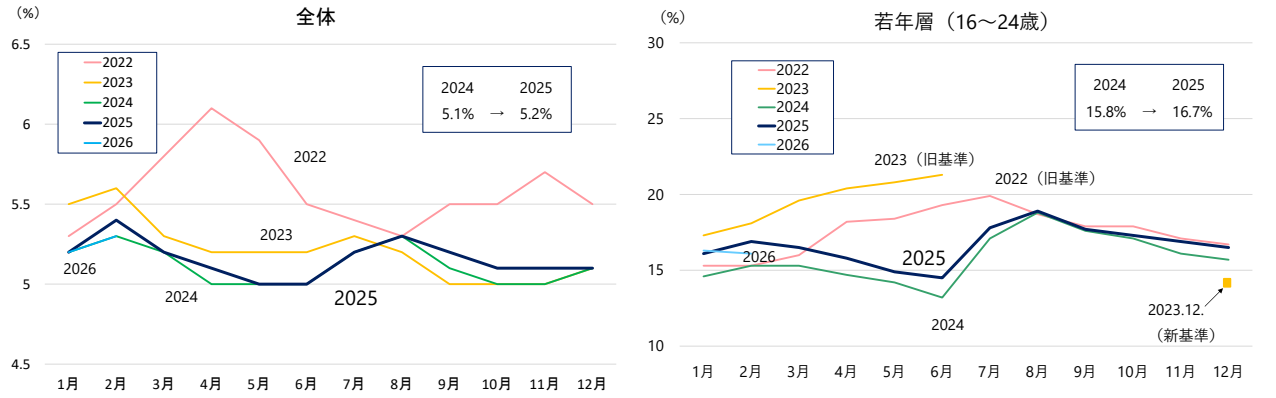

備考 1：季節調整はかかっていない。
備考 2：通年の失業率は各月の単純平均。
備考 3：若年層の失業率について、新基準（2023 年 12 月以降）では、失業率の計算から学生を除外。このため、学生が卒業して労働市場に参入する夏以降に失業率が上昇する傾向が見られる。
資料：中国国家統計局、CEIC database から作成。

中国の雇用状況を企業景況感指数の PMI の中の従業員数 DI の観点からも見てみる。2025 年は、製造業、非製造業とも PMI は分岐点である 50 近くか又は 50 を下回ることが多く、従業員数 DI は更に低い水準で分岐点を下回って推移している（第 2-1-3-9 図）。厳しい景況感の中で、従業員数を削減する企業が多いことがうかがわれる。

第 2-1-3-9 図 中国の PMI （購買担当者景気指数）及び従業員数 DI の推移

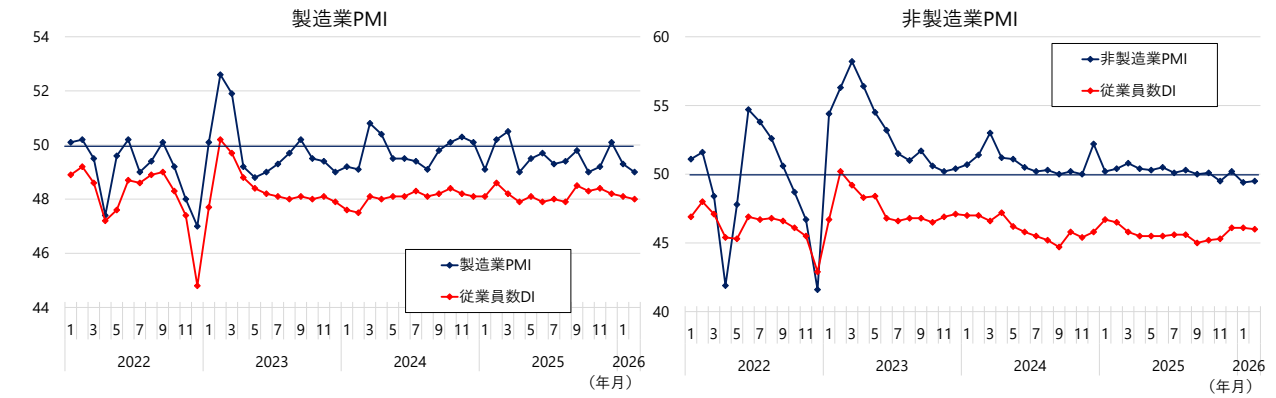

備考：PMI では、総合指数のほかに、従業員数等の DI が公表されている。従業員数 DI は、先月と比べて「増加」、「減少」、「変わらない」の三者択一の回答から、0 から 100 までの指数として計算される（50 が分岐点）。
資料：中国国家統計局、CEIC database から作成。

8. 政策金利

中国人民銀行は、景気支援のため、2025 年 5 月、主要な金利を 0.1%ポイント引き下げた（第 2-1-3-10 図）。また、同月、中央銀行が金融機関から強制的に預かる預金準備率も 0.5%ポイント引き下げて金融機関の貸出余力を高めた[101]。一方で、既に金融機関の利ざやは低水準にあり、金融機関の収益力低下への懸念も指摘されており、中国財政省は、一部の大手国有商業銀行に増資の引受けを通じて、5,000 億元の資金注入を行った。

第 2-1-3-10 図 中国の金融政策の推移

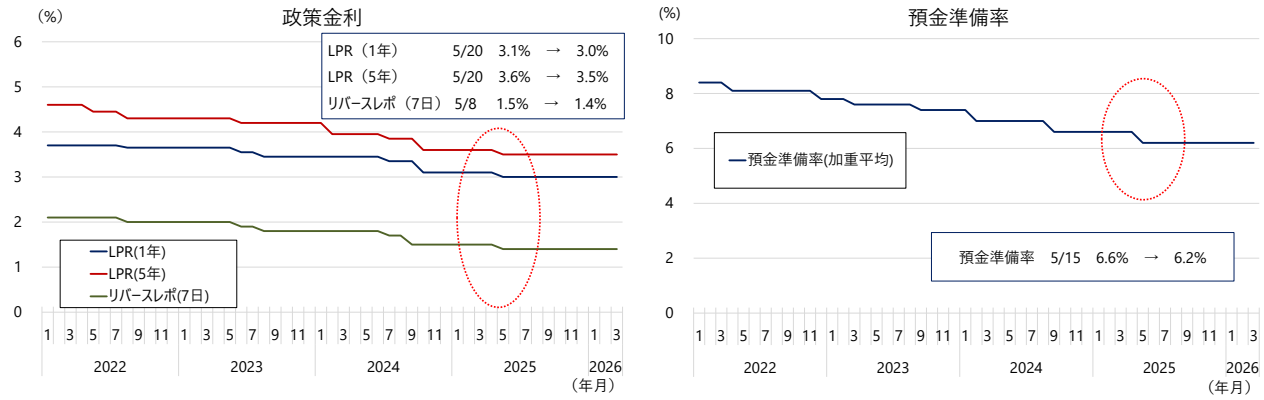

備考：リバースレポ（7 日物）は、中国人民銀行が金融機関に資金供給する際の 7 日物の短期金利で、主要な政策金利との位置付け。LPR は毎月 20 日に公表される銀行が貸出を行う際の指標となる最優遇貸出金利。1 年物は企業融資、5 年物は住宅ローン金利に参照される。
資料：中国人民銀行、CEIC database から作成。

9. 不動産問題

不動産開発は、建設資材や耐久消費財等の消費を通じて、製造業、建設業など関連部門を含めた景気への影響が大きいことが指摘されている。不動産部門の不調は、2020 年に不動産バブルを警戒して導入された規制を契機として 2025 年まで続いている[102]。既に固定資産投資の項で見たように、不動産開発は金額ベースで 4 年も前年割れが続いており、2025 年は前年比-17.2%のマイナスだった。これを住宅の着工、販売、在庫の推移で見ると、不動産会社の資金難等を背景に着工は急速に減少、販売も、代金を支払ったのに引渡しが行われないという事態が顕在化したため、建物完成前に支払いを行う予約販売を中心に落ち込んでおり、このような中で在庫の増加が続いている（第 2-1-3-11 図）。住宅価格についても、都市によって水準の違いは見られるものの、総じて下落が続いている（第 2-1-3-12 図）。

[101] 中国人民銀行は、金融機関の預金準備率を 0.5%ポイント引き下げることを決めたが、既に預金準備率が 5%まで低下している金融機関は除くとしたため、加重平均では 0.4%ポイントの引下げとなった。
[102] 2020 年 8 月に不動産会社への財務規制、12 月に銀行への不動産融資規制が導入された。

第 2-1-3-11 図 中国の住宅開発の動向

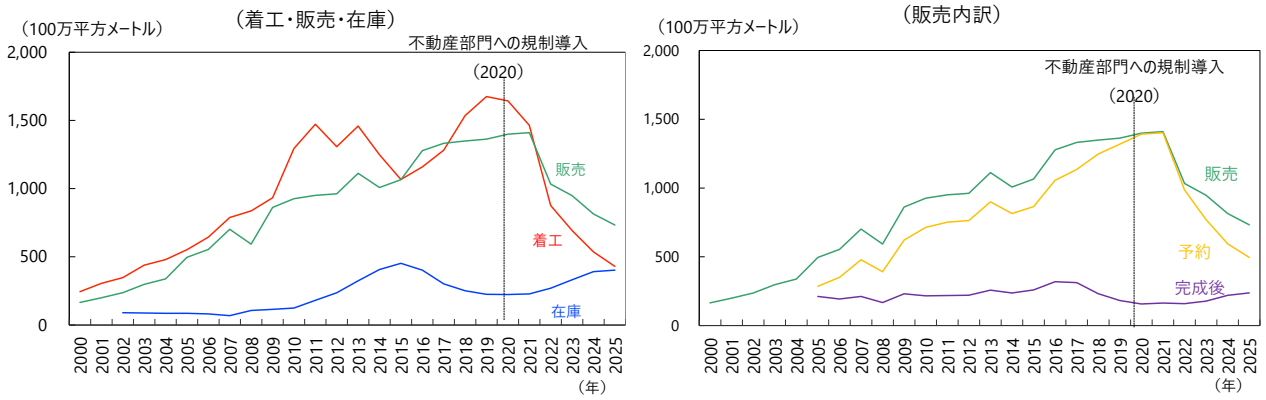

備考：面積ベース。着工、販売は年間合計、在庫は毎年 12 月時点。
資料：中国国家統計局、CEIC database から作成。

第 2-1-3-12 図 中国の新築住宅販売価格の推移

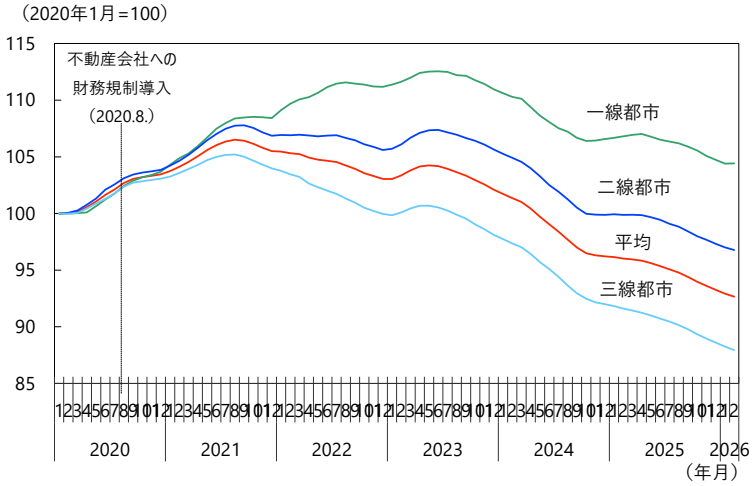

備考 1：便宜的に 2020 年 1 月＝100 とし、2 月から販売価格の前月比を順次掛け合わせていくことで指数化。
備考 2：都市の分類は、一線都市は、北京、上海、広州、深圳の 4 都市。二線都市は、天津、重慶など直轄市のほか、河北省の省都である石家庄や山西省の省都である太原など 31 都市。三線都市は、河北省の唐山など、二線都市に次ぐ地方の 35 都市（https://www.stats.gov.cn/sj/sjjd/202601/t20260119_1962317.html）。
資料：中国国家統計局、CEIC database から作成。

また、住宅価格の低下を始めとする不動産市場の不調は、地方政府の財政にも影響を及ぼしている。中国において土地は国有であり、地方政府は土地の使用権を不動産開発会社等へ譲渡することで大きな収入を得てきたが、近年は収入の減少が続いている（第 2-1-3-13 図）。このことが地方政府による景気支援策の財政的制約となっていることが指摘されている。

第 2-1-3-13 図 中国の地方政府の土地使用権譲渡収入の推移

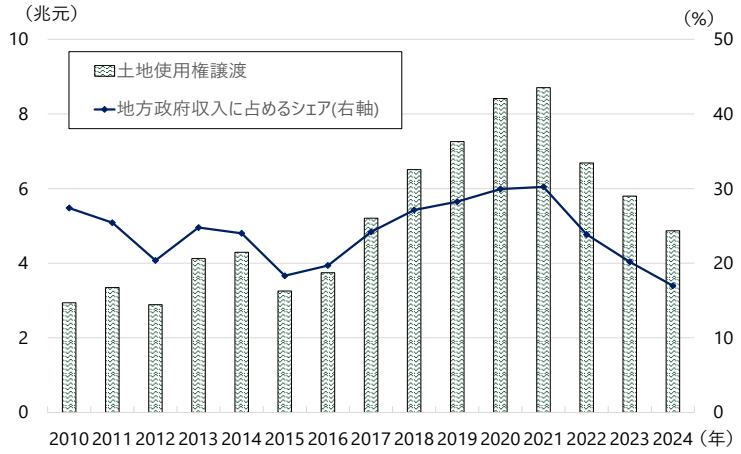

備考：地方政府収入は、中央政府からの移転も含んだ一般会計及び特別会計の合計。
資料：中国財政部、CEIC database から作成。

10. 貿易動向・構造に関する考察

既に見たように 2025 年は米国の追加関税の影響で中国の対米輸出は大きく落ち込んだが、同時に中国の対世界輸出総額は過去最高を更新している。ここでは、このようなことが起こった背景を含めて、中国の貿易の短期的、長期的な特徴、構造などを考察する。後段では第 1 部で焦点を当てた新興国との輸出入についても考え、最後は近年脚光を浴びている自動車輸出の動向を日本との対比も含めて簡単に触れる。

(1) 対米輸出の減少と輸出先の多様化

2025 年の輸出額の過去最高更新は、もちろん米国以外の地域への輸出が好調であったことに起因しているが、この点をもう少し詳しく見てみる。月次で中国の輸出動向を追ったのが第 2-1-3-14 図である。2025 年 4 月に対米輸出は大幅な前年割れに転じ、これ以降 2025 年を通じて前年比のマイナスが続いている。しかし、その他の地域については総じて好調で、特にアフリカへの輸出の伸びが大きいことが目に付く。寄与度で見ても、米国と並ぶ輸出先である ASEAN、EU が堅調であり、アフリカ、中南米、インド等もプラスに寄与している。

第 2-1-3-14 図 中国の地域別輸出の推移

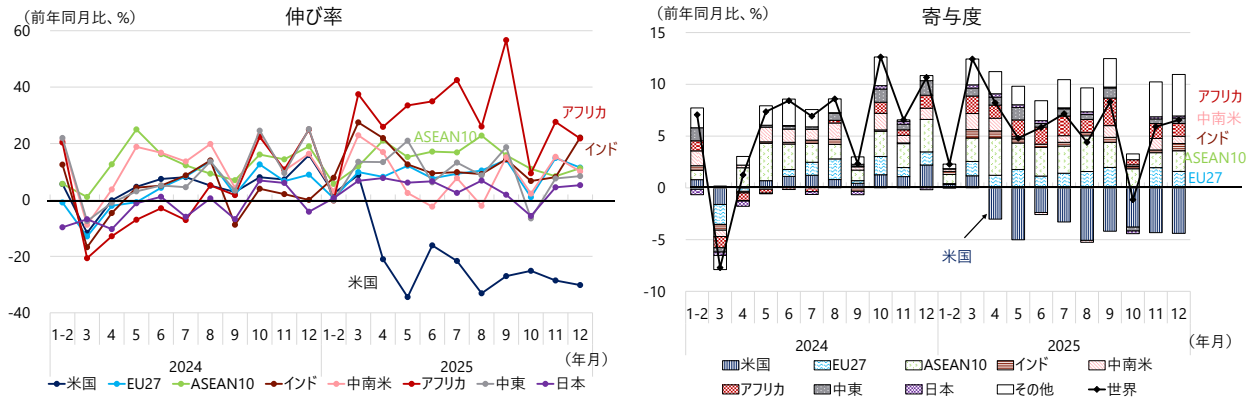

備考：ドルベース。春節の関係から 1-2 月は累計で計算。
資料：Global Trade Atlas から作成。

次に品目の面から考察してみる。そもそも対米輸出ではどのような品目が減少したのかを示したのが第 2-1-3-15 図である。最も減少に対する寄与が大きいのがパソコン、次が携帯電話などの電話機で、この 2 品目だけで 2025 年の対米輸出の減少（前年比-19.9%）の約 1/3 が説明できることになる。減少品目の寄与度上位には、テレビ、玩具、照明器具、家具、家電、バッグ、履物など、多彩な生活関連品が並ぶとともに、蓄電池、乗用車等も見られる。これらの品目について米国以外も含めて中国の輸出動向を見たのが第 2-1-3-16 図である。品目によって事情が異なり、例えば、パソコン、テレビ・モニター、照明器具の場合、米国の落ち込みが大きく、他の地域への輸出で補いきれていない。一方、電話機は、米国向けの落ち込みを ASEAN、インド、日本向け等の増加がほぼ打ち消している。さらに乗用車や蓄電池の場合は、ほぼ全世界的に輸出が好調で対世界計で前年比プラスの伸びを実現している。このように品目別に見ると、その品目の競争力に応じて、米国向けの輸出減少が直ちに全体の輸出減少に結びつくとは限らないことが分かる。

第 2-1-3-15 図 中国の対米輸出の主要な減少品目（2025 年）

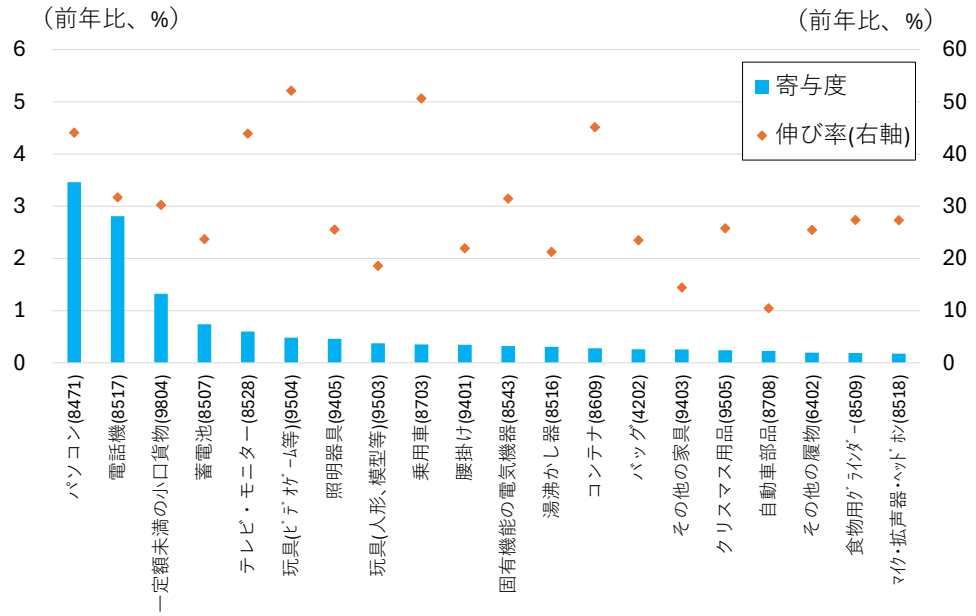

備考 1：HS4 桁コードで、2025 年の対米輸出の減少品目について、マイナスの寄与度の上位 20 品目を表示（グラフではプラス・マイナスを反転させて表示）。中国の対米輸出は全体では約 1,100 品目。括弧内は HS コード。なお、品目名は分かりやすいように簡略化してある。
備考 2：一定額未満の小口貨物（HS9804）とは、越境 EC の直接購入で輸出される貨物などを含む[103]。
資料：Global Trade Atlas から作成。

[103] JETRO「米中関係から見る貿易構造の変化（米国、中国、世界）（2024 年 10 月 10 日付けビジネス短信）」、https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/special/2024/0901/1d4d9e65ee93afe3.html（2026 年 3 月 31 日閲覧）。

第 2-1-3-16 図 中国の品目別輸出の推移

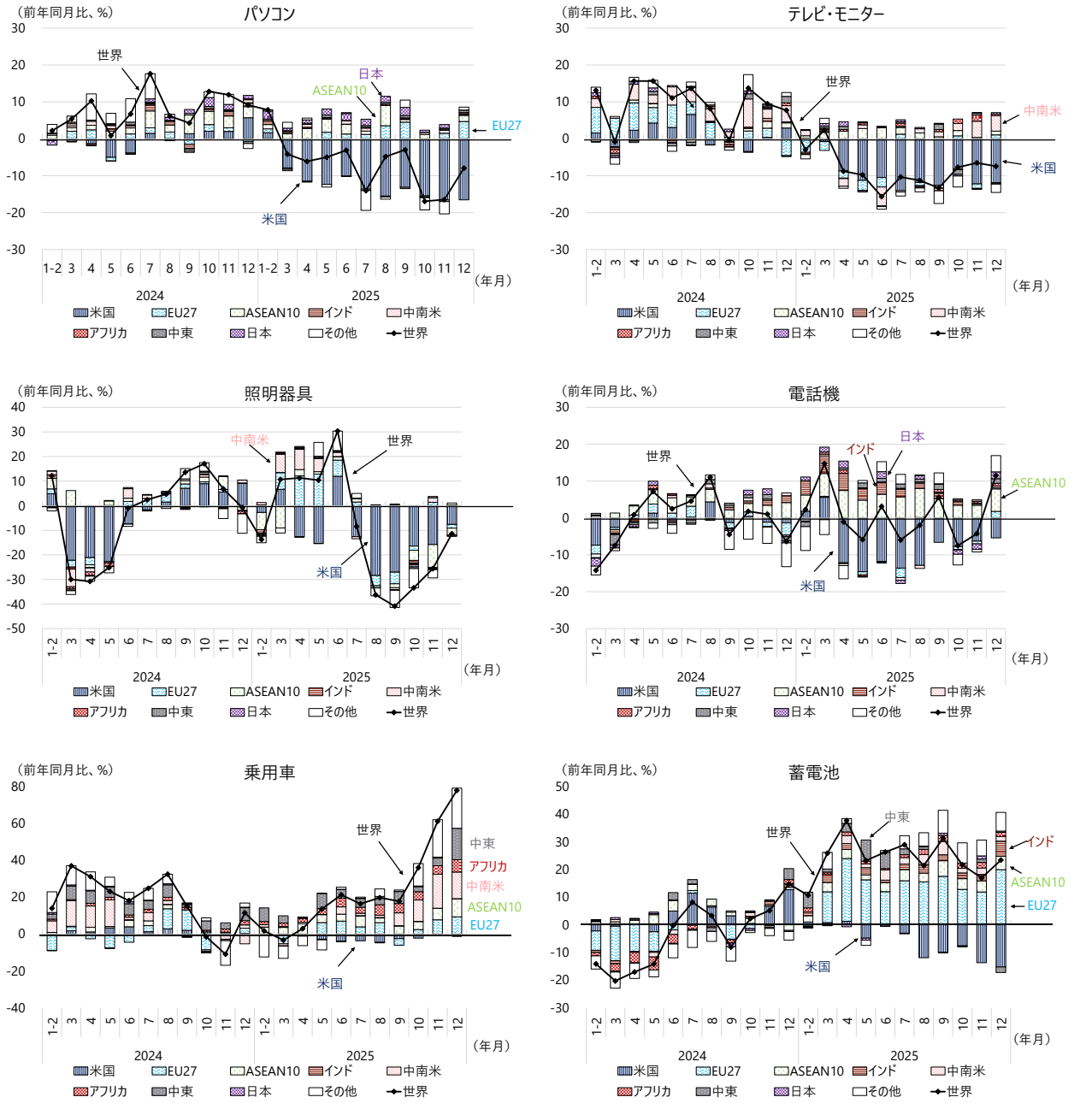

資料：Global Trade Atlas から作成。

(2) 長期的な輸出相手国・地域の多様化

中国の 2025 年の輸出先が米国以外の地域に多様化していることを見たが、このような多様化は第 2 次トランプ政権になって急に行われたものだろうか。ここでは、中国の長期的な輸出相手国の推移を概観して、その上で他の主要国と比較してみる。

中国の 2000 年代以降の輸出額と相手国･地域の推移を示したのが第 2-1-3-17 図である。中国の輸出額は WTO に加盟した 2000 年代初頭から、世界金融危機時などの足踏みはあるものの、基本的に拡大してきた。その間の相手国の変化を見ると、対米輸出は長期的にシェアを低下させている。特に 2018 年に第 1 次トランプ政権下で対中追加関税が開始され、翌 2019 年に米国のシェアは大きく低下し、その後は一時回復したものの総じて抑制的に推移、第 2 次トランプ政権下の 2025 年は再び大きくシェアを落としている。反対に

大きくシェアを拡大しているのが対 ASEAN 向けで、足下の 2025 年には米国、EU を越える最大の輸出相手となっている。さらに、対中南米、中東、アフリカ、インド向け等のシェアも拡大しており、輸出先の多角化が 2025 年の以前から長期的に進んでいたことがうかがえる。なお、対 EU27 向けは年による変動はあるが、2000 年と 2025 年で大きく変わっていない。対日本向けは大きくシェアを落としてきている。

中国と日本、米国、ドイツの輸出先の推移を比べたのが第 2-1-3-18 図である。4 か国に共通している点として、総じて近隣諸国向けの輸出のシェアが大きいことが挙げられる。例えば、日本は、アジア近隣の中国、ASEAN のシェアが高く、ドイツであれば EU 向けが約 5～6 割を占め[104]、米国もカナダ、メキシコ、中南米のシェアが高い。もちろん、各国とも大きな市場である米国、EU 向けは相応のシェアを有している。一方、中国と日米独で異なる点としては、2000～2025 年の間に、中国の場合、ある程度距離が離れた新興国向け輸出のシェアが伸びているのに対して、日米独では余り変化がない点である。例えば、日本の場合、同じアジアの中国、ASEAN、インド、中東はシェアが伸びているが、アフリカ、中南米向けのシェアは余り変わっていない（第 2-1-3-19 図）。ドイツの場合も、アフリカ、中南米のシェアは変わっていないし、米国の場合、中南米のシェアは拡大しても、ASEAN やアフリカのシェアはほぼ横ばいである。もちろん、各国にとってビジネス上有望な地域に重点的に輸出しているということも考えられるし、シェアが変わっていなくとも、金額ベースでは大きく伸びているというのも事実であろう。ただ、輸出先が多角化されているということは、不測の事態が生じた時のバッファーとして機能するという面があることも見逃せない。

第 2-1-3-17 図 中国の輸出の推移

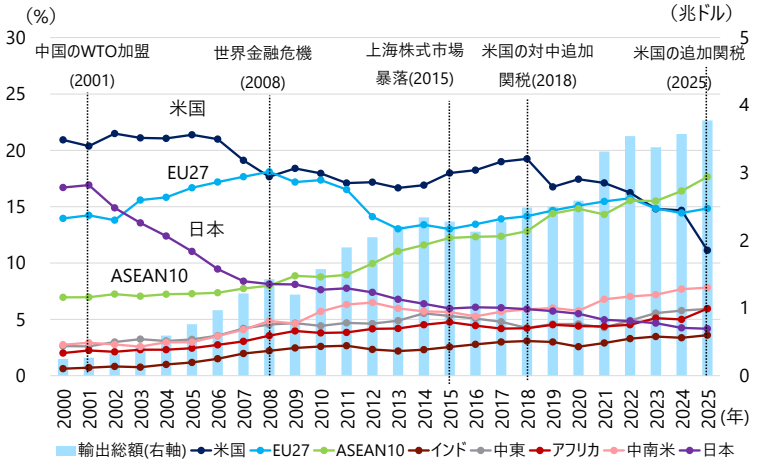

備考：便宜上、ASEAN10、EU27 は、全期間を通じて、同じ加盟国として集計。
資料：Global Trade Atlas から作成。

104 ドイツの場合、EU の中で、フランス、イタリア（現在は脱退しているが英国も）のシェアが縮小して、換わりに、ポーランド、チェコ、ルーマニアなど東欧のシェアが拡大するという変化は見られる。

第 2-1-3-18 図 主要国の輸出の推移

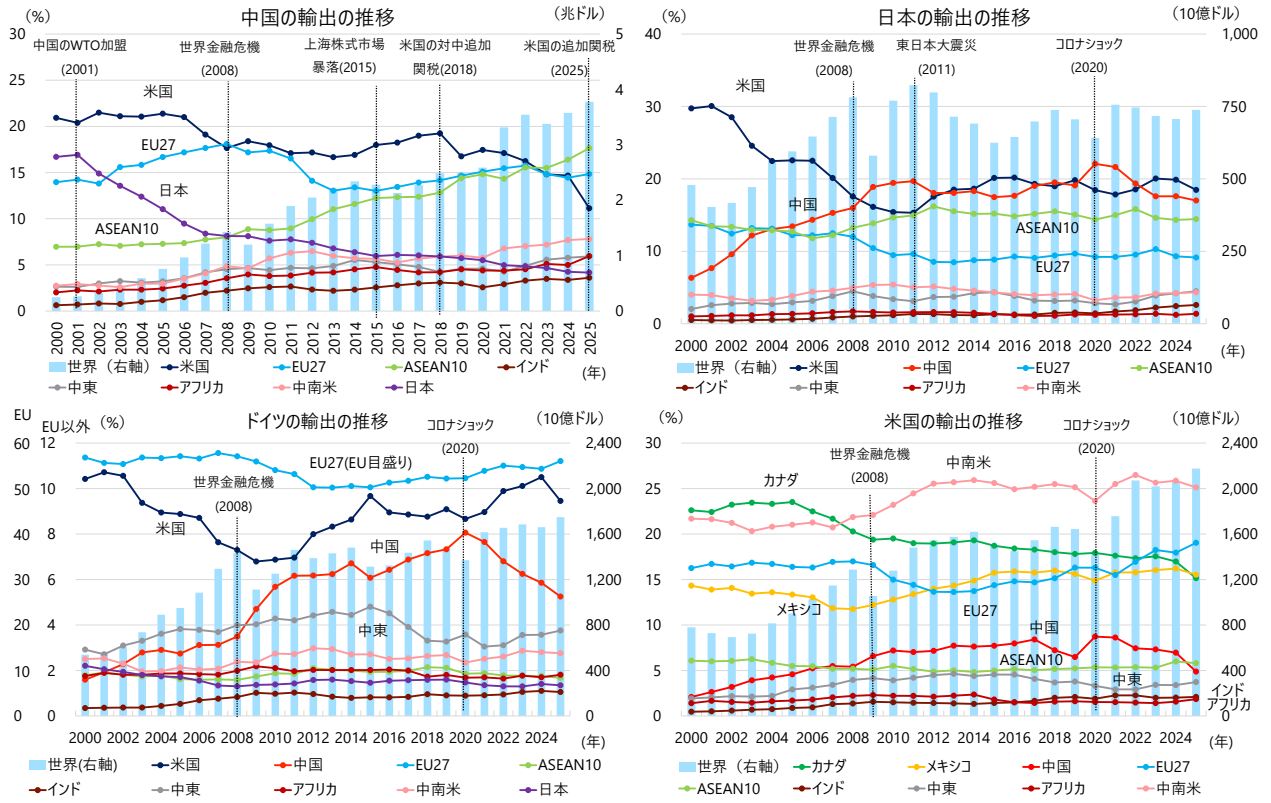

備考：便宜上、ASEAN10、EU27 は、全期間を通じて、同じ加盟国として集計。
資料：Global Trade Atlas から作成。

第 2-1-3-19 図 主要国の輸出に占める相手先地域のシェア

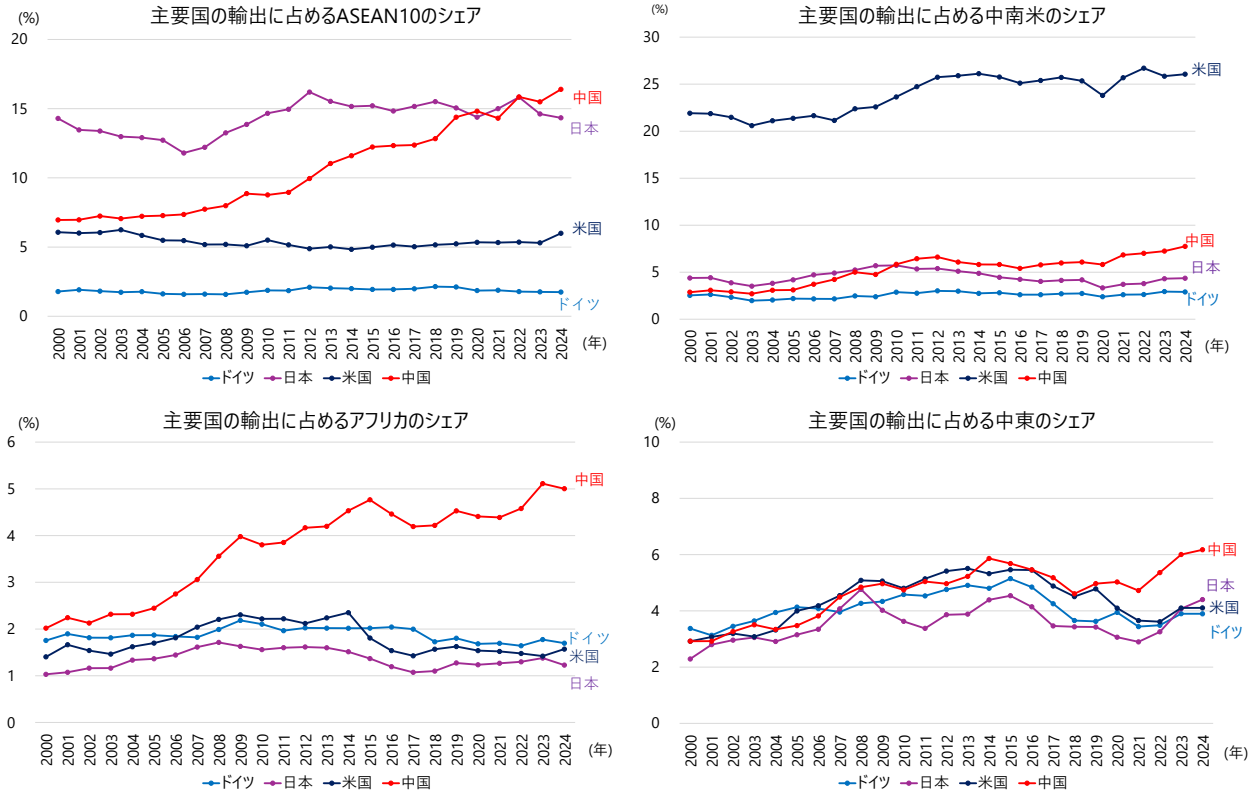

備考：中国、日本、米国、ドイツの輸出に占める ASEAN 等のシェアの比較。
資料：Global Trade Atlas から作成。

(3) 中国の輸出入構造

ここまで中国の輸出にばかり焦点を当ててきたが、輸入も併せて見てみよう。当然のことながら、相手国・地域別に貿易品目は異なるので、どのような相手にどのような品目の輸出入をしているのか、特に第 1 部で見てきた新興国との間の輸出入構造に焦点を当てる。

既に輸出について見たように、2000 年代初頭以降、中国の貿易額は拡大しており、その中で新興国の占めるシェアも上昇している（第 2-1-3-20 図）。2000 年代初頭に 2 割を切っていた新興国シェアは、足下の 2025 年時点で 4 割を超え、中国と新興国の結び付きが強まってきていることを示唆している。地域別には、輸出入とも中国の近隣であるアジア大洋州との貿易が大きく、中南米が次いでいる（第 2-1-3-21 図）。ただし、近年、アジア大洋州は輸出が大きく拡大している一方で、輸入は頭打ちとなっている。

第 2-1-3-20 図 中国の新興国との貿易（輸出＋輸入）の推移

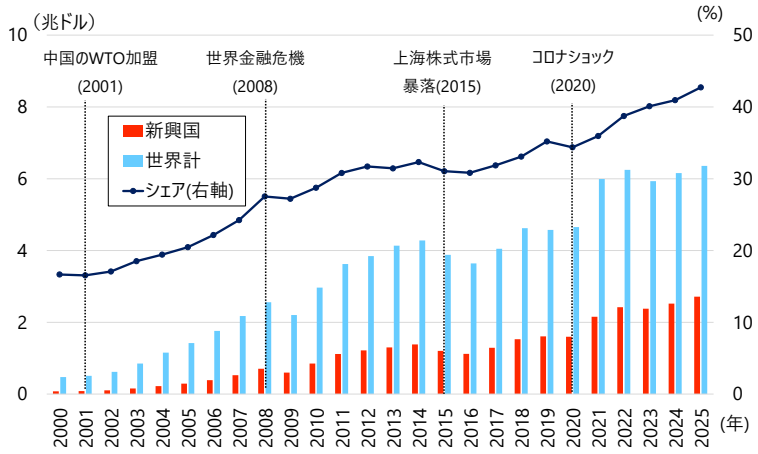

備考：新興国の定義は付注参照。以下の図表で同様。
資料：Global Trade Atlas から作成。

第 2-1-3-21 図 中国の地域別新興国との輸出入の推移

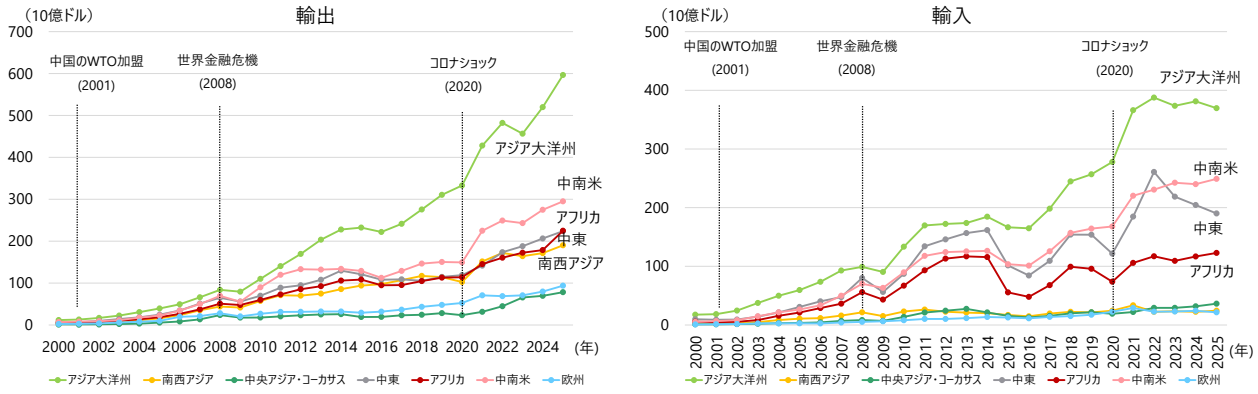

資料：Global Trade Atlas から作成。

中国の新興国との主要な輸出入品目を見ると、輸出においては、電気機器（電話機、集積回路、フラットパネルディスプレイ、蓄電池等）、一般機械（パソコン、エアコン、ポンプ、ブルドーザー等）、自動車（乗用車、自動車部品、トラック、バイク等）などの機械類が約半分を占め、それ以降も、家具、衣類など軽工業品を含めた製造工業製品が続いてい

る（第 2-1-3-22 図）。過去からの推移を見ると、特に電気機器、一般機械、近年は自動車が金額的にも拡大してきている。輸入については、鉱物性燃料が首位を占め、鉱石、電気機器（集積回路、フラットパネルディスプレイ、電話機、半導体デバイス等）が次いでいる（第 2-1-3-23 図）。過去からの推移を見ても、鉱物性燃料は原油価格等の国際市況の変動を反映して、年によってかなり上下するものの、常に最大の輸入品の位置を占めている。

第 2-1-3-22 図 中国の新興国への輸出

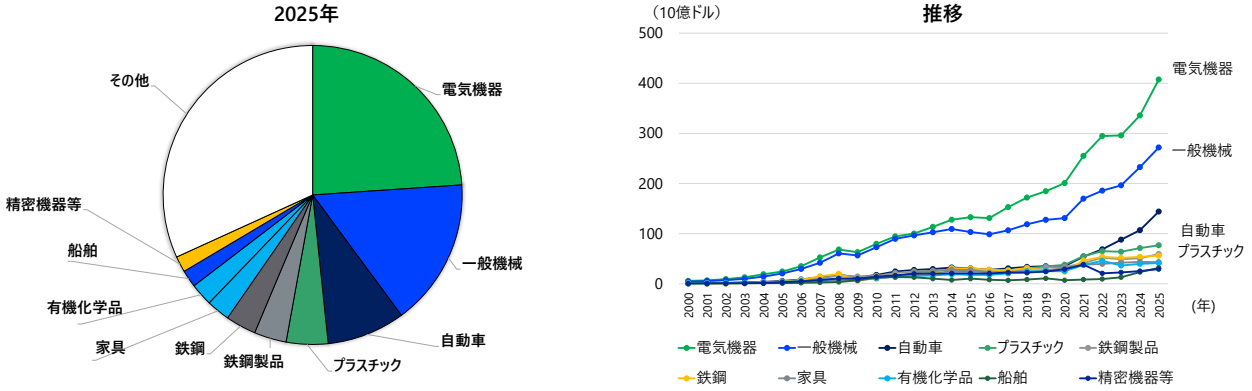

備考：HS2 桁コードで 2025 年の実績上位 10 品目を表示。
資料：Global Trade Atlas から作成。

第 2-1-3-23 図 中国の新興国からの輸入

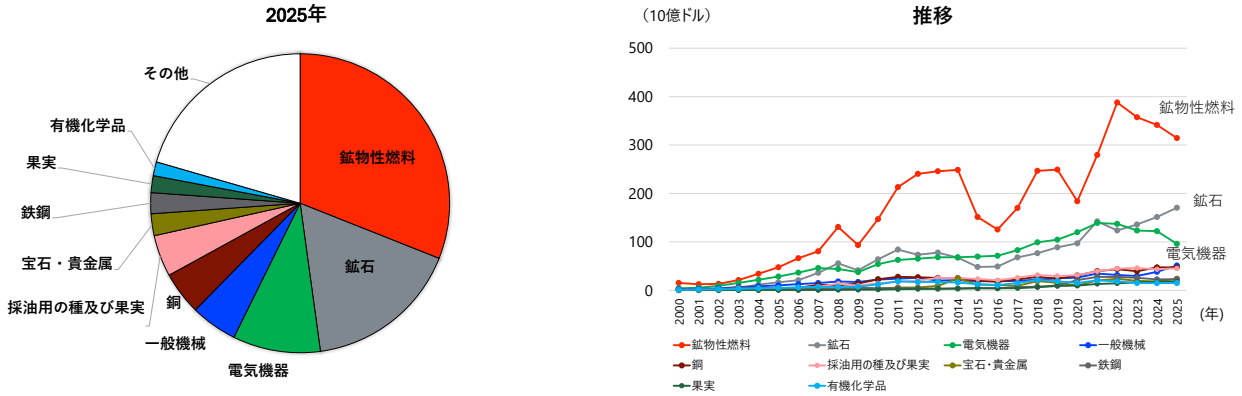

備考：HS2 桁コードで 2025 年の実績上位 10 品目を表示。
資料：Global Trade Atlas から作成。

それでは、地域別に足下の主要品目を見ることで、中国の輸出入構造を考えてみたい。輸出については、各地域横断的に、電気機器、一般機械、自動車等の機械類が上位に並ぶ（第 2-1-3-24 図）。輸入は、中東、アフリカ、中南米、中央アジア・コーカサスからは、鉱物性燃料、鉱石などの資源や採油用の種・果実（大豆）などの食料品が多い。電気機器など機械類の輸入が多いのは、ほぼアジア大洋州、南西アジア、欧州などの地域に限られる。中国と ASEAN などアジア大洋州は製造業のサプライチェーンで結び付いていることが指摘されている[105]。これらをまとめると、中国は新興国から資源、食料を輸入し、国内で生産した製造業製品を輸出するという貿易構造が基本になっている。その中で、アジア大洋

105 これらの地域、特にアジア大洋州の中国との電気機器の輸出入を HS4 桁レベルまで細分化すると、電話機のほか、集積回路、半導体デバイス、フラットパネルディスプレイなどの中間財も双方向に取引されており、製造業のサプライチェーンが形成されていることがうかがわれる。

州など一部の地域とは製造業のサプライチェーンで結び付いた貿易をしていることがうかがえる。

第 2-1-3-24 図 中国と地域別新興国との主要輸出入品目（2025）

新興国（アジア大洋州）への輸出

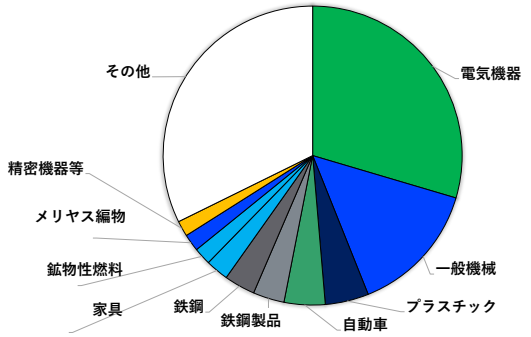

新興国（アジア大洋州）からの輸入

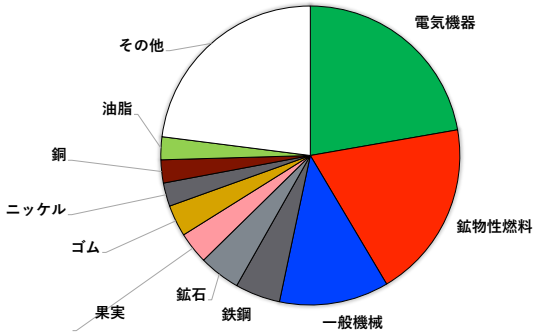

新興国（南西アジア）への輸出

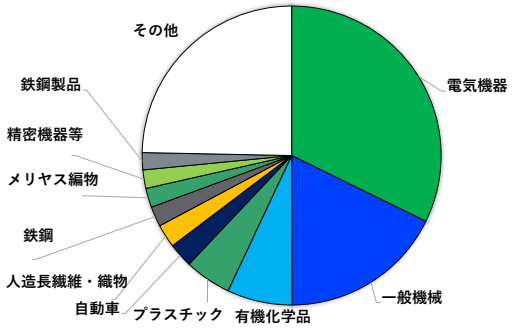

新興国（南西アジア）からの輸入

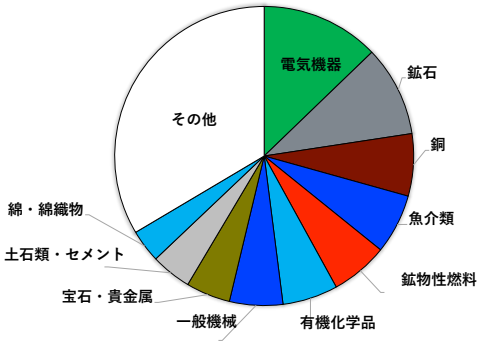

新興国（中央アジア・コーカサス）への輸出

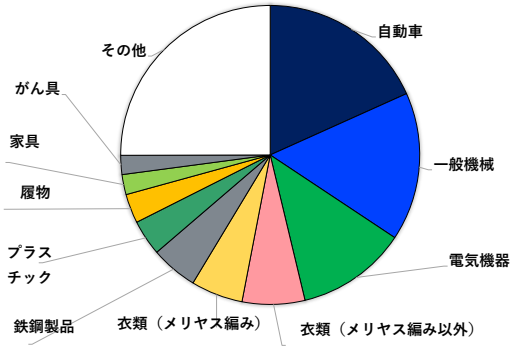

新興国（中央アジア・コーカサス）からの輸入

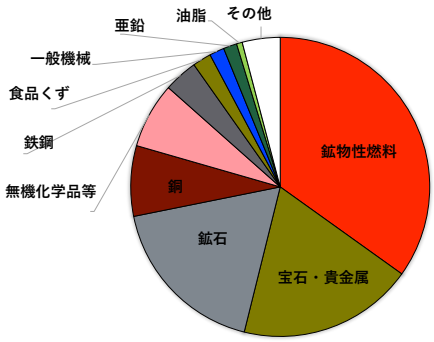

新興国（中東）への輸出

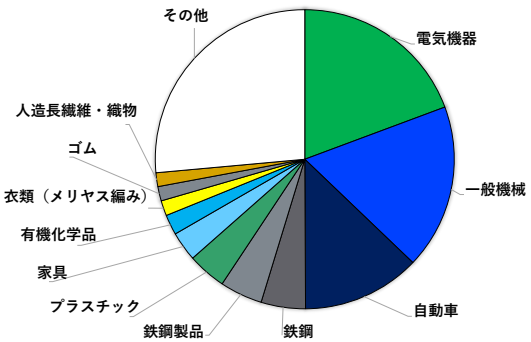

新興国（中東）からの輸入

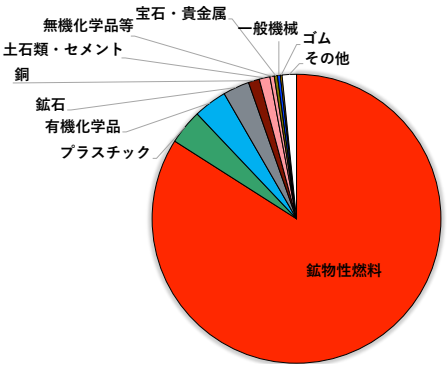

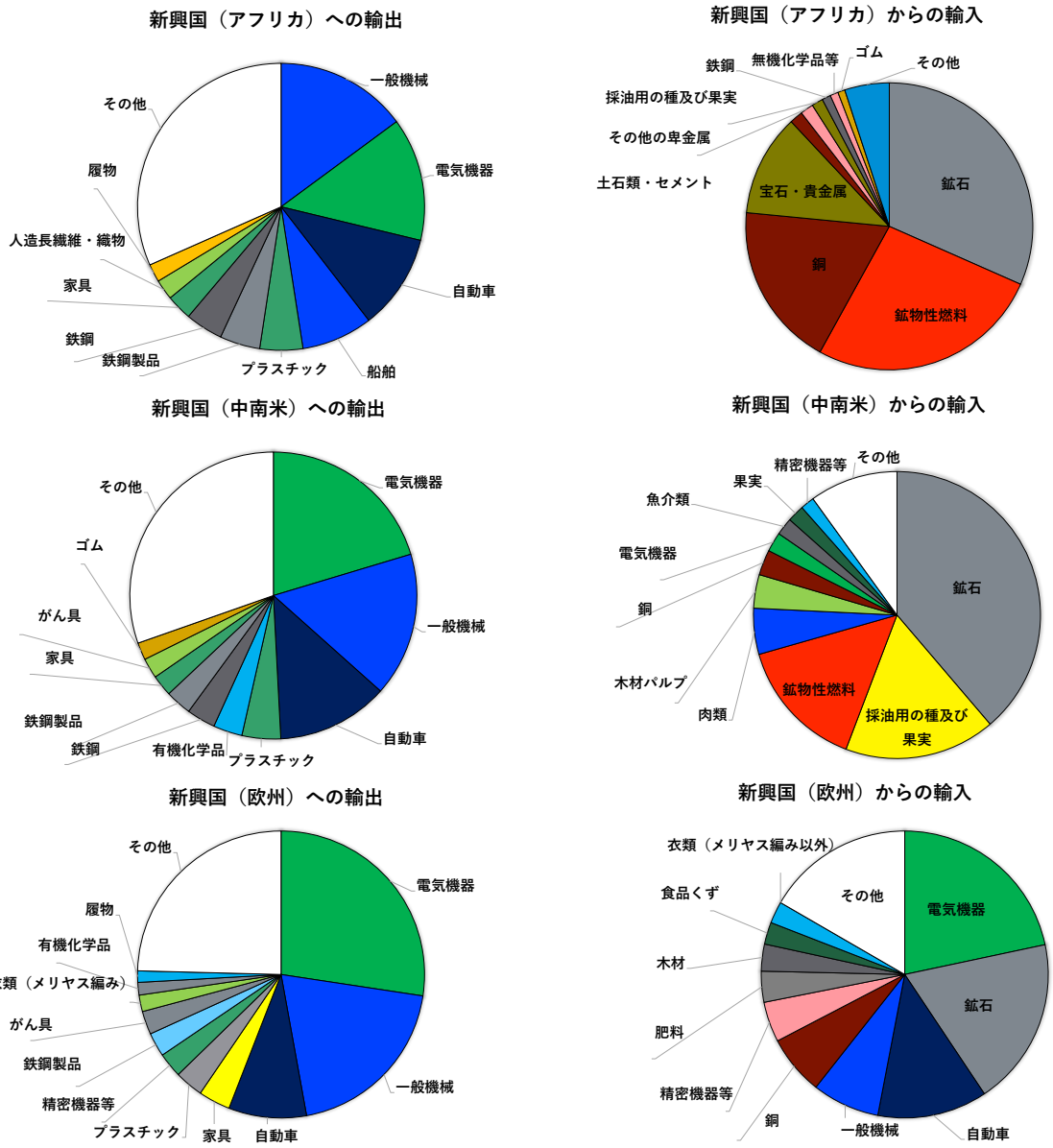

備考：HS2 桁ｺｰﾄﾞで 2025 年の実績上位 10 品目を表示。
資料：Global Trade Atlas から作成。

(4) 中国の乗用車輸出

近年、中国の電気自動車を中心とする自動車輸出に注目が集まっている。2020 年以降、急速に自動車の輸出が伸びていることが背景にある。特に中国から ASEAN に対する電気自動車の輸出急増が注目されている（第 2-1-3-25 図）。ここでは、乗用車に焦点を当てて、原動機別、輸出先別の輸出動向を日本と比べながら概観する。まず、近年に至るまでの長期的な中国の乗用車全体の輸出額、輸出台数の推移を見てみよう。中国の乗用車輸出は、金額ベースでも台数ベースでも 2020 年以降に急速に拡大している（第 2-1-3-26 図）。このような急速な輸出拡大の背景には、中国国内における生産拡大、競争激化、価格低下等が指摘されている。それでは、輸出額と輸出台数から平均輸出価格を求めて、日本と比較したのが第 2-1-3-27 図である。中国の平均輸出価格は、輸出急増が始まった 2020 年以降、上昇しているが、足下の 2024 年、2025 年は頭打ち、むしろ小幅ながら低下している。日本と比べると一貫して中国の方が平均輸出価格は低い水準で推移している。これに対して

日本の輸出台数は足下の 2024 年、2025 年はほぼ横ばいとなっており、中国の輸出急増の中でも一定の輸出を行っている。

第 2-1-3-25 図 中国と日本の ASEAN に対する乗用車輸出

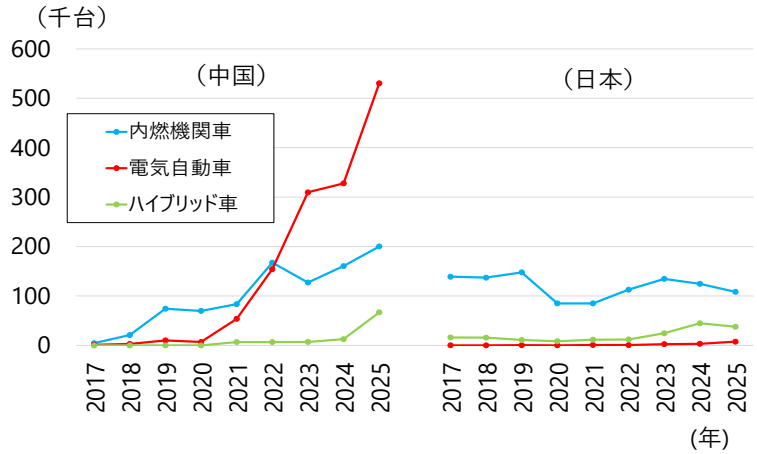

資料：Global Trade Atlas から作成。

第 2-1-3-26 図 中国の乗用車輸出の推移

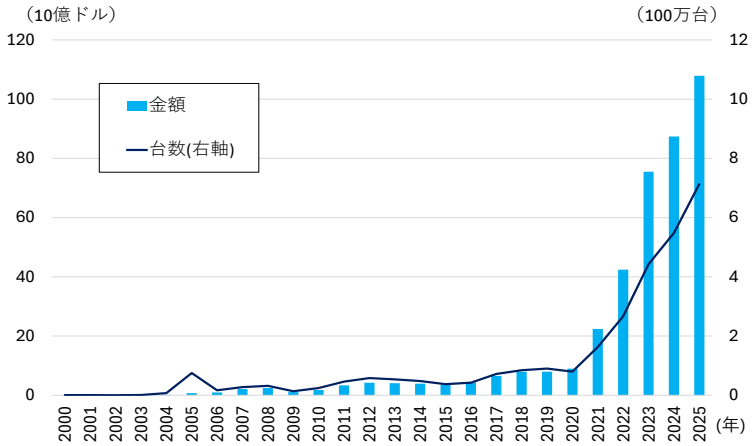

備考：原則として乗用車は HS8703 を集計したが、その中で、HS870310（雪上車、ゴルフカー等）、HS870390（その他のもの）は除いた。
資料：Global Trade Atlas から作成。

第 2-1-3-27 図 中国と日本の乗用車輸出

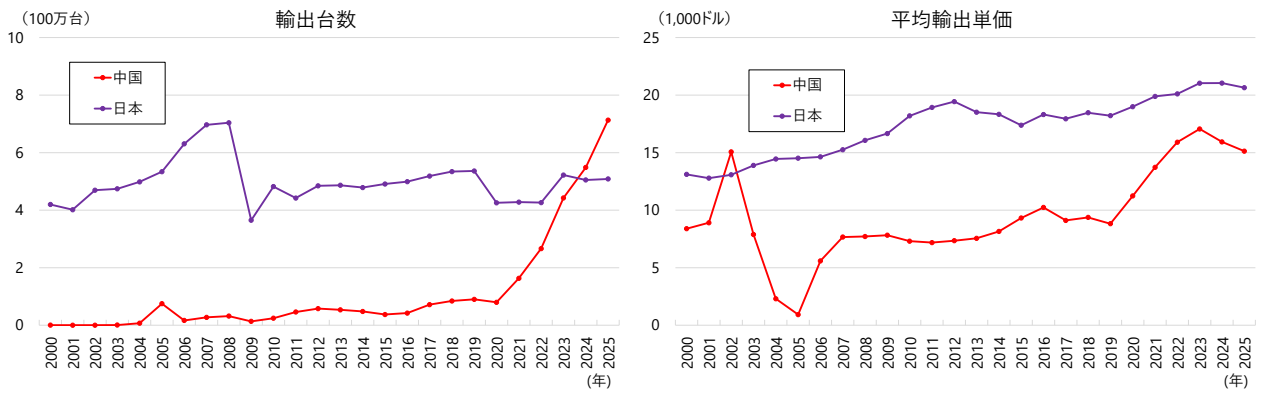

備考：平均単価は、金額 / 数量(台数)として、1 台当たりの平均輸出価格を計算（ドルベース FOB）。
資料：Global Trade Atlas から作成。

次に乗用車の中でも原動機別に動向を比べて見ると、原動機別の相違も見られる。例えば、近年、日本の内燃機関車の輸出台数はほぼ横ばいで推移しており、中国は急増したが2025年は頭打ちとなっている（第2-1-3-28図）。電気自動車については、中国の輸出台数は日本を大きく引き離している。ハイブリッド車については、輸出台数ベースで日本は増勢にあるが、中国もまた増勢にある。

第2-1-3-28図 日中の原動機別乗用車輸出の推移

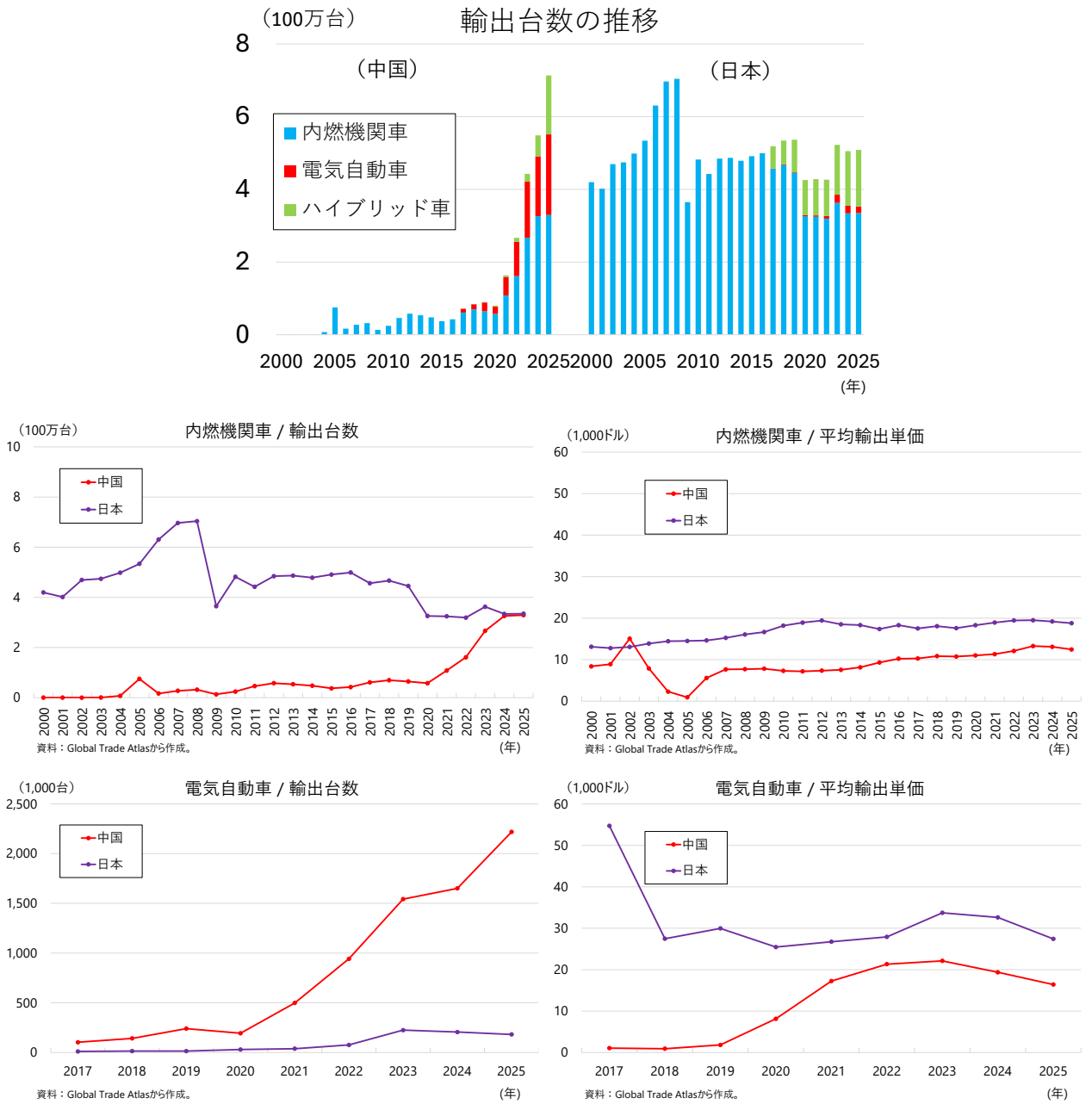

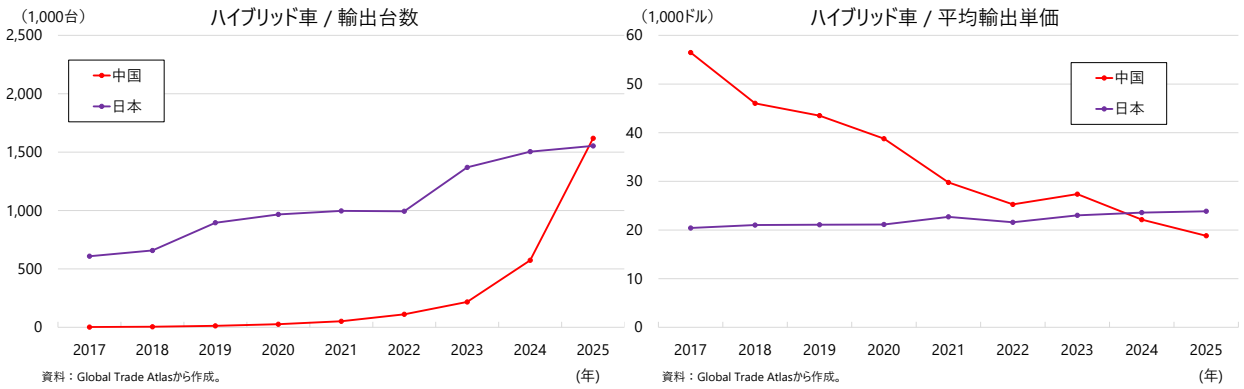

備考 1：平均単価は、金額 / 数量（台数）として、1 台当たりの平均輸出価格を計算（ドルベース FOB）。
備考 2：原動機のタイプは、乗用車（HS8703）について、HS6 桁コードを利用して分類。電気自動車、ハイブリッド車は、2017 年に新設された HS コードを利用。
①内燃機関車：HS870321, 870322, 870323, 870324, 870331, 870332, 870333（原動機として、内燃機関（ガソリン・ディーゼルエンジン）のみを搭載）
②ハイブリッド車：HS870340, 870350, 870360, 870370（原動機として、内燃機関（ガソリン・ディーゼルエンジン）と電動機の双方を搭載）
③電気自動車：HS870380（原動機として、電動機のみを搭載）
備考 3：乗用車の中で、HS870310（雪上車、ゴルフカー等）、HS870390（その他のもの）は集計から外した。
資料：Global Trade Atlas から作成。

さらに、輸出先を見ると、日本が先進国中心、中国が新興国中心とある程度の棲み分けが見られる（第 2-1-3-29 図）。中国の場合、先進国向けも伸びているが約 1/4 にとどまり、むしろ、中南米、中東、アジア大洋州等の新興国輸出が大きく増加している。

第 2-1-3-29 図 日中の乗用車輸出先構成とその推移（台数ベース）

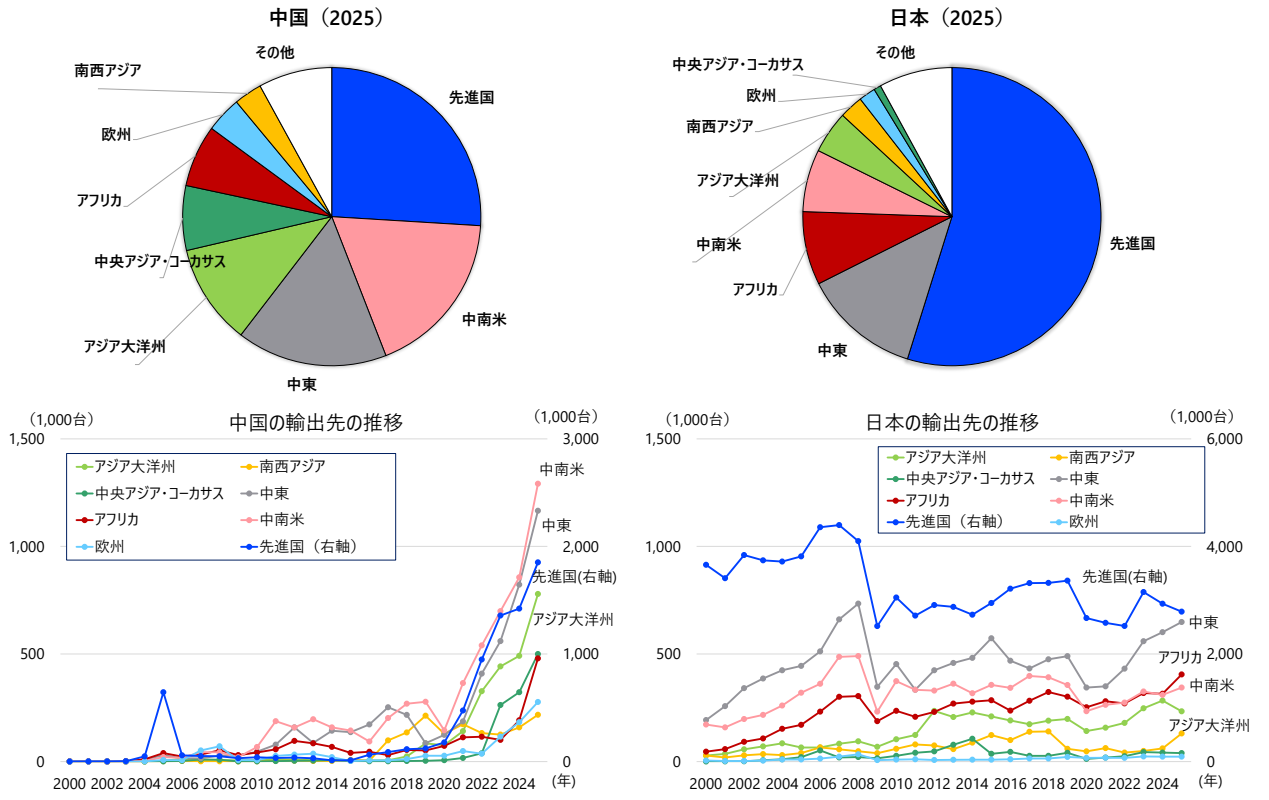

備考：アジア大洋州～欧州は、新興国を地域別に集計したもの。
資料：Global Trade Atlas から作成。

輸出先ごとに、購入に当たっての補助や充電設備の整備状況等から、輸出される原動機の種類にも相違が見られる。中国は先進国、アジア大洋州、南西アジア向けを中心に電気自動車の輸出割合が日本より高いが、アフリカ、中東向けは、内燃機関車が過半を占め、次にハイブリッド車のシェアが高いなど、地域によって特色がある（第 2-1-3-30 図）。

第 2-1-3-30 図 日中の輸出地域別の原動機構成

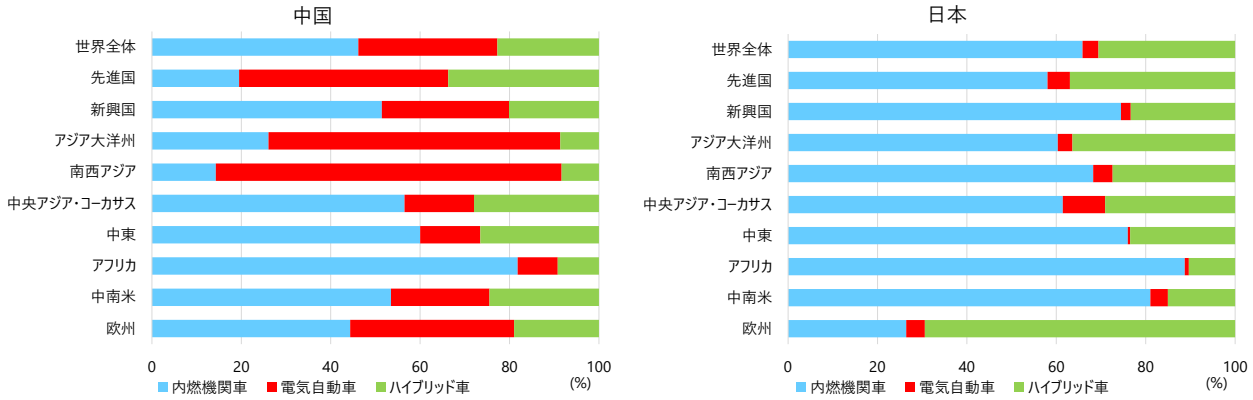

備考：アジア大洋州～欧州は、新興国を地域別に集計したもの。
資料：Global Trade Atlas から作成。

このように見てくると、原動機の種類や輸出先によって特色が見られ、単純に中国の輸出が増えているということにとどまらず、詳しい実情を見ていく必要がある。

11. 今後の見通しと中国政府の政策

今後の中国の経済成長の見通しと中国政府の目標や政策、特に今年の場合、第 15 次五か年計画の概要について見ていく。まず、主要な国際機関による中国の経済成長率見通しによれば、2026 年はおおむね 4.5%前後と、2025 年の実績 5.0%から減速すると見られている（第 2-1-3-31 表）。2027 年は小幅ながら更に減速し 4%台前半の成長が予測されている。

第 2-1-3-31 表 国際機関による中国の実質 GDP 成長率の見通し

	2026年	2027年	備考
IMF	4.4%	4.0%	2026年4月「World Economic Outlook」
OECD	4.4%	4.3%	2026年3月「OECD Economic Outlook, Interim Report」
世界銀行	4.4%	4.2%	2026年1月「Global Economic Prospects」
アジア開発銀行	4.6%	4.5%	2026年4月「Asian Development Outlook」

資料：国際機関公表資料から作成。

次に中国政府の経済運営方針を 2026 年 3 月に開催された全国人民代表大会（全人代、我が国の国会に相当）における「政府活動報告」や「第 15 次五か年計画」の概要から見ていく。2026 年の基本方針として「安定を保ちつつ前進を求める」姿勢の堅持が表明され、数値目標としては、成長率目標が「4.5%～5%前後」に引き下げられた（第 2-1-3-32 表）。既に見た主要な国際機関の見通しは、この目標範囲の下限に近い成長率に落ち着くと見ていることになる。その他の指標については、都市部新規就業者数が「1,200 万人以上」、調査失業率が「5.5%前後」、消費者物価が「2%前後」と、昨年と同じ目標値が設定された。

第 2-1-3-32 表 中国の 2026 年の主要数値目標

	2026年	2025年	
	目標	目標	実績
GDP成長率	4.5～5%前後	5%前後	5.0%
都市部新規就業者数	1,200万人以上	1,200万人以上	1,267万人
都市部調査失業率	5.5%前後	5.5%前後	5.2%
消費者物価上昇率	2%前後	2%前後	0.0%

備考：2025 年の失業率実績は各月平均。
資料：中国全国人民代表大会「政府活動報告」、中国国家統計局から作成。

財政政策については、引き続き「より積極的な財政政策」を実施することとし、財政赤字の対 GDP 比も前年同様「4%前後」とされた。財政赤字と見なされない超長期特別国債は昨年と同額の 1 兆 3,000 億元発行され、そのうち、2,500 億元が消費財買い替え政策（昨年の 3,000 億元より縮小）、2,000 億元が大規模設備更新支援、8,000 億元が国家の重要戦略実施及び重点分野における安全保障能力構築に充当される[106]。また、特別国債 3,000 億元が発行され、国有大型商業銀行へ資本注入される。さらに、地方債については、地方専項債が昨年と同じ 4 兆 4,000 億元予定されている。

金融政策については「適度な金融緩和政策」が踏襲された。経済の安定成長と物価の適切な向上のため、預金準備率と政策金利の引下げなど、様々な政策ツールを活用する。

2026 年の政府の任務として、「強大な国内市場の整備」、「新たな原動力の育成・強化」、「ハイレベルの科学技術の自立自強」など 10 項目の重要政策も提示された（第 2-1-3-33 表）。国内市場の整備では、内需主導の下、消費と投資の促進を掲げ、新たな原動力については、従来型産業の最適化・高度化を図るとともに、新興産業・未来産業の育成を進めることを目指している。それを支える科学技術の研究開発の強化等もうたっている。

第 2-1-3-33 表 中国の 2026 年の政府活動の任務

1. 強大な国内市場の整備
2. 新たな原動力の育成･強化
3. ハイレベルの科学技術の自立自強
4. 重点分野の改革の持続的深化
5. ハイレベルな対外開放
6. 農村の全面的振興
7. 新型都市化と地域間の調和発展
8. 民政の保障･改善
9. 全面的グリーン化の推進
10. 重点分野のリスク防止･解消と安全保障能力の整備強化

資料：中国全国人民代表大会「政府活動報告」から作成。

今年は「第 15 次五か年計画」（2026～2030 年）の綱要が審議、採択された。その中で、①経済発展、②イノベーション駆動、③民生福祉、④グリーン化・低炭素化、⑤安全保障の 5 分野にわたって 20 の目標が設定された（第 2-1-3-34 表）。特に GDP 成長率については、「合理的区間に保ち、年ごとに実際状況に応じて設定」としながらも「2035 年までに一人当たり GDP を 2020 年比で 2 倍とする」との目標が掲げられた。

106 消費財買い替え支援及び大規模設備更新支援は「両新」、国家の重要戦略実施及び重点分野における安全保障能力構築は「両重」と呼ばれている。

この目標達成のため、4 方面の重要な戦略的任務が説明された（第 2-1-3-35 表）。また、具体的な分野としては、現代的産業体系の構築、科学技術自立自強の加速、「デジタル中国」建設推進、強大な国内市場建設などの重要政策が示され、さらに新質生産力発展に向けた先導、現代化インフラ体系の構築など 6 分野にわたり 109 件の重要プロジェクトが提示された。

第 2-1-3-34 表 第 15 次五か年計画における主要指標

分野	主要な指標
経済発展	GDP成長率（合理的範囲を保つ）、労働生産性（経済成長率を上回る）等
イノベーション駆動	研究開発費増加率（年平均7.0%以上）等
民生福祉	都市部調査失業率（5.5%以下）、一人当たり可処分所得増加率（経済成長率と同等）等
グリーン化・低炭素化	GDP当たり二酸化炭素排出量（5年間で累計17.0%削減）
安全保障	食料生産能力、エネルギー生産能力

資料：「第 15 次五か年計画綱要」から作成。

第 2-1-3-35 表 第 15 次五か年計画における重要な戦略的任務（四つの方面）

項目	主要な内容
質の高い発展の推進	科学技術イノベーションの役割の強調。ハイレベルな科学技術の自立自強。「美しい中国」の建設。
国内大循環の強化	内需拡大の堅持。全国統一大市場建設。経営主体の活力の導出。
全人民の共同富裕の推進	「健康中国」の建設。養老施設の介護用ベッドの整備。質の高い完全雇用の促進、所得分配の改善、社会保障の整備。
発展と安全の統一	食料やエネルギー・資源の安定供給の強化。不動産、地方政府債務、地方中小金融機関などのリスクの解消。

資料：中国全国人民代表大会「政府活動報告」から作成。

第4節 ASEAN 経済

2025 年の ASEAN 主要 6 か国の経済は、世界経済の不確実性が高まる中でも世界的な電子機器の需要拡大等を受け、輸出が堅調に推移したことが各国経済を下支えした。一方で、米国の金利高を背景とした通貨安圧力は依然として残り、各国は金融政策の調整を通じて経済のバランスを保っている。また、中東地域の緊張の高まりに伴う原油価格の変動がエネルギーコストを通じて域内経済に影響を与えることが懸念され、先行きには不確実性も残る。

1. GDP

2025 年の ASEAN 主要 6 か国の成長は、各国で異なる様相を呈した。ベトナムは、半導体を始めとする電子機器やコンピュータ関連の輸出が増加し成長を押し上げた結果、ASEAN 主要 6 か国の中で最も高い成長率を記録した。マレーシアとインドネシアは、成長率は前年並みながらも内需が底堅く推移し成長を支えた。シンガポールは内需に弱さが見られ前年から減速したものの、引き続き 5%台の高い成長率を維持した。タイでは財輸出は好調であった一方、個人消費の伸び悩みやインバウンド観光の落ち込みによりサービス輸出がマイナスに転じたことが成長の下押し要因となった。フィリピンでは外需が好調だったものの、投資の鈍化により成長が減速した（第 2-1-4-1 図、第 2-1-4-2 表）。以降、各国の GDP 成長率について個別に確認していく。

第 2-1-4-1 図 ASEAN 各国の実質 GDP 成長率推移

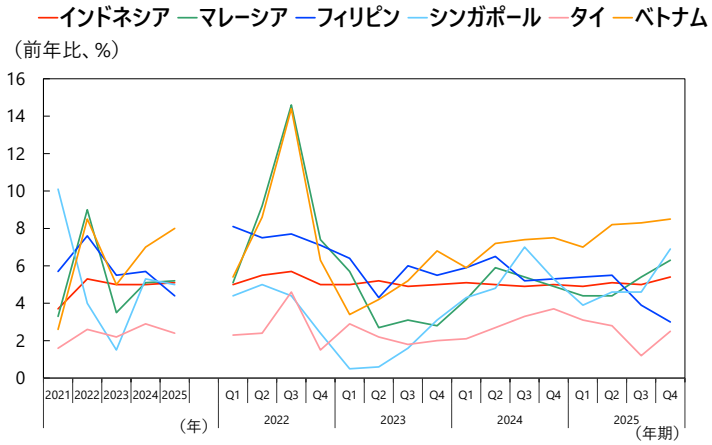

備考：各年度の Q1 は 1 月～3 月、Q2 は 4 月～6 月、Q3 は 7 月～9 月、Q4 は 10 月～12 月。以下本節において同じ。
資料：各国統計、CEIC database から作成。

第 2-1-4-2 表 ASEAN 各国の実質 GDP 成長率

(%)

	2024年	2025年	2025年			
			Q1	Q2	Q3	Q4
インドネシア	5.0	5.1	4.9	5.1	5.0	5.4
マレーシア	5.1	5.2	4.4	4.4	5.4	6.3
フィリピン	5.7	4.4	5.4	5.5	3.9	3.0
シンガポール	5.3	5.0	3.9	4.6	4.6	6.9
タイ	2.9	2.4	3.1	2.8	1.2	2.5
ベトナム	7.0	8.0	7.0	8.2	8.3	8.5

資料：各国統計、CEIC database から作成。

(1) インドネシア

インドネシアの 2025 年の実質 GDP 成長率は前年比+5.1%となり、前年（同+5.0%）からわずかに加速した（第 2-1-4-3 図）。他方、2025 年第 4 四半期の実質 GDP 成長率は、民間消費と総固定資本形成の伸びを背景に前年同期比+5.4%と 13 四半期ぶりの高成長となった。

2025 年の成長は、民間消費が堅調に推移したほか、総固定資本形成が 2018 年以来の高い伸びとなったことが寄与した。民間消費については、インドネシア政府が国民の購買力や生活水準維持を目的として行った電力料金割引等の経済刺激策が家計を下支えしたと見られる[107]。投資については、インドネシア投資・下流化省のデータによれば、鉱物や基礎金属・金属製品の製造といった鉱物分野への外国直接投資が近年拡大を続けており、2025 年 1-9 月においても前年同期比で加速している[108]。

産業別では、ベース効果と良好な気象条件を背景に農林水産業が加速したほか、国内外の需要増に支えられ製造業も加速した。サービスも好調で 4 年連続で 6%を超える成長率を記録した。

[107] インドネシア経済調整省, *Kupas 15 Stimulus Kebijakan di Bidang Ekonomi Untuk Kesejahteraan Masyarakat di Tahun 2025*, https://www.ekon.go.id/publikasi/detail/6107/kupas-15-stimulus-kebijakan-di-bidang-ekonomi-untuk-kesejahteraan-masyarakat-di-tahun-2025 (Accessed 13 May 2026).

[108] インドネシア投資・下流化省, *Investment Realization Data for the Third Quarter of 2025*, https://www.bkpm.go.id/en/info/investment-realization (Accessed 13 May 2026).

第 2-1-4-3 図 インドネシアの実質 GDP 成長率（需要項目別及び産業別寄与度）

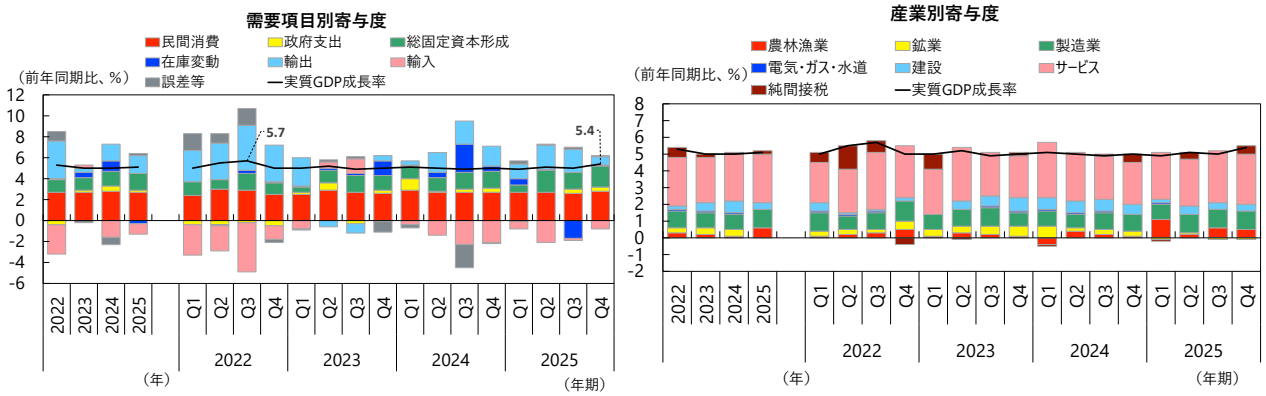

資料：インドネシア中央統計局、CEIC database から作成。

(2) マレーシア

マレーシアの 2025 年の実質 GDP 成長率は前年比+5.2%となり、前年（同+5.1%）からわずかに加速した（第 2-1-4-4 図）。他方、インドネシアと同様に、マレーシアの 2025 年第 4 四半期の実質 GDP は、民間消費や政府支出、総固定資本形成といった内需の拡大により前年同期比+6.3%と 12 四半期ぶりの高成長となった。

2025 年の成長について、民間消費は、最低賃金引上げや現金給付などの所得支援策により下支えされた。政府支出は、公務員給与の引上げなどにより大きく伸びた。総固定資本形成は機械設備投資や、民間及び公共部門による建設投資が好調で高い成長率となったものの、前年からは減速した。輸出は財・サービスともに前年に引き続き好調に推移した。マレーシア中央銀行は 2025 年のアニュアルレポートにおいて、サービス輸出好調の理由をインバウンド観光の回復や、データセンター稼働に伴う ICT 関連サービス輸出の増加と説明している[109]。

産業別では、サービスと製造業の成長が全体を押し上げた。サービスは、宿泊業や情報・通信業が好調に推移した。

第 2-1-4-4 図 マレーシアの実質 GDP 成長率（需要項目別及び産業別寄与度）

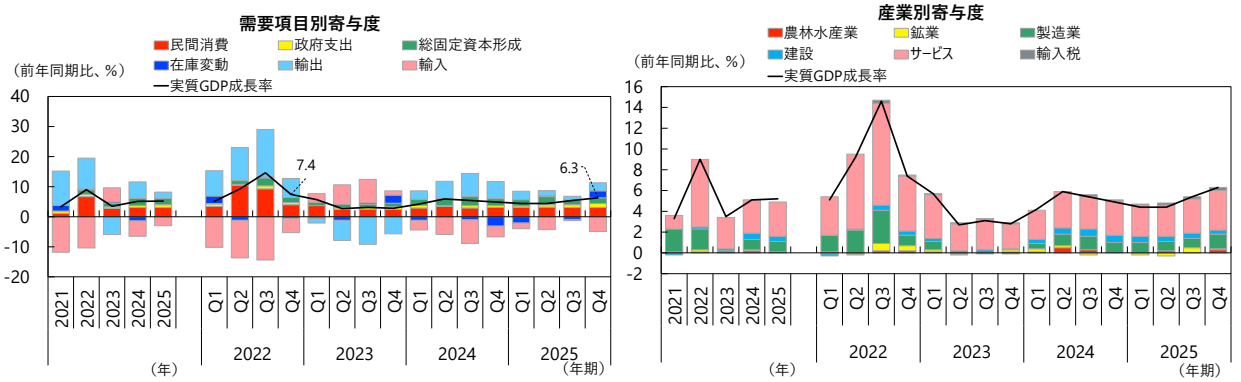

資料：マレーシア統計局、CEIC database から作成。

[109] マレーシア中央銀行, *Economic & Monetary Review 2025*, https://www.bnm.gov.my/publications/emr2025 (Accessed 13 May 2026).

(3) フィリピン

フィリピンの 2025 年の実質 GDP 成長率は前年比+4.4%となり、前年（同+5.7%）から減速した（第 2-1-4-5 図）。コロナ禍であった 2020 年を除けば 2011 年以来の低成長となった。2025 年前半は好調な民間消費に支えられ前年同期比+5.4%の成長率を維持したが、年後半は主に政府による建設投資の減速に伴う総固定資本形成の減速を背景に成長率が同+3%台まで減速した。外需は好調であり、2025 年の財輸出は 2021 年以来の高い伸びを記録した。産業別では、サービスが 3 年連続で減速したものの、引き続き+5%台の高い伸びを維持した。

第 2-1-4-5 図 フィリピンの実質 GDP 成長率（需要項目別及び産業別寄与度）

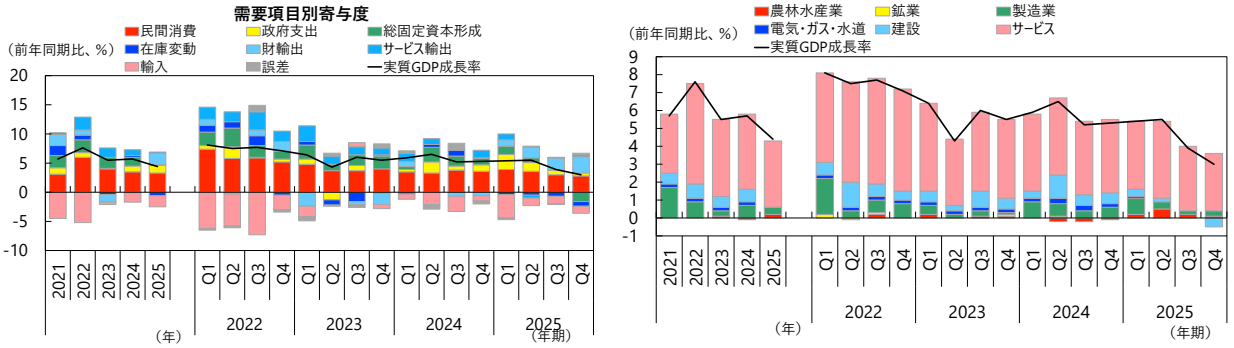

資料：フィリピン統計庁、CEIC database から作成。

(4) シンガポール

シンガポールの 2025 年の実質 GDP 成長率は前年比+5.0%となり、前年（同+5.3%）から減速したものの、引き続き高い成長を維持した（第 2-1-4-6 図）。

民間消費や政府支出は前年から減速したが、輸出は 2025 年第 1 四半期以降年間を通して 2 桁台となる高い伸びを記録した。主に集積回路やコンピュータの輸出が好調に推移し、輸出全体の伸びを牽引した[110]。

産業別では、製造業が力強い成長を記録した。

第 2-1-4-6 図 シンガポールの実質 GDP 成長率（需要項目別及び産業別寄与度）

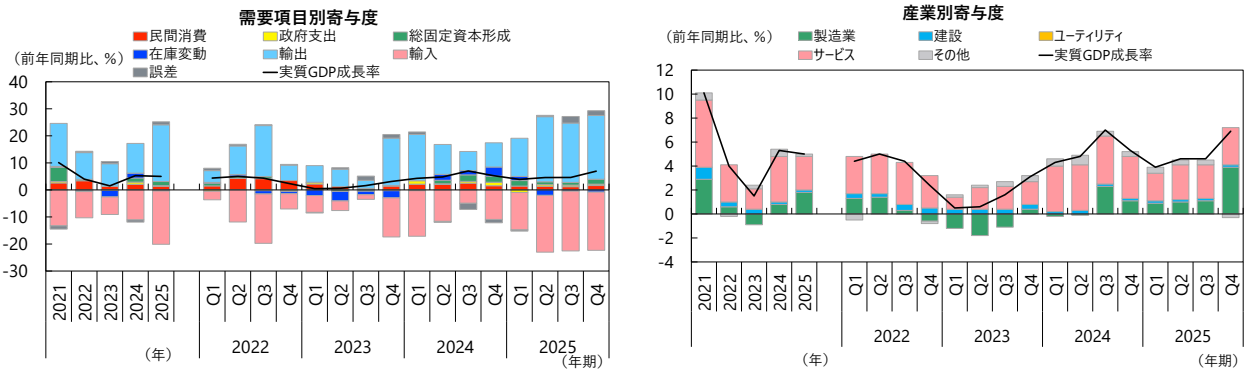

資料：シンガポール統計局、CEIC database から作成。

110 シンガポール通商産業省, *An Analysis of Singapore's Nominal Non-Oil Domestic Exports Growth in 2025*, https://www.mti.gov.sg/resources/economic-survey-of-singapore/economic-survey-of-singapore-and-feature-articles/an-analysis-of-singapore-s-nominal-non-oil-domestic-exports-growth-in-2025/ (Accessed 13 May 2026).

(5) タイ

タイの 2025 年の実質 GDP 成長率は前年比+2.4%となり、前年（同+2.9%）から減速した（第 2-1-4-7 図）。個人消費が伸び悩み、民間消費は 2 年連続で減速した。投資は堅調で、公共建設投資が大きく伸びたほか、民間設備投資もプラスに転じたことで、総固定資本形成はプラスに転じている。また、世界的な需要拡大を背景に、電気機器や一般機械の輸出が拡大したことで輸出は加速した。タイ商務省が発表した 2025 年の総輸出額は、過去最高を記録している[111]。

産業別では、好調な輸出を追い風に製造業が 3 年ぶりにプラスに転じた。サービスは、建設業や卸売・小売業が加速したが、主力の観光業が落ち込んだ影響により減速した。

第 2-1-4-7 図 タイの実質 GDP 成長率（需要項目別及び産業別寄与度）

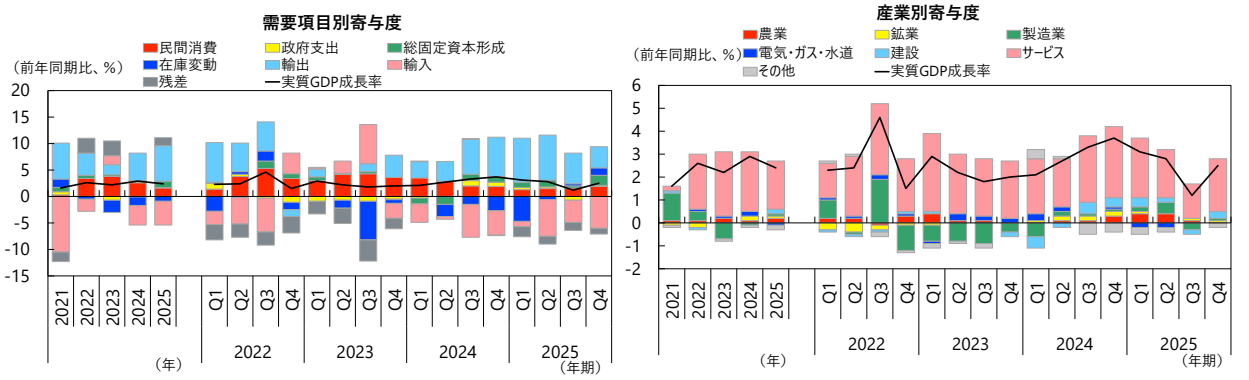

資料：タイ国家経済社会開発委員会、CEIC database から作成。

(6) ベトナム

ベトナムの 2025 年の実質 GDP 成長率は、前年比+8.0%となり、前年（同+7.0%）から加速した（第 2-1-4-8 図）。2022 年以来の高成長となった。米国の関税政策により世界経済の不確実性が増す中でありながらも、2025 年の輸出は高い伸びを見せた。ベトナム国家統計局のデータによれば、米国向けの電気機器や一般機械の輸出が拡大している[112]。

産業別では、好調な外需に支えられ製造業は高成長を記録した。また、過去最高の外国人訪問客数を記録するなど観光業も好調であり、サービスも 2022 年以来の高成長を記録した[113]。

111 タイ商務省貿易政策戦略局, *Thailand International Trade on December 2025*, https://www.tpso.go.th/document/2601-0000000010 (Accessed 13 May 2026).
112 ベトナム国家統計局, *Exports and imports value by months of 2025*, https://www.nso.gov.vn/en/data-and-statistics/2025/03/exports-and-imports-value-by-months-of-2025/ (Accessed 13 May 2026).
113 ベトナム国家統計局, *Press release social-economic situation in the fourth quarter and 2025*, https://www.nso.gov.vn/en/data-and-statistics/2026/01/press-release-social-economic-situation-in-the-fourth-quarter-and-2025/ (Accessed 13 May 2026).

第 2-1-4-8 図 ベトナムの実質 GDP 成長率（需要項目別伸び率及び産業別寄与度）

(前年同期比、%)

	2024年				2025年			
	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4
実質GDP成長率	5.9	7.2	7.4	7.5	7.0	8.2	8.3	8.5
最終消費	4.9	5.8	6.2	6.6	7.5	8.0	8.1	8.0
総資本形成	4.7	6.7	6.9	7.2	7.2	8.0	8.5	8.7
輸出	18.0	16.9	16.9	15.5	9.7	14.2	15.5	16.3
輸入	17.1	17.0	17.1	16.1	12.5	16.0	16.8	17.1

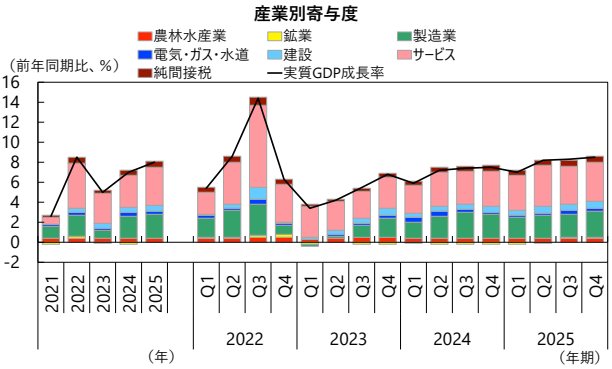

備考：ベトナムは需要項目の四半期データを前年比伸び率のみ公表しているため、寄与度は産業別のみ。
資料：ベトナム国家統計局、CEIC database から作成。

2. 経常収支

ASEAN 各国の 2025 年の経常収支は、好調な財輸出を背景に多くの国で黒字基調が維持されたものの、その動向は国ごとに差が見られた（第 2-1-4-9 図）。インドネシアは、非石油・ガスの財貿易黒字の拡大を受けて経常収支の赤字幅が減少した[114]。マレーシアは、財収支の黒字拡大に加え、サービス輸出の拡大によりサービス収支が黒字に転換し、経常黒字拡大に寄与した。フィリピンは、堅調な輸出を背景に財収支の赤字幅が減少したほか、海外労働者からの送金等により第二次所得収支の黒字幅が拡大したことで、経常収支の赤字幅減少につながった。シンガポールは、財収支の黒字拡大に加え金融サービスを中心としたサービス輸出の拡大により経常黒字が押し上げられた。

一方、タイでは、年初における財・サービス収支の好調を背景に通年では黒字幅が拡大したものの、年後半にかけては、観光収入の伸び悩みや金等の輸入増加を背景に黒字幅の縮小傾向が見られた。ベトナムは、財輸出の拡大に加え、海外送金の増加により第二次所得収支の黒字が拡大したことで経常黒字が拡大した。

第 2-1-4-9 図 ASEAN 各国の経常収支の推移

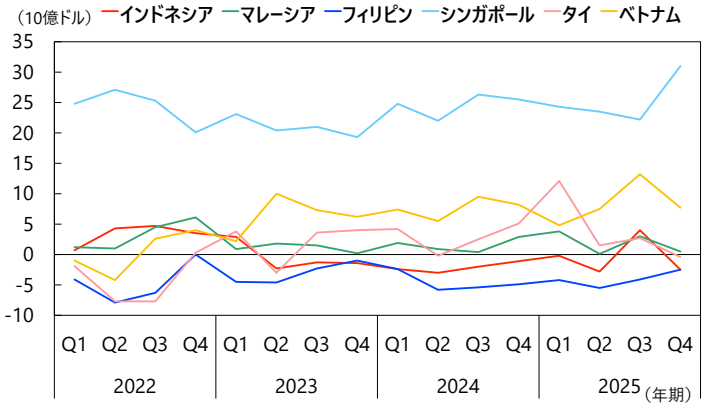

備考：四半期データ。
資料：CEIC database から作成。

114 インドネシア中央統計局, *Exports and Imports of Indonesia in December 2025 reached USD26.35 billion and USD23.83 billion, respectively*, https://www.bps.go.id/en/pressrelease/2026/02/02/2537/exports-and-imports-of-indonesia-in-december-2025-reached-usd26-35-billion-and-usd23-83-billion--respectively.html (Accessed 13 May 2026).

3. 貿易

(1) 輸出

2025 年の ASEAN 各国の財輸出は、前年比で全ての国が加速した（第 2-1-4-10 図）。インドネシアを除く 5 か国では 2 桁台の高い伸びとなった。インドネシアは主要輸出品目である鉱物性燃料が前年比で大きく減少したが、油脂（パーム油等）や電気機器の輸出が増加したことで年間の輸出は前年から増加した[114]。前年比で最も高い伸びを記録したベトナムは、主に米国向けの電気機器等の輸出増加が全体を押し上げた[112]。

(2) 輸入

2025 年の ASEAN 各国の財輸入額は、インドネシアを除く全ての国で前年から加速した。インドネシアは鈍化したものの増勢は維持した（第 2-1-4-10 図）。前年比で最も高い伸びを記録したベトナムは、主に中国からの電気機器や一般機械の輸入増加が全体を牽引した[112]。マレーシアは、電気・電子製品の輸入が加速した[115]。

第 2-1-4-10 図 ASEAN 各国の財の輸出入

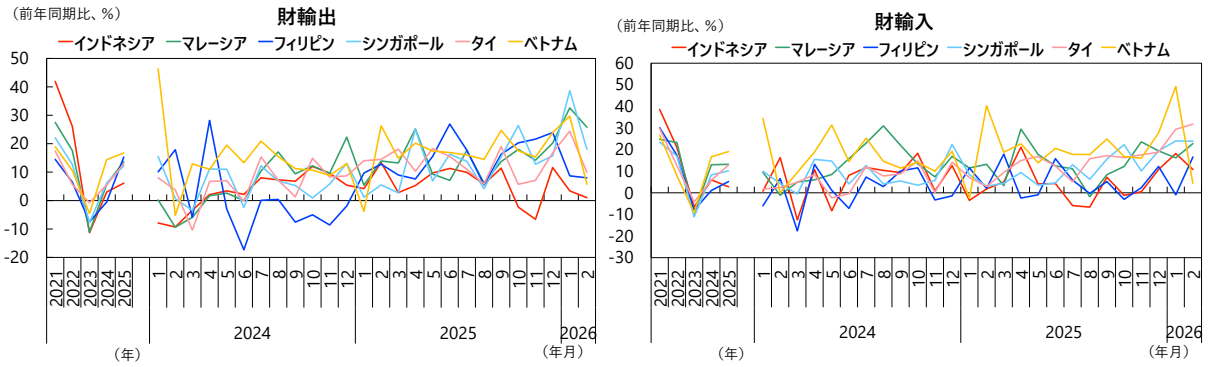

資料：CEIC database から作成。

4. 生産活動

ASEAN 各国の鉱工業生産は、国別・産業別でばらつきが見られた（第 2-1-4-11 図）。シンガポールは、半導体の生産が大きく伸びたほか、航空宇宙（整備・修理等含む）の生産も拡大した（第 2-1-4-12 図）。タイでは、2025 年前半は自動車やコンピュータ・電子機器等が、同年後半は石炭・石油製品や機械・部品が弱含んだことで、2025 年の鉱工業生産指数は、プラス成長とマイナス成長が混在する不安定な動きとなった。ベトナムでは、自動車・トレーラーや基本金属の生産が好調だった。

115 マレーシア統計局, *Malaysia External Trade Statistics*, https://www.dosm.gov.my/portal-main/release-content/monthly-external-trade-statistics-december-2025 (Accessed 13 May 2026).

第 2-1-4-11 図 ASEAN 各国の鉱工業生産指数

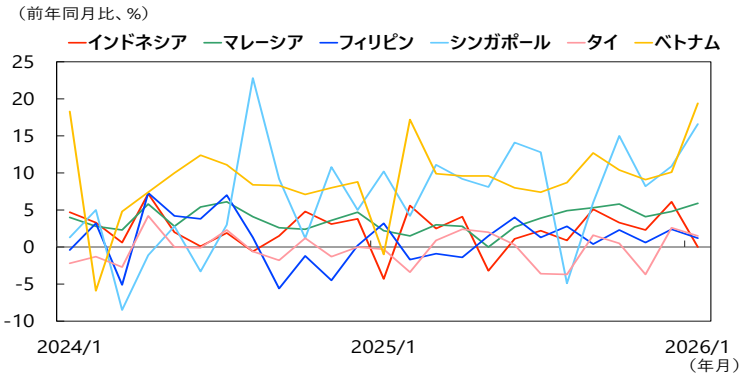

資料：CEIC database から作成。

第 2-1-4-12 図 シンガポール、タイ、ベトナムの産業別鉱工業生産指数

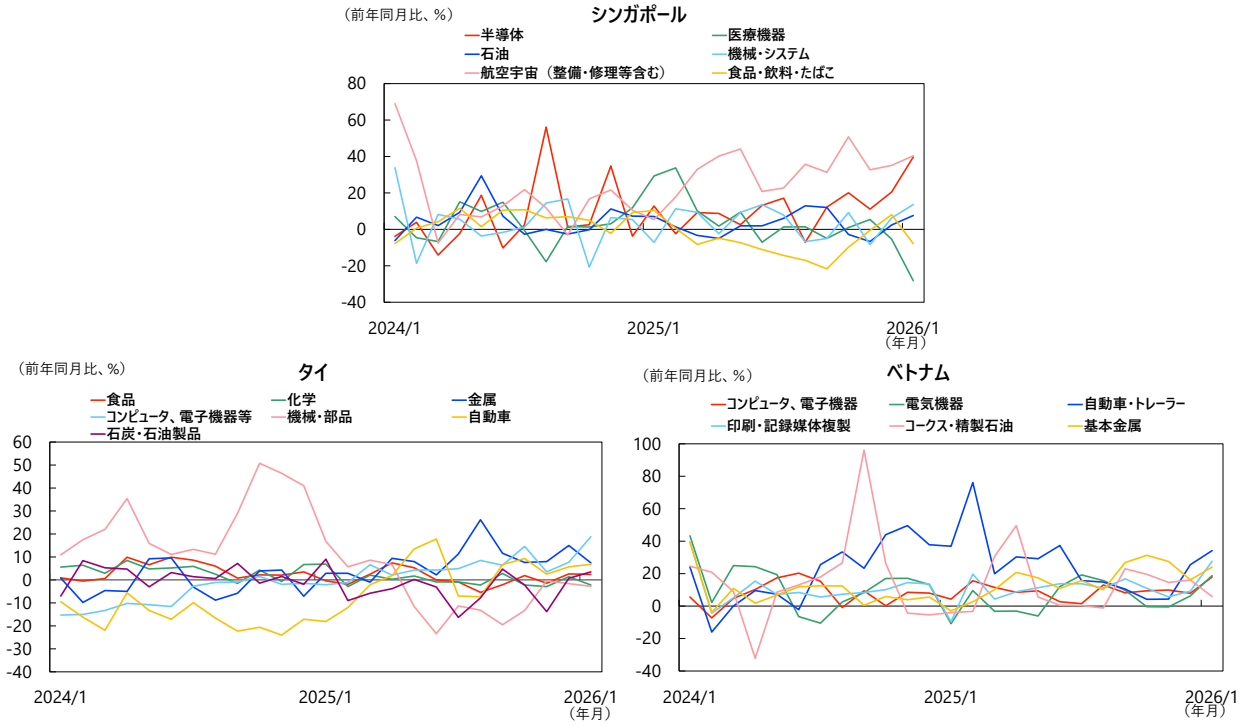

資料：CEIC database から作成。

5. 通貨

2025 年の ASEAN 各国の対米ドル為替動向は、高水準の米国長期金利によるドル高圧力を受ける中、通貨ごとに異なる動きを見せた（第 2-1-4-13 図）。マレーシア・リンギットは経常収支黒字の維持や好調な資本流入を背景に年間を通じて増価基調で推移した。タイ・バーツは一時的に減価する局面が見られたが、その後は増価に転じた。シンガポール・ドルは好調な外需を背景に対米ドルでは相対的に強含んだ。フィリピン・ペソは年初から前半にかけては底堅く推移したものの、その後は経常収支赤字などを背景に減価圧力が強まった。インドネシア・ルピアやベトナム・ドンは対米ドルでは減価圧力が見られ、ドンは管理フロート制[116]のもと緩やかな減価基調で推移した。ルピアの減価圧力に対しては、イ

[116] 自国通貨の変動幅を固定し、その幅の範囲内で各国通貨が取引される制度のこと。通貨の変動幅は、ベトナム中央銀行によって管理されるため、急速な為替変動を避けることができる。

ンドネシア中央銀行は為替介入により通貨安定化措置を実施し、為替レートの安定化維持に注力している[117]。

第 2-1-4-13 図 ASEAN 各国の対米ドル為替レートと米国の長期金利

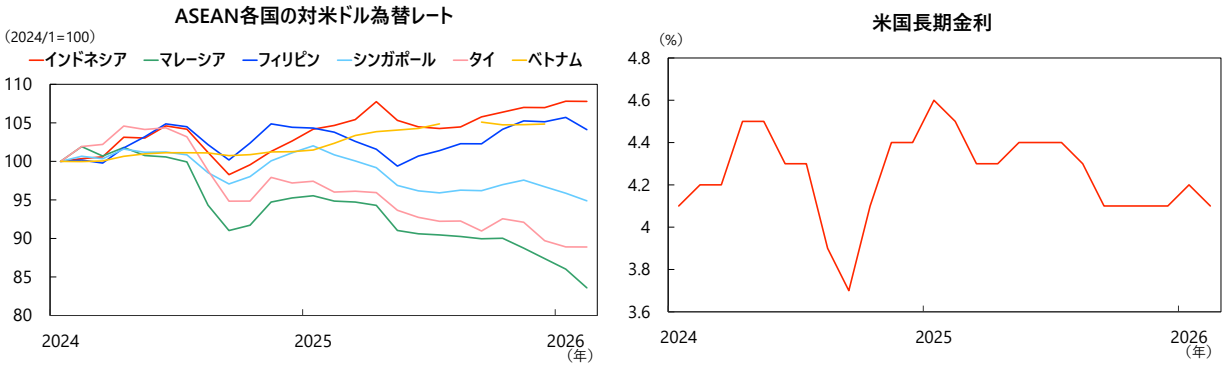

備考：各国通貨は数値の上昇が対ドルでの下落を示す。米国長期金利は、10 年国債利回りを参照。
資料：CEIC database から作成。

6. 物価・金融政策動向

2025 年の ASEAN 各国における消費者物価は、インフレ高進が一巡し、前半にかけては落ち着いた動きとなった（第 2-1-4-14 図）。多くの国でインフレ率は低下し、中央銀行の目標レンジ内で推移したが、2025 年後半から 2026 年前半にかけては通貨安やエネルギー価格の動向を背景に一部の国では上昇する動きも見られた。なお、インドネシアにおける 2026 年 2 月の物価上昇は、2025 年 2 月に実施された電気料金割引の終了に伴うベース効果によるものである[118]。

こうした物価動向を受け、金融政策は緩和方向へのシフトが見られたものの、米金利が高水準で推移する中で通貨安圧力も意識され、緩和のペースは慎重なものとなった。インドネシアやフィリピン、タイでは断続的に利下げが実施された一方、マレーシアやベトナムではおおむね据え置かれた。

117 インドネシア中央銀行, *BI-Rate Held at 4.75%: Maintaining Stability, Strengthening Economic Growth*, https://www.bi.go.id/en/publikasi/ruang-media/news-release/Pages/sp_2727425.aspx (Accessed 13 May 2026).

118 インドネシア中央統計局, *BPS: Electricity Tariff Normalization and Gold Price Inflation Main Drivers of February 2026 Inflation*, https://www.bps.go.id/en/news/2026/03/03/872/bps--electricity-tariff-normalization-and-gold-price-inflation-main-drivers-of-february-2026-inflation.html (Accessed 13 May 2026).

第 2-1-4-14 図 ASEAN 各国の消費者物価上昇率と政策金利の推移

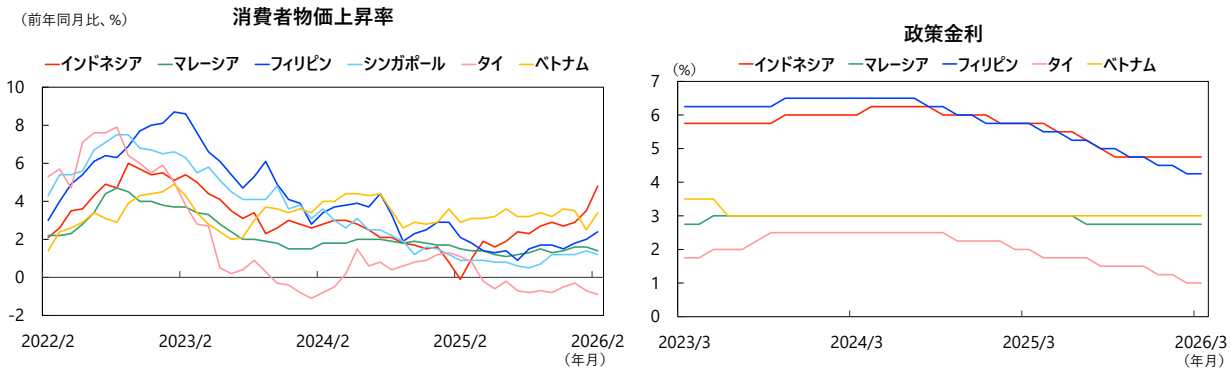

備考：各国の政策金利はそれぞれ次のとおり：インドネシア：BI7 日間リバースレポ金利、マレーシア：翌日物政策金利、フィリピン：翌日物リバースレポ金利、タイ：翌日物レポ金利、ベトナム：公定歩合。シンガポールは政策金利なし。
資料：各国中央銀行、CEIC database から作成。

7. 今後の見通しと政府の政策

2026 年 4 月に発表された IMF による経済見通しによれば、2026 年の ASEAN 各国の実質 GDP 成長率の見通しは、いずれの国も 2025 年から減速する見通しとなっている。2027 年にかけては、フィリピン及びタイで持ち直しが見込まれる一方、インドネシアはおおむね横ばい、マレーシア、シンガポール、ベトナムでは減速が続くと予測されている。

2026 年 1 月時点の見通しからの修正では特にフィリピンの下方修正が大きく、IMF はその理由について、中東地域の緊張の高まりが、2025 年のフィリピンにおける公共投資の減少等に伴うマイナス基調を更に悪化させると指摘している[119]（第 2-1-4-15 表）。

第 2-1-4-15 表 ASEAN 各国の実質 GDP 成長率の見通し

前年比（%）

	2025年(実績)	2026年	2027年
インドネシア	5.1	5.0	5.1
マレーシア	5.2	4.7	4.3
フィリピン	4.4	4.1	5.8
シンガポール	5.0	3.5	2.7
タイ	2.4	1.5	2.1
ベトナム	8.0	7.1	6.7

資料：IMF「WEO」（2026 年 4 月）から作成。

[119] IMF, *WORLD ECONOMIC OUTLOOK, April 2026*, https://www.imf.org/-/media/files/publications/weo/2026/april/english/text.pdf (Accessed 13 May 2026).

第5節 インド経済

2025-26 年度（以下本節において「2025 年度」と記載。）のインド経済は、世界経済の不確実性が高まる中にあっても、内需が成長を牽引し高い成長率を維持した。加えて、政府による物品・サービス税（GST）の合理化[120]に伴い、幅広い品目で税率が引き下げられたことが、さらに内需の拡大を後押しした。

1. GDP

インドの実質 GDP 成長率は、2025 年度第 2 四半期に前年同期比+8.4%となり、2026 年 2 月に公表された 2022-23 年基準の新たな GDP 系列において、2023 年以降で最も高い伸びを記録するとともに、第 3 四半期においても同+7.8%と高い成長を維持している。インド統計・計画実施省は 2025 年度の実質 GDP 成長率を同+7.6%と推計しており、前年度の同+7.1%から加速する見通しである（第 2-1-5-1 図）。

第 1-3 四半期の成長は、GDP の約 55%を占める民間消費の拡大が主に牽引した。良好な天候による農業生産の増加が農村部の消費を押し上げたほか、2025 年 9 月に実施された GST の合理化やインフレの低下により実質購買力が改善し、家計支出の拡大につながった。

産業別では、製造業が前年度から加速した。製造業は第 3 四半期において、前年同月比で 5 四半期連続となる 2 桁成長を記録している。GDP への寄与が大きいサービス業も、旅行・観光需要の拡大を受けて前年から加速した。

第 2-1-5-1 図 インドの実質 GDP 成長率（需要項目別及び産業別寄与度）

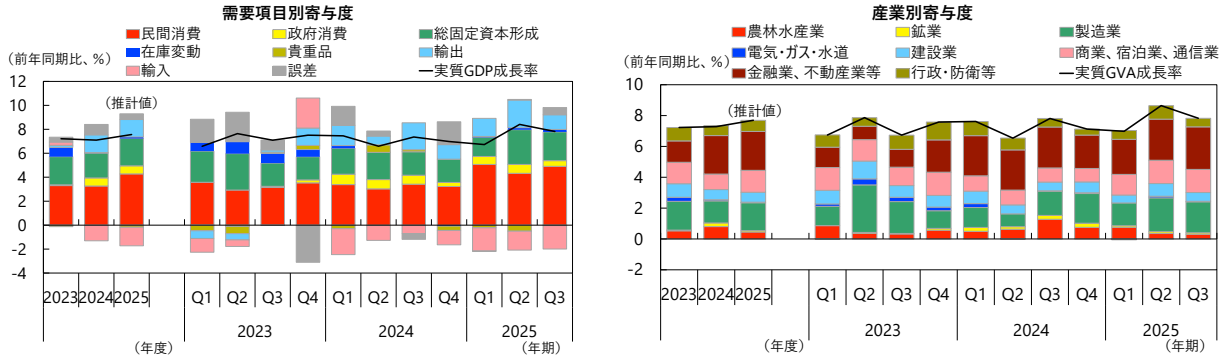

備考：2025 年度の数値はインド統計・計画実施省発表の推計値。各年度の Q1 は 4 月～6 月、Q2 は 7 月～9 月、Q3 は 10 月～12 月、Q4 は 1 月～3 月。
資料：インド統計・計画実施省、CEIC database から作成。

2. 国際収支

インドの経常収支は、サービス収支の黒字が拡大しているものの、大幅な財貿易収支の赤字により、赤字傾向が続いている（第 2-1-5-2 図）。2024 年第 4 四半期には、サービス収支の黒字拡大等により一時的に黒字化したものの、その後は財貿易収支の赤字拡大により再び赤字に転じている。

120 インド財務省, *Recommendations of the 56th Meeting of the GST Council held at New Delhi, today*, 2025/09/03, https://gstcouncil.gov.in/sites/default/files/2025-09/press_release_press_information_bureau.pdf (Accessed 13 May 2026).

第 2-1-5-2 図 インドの経常収支推移

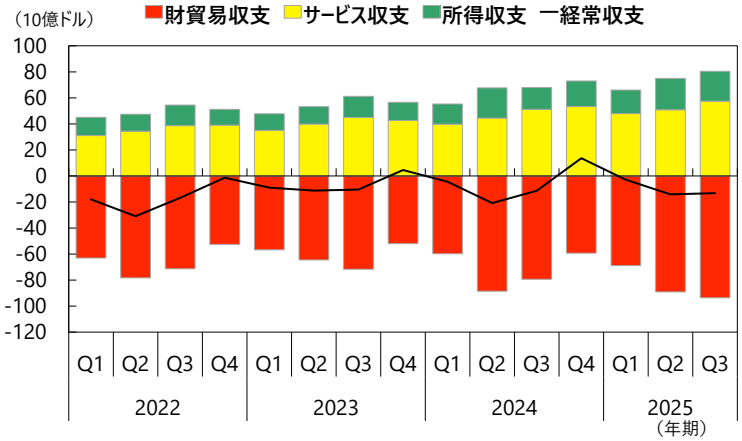

備考：各年度の Q1 は 4 月～6 月、Q2 は 7 月～9 月、Q3 は 10 月～12 月、Q4 は 1 月～3 月。所得収支は第一次及び第二次所得収支を足し合わせたもの。
資料：CEIC database から作成。

3. 貿易動向

インドの貿易収支は、内需拡大を背景に慢性的に赤字傾向にあるが、2025 年は輸出が横ばいで推移する一方、国際的な金価格の上昇等により輸入額が増加したことから、貿易収支の赤字幅は前年から拡大した（第 2-1-5-3 図）。10 月には単月で過去最大の貿易赤字を記録している。

(1) 輸入

輸入については、インド祝祭シーズンにあたる 10 月にかけて金の輸入額が大幅に増加したことが全体を押し上げた[121]（第 2-1-5-4 図）。また、最大の輸入品目である原油は、2022 年以降ロシアからの輸入シェアが拡大したが、2025 年末以降は低下傾向にある（第 2-1-5-5 図）。主要輸入相手国では中国が引き続き最大であり、インド商工省によれば、2025 年 4 月から 2026 年 1 月までの中国からの累計輸入額では、特に電子部品や通信機器が前年同期比で大きく加速している（第 2-1-5-6 図）[122]。

(2) 輸出

輸出については、通信機器、医薬品、電気機械及び設備が前年比で 2 桁台の成長を記録したが、主要輸出品目である石油製品が減速したことから全体としては横ばいで推移した（第 2-1-5-4 図）。主要輸出相手国では、一時最大で 50%の追加関税が課せられたにもかかわらず、米国が年間を通して最大の輸出国となった（第 2-1-5-6 図）。インド商工省によれば、2025 年 4 月から 2026 年 1 月までの米国への累計輸出額は、追加関税により米国向けの主要輸出品目であった宝飾品や水産物の輸出が減少する一方、通信機器や半導体等の輸出が伸びたことで、前年同期比で加速した[122]。

121 インドでは金は縁起物とされ、儀式や行事の際に装飾品として用いられている。
122 インド商工省, *System on Monthly Foreign Trade Statistics of India*, https://tradestat.commerce.gov.in/ftspcc/import_country_wise_all_commodities (Accessed 2 April 2026).

(3) サービス収支

インドのサービス収支は、ソフトウェア、ビジネスサービス又はグローバル・ケイパビリティ・センター（GCC）といった ICT 及び専門業務サービス輸出に支えられ、黒字が続いている（第 2-1-5-7 図、第 2-1-5-8 図）。2025 年第 1～3 四半期のサービス輸出は前年同期比で加速し、同期間のサービス収支黒字額も拡大している。

第 2-1-5-3 図 インドの貿易収支

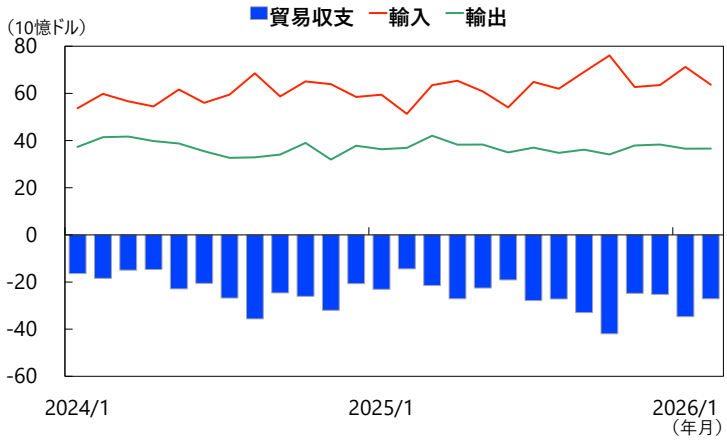

備考：数値は速報値。
資料：インド商工省、CEIC database から作成。

第 2-1-5-4 図 インドの主要品目別輸入額・輸出額推移

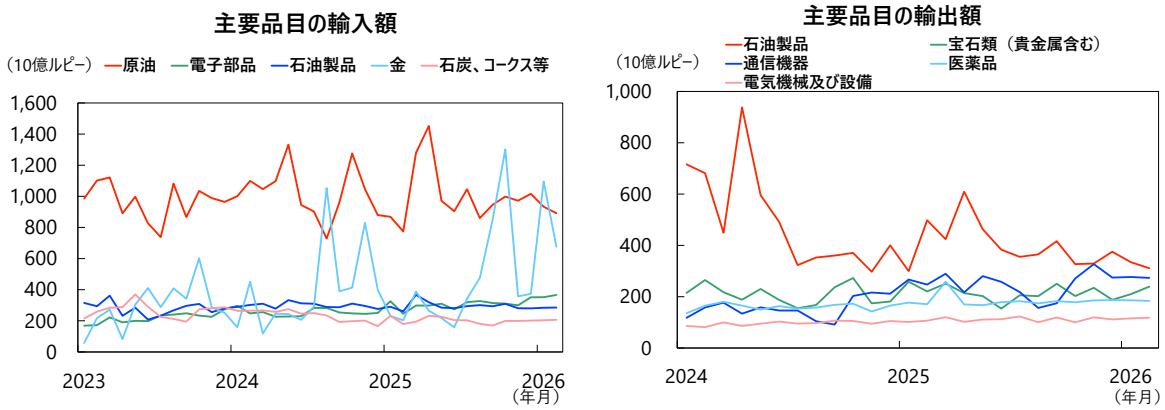

資料：インド商工省、CEIC database から作成。

第 2-1-5-5 図 インドの原油輸入に占める各国シェア推移

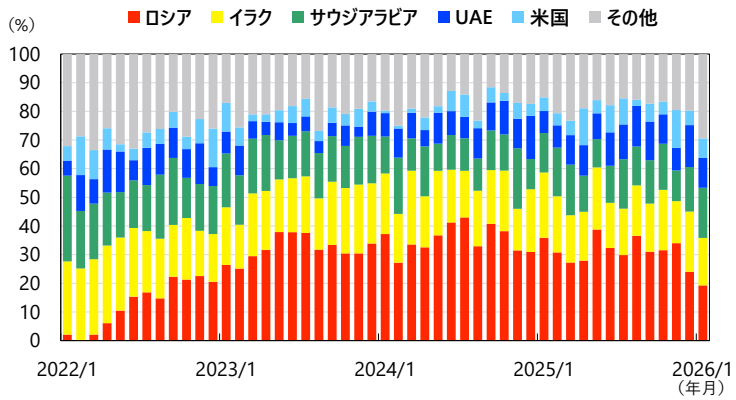

備考：HS コード 2709。米ドルの輸入額ベース。
資料：インド商工省から作成。

第 2-1-5-6 図 インドの主要相手国別の輸入額・輸出額

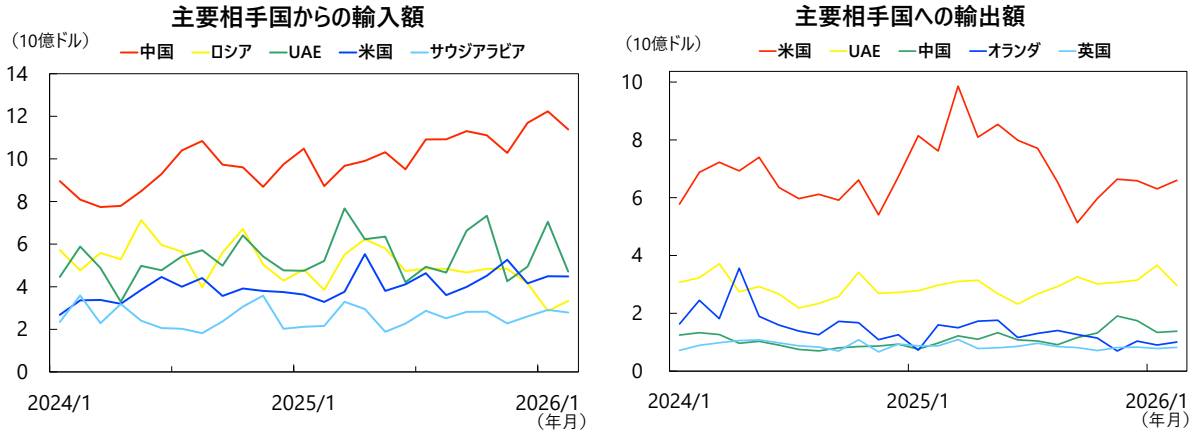

備考：2026 年 2 月時点での輸入額・輸出額別の金額上位 5 か国を表示。
資料：インド商工省、CEIC database から作成。

第 2-1-5-7 図 インドのサービス収支

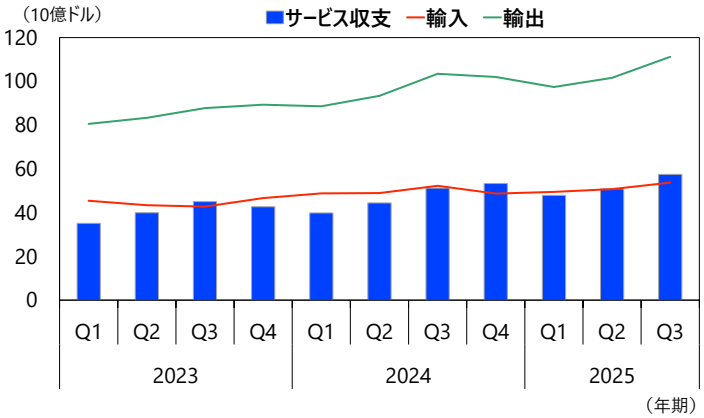

備考：国際収支ベース。各年度の Q1 は 4 月～6 月、Q2 は 7 月～9 月、Q3 は 10 月～12 月、Q4 は 1 月～3 月。
資料：インド準備銀行、CEIC database から作成。

第 2-1-5-8 図 インドのサービス輸出の項目別推移

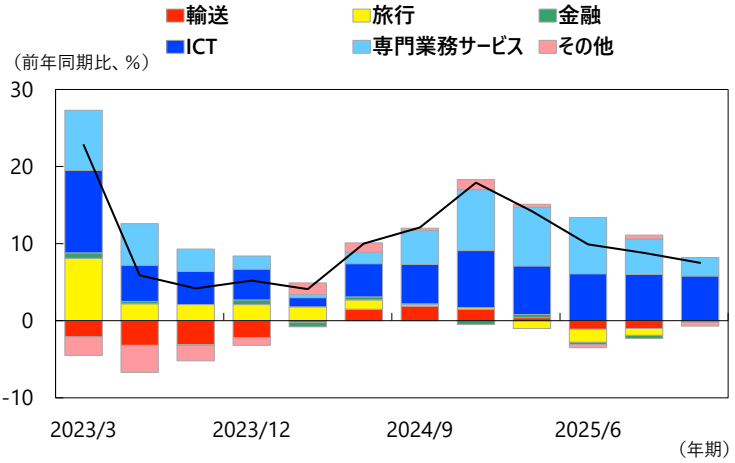

備考：データは四半期。本節では国際収支統計での「その他業務サービス」を「専門業務サービス」と呼称している。この中には、研究開発サービス、専門・経営コンサルティングサービス、技術・貿易関連・その他業務サービスが含まれる。
資料：CEIC database から作成。

4. 生産・消費動向

インドの 2025 年の鉱工業生産は、好調な内需やインフラ投資の拡大、製造業の着実な成長を背景に、年間を通じてプラス成長を維持した（第 2-1-5-9 図）。特に、11 月には祝祭シーズン後の在庫補充の影響によりおよそ 2 年ぶりとなる高い伸びを記録した[123]。製造業が成長の牽引役であり、業種別では自動車、電子機器、金属などが好調に推移した。

消費動向については、インドの消費動向を確認する上で代表的な指標である二輪車と乗用車の国内販売台数を見る（第 2-1-5-10 図）。二輪車、乗用車ともに、2025 年中頃までは成長率が一時的にマイナスとなるなど弱い動きが見られたものの、その後は GST 合理化による税率引下げなどを背景に、第 3 四半期（10-12 月）にはそれぞれ過去最高の販売台数を記録した。

第 2-1-5-9 図 インドの鉱工業生産指数

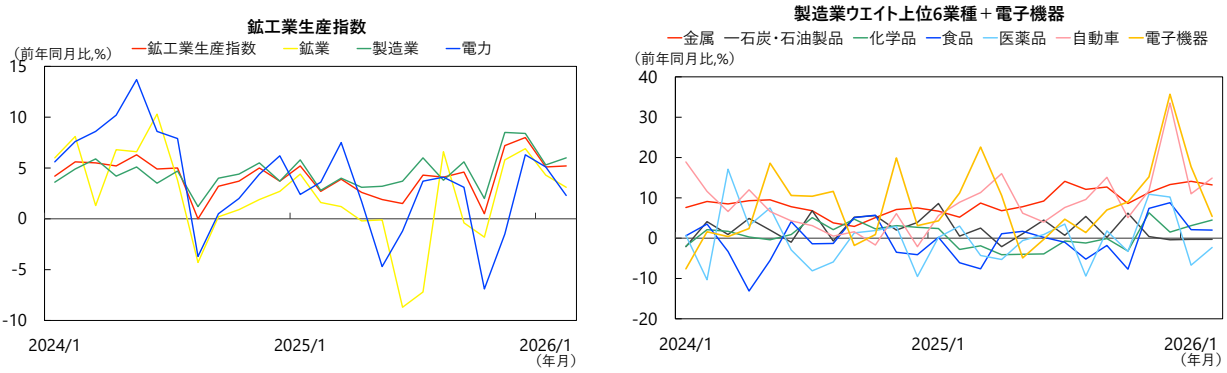

資料：CEIC database から作成。

123 2025 年は 10 月にインドの主要な祝祭であるディワリが実施されている。

第 2-1-5-10 図 インドの二輪と乗用車の国内販売台数

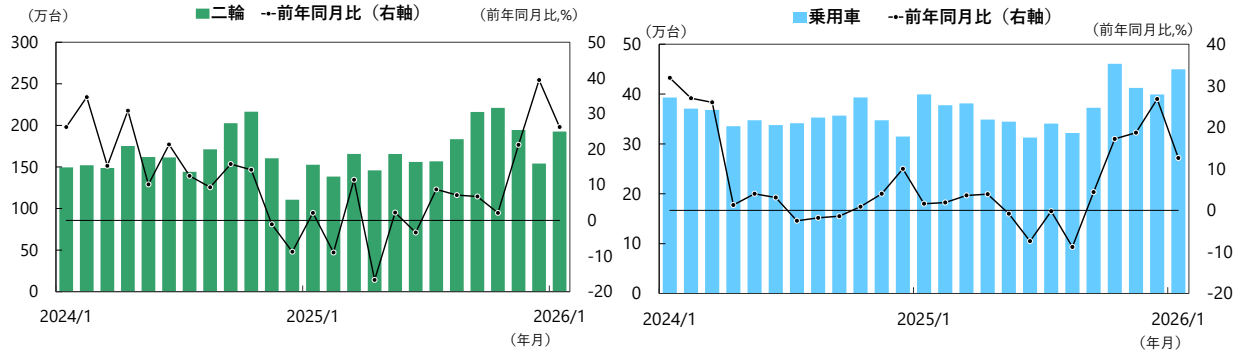

資料：インド自動車工業会（SIAM）、CEIC database から作成。

5. 雇用動向

インドの 2025 年の失業率は、主に農村部における雇用環境の改善を背景に全体としては改善した（第 2-1-5-11 図）。一方、都市部では若年層を中心とした雇用環境の厳しさが下押し要因となり、失業率は悪化傾向にある。若年層全体の失業率は農村部、都市部ともに悪化傾向にあり、2025 年 4 月から翌年 2 月にかけておよそ 1%上昇した。

労働参加率は、農村部の女性の労働参加拡大により全体として改善した。男性の労働参加率は都市部、農村部ともにおおむね横ばいで推移したが、女性の労働参加率は低い水準にとどまっている。

第 2-1-5-11 図 インドの失業率と労働参加率の推移

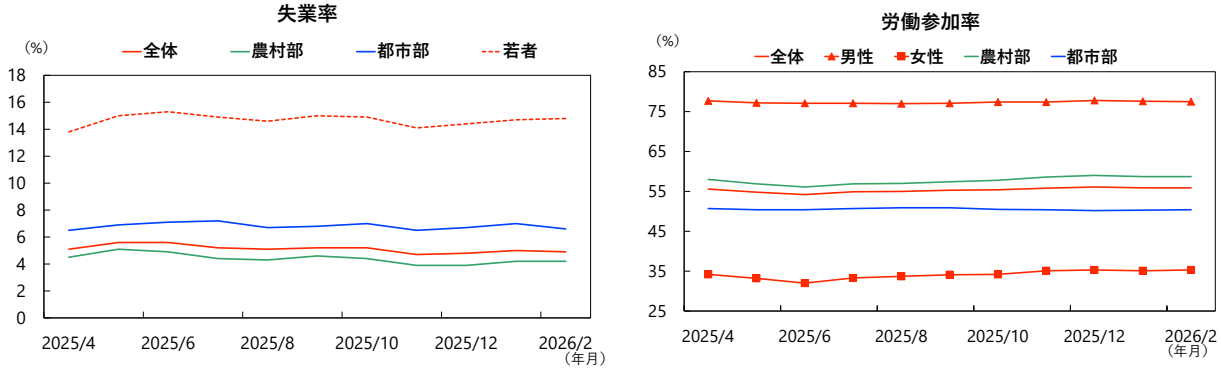

備考：それぞれ 15 歳以上の Current Weekly Status に基づくシェア。
資料：CEIC database から作成。

6. 物価・金融政策動向

消費者物価指数は、2025 年 10 月に算出開始以来最低の水準を記録した（第 2-1-5-12 図）。これは、農業生産の増加等により、野菜、穀物や香辛料などの食料価格が下落したことが主因となっている。加えて、9 月に実施された GST の合理化も一部品目の価格押し下げに寄与した。その後、2026 年 1 月には、世界経済の不確実性の高まりを背景に、金や銀の価格が上昇したことが押し上げ要因となり、総合指数は前年同月比+2.7%と上昇した。

金融政策については、インド準備銀行は景気下支えの観点から 2025 年 2 月におよそ 5 年ぶりとなる利下げを実施し、4 月、6 月にも段階的な利下げを実施した（第 2-1-5-13 図）。8 月及び 10 月の金融政策委員会（MPC）では、好調なマクロ経済状況から更なる金融緩和

に含みを持たせつつも、利下げ効果の浸透等を理由に金利を据え置いたが、12 月には追加利下げを実施した。2026 年 2 月に実施された MPC においては、国内のマクロ経済状況及び見通しを包括的に検討し、現行の政策金利は適切であるとの見解が示されている。

第 2-1-5-12 図 インドの消費者物価指数の推移

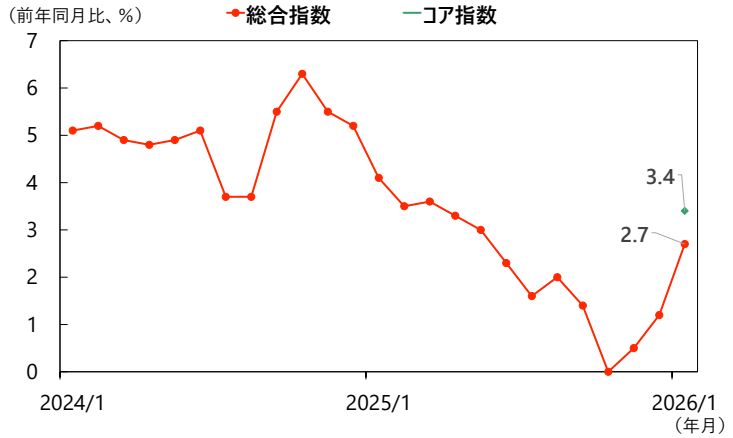

備考：コア指数は食品・飲料、燃料・光熱を除く。インド統計・計画実施省は、2026 年 1 月の発表から基準年を 2012 年から 2024 年に改定しており、2024 年を基準年とする消費者物価指数のうちコア指数については、2026 年 1 月以前のものは発表されていない。
資料：インド統計・計画実施省、CEIC database から作成。

第 2-1-5-13 図 インドの政策金利推移

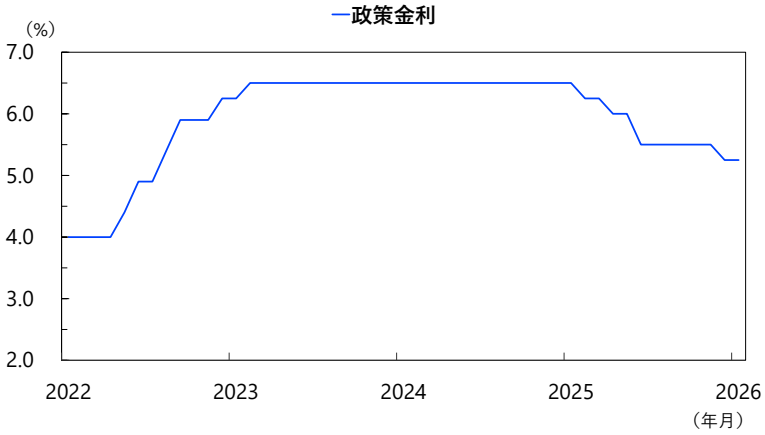

資料：CEIC database から作成。

7. 今後の見通し

2026 年 4 月に発表されたインド準備銀行金融政策委員会（MPC）の経済見通しによれば、2026 年度の実質 GDP 成長率は前年からやや減速し、+6.9%と予測されている。四半期別では、第 1 四半期+6.8%、第 2 四半期+6.7%、第 3 四半期+7.0%、第 4 四半期+7.2%とされており、年度後半にかけて成長率が緩やかに高まる見通しである。

また、前回（2026 年 2 月）の見通しでは、第 1 四半期及び第 2 四半期の実質 GDP 成長率はそれぞれ+6.9%、+7.0%とされていたことから、今回の見通しではこれらの期間について下方修正が行われた。MPC はその背景として、エネルギーやその他のコモディティ価格

の高止まりに加え、中東地域における緊張の高まりによる供給ショックが 2026 年度のインド経済に下押し圧力をもたらす可能性があると指摘している[124]。

なお、2026 年 4 月に発表された IMF による世界経済見通しによると、インドの 2026 年度の実質 GDP 成長率は+6.5%と見込まれ、2026 年 1 月時点の見通しから 0.1%上方修正された（第 2-1-5-14 図）。IMF は上方修正の背景として、2025 年度の好調な実績の持ち越しと、米国のインドに対する追加関税が引き下げられたことによるプラスの影響によるものだと説明している[125]。

第 2-1-5-14 図 インドの実質 GDP 成長率の見通し

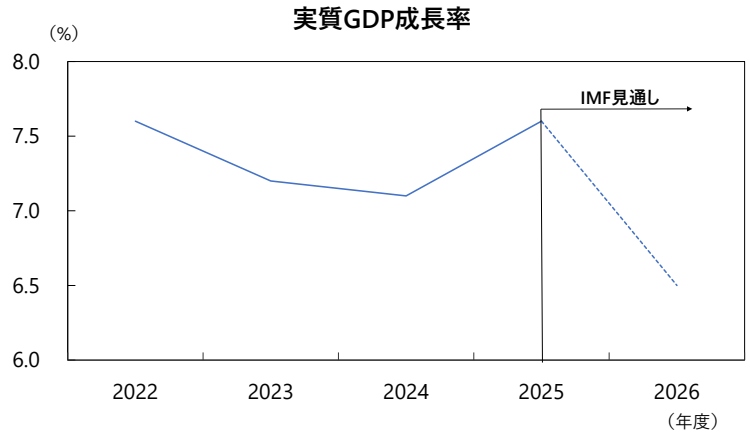

備考：データは年度表記。
資料：IMF「WEO」（2026 年 4 月）から作成。

[124] インド準備銀行, *Monetary Policy Statement, 2026-27 Resolution of the Monetary Policy Committee April 6 to 8, 2026*, https://rbi.org.in/Scripts/BS_PressReleaseDisplay.aspx?prid=62514 (Accessed 2 April 2026).
[125] IMF, *WORLD ECONOMIC OUTLOOK, 2026/04/01*, https://www.imf.org/-/media/files/publications/weo/2026/april/english/text.pdf (Accessed 2 April 2026).

第2章 経常収支及び対内外直接投資の動向

第1節 経常収支の動向

本節では、日本の国際収支の動向を概観する。2024 年は、第一次所得収支が高水準で推移する中、貿易収支の赤字幅が縮小したことなどにより、経常収支全体では黒字幅が拡大した。2025 年も同様の傾向が続いたことから、経常収支の黒字幅は一段と拡大している。

以降、日本の経常収支、貿易収支、サービス収支、第一次所得収支の動向を整理する。

1. 経常収支の動向

2025 年の経常収支は 32 兆 2,350 億円となり、昨年と比較して黒字幅が拡大した。第一次所得収支の黒字幅の拡大や、貿易収支の赤字幅の縮小が寄与した（第 2-2-1-1 図）。他方、サービス収支は 2024 年と比較して赤字幅は拡大した。

第 2-2-1-1 図 経常収支の推移（対世界）

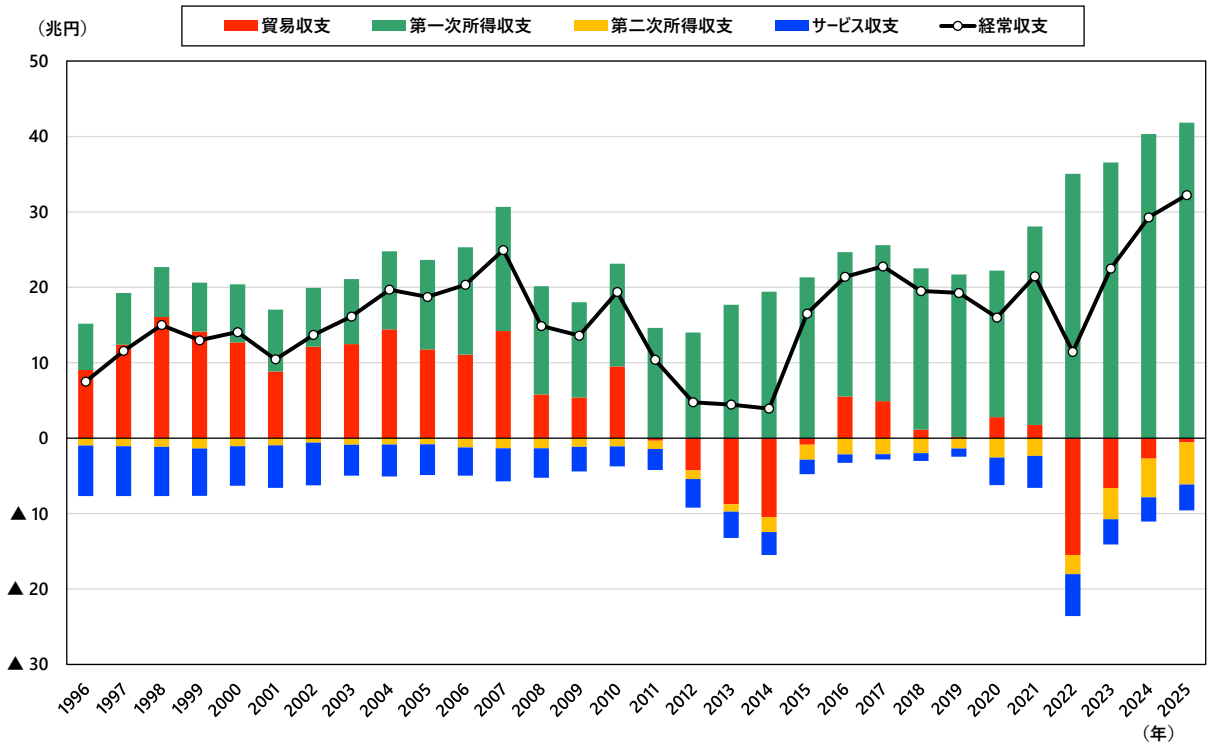

資料：財務省・日本銀行「国際収支統計」から作成。

2. 輸出入の動向

経常収支を構成する貿易収支の動向を財務省貿易統計（通関ベース）から確認する。

財務省貿易統計によると、2025 年は 2 兆 9,296 億円の赤字となった。2022 年に 1996 年以降で最大の赤字幅を記録したが、2022 年以降は縮小傾向に転じており、2025 年についても引き続き赤字幅は縮小した（第 2-2-1-2 図）。輸出については 110 兆 4,005 億円となり、2024 年と比較して、3 兆 3,129 億円の増加となった。輸入については合計 113 兆 3,301 億円となり、2024 年と比較して、6,141 億円の増加となった。

第 2-2-1-2 図 輸出額及び輸入額の推移（対世界）

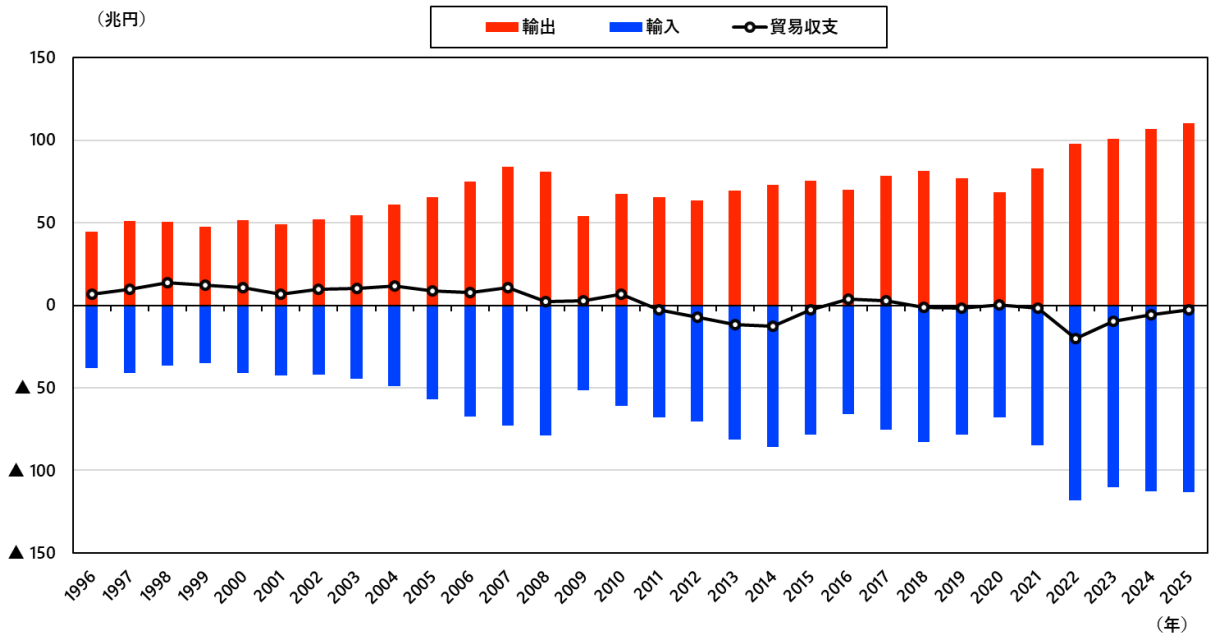

備考：輸入額は正負を反転して表示。
資料：財務省「貿易統計」から作成。

続いて、輸出入の構成品目の特徴を見る。第 2-2-1-3 図は輸出入の品目別の動向を示している。輸出では、輸送用機器、一般機械、電気機器等の機械類が輸出額を増加させており、輸入では鉱物性燃料の輸入額増加が見て取れる。これを輸出入に占める構成比で見ても、これらの品目は、2025 年においても、やや低下したものの、高い割合を占めている[126]（第 2-2-1-4 表）。

[126] 輸出については、2004 年から、上記以外の財が原料品を含まないようになった。これに合わせて、2004 年と 2025 年のデータを比較している。輸入については、輸出に合わせる形で、2004 年と 2025 年のデータを比較している。

第 2-2-1-3 図 品目別財輸出入の推移

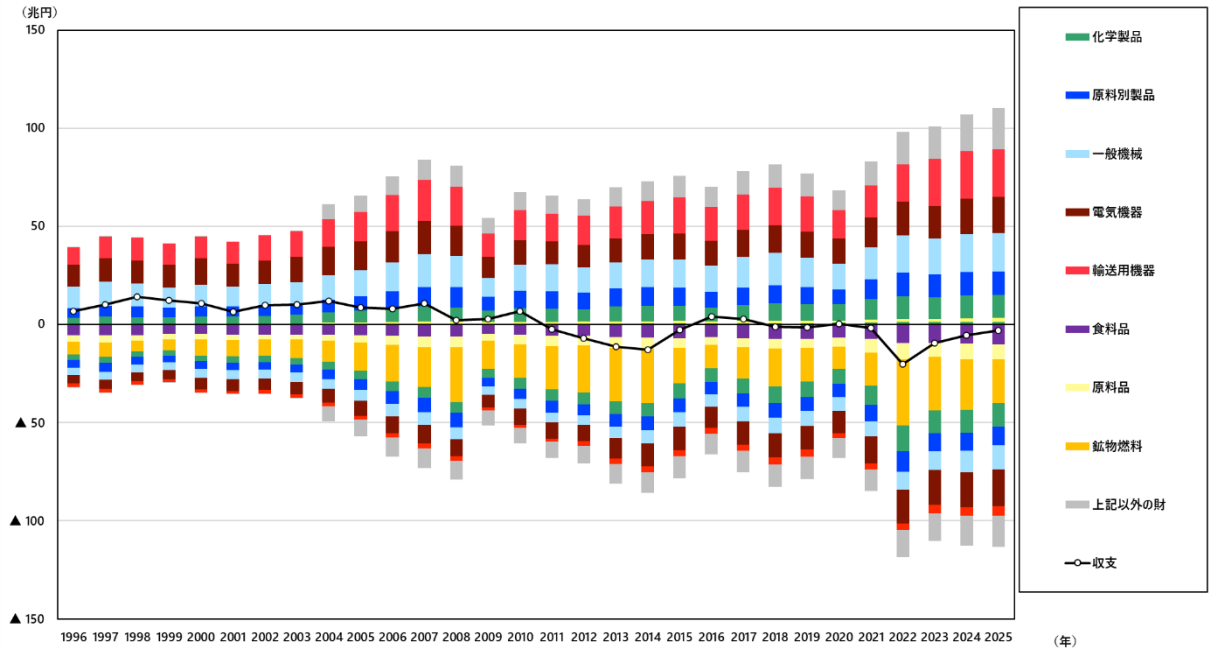

備考：輸入額は正負を反転して表示。輸出額の上記以外の財には鉱物性燃料輸出額も含む。2003 年までの輸出額の上記以外の財には 原料品も含む。
資料：財務省「貿易統計」から作成。

第 2-2-1-4 表 日本の主要品目別輸出入額の比較（対世界）

品目	輸出額（10億円）		構成比（%）	
	2004年	2025年	2004年	2025年
食料品	283.0	1,369.1	0.5	1.2
原料品	632.8	1,895.2	1.0	1.7
鉱物性燃料	232.7	1,264.7	0.4	1.1
化学製品	5,221.2	11,851.6	8.5	10.7
原料別製品	6,536.8	11,716.9	10.7	10.6
一般機械	12,607.0	19,706.9	20.6	17.9
電気機器	14,373.3	18,540.6	23.5	16.8
輸送用機器	14,107.4	24,138.0	23.1	21.9
上記以外の財	7,175.8	19,917.4	11.7	18.0
合計	61,170.0	110,400.5	100.0	100.0

品目	輸入額（10億円）		構成比（%）	
	2004年	2025年	2004年	2025年
食料品	5,302.2	10,224.7	10.8	9.0
原料品	3,078.9	7,641.8	6.3	6.7
鉱物性燃料	10,670.6	22,145.0	21.7	19.5
化学製品	3,816.5	12,161.8	7.8	10.7
原料別製品	4,862.5	9,415.1	9.9	8.3
一般機械	5,171.2	12,269.3	10.5	10.8
電気機器	6,850.8	18,824.4	13.9	16.6
輸送用機器	1,925.5	4,652.2	3.9	4.1
上記以外の財	7,538.5	15,995.7	15.3	14.1
合計	49,216.6	113,330.1	100.0	100.0

資料：財務省「貿易統計」から作成。

地域別の輸出額、輸入額の推移について見る。輸出額については、米国、ASEAN 及び中国向けの輸出額が増加している（第 2-2-1-5 図）。これを構成比の変化で見ると、中国、ASEAN 等アジア向け輸出額が輸出額全体に占める割合が 2000 年代にかけて上昇し、その後横ばい傾向にあることが分かる（第 2-2-1-6 図）。

第 2-2-1-5 図 輸出額の地域別推移

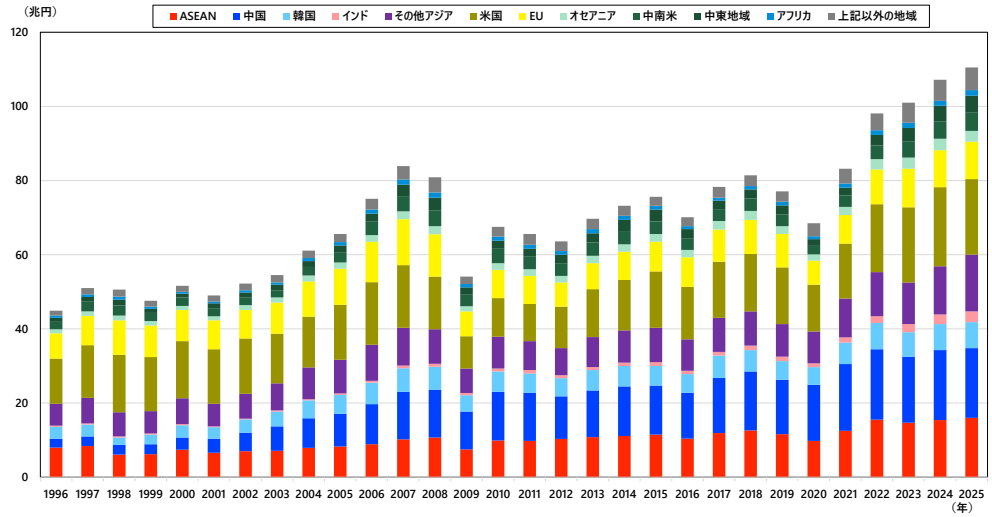

備考：「その他アジア」はアジア向け輸出の合計額から ASEAN、中国、インド、韓国向けの輸出額を除した額。
資料：財務省「貿易統計」から作成。

第 2-2-1-6 図 輸出額の輸出先構成比の推移

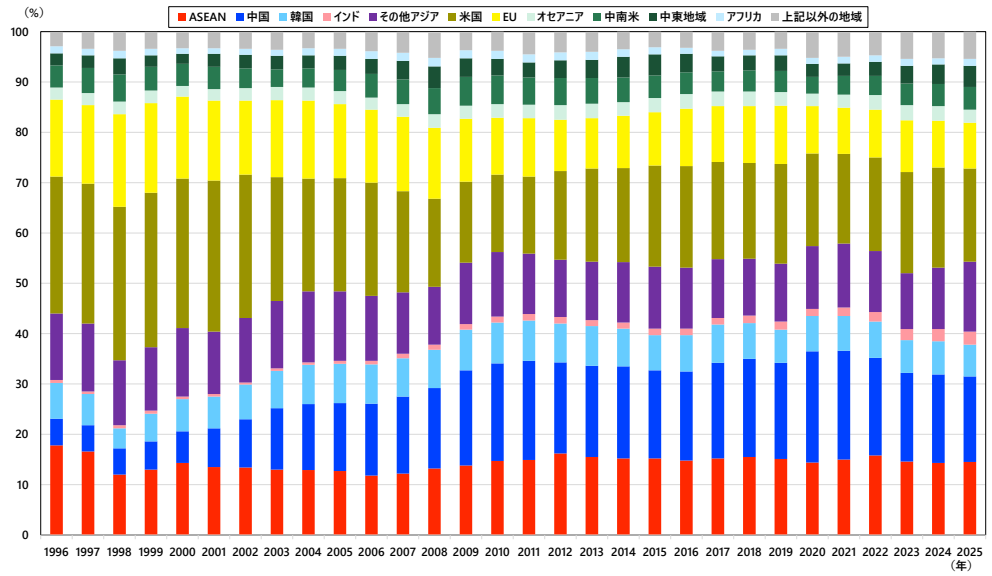

備考：「その他アジア」はアジア向け輸出の合計額から ASEAN、中国、インド、韓国向けの輸出額を除した額。
資料：財務省「貿易統計」から作成。

続いて、輸入額の相手国・地域別の動向を確認する。最近の動向については、中国、ASEAN、中東地域等からの輸入額の増加により、2022 年以降、輸入合計額が増加している（第 2-2-1-7 図）。輸入額全体に対する相手国・地域別の構成比の点で輸入相手国・地域の構成を見ると、90 年代と比較して中国のシェアが高まっており、足下でも中国が主要な輸入相手国の一つであることが分かる（第 2-2-1-8 図）。

第 2-2-1-7 図 輸入額の地域別推移

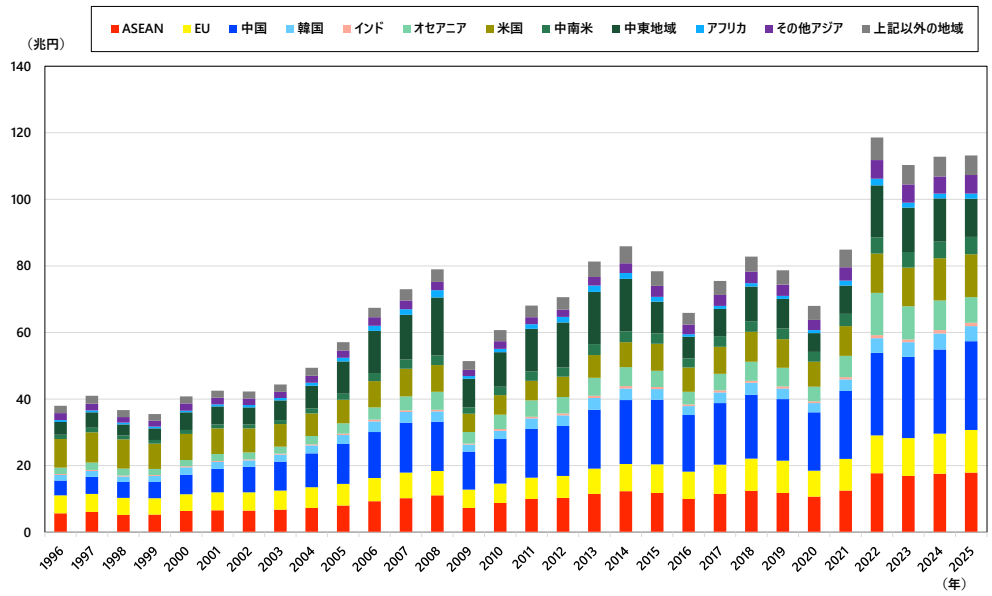

備考：「その他アジア」はアジア向け輸出の合計額から ASEAN、中国、インド、韓国向けの輸出額を除した額。
資料：財務省「貿易統計」から作成。

第 2-2-1-8 図 輸入額の相手国・地域別構成比の推移

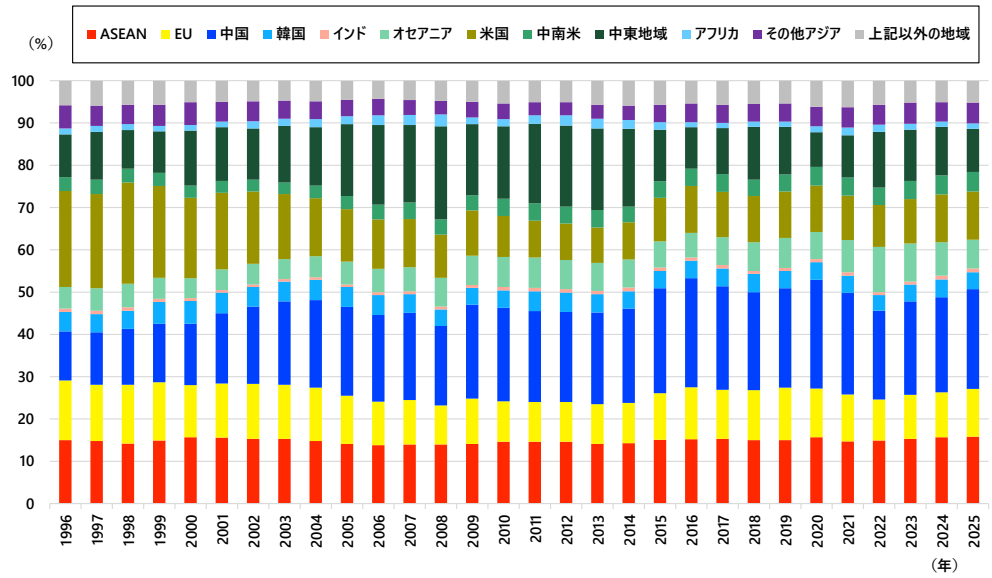

備考：「その他アジア」はアジア向け輸出の合計額から ASEAN、中国、インド、韓国向けの輸出額を除した額。
資料：財務省「貿易統計」から作成。

輸出入の相手国・地域の構成について、1996 年と 2025 年を比較したのが第 2-2-1-9 表である。輸出について、1996 年時点で米国向けの輸出額は全体の約 27%を占めていたが、2025 年は約 19%となっている、他方、中国向けが、1996 年の 5.3%から 2025 年の約 17%に増加している。輸入についても同様の傾向が確認される。

第 2-2-1-9 表　日本の相手国・地域別輸出入額の比較（対世界）

相手国・地域	輸出額（10億円）		構成比（%）	
	1996年	2025年	1996年	2025年
米国	12,177.1	20,374.4	27.2	18.5
中国	2,382.4	18,778.0	5.3	17.0
ASEAN	7,955.1	15,957.3	17.8	14.5
EU	6,846.5	10,093.1	15.3	9.1
その他アジア	5,890.4	15,344.1	13.2	13.9
韓国	3,192.3	6,958.2	7.1	6.3
インド	264.7	2,862.4	0.6	2.6
中東地域	1,052.9	4,635.8	2.4	4.2
オセアニア	1,087.1	2,855.4	2.4	2.6
中南米	1,950.5	4,926.1	4.4	4.5
アフリカ	638.0	1,524.3	1.4	1.4
上記以外の地域	1,294.4	6,091.4	2.9	5.5
合計	44,731.3	110,400.5	100.0	100.0

相手国・地域	輸入額（10億円）		構成比（%）	
	1996年	2025年	1996年	2025年
米国	8,631.0	12,910.2	22.7	11.4
中国	4,399.7	26,699.9	11.6	23.6
ASEAN	5,702.7	17,892.1	15.0	15.8
EU	5,362.8	12,758.7	14.1	11.3
その他アジア	2,078.2	5,607.3	5.5	4.9
韓国	1,735.3	4,505.4	4.6	4.0
インド	309.3	1,049.3	0.8	0.9
中東地域	3,828.5	11,539.8	10.1	10.2
オセアニア	1,949.0	7,745.2	5.1	6.8
中南米	1,250.4	5,206.0	3.3	4.6
アフリカ	550.6	1,517.4	1.4	1.3
上記以外の地域	2,196.1	5,898.9	5.8	5.2
合計	37,993.4	113,330.1	100.0	100.0

備考：「その他アジア」はアジア向け輸出の合計額から ASEAN、中国、インド、韓国向けの輸出額を除した額。
資料：財務省「貿易統計」から作成。

これまで貿易収支に関して長期の動向を整理してきたが、次に短期の動向を整理する。

最初に輸出額について品目別、国・地域別のそれぞれの特徴を確認する。品目別では、輸送用機器が輸出額全体の伸びに対して 2025 年 4 月以降マイナスに寄与したが、その後は、マイナス寄与が縮小若しくはプラス寄与の月も見られる（第 2-2-1-10 図）。2023 年と 2024 年は輸送用機器がプラスに寄与したが、2025 年は、輸送用機器に換わって電気機器等が 9 月以降の輸出の前年同月比のプラスに寄与した。

次に 2024 年及び 2025 年の国・地域別の傾向を見る。2024 年は EU とアフリカ以外の国・地域がプラスに寄与した（第 2-2-1-11 図）。他方、2025 年は米国、オセアニア等がマイナスに寄与し、他はプラス寄与となった。

第 2-2-1-10 図　品目別輸出動向（月次）

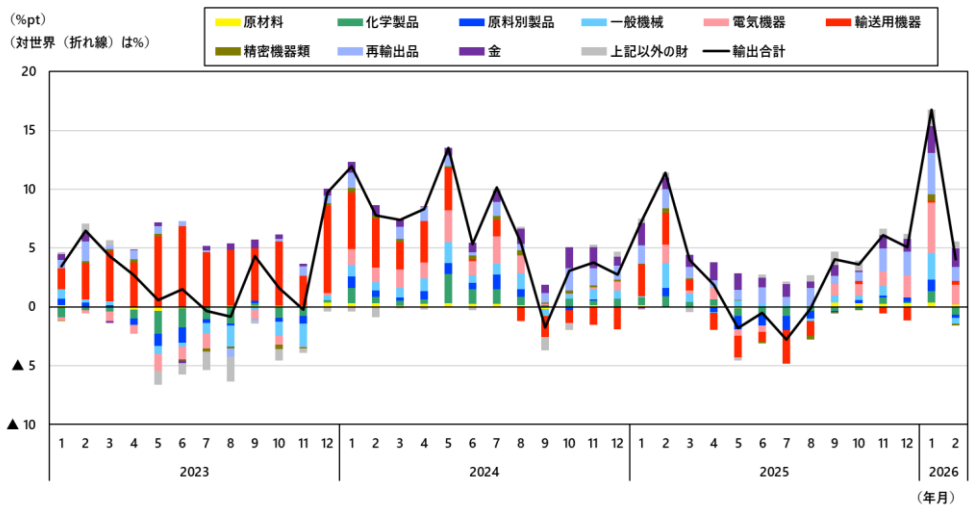

備考：「上記以外の財」は食料品、鉱物性燃料及び雑製品（精密機器類除く）の合計値。
資料：財務省「貿易統計」から作成。

第 2-2-1-11 図　日本から各地域への輸出動向（2024 年及び 2025 年の寄与度分解）

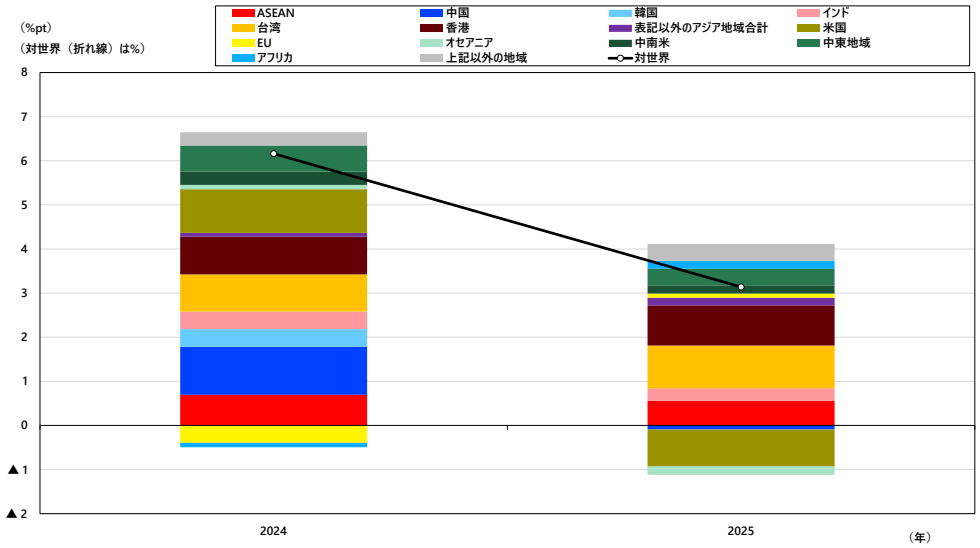

備考：「表記以外のアジア地域合計」はアジア向け輸出の合計額から系列内の各アジア地域の合計輸出額を除した額。
資料：財務省「貿易統計」から作成。

足下の輸入額について品目別、国別でそれぞれ見る。品目別では、鉱物性燃料が 2025 年 1 月を除き輸入額全体の伸びに対してマイナス寄与だった（第 2-2-1-12 図）。鉱物性燃料の輸入減の要因を原粗油及び LNG について、数量要因と価格要因に分解した。比較対象として、2023 年は原粗油及び LNG ともに価格要因、数量要因がマイナス寄与となっている（第 2-2-1-13 図）。他方、2025 年については、原粗油について価格要因はマイナス寄与となったが、数量についてはプラス寄与となる月も散見された。LNG は、2025 年についても、数量要因、価格要因共にマイナス寄与の傾向が見られる。その他、電気機器は 2025 年の輸入額全体の伸びに対してプラス寄与となった。

次に国・地域別について、2025 年は中東地域からの輸入が輸入額全体の伸びに対してマイナス寄与となり、他方、中国からの輸入額は全体の伸びに対してプラス寄与となった（第 2-2-1-14 図）。

第 2-2-1-12 図　品目別輸入動向（月次）

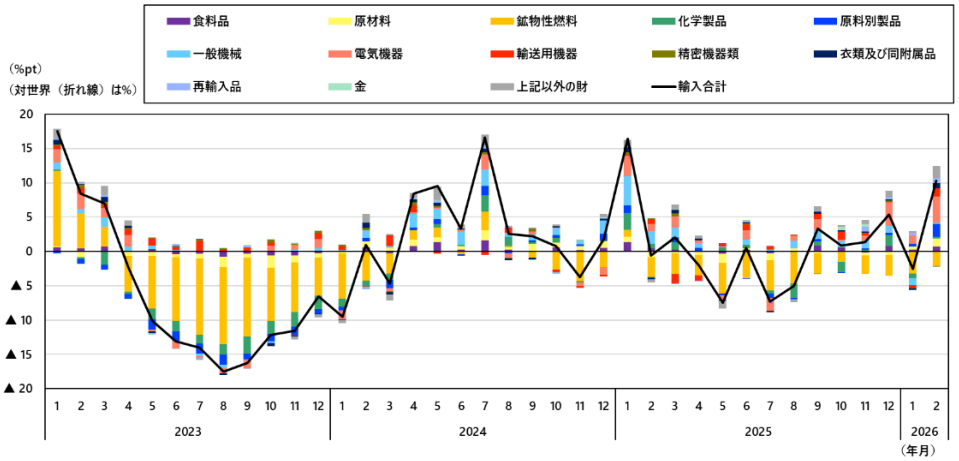

備考：「上記以外の財」は雑製品合計から精密機器類、衣類及び同附属品を控除した値。
資料：財務省「貿易統計」から作成。

第 2-2-1-13 図　原粗油及び LNG の要因分解

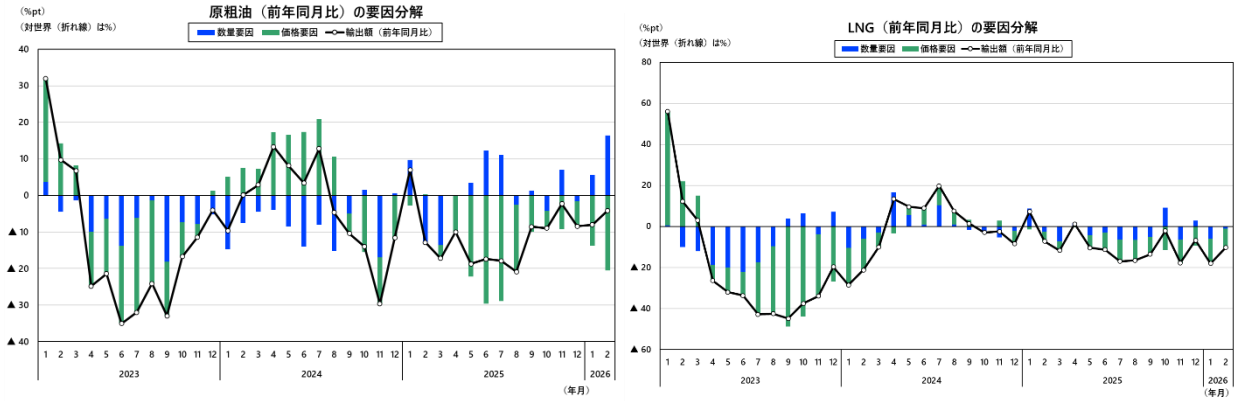

備考：「輸出額」については前年同月比。その他項目については寄与度で表示。
資料：財務省「貿易統計」から作成。

第 2-2-1-14 図　日本への地域別輸入動向（月次）

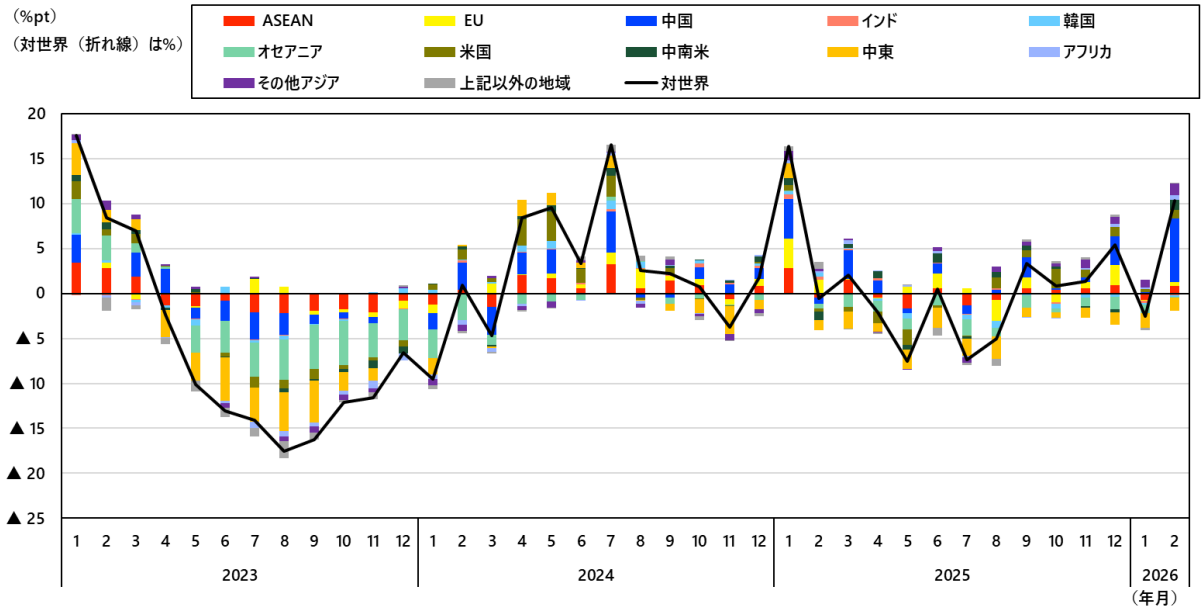

備考：「その他アジア」はアジア向け輸出の合計額から ASEAN、中国、インド、韓国向けの輸出額を控除した額。
資料：財務省「貿易統計」から作成。

3. サービス収支の動向

2025 年のサービス収支は 3 兆 4,431 億円の赤字となった。輸送とその他サービスが赤字に寄与している（第 2-2-1-15 図）。他方、旅行については 2025 年も黒字幅が拡大し、6 兆 6,692 億円の黒字と 1996 年以降最大の黒字幅となった。

第 2-2-1-15 図 サービス収支の推移（対世界）

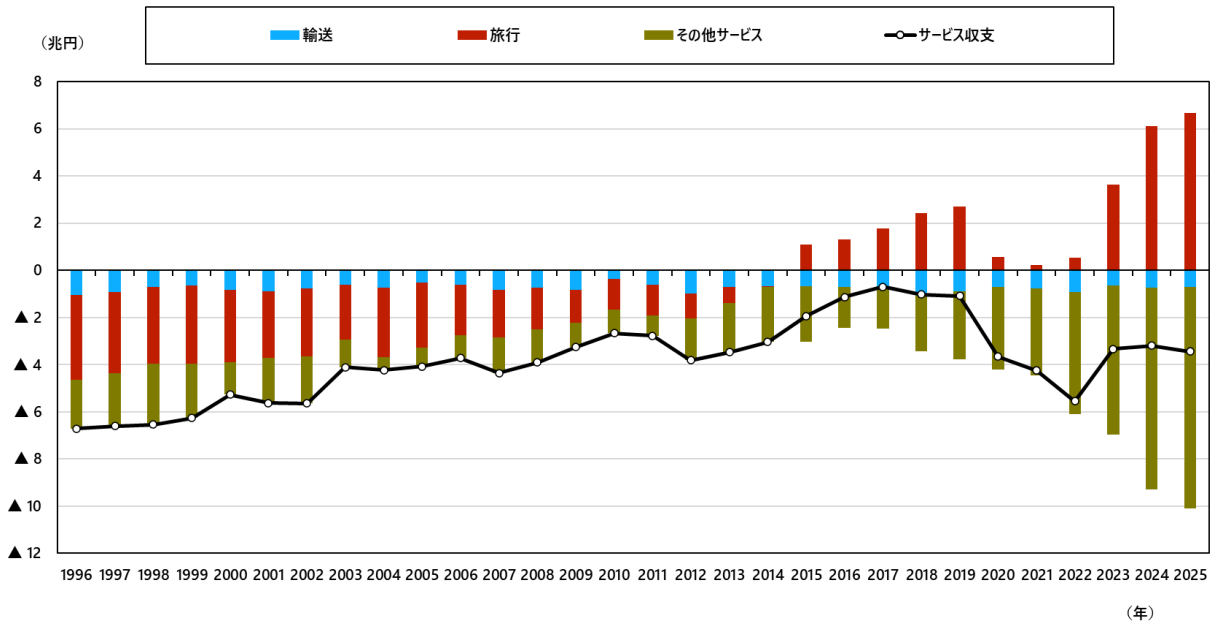

備考：「その他サービス」とは旅行及び輸送を除く全サービスを合算したものと定義。
資料：財務省・日本銀行「国際収支統計」から作成。

サービスについて日本の世界からの受取額及び世界への支払額をそれぞれ確認する。2025 年の日本のサービス受取額については対世界合計では 1996 年以降最大の 36 兆 8,196 億円となった（第 2-2-1-16 図）。旅行等の増加が受取額の増加に寄与した。

支払額については、受取額と同様に対世界合計で 1996 年以降最大の 40 兆 2,627 億円となった。旅行や著作権等使用料の支払額の増加等が寄与した。特に旅行の支払額については 2010 年以来の最高額となり、また著作権等使用料及びその他業務サービス[127]についても 1996 年以降最高額となった。

[127] その他業務サービスとは国際収支統計上の研究開発サービス、専門・経営コンサルティングサービス、技術・貿易関連・その他業務サービスの 3 サービスの合計値を指す。

第 2-2-1-16 図 サービス別受取・支払額の推移（対世界）

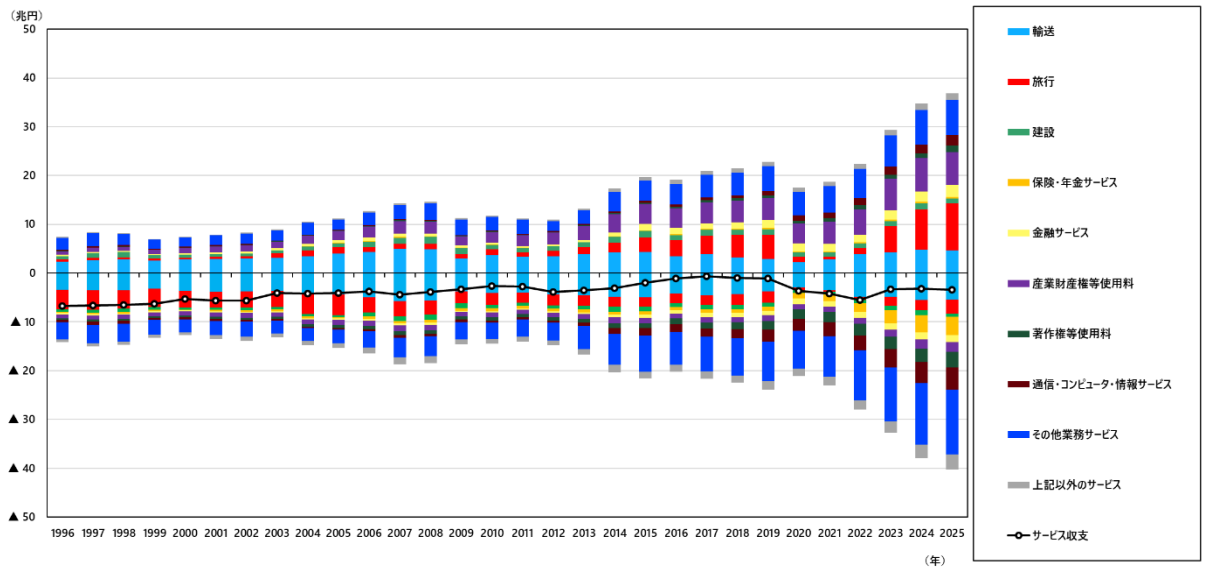

備考：日本が世界から受け取った額を「受取」、日本が世界に支払った額を「支払」と呼称。支払額は正負を反転して表示。
資料：財務省・日本銀行「国際収支統計」から作成。

続いて、サービスの合計受取額、合計支払額の動向について、相手地域別の観点から見る。受取額については、2024 年を見るとアジアからの受取額の比率が大きく、また金額も近年増加している（第 2-2-1-17 図）。支払額については、2024 年を見ると、北米とアジアの比率が大きく、ともに増加していることが分かる（第 2-2-1-18 図）。

第 2-2-1-17 図 地域別サービス受取額の推移

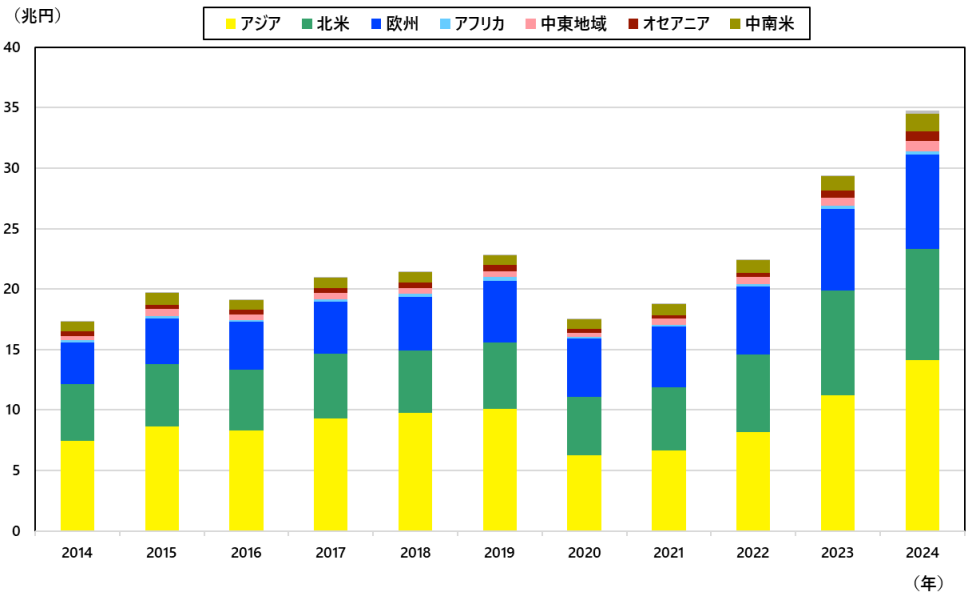

資料：財務省・日本銀行「国際収支統計」から作成。

第 2-2-1-18 図　地域別サービス支払額の推移

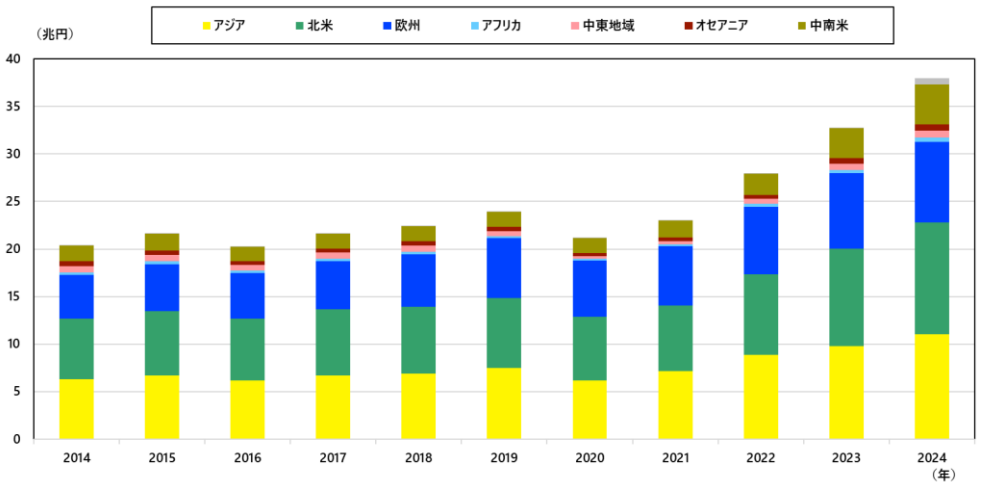

資料：財務省・日本銀行「国際収支統計」から作成。

続いて、足下のサービス別の月次の状況及び四半期ごとの地域別受取額の状況についても整理する。

足下の受取額について、サービス別及び地域別の観点でそれぞれ見る。サービス別の受取額では、2023 年や 2024 年の月次状況を見ると旅行が受取額全体の伸びに対して最もプラスに寄与する傾向にあったが、2025 年の月次状況では旅行が受取額全体の伸びへのプラス寄与の幅は縮小傾向にある（第 2-2-1-19 図）。地域別受取額については、2025 年は第 3 四半期にかけてアジアからのプラス寄与が縮小した（第 2-2-1-20 図）。

第 2-2-1-19 図　サービス別受取額の動向（月次）

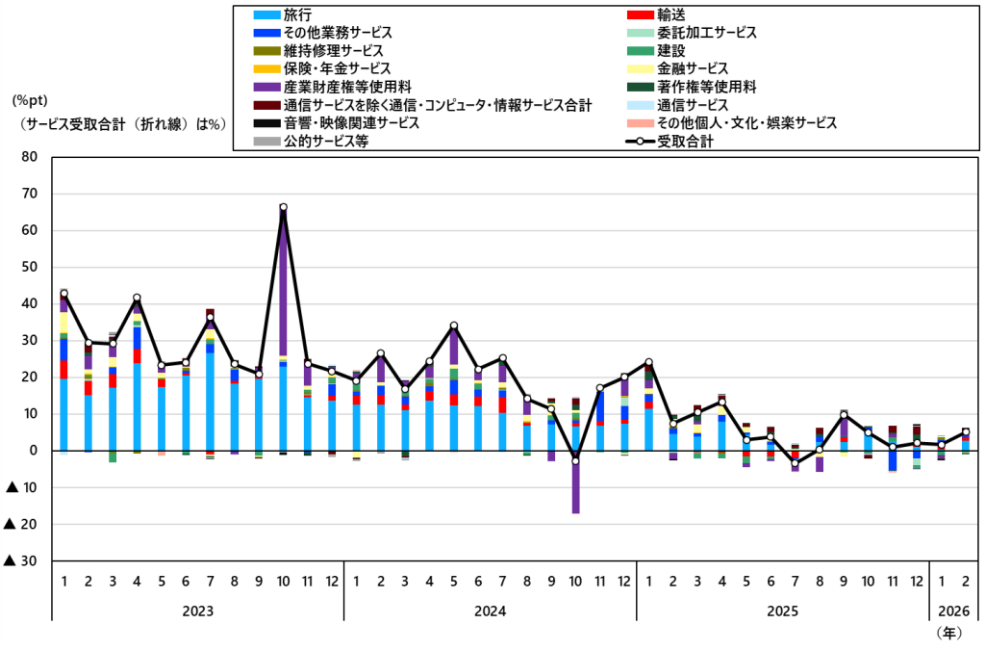

備考：「受取合計」は前年同月比。その他項目については寄与度で表示。
資料：財務省・日本銀行「国際収支統計」から作成。

第 2-2-1-20 図 地域別サービス受取額の動向（四半期）

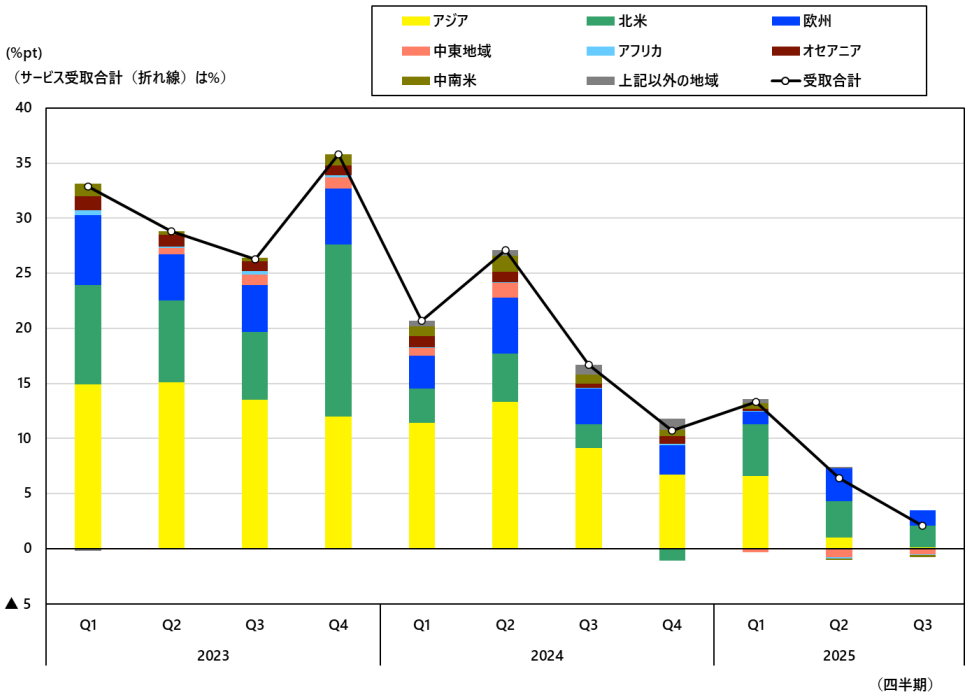

備考：「受取合計」は前年同期比。その他項目については寄与度で表示。
資料：財務省・日本銀行「国際収支統計」から作成。

続いて、足下の支払額について、サービス別及び地域別それぞれで見る。サービス別では、2023 年と 2024 年を見るとその他業務サービスが支払全体の伸びに対してプラスに寄与する傾向にあったが、2025 年はそのプラス寄与の幅が縮小した（第 2-2-1-21 図）。地域別の状況については、2025 年は 2024 年と比較してアジア向けの寄与が縮小している（第 2-2-1-22 図）。

第 2-2-1-21 図 サービス別支払額の動向（月次）

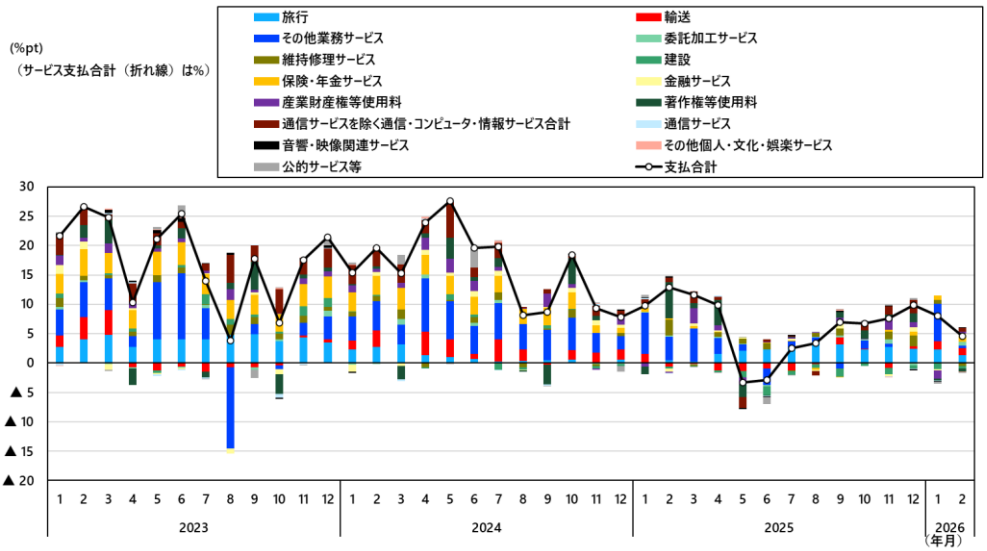

備考：「支払合計」は前年同月比。その他項目については寄与度で表示。
資料：財務省・日本銀行「国際収支統計」から作成。

第 2-2-1-22 図 地域別サービス支払額の動向（四半期）

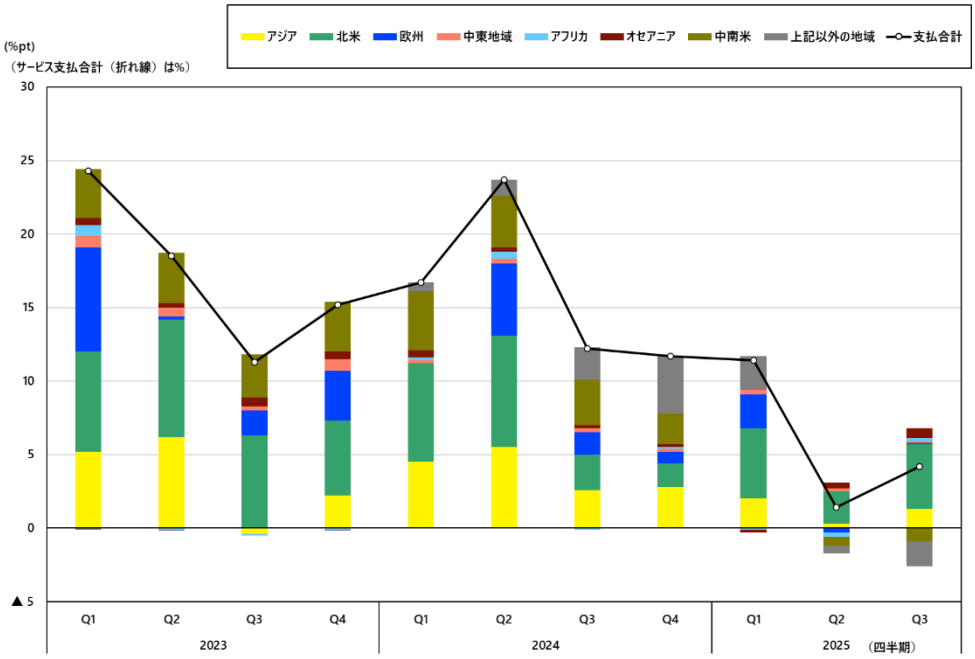

備考：「支払合計」は前年同期比。その他項目については寄与度で表示。
資料：財務省・日本銀行「国際収支統計」から作成。

4. 第一次所得収支の推移

2025 年の第一次所得収支は 41 兆 8,201 億円と黒字幅が拡大した(第 2-2-1-23 図、第 2-2-1-24 図)。直接投資収益の増加が主に寄与した。

第 2-2-1-23 図 第一次所得収支の推移（対世界）

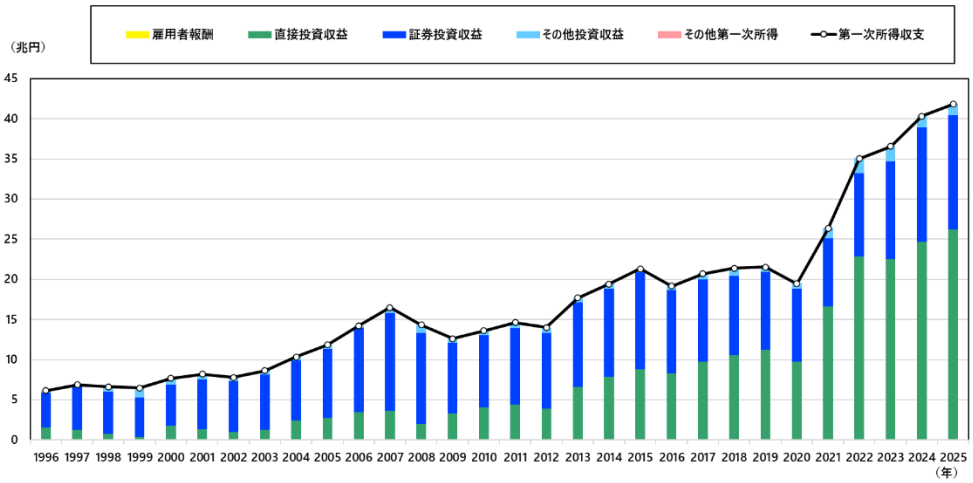

資料：財務省・日本銀行「国際収支統計」から作成。

第 2-2-1-24 図 所得別第一次所得の受取額及び支払額の推移（対世界）

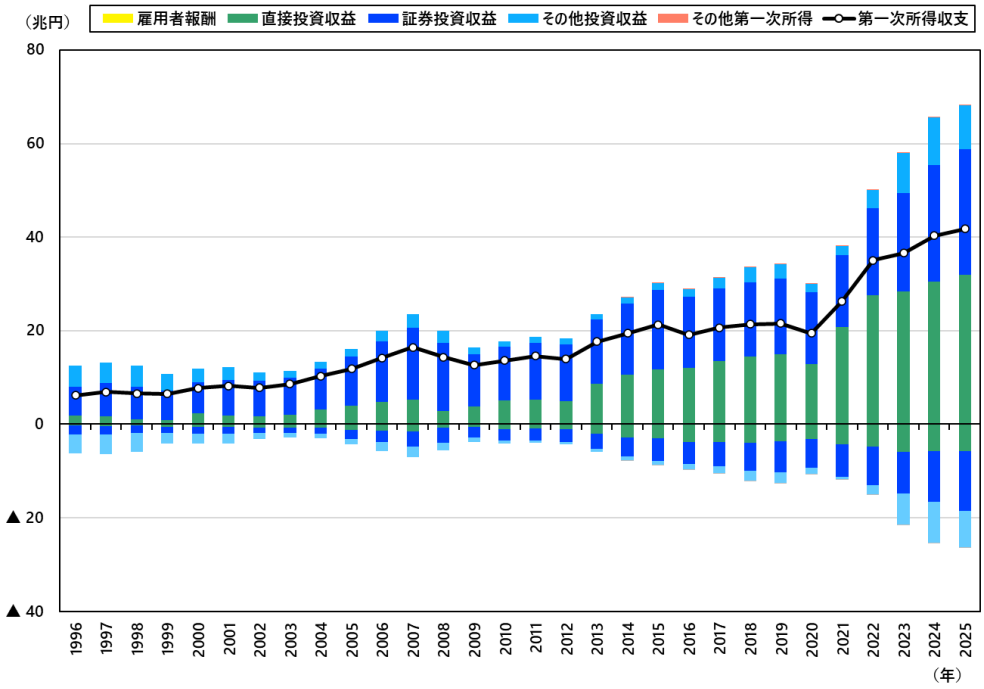

備考：支払額は正負を反転して表示。
資料：財務省・日本銀行「国際収支統計」から作成。

次に第一次所得の合計受取額、合計支払額の相手地域別の動向を見る。受取の地域別の動向については、2022 年以降、北米及び欧州からの受取額が増加している（第 2-2-1-25 図）。支払についても、北米及び欧州への支払額が増加している（第 2-2-1-26 図）。

第 2-2-1-25 図 地域別第一次所得受取額の推移

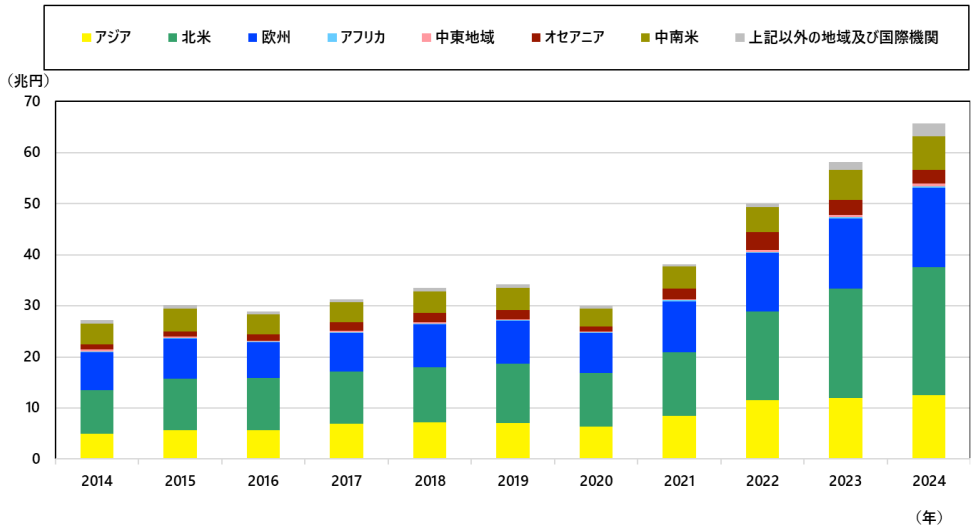

資料：財務省・日本銀行「国際収支統計」から作成。

第 2-2-1-26 図 地域別第一次所得支払額の推移

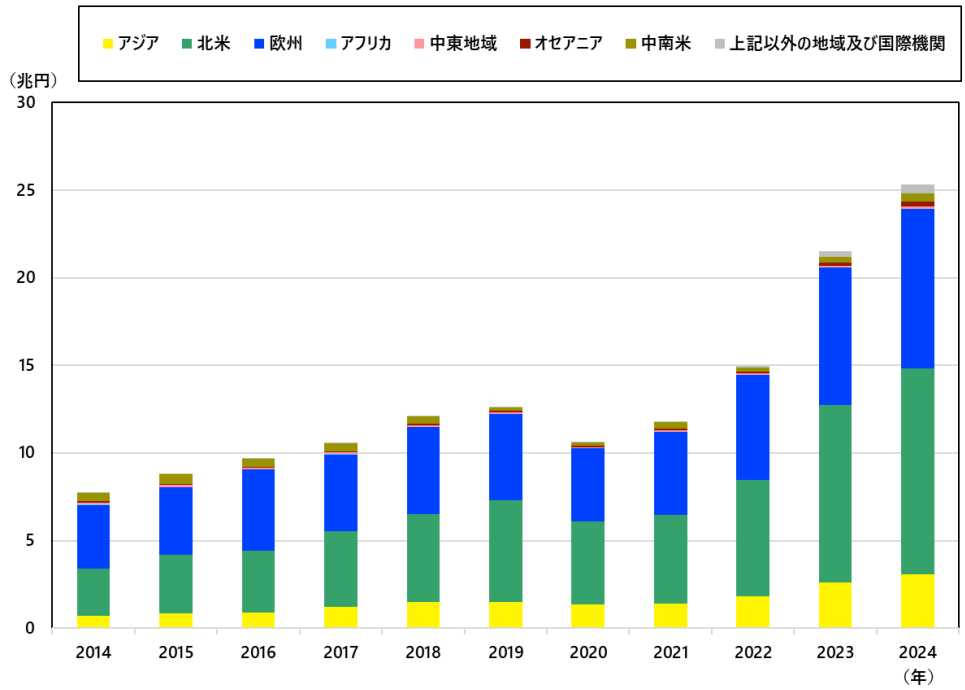

資料：財務省・日本銀行「国際収支統計」から作成。

続いて、第一次所得について、所得及び地域別の短期の動向を確認する。

受取額の所得別の動向について、2025 年は配当金（直接投資収益）がプラスに寄与した（第 2-2-1-27 図）。地域別の受取額の状況については、2025 年の第 1 四半期から第 3 四半期までの状況を見ると 2024 年と比較して欧州からの寄与が縮小した（第 2-2-1-28 図）。

第 2-2-1-27 図 所得別第一次所得受取額の動向（月次）

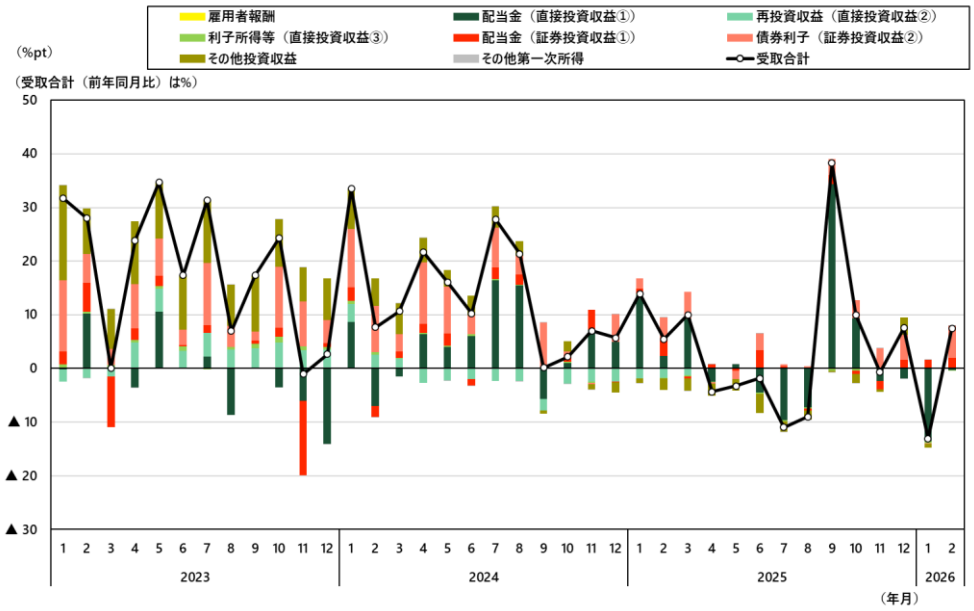

備考：「受取合計」については前年同月比。その他項目については寄与度で表示。
資料：財務省・日本銀行「国際収支統計」から作成。

第 2-2-1-28 図　地域別第一次所得受取額の動向（四半期）

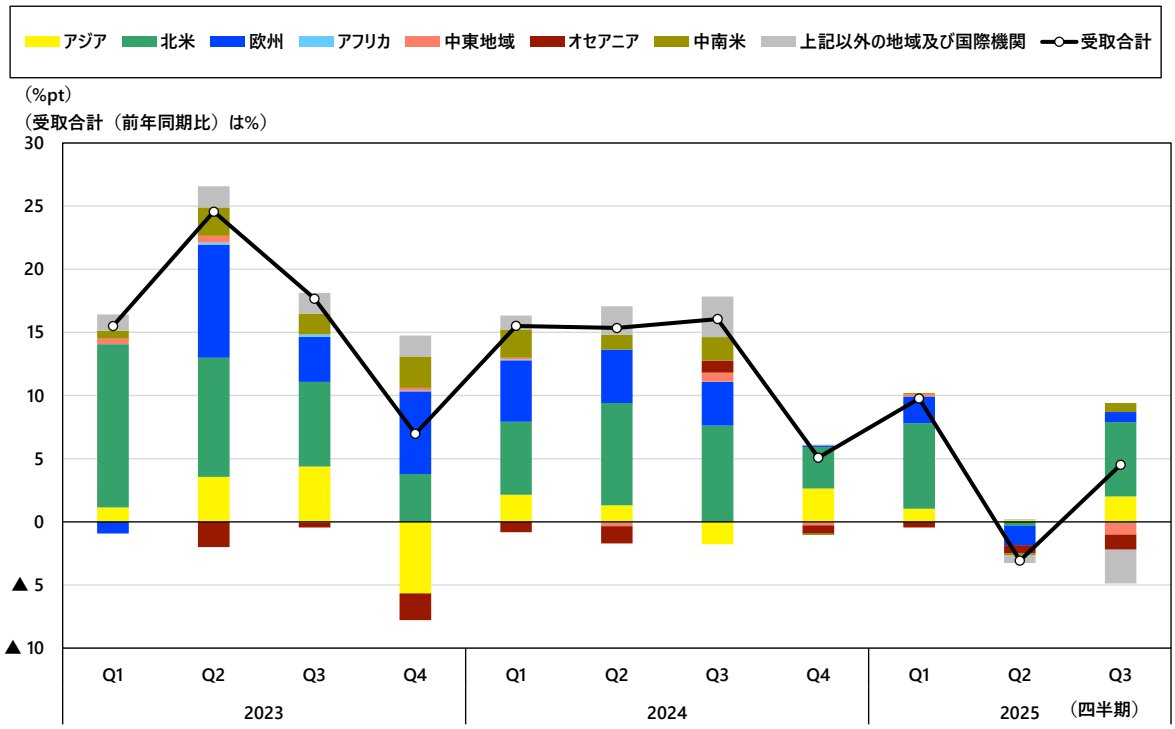

備考：「受取合計」については前年同期比。その他項目については寄与度で表示。
資料：財務省・日本銀行「国際収支統計」から作成。

続いて、支払額について所得別の状況で見る。2025 年は 2024 年と比較して、支払額全体の伸びが鈍化した。特に、その他投資収益の寄与がマイナスに転じている（第 2-2-1-29 図）。地域別の四半期ごとの支払額の状況については、2025 年の第 1 四半期から第 3 四半期までを見るとアジア、北米、欧州向けなどで減少している（第 2-2-1-30 図）。

第 2-2-1-29 図　所得別第一次所得支払額の動向（月次）

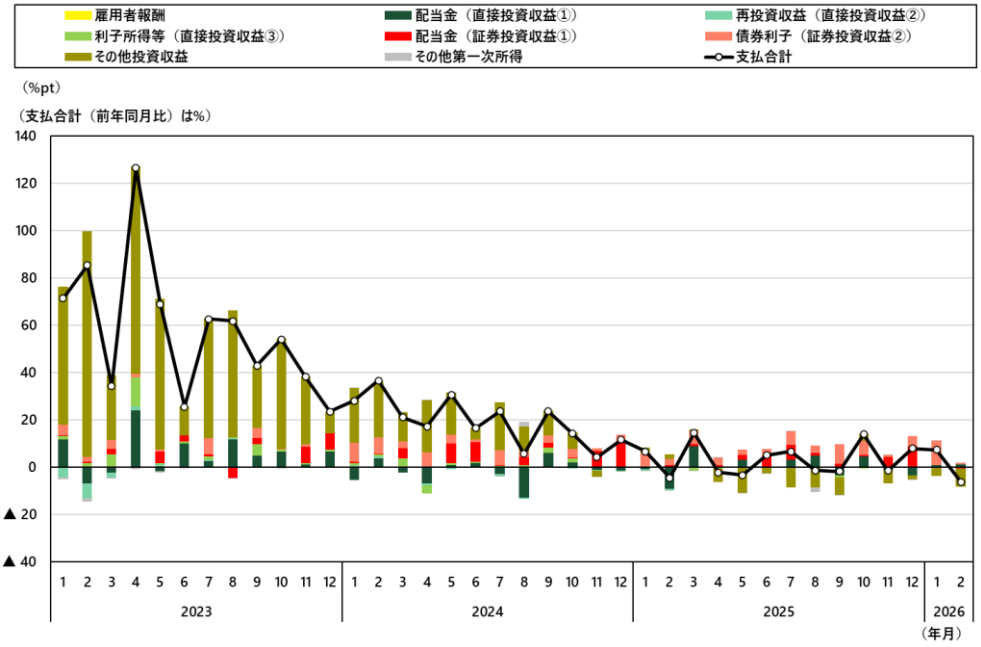

備考：「支払合計」については前年同月比。その他項目については寄与度で表示。
資料：財務省・日本銀行「国際収支統計」から作成。

第 2-2-1-30 図 地域別第一次所得支払額の動向（四半期）

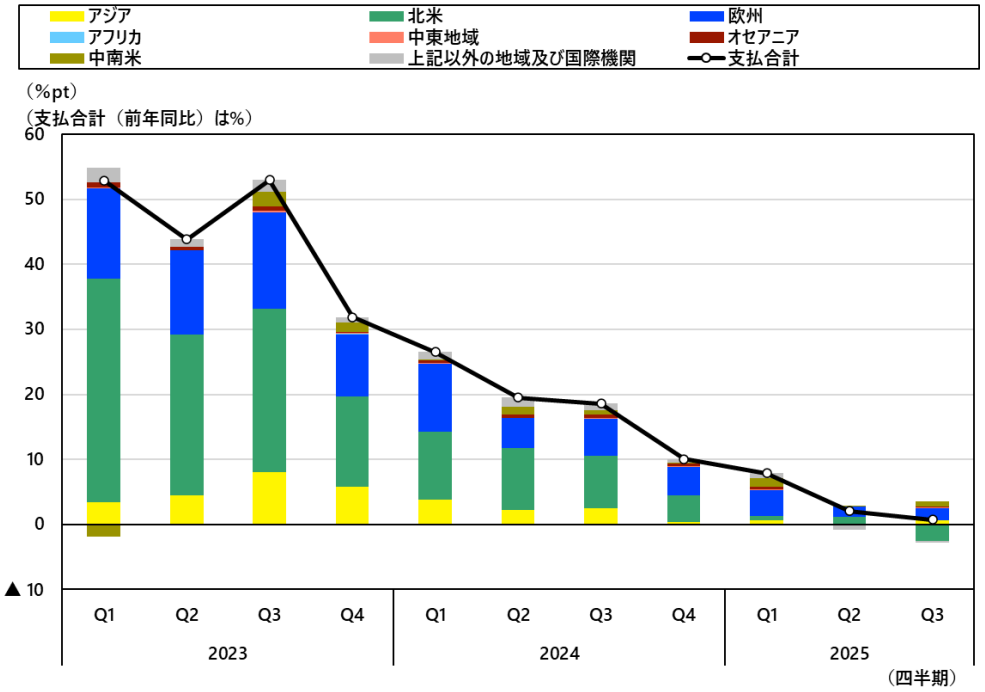

備考：「支払合計」については前年同比。その他項目については寄与度で表示。
資料：財務省・日本銀行「国際収支統計」から作成。

第2節 対外直接投資

第 1 節では日本の経常収支の動向について貿易収支・サービス収支、第一次所得収支の全体動向を整理してきた。本節では、日本の経常収支を構成する第一次所得収支のうち直接投資収益及び残高の動向について整理する。

1. 直接投資収益の動向

日本の第一次所得における直接投資収益について整理する。第 1 節でも述べたが、第一次所得の黒字幅拡大を背景として、2025 年の経常収支は 1996 年以降最大の黒字幅となった。そして、第一次所得収支の黒字幅拡大の背景には直接投資収益が 1996 年以降最大の黒字幅となったことも寄与している（第 2-2-2-1 図）。また、第一次所得収支に占める直接投資収益の割合は 2008 年以降、増加傾向にある（第 2-2-2-2 図）。そして、直接投資収益のうち約半分は配当金及び配分済支店収益という構成になっている（第 2-2-2-3 図）。

第 2-2-2-1 図 経常収支の推移

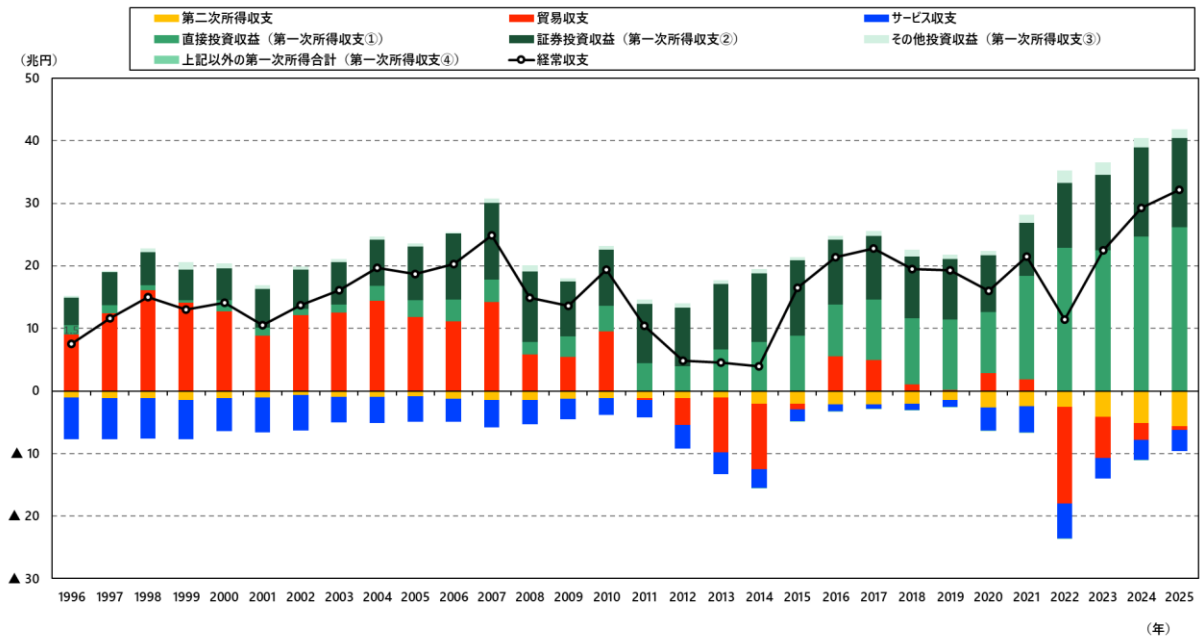

資料：財務省・日本銀行「国際収支統計」から作成。

第 2-2-2-2 図 第一次所得収支に占める直接投資収益の割合の推移

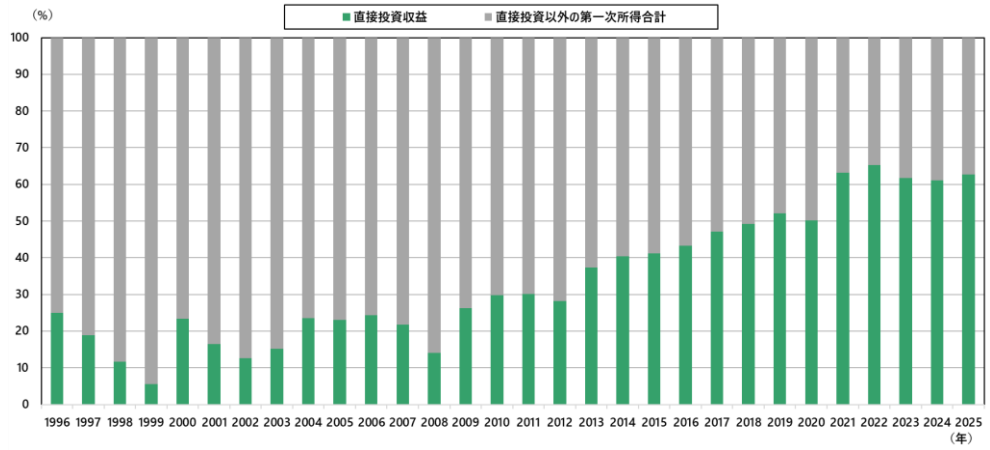

資料：財務省・日本銀行「国際収支統計」から作成。

第 2-2-2-3 図 日本の直接投資収益の構成

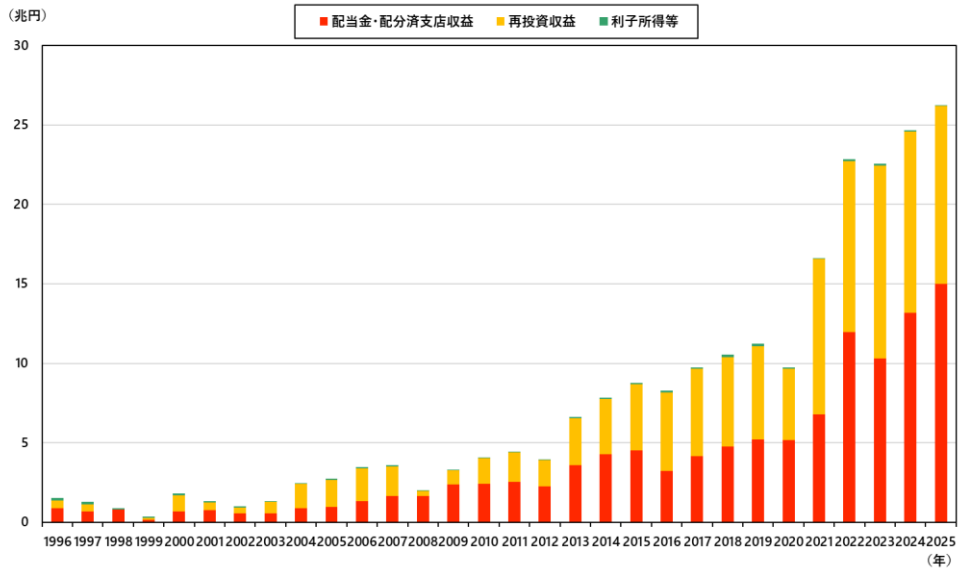

資料：財務省・日本銀行「国際収支統計」から作成。

2. 対外直接投資残高

第 2-2-2-4 図は対外直接投資残高の動向の国際比較を示している。第 2-2-2-4 図によれば、日本の増加傾向が見て取れる。

第 2-2-2-4 図 対外直接投資残高の国際比較

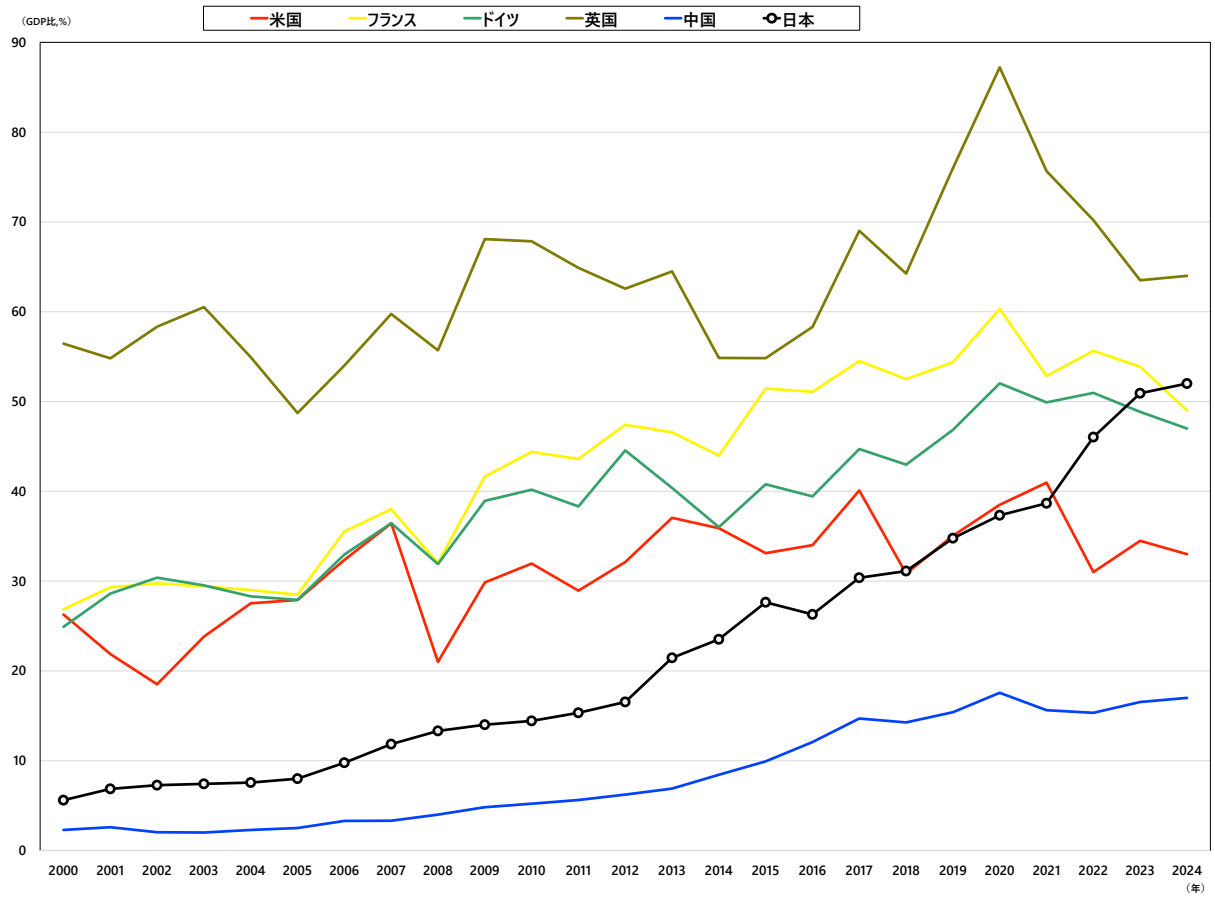

資料：IMF から作成。

最後に、対外直接投資残高について業種別、相手国・地域別に動向を整理する。

最新の 2024 年の対外直接投資残高は約 331 兆円となった（第 2-2-2-5 図）。このうち、製造業が約 121 兆円、非製造業は約 210 兆円であり、非製造業が製造業を上回っている。非製造業の業種別構成を見ると、金融・保険業及び卸売・小売業の割合が大きい。製造業の業種別構成については、化学・医薬、輸送用機械器具の順で割合が大きい。

相手国・地域別の対外直接投資残高については、最新の 2024 年では全体の約 331 兆円のうち、約 125.8 兆円が北米での残高となっており、続いてアジア、欧州の順に対外直接投資残高が大きくなっている（第 2-2-2-6 図）。

第 2-2-2-5 図 業種別の対外直接投資残高の構成（2024 年）

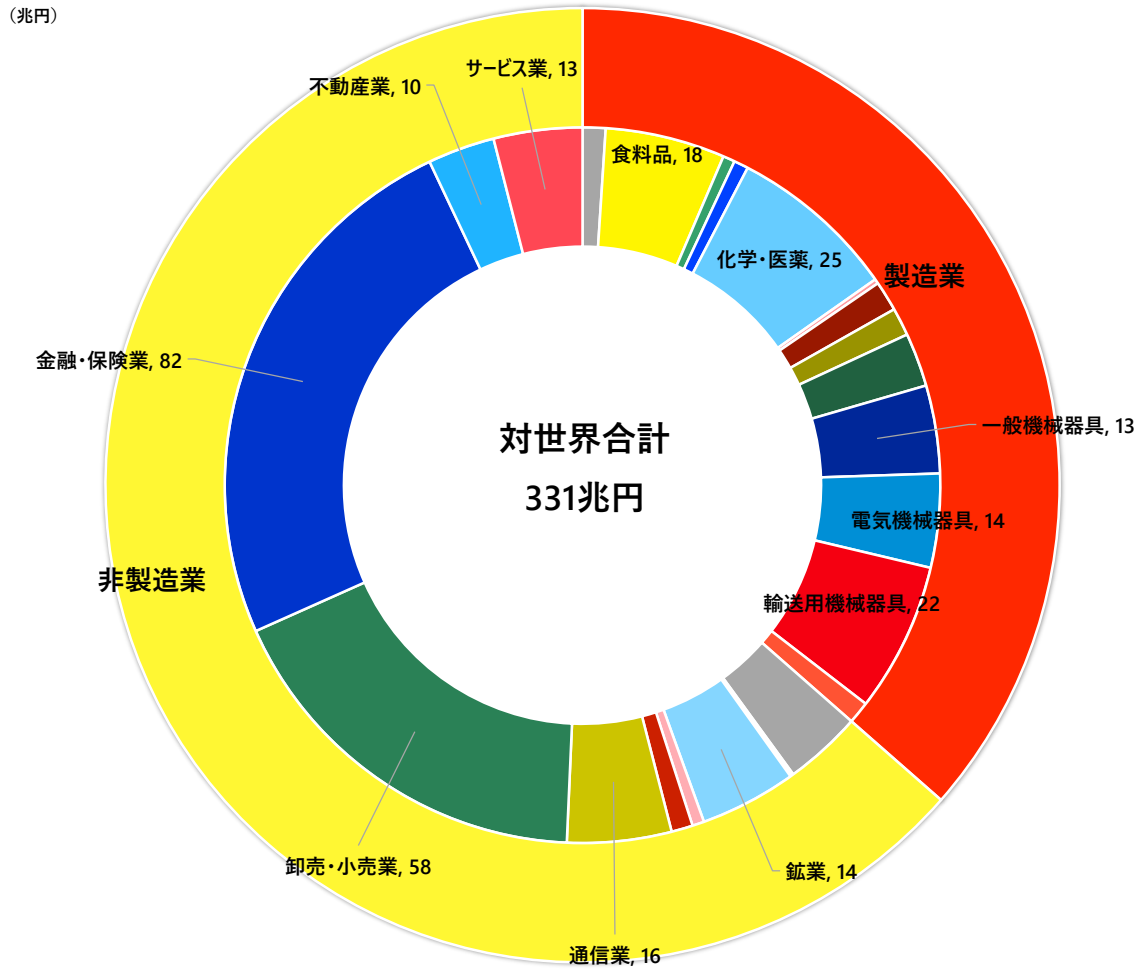

資料：財務省・日本銀行「対外直接投資残高（地域別・業種別）」から作成。

第 2-2-2-6 図 相手国・地域別の対外直接投資残高の構成（2024 年）

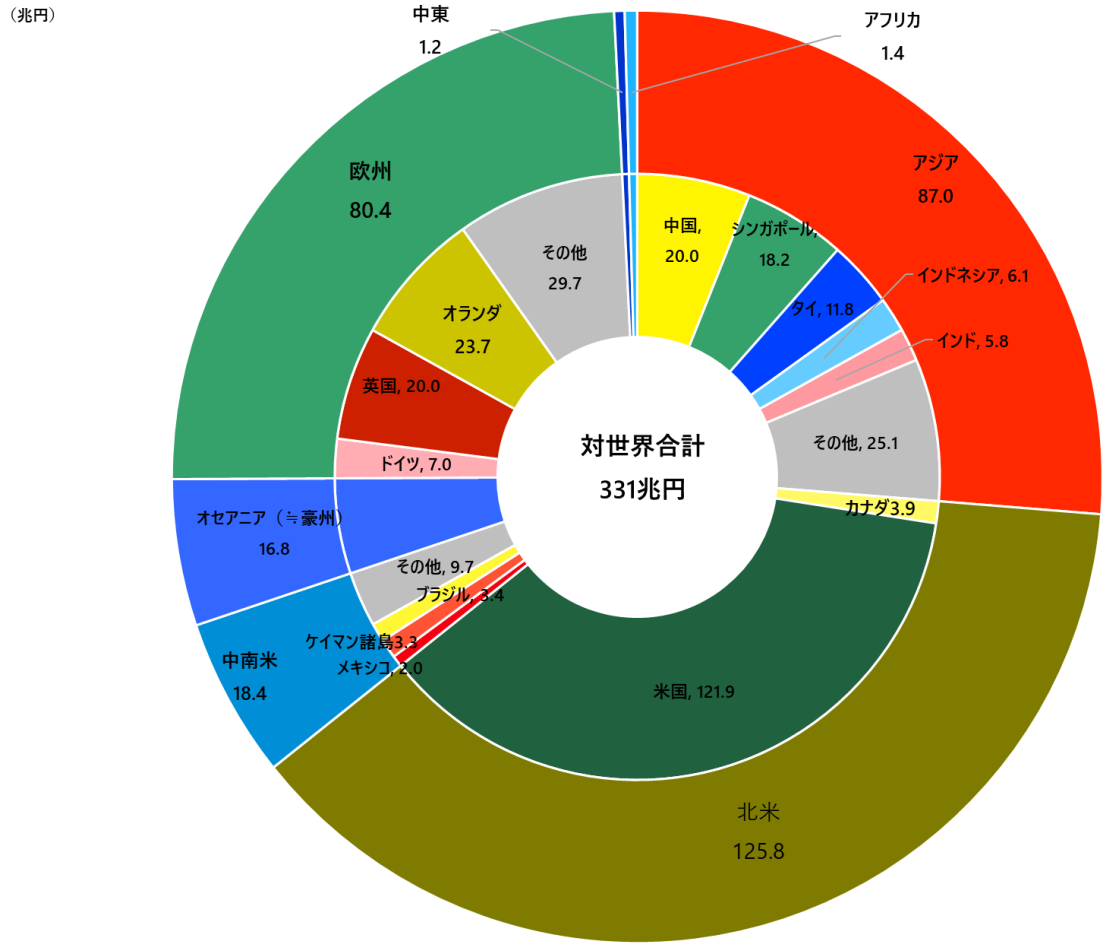

資料：財務省・日本銀行「対外直接投資残高（地域別・業種別）」から作成。

第3節 対内直接投資

1. 対日直接投資の推移

第 2-2-3-1 図は 2014 年以降の対日直接投資の推移を示している。同図によれば、対日直接投資フローは一貫して流入超過となっており、残高は 2014 年の 23.7 兆円から 2024 年には 53.3 兆円に増加している。

第 2-2-3-1 図 対日直接投資（フロー）及び残高推移

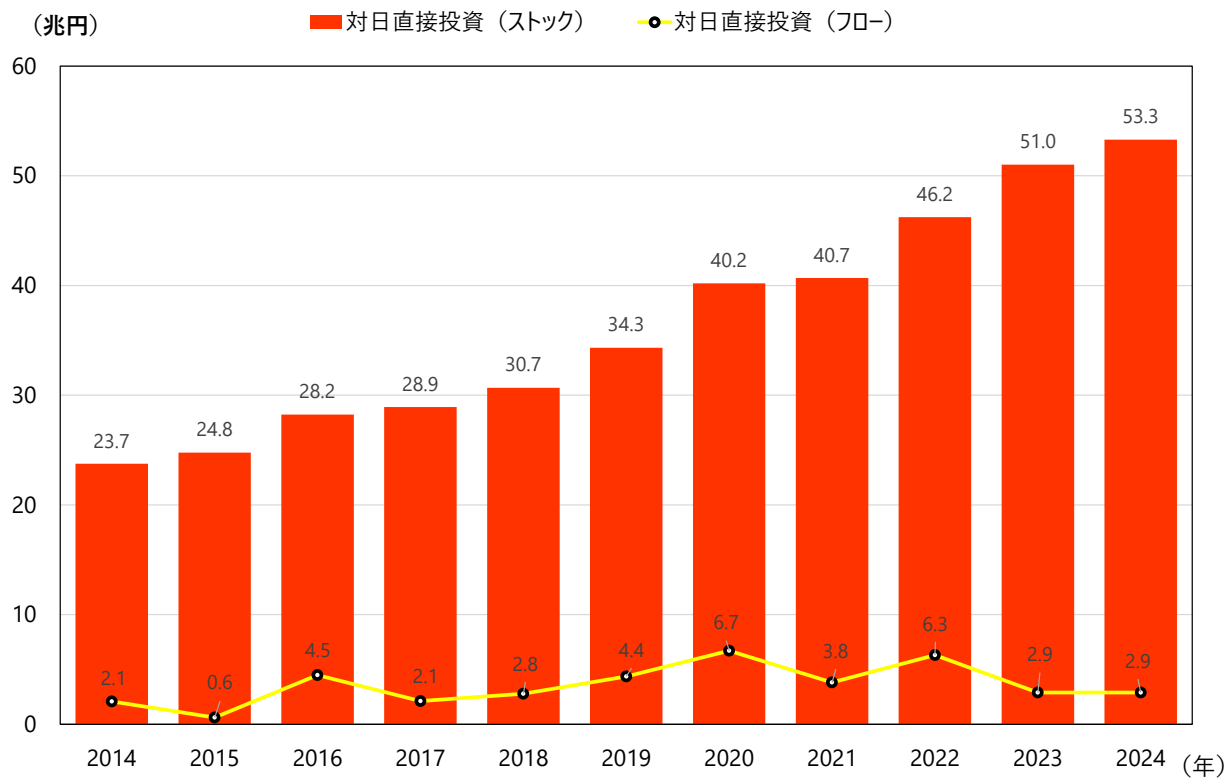

備考：資産負債原則に基づく。
資料：財務省・日本銀行「本邦対外資産負債残高」「対外・対内直接投資の推移」から作成。

2. 対日直接投資の業種及び投資元

2024 年末の対日直接投資残高の業種別割合を見ると、金融・保険業が 37%と大きく、その後は化学・医薬が 10%、輸送機械器具 10%、通信業 9%と続いている（第 2-2-3-2 図）。また、これらの業種別の動向について 2014 年からの推移を見ると、金融・保険業が継続して大きく、増加幅も大きい（第 2-2-3-3 図）。

第 2-2-3-2 図 対日直接投資残高の業種別割合（2024 年末）

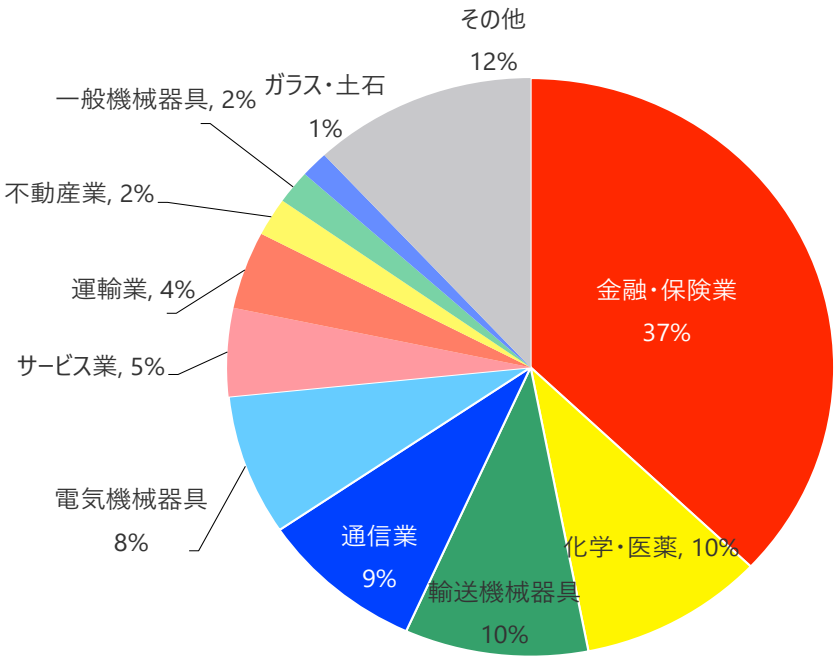

備考：親子関係原則に基づく。
資料：財務省・日本銀行「本邦対外資産負債残高」から作成。

第 2-2-3-3 図 業種別対日直接投資残高推移

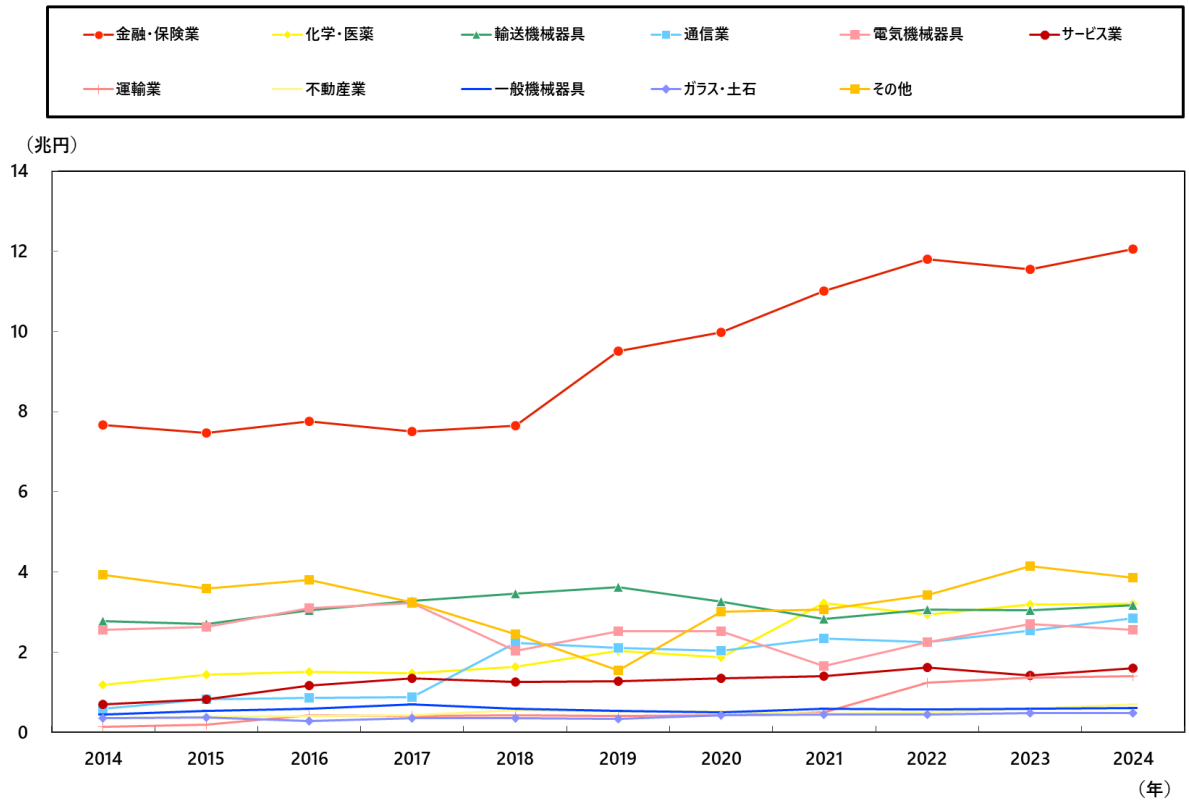

備考：親子関係原則に基づく。
資料：財務省・日本銀行「本邦対外資産負債残高」から作成。

投資元の地域を見ると、欧州が伸びを伴いながら一貫して最大となっている。また、北米とアジアからの投資も同額程度で増加しており、両者が次点を争っている（第 2-2-3-4 図）。投資元の国を細かく見ると、上から米国、英国、シンガポール、中国などが並んでいる（第 2-2-3-5 図）。

第 2-2-3-4 図 地域別対日直接投資の残高推移

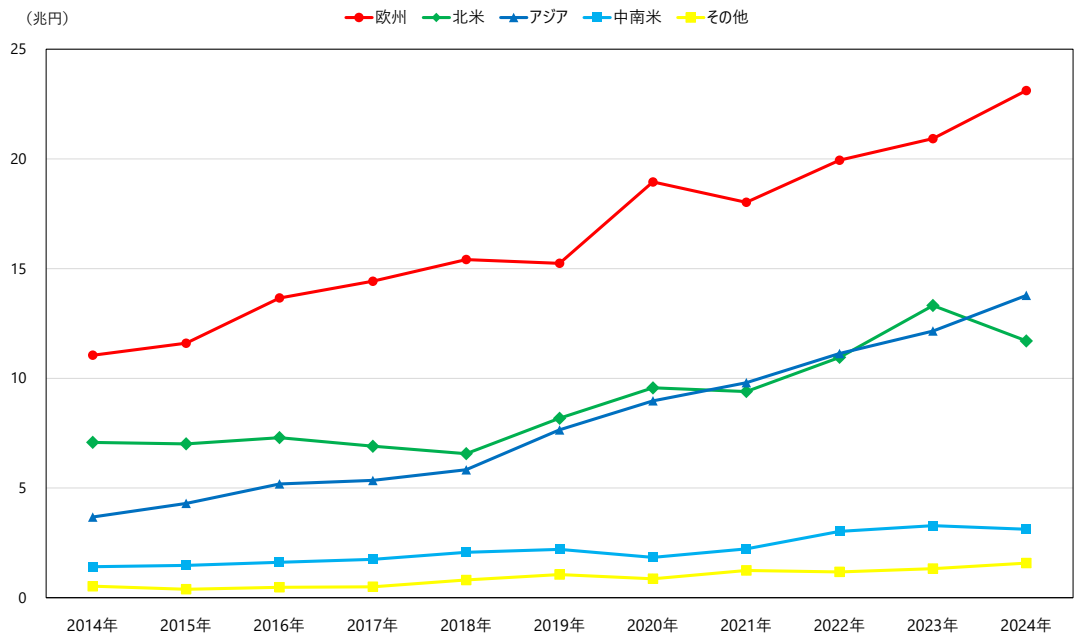

備考：資産負債原則に基づく。
資料：財務省・日本銀行「本邦対外資産負債残高」から作成。

第 2-2-3-5 図 対日直接投資残高の国・地域ごとの割合（2024 年）

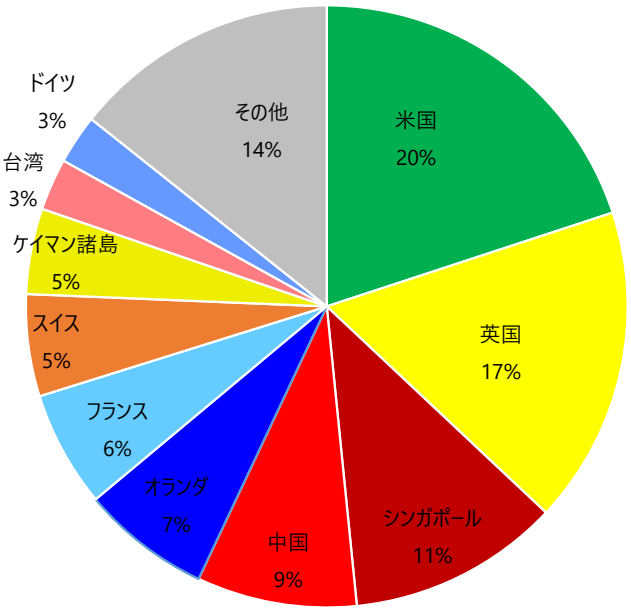

備考：中国には香港を含む。資産負債原則に基づく。
資料：財務省・日本銀行「本邦対外資産負債残高」から作成。

なお、対内直接投資（FDI）は、様々な観点から重要性が指摘されており、例えば Javorcik（2004）[128]は、FDI による知識のスピルオーバーは、外国企業と国内サプライヤーとの間の垂直的な連関を通じて生じやすく、特に下流に位置する国内産業に生産性向上の波及効果をもたらすと述べている。また、Alfaro 他（2004）[129]は、金融システムが十分に発達した国ほど FDI の恩恵を大きく享受していることを主張している。これは、FDI 誘致策のみならず国内金融市場の整備を同時に進めることが、FDI の効果を最大限に引き出す上で重要であることを示唆している。

3. 対日直接投資の取組

対内直接投資については、対日直接投資推進会議（経済財政政策担当大臣主宰）を司令塔として、政府横断で取組が進められている。同会議の下で、副大臣級の「海外からの人材・資金を呼び込むためのタスクフォース」が設置され、各施策の進捗状況のフォローアップや課題の把握が行われている。

こうした枠組みの下、2025 年 6 月に対日直接投資推進会議において「対日直接投資促進プログラム 2025」が決定された。同プログラムでは、対内直接投資残高の政府目標を、2030 年に 120 兆円、2030 年代前半のできるだけ早期に 150 兆円とすることが示された。骨太方針 2025 においても、対内直接投資の促進に向け、政府一丸となって取り組む方針が明記されている。

また経済産業省では、JETRO と連携して対内直接投資の促進に向けた取組を推進している。JETRO を通じて、対日直接投資に関心を有する海外企業に対し拠点設立に関する相談対応等の支援を行うとともに、日本企業と海外企業との協業を促進するためのビジネスプラットフォーム「Japan Innovation Bridge（J-Bridge）」を JETRO と共同で立ち上げ・運営している。

4. 日本へのグリーンフィールド投資の動向

本項では、日本へのグリーンフィールド投資の近年の状況について、fDi Markets によるデータを用いて分析を行う[130]。ここでは、2021～2025 年の 5 年間の累計を用いてデータを確認する[131]。

(1) 対日グリーンフィールド投資の対象の領域

まず、過去 5 年の対日グリーンフィールド投資がどのような領域に対してなされているかを確認する。

---

[128] Javorcik（2004）

[129] Alfaro 他（2004）

[130] fDi Markets のデータでは、グリーンフィールド投資は、新たな雇用と設備投資を生み出すクロスボーダーの新たな物理的拠点を生み出すもの、若しくは既存拠点を拡張するものとされており、M&A は含まれない。データは企業によって投資が公表された案件を集計しており、投資実績として作成されたものではないことに留意が必要。ただし、投資計画の修正の発表がされた場合にはデータの修正がなされている。投資金額が公表されていない場合には、fDi Markets が独自のアルゴリズムに基づいて推計をしている。

[131] fDi Markets のデータは随時更新されており、データ確認時点によって、その金額、件数などが異なる。本分析に使用したデータは 2026 年 2 月～3 月にアクセスしたものである。

① セクター分類

fDi Markets では、各投資は各セクターに分類されている。このセクター分類において、2021～2025 年の累計の投資件数を見ると、ソフトウェア・IT サービス、業務サービス、通信が上位となっている（第 2-2-3-6 図）。ここでの業務サービスには、例えば、専門的・科学的・技術的なビジネス向けのサービスを提供するための投資が分類されている。

第 2-2-3-6 図 対日グリーンフィールド投資のセクターごとの投資件数（2021～2025 年）

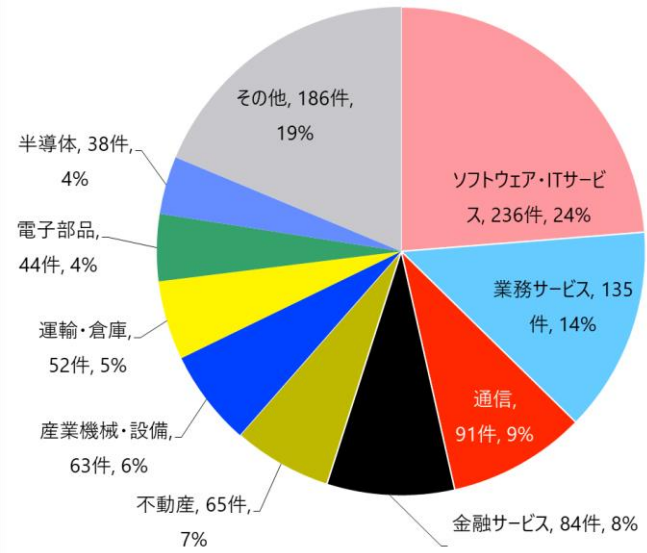

資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靱化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

投資額を見ると、半導体、通信、不動産がトップ 3 を占めている（第 2-2-3-7 図）。半導体セクターについては、投資件数は少ないものの投資額が大きく、これは工場建設などにより投資額が大きくなっていると考えられる。

第 2-2-3-7 図 対日グリーンフィールド投資のセクターごとの投資額割合（2021～2025 年）

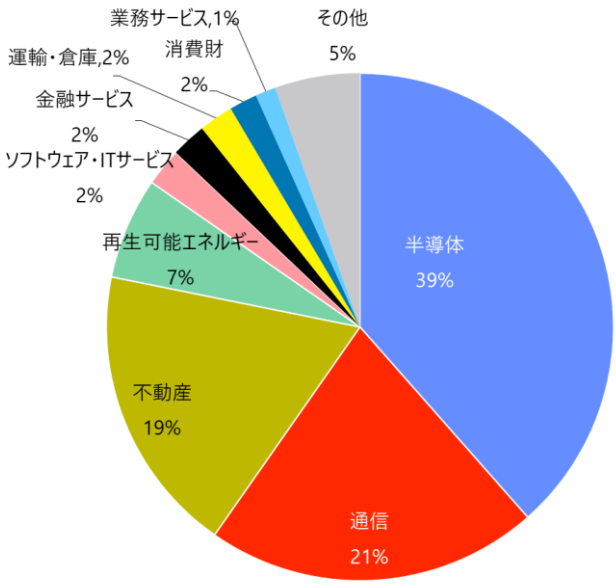

資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靱化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

② 対内グリーンフィールド投資の対象セクターの国際比較

投資案件数をセクターごとに見ると（第 2-2-3-8 図）、日本、ドイツ、米国は、最も多いセクターがソフトウェア・IT サービス、次いで業務サービスとなっており類似している。他方で、3 位以降からは、日本は通信、金融サービスとなっている点が特徴的である。通信は、データセンター、通信インフラなどが含まれる。金融サービスには、投資会社、投資ファンド、フィンテックなどが含まれる。

ドイツは、トップ 3 以降は、産業機械・設備や、電子部品が続き、工業・電子分野に対する投資がなされていることが特徴である。

米国も、4 位が産業機械・設備、5 位が電子部品となっており、ドイツと同様に工業・電子分野での投資が特徴的である。米国は不動産が 3 位となっており、住宅開発案件や、賃貸用オフィス等の商業施設開発などが含まれている。

中国は、1 位が産業機械・設備、3 位は運輸・倉庫となっているが、業務サービスが 2 位、ソフトウェア・IT サービスが 4 位と大きな位置付けを占める点は、他国と同様である。第 5 位である不動産は、大型ショッピングモールの建設案件、住宅・商業又はオフィス・モールの複合開発型商業施設の建設案件や、賃貸用オフィス等の商業施設建設案件などが含まれている。

第 2-2-3-8 図 対内 FDI のセクター別件数及び構成（2021～2025 年）

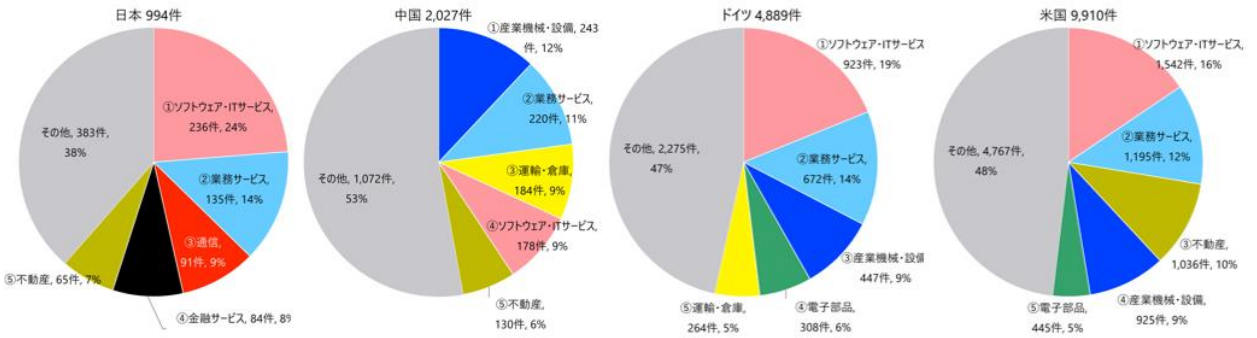

資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靱化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

(2) 研究開発と本社機能へのグリーンフィールド投資の国際比較

fDi Markets は、投資案件に対し、それぞれの投資がどのような機能を担うかという活動の類型を分類しており、研究開発、本社機能、製造、建設、保守・サービスなどの 17 分類がある。ここでは、研究開発と、本社機能への投資を取り上げる。

① 研究開発へのグリーンフィールド投資

まず、投資案件数に対する研究開発を目的とした投資の割合は、日本が 7%、ドイツが 7%、米国が 6%であるのに対して、中国は 12%となっている。

投資対象のセクターは（第 2-2-3-9 表）、各国において、ソフトウェア・IT サービスが最も多い。日本に対するソフトウェア・IT サービスでは、AI 関連などが含まれている。2 位以降は、日本は半導体、通信と続いている。ドイツ、米国、中国では化学やバイオが上位にランクしているのが特徴的である。

第 2-2-3-9 表 対内 FDI の研究開発活動におけるセクター構成（2021～2025 年）

順位	日本（68 件）	中国（249 件）	ドイツ（333 件）	米国（551 件）
1 位	ソフトウェア・IT サービス（25 件）	ソフトウェア・IT サービス（49 件）	ソフトウェア・IT サービス（91 件）	ソフトウェア・IT サービス（112 件）
2 位	半導体（10 件）	化学（31 件）	産業機械・設備（38 件）	**バイオ**（71 件）
3 位	通信（9 件）	産業機械・設備（22 件）	電子部品（35 件）	産業機械・設備（59 件）
4 位	産業機械・設備（4 件）	自動車部品（18 件）	**バイオ**（23 件）	通信（39 件）
5 位	業務サービス（4 件）	自動車（15 件）	化学（20 件）	業務サービス（30 件）

備考：括弧内は、投資件数。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靭化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

② 本社機能へのグリーンフィールド投資

次に、fDi Markets の活動類型の分類において、本社機能に分類される投資について注目する。本社機能は、地域・国内・事業部レベルでの本社機能を持つ場合に割り当てられている。

投資案件数に対する本社機能を目的とした投資の割合は、日本が 2%、中国が 4%、ドイツが 5%であるのに対して米国が 10%となっている。

セクターの観点では、日本に対する投資では、ソフトウェア・IT サービス、通信、業務サービスが多い（第 2-2-3-10 表）。最も件数が多い米国では、ソフトウェア・IT サービスの割合が最も高く、次いで産業機械・設備となっている。中国及びドイツでは、産業機械・設備の割合が最も高く、電子部品も含めて製造業への投資が特徴的である。

第 2-2-3-10 表 対内 FDI の本社機能としての活動におけるセクター構成（2021～2025 年）

順位	日本（24 件）	中国（83 件）	ドイツ（236 件）	米国（1,021 件）
1 位	ソフトウェア・IT サービス（5 件）	産業機械・設備（18 件）	産業機械・設備（44 件）	ソフトウェア・IT サービス（219 件）
2 位	通信（4 件）	業務サービス（7 件）	ソフトウェア・IT サービス（39 件）	産業機械・設備（174 件）
3 位	業務サービス（4 件）	電子部品（7 件）	業務サービス（23 件）	業務サービス（82 件）
4 位	金融サービス（3 件）	自動車部品（6 件）	電子部品（19 件）	電子部品（53 件）
5 位	運輸・倉庫（2 件）	ソフトウェア・IT サービス（5 件）	通信（12 件）	金融サービス（40 件）

備考：括弧内は、投資件数。
資料：Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靭化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

(3) 投資対象のセクターと対象となる都市の特徴

① 分析データ及び分析手法

さらに、fDi Markets のデータを用いることで、対日グリーンフィールド投資の状況について、都市類型の観点から分析を行った。fDi Markets の特徴として、投資先の都市・地域の情報があり、これを用いて都市類型ごとの対日直接投資の特徴を分析した[132]。

対日グリーンフィールド投資の状況を都市別に分析するに当たり、日本全国の都市を体系的に整理した国土交通省の「都市類型（a～j）」を用いた。本類型は、都市圏の役割や規模、交通特性に着目して、東京・名古屋・大阪を中心とする三大都市圏、札幌・仙台・広島・福岡・北九州などの地方中枢都市圏、地方中核都市圏、その他の都市といった階層構造のもとで、中心都市と周辺自治体からなる圏域を定義する枠組みである（第 2-2-3-11 表）[133]。

第 2-2-3-11 表 全国都市交通特性調査の都市類型対応表

都市類型			含まれる都市
a	三大都市圏	中心都市	さいたま市、千葉市、東京区部、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市など
b		周辺都市	取手市、所沢市、松戸市、稲城市、堺市、豊中市、奈良市など
c		周辺都市	青梅市、小田原市、岐阜市、豊橋市、春日井市、津島市、東海市、四日市市、亀山市、近江八幡市、宇治市、泉佐野市、明石市など
d	地方中枢都市圏	中心都市	札幌市、仙台市、広島市、北九州市、福岡市など
e		周辺都市	小樽市、千歳市、塩竈市、呉市、大竹市、太宰府市など
f		中心都市	宇都宮市、金沢市、静岡市、松山市、熊本市、鹿児島市など

[132] 対日投資に関する他のデータとして、日本銀行の統計があるが、同統計では投資元の国・地域別の情報は把握できるものの、日本国内のどの都市・地域に投資されたかという情報は把握できない。

[133] 本枠組みは都市圏内での位置（中心部／周辺部）や中心都市からの距離、通勤・通学圏の一体性などに基づき、市町村を三大都市圏中心都市・周辺都市、地方中枢・地方中核都市圏の中心・周辺都市、その他の都市など 10 の都市類型に区分している。本節では、この国土交通省の都市類型を対日 FDI の分析単位として採用し、都市類型ごとの投資額や分布の違いを調査した。当該都市類型は現在も全国都市交通特性調査（全国 PT 調査）で使われており、本分析においても fDi Markets の都市情報と照合させることで都市レベルの分析が可能となることから採用した。なお各都市における対日グリーンフィールドの投資データは fDi Markets の「投資先都市（Destination City）」から取得している。ただし、全データの約 3 割については都市情報が欠損しているため、本分析の対象から除外した。この処理による影響は、セクターごとに異なる点に注意が必要である。例えば、製造業やサービス業など案件数が多いセクターでは、都市情報の欠損が一部あっても全体の傾向への影響は限定的となる可能性があるが、半導体関連のように、案件数自体が少ないが大型案件が集中しているセクターでは、数件の案件が除外されるだけで、投資件数や投資額の分布が実態から乖離する可能性がある。そのため、こうしたセクターの分析結果については、慎重に解釈する必要がある。

g	地方中核都市圏（中心都市 40 万人以上）	周辺都市	小矢部市、小松市、磐田市、総社市、諫早市、臼杵市など
h	地方中核都市圏（中心都市 40 万人未満）	中心都市	弘前市、盛岡市、郡山市、松江市、徳島市、高知市など
i		周辺都市	高崎市、山梨市、海南市、安来市、南国市、浦添市など
j	地方中心都市圏その他の都市	—	湯沢市、伊那市、上越市、長門市、今治市、人吉市など

資料：国土交通省「全国都市交通特性調査　データ利用の手引き」（2024 年 3 月）から抜粋。

② 市類型別の分析結果

第 2-2-3-12 図と第 2-2-3-13 図は都市類型別に対日グリーンフィールド投資の投資件数及び投資額を示している。投資件数では特に「類型 a（三大都市圏の中心都市）」への投資が多く、対日グリーンフィールド投資の受け皿としての機能が見て取れる。投資額を見ると、同様に「類型 a」が最も多く、「類型 d（地方中枢都市圏の中心都市）」がこれに続いている（第 2-2-3-13 図）。「類型 e～j（地方中枢都市圏の周辺都市～地方中心都市圏）」については 10 件前後の案件数となっており、投資額も「類型 a～d」より小さい。

第 2-2-3-12 図　都市類型ごとの対日グリーンフィールド投資件数

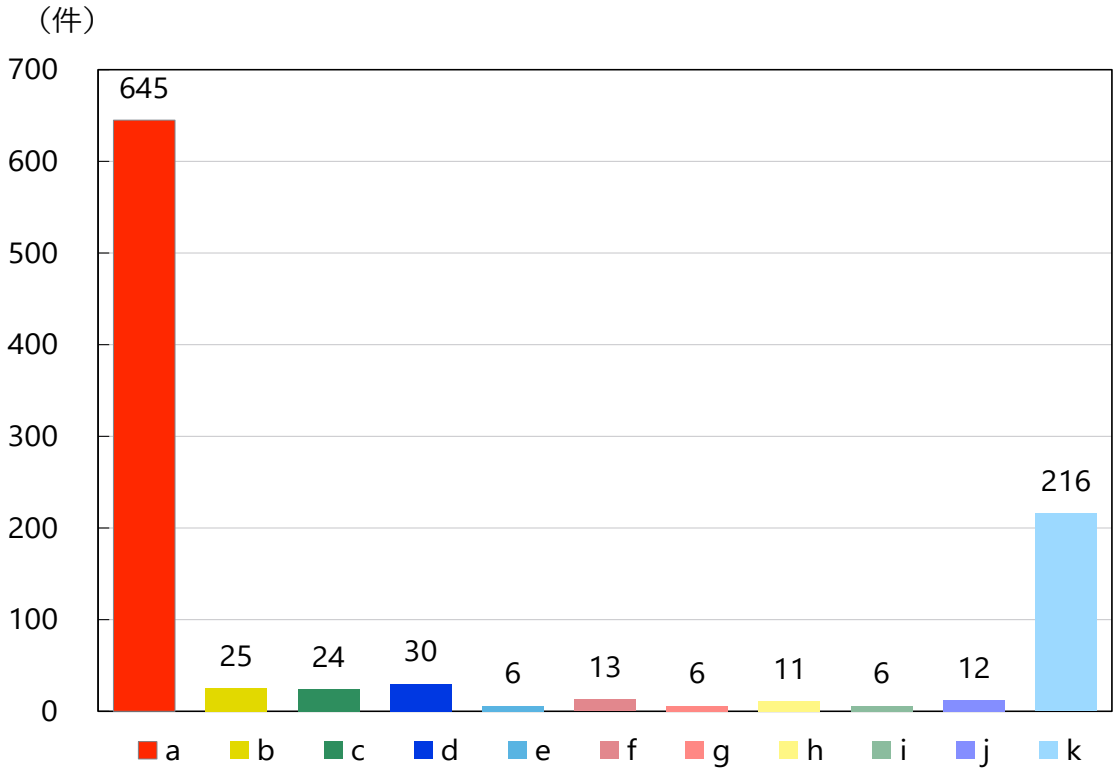

備考：都市類型ごとの対日 FDI の投資件数。類型「ｋ」は元データに都市情報の記載がなかったもの。
資料：国土交通省「都市類型対応表」、Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靱化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

第 2-2-3-13 図　都市類型ごとの対日グリーンフィールド投資額

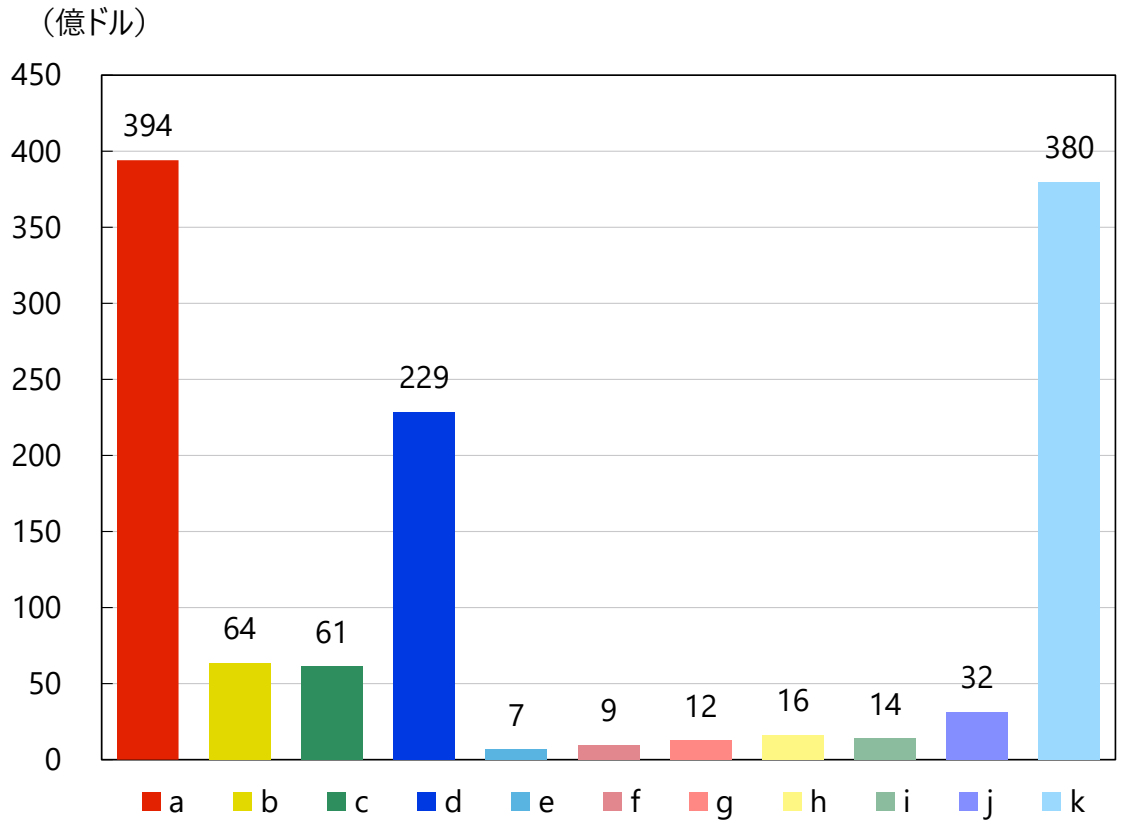

備考：都市類型ごとの対日 FDI の投資額。類型「ｋ」は元データに都市情報の記載がなかったもの。
資料：国土交通省「都市類型対応表」、Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靭化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

投資類型別にはどのような投資が行われているのだろうか。第 2-2-3-14 図によれば、三大都市圏では、通信及び不動産の 2 セクターが投資額全体の約 7 割を占めている。その後、金融サービス、半導体、運輸・倉庫が続いている。

地方中枢都市圏は、三大都市圏と異なり、半導体が約 9 割を占め、次に不動産となっており、この 2 セクターで投資額全体の大部分を占めている（第 2-2-3-15 図）。その後は運輸・倉庫、再生可能エネルギー、金融サービスが続いている。

最後に、その他地方中核都市圏及び地方中心都市圏（f～j）では、複数分野が比較的同じ割合で分布していることが見て取れる（第 2-2-3-16 図）。投資額上位のセクターから見ると、半導体、不動産、レジャー・娯楽、通信、再生可能エネルギーとなっている。

上記をまとめると、都市圏ごとに異なる業種の投資がなされていることが分かる。この背景には必要な土地の広さなど、その決定要因は様々あると考えられる。

第 2-2-3-14 図 都市類型別における対日 FDI 投資額のセクター内訳（三大都市圏）

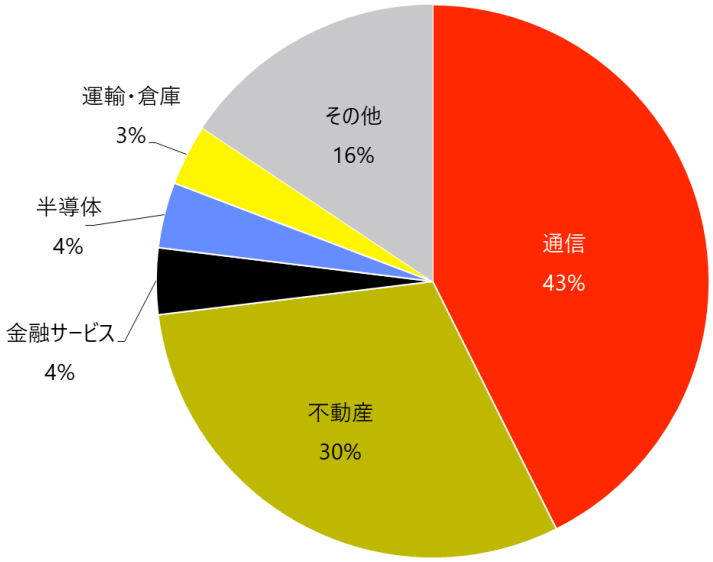

備考：投資額・件数から都市類型「a」から「c」までの投資合計額における内訳を掲載する。
資料：国土交通省「都市類型対応表」、Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靭化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

第 2-2-3-15 図 都市類型別における対日 FDI 投資額のセクター内訳（地方中枢都市圏）

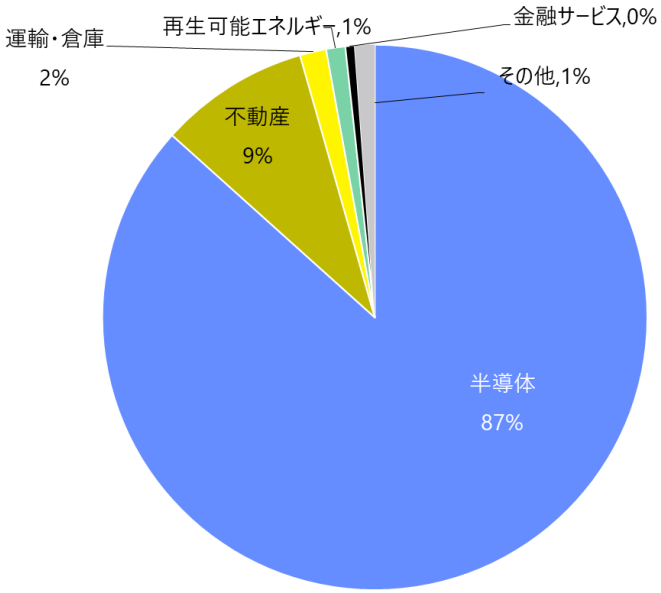

備考：投資額・件数から都市類型「d」と「e」の投資合計額における内訳を掲載する。
資料：国土交通省「都市類型対応表」、Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靭化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

第 2-2-3-16 図 都市類型別における対日 FDI 投資額のセクター内訳（地方中核都市圏及び地方中心都市圏）

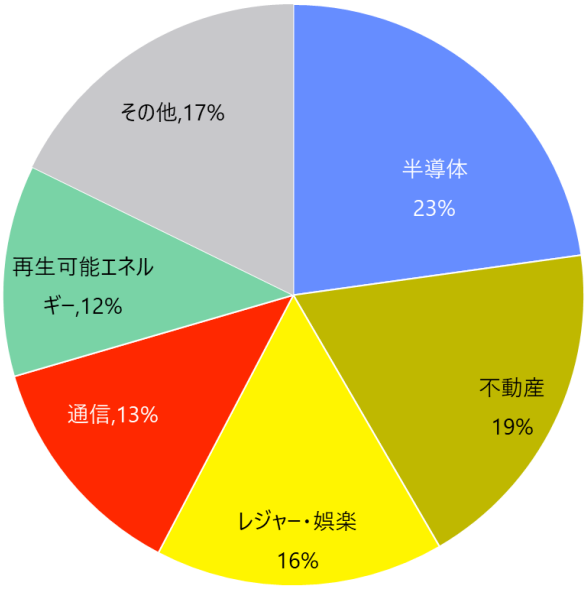

備考：投資額・件数から都市類型「f」から「j」までの投資合計額における内訳を掲載する。
資料：国土交通省「都市類型対応表」、Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靱化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

次に、活動類型の観点からデータを整理する。三大都市圏について見ると、投資の大部分を ICT＆インターネットインフラ及び建設が占めており、上述のセクター構成とおおむね対応しているように見える（第 2-2-3-17 図）。前者の ICT＆インターネットインフラは、例えばデータ処理が含まれ、後者の建設は商業・公共施設建築工事や工業施設建築工事が含まれている。例えば、物流拠点やデータセンターの建設が挙げられる。

地方中枢都市圏では、製造及び建設が投資額の大部分を占めており、例えば半導体関連の製造拠点整備と建設投資が含まれている（第 2-2-3-18 図）。

その他、地方中核都市圏及び中心都市圏では、建設と製造が全体の 7 割を占める（第 2-2-3-19 図）。前者には観光用のレジャー・娯楽施設と物流拠点の建設、後者には半導体や電子機器・関連部品の製造が含まれる。

このように活動類型についても都市圏によって異なる傾向が見られる。

第 2-2-3-17 図　都市類型別における対日 FDI 投資額の活動類型の内訳（三大都市圏）

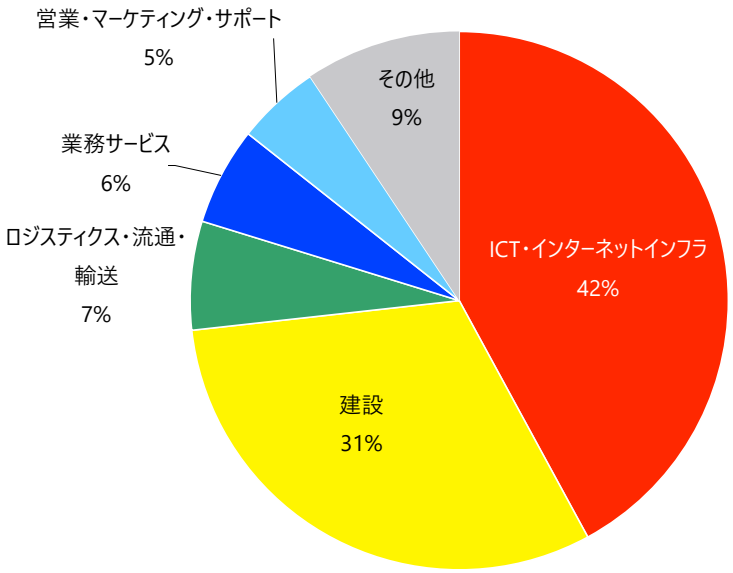

備考：投資額・件数から都市類型「a」から「c」までの投資合計額における内訳を掲載する。
資料：国土交通省「都市類型対応表」、Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靭化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

第 2-2-3-18 図　都市類型別における対日 FDI 投資額の活動類型の内訳（地方中枢都市圏）

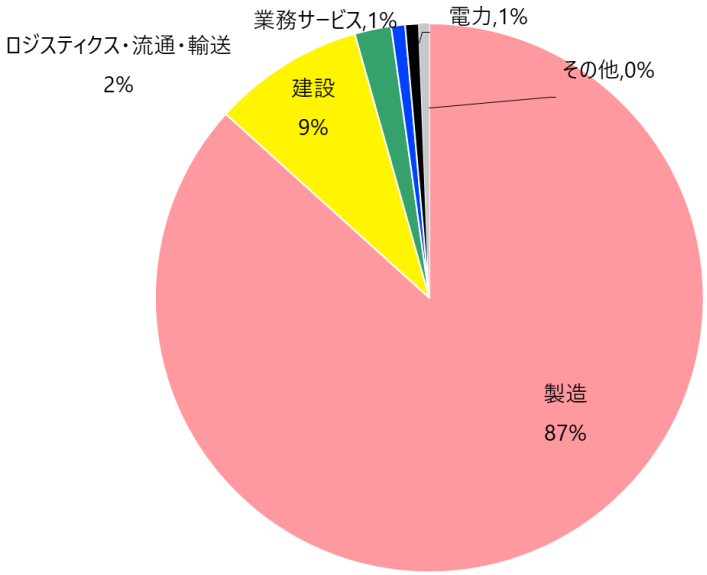

備考：投資額・件数から都市類型「d」と「e」のみの投資合計額における内訳を掲載する。
資料：国土交通省「都市類型対応表」、Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靭化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

第 2-2-3-19 図 都市類型別における対日 FDI 投資額の活動類型の内訳（地方中核都市圏及び中心都市圏）

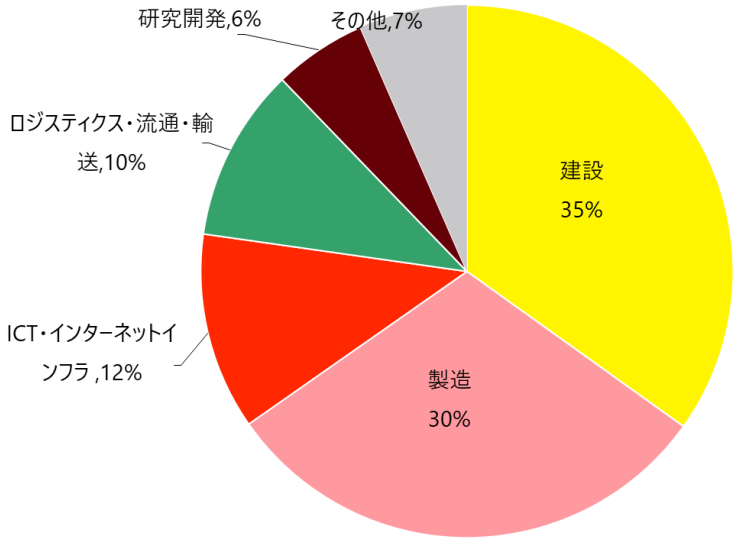

備考：投資額・件数から都市類型「f」から「j」までの投資合計額における内訳を掲載する。
資料：国土交通省「全国都市交通特性調査　データ利用の手引き」（2024 年 3 月）、Financial Times「fDi Markets」から合同会社デロイトトーマツ「令和 7 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（サプライチェーンの強靱化及び国際競争力の強化に向けた調査研究）」作成。

第3部 施策編

第1章 2025 年度の取組

第1節 国・地域ごとの取組

1. 北米

(1) 日米経済関係　最近の動き

① 米国による関税措置と日米協議

第 2 期トランプ政権は、2025 年 1 月の発足以降、新たな関税措置を続々と発表した。

1962 年通商拡大法第 232 条に基づく分野別関税として、2 月に鉄鋼・アルミ製品に対する 25%の追加関税（その後 6 月に 50%に引上げ）が発表された。その後、3 月には自動車・同部品に対して 25%の追加関税が発表された。その後も、航空機、半導体、医薬品等に関し、同条に基づく調査開始や調査に基づく関税措置の発表が行われた。

また、2025 年 4 月 2 日、トランプ大統領は国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づく「相互関税」を発表し、ほぼ全ての国に 10%の関税が課され、対米黒字計上国に対しては更に個別の高い関税（上乗せ税率）が課されることとなった（日本に対する上乗せ税率は 14%と発表）。その後、上乗せ税率については、一時停止期間が設けられた。

米国による一連の関税措置を受けて、4 月 7 日、日米首脳電話会談が行われた。そして、翌 8 日、米国の関税措置に関し総合的な対応を図るため、内閣に「米国の関税措置に関する総合対策本部」を設置し、また、赤澤経済再生担当大臣が米側との協議にあたる担当閣僚として指名されたことが発表された。

赤澤大臣は 4 月以降累次にわたり訪米するなどして米国と協議を行い、8 度目の訪米中である 7 月 22 日（米国東部時間）に日米間で合意に至った。その主な内容は以下のとおりである。

・自動車及び自動車部品について、本年 4 月以降に課された 25%の追加関税率を半減し、既存の関税率を含め 15%とし、「上乗せなし（MFN 関税率を含めて 15%、MFN 関税率が 15%以上の品目については 15%となる、いわゆる『ノンスタッキング』）」とすること。
・相互関税についても、既存の関税率を含め 15%とし、「上乗せなし」とすること。
・半導体、医薬品について、仮に将来、分野別関税が課される際も、我が国が他国に劣後する扱いとならないこと。
・対米投資を通じて、日米がともに利益を得られる強靭なサプライチェーンを構築していくために日米で緊密に連携をしていくこと。その実現のために日本企業が関与する医薬品や半導体等の重要分野での対米投資を促進すべく、政府系金融機関が最大 5,500 億ドル規模の出資、融資、融資保証を提供可能とすること。

その後 9 月 4 日に、7 月 22 日の合意に基づき、トランプ大統領が、我が国に対する関税の引下げ措置に関する大統領令に署名し、相互関税は 8 月 7 日より遡及して関税率の引下げが適用され、自動車・自動車部品関税の引下げや航空機・航空機部品への追加関税を無税とする措置が、9 月 16 日より適用された。このほか、9 月 4 日には赤澤大臣がラトニッ

ク米国商務長官との間で、前述の米国への投資に係る合意（「戦略的投資イニシアティブ」）について、日米の共通理解を確認するため、「日本国政府及びアメリカ合衆国政府の戦略的投資に関する了解覚書」に署名したほか、日米両国が 7 月 22 日の日米間の合意におけるコミットメントを再確認する「2025 年 7 月 22 日の日米間の枠組み合意についての共同声明」を発出した。

② 関税措置に関する日米間の合意後の動き

(i) 2025 年 10 月　高市内閣総理大臣就任後、初めての対面での首脳会談を開催

2025 年 10 月に、トランプ大統領が公式実務訪問賓客として訪日し、同月 28 日に、高市内閣総理大臣との間で首脳会談、署名式、ワーキング・ランチを行った。一連の行事を通じ、経済面においては、両首脳が関税に関する日米間の合意について両国による迅速かつ継続的な取組を確認する文書（「合意の実施　―日米同盟の新たな黄金時代に向けて―」）に署名し、日米両国の経済を更に力強く成長させることを確認したほか、重要鉱物及びレアアースに関する文書（「採掘及び加工を通じた重要鉱物及びレアアースの供給確保のための日米枠組み」）に署名し、重要鉱物・レアアースに加え、AI を始めとした重要技術、造船など、幅広い分野において、経済安全保障の取組を一層強化していくことでも一致した。

閣僚級でも、赤澤経済産業大臣がラトニック米国商務長官との間で、経済安全保障の強化に向けた日米間の協力を含む幅広い分野について意見交換を行い、今後の日米関係強化のために様々なレベルで連携を深化させていくことを確認した。

さらに、日米両政府は「日米間の投資に関する共同ファクトシート」を発表し、9 月 4 日に日米両国が署名を行った 5,500 億ドルの戦略的投資に関する了解覚書の対象となる案件も含め、今後、日米両国のサプライチェーン強靱化に資する様々なビジネス上の取組が推進されることについて、強い期待を表明した。

(ii) 2026 年 2 月　赤澤経済産業大臣の訪米・重要鉱物会合への出席

2026 年 2 月 11 日から 14 日にかけて、赤澤経済産業大臣は米国・ワシントン D.C.を訪問し、ラトニック米国商務長官と会談を行った。

同月 13 日には、赤澤大臣はグリア米国通商代表主催の重要鉱物に関する貿易大臣会合に出席した。同会合には、オンラインにて、豪州、カナダ、EU、フランス、ドイツ、インド、イタリア、メキシコ、韓国、英国の閣僚級も参加した。会合では、重要鉱物の強靱なサプライチェーンの構築に向けた協力の在り方について、活発な議論が行われた。赤澤大臣は、我が国の技術革新・産業競争力強化に向けて重要鉱物の安定供給確保・サプライチェーン強靱化は重要であり、国内外一体で政策を進めていく必要があること、日本として、産業の実態を踏まえつつ、同志国とともに積極的に議論を進めていくこと等について発言した。

(iii) 2026 年 2 月　戦略的投資イニシアティブ第一陣案件の発表

日米政府の「戦略的投資イニシアティブ」については、2025 年 9 月に発表された了解覚書に基づき、同年 12 月以降、日米両国による協議委員会が行われたが、2 月 18 日、日米両政府は「戦略的投資イニシアティブ」について、米国内における次の三つのプロジェクトを第一陣として推進することで、日米両国で一致した旨発表した。

① 日米両国ともに特定国への依存度の高い、自動車・航空・半導体の部素材の加工に使用する工業用の人工ダイヤの製造プロジェクト
② 世界全体のエネルギー需要の高まりを踏まえた、米国産原油の輸出インフラ・プロジェクト
③ AI データセンター等に電力を供給するガス火力プロジェクト

これらのプロジェクトは、重要鉱物、エネルギー、AI・データセンターといった経済安全保障上重要な戦略分野において日米が協力してサプライチェーンを作り上げるものであり、また、日本企業にとっては、関連設備・機器を供給すること等によるビジネスの拡大が見込まれるものである。また、そのサプライチェーンで部品等を供給する中小企業の利益にもつながるものである。

(iv) 2026 年 2 月～　米国連邦最高裁判所による IEEPA に基づく関税の違法・無効判決及び新たな関税措置

2026 年 2 月 20 日（米国東部時間）、米国の連邦最高裁判所は IEEPA（国際緊急経済権限法）に基づく、相互関税等の関税措置が違法・無効であるとの判断を下した。同日、米国政府は IEEPA に基づく関税の徴収を同月 24 日より停止する旨及び 1974 年通商法 122 条に基づき、日本を含む幅広い国・地域に対し、最大 150 日間、10%の追加関税措置を講ずる旨を発表し、同月 24 日より、同条に基づく関税の徴収が開始された。また、1974 年通商法 301 条に基づき、日本を含む各国に対して、3 月 11 日に製造業における構造的な過剰生産能力及び生産に関する調査を、翌 12 日に強制労働に関する調査を、それぞれ開始したことを発表した。

日本政府としては、2 月 20 日になされた米国政府による発表を踏まえ、速やかに、通関等の現場の混乱により日本企業を含む輸入者に悪影響が生じないようにしてほしい旨を、米国政府に対し伝達した。また、同月 23 日には、赤澤経済産業大臣が、ラトニック米国商務長官とオンライン会談を行い、米国政府が新たな関税措置をとる中で、日本の扱いが昨年の日米間の合意より不利になることがないよう、申入れを行った。また、ラトニック米国商務長官との間で、日米両国が、昨年の日米間の合意を引き続き、誠実かつ速やかに実施することを改めて確認した。さらに、翌 3 月 5 日から 8 日にかけて、赤澤経済産業大臣は米国・ワシントン D.C.を訪問し、現地時間 6 日に、米国商務省においてラトニック米国商務長官と会談を行った際、米国政府による通商法 122 条に基づく関税措置や、米国政府が同 301 条に基づく措置の示唆を行っていることに関して、次の 4 点について申入れを行った。

① 通商法 122 条に基づく関税について、日本の扱いが昨年の日米間の合意より不利になることがないようにすること。
② 米側が示唆している、通商法 122 条に基づく関税の 15%への引上げは、日本を対象としないこと。
③ 米側が今後検討すると発信している、通商法 301 条に基づく措置についても、昨年の日米間の合意より不利になることがないようにすること。
④ 昨年の日米間の合意以上の追加的な措置を日本に対して求めないこと。

(v) 2026 年 3 月　高市内閣総理大臣の訪米（日米首脳会談、戦略的投資イニシアティブ第二陣案件公表、重要鉱物における合意　など）

高市内閣総理大臣は、3 月 18 日から 21 日にかけて米国・ワシントン D.C.を訪問し、日米首脳会談が行われた。赤澤経済産業大臣も高市内閣総理大臣に同行し、首脳会談を始めとした行事に出席した。

日米首脳会談を始めとした一連の行事を通じ、経済分野に関しては、イラン情勢を巡り重要性が増しているエネルギーの安定供給の確保、重要鉱物、AI を含む先端技術分野など、経済安全保障分野での日米協力を一層強化することで一致した。

エネルギー分野については、エネルギー安全保障の観点を含め、中東地域の平和と安定に向けて、引き続き、日米間で緊密に意思疎通を続けていくことで一致した。さらに、日本から、エネルギーの安定供給に関して、日本やアジアにおける原油調達を念頭に、米国産エネルギーの生産拡大に日米で共に取り組んでいくことを確認し、さらに日本において米国から調達する原油を備蓄する共同事業を実現したい旨を、高市内閣総理大臣からトランプ大統領に伝えた。

また、日米両政府は、高市内閣総理大臣の訪米に際して、「日米間の戦略的投資に関する共同発表」を発出し、その中で、次の 4 点を表明した。

① 日米政府の戦略的投資イニシアティブの下での第一陣プロジェクトの実施における着実な進捗を歓迎する。
② 第二陣プロジェクトとして、テネシー州・アラバマ州における小型モジュール炉（SMR）の建設プロジェクト及びペンシルベニア州・テキサス州における天然ガス発電施設の建設プロジェクトに関して、2025 年 9 月 4 日付けの了解覚書に沿って、その詳細について、連携しつつ、誠実かつ迅速に、更なる作業を行う意図を有する。
③ SMR、大型原子炉及び日本への輸出増加のための原油インフラを含む、重要かつ有望なプロジェクトについて考慮すべく、了解覚書に沿って協議委員会プロセスを進めることを期待する。
④ 今後とも両国における重要なサプライチェーンの強化に資する更なるビジネス上の取組を支援するとのコミットメントを新たにする。

これらのプロジェクトは、経済安全保障上重要な戦略分野において日米が協力してサプライチェーンを作り上げるものである。また、第二陣プロジェクトの発表を通じて、日米がエネルギーの安定供給に共に取り組んでいく姿勢を示すことは、国際的な電力需要が急速に増大する中で、また中東情勢を始めとする現下の状況に照らしても、非常に重要である。また、日本企業にとっては、関連設備・機器を供給することによるビジネスの拡大も見込まれるものである。

その他、重要鉱物についても、日米連携によるサプライチェーン強靱化に向けて、「重要鉱物サプライチェーン強靱性のための日米アクションプラン」、「日米重要鉱物プロジェクト協力に関する共同ファクトシート」、「深海鉱物資源開発に関する協力覚書」、という三つの文書を取りまとめた。

「重要鉱物サプライチェーン強靱性のための日米アクションプラン」には、重要鉱物に係るプライス・フロア等の貿易政策・メカニズム、中流・下流産業の競争力の維持・強化、

サプライチェーンの強靱性確保に必要な措置等について、関係国と共に協議を行うことが盛り込まれた。

「日米重要鉱物プロジェクト協力に関する共同ファクトシート」には、日米両国が、3 月 14 日に東京で開催された日米鉱業鉱物金属投資大臣会合において、重要鉱物サプライチェーンの強靱化に資するプロジェクトへの協力が確認されたことを歓迎した上で、さらに、米国内における銅・レアアースの案件や、両国のサプライチェーン強靱化に寄与する第三国での案件など、具体的なプロジェクトを推進し、日米の重要鉱物サプライチェーンの強靱化に向けて協力していくことが盛り込まれた。

また、赤澤経済産業大臣とラトニック米国商務長官は、海洋鉱物資源開発における協力を促進するため「深海鉱物資源開発に関する協力覚書」に署名した。同協力覚書では、日米でワーキンググループを設置し、南鳥島周辺海域のレアアース泥を含む海洋鉱物資源開発における協力の可能性について検討するとともに、専門家及び研究者や産業界との交流を進めていくことが確認された。

⑵ 日米貿易投資関係の更なる発展に向けた取組

日本からの対米投資残高は、2024 年末時点で 8,192 億ドル（前年比 258 億ドル増）であり、2019 年以降、6 年連続で日本は米国にとって国別で世界第一位の投資元となった[134]。また、在米日本企業による米国内の雇用者数も年々増加し、2023 年末時点で 102.6 万人（世界第 2 位）という初めて 100 万人の大台を突破するものとなった[135]。

このように日本企業の米国地域経済への影響力が高まる中、経済産業省と JETRO は、日本企業の米国における活動を一層後押しすべく、①日本企業による米国経済への貢献について発信、②州政府と連携して対米投資を支援、③第 2 次トランプ政権への対応、などを行った。特に、③第 2 次トランプ政権への対応では、2025 年 7 月の日米関税合意の内容も踏まえ、日米のサプライチェーン強靱化を支援するため、経済安全保障上、戦略的に重要である半導体や量子等の分野でのミッション派遣等の実施や、関税措置を受けた相談窓口の設置・情報発信強化の取組を行った。2025 年 2 月に設置された日本企業向けの当該相談窓口には、2026 年 3 月時点で 4,500 件を超える相談が寄せられ、JETRO が対応を行った。

これらの取組は、2025 年 12 月に実施された「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース（「各地各様のアプローチ」）」第 8 回フォローアップ会合（議長：尾崎内閣官房副長官）でも報告された。また、同会合においては、トランプ政権発足後の米政府の動きや、日米首脳会談を始めとする日米関係の推移に鑑み、「経済分野での日米協力推進のための重点分野」として①日米両国の経済成長につながる協力、②成長投資と人材力の強化、③日本の貢献に関する米国民の認知向上、を大きな柱とする「行動計画 4.0」が新たに策定された。

さらに、2025 年は日米両国の政府関係者や財界人が集まり、日米経済の諸課題について協議・政策提言を行う日米財界人会議や、米国中西部諸州が集まる日本・米国中西部会、

---

134 Bureau of Economic Analysis, *Direct Investment by Country and Industry, 2024*, https://www.bea.gov/news/2025/direct-investment-country-and-industry-2024

135 Bureau of Economic Analysis, *Activities of U.S. Affiliates of Foreign Multinational Enterprises, 2023*, https://www.bea.gov/news/2025/activities-us-affiliates-foreign-multinational-enterprises-2023

同じく米国南東部諸州が集まる日本・米国南東部会といった会合が日本で開催され、加藤経済産業大臣政務官や松尾経済産業審議官が出席し、日米経済関係の重要性を発信するとともに、貿易・投資等における日米の経済交流について意見交換を行った。

また、メリーランド州ムーア知事、ニューメキシコ州グリシャム知事、ワイオミング州ゴードン知事、モンタナ州ジアンフォーテ知事の来日機会をとらえ、古賀経済産業副大臣、松尾経済産業審議官が会談を行った。さらに、上院議員や州下院議員団、商工会議所、米国企業幹部と経済産業省幹部が面談を行い、日本企業と米国社会の歴史的関係や、投資・雇用等の地域経済への貢献、継続的なグラスルーツ連携の重要性を訴えた。

(3) 日加経済関係

日本とカナダは、普遍的価値を共有するインド太平洋における重要なパートナー国である。カナダはエネルギー・重要鉱物に恵まれた資源国であるとともに、先端産業技術研究の分野等でも強みを有しており、日本にとってサプライチェーン強靱化や国際社会におけるルール形成の観点からも重要なパートナーであり、これらの観点から、経済産業省は、カナダ政府との連携を積極的に図っている。2023 年に署名した蓄電池サプライチェーンに関する協力覚書に基づき、日本企業によるカナダ進出の円滑化と、日加間の持続可能で信頼性のあるバッテリーサプライチェーンの構築を進めている。2025 年には第 2 回局長級対話を東京で開催し、日本からは野原商務情報政策局長、カナダ側はチャン天然資源省上級次官補が参加。持続可能で信頼性のあるグローバルなバッテリーサプライチェーンの構築に向けて、政策情報の交換、貿易・投資促進策、研究開発について更なるアクションを進めていくことで一致した。

2023 年に署名した量子･AI 等の産業技術分野に関する政府間の日加協力覚書に基づき、日加間における①先進製造、②AI、③クリーン技術、クリーンエネルギー及び炭素削減技術、④ライフサイエンス、⑤量子、⑥半導体などの科学技術分野の協力の発展を図っている。2026 年 2 月には第一回産業研究開発政策対話をオンラインで開催し、日本からは菊川イノベーション・環境局長、カナダ側はドスタル革新・科学・経済開発省上級次官補が参加。量子等の協力分野におけるこれまでの協力の進展を確認した上で、両国におけるイノベーションの加速及び産業競争力の確保に資する共同研究開発や人材交流の一層の促進に向け、更なる協力について検討を進めていくことで一致した。

エネルギー分野においては、2025 年 10 月、山田経済産業副大臣は、G7 エネルギー・環境大臣会合の機会にホジソン･エネルギー天然資源大臣と会談し、LNG、原子力、蓄電池、重要鉱物に関する二国間協力等について意見交換し、経済産業省とカナダ天然資源省との間のエネルギー資源分野における協力に関する共同声明を発出した。

2025 年 11 月、赤澤経済産業大臣がジョリー産業大臣兼ケベック地域経済開発大臣と会談した。赤澤大臣からは、経済産業省の重要政策やこれまでの両国間の経済協力の進展について言及し、重要鉱物や産業科学技術を始めとする更なる協力の可能性について意見交換を行った。また、カナダ政府による鉄鋼製品に対する関税割当措置及び特定の鉄鋼派生品への関税措置について、遺憾である旨を伝え、措置の見直しを求めた。

首脳級においては、2026 年 3 月、高市内閣総理大臣が、訪日中のカーニー首相と日加首脳会談・ワーキングディナーを行うとともに、日カナダ共同声明に署名した。両首脳は、

日加関係を「包括的戦略的パートナーシップ」へ格上げすることで一致するとともに、高市内閣総理大臣から、LNG カナダのアジア向け生産開始やオンタリオ州での小型モジュール炉（SMR）建設開始など、エネルギー分野での具体的な進展を歓迎した。また両首脳は、新たに経済安全保障対話を立ち上げることで一致するとともに、バッテリーサプライチェーンや AI・量子等の先端技術・イノベーション分野での取組を推進していくことで一致した。さらに両首脳は、国際社会において重要鉱物等の輸出規制の懸念が高まる中、重要鉱物に関する協力を含めたサプライチェーン強靱化における連携を強化することで一致した。

経済産業省は、JETRO による、日・カナダ企業の協業連携（J-Bridge）、カナダ企業の日本進出支援（Invest Japan）、日系スタートアップのカナダでのビジネス展開支援（J-StarX）などを通じて、両国企業の相互進出・連携を後押ししている。その一環として、2025 年 5 月にバンクーバーで開催されたテック系スタートアップ展示会「Web Summit Vancouver 2025」においては、両国企業の協業連携促進をめざし、日本企業とカナダのスタートアップのマッチングの支援等を実施した。

2. 欧州

(1) EU 関係

EU（欧州連合）は、27 か国が加盟し、人口約 4.5 億人[136]、名目 GDP は世界全体の 2 割近く[137]を占める政治・経済統合体である。EU は、域外に対する統一的な通商政策を実施する世界最大の単一市場を形成し、単一通貨のユーロには、21 か国が参加している。自由、民主主義、法の支配、人権などの基本的価値を共有する我が国にとって、重要なパートナーである。

EU は 2019 年の欧州グリーン・ディール[138]を起点に、気候中立と産業競争力の強化を同時に進める政策体系を構築している。ドラギ元欧州中央銀行総裁は、フォン・デア・ライエン欧州委員会委員長からの諮問を受け、2024 年 9 月に「欧州の競争力の将来」レポート（ドラギレポート）を公表。これを踏まえ欧州委員会は、2025 年 1 月に「競争力コンパス」を公表した。また、2024 年に EU 規則として成立したネットゼロ産業法（Net Zero Industry Act）[139]は、太陽光・風力・電池などの主要なクリーン技術について、2030 年までに EU 域内生産で年需要の 40%を賄うことを目標とし、許認可迅速化、戦略的プロジェクト支援、CO_2貯留能力拡大などを進めるもの。欧州委員会は 2025 年 2 月には、「気候変動に対処し、競争力を強化し、経済の強靱性を確保し、人材を保持するための事業計画」として、「クリーン産業ディール」を発表した。

---

136 外務省「欧州連合（EU）概況」、2026 年 1 月 15 日、https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/data.html（2026 年 3 月 24 日閲覧）

137 外務省「日 EU 経済関係資料」、2026 年 2 月、https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100510867.pdf（2026 年 3 月 24 日閲覧）

138 欧州グリーン・ディール（2019）、*European Commission – European Green Deal*、https://ec.europa.eu/info/strategy/priorities-2019-2024/european-green-deal_en (ec.europa.eu in Bing)

139 Net-Zero Industry Act（NZIA）提案（2023 年 3 月 16 日）、https://single-market-economy.ec.europa.eu/industry/sustainability/net-zero-industry-act_en (single-market-economy.ec.europa.eu in Bing)、成立（Regulation (EU) 2024/1735）

2023 年 6 月に欧州委員会は「欧州経済安全保障戦略」[140]を公表し、重要技術・供給網・重要インフラ・経済的威圧の 4 領域をリスクとして特定した。この文書は、産業政策・研究政策・貿易政策を「経済安全保障」の観点で統合する基盤となり、EU が保護すべき技術領域を明確化した。さらに 2025 年 12 月には、経済安全保障戦略を補強する新たな経済安全保障共同文書を公表し、重要技術リストの更新、研究安全保障の強化、対外投資管理制度の方向性を提示した。これにより EU は、リスクの特定から管理・制度化へと政策段階を進めた。

2026 年 3 月 4 日、欧州委員会は産業加速化法案（Industrial Accelerator Act）[141]を公表した。同法案は、EU 域内の製造業の活性化、企業成長、雇用創出の促進や産業におけるクリーンな技術の導入を支援するもので、2035 年までに製造業の EU・GDP に占める割合を 20%に引き上げる目標を掲げている。具体的には、エネルギー集約産業（鉄鋼・セメント等）やネットゼロ技術（蓄電池、太陽光、風力、ヒートポンプ等）、自動車サプライチェーン（EV、電池等）を対象に、公共調達や公的支援における低炭素要件・「EU 原産要件」の導入や、外国直接投資への条件設定、許認可手続の簡素化、産業クラスターの形成といった措置が盛り込まれているなど、域内産業の保護・強化を図る姿勢を鮮明化している。

これら産業・安全保障政策を支える財政基盤として、欧州委員会は 2025 年 7 月、次期多年度予算枠組みにおいて競争力基金（Competitiveness Fund）[142]の創設を提案し、クリーン技術・デジタル・重要原材料・防衛などの戦略分野への投資集中を図る方針を示した。防衛分野では、欧州防衛基金（European Defence Fund, EDF）[143]による研究・能力開発支援や、欧州防衛産業強化のための共同調達法（European Defence Industry Reinforcement through Common Procurement Act, EDIRPA）[144]による共同調達の枠組み整備を通じて域内生産能力の強化が進められてきた。 2025 年 5 月に施行された SAFE（Security Action for Europe）は、EU の防衛産業の生産能力拡大、加盟国間の共同調達の促進、弾薬・ミサイル・防空能力などの供給確保を目的とする包括的な支援パッケージであり、EDF・EDIRPA を補完する新たな政策手段として位置づけられている。SAFE は、EU の安全保障上の緊急ニーズに対応しつつ、欧州防衛産業の競争力と即応性を高めることを狙いとしている。

我が国と EU は、経済安全保障、デジタル、エネルギーといった戦略分野を中心に協力を深化させた。2025 年 5 月には第 6 回日 EU ハイレベル経済対話が東京で開催され、武藤経済産業大臣及び岩屋外務大臣と、シェフチョビチ欧州委員が出席した。同会合では、WTO を中核とするルールに基づく多国間貿易体制の維持・改革に向けた協力を確認する

---

[140] 欧州経済安全保障戦略（Joint Communication, 2023 年 6 月 20 日）*JOIN(2023)20 final*、https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=JOIN%3A2023%3A20%3AFIN (eur-lex.europa.eu in Bing)

[141] Industrial Accelerator Act（産業加速化法, 2025 年 3 月 4 日公表）、*European Commission – Industrial Accelerator Act*、https://single-market-economy.ec.europa.eu/publications/industrial-accelerator-act_en

[142] Competitiveness Fund（次期 MFF 提案）、*European Commission – MFF Review / Competitiveness*、https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_24_3742 (ec.europa.eu in Bing)

[143] European Defence Fund（EDF）、https://defence-industry-space.ec.europa.eu/eu-defence-industry/european-defence-fund-edf_en (defence-industry-space.ec.europa.eu in Bing)

[144] EDIRPA（欧州防衛産業強化措置）、https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32023R1525

とともに、非市場的政策や過剰生産能力への懸念を共有し、透明性・多角化・信頼性に基づくサプライチェーン強靱化、重要鉱物サプライチェーンの安定化、量子・AI 等の重要技術の保護・促進に関する連携を強化する方針で一致した。また、経済的威圧への対応や、G7 を通じた国際協調の必要性についても認識が共有された。

2025 年 7 月に、日 EU ビジネス・ラウンドテーブル（BRT）の提言書が石破内閣総理大臣に手交され、経済安全保障、規制協力、イノベーション等の幅広い政策分野に関する産業界の意見が政府へ伝達された。BRT は、日 EU 間の政策形成に産業界の視点を考慮する点で重要な役割を果たしている。

さらに、2025 年 7 月に開催された第 30 回日 EU 定期首脳協議において、日本と EU は、新たに「日 EU 競争力アライアンス」の立上げに合意した。本アライアンスは、貿易、経済安全保障、サプライチェーンの強靱化、イノベーションなどの分野を対象とし、日 EU 双方の競争力を戦略的に強化することを目的とする包括的枠組みである。

日本政府は、EU の研究・イノベーション枠組みである「ホライズン・ヨーロッパ」への準参加に向け、2024 年末から欧州委員会と正式交渉を進め、2025 年 12 月に協定文書に関する実質合意に達した。欧州委員会も同日、日本の準参加に関する交渉妥結を発表し、2026 年の署名に向け手続を進める方針を示した。実質合意に伴い、日本の研究機関や企業は EU 加盟国と同等の条件で応募できることとなり、科学技術協力及び産業競争力強化に資する取組が大きく前進する見込みである。

エネルギー分野でも連携が大きく進展した。2025 年 9 月には資源エネルギー庁と欧州委員会エネルギー総局とで日 EU エネルギー政策対話が開催され、風力・太陽光・水素等のクリーンエネルギー分野で強靱かつ信頼性の高いサプライチェーンを構築する方針が確認された。また、政策決定に当たって「透明性、多様性、安全性、持続可能性、信頼性」の 5 原則を共有し、価格以外の要素を考慮し得るとの認識で一致した。併せて、日 EU 政府間ガス対話が新設され、LNG 市場の柔軟性・透明性、ガス備蓄の在り方、官民の協力体制など、エネルギー安全保障上の課題について具体的な協議が行われた。

⑵ 英国

英国と日本は、2023 年 5 月に両首脳が発出した「日英広島アコード」によって、「強化されたグローバルな戦略的パートナー」となった。世界で保護主義的な動きが見られる中で、ルールに基づく自由貿易など基本的価値を共有する英国との連携は一層重要性を増している。

EU 離脱後、英国は欧州域外への関与を強化する姿勢を強めている。特にインド太平洋地域は、2021 年 3 月に発表され、2023 年 3 月に 改訂が行われた「競争時代におけるグローバル・ ブリテン」で英国の国際戦略における重要な地域と位置付けられている。2025 年 8 月に英空母「プリンス・オブ・ウェールズ」を旗艦とする英空母打撃群が日本に寄港[145]したことは、インド太平洋地域の平和と安定に貢献するというコミットメントを示す象徴的な事例であり、経済的な結び付きのみならず、安全保障での協力を含めて日英間の関係を更に強化している。

[145] 英空母打撃群による日本寄港の日程について（防衛省、2025 年 8 月 8 日）、
https://www.mod.go.jp/j/press/news/2025/08/08a.html

また、英国では企業投資の促進を目的とした今後 10 年間の計画である現代産業戦略や、国家安全保障や国際政策を包含する新たな戦略的枠組みである国家安全保障戦略[146]、国際パートナーと連携して経済成長を促進することを目的とした貿易戦略[147]を 2025 年 6 月に策定しており、これらの戦略に基づき日本との連携が進められている[148]。

2025 年 8 月に大串経済産業副大臣はアレクサンダー ビジネス・貿易省閣外大臣と会談を行い、WTO や CPTPP といった国際場裡における連携のほか、昨年 3 月の第 2 回日英戦略経済貿易政策対話や日英経済版 2＋2 閣僚会合を踏まえた今後の日英間での経済協力の深化に向けて取り組むことで一致した。

2025 年 12 月に井野経済産業副大臣はマルホトラ外務・開発省閣外大臣（インド太平洋担当）と会談を行い、日英経済版 2＋2 閣僚会合における議論を踏まえた日英の経済安全保障パートナーシップの強化に向けた協力を推進していくことで一致した。

2026 年 1 月に世界経済フォーラム年次総会に出席した赤澤経済産業大臣は、カイル ビジネス・貿易大臣と会談し、2025 年 3 月の閣僚間対話及び日英経済版 2＋2 閣僚会合を踏まえて立ち上げた、日英産業戦略パートナーシップ及び経済安全保障パートナーシップを踏まえた二国間協力の推進や、WTO を始めとする多国間体制の重要性について意見交換を行い、サプライチェーン強靱化や日英産業戦略パートナーシップに基づく幅広い分野での協力の進展を確認する共同プレスリリースを発出した。

また、同月に開催された日英首脳会談では、産業戦略パートナーシップ及び経済安全保障パートナーシップを踏まえ、洋上風力や原子力などを含む包括的な分野で具体的な協力を進めることを確認したほか、重要鉱物を含むサプライチェーン強靱化のために同志国全体で連携していくことが急務であるとの見解で一致した。

(3) ドイツ

2025 年 5 月、経済再建に重きを置くキリスト教民主・社会同盟（CDU/CSU）とドイツ社会民主党（SPD）の連立政権が発足。従来の日独経済関係の強化に加え、昨今の国際情勢を踏まえ重要性を増す経済安全保障分野での協力を強化すべく、2025 年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の機会を捉えて多くの会談が行われた。2025 年 6 月に、大串経済産業副大臣は、ルーエンホフ経済・エネルギー省政務次官と同国企業団 13 社を交えて会談を行い、水素・アンモニア分野を含むエネルギー分野やスタートアップ分野を中心に、二国間経済関係の更なる発展に向け意見交換を行った。

2025 年 6 月に、石破内閣総理大臣は、大阪・関西万博のナショナルデーのため訪日したシュタインマイヤー大統領と会談を行い、大阪・関西万博を通じて、両国の経済・科学技術分野における協力を強化し、また安全保障分野や経済安全保障の分野など幅広い分野で協力を更に強化していくことで一致した。

---

146 国家安全保障戦略（2025 年 6 月 24 日）、*National Security Strategy 2025*、https://www.gov.uk/government/publications/national-security-strategy-2025-security-for-the-british-people-in-a-dangerous-world

147 貿易戦略（2025 年 6 月 26 日）、*UK Trade Strategy*、https://www.gov.uk/government/publications/uk-trade-strategy

148 英国現代産業戦略（2025 年 6 月 23 日）、*The UK's Modern Industrial Strategy 2025*、https://www.gov.uk/government/collections/the-uks-modern-industrial-strategy-2025

2025 年 8 月に、武藤経済産業大臣は、ヨハン・ヴァーデフール外務大臣及び同行のドイツ企業幹部と会談を行い、サプライチェーン強靱化を含む経済安全保障面での対応やルールに基づく経済秩序の重要性、今後の二国間協力の可能性等について意見交換し、今後引き続き両国間で緊密に連携していくことを確認した。

2025 年 10 月には、2024 年 7 月に首脳間で設立が確認された第 2 回日独経済安全保障協議が開催され、サプライチェーンの強靱化、非市場的政策・慣行への対応、重要・新興技術の保護・育成など、経済安全保障に係る重要課題について意見交換を行った上で、今後も、経済安全保障分野における専門的知見の共有を含め、二国間の連携を強化していくことで一致した。

(4) フランス

フランスとは、2023 年 12 月に発出した「特別なパートナーシップ」の下での日仏協力のロードマップに基づき、原子力や再生可能エネルギー、重要鉱物のサプライチェーン強靱化を含む経済安全保障、イノベーション分野等での協力を進めている。特に重要鉱物については、両国政府が支援するフランス国内での重レアアース精製事業が開始され、両国間の連携が強化されている。

2025 年 4 月に、古賀経済産業副大臣は、大阪・関西万博のフランス館のオープニングに出席したサン=マルタン貿易・在外フランス人担当大臣と会談を行い、国際経済動向や重要鉱物分野を含む経済安全保障での連携、エネルギーなど二国間の更なる連携に向けた意見交換を実施した。

2025 年 11 月に、G20 ヨハネスブルグ・サミットに出席した高市内閣総理大臣は、マクロン大統領と懇談を行い、来年の G7 議長国であるフランスと G7 での枠組みでも緊密に連携し、引き続き安全保障、経済、経済安全保障、宇宙などあらゆる分野で協力してくことで一致した。

2026 年 1 月に、世界経済フォーラム年次総会に出席した赤澤経済産業大臣は、ニコラ・フォリシエ対外貿易・投資誘致担当大臣と、重要鉱物を含む経済安全保障分野での連携など、二国間協力の強化や G7 における連携について意見交換を行い、レアアースなどの重要鉱物のサプライチェーン強靱化を含む同志国連携についての共同プレスリリースを発出した。

2026 年 3 月に、原子力エネルギーサミット 2026 に出席した井野経済産業副大臣は、フォリシエ対外貿易・投資誘致担当大臣と会談を行い、井野副大臣から重要鉱物分野、スタートアップ分野、宇宙分野、原子力分野において、一層の二国間協力の進展への期待を示し、フォリシエ大臣からは、今年フランスは G7 の議長国であり、G7 及び日仏間での重要鉱物のサプライチェーン強化の重要性を述べるとともに、宇宙分野、原子力分野等でも様々な日仏協力が進んでいることを歓迎し、協力関係の深化に期待が示された。

(5) イタリア

イタリアとは、2024 年 6 月に首脳間で合意した日伊協力の指針となる日伊アクション・プランに沿って協力を進めている。2026 年 1 月に、高市内閣総理大臣は、訪日中のジョルジャ・メローニ・イタリア共和国首相と会談を行うとともに、日・イタリア共同声明を発出し、日・イタリア二国間関係を「特別な戦略的パートナー」とし、更なる高みを

目指すことで一致。また、重要鉱物に関する協力を含めたサプライチェーン強靭化を始めとする経済安全保障における両国の連携を一層強化していくことで一致した。

(6) 中・東欧

欧州の中でも経済成長率が高い中東欧地域への注目が高まっており、2025 年 7 月に、加藤経済産業大臣政務官は、エネルギー、運輸、デジタル関連企業と政府機関計 26 社を帯同し、ルーマニア、ブルガリア共和国及びチェコ共和国を訪問した。帯同企業と共にビジネスフォーラムを開催したほか、各国政府要人と、ウクライナ復興支援、エネルギー、鉄道及びデジタルを始めとしたインフラ開発を含む二国間協力に関する議論を実施し、鉄道、エネルギー及びデジタル化に関するインフラ開発等での協力に関する共同声明の署名等を行った。

また、大阪・関西万博の機会を捉えて、多くの国の要人との会談が行われた。2025 年 5 月に、竹内経済産業大臣政務官は、大阪・関西万博のハンガリーのナショナルデー行事に出席したほか、シュヨク・タマーシュ大統領を始めとした政府関係者に対し、経済産業省主催の「福島復興展示」を紹介した。

2025 年 7 月に、竹内経済産業大臣政務官は、チェコ共和国のルカーシュ・ヴルチェク産業貿易大臣と会談を行い、二国間経済関係の発展や経済安全保障について意見交換を行った。会談に先立ち、経済産業省とチェコ産業貿易省との貿易・投資の促進に向けた包括的協力に関する覚書に署名し、企業間や両国間の協力を促進していくことを確認した。

2025 年 9 月に、大串経済産業副大臣は、ブルガリア共和国のラヤ・ナザリャン国民議会副議長 兼 対日友好議員連盟会長と会談を行い、二国間の経済関係の更なる発展について意見交換を行った。

2025 年 10 月に、加藤経済産業大臣政務官は、大阪・関西万博会場にて開催された、ポーランドのナショナルデー行事に出席したほか、ヤロス開発・技術副大臣と会談を行い、エネルギー協力や投資促進、ウクライナ復興支援等の二国間関係強化に向けた意見交換を行い、経済関係の一層の深化に向けて両国で取り組んでいく方針を確認した。加えて 2026 年 3 月に開発技術省と第三回政府間協議を実施した。

2025 年 10 月に、古賀経済産業副大臣は、ブルガリア共和国のペータル・ディロフ経済産業大臣と会談を行い、エネルギー分野を始めとした二国間経済関係の更なる発展に向け意見交換を実施した。

(7)北欧

2026 年 2 月に、松尾経済産業審議官は、防衛装備庁、デュアルユース・先端技術関連企業と政府機関計 26 社・機関を帯同し、フィンランド共和国及びスウェーデン王国を訪問した。帯同企業等と共に、ビジネスフォーラムを開催し、航空・ドローン、宇宙、情報技術等の分野における両国産業の強みや連携の可能性、課題について議論した。加えて、企業帯同にて、各国政府要人とデュアルユース・先端技術を含む二国間協力に関する議論を実施し、協力強化に向けた共同声明の署名を行った。

(8)EU 域外

2022 年 2 月に始まったロシアによるウクライナ侵略は長期化の様相を呈しているが、ウクライナの復興に向け、G7 を始めとした国際社会が結束して支援に取り組んでいる。

2024 年 2 月に東京で開催した、「日ウクライナ経済復興推進会議」の開催以来、日本とウクライナの間で、100 本を超える官民の協力文書が作成されるなどウクライナ復興に向けた協力が進展している。経済産業省では、日本企業によるウクライナ復興支援事業への参画を後押しするため、国際連合工業開発機関（UNIDO）を通じた実証支援事業や、「ウクライナ復興支援・中東欧諸国等連携強化事業」を通じ、中東欧諸国等と連携した日本企業による実証支援事業を実施している。また JETRO と連携し、これまで計 5 回の官民ビジネスミッションをウクライナ現地に派遣し、日本企業のウクライナ復興ビジネス参画を後押ししている。

2024 年 6 月の G7 プーリア・サミットにおいて G7 首脳が立上げで一致した「ウクライナのための特別収益前倒し融資」の枠組みの下、2025 年 4 月にはウクライナのキーウにおいて、日ウクライナ間で 4,719 億円を限度とする円借款「ウクライナのための特別収益前倒し融資」に関する交換公文の署名・交換[149]が行われた。

2025 年 7 月には、イタリアで経済産業省、JETRO、在伊日本大使館が主催する「日・ウクライナ官民ラウンドテーブル」を開催した。同会合には、日本からは経済産業省・外務省・農林水産省・株式会社日本貿易保険（NEXI）・国際連合工業開発機関（UNIDO）・民間企業、ウクライナからはユリヤ・スヴィリデンコ第一副首相兼経済大臣・ウクライナ経済省・リヴィウ市、中・東欧等周辺国からはポーランド共和国投資貿易庁やチェコ共和国・トルコ共和国・リトアニア共和国等の民間企業が出席し、日本と第三国とのウクライナ復興へ向けた協力可能性について活発な議論が行われた。

2025 年 8 月には大阪・関西万博のウクライナのナショナルデーに合わせて東京で、経済産業省と JETRO が主催する「日・ウクライナ経済復興推進フォーラム」を開催した。同会合では、経済産業省・国際連合工業開発機関（UNIDO）・ウクライナ経済環境農業省との間でウクライナの経済復興に向け UNIDO の支援で日本企業が実施するプロジェクトの効果的な実施に向けた共同声明を含む両国関係企業・機関の 29 件の協力文書を披露した。同日には武藤経済産業大臣とウクライナのカチカ副首相・シビハ外務大臣、ソボレフ経済環境農業大臣が会談を行い、ウクライナの復興や経済発展に向けた更なる二国間の協力の推進に向けて意見交換を行った。

3. 中国・韓国

(1) 中国

① 今後の方針

2025 年 10 月、APEC 首脳会議（於：慶州）において、日中首脳会談が行われた。会談で両首脳は、「戦略的互恵関係」を包括的に推進し、「建設的かつ安定的な関係」を構築す

[149] ウクライナに対する円借款「ウクライナのための特別収益前倒し融資」に関する書簡の署名・交換（2025 年 4 月 18 日）、https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/c_see/ua/pagew_000001_01601.html

るという日中関係の大きな方向性を改めて確認し、高市内閣総理大臣から、安全保障や経済安全保障など懸案や課題があるからこそ、それらを減らし、理解と協力を増やし、具体的な成果を出していくとともに、首脳間で、戦略的互恵関係を進める意思を確認する重要性を指摘した。また、首脳間での対話、そして日中間の幅広い分野での重層的な意思疎通を行う重要性を確認した。また、日本産水産物の輸入再開を前向きに受け止め、引き続き 2024 年 9 月に両政府で発表した「日中間の共有された認識」を的確に実施していくことを確認し、高市内閣総理大臣から、日本産水産物の輸入の円滑化を求めた。

こうした中、経済産業省は、中国に対して、邦人安全の確保、日本産水産物の輸入円滑化と残る 10 都県産の水産物の輸入規制撤廃等を求めつつ、ビジネス環境整備の要請とビジネス協力の具体化の両輪で政策を展開している。具体的には、輸出管理法・データ関連規制といった国内法制度の予見可能性向上や外商投資規制の緩和等を通じた、公正・公平な競争環境の実現を求めるとともに、日中共通課題である、省エネ・環境を含めたグリーン経済分野やヘルスケア分野等に加え、コンテンツ分野を含め、個別の政策連携分野での協力強化に向けた取組も行っている。

また、2026 年 1 月、中国政府は日本向けのデュアルユース品目に対する輸出管理の強化措置を実施した。加えて 2026 年 2 月には、日本の企業等 20 法人を管理リストに掲載しデュアルユース品目の輸出禁止等を行うとともに、別途日本の企業等 20 法人を懸念リストに掲載し輸出許可審査を厳格化すると発表した。今般の我が国のみをターゲットとした輸出管理措置は国際的な慣行と大きく異なり、決して許容できず、経済産業省を始め我が国政府から強く抗議するとともに、措置の撤回を求めている。

② 主な進捗

ビジネス環境に関しては、2025 年 10 月の APEC 閣僚会議（於：慶州）にて、赤澤経済産業大臣と王文涛（オウ・ブントウ）商務部長が閣僚級会談を行った。赤澤経済産業大臣から、中国国内における邦人の安全確保や民間ビジネスの予見可能性の確保を改めて要請するとともに、日本産水産物について残された 10 都県産の輸入規制の早期撤廃などを強く求めた。また、赤澤経済産業大臣から、中国によるレアアースを含む輸出管理措置に強い懸念を表明し、適切な対応を取るよう強く要請した。両大臣は、日中輸出管理対話を始め、当局間の意思疎通を一層緊密にしていくことを確認した。

中国による日本産水産物に対する輸入規制については、2024 年 9 月に、ALPS 処理水の海洋放出と日本産水産物の輸入規制について、日中両政府で「日中間の共有された認識」を発表し、中国側は、国際原子力機関（IAEA）の枠組みの下での追加的モニタリングを実施後、日本産水産物の輸入規制措置の調整に着手し、日本産水産物の輸入を着実に回復させることとなった。2024 年 10 月から 2026 年 2 月までに追加的モニタリングは 7 回実施され、中国を含む参加国の分析機関の専門家による試料採取等が行われた。2025 年 6 月、中国政府は、日本の一部地域（37 道府県）の水産物の輸入を回復する公告を発出し、日本の輸出関連施設の再登録の手続が開始された。

工業・情報分野では、2025 年 5 月、中国・工業信息化部との間で第 4 回次官級定期協議を東京で開催し、自動車分野、スタートアップ分野等における双方の政策や産業の状況、ビジネス環境整備に関する意見交換を行った。

また、2025 年 6 月には、中国・商務部との間で第 22 回次官級定期協議を北京で開催した。本次官級定期協議では、日中間の経済協力と、第三国市場での民間経済協力や WTO などグローバルな議論の場における日中間の連携の可能性等について意見交換を実施した。

2025 年 7 月、大阪・関西万博の中国のナショナルデー行事では、武藤経済産業大臣が式典へ出席し、スピーチを行った。式典に先立ち、武藤経済産業大臣は日中友好議員連盟会長の森山裕自民党幹事長とともに、何立峰国務院副総理と面会し、経済分野を含む日中関係の進展について意見交換を行った。

「第 5 回日中輸出管理対話」に関しては、経済産業省と中国・商務部との間で、2025 年 9 月に東京で開催し、両国の輸出管理に係る関心事項について議論した。また同日午後には、同様に経済産業省と中国・商務部との間で「日中共同アウトリーチイベント」を開催し、両国政府から参加した日中両国の企業に対し双方の輸出管理制度等を説明するとともに、代表企業と質疑応答を行った。

また、「第 2 回日中ビジネス環境円滑化ワーキンググループ」に関しては、2025 年 9 月に、経済産業省と中国・商務部との間で、両国の経済団体も参加する形で、東京で開催し、両国のビジネス環境改善に係る関心事項について意見交換を行った。同日、日中経済協会と中国機電産品輸出入商会との共催で「日中第三国市場協力交流会」を開催し、経済産業省及び中国・商務部から来賓挨拶を行った。

グリーン経済分野では、中国・国家発展改革委員会との間で、「第 4 回脱炭素実現に向けた日中政策対話」を 2025 年 5 月に北京で開催し、日中双方から今後の脱炭素化に向けたエネルギー政策の方針について意見交換を実施した。

その他にも、大阪・関西万博に合わせて訪日した地方政府幹部との意見交換を実施した。中国・国家発展改革委員会とはヘルスケア分野について意見交換を行った。また、中国・商務部とは伝統工芸品の振興政策について、中国・国務院研究室とは地域経済産業政策について、中国・国務院国有資産監督管理委員会とは循環経済分野についてそれぞれ交流を行った。さらに、中国・国家市場監督管理総局とは営業秘密及び製品安全分野について、また中国・工業信息化部とは自動車や化学産業分野、電機・電子製品環境分野等について対話・交流を行った。

(2) 韓国

① 日韓関係

日本にとって韓国は、世界第 4 位の輸出先であり、世界第 7 位の輸入先である[150]。また、韓国にとって日本は、世界第 6 位の輸出先、世界第 3 位の輸入先となっている[151]。日本と韓国は、お互いにとって重要な貿易相手国であるとともに、国際社会における様々な課題への対応に協力していくべき重要な隣国である。

日韓関係は、2023 年 3 月 16 日に行われた日韓首脳会談において、首脳間のシャトル外交の再開や、政治・経済・文化など多岐にわたる分野で政府間の意思疎通を活性化してい

[150] 財務省「貿易統計」、2024 年。
[151] KITA（韓国貿易協会）、2024 年、https://stat.kita.net/stat/world/major/KoreaStats06.screen（2025 年 6 月 5 日閲覧）。

くことで一致して以降、韓国の政権交代が行われた現在も、政府・民間の双方で、幅広い分野の協力が進展している。

② 進捗状況

二国間会談については、国際会議の機会等を活用して 2025 年 10 月 31 日に金正官（キム・ジョングァン）韓国産業通商資源部長官と赤澤経済産業大臣との会談が実施され、サプライチェーン強靱化に向けた協力の重要性や、昨今の重要鉱物をめぐる輸出管理措置がサプライチェーンに与える影響を含め不確実性の高まる国際情勢における WTO の機能強化等の通商分野での協力に関する議論を行うとともに、引き続き、両国で緊密に連携していくことで一致した。

2026 年 3 月 14 日にも国際会議の機会を活用し、エネルギー協力や通商協力について意見交換するとともにサプライチェーン・パートナーシップ協力覚書に署名を行った。

経済産業分野における政府間対話等については 2025 年 1 月 13 日に第 2 回日韓スタートアップ政策対話を実施した。自国のスタートアップの海外展開や、海外の投資家・起業家の日本への呼び込み強化などに関する施策や現状について情報共有や意見交換を行い、今後も緊密に連携を続けていくことで一致した。

また、2024 年 4 月に開催された大臣会談での合意を基に設置された「日韓グローバルグリーン政策対話」を、2025 年 1 月 17 日に実施した。炭素国境調整措置を始めとして、GX をとりまく世界情勢の変化に適切に対応するため、日本と韓国が緊密に連携することの重要性を確認した。

さらに、2025 年 3 月 26 日に、「日韓水素アンモニア等協力対話」を実施した。両国の水素アンモニア関連機関がこれまで議論してきた内容と協力議題について報告し、政府及び関連機関が今後の協力拡大に向けた議論を行った。

加えて、2025 年 12 月 17 日には第 2 回重要鉱物分野における日韓ハイレベル対話を実施した。両国間の鉱業分野の協力枠組みの強化に向けた議論等を行った。

主な政府関係機関間の交流については、2024 年 1 月に、韓国標準科学研究院（KRISS）と産業技術総合研究所（AIST）が、量子情報科学を連携分野として新たに盛り込んだ研究協力覚書に署名した。また、同年 9 月 21 日に、ソウルにおいて JETRO と大韓貿易投資振興公社（KOTRA）が、定期協議と共同フォーラムを開催した。その他、2025 年 12 月 10 日には、JETRO・経済産業省が日韓国交正常化 60 周年記念イベントとして「日韓の地域エコシステム連携シンポジウム」を開催。日韓の地域エコシステム連携について、トークセッションでの議論や日本・韓国それぞれの地域エコシステムの事例等を紹介し、スタートアップ分野における日韓連携の促進を行った。

主な日韓の経済団体間の交流等については、2025 年 5 月 27 日、28 日の二日間にわたり、日韓経済協会と韓日経済協会等において「日韓経済人会議」をソウルで開催し、2025 年 12 月 8 日には、済州島で日本商工会議所と大韓商工会議所が「日韓商工会議所首脳会議」を開催した。日本経済団体連合会と韓国経済人協会は、2025 年 10 月 16 日、日韓国交正常化 60 周年記念フォーラム及びレセプションを東京で開催した。フォーラムでは、日韓両国の有識者が登壇し、両国が共通して直面する課題について幅広い視点から議論した。レセプションでは、石破内閣総理大臣、古賀経済産業副大臣らが出席し、両国関係の 60 周

年を盛大に祝福した。翌 17 日には、第 32 回首脳懇談会を開催し、両国が直面している様々な課題に対する協力の拡大に向けた方策を討議した。

(3) 日中韓

基準認証分野では、2025 年 7 月、西安で、第 23 回北東アジア標準協力フォーラム（NEAS フォーラム）が開催された。日本、中国、韓国の国家標準化機関、規格協会、民間の標準化専門家など標準化関係者約 160 名が、対面又はオンラインで参加した。

NEAS フォーラムでは、三か国の標準化政策・活動に関する情報交換を行ったほか、国際標準化機構（ISO）中央事務局及び国際電気標準会議（IEC）アジア地域事務局の代表者が参加し、アジア地域における地域関与政策について講演を行った。また、三か国共同で個別案件の国際標準化に向けた協力を実施する提案について議論が行われた。

NEAS フォーラムに併せ、日中韓政府間会合、日中政府間会合及び日韓政府間会合を開催した。

また、地域間協力として、2025 年 11 月 18 日から 21 日にかけて、韓国大田広域市で、第 23 回「環黄海経済・技術交流会議」を開催した。「バイオ・ヘルスケア」と「科学技術」の二つをテーマに開催し、日本側は経済産業省九州経済産業局、韓国側は産業通商部、中国側は商務部を代表として、各国の政府機関・地方行政機関・企業・経済団体など約 330 人が参加した。

4. ASEAN・大洋州

(1) 総論

日本と ASEAN は、2023 年に友好協力 50 周年を迎えた。経済産業省は、これまで日 ASEAN が培った「信頼」を原動力とし、これからの未来を共に創る「共創・Co-Creation」をキーワードに、不確実な国際情勢の中で日 ASEAN のサプライチェーン強靱化を目指し、年間を通じて連携強化に向けて様々な取組を実施した。

2025 年は、上述の日 ASEAN の経済関係の強化・共創に向けて AZEC の推進、「日 ASEAN ヤングビジネスリーダーズサミット及び将来世代ビジネスリーダーズサミット」、「日 ASEAN ファストトラック・ピッチ」を開催した。

また、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、豪州、ニュージーランド及び太平洋島嶼国と、通商分野での協力や日本企業のビジネス展開について議論を深め、各国との関係強化に努めた。

引き続き、ASEAN 及び大洋州地域との経済関係の更なる強化に向けて、APEC、日 ASEAN 経済大臣会合、官民対話など様々な国際フォーラムの場を活用し、日本企業の投資・進出支援や現地人材育成等の投資環境整備支援を進めていく。

(2) 日 ASEAN 関係

① 日 ASEAN 経済大臣会合等での取組の概要

2025 年 5 月、オンラインにて日 ASEAN 特別経済大臣会合が行われた。会合では、経済情勢の不透明性が増している現状を踏まえ、日本と ASEAN 間の経済協力の在り方について議論した。武藤経済産業大臣から、ルールに基づく貿易体制の維持、強化に取り組むこ

とが重要である点や、今後の産業競争力の鍵となる AI や次世代自動車における産業分野での連携強化に取り組んでいきたい旨を述べた。

また、2025 年 9 月、マレーシアのクアラルンプールで、経済産業省、ASEAN 事務総長及び ASEAN 加盟国による第 31 回日 ASEAN 経済大臣会合が開催され、日本から武藤経済産業大臣が出席した。会合では、武藤経済産業大臣から、昨今の国際情勢を踏まえた経済協力の方向性として、(1)サプライチェーンの自律性向上に向けた協力、(2)ERIA が策定した日 ASEAN AI イノベーション共創ロードマップ、日 ASEAN 次世代自動車産業マスタープランをいかしたデジタル・脱炭素分野での協力、(3)ルールベースの自由貿易体制の維持・強化を表明し、ASEAN のサプライチェーン強靱化に貢献する決意を述べた。

② 日 ASEAN 経済共創ビジョンにかかる取組

(i) ヤングビジネスリーダーズサミット、将来世代ビジネスリーダーズサミットの開催

2025 年 12 月、東京都千代田区・中央区で、日 ASEAN ヤングビジネスリーダーズサミット 2025 及び将来世代ビジネスリーダーズサミット 2025 が開催された。2023 年、日 ASEAN 友好協力 50 周年を機に経済産業省が創設した両サミットでは、日本と ASEAN の将来のビジネスリーダーとなることが期待される人材が集まり、相互の理解・信頼関係を構築・強化することを目的として、経済・ビジネス上の課題、社会課題を共有するとともに、解決に向けた協力の在り方を議論した。

両サミットでは、赤澤経済産業大臣が若手ビジネスリーダーに向けて挨拶を行い、サプライチェーン強靱化やデジタル・脱炭素分野での日 ASEAN の共創の重要性を強調するとともに、AI や半導体など先端分野におけるスタートアップの挑戦とイノベーション創出への期待を表明した。

両サミットの成果物として、日 ASEAN の若手ビジネスリーダーから高市内閣総理大臣と赤澤経済産業大臣に対して、日 ASEAN 関係を更に深化させ、日 ASEAN 協力によるサプライチェーンの強靱化や、社会課題の解決を日 ASEAN のイノベーションでリードすることに合意する内容の政策提言書が手交された。

(ii) 経済強靱化構想シンポジウムの開催

2026 年 3 月、東京都千代田区で、日 ASEAN 経済強靱化構想シンポジウムが開催された。本シンポジウムでは、日 ASEAN の経済強靱化に向け、日 ASEAN 双方の政府関係者、産業界、研究者が一堂に会し、日本の ASEAN の経済強靱化への貢献の在り方についてパネルディスカッションが行われた。

本シンポジウムでは、井野経済産業副大臣が基調講演を行い、日本が ASEAN 各国の重要産業における自律性の向上に積極的に寄与していく意向を表明し、また、日本企業に対しても、ASEAN における民間投資や事業機会の拡大を後押ししていく旨を発信した。

(3) ASEAN 各国との関係

① インドネシア

2025 年 5 月、武藤経済産業大臣がアイルランガ・ハルタルト経済担当調整大臣と会談を行い、日インドネシア二国間の経済関係の強化に向けて、AZEC、LNG の安定供給、重要

鉱物を始めとするエネルギー・資源分野や、自動車等の産業分野の協力について意見を交わすとともに、現下の国際経済環境への対応についても意見交換を行った。

同年 7 月、大串経済産業副大臣がインドネシアの外国投資に関する許認可を担当するロサン・プルカサ・ルスラニ投資・下流化大臣と会談を行い、投資・事業環境の改善について議論した。また、AZEC、鉱物などのエネルギー・資源分野や次世代自動車分野について協議し、両国の経済関係の更なる強化に向けた意見交換を行った。

2026 年 3 月、赤澤経済産業大臣は日本で開催された「インド太平洋エネルギー安全保障閣僚・ビジネスフォーラム」の際に、バフリル・ラハダリア エネルギー鉱物資源大臣と会談し、原子力分野及び重要鉱物分野の協力に関する覚書にそれぞれ署名するとともに、今後の協力を進めていくことで一致した。また、LNG や発電関係を含むエネルギー協力についても意見交換を行った。

同月、高市内閣総理大臣は、訪日したプラボウォ・スビアント大統領と会談した。冒頭、高市内閣総理大臣から、プラボウォ大統領の訪日を歓迎し、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現に向け、日本とインドネシアでこの地域を強く豊かにしていきたい旨述べた。これに対し、プラボウォ大統領からは、日本側の温かい歓迎に謝意が示されるとともに、今回の首脳会談を機に両国の協力関係を一層促進し、包括的・戦略的パートナーシップを強化したい旨の発言があった。両首脳は、国際情勢が厳しさを増す中、両国が協力を深化させることがインド太平洋地域の平和と安定に資すると認識し、経済及び安全保障等の分野で協力を進めていくことについて一致した。具体的には、AZEC の下、地熱発電や廃棄物発電などの協力を進めることで一致し、民生原子力分野での協力など、具体的な取組についても議論した。さらに、両首脳は、イラン情勢を受け、国際社会が資源・エネルギー安全保障の重要性を再認識する中、同月に両国間で重要鉱物や原子力に関する協力覚書が署名されたことを念頭に、LNG 等のエネルギー資源を始めとするサプライチェーン強靱化に向け、今後も両国で、連携を深めることで一致した。

② マレーシア

2025 年 4 月、石破内閣総理大臣はアンワル・イブラヒム首相と電話会談し、両首脳は、米国の関税措置やそれに対抗する中国の報復措置が世界経済や多角的貿易体制に与える影響を踏まえつつ、経済分野につき幅広く議論した。石破内閣総理大臣から、現下の情勢は、東南アジア各国に進出して現地の経済に貢献している日本企業にも直接的な影響を及ぼすことを指摘した上で、東南アジア諸国の声にも耳を傾けていきたい旨述べた。また、米国の地域への関与も得ながら、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化することが両国の共通の利益であると述べ、その上で、両首脳は両国で緊密に連携していくことで一致した。

同月、武藤経済産業大臣はマレーシア・クアラルンプールを訪問してザフルル・アジズ投資貿易産業大臣と会談し、同年 9 月の日 ASEAN 経済大臣会合の共同議長国であるマレーシアと、AI や次世代自動車等の分野について二国間及び日 ASEAN の連携を深めていくことや、AZEC において連携していくことを確認するとともに、現下の国際経済環境への対応について意見交換を行った。

同年 9 月、武藤経済産業大臣はマレーシアで開催された「第 31 回日 ASEAN 経済大臣会合」の際に、ザフルル・アジズ投資貿易産業大臣と立ち話を実施し、本年の ASEAN 議長国であるマレーシアに対し、大阪・関西万博へのマレーシアの積極的な参加に改めて感謝を伝えるとともに、両国のビジネス関係の深化について意見交換を行った。

同年 10 月、武藤経済産業大臣はマレーシアで開催された「第 3 回 AZEC 閣僚会合」の際に、共同議長を務めたチャン・リー・カン科学技術大臣と会談し、水素やグリーン技術の協力を深めるとともに、アンモニア専焼事業等のプロジェクトの進捗を確認し、更なる加速のために協力を進めていくことで一致した。加えて、経済産業省とマレーシア経済省との間で CCS に関する協力覚書が作成された。

同月、高市内閣総理大臣は、マレーシアで開催された ASEAN 関連首脳会議の際に、アンワル・イブラヒム首相と会談した。冒頭、アンワル首相から、高市内閣総理大臣による ASEAN 関連首脳会議への参加を歓迎し、両国の友好関係の更なる発展に向けて、高市内閣総理大臣と協力していきたい旨述べた。これに対し、高市内閣総理大臣からは、ASEAN 議長国を務めるマレーシアの尽力に敬意を表するとともに、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）の実現にとっても重要な包括的・戦略的パートナーであるマレーシアとの協力を様々な分野で一層強化したい旨述べた。経済分野に関し、両首脳は、両国間で、二酸化炭素回収・貯留（CCS）やアンモニア発電、原子力等脱炭素協力が進展していることを高く評価し、今後も二国間クレジット制度（JCM）の早期署名に向けた協議を加速し、AZEC の取組を強化していくことで一致した。また、LNG の安定供給やレアアース、AI といった経済安全保障分野でも連携を一層強化していくことを確認した。

③ フィリピン

2025 年 4 月、フィリピンを訪問した石破内閣総理大臣はマルコス大統領と会談し、石破内閣総理大臣から、日本とフィリピンは共に米国の同盟国であり、法の支配といった根幹となる価値観を共有している旨述べた上で、自由で開かれたインド太平洋の実現に向けて、引き続き連携していきたい旨を述べた。これに対し、マルコス大統領から、両国の戦略的パートナーシップを一層強化すべく、幅広い分野で協力を進めていきたい旨を述べた。具体的には、資源・エネルギー分野において、フィリピン国内の LNG 設備拡大に向け、官民で連携していくことの重要性を確認した。また、AZEC を通じた協力や強靭なエネルギーサプライチェーン構築に向けた協力を両国で進めていくこととなった。

同年 10 月、武藤経済産業大臣はマレーシアで開催された「第 3 回 AZEC 閣僚会合」の際に、シャロン・ガリン エネルギー大臣と会談し、2026 年の ASEAN 議長国であるフィリピンと次回の AZEC 閣僚会合開催に向けた協力を進めていくことで一致した。また、経済産業省とフィリピン エネルギー省との間でエネルギー協力に関する協力覚書が作成された。

④ シンガポール

同年 3 月、赤澤経済産業大臣は、日本で行われた米国政府と共催の「インド太平洋エネルギー安全保障閣僚・ビジネスフォーラム」にて、タン・シーレン貿易産業省エネルギー・科学技術担当大臣と会談し、包括的なエネルギー協力枠組みに署名するとともに、エネルギー協力や経済安全保障について意見交換を行った。

同月、経済産業省とシンガポール共和国サイバーセキュリティ庁（CSA）は、東京にて、我が国の JC-STAR（「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度」）★1 のラベル取得に必要な技術基準と、シンガポールのセキュリティ認証制度である CLS レベル 1 の取得に必要な技術基準のうちの一部を同等とみなす旨に合意する「IoT 製品のためのサイバーセキュリティ制度の相互承認に関する協力覚書」に井野経済産業副大臣とラハユ・マザムデジタル開発・情報省国務大臣兼保健省国務大臣が署名を行った。

同年 3 月、高市内閣総理大臣は、訪日中のローレンス・ウォン首相兼財務大臣と会談を行った。本年の日・シンガポール外交関係樹立 60 周年を機に、様々な交流や事業を通じて両国の良好な関係が更に深まる年にしていきたいとの期待を示した。両首脳は、外交関係樹立 60 周年の節目に、両国関係を「戦略的パートナーシップ」に格上げすることに一致するとともに、（1）自由貿易及び経済協力の推進、（2）デジタル化と技術、（3）安全保障と防衛、（4）グリーン・トランジションとエネルギー協力及び（5）パートナーシップと交流を「優先協力 5 分野」として特定し、かかる分野での協力の方向性をまとめた、今後の両国関係の羅針盤となる「日本とシンガポール共和国間の戦略的パートナーシップ立上げに関する共同声明」を発出した。また、高市内閣総理大臣から、経済安全保障を重視する日本の経済政策について紹介し、両首脳は、両国が共に関心を有する AI・半導体、量子技術、防衛産業、情報通信分野等においても具体的な協力を進めることで一致した。

⑤ タイ

2025 年 4 月、武藤経済産業大臣は、タイ・バンコクに出張し、ピチャイ副首相兼財務相とともに共同議長として、エーカナット工業大臣も同席の下、「第 1 回エネルギー・産業対話」を立ち上げた。本対話では、自動車産業を始めとする製造業の生産・輸出競争力の強化に向けて議論を行い、(1)マルチパスウェイの推進、(2)サーキュラーエコノミーの推進、(3)競争力あるサプライチェーンと人材の健全な維持・発展について、具体的な協力の方向性を記した共同声明を発出した。また、自動車やエネルギーなど幅広い産業における日タイ企業・団体間の協力覚書 9 件の発表セレモニーにも立ち会い、「日タイ自動車産業を担う次世代人材輩出に向けたラウンドテーブル」にも出席した。武藤経済産業大臣は、冒頭挨拶において、日本の自動車メーカーが 60 年以上にわたり技術・知見の共有を通じ、タイ王国内で強固なサプライチェーンを構築し連携を深めてきたことを踏まえ、次世代人材の輩出の加速に向けた期待を述べた。

同年 6 月、大串経済産業副大臣は、フランスで開催された「WTO 非公式閣僚会合」の際に、ピチャイ商務大臣と会談し、日タイの投資・ビジネス関係の更なる強化に向けた意見交換を行うとともに、WTO 改革の推進によりルールベースの貿易秩序を強化していくための連携についても確認した。

同年 9 月、加藤経済産業大臣政務官は、ウィッチュ駐日特命全権大使と会談を実施し、両国の投資・事業環境について意見交換を行った。

2026 年 3 月、赤澤経済産業大臣は、日本で行われた米国政府と共催の「インド太平洋エネルギー安全保障閣僚・ビジネスフォーラム」にて、アッタポン エネルギー大臣と両国が原油及び LNG の主要な消費国であるとの認識の下、エネルギー協力について意見交換した。また、2022 年に署名した LNG 分野の覚書の更新に署名した。

⑥ ベトナム

2025 年 4 月、経済産業省とベトナム社会主義共和国商工省は、各国の事情に応じた多様な道筋の下でネット・ゼロという共通のゴールを目指し、脱炭素化、経済成長、エネルギー安全保障を同時に実現するという AZEC 原則を再確認し、エネルギー・トランジションに係る二国間のプロジェクトの実施を促進するための協力覚書に署名した。

同月、武藤経済産業大臣とグエン・チー・ズン副首相は、同年 4 月に行われた日越首脳会談での議論を踏まえつつ、ベトナムにおける産業の高度化、デジタル分野での協力、AZEC の下でのエネルギー分野の協力や現下の国際経済環境への対応について意見交換を行い、 日ベトナム間の経済関係の強化を進めていく方針で一致した。

⑦ カンボジア

2025 年 5 月、加藤経済産業大臣政務官はスン・チャントール副首相と会談し、カンボジアにおける日本企業の取組やビジネス展開の支援等について意見交換を行った。両国は日本企業のカンボジアにおける投資促進に向け、カンボジア政府から日本企業に対してワンストップソリューションを提供する「ビジネス共創チーム（Business Co-Creation Team）」の立上げ等について連携して取り組んでいくことで一致し、経済産業省とカンボジア開発評議会間で「Business Co-Creation Team」の組成・機能強化に係る協力覚書に署名した。

(4) 大洋州各国との関係

① 豪州

同年 9 月、武藤経済産業大臣は、マレーシアで開催された「第 28 回 ASEAN＋3 経済大臣会合」、「第 31 回日 ASEAN 経済大臣会合」及び「発効後第 4 回 RCEP 閣僚会合」の際、ドン・ファレル貿易・観光大臣と会談を行い、「特別な戦略的パートナー」である豪州と、CPTPP や RCEP など地域経済統合における緊密な協力について議論を行うとともに、 サプライチェーン強靱化に向け両国の協力を進めることを確認した。

同年 10 月、加藤経済産業大臣政務官は豪州・パースで開催された「第 62 回日豪経済会議」にて基調講演を行い、日豪関係の更なる深化に向けた三つの視点として、①重要鉱物等に関する包括的サプライチェーン協力、②脱炭素化と両立した安定したエネルギー資源投資環境の整備、③防衛・宇宙を含む先端産業協力を提示した。また、マデレーン・キング資源大臣兼北部豪州担当大臣と会談し、LNG 等の資源の安定供給に資する投資環境の確保、日豪間の包括的サプライチェーン協力について意見交換を行った。さらに、クック西豪州首相とも会談し、LNG 等のエネルギー資源の安定供給、水素・アンモニア等のクリーンエネルギーへの移行及び重要鉱物の資源開発等の協力を通じた日本と西豪州との関係強化について意見交換を行った。

同月、古賀経済産業副大臣は南アフリカ共和国で開催された「G20 貿易･投資大臣会合」、「WTO 非公式閣僚セッション」、「鉄鋼の過剰生産能力に関するグローバル・フォーラム（GFSEC）閣僚会合」の際、シッスルスウェイト外務貿易補佐大臣と、WTO を中核としたルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化に向けた連携、CPTPP、資源・エネルギー分野の連携等について意見交換を行った。

さらに同月、山田経済産業副大臣はカナダのトロントで開催された「G7 エネルギー・環境大臣会合」の際、キング資源大臣兼北部豪州担当大臣と会談し、重要鉱物、LNG、石炭及び持続可能燃料に関する協力等について意見交換を行った。

2026 年 3 月、赤澤経済産業大臣は日本で開催された「インド太平洋エネルギー安全保障閣僚・ビジネスフォーラム」の際に、キング資源大臣兼北部豪州担当大臣と会談し、豪州は資源の安定的な供給国かつ信頼できるパートナーとの認識の下、両国の重要鉱物・エネルギー分野の動向や現況について意見交換を行った。

② ニュージーランド

2025 年 5 月、大串経済産業副大臣は大韓民国で開催された「APEC 貿易担当大臣会合」の際、マクレイ貿易・投資担当大臣と会談し、WTO や CPTPP 等の通商分野における協力を確認したほか、現下の国際経済環境への対応について意見交換を行った。

同年 8 月、竹内経済産業大臣政務官は大韓民国で開催された「APEC エネルギー大臣会合」の際、ワッツ・エネルギー大臣と会談し、水素や地熱発電に関する二国間協力等について意見交換を行った。

③ 島嶼国

2025 年 5 月、古賀経済産業副大臣はパプアニューギニア独立国のマル国際貿易投資大臣と会談し、エネルギー分野や、パプアニューギニア独立国におけるビジネス展開の支援に向けた協力等について意見交換を行い、2025 年が日本とパプアニューギニア独立国の外交関係樹立 50 周年という節目の年であることを踏まえ、大阪・関西万博等を通じて両国間での交流を活発に行い、今後も良好な協力関係を深めていくことで一致した。

同月、加藤経済産業大臣政務官はフィジー共和国のカミカミザ副首相兼対外貿易・企業・中小企業大臣と会談し、日本とフィジー共和国のビジネス促進を始めとする経済関係について意見交換を行い、大阪・関西万博等を通じて、引き続き、日本とフィジー共和国の関係を強化していくことを確認した。

同年 9 月、武藤経済産業大臣はフィジー共和国のカミカミザ副首相兼対外貿易・企業・中小企業大臣と会談し、両国間の経済関係の強化に向けて、意見交換を行い、大阪・関西万博等を通じた両国の関係強化の重要性を確認するとともに、投資セミナーの開催などの協力を通じた、日本とフィジー両国間のビジネス促進、経済と人的交流の活性化に向けて、引き続き協力していくことを確認した。

同年 11 月、経済産業省は国際機関太平洋諸島センターの協力を得て、「日本-太平洋島嶼国ビジネス連携セミナー」を開催し、越智経済産業大臣政務官が開会挨拶を行い、2024 年の第 10 回太平洋・島サミットにも触れつつ、日本企業の進出を後押しするため、安心して投資できる環境整備を進めることの重要性を確認するとともに、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の理念の下、関係者が連携することへの期待を表明した。

5. 南西アジア

(1) インド

① 総論

インドの人口は 2024 年時点で約 14.5 億人[152]と世界第 1 位であり、また、GDP 成長率は 6.5%[153]と高い水準にある。ナレンドラ・モディ首相は、引き続き、「Make in India」等の様々なイニシアティブをいかし、経済改革、製造業振興による雇用の創出、投資促進のためのビジネス環境整備、インフラ整備等を進め、インドの国際競争力強化に取り組んでいる。日本とインドは、特に人材育成、エネルギー、デジタル等の分野で協力を進めており、2024 年 10 月時点でインドに進出している日系企業は 1,434 社[154]となっている。

日印関係においては、2014 年に二国間関係を「特別戦略的グローバル・パートナーシップ」と宣言する等、これまでも良好な関係を構築してきた。「特別戦略的グローバル・パートナーシップ」に署名して 10 年が経過した 2025 年には、モディ首相を始めとする多数の政府要人往来及びフォーラム等のイベント開催があった。

2025 年 5 月には、額賀衆議院議長を筆頭に経済界との官民合同ミッションを組成して訪印し、ジャイシャンカル外相やビルラ下院議長ら多数の政府要人と会談を行い、人材交流プログラムの着実な実施に向けた両国の協力を確認した。また、デリーとアッサム州でそれぞれ現地進出日本企業との意見交換及び人材育成に関する施設の視察を行った。加えて同月には、ライシナ東京が開催され、大串経済産業副大臣が出席し、サプライチェーン強靱化や経済安全保障の実現に向けて日印協力していくことの重要性について確認した。

2025 年 8 月にはモディ首相が訪日して、首脳会談が実施された。首脳会談では、日印特別戦略的グローバル・パートナーシップの指針として「今後 10 年に向けた日印共同ビジョン」を採択するとともに、日印経済安全保障イニシアティブの立上げや重要物資のサプライチェーン強靱化等を始め、経済分野での連携を強化することで一致した。特に、経済産業省として、今般の訪日を機に、「日印デジタルパートナーシップ 2.0 にかかる協力覚書」、「第 11 回日印エネルギー対話の共同声明」、「クリーン水素及びクリーンアンモニアに関する共同意向声明」、「鉱物資源分野における協力覚書」の四つの協力覚書等に署名を行ったほか、日本貿易振興機構、日本経済団体連合会、日印経済委員会、駐日インド大使館と共催で、日印経済フォーラムを開催した。本フォーラムでは、両首脳のスピーチのほか、過去 2 年程度の間に締結された 170 件の民間事業者間による覚書の発表、日本経済団体連合会・インド工業連盟が取りまとめたビジネス・リーダーズ・フォーラム共同声明の報告が行われた。

2025 年 9 月以降は、首脳会談で合意した内容を踏まえた取組を実施。2025 年 11 月に、「日印中小企業フォーラム」を開催した。本フォーラムには井野経済産業副大臣が登壇し、日印間の地域連携の促進や中小企業のインド進出に対する期待を表明した。その後 2025 年 12 月に、日本商工会議所とともに、中堅・中小企業ミッションとして、航空・宇宙関連企

152 世界銀行「World Development Indicators」
153 世界銀行「World Development Indicators」
154 在インド日本国大使館、JETRO「インド進出日系企業リスト」

業 12 社をインドのデリー及びベンガルールに派遣し、ゴヤル商工大臣を始めとするインド政府要人面談、日系企業及びインド企業の視察を行った。

2026 年 2 月には、2025 年 8 月の TICAD9 で提唱された「インド洋・アフリカ経済圏イニシアティブ」の具現化を探るべく、インド拠点からアフリカに輸出を行っている日系企業等を在南アフリカへ官民ミッションとして派遣し、アフリカにおける日印協力の可能性について議論を行った。

2026 年 3 月には、「今後 10 年に向けた日印共同ビジョン」の中で提唱された鉄道・自動車等の広範なモビリティ分野の投資を促す「次世代モビリティ・パートナーシップ」やインドにおけるマルチパスウェイの推進に関する「次世代クリーンエネルギー・モビリティ及びインフラに関するイニシアティブ」を踏まえ、日印両政府の共催で「日印モビリティ・サミット」をインド・バンガロールにて開催した。

そのほか、要人との面談では、ナヤブ・シン・サイニ・ハリヤナ州首相、バグワント・マン・パンジャーブ州首相、ヨギ・アディティヤナート・ウッタルプラデシュ州首相、ロヒット・レラン印日経済委員会共同議長が来日し、それぞれ経済産業副大臣や経済産業大臣政務官と会談を行った。これらの面談では、日印両国間の緊密な経済関係を踏まえつつ、2025 年 8 月の首脳会談で掲げられた「今後 10 年間での対印民間投資 10 兆円目標」の達成に向けて、日印特別戦略的グローバル・パートナーシップの下での企業間協力も含め、日印の更なる経済関係の深化について意見交換が行われた。

② 日印経済協力各論

人材交流については、2025 年 8 月の日印首脳会談において、「日印人材交流イニシアティブ」を発表。高度人材を始めとするインド人材の力を日本経済の成長や地方創生にいかすとともに、日印間の相互補完的な人材の育成・交流・還流を促すため、インドから日本への 5 万人の熟練した人材及び将来性のある人材を含む、5 年間で 50 万人以上の双方向の人材交流を目指すことが合意された。本イニシアティブ実施のため、産・学の人材交流を後押しする取組をアクションプランとして策定。主に、①日印による共同研究及びインド若手人材の研究滞在を通じた人材交流の強化・事業化促進、②日本企業によるインド人材育成・雇用の促進及びインターンシップや研修、ミッション団派遣等を通じた日本企業とインド人学生との接点強化、③人材交流を促進するための土壌作りとしての日本語教育・留学・大学間交流等の促進に取り組んでいる。このような日印間の人材交流促進に向け、令和 7 年度補正予算において「技術・人材連携を通じたグローバルサウスとの共創事業」として、インドを含む南西アジア地域の人材育成・活用推進に資する予算が措置された。このほか、2016 年 11 月の日印首脳会談で決定した 10 年間で 3 万人のものづくり人材を育成する取組については、2025 年度までに累計 34,000 人に達した。なお、2025 年度は、製造業の人材育成に係る「日本式ものづくり学校（JIM）」2 件及び寄附講座（JEC）1 件が新規開設され、合計で JIM は 43 校、JEC は 15 講座が展開されている。

エネルギー分野では、2025 年 7 月に財務省・在インド日本大使館・日本貿易振興機構の共催により、バッテリー・重要鉱物サプライチェーンに関するイベントである「Conference on Battery and Critical Minerals Ecosystem」を開催し、日印や関連企業間の協調の促進のため、日印参加企業同士の一対一での面談やビジネスマッチングを行った。また、同年

8 月の首脳会談に合わせて第 11 回日印エネルギー対話を開催し、①電力・省エネ、②新・再エネ、③石油・天然ガス、④石炭の四つの分野における、これまでの協力の成果を確認するとともに、今後協力可能性のある分野について両国間で確認した。同時に、第 11 回日印エネルギー対話共同声明を発出した。2026 年 1 月にはインド太陽エネルギー連盟（NSEFI）や日本貿易振興機構と共に太陽電池サプライチェーンに関する「Japan-India Solar Cell Manufacturing Workshop & BtoB Session」をインド西部のムンバイで開催した。

半導体・デジタル分野では、日印デジタルパートナーシップの下、日本企業とインドの優秀な IT 人材のマッチングを支援する Japan-Day という就職説明会が、インド工科大学（IIT）ハイデラバード校で 2018 年以降毎年開催されており、2025 年 8 月には第 8 回として「Japan Career Day（ジャパン・キャリア・デー）2025」が開催され、日系企業 15 社及び学生約 500 名が参加した。また、今年度の新たな取組として、共同研究に関心がある企業を対象に、企業が関心を持つ研究テーマと親和性がある研究室とラウンドテーブル形式で発表や意見交換を行う、共同研究交流会「Co-research Day」を併催した。また、同月のモディ首相の訪日を機に武藤経済産業大臣とアシュウィニ・ヴァイシュナウ電子 IT 大臣が「日印デジタルパートナーシップ 2.0 に係る協力覚書」に署名し、日印のデジタル分野における連携を強化した。

2019 年に梶山経済産業大臣とゴヤル商工大臣の間で立ち上げられた日印産業競争力パートナーシップについては、2025 年 9 月に東京で第 7 回次官級会合が、松尾経済産業審議官とシン印商工省産業国内取引促進局次官との間で開催された。会合では、2025 年 8 月の日印首脳会談時に示された 10 兆円の民間投資目標の実現に向けて、両国で人材協力を含めた産業協力及びインドにおけるビジネス環境改善を一層推進することで一致した。また、同パートナーシップ下で省庁横断的に設置されている、産業資本財・日本工業団地・繊維・中小企業・進出日本企業課題解決（ファスト・トラック・メカニズム）・鉄鋼・自動車の各分野別ワーキンググループが相次いで開催され、各分野における二国間協力の方向性の協議が行われた。

経済安全保障分野では、2024 年 11 月に開催した第 1 回日印経済安全保障対話でインド側より提案があった、産業界の声を政府間対話に反映させるべく、2026 年 3 月に日本経済団体連合会とインド産業連盟を共同議長として、民間の日印経済安全保障対話（ビジネス・ピラー）を実施した。同対話では、①半導体・AI、②クリーンエネルギー、③重要鉱物の 3 分野を中心に議論が行われた。

(2) バングラデシュ

バングラデシュは、ベンガル湾に面し、成長著しい南アジアと東南アジアを結ぶ戦略的要衝にあり、南西アジア地域の発展において重要な役割を果たす国である。日本とは 1972 年の外交関係の樹立以来、友好的な関係を築いており、日本はバングラデシュにとって最大の二国間援助供与国である。

2014 年 8 月には、バングラデシュへ進出している日本企業が直面するビジネス課題の解決や、両国間の投資・貿易促進を目的として「日本・バングラデシュ官民合同経済対話（Public-Private Joint Economic Dialogue: PPED）」が立ち上げられた。2025 年 4 月に

東京で第 6 回会合を開催し、四つのワーキンググループ（投資環境、税・金融、産業多角化、エネルギー）の下で議論が行われた。

また、バングラデシュは、2026 年に LDC（後発開発途上国）からの卒業を目指しており、それに向けて両国間で様々な経済協力を推進している。2025 年 5 月には、大阪・関西万博におけるバングラデシュ・ナショナルデーへの参加のため訪日したシェイク・ボシール・ウッディン商業顧問と大串経済産業副大臣が両国間の経済関係強化に向けて会談を行った。同月末にはムハンマド・ユヌス首席顧問が訪日し、石破内閣総理大臣と会談を行ったほか、日本貿易振興機構・国際協力機構共催による「バングラデシュビジネスセミナー」が開催された。経済産業省からは竹内経済産業大臣政務官が挨拶を行い、両国のビジネス関係のさらなる強化に向け、PPED 等で議論を進めることを表明した。

さらに、2024 年 3 月に交渉開始が決定された「日・バングラデシュ EPA」については、2025 年 12 月の大筋合意を経て、2026 年 2 月 6 日に署名に至った。

(3) パキスタン

2026 年 1 月、小森経済産業大臣政務官を日本側共同議長として、第 8 回官民合同経済対話を東京で開催した。対話では、日本パキスタン間の経済関係の深化のため、貿易及び投資環境整備等が議論された。また、パキスタン側共同議長であるラナ・イフサン・アフザル・カーン商業担当首相調整官の来日を機に経済産業省・日本貿易振興機構共催で「パキスタン・ビジネスフォーラム」を開催した。小森経済産業大臣政務官は挨拶にて、パキスタンへの貿易・投資の促進に向けて、両国政府でビジネス環境の改善等について協力して取り組む意向を示した。

(4) スリランカ、ブータン等

スリランカは、2009 年に 26 年間続いた内戦の終結以降、経済成長が加速していた。しかし、慢性的な赤字に加え、コロナ禍の影響により観光収入が減少したこと等により、外貨不足が深刻化し、2022 年春以降には経済危機に陥った。その後、IMF 支援や債務再編等を経て、経済は回復基調にある。2024 年 11 月には、2022 年の市民の抗議活動以降、最初の大統領選が開催され、アヌラ・クマーラ・ディサナヤケ大統領が就任した。翌 2025 年 9 月には、ディサナヤケ大統領が訪日し、日スリランカ首脳会談が行われたほか、経済産業省及び日本貿易振興機構主催による「スリランカビジネスフォーラム」を開催した。首脳会談では、日本が提案した「輸出志向型産業回廊構築に向けたロードマップ」に基づいて議論を深めていくことで一致。2026 年 2 月には、日・スリランカ経済政策対話をコロンボで開催した。経済産業審議官及びスリランカ貿易・商業・食料安全保障・協同開発省次官を共同議長として、南アジアの巨大市場をいかした域内貿易の促進や、スリランカのグローバル・サプライチェーン参画を目指す本ロードマップの構想に基づき、貿易及び投資環境の整備等について議論を行った。

ブータンは、2023 年に、ジグミ・ケサル・ナムギャル・ワンチュク第五代国王陛下による新たな特別行政区の設立である「ゲレフ・マインドフルネス・シティ構想」が発表された。同構想は、参入する企業や人々がブータンの文化や伝統に配慮しつつも、機動的イノベーション事業を創出していくことを目指す。この特別行政区は、ブータン国中南部にある約 2,600km の地域で新規に都市を形成していく計画であり、今後、事業の詳細が決定さ

れる。2026 年 3 月、日ブータン外交関係樹立 40 周年を機にツェリン・トブゲー首相が訪日し、日ブータン首脳会談が行われたほか、「ゲレフ・マインドフルネス・シティ構想」をテーマのひとつとして、経済産業省と日本貿易振興機構共催で「日・ブータンビジネスフォーラム」を開催した。

ネパールやモルディブについても、各国の状況に応じて、経済連携強化の在り方について検討していく。

6. 中南米

(1) 今後の方針

中南米地域は、6.6 億人超の人口を擁する[155]巨大な消費市場である。域内には中間所得層人口も多く、日本の高付加価値製品の輸出先としての魅力が高まっている。また、若年人口の割合が高い国も多いことから、工業製品の生産拠点としても、また日本企業の投資先、進出先としても有望と考えられる。この他、中南米地域は、経済安全保障、特に資源、エネルギーや食料安全保障の観点から我が国にとって重要な地域である。例えば、気候変動対策やデジタル関連産業の基盤を支えるリチウム、銅や幅広い産業分野で利用される鉄鉱石等の鉱物資源や、大豆、とうもろこし、鶏肉を始めとする食料資源の日本向けの供給を支えている。

世界銀行によれば、中南米地域の実質 GDP 成長率は、2021 年 7.2%、2022 年 3.9%、2023 年 2.2%と減速した後、2024 年は 2.3%となった。インフレや金融引締めの影響、外需の鈍化等が成長を抑制した。国・地域ごとでは、メキシコ・ブラジル等の国では、インフレ抑制や財政制約を踏まえた難しい経済・財政政策のかじ取りが必要となるが、一部の中米・カリブ諸国はコロナ禍による景気後退からの回復基調が継続し、成長率が拡大すると予想される。

中南米地域の政治面では、2020 年代初頭以降、複数の国で左派政権が誕生したことから、左傾化の潮流（ピンクタイド）が再来したとの論調もあったが、近年は、国ごとに政治潮流が多様化している。例えば、アルゼンチンでは 2023 年に自由至上主義を掲げる右派のミレイ氏が就任した一方、ウルグアイでは 2024 年に中道左派のオルシ氏が就任した。また、チリでは 2025 年に右派のカスト氏が当選し、ボリビアでも 2025 年選挙で中道右派のパス氏が就任するなど、政治潮流は一様ではない。

世界情勢が不安定化する中で、中南米諸国は、民主主義、法の支配、基本的人権の尊重など基本的価値の重要性を共有し得る国も多いことから、日本としては、同地域との経済関係を更に強化していく必要がある。

経済面では、中南米地域は伝統的に米国と強い経済関係を有しているが、近年、中国の同地域での経済的影響力が高まっている。例えば、ブラジル、チリ、ペルー等において、中国が最大の貿易相手国となっているほか、中南米地域のインフラ開発や投資などの分野でも存在感を高めている。

他方、米国は、2025 年 1 月に発足した第二次トランプ政権が講じた関税措置等により、中南米諸国との経済関係には不確実さが増している。米国は、国際緊急経済権限法（IEEPA）

[155] 世界銀行「World Development Indicators」

等の権限を根拠に、2025 年以降、複数の関税措置を導入してきた。例えば、メキシコに対しては「フェンタニル・不法移民」等を理由とする関税措置が示される一方、米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）の原産地規則を満たす品目を関税賦課の適用除外とする取扱いも併存した。また、ブラジルに対しては、IEEPA を根拠とする追加関税が導入され、その後、対象品目の見直し等が行われた。もっとも、2026 年 2 月、米連邦最高裁は「IEEPA は大統領に関税賦課権限を与えていない」と判断し、IEEPA に基づく関税措置の多くが無効とされたことから、関税の適用関係や返金手続、代替的な法的根拠による再措置の可能性等を含め、通商環境は流動化している。また、中南米を含む世界各国に関税措置を講じた一方で、2025 年 11 月には、エルサルバドル、アルゼンチン、エクアドル、グアテマラの 4 か国と「相互貿易に関する協定」枠組みについて共同声明・ファクトシートを公表し、市場アクセス拡大や非関税障壁への対応、デジタル分野のルール等を含む協力を進める方針を示した。 これらは、関税措置による圧力と、枠組み合意を通じた協議の同時進行という側面を有するが、上述のとおり IEEPA の権限を根拠とする関税措置をめぐる司法判断も生じていることから、今後の制度設計・適用関係や協議の進展については、引き続き注視する必要がある。

USMCA は、2026 年に予定される見直しも含め、中南米地域の貿易投資環境への影響が大きいことから、動向を継続的にフォローする必要がある。

EU は、アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイから成る関税同盟（メルコスール）との間で継続していた FTA 交渉について、2024 年 12 月に政治合意に達し、その後、2026 年 1 月 17 日に協定（パートナーシップ協定及び暫定貿易協定）が署名された。同年 3 月末にはブラジル及びパラグアイは批准手続を完了した。EU は批准手続は未了であるが、暫定貿易協定（iTA）が同年 5 月 1 日から暫定適用予定であり、両地域間のビジネス機会が拡大する可能性がある。

⑵ 日・中南米における経済分野の協力について

中南米地域は、鉄鉱石、銅、リチウム等の鉱物資源の供給大国を多数擁しており、鉱物資源の安定供給確保及び中長期的な権益確保の観点から重要な地域である。また、原油や天然ガスの産出国も複数存在し、我が国のエネルギー供給の多角化の観点からも重要性は増している。他方、近年、同地域を取り巻く事業環境は変化しており、自動車産業における電動化の進展や中国企業との競争激化、米国の関税措置を含む通商政策の変更など、国際的なサプライチェーンに影響を及ぼし得る急激な変化への対応が喫緊の課題となっている。こうした状況を踏まえ、日本政府としては、短期的な競争環境・供給網変化への対応とともに、中長期的には、GX 及び産業構造変化への対応、DX を通じた社会課題解決及び付加価値創出を柱として、中南米諸国との経済分野における共創を後押ししている。

GX×産業構造変化への対応としては、エネルギー分野及びモビリティ分野を中心に、同地域の特性を踏まえた取組が展開されている。例えば、中南米は、風力、太陽光、地熱等の再生可能エネルギーの導入ポテンシャルが高い地域であり、我が国は、発電技術や運用・保守技術の提供・協力に加え、再生可能エネルギーの大量導入を見据えた送配電網整備、蓄電池やエネルギーマネジメント等の需要側対策分野における協力を推進している。

また、グリーン・ブルー水素やアンモニアについては、産業熱等での将来的な需要創出を視野に入れつつ、国際サプライチェーン構築を見据えたエネルギーインフラ整備に関する協力が進められている。さらに、バイオ燃料等のカーボンニュートラル燃料については、製造・供給面での連携を通じ、利用拡大に向けた取組が行われている。

モビリティ分野では、各国のエネルギー事情や産業構造を踏まえ、ガソリンとバイオエタノールを任意の割合で混合して走行できるフレックス燃料車やハイブリッド車の中南米域内での普及拡大や、国際的な認知・利用の促進に向けた取組が進められている。具体的には、ブラジルとの間では、2024 年 5 月、岸田内閣総理大臣のブラジル訪問時に、ブラジルのバイオ燃料・合成燃料（e-fuel）等に関する高い潜在力と、日本が有するハイブリッド車等の高効率モビリティに関連する先端技術を結び付け、世界の炭素中立の実現に貢献する「持続可能な燃料・モビリティ・イニシアティブ（Initiative for Sustainable Fuel and Mobility: ISFM（アイスファム））」を立ち上げた。ブラジルと共に、その重要性を世界に発信するべく、2025 年 3 月のルーラ大統領訪日時には協力覚書に署名した。

加えて、DX を活用した社会課題解決と付加価値向上も重要な協力分野である。農業分野では、デジタル技術を活用した農畜産物の生産性向上、付加価値創出、低炭素化を目的に、単なる機器の提供にとどまらず、農業支援サービスも含めた各種取組が進められている。ヘルスケア分野では、低所得層や遠隔地など、十分な医療サービスを享受できていない人・地域をターゲットに、デジタル技術の活用による医療アクセスの向上及びサービスの拡充が期待されている。防災分野では、中南米地域で頻発する地震、津波、ハリケーン等の自然災害による被害を予防・低減させるために、センサーネットワークや防災システム、防災関連技術・知見の導入に関する協力が進められている。

さらに、中南米地域では、デジタル分野や環境・エネルギー分野を中心にスタートアップ企業の活動が活発化しており、新たな産業創出や社会課題解決に向けた動きが拡大している。中南米地域は日本の中小企業やスタートアップにとっても海外展開の有望な市場であり、日本政府としては、官民連携の下で、こうした企業の海外展開を後押ししている。

このほか、中南米地域においては、インフラ分野において旺盛な需要が見込まれているが、日本企業の進出は必ずしも活発とはいえない。2025 年 7 月、国土交通省・外務省・経済産業省は、日本企業の中南米地域におけるインフラビジネス推進を目的として、「中南米地域へのインフラ海外展開に関する官民連携プラットフォーム（PLACIDA）」を設立した。この枠組みの中で、メキシコとペルーにそれぞれ官民ミッションを派遣し、現地政府関係者及び民間企業との意見交換、現地視察を実施するなど、中南米地域へのインフラ展開の機運醸成や我が国のプレゼンスの向上を目的として取り組んだ。

さらに、コンテンツ産業についても、同地域における日本コンテンツへの関心の高まりを踏まえ、その売り込みを図っている。JETRO は 2025 年 3 月、日本民間放送連盟（民放連）と共催で、東京にて中南米地域への日本のコンテンツ展開促進のための商談会を実施した。

このように、様々な分野における日本と中南米地域の経済関係を強化すべく、各国との接点の創出に取り組んでいる。

(3) 進捗状況

① 中米・カリブ地域

メキシコについては、2025 年 5 月、APEC 貿易担当大臣会合の出席のために大串経済産業副大臣が韓国を訪問し、宮路外務副大臣とともにグティエレス経済省通商担当次官との会談を行った。会談では、日メキシコ経済関係における DX・GX・スタートアップといった新たな分野との連携や企業のビジネス環境整備等について意見交換を行った。

同月、グティエレス経済省通商担当次官が訪日し、松尾経済産業審議官と会談を行った。会談では、米国の関税措置や二国間経済関係の強化、WTO・CPTPP について意見交換を行った。

同年 6 月、在日本メキシコ大使館主催で日墨 EPA 20 周年記念行事が開催された。本行事では、竹内経済産業大臣政務官がビデオメッセージで、両国の更なる経済連携の強化や USMCA の見直しに当たって日本企業が直面する課題への対応など、ビジネス環境の更なる改善について言及した。

同年 8 月、日本政府は日メキシコ EPA に基づくビジネス環境整備委員会を開催した。英利アルフィヤ外務大臣政務官及びグティエレス経済省通商担当次官を共同議長とし、日本側とメキシコ側からは、関係省庁に加え、双方の産業界等も出席した。本会合において、日本の関心事項である 6 項目（メキシコの投資環境、治安、基準認証、インフラ・エネルギー、労務、税務・通関）、メキシコの関心事項である 6 項目（企業諮問委員会の創設、商業・投資促進、税関、衛生・植物検疫措置、農産品分野の促進、人材開発強化のための協力）について、議論・意見交換を行った。また、日本側からは、現在の投資環境の懸念点を示した上で、在メキシコ日系企業の声を基に、メキシコでの生産・投資活動に関する障壁の改善を要望した。

同年 9 月、メキシコ合衆国の独立 215 周年及び日メキシコ EPA 発効 20 周年記念レセプションが開催され、武藤経済産業大臣が出席した。レセプションでは、武藤経済産業大臣より冒頭挨拶において、独立 215 周年に祝意を表しつつ、本年は日メキシコ EPA 発効 20 周年を記念する年でもあることにも触れ、本協定発効以降、日本企業がメキシコの経済成長や雇用確保等に貢献してきたことや、再生可能エネルギー・GX・DX 等のビジネス展開などの今後一層の二国間の経済連携の強化を期待する旨言及した。

同年 10 月、APEC 閣僚会議の出席のために赤澤経済産業大臣が韓国を訪問し、エブラル経済大臣との会談を行った。会談では、日メキシコ EPA や CPTPP を通じて構築されてきた互恵的な経済関係を踏まえ、DX･GX 分野における新たなビジネス機会の創出や、WTO 及び CPTPP を含む国際場裡における連携強化の重要性について意見交換した。

同年 12 月、第 3 回 STS フォーラム中南米カリブ地域ハイレベル会合がモレロス州クエルナバカ市で開催された。本会合では、赤澤経済産業大臣がビデオメッセージで、DX･GX 分野で日本と中南米カリブ地域の共創プロジェクトが進展していること、日本政府も積極的に支援していること、日本と中南米カリブ地域における科学技術協力の深化やイノベーションを通じた社会課題解決と経済成長が加速することに対して期待する旨言及した。

2026 年 3 月、第 14 回 WTO 閣僚会議の出席のために山田経済産業副大臣がカメルーンを訪問し、グティエレス経済省通商担当次官と会談を行った。会談では、DX・GX など新

たな分野における二国間連携強化の可能性や、WTO や CPTPP を始めとする国際場裡での連携の重要性について意見交換した。

USMCA における労働分野の紛争早期解決メカニズム（RRM）については、これまで複数の要請が行われた。2022 年までは、多くがメキシコ内の自動車関連部品工場における労働権侵害の疑いに基づくものであったが、2023 年以降は、アパレル、鉱山開発、航空貨物、食品分野など対象分野が拡大しており、日系企業が関連する案件も存在している。そのほとんどは、メキシコ政府による積極的な協力によって、短期間での解決に至っている。一方で、2025 年には、RRM に関するパネル判断で初めて権利侵害が認定された事例が報告されるなど、運用の蓄積が進んでいる。他方、2025 年 3 月、米国第 2 次トランプ政権は、メキシコ・カナダ産品に追加関税を発動しつつ、USMCA 原産地規則を満たす産品を適用対象から除外するなどの動きが生じており、USMCA をめぐる動きについては、今後も注視が必要である。

ガイアナについては、2025 年 4 月、大阪・関西万博における同国のナショナルデーの機会にウォルロンド観光・産業・商業大臣が訪日し、竹内経済産業大臣政務官と会談を行った。会談では、ガイアナの貿易投資面における可能性や万博を契機とした二国間経済関係の強化などについて意見交換するとともに、ガイアナに対する日本企業の投資への期待を含む、更なる両国関係の強化に向けて確認、議論を行った。また、竹内経済産業大臣政務官は、同国のナショナルデー行事に出席し、日本政府の代表としてスピーチを行った。加えて、日本政府館及びガイアナのパビリオンを視察し、両国間の展示品に関して意見交換するとともに、晩餐会では今後の両国の関係強化に向けて議論した。

同年 10 月、JETRO はガイアナにおける日本企業のビジネス機会創出を目的としたビジネスミッションを派遣した。本ミッションには日本の商社や物流、インフラ、農業、食品、情報サービスなどさまざまな分野から合計 13 社 15 人が参加した。本ミッションでは、ガイアナ観光・産業・商業省及びガイアナ投資庁との会談や、港湾などの視察、進出日系企業との意見交換、ガイアナ民間部門委員会（Private Sector Commission of Guyana）の幹部メンバー及びガイアナ企業とのネットワーキングも開催され、日本企業とガイアナ企業の関係構築が進んだ。

キューバについては、2025 年 7 月、大阪・関西万博における自国のナショナルデーの機会にマルティネス副首相が訪日し、加藤経済産業大臣政務官と会談を行った。会談では、二国間経済関係などについて意見交換を行った。また、加藤経済産業大臣政務官は、同国のナショナルデー行事に出席し、日本政府の代表としてスピーチを行った。加えて、日本政府館及び同国のパビリオンを視察し、両国間の展示品に関して意見交換するとともに、午餐会では今後の両国の関係強化に向けて議論した。

ドミニカ共和国については、2025 年 8 月、パリサ大統領府大臣が訪日し、在日ドミニカ共和国大使館及びドミニカ共和国輸出投資センター（ProDominicana）共催で、同国への投資誘致を目的に、「ドミニカ共和国：日本の産業にとってチャンスの国」と題したセミナーが開催された。本セミナーに出席したパリサ大臣は、同国の魅力（高水準の経済成長や投資環境（政治的安定性や豊富な労働）、米州における物流網、税制優遇）や専門人材の育成について言及した。

同年 9 月、ケルナー商工業・中小零細企業省次官が訪日し、大串経済産業副大臣と会談を行った。会談では、二国間経済関係の強化や、進出日系企業の取組等について意見交換するとともに、投資セミナーや大阪・関西万博ナショナルデー式典の開催により二国間関係がより緊密になったこと、日本企業が強みを持つ分野における両国の協力関係構築について確認、議論した。

パナマについては、2025 年 9 月、大阪・関西万博における自国のナショナルデーの機会にムリーノ大統領らが訪日し、パナマ商工省及び在日パナマ大使館との共催のビジネスセミナーが開催された。本セミナーに出席したムリーノ大統領及びモルト商工大臣、イカサ運河大臣は、複合的な物流インフラ（パナマ運河や空港、高速道路、鉄道など）や、米州全体への物流拠点としての利点、米国ドルによる為替リスクが小さい点、税制優遇（フリーゾーンや多国籍企業本部制度）をアピールするとともに、インフラプロジェクトへの参加の呼びかけがあった。

バルバドスについては、2025 年 9 月、大阪・関西万博における自国のナショナルデーの機会にマコーニー経済・投資大臣が訪日し、大串経済産業副大臣と会談を行った。会談では、二国間経済関係などについて意見交換するとともに、インフラ、防災、環境、デジタルなどの分野での連携を通じた経済関係が強化されることへの期待や気候変動対策、再生可能エネルギー、物流、アニメやゲーム産業等における日本との連携強化について確認、議論した。また、大串経済産業副大臣は、同国のナショナルデー行事に出席し、日本政府の代表としてスピーチを行った。加えて、日本政府館及び同国のパビリオンを視察し、両国間の展示品に関して意見交換するとともに、午餐会では今後の両国の関係強化に向けて議論した。

ホンジュラスについては、2025 年 9 月、メディナ投資促進担当大臣が訪日し、大串経済産業副大臣と会談を行った。会談では、二国間経済関係などについて意見交換するとともに、大阪・関西万博を通じた両国の人的・経済的つながりの強化や両国間の貿易投資強化の可能性について確認、議論した。

中米地域については、2026 年 3 月、中米経済統合事務局（SIECA）のカルロス・アルベルト・モレノ・カルモナ運輸・インフラ・物流局長らが訪日し、JICA 主催（外務省・経済産業省・国土交通省共催）で「中米物流・ロジスティックス 民間投資セミナー・ビジネス交流会」が開催された。本イベントには、日本及び中米地域の政府関係者、民間企業など約 120 名が参加し、物流ロジスティックスマスタープランの実装に向けて活発な意見交換やネットワーキングを行った。

② 南米地域

パラグアイについては、2025 年 4 月、トヨトシ駐日大使と古賀経済産業副大臣が会談を行った。会談では、二国間経済関係や同国の大阪・関西万博への出展について意見交換するとともに、大阪・関西万博の成功に向けた取組や、二国間の懸け橋となっている日系人のパラグアイ経済への貢献について確認した。

同年 5 月、大阪・関西万博における自国のナショナルデーの機会にペニャ大統領らが訪日し、JETRO 及び在日パラグアイ大使館共催のビジネスセミナーが開催された。本セミナーに出席したペニャ大統領及びヒメネス商工大臣は、パラグアイの魅力（豊富な再エネ・

若年層、食糧生産能力の高さ、大国との近接性、税制優遇）やグリーン水素生産の可能性について言及した。

チリについては、2025 年 6 月、ウィリアムス鉱業大臣が訪日し、大串経済産業副大臣と会談を行った。会談では、鉱業分野における二国間協力の今後の在り方等について議論した。また、大串経済産業副大臣とウィリアムス鉱業大臣の出席の下、日チリ鉱業分野における官民合同会議を東京で開催した。同会議では、チリの鉱業政策や我が国の企業の活動等について意見交換を行った。

ウルグアイについては、2025 年 6 月、大阪・関西万博における自国のナショナルデーの機会にアルフレッド・フラッティ農牧水産大臣や投資輸出促進機関関係者らが訪日し、JETRO 主催のビジネスセミナーが開催された。本セミナーに出席したフラッティ農牧水産大臣、投資輸出促進機関関係者や JETRO らは、ウルグアイの政治経済の安定性や信頼性、フリーゾーン、物流の利点について言及した。

コロンビアについては、2025 年 9 月、モラレス商工観光大臣が訪日し、加藤経済産業大臣政務官と会談を行った。会談では、日本企業、経済産業省の取組や今後の二国間経済関係の更なる強化について意見交換するとともに、「日コロンビア貿易投資・産業協力合同委員会」の開催や両国間の貿易拡大及び投資促進に向けた取組などについて確認、議論した。

同年 12 月、髙山経済産業省大臣官房審議官（通商政策局担当）が同国を訪問し、第 2 回日コロンビア貿易投資・産業協力合同委員会を開催した。本委員会では、現地で活躍する日系企業の取組や、経済産業省が支援するプロジェクトを紹介するとともに、ビジネス環境の改善に向けて、コロンビア関係省庁と意見交換した。

チリについては、2026 年 3 月、第 14 回 WTO 閣僚会議の出席のために山田経済産業副大臣がカメルーンを訪問し、エステヴェス外務省国際経済担当次官と会談を行った。会談では、WTO 改革における連携や、CPTPP や RCEP 協定における新規加入や協定のアップグレード等での連携について意見交換した。

ペルーについては、2025 年 8 月、大阪・関西万博における自国のナショナルデーの機会にボルアルテ大統領らが訪日し、ペルー通商観光省及び貿易観光促進庁主催の「日本・ペルー投資デー」セミナーが開催された。本セミナーに出席したボルアルテ大統領及びレオン通商観光大臣からは、ペルーの良好なマクロ経済指標や、日本企業にとって投資機会の大きい分野（農業、観光業、製造業、知識集約型サービス業、再生可能エネルギー分野など）、並びに人材交流の促進について言及があった。

ブラジルについては、2025 年 6 月、ミナスジェライス州のゼマ知事が訪日し、大串経済産業副大臣と会談を行った。会談では、同州に進出している日本企業の取組等について意見交換するとともに、同州との経済関係の強化の機運の高まりや、エネルギー転換、鉱物資源開発、脱炭素などの分野で同州と日本との連携強化の関心等について確認、議論した。

同年 7 月、ゴイアス州のカイアド知事が訪日し、大串経済産業副大臣と会談を行った。会談では、同州での日本企業の取組や官民連携を通じた日本と同州の経済関係強化について意見交換するとともに、同州との経済関係の強化の機運の高まりや、日本のセラード開発等による貢献、同州における再生可能エネルギー開発の現状、それに伴う新産業創出の可能性及び日本による投資への期待、AI を始めとする先端技術分野に係る州政府の取組などについて確認、議論した。

同年 9 月、松尾経済産業審議官が同国を訪問し、第 15 回日伯貿易投資促進・産業協力合同委員会に参加した。同委員会では、日本とブラジルがそれぞれ官民の取組を紹介するとともに、ビジネス環境の改善に向けた意見交換を実施した。

エクアドルについては、2025 年 7 月、ソメルフェルド外務・移民大臣が訪日し、武藤経済産業大臣と会談を行った。会談では、資源エネルギー分野について一層連携を深めつつ、さらに貿易・投資の促進を図ることなどについて意見交換するとともに、両国の経済関係の更なる強化に向け、ビジネス環境整備の重要性や、エクアドルの治安対策、投資促進に向けた取組、日本の貿易・投資の促進及び経済連携の強化について確認、議論した。

同年 8 月、ノボア大統領、ハラミージョ生産・貿易・投資大臣及びソメルフェルド外務・移民大臣が訪日し、武藤経済産業大臣とともにエクアドル共和国主催のエクアドル投資・貿易促進セミナーに出席した。本セミナーの来賓挨拶では武藤経済産業大臣より、日本・エクアドル間の貿易投資の現状や、両国による多岐にわたる協業の可能性への期待、二国間の経済関係の更なる強化を実現するためには、エクアドルのビジネス環境を着実に整備していくことが重要である旨言及した。

2026 年 3 月、第 14 回 WTO 閣僚会議の出席のために山田経済産業副大臣がカメルーンを訪問し、アルシバル対外貿易担当副大臣と会談を行った。会談では、同国に対し、原油の代替調達に関する働きかけや、WTO 改革における連携、両国の経済関係の更なる強化について意見交換した。

アルゼンチンについては、2026 年 3 月、第 14 回 WTO 閣僚会議の出席のために山田経済産業副大臣がカメルーンを訪問し、ブルン外務副大臣と会談を行った。会談では、同国に対し、原油の代替調達に関する働きかけや、WTO 改革における連携、両国の経済関係の更なる強化について意見交換した。

太平洋同盟については、2026 年 1 月、コロンビアからメキシコに議長国が引き継がれた。日本は、太平洋同盟諸国を民主主義、法の支配等の基本的価値を共有する重要なパートナーと捉えており、2013 年からアジア初のオブザーバー国として緊密な関係を構築し、ともに成長し、相互の利益になる形で、DX や GX 等の官民双方が関心を有する分野での協力を拡大している。引き続き、太平洋同盟諸国と共に、共通の課題に取り組み、具体的な協力を推進していく方針である。

メルコスールについては、2026 年 1 月、赤澤経済産業大臣が日本経済団体連合会の安永グローバルサウス委員会委員長兼日本ブラジル経済委員会委員長と会談を行った。会談では、日本経済団体連合会のグローバルサウス委員会で取りまとめた「グローバルサウスとの連携強化に関する共同提言」及び日本ブラジル経済合同委員会において採択された「日伯経済関係の推進に向けた共同声明」を手交された。これに対して、赤澤経済産業大臣は、メルコスールを含むグローバルサウスとの連携強化及び日本とブラジルの二国間の貿易投資のさらなる発展に向けて、経済界から具体的な提言をいただいたことに謝意を述べた。その上で、グローバルサウスとの連携強化について、提言を踏まえ、各種の通商政策を戦略的に実行していく考えを示すとともに、メルコスールとの経済関係について、今後一層の強化を目指し、産業界の声を踏まえながらビジネス機会の創出など日本企業の活動を後押ししたい旨言及した。

2025 年 3 月、ルーラ大統領が国賓として訪日した際に発表されたアクション・プランにおいて、「日・メルコスール戦略的パートナーシップ枠組み」の下で貿易関係深化のための議論を進展させることが確認され、同年 12 月には、「日・メルコスール戦略的パートナーシップ枠組み」が設立された。同枠組みの下で、2026 年 1 月に第 1 回会合、同年 3 月に第 2 回会合が開催された。本会合では、経済関係深化のため、貿易・投資を含む幅広い分野について議論した。

7. ロシア・中央アジア・コーカサス

(1) 日露関係

2022 年 2 月 24 日に始まったロシアによるウクライナへの侵略が長期化する中、日本政府は、G7 を始めとする国際社会と連携し、個人・団体等に対する制裁、銀行の資産凍結等の金融分野での制裁、輸出入禁止措置等の対露制裁を維持・強化している。

また、ロシアによるウクライナへの侵略により、経済分野を含めた二国間関係を従来どおりとすることは困難な状況であることから、2016 年に提案された 8 項目の「協力プラン」を含む、ロシアとの経済協力に関する政府事業は、当面見合わせることを基本としている。こうした状況下で、これまでにロシアに進出してきた日本企業には、ビジネス環境の悪化やロシア政府による対抗措置等によって、多大な影響が生じている。経済産業省は、JETRO や NEXI に相談窓口を設置し、影響を受ける日本企業の事業活動について支援を行うとともに、進退を含めた経営判断に迫られる日本企業に対して、その経営判断に資するよう情報提供等を実施している。

(2) ロシア・ベラルーシ等輸出入等禁止措置・資産凍結等措置

ロシアによるウクライナへの侵略に対し、我が国は G7 を始めとする国際社会と連携しつつ、外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づき、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、ロシア向け輸出入に関する制裁措置を実施してきた。2025 年度は以下の措置を実施した（以下、措置の施行日・適用日を基準に記載）。

2025 年 9 月 12 日	ロシア連邦の関係者（47 団体・9 個人）、クリミア自治共和国及びセヴァストーポリ特別市のロシア連邦への「併合」又はウクライナ東部の不安定化に直接関与していると判断される者並びにロシア連邦による「編入」と称する行為に直接関与していると判断されるウクライナの東部・南部地域の関係者と判断される者（5 個人・1 団体）並びにロシア連邦及びベラルーシ共和国以外の国・地域の関係者（3 団体）に対する資産凍結等の措置を実施
2025 年 9 月 12 日	上限価格を超える価格で取引されるロシア連邦を原産地とする原油の輸入並びにロシア連邦を原産地とする海上において輸送される原油の購入等に関連する資本取引、特定資本取引及びサービスの提供の禁止措置に係る当該上限価格を、1 バレル当たり 60 ドルから 1 バレル当たり 47.6 ドルに引き下げる措置を実施

2025 年 9 月 19 日	ロシア連邦の特定団体（2 団体）並びにロシア連邦及びベラルーシ共和国以外の国の特定団体（9 団体）への輸出等に係る禁止措置を実施

2026 年 3 月時点で経済産業省が実施しているロシア・ベラルーシ等に係る輸出入等禁止措置の概要は、以下のとおりである。

（1）国際輸出管理レジームの対象品目[156]のロシア及びベラルーシ向け輸出等の禁止措置
（2）ロシア及びベラルーシの軍事能力等の強化に資すると考えられる汎用品[157]の両国向け輸出等の禁止措置
（3）ロシア向け化学・生物兵器関連物品等[158]の輸出の禁止措置
（4）ロシア及びベラルーシの特定団体（軍事関連団体等）[159]への輸出等の禁止措置
（5）ロシア及びベラルーシ以外の国の特定団体（軍事関連団体等）[160]への輸出等の禁止措置
（6）ロシア向け先端的な物品等[161]の輸出等の禁止措置
（7）ロシア向け産業基盤強化に資する物品[162]の輸出の禁止措置
（8）ロシア向け石油精製用の装置等の輸出等の禁止措置
（9）ロシア向け奢侈（しゃし）品[163]の輸出の禁止措置
（10）ロシアからの一部物品[164]の輸入等の禁止措置
（11）「ドネツク人民共和国」（自称） 及び「ルハンスク人民共和国」（自称）との間の輸出入の禁止措置

(3) 日・中央アジア・コーカサス関係

① 総論

中央アジア諸国は、東アジア、 南アジア、中東、欧州、ロシアを結ぶ地政学的な要衝に位置し、石油、天然ガス、ウラン、レアメタルなどの豊富な天然資源を有する。また、コーカサス地域は、アジア、欧州、中東をつなぐゲートウェイ（玄関口）としての潜在性と、国際社会の平和・安定につながる地政学的重要性を有している。

中央アジア（カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン）は、アジア、欧州、中東を結ぶ地理的要衝に位置し、豊富な鉱物・エネルギー資源を有するとともに、国際的な物流・エネルギー輸送における連結性の観点から、通商上の重要性を有している。また近年、ロシアによるウクライナ侵略や対露制裁の長期化、中東情勢の緊迫化等を契機とする国際通商環境の変化を背景に、輸送回廊及び資源供給の多角化に関する議論が進む中で、同地域の戦略的重要性が改めて認識されている。

156 対象品目：工作機械、炭素繊維、高性能の半導体等及び関連技術
157 対象品目：半導体、コンピュータ、通信機器等及び関連技術、催涙ガス、ロボット、レーザー溶接機等
158 対象品目：化学物質、化学・生物兵器製造用の装置等
159 対象団体：ロシア 561 団体、ベラルーシ 27 団体
160 対象団体：56 団体
161 対象品目：量子コンピュータ、3D プリンター等及び関連技術
162 対象品目：貨物自動車、ブルドーザ、シリンダー容積が 1,900cc を超える自動車、自動車用エンジンオイル等
163 対象品目：アルコール飲料、宝飾品、グランドピアノ等
164 対象品目：アルコール飲料、木材、上限価格を超える原油及び石油製品、非工業ダイヤモンド等

同地域には、原油・天然ガス、ウラン、レアメタル等の資源が広く分布している。加えて、老朽インフラの更新や人口動態の変化への対応等を背景に、エネルギー及びデジタル分野を中心としたインフラ整備の需要が拡大しており、日本企業の事業機会の観点からも関心が高まっている。一方で、経済構造の外部依存、連結性の制約、社会資本や制度整備の遅れ等の構造的課題は依然として存在しており、持続的成長の実現には、産業高度化と社会基盤の強化が不可欠である。

こうした認識の下、「中央アジア＋日本」対話の枠組みにおいて、2025 年 12 月に東京で初の首脳会合が開催され、同地域の構造的課題の解決に向け「グリーン・強靱化」「コネクティビティ」「人づくり」の 3 分野が重点協力分野として位置付けられた。併催の「中央アジア＋日本」ビジネスフォーラムでは、日本企業と中央アジア各国の企業・政府との間で 158 件の協力文書（覚書等）が締結・披露されるなど、重点 3 分野に沿った案件形成の進展が確認された。また、今後 5 年間の中央アジアにおける民間プロジェクト総額として 3 兆円の目標額が設定された。

コーカサス地域（アゼルバイジャン、アルメニア、ジョージア）は、カスピ海・黒海を経由する中央回廊（カスピ海ルート）の要衝に位置し、対露制裁下における物流の代替ルートとして、通商上の重要性が高まっている。また、産油国を擁する同地域は、エネルギー資源の開発・輸送拠点としての役割を担っており、エネルギー調達先の多様化をめぐる議論の中でも関心を集めている。

② 主な進捗

2025 年 4 月、武藤経済産業大臣は、トルクメニスタンのメレドフ副首相兼外務大臣と会談を行い、経済・エネルギー分野における二国間協力について意見交換を行った。また、日本・トルクメニスタン間のエネルギートランジションに関する政府間覚書を改訂し披露した。

2025 年 5 月、古賀経済産業副大臣は、ウズベキスタンのシェルマトフ・デジタル技術大臣と会談を行い、二国間の経済・デジタル分野の協力強化に向けた意見交換を行った。デジタル人材の育成や情報通信インフラ事業といった、両国に裨益するプロジェクトの更なる促進に向けて協力していくことを確認した。

2025 年 8 月、大串経済産業副大臣は、ウズベキスタンのクドラートフ投資・産業・貿易大臣と会談を行い、エネルギートランジションを中心とした経済・エネルギー分野における二国間協力について意見交換を行い、両国に裨益するプロジェクトの組成に向けた協力を進め、経済関係の一層の深化に向けて両国で取り組んでいく方針を確認した。

2025 年 9 月、武藤経済産業大臣は、中央アジア 5 か国との間で、第 2 回「中央アジア＋日本」対話・経済エネルギー対話を開催した。本対話では、各国の状況に応じた多様な脱炭素化技術の活用の重要性が共有されるとともに、各国のカーボンニュートラルに向けたロードマップが取りまとめられ、今後の具体的協力プロジェクトを後押ししていくことが確認され、議論の成果として、議長声明を採択した。

2025 年 12 月、赤澤経済産業大臣は、ウズベキスタンのクドラートフ投資・産業・貿易大臣と会談を行い、経済・エネルギー分野における二国間協力について意見交換を行った。

2025 年 12 月、山田経済産業副大臣は、ウズベキスタンのミルザマフムードフ・エネルギー大臣と会談を行い、両国に裨益する協力関係の構築や日本企業が関わるプロジェクトの組成などを通した、経済・エネルギー関係の一層の深化に向けて両国で取り組んでいく方針を確認した。

2025 年 12 月、赤澤経済産業大臣は、ウズベキスタンのミルジヨーエフ大統領と共同議長として「日本・ウズベキスタン ラウンドテーブル」に出席するとともに、ビジネス協力に関する文書披露式に立ち会った。

2025 年 12 月、経済産業省、（一社）ROTOBO、JETRO の主催により、「中央アジア＋日本」ビジネスフォーラムが開催された。開会に当たり、赤澤経済産業大臣が冒頭挨拶を行い、日本と中央アジアの経済関係強化に向けた交流を一層加速させる契機となることへの期待を述べた。またビジネスフォーラムでは、中央アジアと日本の首脳会談を契機に、企業及び関連団体によって結ばれた覚書が締結・披露された。この場では高市内閣総理大臣が冒頭挨拶を行い、日本と中央アジアとの間で多くの協力文書が締結されたことを歓迎するとともに、中央アジア 5 か国の大統領が立ち会い、経済関係の更なる深化と民間ビジネスの促進に向けた強い意思が、官民双方から示された。

2025 年 12 月「中央アジア＋日本」ビジネスフォーラムの様子（資料：経済産業省・ROTOBO 撮影）

8. 中東

(1) 今後の方針

中東地域[165]は、我が国原油輸入の 9 割超[166]、天然ガス輸入の約 1 割[167]を依存するエネルギー安全保障上重要な地域である。域内人口は約 4.3 億人（平均年齢 27.7 歳）[168]、名目 GDP は約 5.1 兆ドル[169]と大きく、また、歴史的に親日的な国が多く、市場としての潜在力も大きい地域である。域内には、国際原油市場に大きな影響力を有する世界有数の産油国であり、巨大開発プロジェクトに取り組むサウジアラビア、進出日系企業拠点数 340 以上[170]、かつ在留邦人約 5 千人[171]を誇り中東の地域統括拠点を多く有する UAE、欧州等への輸出のための製造拠点の機能を果たすトルコ、イノベーション大国であるイスラエル、人口・経済規模・技術力等多くの可能性を有するものの米国の経済・金融制裁により貿易・投資等取引が困難なイラン等、特色の異なる多様な国々が存在する。我が国と各国との関係も様々であり、それぞれの実情を踏まえ、産業多角化や貿易・投資環境改善への支援・働きかけ等を通じて互恵的な関係を築くことで、中東地域との経済関係の強化・市場の拡大と、同地域の安定確保を目指す。

また、2025 年 6 月末から 7 月初旬、日・GCC（湾岸協力理事会）・EPA 交渉の再開後第 2 回会合が実施された。その後、7 月 7 日、ブダイウィ事務総長が訪日し、加藤経済産業大臣政務官と会談を行った。会談では、日本のエネルギー安全保障上、極めて重要な位置を占める湾岸地域の各国との間で伝統的に友好関係を築いていることに触れ、日・GCC・

165 本節での中東地域は、イラン、バーレーン、イラク、イスラエル、ヨルダン、クウェート、レバノン、オマーン、カタール、サウジアラビア、パレスチナ、シリア、トルコ、UAE、イエメンを指す。
166 資源エネルギー庁「資源・エネルギー統計年報」、2023 年。
167 財務省「貿易統計」、2025 年。
168 国連「World Population Prospects 2025」
169 世界銀行「World Development Indicators」
170 外務省「海外進出日系企業拠点数調査」（2024 年調査結果）、2024 年 10 月 1 日時点。
171 外務省「海外在留邦人数調査統計」、2025 年 10 月 1 日時点。

EPA について、互恵的な内容となるよう、引き続き交渉を精力的に進めて行くことで一致した。

⑵ 進捗状況

① サウジアラビア

2017 年 3 月に日サウジ両国首脳間で合意した「日・サウジ・ビジョン 2030」の下、日サウジ間の伝統的な協力分野であるエネルギー協力にとどまらず、広範な分野での二国間協力が進展している。

2025 年 9 月、大阪・関西万博のサウジアラビアナショナルデーに合わせ、ファーレフ投資大臣及びファイサル・サウジ e スポーツ連盟会長が訪日した。武藤経済産業大臣は、ファーレフ大臣、ファイサル・サウジ e スポーツ連盟会長、藤井外務副大臣と共に第 8 回「日・サウジ・ビジョン 2030 閣僚会議」を開催し、同ビジョンに基づく経済プロジェクトの進捗を確認するとともに、2030 年リヤド国際博覧会（リヤド万博）に向けて大阪・関西万博で培ったノウハウを体系的に移転する枠組みを検討していくことや自動運転 AI 技術・宇宙関連技術といった新たな分野での協力を進めて行くことに合意した。大阪・関西万博サウジアラビア・ナショナルデーレセプションには、大串経済産業副大臣が政府代表として出席し、挨拶の中で 70 年にわたるサウジアラビアとの外交関係を歓迎するとともに、今後も経済や文化等あらゆる分野において無くてはならないパートナーであることを述べた。また、ナショナルデー記念プログラムの一環として、また、日・サウジビジョン 2030 に基づくイベントとして、サウジアラビア投資省、JETRO 及び中東協力センターとの共催による「日・サウジ EXPO 投資フォーラム」を万博会場内にて開催した。同フォーラムには古賀経済産業副大臣が出席し、歓迎挨拶を行うとともにファーレフ投資大臣とともに金融やエンターテインメント等の分野で計 18 件の覚書の披露に立ち会った。

同年 12 月、サウジアラビア公共投資基金（PIF：Public Investment Fund）が毎年リヤドで開催する国際投資フォーラム「未来投資イニシアティブ（FII）」の海外スピンオフイベントとして、東京において「FII PRIORITY Asia Summit 2025」が開催され、日本政府から高市内閣総理大臣、赤澤経済産業大臣、片山財務大臣が出席した。赤澤経済産業大臣は、挨拶において、サウジアラビアで進められている大規模都市開発プロジェクトや、2030 年リヤド万博、2034 年 FIFA サッカーワールドカップ等の国際的イベントが今後予定される中で、日本企業にとっても様々なビジネスチャンスがあり、その実現に向けた金融面での関係強化の重要性について強調した。

2026 年 1 月、赤澤経済産業大臣はサウジアラビアを訪問し、ファーレフ投資大臣とともに、日・サウジ・ビジョン 2030 の取組の一環として、「日・サウジ閣僚投資フォーラム」を開催した。本イベントでは、両大臣立会いの下、宇宙分野における政府間の協力文書に加え、金融や宇宙、アグリテック等の分野における民間企業等の新たな協力文書 12 件が披露された。また、赤澤経済産業大臣は関係閣僚等とのバイ会談を実施した。ファーレフ投資大臣とは、エネルギー安定供給及び国際原油市場安定化について要請するとともに、相互投資の拡大、特に宇宙やコンテンツ分野における日サウジ両国の企業間の連携に取り組んでいくことに合意した。さらに、2030 年に開催されるリヤド万博への参加表明を行うとともに、万博の成功にむけて協力していくことを確認した。カサビ商業大臣との会談では、

政府や民間の様々なレベルでのコミュニケーションを続けることの重要性を確認するとともに、交渉中の日・GCC・EPA について高いレベルとなるよう協力を要請し、ファイサル・サウジアラビア e スポーツ連盟会長との会談では、ゲーム・e スポーツ分野での協力が拡大していることについて意見交換を行った。

② イラン

米国の制裁下という困難な状況にあるが、2025 年度は、PIDA（Private Investors of Desalination Association）幹部向けの海水淡水化技術研修を、JCCME が実施するなど、協力を継続している。

③ イスラエル

2025 年 9 月、大串経済産業副大臣は、訪日中のイスラエルのバルカット経産大臣と会談を行った。会談では、中東情勢の安定化へ向けて取り組むことを要請するとともに、日イスラエル間の経済関係について意見交換を行った。また同日には、両国の経済関係をより強化するためのプラットフォームである JIIN（日本・イスラエル・イノベーション・ネットワーク）総会を 2 年ぶりに開催し、大串経済産業副大臣は挨拶において、両国のイノベーション連携の在り方等について今後の期待を述べた。

④ トルコ

2025 年 6 月、大串経済産業副大臣はフランス共和国（パリ）で開催された OECD 閣僚理事会（Meeting of the Council at Ministerial Level：MCM）、WTO 非公式閣僚会合及び G7 貿易大臣会合に出席し、トルコのトゥズジュ貿易副大臣と日トルコ EPA の交渉加速に向けた方向性や、WTO 改革における協力の在り方について意見交換を行った。

同年 10 月、古賀経済産業副大臣が南アフリカ共和国（ケベルハ）で開催された G20 貿易・投資大臣会合等に出席し、同じくトルコのトゥズジュ貿易副大臣と日トルコ EPA の交渉加速に向けた意見交換のほか、2027 年国際園芸博覧会への参加招聘を行った。

⑤ カタール

2025 年 11 月及び 2026 年 3 月、赤澤経済産業大臣はアル・カアビー　エネルギー担当国務大臣と会談し、エネルギー分野における協力について幅広く議論を行い、今後の両国間の協力深化について確認した。

⑥ オマーン

2024 年に署名された経済産業省とオマーン商工業・投資促進省との共同声明に基づき、両国のビジネス交流が進められている。

2025 年度は、JCCME が協力して、オマーンからのビジネスミッション訪日時の東京や大阪でのビジネスセミナー開催やオマーンで開催された水素関連会合への参加等の交流が行われた。

⑦ イラク

2025 年 11 月、JCCME が第 21 回イラク・ビジネスセミナーを対面とオンラインのハイブリッド形式で開催し、駐イラク日本大使や進出日本企業等が講演を行った。

⑧ アラブ首長国連邦（UAE）

2022 年に日 UAE 両国の首脳間で合意された「包括的・戦略的パートナーシップ・イニシアティブ（CSPI）」の下、従来のエネルギー協力に加え、先端技術等の非エネルギー分野における協力も加速しており、両国間で活発なハイレベルの往来が行われた。

2025 年 4 月、武藤経済産業大臣は、訪日中のジャーベル・アブダビ国営石油会社（ADNOC）Group CEO 兼産業・先端技術大臣兼日本担当特使と会談し、武藤経済産業大臣は、ADNOC が製造したブルーアンモニアを IHI のアンモニア専焼タービンによる発電に利用することで大阪・関西万博の脱炭素化に貢献するプロジェクトの進展を高く評価した。また、両大臣は両国のエネルギー分野での協力や、脱炭素、スタートアップ、宇宙を含む先端技術など幅広い分野で協力関係を深化・拡大していくことについて意見交換を行った。

同年 5 月、竹内経済産業大臣政務官は、「日本アブダビ経済協議会（ADJEC）」に出席するため訪日中のアルザービ・アブダビ経済開発庁長官と会談し、アブダビ首長国との経済関係の強化等について意見交換を行った。

また、「ADJEC」では、大串経済産業副大臣が来賓挨拶を行い、近年、アブダビが世界的なビジネス拠点として存在感を高めていることを踏まえ、日本とアブダビ首長国の協力の裾野が広がっていることに触れつつ、「ADJEC」が日本とアブダビ首長国の協力形成のプラットフォームとして長年機能していることや、大阪・関西万博が多くのビジネス交流や協力プロジェクト形成の契機となることを期待するメッセージを発出した。

同月、アブダビ首長国で開催された製造業の国際展示会「Make it in the Emirates」では、産業・先端技術省が海外スタートアップとの相互成長、革新、国際協力の促進を目的とする技術系スタートアップの支援策として「Startup Global Exchange Program」を打ち出し、日本を最初の連携国とすることが発表された。

同年 9 月、大阪・関西万博の UAE のナショナルデー式典では、ハーリド・アブダビ皇太子ご臨席の下、古賀経済産業副大臣が政府代表として挨拶し、UAE のパビリオンが経済の多角化を象徴していることに触れつつ、大阪・関西万博を通じて両国の交流がますます活発化することへの期待を述べた。また、UAE のナショナルデーに合わせ、大阪・関西万博会場内で 2 回目の日 UAE 宇宙官民ワークショップの開催、Startup Global Exchange Program として UAE のスタートアップ 10 社が訪日、東京で第 2 回日・UAE ビジネスカウンシルが実施されるなど、多数のビジネス連携につながる取組が行われた。

同年 11 月、越智経済産業大臣政務官は UAE を訪問し、世界最大級の石油・天然ガスの展示会「アブダビ国際石油展示会議（ADIPEC）」の開会式に出席するとともに、経済産業省が出展する「持続可能な社会を実現するためのソリューション」をテーマとした日本パビリオンにおいて、LNG、水素・アンモニアに係る製造・運搬・利用技術等の先進的な脱炭素技術や、AI を始めとする先端技術に関する展示を視察した。また、マズルーイ・エネルギー・インフラ大臣と会談し、国際原油市場の安定化に向けて同国が OPEC＋で果たす役割に対する謝意を伝達するとともに、エネルギー分野における更なる協力強化について意見交換を行った。

同年 12 月、赤澤経済産業大臣は、訪日中のジャーベル・ADNOC Group CEO 兼産業・先端技術大臣兼日本担当特使と会談した。赤澤経済産業大臣からは、日本への原油の安定

供給及び日本企業の原油の上流開発や LNG 事業への参画に対する配慮への謝意を伝達するとともに、両大臣は国際原油市場の安定化について議論した。

2026 年 1 月、赤澤経済産業大臣は UAE を訪問し、昨年に続いて開催された「World Future Energy Summit（WFES）2026」の開会式に出席し、ムハンマド大統領を始めとする要人と懇談した。さらに、経済産業省が出展する日本パビリオンを視察し、先端技術やエネルギー関連 AI 技術に関する展示を視察するとともに、Startup Global Exchange Program によりアブダビ訪問中の日本のスタートアップ 8 社と懇談した。また、UAE 政府のカウンターパートとなる閣僚とのバイ会談を実施した。ジャーベル産業・先端技術大臣兼 ADNOC Group CEO 兼日本担当特使との会談では、両大臣は石油・ガスという既存の協力分野を超えて、重要鉱物のサプライチェーンや宇宙、ヘルスケアなどの先進技術分野での連携を加速化することで一致した。マズルーイ エネルギー・インフラ大臣との会談では、両大臣は世界で発生する情勢不安の中、国際原油市場の安定化に向け、産消国の連携の重要性について認識を共有した。ゼイユーディ対外貿易大臣との会談では、交渉中であった日・UAE 包括的経済連携協定（CEPA）の、早期妥結を目指すことで一致した。

同年 3 月、赤澤経済産業大臣は、訪日中のジャーベル ADNOC Group CEO 兼産業・先端技術大臣兼日本担当特使及びゼイユーディ対外貿易大臣と会談し、イランをめぐる中東情勢においても、戦略的パートナーである両国のエネルギー分野での連携の重要性を確認した。さらに、CEPA を踏まえ、様々な分野での協力関係を深化・拡大していくことについて意見交換を行った。CEPA は、7 回の交渉会合を経て、両大臣の訪日中に交渉妥結が発表された。

⑨ クウェート

2025 年 5 月、サバーハ・ハーリド・クウェート国皇太子殿下が訪日し、石破内閣総理大臣と会談を行うとともに、協力覚書署名式では両者立会いの下、経済産業省とクウェート電力・水・再生可能エネルギー省との間で、電力・水・再生可能エネルギー分野の協力覚書への署名を実施した。加えて、JETRO とクウェート直接投資庁の間で直接投資に関する協力覚書の署名が行われた。

⑩ ヨルダン・ハシェミット王国

2025 年 11 月、小森経済産業大臣政務官は、訪日中のヨルダン・ハシェミット王国のファイサル・アーケフ・アル・ファーイズ上院議長による表敬を受けた。両者は、同月の日・ヨルダン首脳ワーキング・ディナーにおいてビジネス環境の改善や投資促進に関する官民合同委員会の設立が合意されたことを歓迎し、現地に進出する日系企業の支援や、シリアやパレスチナ、イラクなどの周辺国の経済復興・発展に向けた企業間連携の可能性等について意見交換を行った。

9. アフリカ

(1) 総論

アフリカは、豊富な天然資源と共に、若年層を中心とした 14 億人を超える人口を抱える経済的に有望な市場である。2050 年には人口が約 25 億人（世界の人口の約 1/4）に増加すると予測されており、過去 20 年間、他地域に比べて高い経済成長率を維持するなど、大きなポテンシャルを持つ市場と見られており、世界から投資先として注目されている。また、2025 年には南アフリカが G20 の議長国となり、2026 年 3 月には WTO 閣僚会合をカメルーンで開催するなど国際場裡におけるプレゼンスも高めている。

従来、資源・インフラが中心となっていたアフリカでのビジネスは、各国の産業発展や急速なスマートフォンやデジタル技術の普及を背景に多様化している。電子金融の導入や電子商取引の普及などデジタル技術の活用により、社会課題の解決手法も変化しており、アフリカでの事業の展開についても、多様化しつつある。また、社会基盤はいまだ整っていないことから、従来からの電力・運輸・港湾等のインフラ分野の需要も引き続き大きい。さらに、2021 年 1 月にはアフリカ大陸自由貿易圏（AfCFTA）の運用が開始され、共通ルールに基づきアフリカ域内の貿易促進や地域統合が進むことで、更なる域内市場の発展が期待される。

我が国は、質の高いインフラ整備の推進、投資協定や租税条約の締結促進などとともに、TICAD や日アフリカ官民経済フォーラムなどの対話の機会を活用し、官民が一体となってアフリカ各国との経済関係を強化している。また第三国や地域、国際機関や地域機関との連携を強化するとともに、JETRO によるアフリカビジネスデスクやミッション派遣、現地展示会での日本パビリオンの設置、グローバルサウス補助金などの事業を通じて、日本企業のアフリカ進出や進出企業のビジネス展開の支援をしている。

(2) 進捗状況

2025 年 8 月に横浜で第 9 回アフリカ開発会議（TICAD9）を開催した。経済産業省からは武藤経済産業大臣、大串経済産業副大臣、及び古賀経済産業副大臣が出席し、官民ビジネス対話、ビジネス展示会開会式、インド洋・アフリカ経済圏フォーラム、署名文書披露式典等へ出席するとともに、TICAD9 に参加するアフリカ要人等と二国間の経済関係強化に向けた会談を行った。TICAD9 の機会も契機に、(1)「日本アフリカ産業共創イニシアティブ」や「AI・データサイエンスの人材育成とアフリカの経済成長イニシアティブ」等によるアフリカとのビジネス連携・産業共創、(2)「インド洋・アフリカ経済圏イニシアティブ」によるインド洋諸国など第三国とアフリカとの連結性の強化、(3)日本貿易保険（NEXI）と国際開発金融機関の連携などによるファイナンス支援、大阪・関西万博機会を捉えての関西アフリカビジネスフォーラムの開催など官民連携の強化を通じて、アフリカの社会課題・資源開発・GX/DX 等に応じた日本によるアフリカビジネス展開を一層推進していくことが示された。また、前回 TICAD8 の 92 件を大きく上回る過去最大の 324 件の署名文書が TICAD9 に合わせて確認され、政府間、政府関連機関間のみならず、民間での「インド洋・アフリカ経済圏イニシアティブ」や「AI・データサイエンスの人材育成とアフリカの経済成長イニシアティブ」関連、そしてエネルギー・鉱物資源、宇宙、ヘルスケア、コン

テンツ、インフラ等の幅広い分野での署名文書が石破内閣総理大臣とアフリカ首脳同席の下で披露された。

二国間の経済関係強化においては TICAD9 を機にコートジボワール共和国商業・産業省との貿易・投資の支援、ビジネスセクター間の協力や産業人材育成の支援等にかかる両国間協力を含む、共同声明を発出した。また、南アフリカ共和国とは電力エネルギー省及び貿易・産業・競争省と経済産業省の三省庁間で、脱炭素化に向けた協力に関する共同声明を TICAD9 にて発出し、その後 2025 年 11 月には覚書に署名した。

JETRO が第 9 回アフリカ開発会議（TICAD9）における大規模な展示・会議として、TICAD Business Expo & Conference（TBEC）」（2025 年 8 月）を開催した。日本の企業・機関 194 社・団体が出展し、会場内でのステージイベントは計 68 件に上った。来場者数は約 1 万人を数えた。TBEC では、ビジネス上の課題解決を目指すアフリカ有力企業と、課題解決に資する技術やサービスを有する日本企業のマッチングを目指す「J-Twende」を立ち上げた。見本市は、南アフリカ共和国のケープタウンで行われた「アフリカ・グリーン水素サミット 2025」においてジャパン・パビリオンを設置し、日本企業 8 社が出展した。また、ナイジェリアのラゴス国際見本市（2025 年 11 月 7～16 日）にもジャパン・パビリオンを設け、39 社が出展した。会期中には、JETRO 主催・派遣のポップカルチャー現地視察体感ミッションイベント「Super Japan in Lagos」（2025 年 11 月 14～15 日）が併催された。ジャパン・パビリオンの来場者数は、Super Japan in Lagos の約 2 万 8,000 人を含め、4 万 9,556 人に及んだ。ビジネスミッションは、コートジボワール（2025 年 6 月）に仏語圏アフリカにおけるコンテンツ産業の視察を目的に派遣したほか、重要鉱物等の産出国として注目されるコンゴ民主共和国と（2026 年 2 月）、ザンビア（2026 年 3 月）にそれぞれ派遣した。このほか、アフリカ 17 か国を対象に、市場動向調査からパートナー候補の紹介、商談設定までを支援するアフリカビジネスデスクを引き続き通年で設置した。これまで同事業を活用した日本企業は、延べ約 240 社を数える。官民一体でアフリカビジネスを継続的に議論するプラットフォームである「アフリカビジネス協議会（JBCA）」（2019 年 6 月発足）では、官民の参加者間でアフリカビジネスに係る情報共有と意見交換を行い、関係省庁・機関による支援策の検討・実施・見直し等を行っている。具体的には、①アフリカ政府・企業とのネットワーキング・マッチング機会の提供、②アフリカ各国のビジネス環境改善の促進、③各省庁・機関横断による支援策の連携促進等を目標に掲げ、活動を行ってきた。2026 年 2 月、南アフリカ・ケープタウンでアフリカ鉱業投資会議「マイニング・インダバ 2026」が開催され、経済産業省からは松尾経済産業審議官が参加した。この会議で、松尾経済産業審議官はコンゴ民主共和国、ナミビア共和国、及び南アフリカ共和国の要人と会談するなど、鉱業分野等における日アフリカ間の一層の関係強化に取り組んだ。

JBCA には、経済産業省、外務省、経団連、経済同友会を始め、約 550 の企業・団体・官公庁・国際機関が所属している（2026 年 3 月時点）。中堅中小企業、投資環境改善、農業、ヘルスケアなどをテーマとした WG（ワーキンググループ）が、アフリカビジネス展開に関する課題の吸上げや、現地事情などの関連調査、日本企業と現地関係機関との関係構築等を実施している。

2025 年 8 月には第 3 回本会議を開催し、武藤経済産業大臣、藤井外務副大臣などが出席し、同年 8 月に開催される TICAD9 に向けた官民連携の重要性が確認された。 本会議に先立ち、経団連及び経済同友会より TICAD9 に向けた民間からの提言が手交された。また、経済産業省が主催する中堅中小 WG は 2026 年 2 月に実施され、モビリティ分野に着目して「日アフリカ産業共創イニシアティブ（JACCI）」の取組を通じた日本企業とアフリカ現地スタートアップ等の連携やアフリカビジネス進出企業の取組等を紹介した。

第2節 国際交渉・フォーラム、国際アジェンダに関する取組

1. G7/G20

(1) G7

カナダ議長年（2025 年）

① 首脳会合

(i) G7 カナナスキス・サミット

2025 年 6 月 15 日から 17 日にかけて、カナダ・カナナスキスで、G7 カナナスキス・サミットが開催された。石破内閣総理大臣は、世界経済は地政学的緊張や自然災害等のリスクにさらされ、不確実性が一層増している旨指摘し、G7 として緊密な意思疎通を行い、不確実性を下げ、安定的な成長を実現していくことが必要である旨強調した。

セッション１「世界経済の見通し」では、石破内閣総理大臣から、米中を含む各国間の貿易収支の不均衡の背景には、持続不可能な各国内のマクロ経済の不均衡が存在すると指摘し、問題の解決に向けては、各国が国内経済・国際経済システムの改善に取り組む必要があると指摘した。加えて、非市場的政策・慣行により、アジアを含む途上国の産業・雇用に悪影響が生じている旨を指摘し、今こそ G7 が結束して、ルールに基づく自由で公正な経済秩序を築くべく、国際社会をリードすることが必要である旨強調し、また、特に、WTO は世界経済の成長に不可欠な基盤を提供し、G7 各国もその恩恵を受けてきた旨述べた。また、石破内閣総理大臣は、WTO を中核とする多角的自由貿易体制の維持・強化は不可欠であると述べた上で、公平な競争条件の確保、「途上国地位」の問題、紛争解決制度の改革などの課題を踏まえ、各国に受け入れられる形で、WTO の改革を実現する必要がある旨強調した。

セッション２（ワーキング・ランチ）「経済成長、経済安全保障・経済強靱性」では、石破内閣総理大臣から、重要鉱物のサプライチェーンの強靱化・多角化は喫緊の課題であり、G7 やパートナー国と緊密に連携して対応することの必要性を強調した。また、資源国の役割は非常に重要であり、サプライチェーン多角化のための新規鉱物資源プロジェクトの立上げや、途上国の現地高付加価値化に向けた「RISE（強靱で包摂的なサプライチェーンの強化）パートナーシップ」などにおける協力が重要である旨述べた。

セッション７「エネルギー安全保障」では、エネルギーの多様化・サプライチェーンの強靱化に関し、石破内閣総理大臣から、日本は、エネルギー安全保障に寄与する再生可能エネルギーや原子力などのエネルギー供給源の活用に強力に取り組むとともに、LNG などの供給源の多様化、脱炭素化に向けた水素・アンモニア、二酸化炭素回収・貯留などの新たな技術の活用に世界に先駆けて取り組むことを強調した。また、日本は、豪州、ラテンアメリカ、アフリカ諸国などの資源国における探査活動や人材育成等を通じて、資源国の事業の発展やサプライチェーンの強靱化に貢献していく旨述べた。技術・イノベーション、インフラ協力に関し、AI の普及に伴うエネルギー需要の大幅な増加が避けられない中、原子力やガス火力を含む、あらゆるエネルギーの活用が必要である旨述べつつ、イノベーションを通じたペロブスカイト太陽電池、次世代型地熱、次世代革新炉などの脱炭素電源の拡大の重要性を指摘した。さらに、フュージョンエネルギーの実現に向けた取組を進める

ことが重要である旨指摘し、日本は、脱炭素化にも積極的に貢献していく旨述べた。加えて、日本が率先して提唱してきた質の高いインフラ投資の重要性を指摘した上で、大規模なインフラ支援に加えて、農村用の電力支援や飲み水の確保など、途上国の人々の生活水準の向上を図るという草の根の視点も必要である旨述べた。また、民間資金動員の重要性を指摘した上で、日本が本年、国際協力機構（JICA）の金融手法を拡充し、途上国企業への保証や債券取得等を可能にした旨紹介し、さらに、債務持続可能性の確保のため、G20「共通枠組」の実施改善や、債務透明性向上の取組の必要性も強調した。

［参考］参加国・国際機関

＜G7 メンバー＞

日本、カナダ（議長国）、フランス、米国、英国、ドイツ、EU、イタリア

＜招待国＞

豪州、ブラジル、インド、韓国、メキシコ、南アフリカ（G20 議長国）、ウクライナ

＜国際機関＞

国連、世界銀行、NATO

(ii) その他 G7 首脳会議

2025 年には、議長国であるカナダの主催により、ロシアによるウクライナ侵略が開始されてから 3 年となる機会を捉えて 2 月 24 日に G7 首脳テレビ会議が開催された。石破内閣総理大臣から、平和の実現に当たっては、誤った教訓が導き出される状況が生み出されないよう、G7 各国と連携して取り組んでいきたい旨、また、ウクライナにおける公正かつ永続的な平和の実現のためにも G7 の結束が重要であること、日本は、G7 と連携しつつ今後もウクライナ支援と対露制裁を継続する旨を述べた。

② 貿易大臣会合

2025 年 6 月 4 日、フランス・パリの OECD 閣僚理事会のマージンで G7 貿易大臣会合が開催され、日本からは、大串経済産業副大臣及び藤井外務副大臣が出席した。会合では、議長国カナダの下、「公正な競争や予見可能かつ安定したグローバル貿易・投資を支えるための、強靱で強力な経済の構築」というテーマに基づいて議論が行われた。

大串経済産業副大臣からは、ルールに基づく貿易体制は、経済安全保障を確保する上でも重要な前提条件であり、その強化・改革が必要である旨強調した。その上で、過剰生産能力や非市場的政策・慣行のモニタリングやルールの強化を含めた対応、サプライチェーン多様化・強靱化に向けた取組等において G7 で連携すべき旨発言した。

③ 産業・デジタル・技術大臣会合

2025 年 12 月 8 日及び 9 日の 2 日間にわたり、カナダ・モントリオールで、G7 産業・デジタル・技術大臣会合が開催され、日本から、井野経済産業副大臣と、今枝デジタル副大臣、堀内総務副大臣が参加した。

本会合では、AI や量子といった先端技術の産業利用や研究開発、それらの技術の基盤となる重要物資のサプライチェーンの強靱化・産業競争力強化等について、G7 参加国の間で活発な議論がなされ、会合の成果として、G7 産業・デジタル・技術閣僚宣言及び中小企業における AI 導入のためのブループリントに係る閣僚声明が採択された。

井野経済産業副大臣からは、サプライチェーン強靱化の観点から、非市場的な政策・慣行やそれに起因する過剰生産の問題に対応するためには同志国が連携して対応していく必要性を強調した。また、根源的な問題である非市場的な政策・慣行について WTO 等を通じて是正を求めるとともに、供給源の多様化の取組を推進すべきであり、価格だけでなく、信頼性や供給安定性等の非価格要素が正当に市場で評価される施策を講じていくことの重要性を発信した。一方、先端技術については、量子技術の産業化の観点から、我が国における国立研究開発法人産業技術総合研究所の量子・AI 融合技術ビジネス開発グローバル研究センター（G-QuAT）の本格稼働を紹介するとともに、社会実装の推進に向けた量子技術の標準化やサプライチェーン構築における G7 諸国との連携の重要性について発信し、加えて、AI は人々の行動に大きな影響を与えるようになってきており、共通の価値観を有する G7 間でその対応の在り方に関する議論を続けていくことが重要である旨発信した。

［参考］招待国・国際機関

＜招待国＞

韓国

＜国際機関＞

OECD

④ エネルギー・環境大臣会合

2025 年 10 月 30 日及び 31 日の 2 日間にわたり、カナダ・トロントで G7 エネルギー・環境大臣会合が開催され、山田経済産業副大臣及び青山環境副大臣が出席した。エネルギー大臣会合では、（1）エネルギー安全保障、（2）重要鉱物、（3）エネルギーと AI、（4）原子力、（5）ウクライナへのエネルギー分野の支援等の論点について議論が行われ、これら各分野に関する合意文書が採択された。

山田経済産業副大臣からは、日本が一貫して提唱してきた、エネルギー安定供給・経済成長・脱炭素を同時実現する「トリプルブレイクスルー」や、エネルギーの安定供給の確保に向けた「全てのエネルギー、全ての技術」を活用した多様な選択肢の追求の重要性を改めて主張した。その上で、重要鉱物、エネルギーと AI、原子力、ウクライナ支援といった各分野について、日本の具体的な取組を紹介するとともに、G7 を始めとする有志国間での更なる連携を呼びかけた。

［参考］招待国・国際機関

＜招待国＞

ウクライナ、豪州、メキシコ、韓国

＜国際機関＞

IEA（国際エネルギー機関）、IAEA（国際原子力機関）、IRENA（国際再生可能エネルギー機関）、UNFCCC（国連気候変動枠組み条約）事務局、世界資源研究所（World Resources Institute）

(2) G20

南アフリカ議長年（2024 年 12 月～2025 年 11 月）

① 首脳会合

（G20 ヨハネスブルグ・サミット）

2025 年 11 月 21 日から 24 日にかけて、南アフリカ・ヨハネスブルグで、G20 ヨハネスブルグ・サミットが開催された。

セッション 1「誰一人取り残さない包括的で持続可能な経済成長」では、高市内閣総理大臣から、国際社会が複合的な危機に直面する中、今こそ全ての G20 メンバーが責任を共有した形で、課題解決やグローバル・ガバナンスの構築を進める必要があることを述べた。さらに、世界経済をめぐる不確実性が高い中、世界の GDP の 8 割以上を占める G20 は、世界の経済成長に大きな責任を有すること、過度な経常収支不均衡の背景にある各国経済の不均衡について、経常赤字国は財政の持続可能性確保の取組、経常黒字国は非市場的政策・慣行の廃止により対処すべき、ルールに基づく自由で公正な国際経済秩序を発展させ、世界経済の成長や「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現につなげることが重要である旨を述べた。

加えて、WTO を中核とする多角的貿易体制は世界経済の基盤であること、日本は意思決定の方法を含む WTO 改革の議論に積極的に貢献していくこと、CPTPP の拡大やアップグレードの議論を引き続き主導していく旨述べた。また、債務問題を含む国際開発金融に関し、経済成長に不可欠である膨大な開発資金ニーズに対応するため、国内資金動員、民間投資の促進、ドナーベースの拡大が必要であり、日本は更なる民間投資を促すために国際協力機構（JICA）の金融手法を拡充し、途上国企業等の債券取得や信用保証を可能にしたことを説明した。

さらに、質の高い成長のためには、包摂性、透明性、公正性といった国際ルール・基準を遵守し、債務持続可能性に配慮したインフラ開発が不可欠であり、日本は 2019 年の質の高いインフラ投資に関する G20 原則に沿った質の高いインフラ投資を推進する旨を述べ、初の G20 アフリカ開催となる本年、日本は同年 8 月に TICAD9 を主催し、民間の活力も取り込み、産業力強化、若者・女性を含む人材育成、域内外の連結性強化などを進めるために、「インド洋・アフリカ経済圏イニシアティブ」を立ち上げ、アフリカの諸課題解決のために日本とアフリカが共に取り組むことを確認した。

セッション 2「強靭な世界-G20 の貢献」では、尾崎内閣官房副長官が出席し、高市内閣総理大臣のステートメントを代読した。日本は、課題先進国としての知見や経験をいかし、これまで、災害、感染症、気候変動といった地球規模課題の解決に向け、各国の要望に基づいた取組を有言実行で実施してきたこと、気候変動に関し世界の気温上昇を工業化以前から 1.5 度以内に抑えるためには、先進国のみならず、主要排出国を始め国際社会が団結して取り組むことが必要であること、引き続き国内外の気候変動対策の実施に取り組んでいく旨を述べた。また、エネルギー移行に関し、安価で安定的なエネルギー供給やエネルギー安全保障の確保は極めて重要であること、日本は AZEC など、脱炭素化、経済成長、エネルギー安全保障を同時に実現し、多様な道筋の下で、ネット・ゼロを目指すための取組を力強く推進していく旨述べた。

セッション 3「万人にとっての公平で公正な未来」では、多くのメンバーから、重要鉱物のサプライチェーンの強靭化・多角化が世界経済の発展に不可欠である点、AI に関する国際的な連携の重要性が指摘され、高市内閣総理大臣から、重要鉱物に関し、多くの産業のサプライチェーンの最上流に位置する重要鉱物の安定的な供給は、世界経済の発展に不可欠であること、現在、重要鉱物の輸出管理について国際社会での懸念が高まっており、それらの措置の是正に加え、地理的に偏在する重要鉱物の精錬・加工を含む供給源多角化が喫緊の課題となっていることを述べ、サプライチェーンの過度な集中を避け、強靭で信頼できる重要鉱物サプライチェーンの構築や、持続可能な資源プロジェクトと資源国における高付加価値化の推進に向け、各国が連携して取り組む必要があることを説明した。こうした観点から、日本は、グリーン経済の実現に不可欠な重要鉱物サプライチェーン多角化と途上国での質の高い雇用創出に向け、RISE（強靭で包摂的なサプライチェーンの強化）パートナーシップの取組を主導してきたこと及び、アフリカ等からラテンアメリカとカリブ地域への対象地域拡大などにより、協力の裾野を着実に広げていく旨を述べた。

また、AI に関し、加速度的に普及している AI の有効利用は経済成長の原動力であることを述べ、AI を活用したイノベーションを促進するためには、情報セキュリティ・リスクの回避など、安全、安心で信頼できる AI エコシステムの構築が必要であること、日本は、「広島 AI プロセス」の下、生成 AI に関する初の国際行動規範の策定を主導し、AI に関するガバナンス構築を後押ししてきたことを述べ、同年 10 月の日・ASEAN 首脳会議では、AI による課題解決のための「日 ASEAN・AI 共創イニシアティブ」を発表したことを紹介した。さらに、アフリカに対しても、TICAD9 で発表した「AI・データサイエンスの人材育成とアフリカの経済成長イニシアティブ」などを通じ、AI に関する人材育成を強化していくこと及び議長国である南アフリカが提唱する「AI for Africa」を支持することを述べた。加えて、大阪・関西万博では、社会実証の場として、将来的な実用化も念頭に、AI を活用した来場者案内やアンドロイド・ロボット等の新たなテクノロジーを世界に発信したことを紹介した。

［参考］参加国・招待国・国際機関

＜G20 メンバー＞

日本、南アフリカ（議長国）、ブラジル、米国（不参加）、アルゼンチン、豪州、カナダ、中国、フランス、ドイツ、インド、インドネシア、イタリア、韓国、メキシコ、ロシア、サウジアラビア、トルコ、英国、AU、EU

＜招待国＞

アルジェリア、エジプト、エチオピア、フィンランド、ナミビア、ノルウェー、ナイジェリア、アイルランド、オランダ、カタール、シンガポール、スペイン、アラブ首長国連邦、ベトナム、ジンバブエ、マレーシア（ASEAN 議長国）、アンゴラ（AU 議長国）、ジャマイカ（CARICOM 議長国）

＜国際機関＞

経済協力開発機構（OECD）、国際連合（UN）、世界貿易機関（WTO）、東南アジア諸国連合（ASEAN）、国連食糧農業機関（FAO）、国際労働機関（ILO）、国際通貨基金（IMF）、国連教育科学文化機関（UNESCO）、世界銀行（WB）、世界保健機関（WHO）、アフリカ大陸自由貿易圏（AfCFTA）、アフリカ開発銀行（AfDB）、アフリカ連合委員会（AUC）、

ラテンアメリカ・カリブ海開発銀行（CAF）、欧州評議会開発銀行（CEB）、中部アフリカ諸国経済共同体（ECCAS）、西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）、金融安定理事会（FSB）、国際電気通信連合（ITU）、新開発銀行（NDB）、南部アフリカ開発共同体（SADC）、サウスセンター（SC）、国際貿易開発会議（UNCTAD）、アフリカ経済委員会（UNECA）

② 貿易・投資大臣会合

2025 年 10 月 10 日、G20 貿易・投資大臣会合が南アフリカで開催され、古賀経済産業副大臣及び藤井外務副大臣が出席した。本会合では、（1）包摂的な貿易とグローバル課題への対応、（2）持続可能な産業と発展のための貿易投資、（3）開発側面を含む WTO 改革について議論がなされた。

古賀経済産業副大臣からは、（2）持続可能な産業と発展のための貿易投資について、①「温室効果ガスの排出削減」と「経済成長・発展」の両立、及び、各国の事情やエネルギー安全保障の観点から、幅広い技術、エネルギー源の活用が不可欠である旨、②脱炭素対応が遅れれば、国際的なサプライチェーンやファイナンスから排除されるリスクもあり、脱炭素への取組はいずれの国にとっても産業の競争力に直結する旨、③日本の貿易政策として、脱炭素技術の国際展開及び技術協力（AZEC の野心的な原則への合意、350 以上の協力プロジェクト）を進めており、ルール形成（WTO で日本が共同提案している体化排出量の計測手法に関する非拘束的なガイダンス）でも早期に具体的な成果を得るべく G20 各国の支持を期待する旨、④水素について、コスト競争力を持たせるためにも、より多くの国が需要国となり需要創出に寄与することが重要である旨を発言した。また、（3）開発側面を含む WTO 改革については、①WTO を中核としたルールに基づく多角的貿易体制をより機能させていくことが重要であり、ビジネスの予見可能性を確保するためにも WTO の全ての機能を強化するための努力を加速すべき旨、②投資円滑化協定や電子商取引協定の WTO 法的枠組みへの早期組込、電子的送信にかかる関税不賦課モラトリアムの恒久化・延長の実現が必要である旨、③公正な競争条件に向けた規律強化、非市場的政策・慣行に対応すべき旨、④紛争解決制度改革の実現までの間の、ルールに基づく紛争解決の確保が重要である旨、⑤WTO 閣僚会議に向けて、G20 が連帯して WTO 改革に向けた力強い決意を発信すべきである旨、発言した。

［参考］招待国・国際機関

＜招待国＞

アルジェリア、エジプト、アイルランド、ケニア、スペイン、ナミビア、オランダ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、シンガポール、スイス、UAE

＜国際機関＞

WTO、OECD、ITC（国際貿易センター）、UNCTAD、UNIDO、AfDB（アフリカ開発銀行）、AfCFTA 事務局、FAO、ILO

③ デジタル経済大臣会合・AI タスクフォース大臣会合

南アフリカが議長国を務め、2025 年 9 月 29 日及び 30 日の 2 日間にわたり、G20 デジタル経済大臣会合及び AI タスクフォース大臣会合が南アフリカ・ケープタウンで開催された。本会合では、議長国の設定した四つのテーマ（「包括的なデジタル開発のためのコネ

クティビティ」、「デジタル公共インフラ（DPI）の変革」、「中小企業（MSMEs）のポテンシャルを引き出すデジタルイノベーションエコシステム」、「公平、包括的で公正な AI」）について議論が行われ、成果文書として議長声明が発出された。また、南アフリカ議長国下において、多分野にわたる AI の議論について各会合の議論を横断的にまとめる場として「持続可能な開発のための AI、データガバナンス及びイノベーションに関するタスクフォース」（AI タスクフォース）が設置され、デジタル経済分野と並行して議論が行われ、成果文書として議長声明が発出された。経済産業省からは、中小企業のポテンシャルを引き出すデジタルイノベーションエコシステムに関する議論において、日本では中小・小規模事業者が企業数の 99%以上、雇用の 70%以上を占め、彼らのデジタル化は経済成長の鍵であるとの認識を示し、その上で、DX に必要なデジタルスキルの標準の策定・公表や、DX のモデルとなる優良事例の選定・表彰など、具体的な取組を紹介した。さらに、AI スタートアップ支援として、政府主導の大規模な計算資源の提供や、国内外の AI 開発者の交流促進等を紹介し、デジタルイノベーションエコシステムの実現に向け、引き続き日本としても貢献していく旨を示した。

［参考］参加した招待国・国際機関

＜招待国＞

アルジェリア、デンマーク、エジプト、エストニア、フィンランド、アイルランド、オランダ、ナイジェリア、ノルウェー、シンガポール、スペイン、UAE

＜国際機関＞

ITU（国際電気通信連合）、ユネスコ、UNDP（国連開発計画）、UN ODET（国連デジタル・新興技術室）、Research ICT Africa、 ATU（アフリカ電気通信連合）、AfDB（アフリカ開発銀行）、South Centre、OECD（経済協力開発機構）、ILO（国際労働機関）、Digital Cooperation Organization、WTO（世界貿易機関）

④ エネルギー移行大臣会合

2025 年 10 月 10 日、G20 エネルギー移行大臣会合が南アフリカ・ダーバンにて開催された。G20 エネルギー移行大臣会合では、(1) エネルギー安全保障及びエネルギーアクセス、(2) 公正なエネルギー移行、(3) アフリカの連結性等の論点について議論が行われた。

加藤経済産業大臣政務官からは、日本が一貫して提唱してきたエネルギー安定供給・経済成長・脱炭素の「同時達成」やネットゼロに向けた各国の「多様な道筋」の意義を改めて強調した上で、バランスの取れた秩序あるエネルギー移行や信頼できる安定的な国際市場の重要性についても発信した。加えて、アフリカ初の G20 においてアフリカのエネルギー分野の発展への貢献メッセージを発することを歓迎するとともに、同年横浜で開催された TICAD9 で合意された、日本とアフリカ各国とのプロジェクトについても紹介した。

［参考］参加した招待国・国際機関

＜招待国＞

アルジェリア、デンマーク、アイルランド、ナイジェリア、ノルウェー、シンガポール、アラブ首長国連邦

＜国際機関＞

IEA（国際エネルギー機関）、IAEA（国際原子力機関）、IRENA（国際再生可能エネルギー機関）、CEM（クリーンエネルギー大臣会合）事務局、SE4All（万人のための持続可能なエネルギー）事務局、OPEC（石油輸出国機構）等

2. OECD

(1) 経済協力開発機構（OECD）閣僚理事会

① 2025 年 OECD 閣僚理事会

2025 年 6 月 3 日及び 6 月 4 日、OECD 閣僚理事会（Meeting of the Council at Ministerial Level: MCM）が議長国のコスタリカ、副議長国の豪州、カナダ及びリトアニアの下に開催され、日本からは、平デジタル大臣、藤井外務副大臣、瀬戸内閣府副大臣、大串経済産業副大臣、川崎総務大臣政務官他が参加した。

本会合では、「ルールに基づく貿易、投資、イノベーションを通じて、強靱で包摂的、持続可能な繁栄への道を切り開く」というテーマに基づいて、国際貿易システムの強化と経済安全保障、包摂的な世界経済の構築、AI を含めたデジタル経済について議論が行われた。

大串経済産業副大臣は、「開かれた市場とルールに基づく国際貿易体制の積極的強化」及び「環境・社会目標に照らした貿易政策」に関するセッションに出席した。貿易に関するセッションでは、ルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化の重要性を強調した上で、WTO 改革の推進及び第 14 回 WTO 閣僚会議の成果実現に向けた連携を呼びかけた。また、非市場的政策・慣行への対応や公平な競争条件の確保、重要物資のサプライチェーン強靱化を含む経済安全保障の確保に向けて、具体的な取組を進めることの重要性も発信した。

環境に関するセッションでは、ネット・ゼロ実現に貢献する貿易・投資政策として、AZEC を通じた各国の事情に応じた脱炭素プロジェクトの推進や、貿易関連の気候変動対策措置における炭素排出量の計測手法の指針策定に向けた提案に関する取組について共有した。

会合の最後には、閣僚理事会の成果として議長声明が発出され、現代の地政学的な緊張や貿易面の大きな動き、技術の進歩、気候変動や生物多様性等の環境面の変化などを踏まえ、多国間主義を効果的に促進する上での OECD の役割の重要性が強調された。

［参考］キーパートナー国・招待国・国際機関

＜キーパートナー国＞

ブラジル、中国、インド、インドネシア、南アフリカ

＜招待国・地域＞

エジプト、香港、マレーシア（ASEAN 議長国）、モーリシャス、モロッコ、パラグアイ、フィリピン、ウクライナ、ウルグアイ、シンガポール、ベトナム

＜その他＞

EU、BIAC（経済産業諮問委員会）、TUAC（労働組合諮問委員会）、IEA（国際エネルギー機関）、ASEAN、アジア開発銀行、WTO、世界銀行、国連開発計画他

3. WTO 全体の動向

(1) WTO[172]全体の動向

WTO 設立後初のラウンド交渉として、2001 年にカタールのドーハで開催された第 4 回 WTO 閣僚会議（MC4）において、途上国の要求に配慮する形で立ち上げられたドーハ開発アジェンダ（以下、ドーハ・ラウンド）（交渉項目は以下の第 3-1-2-1 表を参照）は、その後、交渉分野や参加国の多さ、先進国と新興国の意見の懸隔といった理由から、交渉が長期化した（第 3-1-2-2 図）。

第 3-1-2-1 表 ドーハ・ラウンド一括受託の交渉項目と主要論点[173]

農業	関税・国内補助金削減、輸出補助金の撤廃等
NAMA（非農産品市場アクセス）	関税削減（スイス・フォーミュラ、分野別関税撤廃）、非関税障壁の撤廃
サービス	外資規制の削減等の自由化、迅速化、その実施に伴う途上国支援
ルール	アンチ・ダンピングの規律強化、補助金の規律強化、漁業補助金の規律導入
貿易円滑化	貿易手続きの簡略化、迅速化、その実施に伴う途上国支援
開発	途上国に対する特別な取扱い（S&D）
TRIPS（知的所有権）	ワイン・スピリッツの地理的表示（GI）、多国間通報登録制度
貿易と環境	環境関連の物品、サービスに係る貿易の自由化・円滑化

資料：経済産業省作成。

第 3-1-2-2 図 ドーハ・ラウンド交渉の経緯

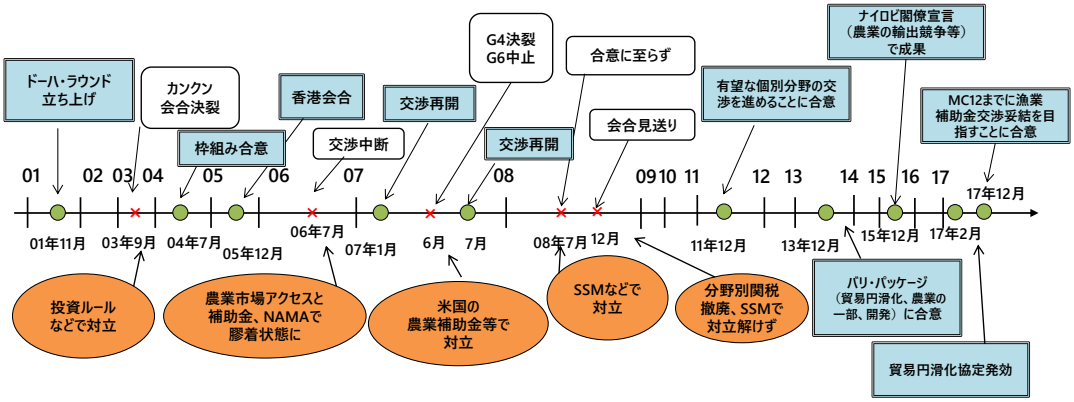

資料：経済産業省作成。

[172] 1930 年代にまん延した保護主義が第二次世界大戦の一因となったとの反省から、多国間の貿易自由化を目指し、1948 年に、最恵国待遇・内国民待遇を大原則とする GATT（関税及び貿易に関する一般協定）が発効した。1995 年には、GATT を発展的に改組して WTO を設立した。現在 166 か国・地域が加盟する WTO は、①交渉（ラウンド交渉などによる WTO 協定の改定、関税削減交渉）、②紛争解決（WTO 紛争解決手続による貿易紛争の解決）、③監視・透明性（多国間の監視による保護主義的措置の抑止）の機能を有し、多角的な貿易を規律する世界の貿易システムの基盤となっている。

[173] ラウンド立上げ当初は、投資、競争、貿易円滑化、政府調達の透明性のいわゆる「シンガポール・イシュー」が検討の対象として含まれていたが、カンクン閣僚会議で貿易円滑化のみにつき交渉を始めることとされた。

2017 年 12 月にアルゼンチンのブエノスアイレスで行われた第 11 回 WTO 閣僚会議（MC11）でも、主要分野では大きな前進が得られず、成果文書も議長声明の発出にとどまったが、各加盟国からは WTO に関与し続ける姿勢が示された。漁業補助金について、第 12 回 WTO 閣僚会議（MC12）に向けて議論を継続することとなったほか、電子商取引、投資円滑化、中小零細企業（MSMEs）、サービス国内規制といった今日的課題について、今後の WTO における議論を後押しする有志国の共同声明が発出された。

現状の貿易を取り巻く問題は、市場歪曲的な措置やデジタル保護主義の広がりなど多様化しているが、WTO はこれらに十分に対応できず、一方的な貿易制限措置や対抗する措置の応酬や上級委員会への批判の誘因の一つになっていることから、WTO の機能改善に向けた「WTO 改革」の機運が高まっている（後述）。WTO 改革の議論の加速が期待される中、2020 年春以降のコロナ禍により、MC12 は複数回延期となったが、まず 2021 年 12 月にはサービス国内規制、投資円滑化、電子商取引、貿易と環境持続可能性といった多様な分野で有志国による共同宣言・声明が発出された。その後、2022 年 6 月にスイスのジュネーブで MC12 が開催された。会議では、特に新型コロナウイルス感染症によるパンデミックや食料安全保障等の喫緊の危機への対応が焦点となり、6 年半ぶりに全加盟国での閣僚宣言を採択した。

2024 年 2 月にアラブ首長国連邦（UAE）のアブダビで開催された MC13 では、紛争解決（DS）制度改革、審議機能強化、電子商取引、開発、漁業補助金、農業等に焦点を当てて議論が行われ、成果として、閣僚宣言と個別の閣僚決定を採択した。特に、DS 改革については、これまでの進捗を土台として議論を加速させ、MC12 で合意した 2024 年までの目標の達成に向け、上訴／レビューやアクセシビリティを含む未解決の論点に取り組むことが合意された。また、電子的送信に対する関税不賦課モラトリアムについては、第 14 回 WTO 閣僚会議（MC14）又は 2026 年 3 月 31 日のいずれか早い日まで延長することが決定された。さらに、WTO における途上国の声の拡大に伴い、途上国の経済発展や開発に着目した個別の閣僚宣言も採択された。

また、MC11 で発出された共同声明に基づいて交渉が進められた共同声明イニシアティブ（JSI）のうち、サービス国内規制に関しては、有志国間での規律案の議論を経て、GATS の約束表に、追加的な約束として新たな規律を取り込む手続を進めた。その結果、2024 年 2 月、我が国や EU 27 か国を含む 52 か国・地域について、WTO の手続が完了した。日本においては、国会での審議を経て 2025 年 6 月 10 日に約束表の改善が発効した。

MC14 は、2026 年 3 月にカメルーン共和国のヤウンデで開催された。会議では、WTO 改革、投資円滑化協定の WTO 協定への組込、電子的送信への関税不賦課モラトリアムの延長、開発等をテーマに、それぞれ議論が実施された。会議の成果として、①小規模経済、②衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS 協定）及び貿易の技術的障害に関する協定（TBT 協定）、③漁業補助金について、それぞれ閣僚決定を採択した。WTO 改革について、MC14 では、WTO の根本的事項、意思決定、開発、公平な競争条件（LPF）をテーマにブレークアウトセッションが開かれ、閣僚間で活発な議論が行われた。議論を踏まえて、WTO 改革に関する作業計画を含む閣僚宣言の採択が目指されたが、発出には至らず、5 月の一般理事会での決定を目指すことで合意した。また、電子的送信に対する関税不賦課モラトリアムについても、一部の国との間で合意がまとまらず、5 月の一般理事会での決定を目

指すことで合意し、少なくともそれまでの間、全加盟国によるモラトリアムは失効することとなった。

⑵ WTO 改革の必要性及び現状

1995 年に WTO が設立されてから、四半世紀が経過した。その間の新興国の台頭や産業構造の変化により、WTO は現状の貿易を取り巻く問題に十分に対応できていないとの批判があり、一部の国による一方的な貿易制限措置や対抗する措置の誘因の一つになっている。このため、保護主義を抑止し、自由で開かれた貿易体制を維持するためにも、WTO の機能改善に向けた「WTO 改革」の機運は引き続き高まっている。

2025 年 5 月、ンゴズィ・オコンジョ＝イウェアラ WTO 事務局長は、MC14 に向けたロードマップを発表し、その中で WTO 改革に向けた意欲を示した。また、同年 5 月の一般理事会において、ピーター・オルベルグ駐ジュネーブ国際機関ノルウェー政府代表部特命全権大使が WTO 改革ファシリテーターに任命され、WTO 改革に向けた集中的な議論が開始された。議論の結果、改革のスコープは、意思決定、開発、公平な競争条件（LPF）の三分野に収斂し、MC14 において、各分野における具体的な作業計画を含む閣僚宣言の採択が目指された。しかし、MC14 では、先述のとおり、同閣僚宣言の発出には至らず、5 月の一般理事会での決定を目指すことで合意した。

WTO は、①交渉、②紛争解決、③監視・審議の三つの機能を有しているが、以下、それぞれの機能改革について、その必要性及び現状について概観する。

① 交渉機能

交渉機能改革について、ドーハ・ラウンド交渉立上げから 20 年以上経過する中で、2022 年の MC12 では漁業補助金に係る協定に全加盟国で合意するとの成果があったものの、全加盟国による全会一致（コンセンサス）の原則の下でのルール形成は困難な状況となっている。全ての加盟国によるラウンド交渉が進まない中、情報技術協定（ITA）拡大や電子商取引交渉といった有志国による個別ルール・分野ごとの複数国間（プルリ）交渉が積極的に行われてきた。例えば、ITA については、新型半導体など新たな品目を盛り込んだ拡大 ITA が 2015 年に妥結されている。我が国は現在、APEC 域内における ITA の重要性や意義について再確認するための APEC プロジェクトを実施するなど、ITA の取組の推進と拡大を図っている。また、2017 年の MC11 において、電子商取引、投資円滑化、中小零細企業（MSMEs）、サービス国内規制といった、現在の世界経済が直面する課題に即した分野に関する有志国による四つの JSI が立ち上がる等、交渉機能向上に向けて取り組んでいる。

電子商取引と投資円滑化それぞれの JSI の詳細は以下のとおりである。

（A）電子商取引共同声明イニシアティブ交渉

MC11 で発出された共同声明に基づき、2018 年 3 月から、将来の WTO 電子商取引ルールに含まれるべき要素について議論を行う探求的作業が開始された。同年 12 月までに、約 80 以上の加盟国が参加して計 9 回会合が開かれ、電子署名、オンラインの消費者保護、データ流通等幅広い論点について議論が行われた。

2019 年 1 月、スイス（ダボス）において、日本は、豪州、シンガポールと共に、WTO の電子商取引に関する非公式閣僚級会合を主催した。同会合で各国代表は、WTO におけるルール作りの意義等について意見交換を行い、会合後、国際貿易の約 90%を代表する 76 の

加盟国[174]で、電子商取引の貿易側面に関する交渉を開始する意思を確認する共同声明を発出した。同年 6 月、G20 大阪サミットの機会に、安倍内閣総理大臣が「デジタル経済に関する首脳特別イベント」を主催し、トランプ大統領、ユンカー欧州委員会委員長、習近平中国国家主席など 27 か国の首脳及び WTO を始めとする国際機関の長が出席した。「大阪トラック」を立ち上げる旨の「デジタル経済に関する大阪宣言」が発出され、電子商取引 JSI に参加する 78 か国・地域と共に、電子商取引 JSI 交渉について、MC12 までに実質的な進捗を得ることを目指す旨合意した。

2023 年 12 月には、サイバーセキュリティやオンライン消費者保護等の 13 条文について交渉が実質的に妥結したこと、残された条文の収斂に向けて引き続き努力すること、さらに、2024 年の適時に交渉妥結するために努力することについて宣言する共同議長国声明を発出した。2024 年 7 月、共同議長国は、交渉参加国・地域を代表して、電子商取引に関する協定に係る安定化したテキストを達成した旨の共同議長国声明を発出するとともに、テキストを公表した。合計 38 条文からなる同テキストは、①貿易書類の電子化や規制の透明化等を通じた電子決済の促進による電子商取引の貿易円滑化、②政府データの公開やインターネットのアクセス・使用を通じた開かれた電子商取引の確保、③サイバーセキュリティ、オンライン消費者保護や個人情報保護による電子商取引の信頼性向上に係る規律を含む。特に商業上有意義な規定として、我が国の産業界が長年求めていた、電子的送信に対する関税賦課の恒久的な禁止も含まれている。同声明においては、参加国・地域は、交渉の成果を WTO の法的枠組みに統合することを目的に、参加国・地域と連携していくことが記載された。

2025 年 2 月の一般理事会において、71 の交渉参加国・地域が共同提案国となり、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の附属書 4 に同協定を組み込むよう要請したが、WTO 加盟国によるコンセンサスは得られなかった。さらに、2025 年 12 月の一般理事会でも、72 か国・地域が共同提案国として組込み要請を改めて行ったが、一部の国の反対により再び否決された。

2026 年 3 月、MC14 に際して、日本を含む 66 の WTO 加盟国・地域は「電子商取引に関する協定」のための暫定的な措置を採択した。同措置は、同協定のマラケシュ協定への組込みが実現するまでの間、同協定を有志国の間で実施するものである。今後、これらの国・地域は、同協定の受諾に必要な国内手続を進め、同協定を実施することを目指す。日本は、共同議長国として参加国・地域と連携し、同協定への他の全ての WTO 加盟国の参加を呼びかけるとともに、同協定のマラケシュ協定への組込みを引き続き追求している。

（B）投資円滑化協定

現在、包括的な投資に関するルールを定めた多国間協定は存在せず、二国間投資協定や経済連携協定で対応している。

2017 年 12 月の MC11 で、有志国による閣僚共同声明を発出（日本、EU、中国を含む 70 加盟国・地域が参加。米国、インド、南アフリカは不参加）した。当該声明を受け、開発のための投資円滑化に関するオープンエンド交渉会合（以下、オープンエンド交渉会合）にて、全 WTO 加盟国・地域が参加するマルチの枠組み作りを目指すとの前提で、投資に

[174] WTO, '*DG Azevêdo meets ministers in Davos: discussions focus on reform; progress on e-commerce*', 25 January 2019, https://www.wto.org/english/news_e/news19_e/dgra_25jan19_e.htm.

関わる措置のうち、①透明性･予見可能性等の向上、②事務手続の簡素化・迅速化、③情報共有等の連携、④開発途上国の特別待遇等について議論を行った。

2019 年 11 月、上海での WTO 非公式閣僚会合にて「開発のための投資円滑化に関する有志国会合」が開催され、我が国を含む 92 の有志国・地域が、MC12 での具体的な成果を目指すとの閣僚共同声明を発出した。その後、2020 年 9 月からオープンエンド交渉会合が開始された。

2021 年 12 月、有志国・地域の大使級による共同声明が発出され、交渉開始以降の進展を評価し、2022 年末までの交渉の妥結を目指して交渉する意思とともに、全ての WTO 加盟国・地域に対して本交渉への参加を呼び掛けた。2022 年 12 月の有志国・地域会合にて議長声明が発出され、交渉に実質的な進展が達成されたと評価し、2023 年 7 月には、協定の実体規定の文言が妥結した。

2024 年 2 月に行われた MC13 で、有志国・地域は「開発のための投資円滑化に関する協定」の交渉の妥結の宣言と協定条文を公表し、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の附属書 4 に同協定を組み込むよう要請したが、WTO 加盟国によるコンセンサスを得ることはできなかった。

2026 年 3 月に行われた MC14 においても、129 か国・地域が共同提案国として、同協定のマラケシュ協定への組み込みを要請したものの、一部の国の反対により WTO 加盟国によるコンセンサスは得られなかった。同協定のマラケシュ協定への組込みについては、引き続き議論が行われている。

② 紛争解決機能

紛争解決機能について、WTO では、小委員会（パネル）と上級委員会の二審制が導入されている。上級委員会は、紛争解決機関（DSB）によって設置された「小委員会（パネル）が取り扱った問題についての申立てを審理する」常設機関であり、「7 人の者で構成するものとし、そのうちの 3 人が一の問題の委員を務める」とされている。

通常、上級委員の任期終了前に、次の委員の選任が行われるが、2017 年 6 月以降、DSB において、上級委員選任プロセスを開始するためのコンセンサスが形成されていない。これにより、次々と委員が任期を終える一方で、新たな委員の選任がなされない状況が続いた。2019 年 12 月には残る上級委員が 3 人を下回り、新たに審理を行うことができなくなった。2020 年 11 月には、残っていた最後の 1 名の任期も切れ、上級委員は現在空席となっている。上級委員会が WTO 協定に定められた（加盟国の）権利・義務を追加・縮減していると批判を強めている米国の問題意識も踏まえ、2019 年 1 月より、ウォーカーNZ 大使（DSB 議長）がファシリテーターとなり、上級委員会の機能を改善するための解決策（「ウォーカー原則」）の採択が目指されたが、一部加盟国の反対により採択には至らなかった。

上級委員会の機能回復に向けた実質的な議論は、米国の関与を得て進捗するに至っていない。そのため、紛争解決手続では、パネル判断について上訴されるが、上級委員会の審理がなされないため、パネルによる判断が確定しない事案（いわゆる空上訴）が累積してきている。こうした中、WTO 加盟国は、2022 年 6 月に開催された MC12 で、「2024 年までに全ての加盟国が利用できる完全なかつよく機能する紛争解決制度の実現を目的として議論を行うこと」に合意し、これは MC13 においても確認された。その後、上訴／レビュ

ーやアクセシビリティ等の論点について多くの議論が重ねられたが、2024 年内での改革実現は果たされず、2025 年以降も議論は再開されていない。

このような中、EU 等の一部の加盟国は、2020 年 4 月に、MPIA（多数国間暫定上訴仲裁アレンジメント）を立ち上げ、DSB に通報した。MPIA は、上級委員会が完全に機能するまでの間に限り、パネルの判断を不服とする場合には、機能停止中の上級委員会に上訴するのではなく、仲裁により解決することを定める紳士協定である。日本も、2023 年 3 月に参加した（2026 年 3 月時点で、日本を含め 61 か国・地域が参加）。

③ 監視・審議機能

監視・審議機能とは、多国間の監視・審議により、ルールの遵守を促すものであるが、現在、効果的な監視メカニズムの構築が求められている。現実とルールのギャップを埋めるべく、特に新たな課題への対応に向けて議論が行われており、ここでは、「貿易と産業政策」と「貿易と環境」の分野における取組の状況を概観する。

（A）「貿易と産業政策」

近年、各国で産業補助金等の産業政策が実施されるようになり、その重要性は増している。他方、各国の産業政策が貿易に悪影響を及ぼすことを防ぐべく規定された既存の WTO ルールでは、現代における産業政策の実態を捕捉し効果的に対処することが難しくなってきている。例えば、加盟国が貿易に影響を与える措置（特定性のある補助金等）を導入した際に WTO に通報する義務が各協定で規定されているが、この通報義務が遵守されていない場合も多い。措置の透明性の低さは、市場歪曲的な政府支援等を助長しやすく、例えば過度な補助金が過剰生産能力の問題をもたらすなど、貿易に悪影響を及ぼすおそれが高まる。このため、通報義務の確実な履行を促す、より効果的な監視メカニズムの構築に向けて、2018 年 11 月、物品の貿易に関する理事会へ日米欧等が共同提案を示した。その後、共同提案国以外のコメントを踏まえ、米国が主導して 2021 年 7 月と 2022 年 7 月の二度にわたって改訂案を提示したが、合意に至っていない。

こうした中で、WTO の各委員会の運営を通じた状況改善を志向する動きがあり、2023 年 3 月の一般理事会で、EU から透明性の向上も視野に入れた審議機能改善に係る提案が示された。本提案は、多くの国が産業補助金を始めとする様々な産業政策上の措置をとりつつある中、「貿易と国家介入」の分野について、WTO における審議機能を強化する目的で提出された。

各国による産業政策上の措置に関しては、従前より、各委員会等で、個別協定の実施に係る議論が行われている。例えば、「補助金及び相殺措置に関する協定」（SCM 協定）に関する論点は補助金委員会で、「貿易に関する投資措置に関する協定」（TRIMs 協定）に関連する課題については TRIMs 委員会で、それぞれ議論されてきた。他方、近年実施されている産業分野への政府支援には、既存協定では規律を適切に及ぼすことが難しいものや、逆に複数の協定の規律が及ぶ複合的なものなど、様々な政策・措置が取られているほか、各措置が相互に関わりを持つことも多く、産業政策はますます複雑化している。

この状況を受けて、こうした政策・措置について適切に議論をする場を設け、産業補助金や国有企業等を含めた産業政策全般が貿易にもたらす影響を横断的に議論すべきであるという問題意識に基づき、2024 年 2 月末に開催された MC13 において、「貿易と国家介入」

に関する審議の場の立上げが提案され、日本や EU、カナダ等を始めとする国々が支持し、その重要性を主張した。WTO 閣僚会議における初の試みとして実施された「貿易と産業政策・政策余地を含む持続可能な成長」に関する対話形式の議論でも、日本は、「貿易と産業政策」に関する審議の場を立ち上げるべきと主張し、途上国を含めた多くの国の賛成があった。最終的には、一部の加盟国の反対により MC13 における立上げは実現しなかったものの、2024 年 9 月以降、ジュネーブにおいて非公式な形で議論が実施されている。

2024 年 9 月には、カナダが補助金協定の歴史についてのセッションを開催し、同年 10 月には、コスタリカ、ベトナム、南アフリカが経済発展の歴史や産業政策の役割について、同年 11 月には英国とタイが産業政策と国際貿易について、それぞれセッションを共催するなど、各国が持ち回りでセッションを実施しており、各回とも多くのメンバーの参加を得ている。日本は、2025 年 2 月に、EU 及びケニアと共催する形で、「産業補助金の透明性」についてのセッションを実施し、2025 年 10 月には、ブラジルと共催する形で「産業政策とローカルコンテント措置」についてのセッションを実施した。

（B）貿易と環境

環境問題への意識の高まりを受け、1994 年に WTO の通常委員会として、貿易と環境委員会（CTE）が設置された。毎年 3～5 回ほど会合が開催され、「多国間環境協定に規定される貿易措置と WTO の下での多角的自由貿易体制との関係」等の項目について検討が行われている。2023 年からは、貿易と環境にまつわる様々なテーマを取り上げるテーマ別会合が実施されており、特に各国で導入・検討が実施される貿易関連気候措置（TrCMs）について議論が活性化している。

各国の異なる TrCMs が断片化し、必要以上に貿易制限的になることを防ぐ観点から、我が国は、CTE において体化排出量の計測手法に関する国際的なガイダンスの策定に関する提案を行った。その後、上記提案を基に各国と議論・調整を重ね、2025 年 6 月 30 日、日本は豪州、韓国、英国と共同で、CTE において「体化排出量の計測手法に関する非拘束的なガイダンス」案を提示した。本ガイダンスは、体化排出量の計測手法についての透明性の向上を主たる目的とし、グッドプラクティスの奨励・集約、国際的に認知された計測手法の収束に貢献することを目指すものである。2026 年 3 月末時点では、提案 4 か国に加え、チリ、ニュージーランド、イスラエル、コスタリカ、カナダも共同提案国として参画した。

提案の第一歩として、2026 年 6 月の CTE において、有志国による各国の措置の透明性確保のための自主的な情報共有を試行的に開始することとなった。試行的な取組を通じて、その有用性を示しつつ、望ましい制度の在り方等について建設的な議論を促していく。また、ガイダンス案全体の合意に向けて、引き続き CTE において各国と議論・調整を進めていく。

また、2021 年より、CTE やその他の関連する WTO の各委員会の作業を補完及び支援することを目的として、貿易と環境問題に関する様々な論点を議論していく「貿易と環境持続可能性に関する体系的議論」（TESSD）の議論が開始した。同年 3 月には、日本より、温室効果ガス削減に資する製品・技術の普及を円滑化するため、関税撤廃や規制面に関するルール作り、途上国の能力構築を柱とした提案をオタワグループ閣僚級会合において行った。

2021 年 12 月、貿易と環境持続可能性に関する閣僚声明を 71 か国・地域（日本、米国、EU、中国等）で発出し、環境物品・サービスの貿易を促進するためのアプローチの検討、WTO ルールに合致した気候変動対策についての専門的な議論の開始など、TESSD で継続して議論することに合意した。2022 年は、同年初めに合意された作業計画に基づき、①貿易関連気候措置、②環境物品・サービス、③循環経済、④補助金の四つの WG（ワーキンググループ）で議論が行われた。2026 年 3 月に行われた MC14 に先駆け、これまでの議論を踏まえ、共同議長声明及び 4 WG の成果文書が発出された。参加国・地域は 2026 年 3 月現在で 79 に拡大している。

EGA（環境物品協定）交渉については、2016 年 12 月の閣僚会合以降、交渉再開の目途は立っていないが、TESSD 等で関連の議論が継続されている。

なお、一部の加盟国からは、途上国地位の在り方について議論が提起されている。WTO 協定上、発展途上国は、無差別原則及び相互主義に対する例外として「特別かつ異なる待遇」（協定上の義務の一部猶予、補助金削減目標の緩和、技術的支援等）を受けることができる。しかし、WTO には、これらの待遇の対象となる途上国について明確な基準がなく、各国は自己申告により当該待遇を享受できる（自己宣言方式）。経済発展を実現した途上国がこのような待遇を享受することを問題視する意見がある中、ブラジル、シンガポール、韓国、台湾、コスタリカは現在・将来の交渉でこのような待遇を求めないことを宣言している。さらに、2025 年 9 月の国連総会関連行事において、主催国である中国が、責任ある発展途上大国として、WTO の現在及び将来の交渉において新たな「特別かつ異なる待遇」を求めない旨を表明した。一方、「特別かつ異なる待遇」は途上国の発展に不可欠であると多くの途上国が主張しており、各交渉分野において「特別かつ異なる待遇」の対象及び程度についても議論されている。また、途上国に対して、産業化のための「政策余地」を求める提案もある。既存の WTO 協定の適用緩和を求めるものだが、これについても、先進国を中心に一律に全ての途上国に対して柔軟性を導入することには反対する声があり、議論が続いている。

(3) WTO 協定（ルール）の実施

WTO 協定は、加盟国・地域間に通商摩擦・紛争が生じた際に、ルールの解釈・適用を通じてその解決を図る紛争解決手続に係る規律を備えている。WTO 協定では、履行監視手続や履行されない場合の対抗措置等も用意されており、紛争解決手続による措置の是正勧告は履行率が高く、実効性が高いものとなっている。また、通商摩擦を政治問題化させずに解決することができるという点でも有益である。1995 年の WTO 発足以来、紛争解決手続が利用された案件は 644 件（2026 年 3 月現在。協議要請が行われたがパネル設置に至らなかったものを含む）に上っている。

我が国が当事国として WTO 紛争解決手続に付託している案件のうち、経済産業省が関与した最近の事例の詳細は、下記を参照されたい。

① 韓国の日本製ステンレス棒鋼に対するアンチ・ダンピング措置

2016 年 6 月、韓国政府は、日本からのステンレススチール棒鋼に対する第 3 次サンセット・レビューを開始し、2017 年 6 月、3 年間課税措置を延長する旨の決定をした。

本措置は、日本産品が韓国産品やインド産品と競争関係にない可能性や、中国等第三国産品の輸入が増加している点を考慮せず、日本産品に対する課税を継続しなければ損害が再発する可能性があると認定しており、アンチダンピング（AD）協定に非整合である可能性がある。

我が国は、2018 年 6 月、韓国に対して WTO 紛争解決手続に基づく協議要請を行い、同年 9 月に、我が国はパネル設置を要請し、同年 10 月にパネルが設置された。以後、パネルにおいて審理が行われた。

2020 年 11 月に発出されたパネル報告書は、日本産輸入品が韓国産品より相当程度高価であることや中国等からの低価格輸入が大量に存在していることが適切に考慮されていないため、日本産輸入品に対する AD 課税の撤廃により、韓国国内産業への損害が再発する可能性があるとする認定に瑕疵があり、AD 協定第 11.3 条に非整合的であると判断した。

2021 年 1 月、韓国は、WTO 上級委員会に申し立てたが、上級委員会は既に機能を停止していたため、審理がなされていない（いわゆる空上訴）。

また、2020 年 1 月に第 4 次サンセット・レビューが開始され、2021 年 1 月に 3 年間課税措置を延長する旨決定された。第 5 次サンセット・レビューについては、国内生産者からの要請がなく行われず、2024 年 1 月に課税が終了した。

② インドの ICT 製品に対する関税引上げ措置

2014 年 7 月以降、インド政府は、一部の ICT 製品（携帯電話、基地局、通信機器、電話機・通信機器部品等）について、予算法案（並びにその後の予算法）及び関連通達により 10～20%の関税引上げ措置を導入した。

インドは、同国の WTO 協定譲許表において、当該 ICT 製品の譲許税率を無税と定めているにもかかわらず、それを超える関税を賦課しており、譲許税率を超えない関税率の適用を義務付ける GATT 第 2 条に非整合的である可能性がある。

我が国は、前出の品目について、2019 年 5 月に WTO 紛争解決手続に基づく協議要請を行い、インドと二国間協議を実施した。しかしその後も、インド側からは、状況の改善に向けた見通しが示されなかったため、2020 年 3 月に、我が国はパネル設置を要請し、同年 7 月にパネルが設置された。なお、インドは、パネル設置要請後、2020 年 2 月の予算法案及び関連通達、2022 年 1 月の実行関税率表の改訂において、電話機・通信機器部品の一部の関税を更に引き上げた。2023 年 4 月、パネルは我が国の主張を受け入れ、インドの措置は WTO 協定に非整合的であるとし、インドに対して同措置の是正を勧告するパネル報告書が公表された。2023 年 5 月、インド政府はパネル報告書を不服として、上級委員会へ申し立てたが、上級委員会は機能停止中のため、上級委員会に申し立てられたまま審理が行われない状態となっている（いわゆる空上訴）。

③ 中国のステンレス製品に対するアンチ・ダンピング措置

2018 年 7 月、中国政府は、我が国を含む 4 か国・地域（日本、韓国、インドネシア及び EU）からのステンレススラブ、ステンレス熱延鋼板及びステンレス熱延コイルの輸入に対しアンチ・ダンピング（AD）調査を開始し、2019 年 7 月に課税措置が開始された（当初期間：2019 年 7 月 23 日～2024 年 7 月 22 日）。

我が国は、2021 年 6 月に、中国に対して WTO 紛争解決手続に基づく協議要請を行い、同年 8 月に、パネル設置を要請し、同年 9 月にパネルが設置された。なお、日本は、本件パネル手続中の 2023 年 3 月に MPIA（多数国間暫定上訴仲裁アレンジメント）に参加した（中国は参加済み）ため、本件について空上訴により審理が棚ざらしとなるリスクは排除された。その後、同年 6 月、中国の措置が AD 協定に非整合的であることを認定し、中国に是正を勧告するパネル最終報告書が公表され、翌 7 月には WTO 紛争解決機関（DSB）により採択された。履行のための期間は 2024 年 5 月 8 日までと日中間で合意されたが、その後も措置が継続していたため、日本は措置の早期撤廃を促しつつ、WTO 協定上更なる手続（勧告履行の有無・適否を確認する手続、及び、対抗措置を申請する手続等）の検討を進め、5 月 29 日には、今後の手続の遂行順序（シークエンス合意）を WTO に通報した。

当初期間末日の 2024 年 7 月 22 日、措置延長調査が開始されたが、同延長調査の対象には日本は含まれなかった（韓国、インドネシア、EU、英国（2020 年に EU から離脱したため）のみ対象）。したがって、日本製ステンレス製品に対する本 AD 措置は、同日の経過をもって終了・撤廃された。

4. APEC を通じた地域経済統合の推進と経済成長の促進

(1) APEC

2025 年の APEC は、韓国が議長を務め、全体テーマ「持続可能な未来の構築（Building a Sustainable Tomorrow）」の下、(1)連結（CONNECT）、(2）革新（INNOVATE）、(3)繁栄（PROSPER）の三つの優先課題を掲げ、各種取組を行った。

同年 5 月 15 日及び 16 日の APEC 貿易担当大臣会合では、「貿易円滑化のための AI イノベーション」、「多角的貿易体制を通じた連結性」、「持続可能な貿易を通じた繁栄」について議論し、共同声明を発出した。

また、同年 10 月 30 日から 11 月 1 日にかけての APEC 閣僚会議及び APEC 首脳会議では、「AI・デジタル技術、人口動態への対処、成長産業」、「貿易投資、WTO、サプライチェーン強靱化」をテーマの下、議論が行われた。参加した多くの首脳からは、WTO を中核とする多角的貿易体制の維持・強化、WTO 改革、貿易・投資を促進するための官民連携、AI・デジタル活用の推進及び能力構築、人口動態の変化への早急な対応、新たな経済成長の原動力となる文化・クリエイティブ産業の振興について発言があり、域内の持続可能な経済成長及び繁栄に向けて協力することで一致した。会議成果文書として、首脳宣言、閣僚共同声明、首脳宣言関連文書（APEC 人工知能（AI）イニシアティブ（2026-2030 年）/人口動態の変化に関する協力のための枠組み）が採択された他、閣僚会議では地政学的環境に関する議長声明が発出された。なお、今次首脳会議において、日本が 2031 年に APEC 議長となることが決定した。

2026 年の APEC は中国が議長を務め、全体テーマ「共に繁栄するアジア太平洋コミュニティの構築（Building an Asia-Pacific community to Prosper Together）」の下、(1)開放（Openness）、(2）革新（Innovation）、(3)協力（Cooperation）の三つの優先課題に取り組んでいる。

日本としては、アジア太平洋地域の経済統合の実現に向けた FTAAP アジェンダの推進、質の高いインフラ開発・投資の促進、全ての人の利益のため安全かつ包摂的な AI の実現に向けた協力領域の拡大、中小企業、女性、障がい者を含む社会的弱者の経済参加の支援のためのデジタル技術の活用に関する議論の実施などを通じ、この地域の力強い成長力を取り込みつつ、我が国経済に豊かさと活力をもたらすことを目指している。また、デジタル貿易・電子商取引分野に関する具体的な取組を進めるとともに、市場歪曲措置の是正や公平な競争条件の確保にも取り組む。

5. 経済連携協定・投資関連協定

(1) 経済連携協定

① 経済連携協定（EPA／FTA）の意義

経済連携の推進には、締結国間の貿易投資を含む幅広い経済関係を強化する意義がある。より具体的には、輸出企業にとっては、関税削減・撤廃等を通じた輸出競争力の強化の面で意義があり、外国に投資財産を持つ企業やサービスを提供する企業にとっては、海外で事業を展開しやすい環境が整備されるという点で意義がある。輸出の面では、関税削減・撤廃によって我が国からの輸出品の競争力を高められる。例えば、タイ向け自動車部品（20%）、インドネシア向け完成車（60%）、インド向け鉄鋼製品（5%）や電気電子機器（10%）といった産品の関税が撤廃されたほか、日 ASEAN 包括的経済連携協定、RCEP（地域的な包括的経済連携）協定、CPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）といった広域経済連携協定によって、企業のサプライチェーンの効率化や強靱化が実現している。海外で事業を行う企業に対しては、投資財産の保護、海外事業で得た利益を我が国へ送金する自由の確保、現地労働者の雇用等を企業へ要求することの制限・禁止、民間企業同士で交わされる技術移転契約の金額及び有効期間への政府の介入の禁止等の約束を政府同士で行うことにより、海外投資の法的安定性を高めている。また、外国でのサービス業の展開に関しては、外資の出資制限や拠点設置要求等の禁止、パブリックコメント等による手続の透明性確保等、日本企業が海外で安心して事業を行うためのルールを定めている。

この他にも、我が国の EPA では、締約国のビジネス環境を改善するための枠組みとして、「ビジネス環境の整備に関する委員会」の設置に係る規定を設けていることが多い。「ビジネス環境の整備に関する委員会」では、政府代表者に加え、民間企業代表者も参加して、外国に進出している日本企業が抱えるビジネス上の様々な問題点について、相手国政府関係者と直接議論することができる。これまでの「ビジネス環境の整備に関する委員会」では、貿易・投資の促進、電力・ガスの安定供給、模倣品対策の強化、関税・税務に関する事務手続の簡素化・透明化、外資規制緩和等につき議論し、ビジネス環境整備の一助となっている。

とりわけ近年、重要性を増しているグローバルサウス諸国等との経済連携も活発に推し進めるべく、新興国と EPA 交渉を行ってきており、2026 年 2 月に日・バングラデシュ経済連携協定（EPA）に署名し、3 月には日・UAE 包括的経済連携協定（CEPA）の交渉妥結に至った。サプライチェーン強靭化や保護主義への対応等が求められる状況も踏まえ、交渉を通じ、自由貿易圏を拡大するのみならず、我が国企業の市場獲得・競争環境を有利にするべく、貿易・投資関係の強化に取り組んでいくことが重要となっている。

② 経済連携協定（EPA／FTA）をめぐる動向

世界を見渡すと、これまでに幅広い国々が数多くの EPA/FTA を締結してきている。WTO への通報件数を見ると、1948 年から 1994 年の間に GATT に通報された RTA（FTA や関税同盟等）は 124 件であったが、1995 年の WTO 創設以降、多くの RTA が通報されており、2026 年 2 月末時点で GATT/WTO に通報された発効済 RTA は 629 件[175]に上る。

特に、アジア太平洋地域では、2010 年 3 月に TPP 協定交渉が開始され（我が国は 2013 年 7 月に交渉に参加）、その後、米国を除く 11 か国での交渉を経て、2018 年 3 月には CPTPP が署名、2018 年 12 月に発効した。2021 年 6 月に開始された英国の加入手続は、2024 年 12 月に加入議定書が発効した。2013 年 3 月には日中韓 FTA、5 月には RCEP 協定についてそれぞれ交渉が開始され、RCEP 協定は 2022 年 1 月に発効した。また、APEC 参加国・地域との間で、アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）など地域経済統合の推進に関する議論が継続している。

近年の動きとして、近接した地域を越えた経済連携協定の取組が進行しており、世界的な FTA、EPA 締結の動きが活発化している。例えば、EU は 2025 年にインドネシアとの包括的経済連携協定に妥結し、2026 年にはインドとの FTA が妥結、更にメルコスールや豪州との FTA にも署名し、その自由貿易圏を世界全体に拡大させている。中国は、2024 年 7 月にセルビアとの FTA、2024 年 1 月にニカラグア、5 月にエクアドルとの FTA が発効し、2025 年 10 月に ASEAN との自由貿易協定（ACFTA3.0 議定書）に署名した。韓国は、2023 年 1 月にインドネシアとの CEPA（包括的経済連携協定）が発効した後、2024 年にフィリピンとの FTA 発効、タイとの EPA 交渉開始、2025 年にマレーシアとの FTA 妥結を通して、ASEAN 諸国と経済連携を深めている。更に、2024 年に UAE との CEPA に署名、GCC と FTA の実質合意に至り、中東諸国との貿易環境を向上させている。

地域大の取組でも、CPTPP や RCEP 協定の動向に加えて、多様な動きが見られる。2021 年の ASEAN 首脳会議議長声明では、いくつかの ASEAN＋1FTA の改正に係る交渉と議論の進展（豪州、ニュージーランド、中国、インド、韓国と ASEAN）について言及された。アフリカでは、アフリカ大陸自由貿易圏（AfCFTA）が 2021 年 1 月から運用開始された。また北米では、カナダ・米国・メキシコによる、NAFTA の後継となる USMCA が 2020 年 7 月 1 日に発効している。南米地域では、2026 年 1 月、南米南部共同市場（メルコスール）と EU との FTA が署名に至った。

上記の包括的な EPA に加えて、分野別の協定を締結する動きも活発になっている。デジタル分野では、シンガポール、ニュージーランド、チリの 3 か国によるデジタル経済パー

[175] WTO, '*Regional trade agreements*', https://www.wto.org/english/tratop_e/region_e/region_e.htm (Accessed April 2025).

トナーシップ協定（Digital Economic Partnership Agreement）が 2020 年 6 月に署名され、2021 年 1 月（チリは 2021 年 11 月）に発効した。2024 年 5 月には、韓国の正式加入が発表された。同協定には、中国、カナダ、コスタリカ、ペルー、UAE、エルサルバドル、ウクライナ、タイ、ウルグアイが加入申請の動きを見せている。このうちコスタリカは、2025 年 1 月に加入に関する議論の実質妥結が発表された。この他にも、星豪 DEA（2020 年 12 月発効）、星英 DEA（2022 年 6 月発効）、星韓 DPA（2023 年 1 月発効）、EU 星 DTA（2026 年 2 月発効）など、様々なデジタル経済協定（Digital Economic Agreement: DEA）やデジタルパートナーシップ協定（Digital Partnership Agreement: DPA）を締結する動きが活発化している。

環境分野では、グリーン経済協定（Green Economy Agreement: GEA）を締結する動きが見られる。2022 年 10 月に星豪グリーン経済協定が署名され、17 の協力イニシアティブの概要が附属書として公表されている。うち 3 分野は、アーリーハーベストとして成果物も同時に公表された。また 2023 年 1 月に、シンガポールとマレーシアの間でデジタル経済とグリーン経済における協力に関する枠組み（FoC）が署名された。さらに、2024 年 12 月には、韓豪グリーン経済協定も署名されている。

③ 我が国経済連携協定をめぐる取組

我が国は、2026 年 3 月現在、25 か国・地域との間で 22 の経済連携協定を署名・発効済みである。2026 年 2 月にバングラデシュとの EPA に署名し、3 月には UAE と交渉妥結に至った（第 3-1-2-3 図）。

第 3-1-2-3 図　日本の EPA 交渉の歴史

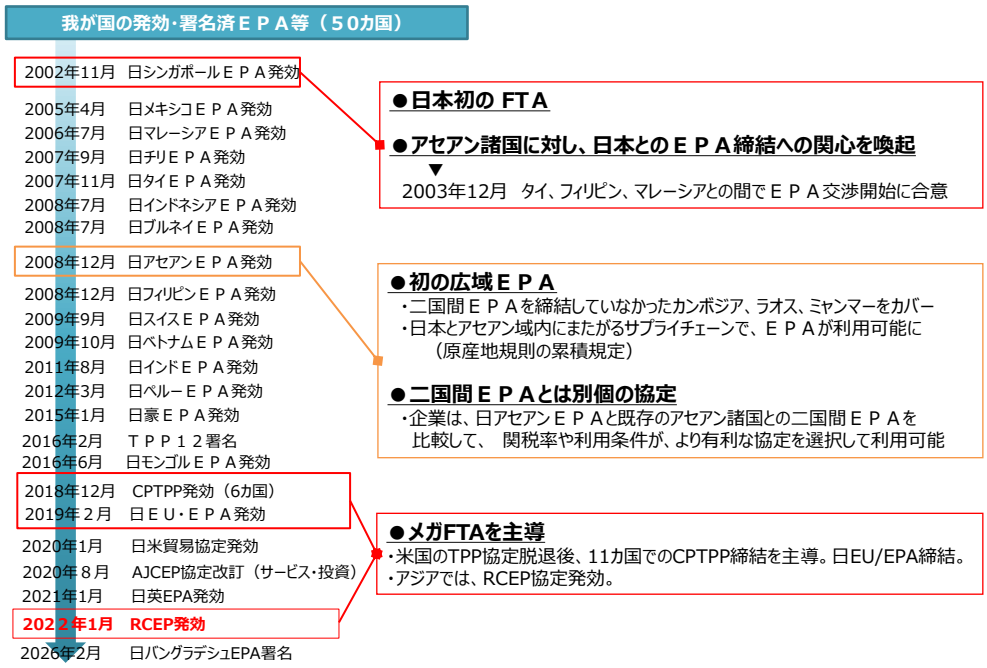

資料：経済産業省作成。

また、第 3-1-2-4 図のとおり、我が国の貿易における FTA 等のカバー率は、中国や米国、EU 等と比較しても高い水準である。自由貿易の拡大、経済連携協定の推進は、我が国の通

商政策の柱であり、世界に「経済連携の網」を張り巡らせることで、アジア太平洋地域の成長や大市場を取り込んでいくことが、我が国の成長にとって不可欠といえる。

第 3-1-2-4 図　各国・地域の FTA 等のカバー率

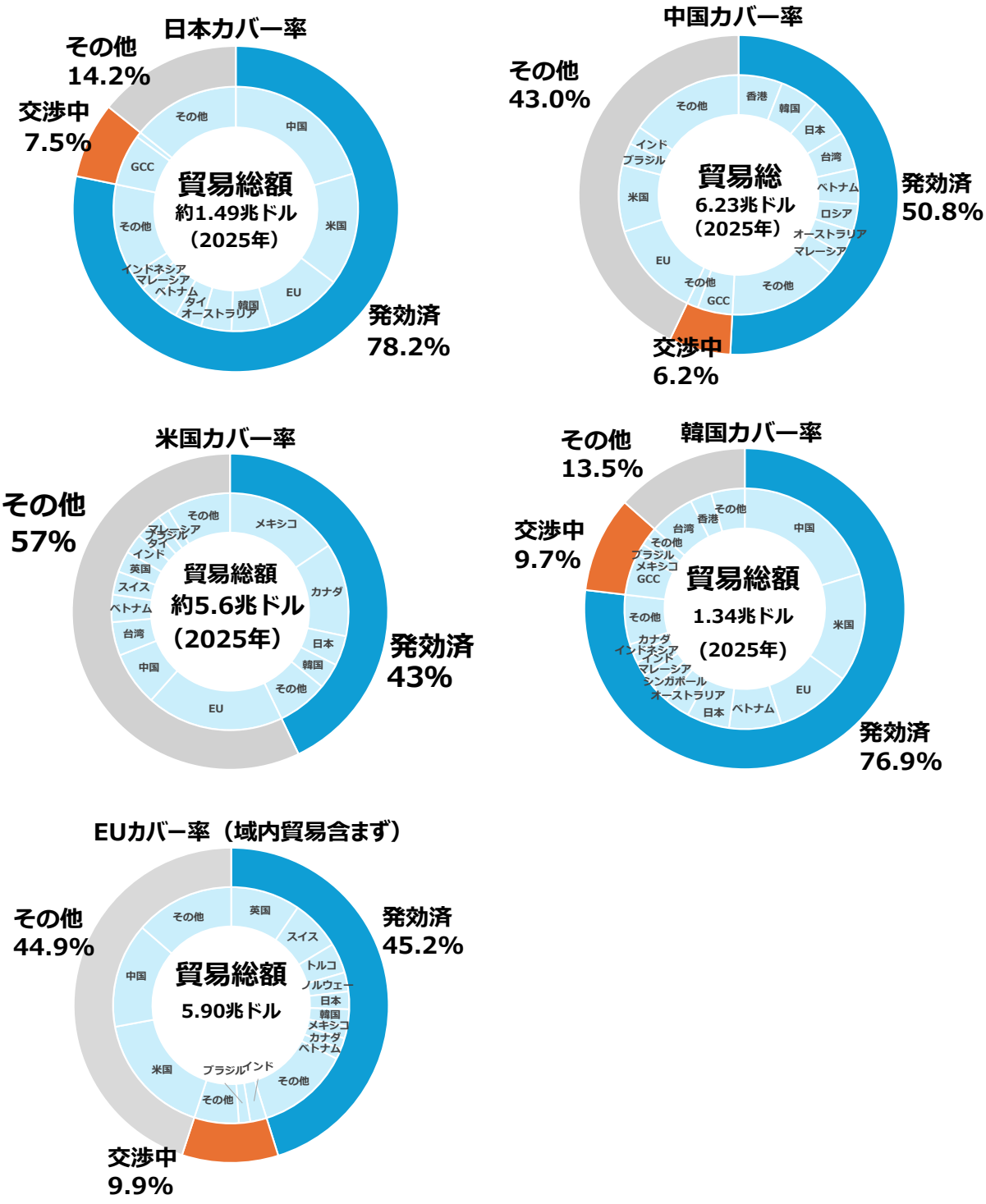

備考 1：発効・署名・交渉状況は 2026 年 3 月末時点。 JETRO「世界の FTA データベース」を参照。
備考 2：「交渉中までを含む」の数字には、交渉妥結済の数字も含まれる。
備考 3：国・地域名の記載は日本・中国・韓国・米国・EU27（英国は含まれず）を特記。
備考 4：同一の国とマルチの FTA、バイの FTA がともに進行している場合、貿易額は進行順（発効済→署名済→交渉中→その他）にカウント。なお、UAE は GCC に含まれる。
備考 5：小数第 1 位を四捨五入のため、合計は必ずしも 100%とならない。
資料：貿易額データは Global Trade Atlas より取得（2025 年 1 月-12 月, Annual data）。一つの国につき複数のデータが存在する場合は最も大きい数値を取得。貿易総額は、輸出額と輸入額を足した数値。

2025 年 6 月 13 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2025～「今日より明日はよくなる」と実感できる社会へ～」（骨太方針 2025）には「自由で公正なルールに基づく国際経済秩序の維持・強化に取り組む。CPTPP 拡大・発展の議論の主導、EPA の拡大、RCEP 協定の履行確保及びこれら経済連携の協定をいかす国内対策に加え体制の強化、サプライチェーン強靱化に向けた同志国との協調を進め、各国との経済的連結性を高める」と記載されている。我が国は経済連携を更に推進し、自由で公正な貿易・投資ルールの実現を牽引する。

(i) 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）（2018 年 12 月 30 日発効）

（a）CPTPP の概要

我が国は、TPP 協定に関し、2013 年 3 月に交渉参加を表明、同年 7 月から豪州、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、シンガポール、ペルー、米国、ベトナムの 11 か国との交渉に参加した。その後の交渉を経て、2015 年 10 月に米国アトランタで大筋合意に至り、2016 年 2 月 4 日に署名がなされた。日本国内では、2016 年 12 月 9 日に、TPP 協定が国会で承認されるとともに、関連法案が可決・成立した。その後、2017 年 1 月 20 日、TPP 協定原署名国 12 か国の中で最も早く、国内手続完了の通報を、協定の寄託国であるニュージーランドに対して行った。

2017 年 1 月 30 日に、米国が TPP からの離脱を参加各国に通告した後は、米国以外の 11 か国の間で協定の早期発効を目指して協議が行われた。その結果、同年 3 月や 5 月の閣僚会合等を経て、同年 11 月 9 日、ダナンでの閣僚会合で大筋合意に至り、2018 年 3 月 8 日に CPTPP が、チリで署名された。その後、メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、豪州が国内手続を完了させ、2018 年 12 月 30 日にこれら 6 か国間で発効した。その後、2019 年 1 月 14 日にはベトナムを加えた 7 か国間で、2021 年 9 月 19 日にはペルーを加えた 8 か国間で、2022 年 11 月 29 日にはマレーシアを加えた 9 か国間で、2023 年 2 月 21 日にはチリを加えた 10 か国間で、2023 年 7 月 12 日にはブルネイを加えた 11 か国間で効力を生じた。

CPTPP の着実な履行によって、モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業、環境など、幅広い分野で新たな共通ルールを世界に広め、自由で公正な経済秩序の拡大に資することが期待される。

（b）TPP 委員会

TPP 協定第 27・1 条、27・4 条に基づき、協定の実施・運用等の検討や締約国の連携の定期的見直し等を目的とした TPP 委員会が、CPTPP の発効後 9 回開催された。2025 年 11 月には第 9 回 TPP 委員会が開催され、ウルグアイの加入手続の開始とともに、UAE、フィリピン及びインドネシアについても、適切であれば 2026 年に加入交渉を開始することが決定された。

（c）CPTPP への加入要請

2021 年 2 月、英国が加入要請を通報した。我が国は、2021 年の TPP 委員会の議長国として、ハイスタンダードかつバランスの取れた CPTPP の進化及び拡大に向けて議論をリードしていく旨を表明した。

2021 年 9 月以降、第 1 回英国加入作業部会が開催され、英国から本協定の義務の遵守について説明を聴取した。2022 年 2 月に第 1 回英国加入作業部会が終了し、2023 年 3 月に英国の加入交渉が実質妥結した。その後、2023 年 7 月にニュージーランド・オークランドで行われた第 7 回 TPP 委員会において英国加入議定書に署名。2024 年 12 月に同議定書が発効した。

2021 年 9 月に中国、台湾、12 月にエクアドル、2022 年 8 月にコスタリカ、12 月にウルグアイ、2023 年 5 月にウクライナ、2024 年 9 月にインドネシア、2025 年 8 月にフィリピン、UAE が、11 月にカンボジアがそれぞれ寄託国であるニュージーランドに対して加入要請を通報した。

2024 年 11 月以降、コスタリカの加入作業部会が開催され、2026 年 3 月末時点で交渉中である。また前述のとおり、第 9 回 TPP 委員会において、ウルグアイの加入作業部会設置が決定した。我が国としては、加入関心を持つエコノミーが本協定のハイスタンダードを満たす能力と意図があるのかどうか、しっかり見極める必要があると考えており、戦略的観点や国民の理解も踏まえて他の CPTPP 締約国とも議論していく。

（d）CPTPP の一般的な見直し

TPP 協定第 27・2 条 1（b）では、同協定の効力発生の日から 3 年以内に、及びその後は少なくとも 5 年ごとに、締約国間の経済上の関係及び連携を見直すこととされており、2021 年以降、CPTPP の一般的な見直しに関する議論が行われてきた。2025 年 11 月の TPP 委員会で一般的な見直しを終え、電子商取引、競争力及びビジネスの円滑化等の分野で交渉を通じた協定規律の強化が決定されたほか、経済的威圧、市場歪曲的慣行等の新しい課題への取組も継続していくこととなった。

（e）EU・ASEAN との対話

世界の経済情勢が混乱を増す中、ルールに基づく貿易システムへの支持を示し、CPTPP が国際貿易システムにもたらす好影響を更に強化することを目的として、EU 及び ASEAN との対話を実施することとなった。2025 年 11 月に第 1 回の閣僚級の貿易投資対話が開催され、EU 及び ASEAN それぞれとの間で、①ルールに基づく自由で開かれた貿易体制の重要性について一致するとともに、②貿易及び投資の円滑化、デジタル貿易、サプライチェーンの強靱化などの分野における具体的な協力について、来年の対話の開催までに議論を進めることとなった。

(ii) 日 EU 経済連携協定（日 EU・EPA）（2019 年 2 月 1 日発効）

アジア太平洋地域以外の主要国・地域との取組として、EU との EPA が挙げられる。我が国と EU は、世界人口の約 1 割[176]、貿易総額の約 3 割[177]、名目 GDP の約 2 割[178]を占める重要な経済的パートナーであり、日 EU・EPA は、日 EU 間の貿易投資を拡大し、我が国経済成長をもたらすとともに、世界の貿易・投資のルール作りの先導役を果たすものと

176 外務省「日 EU 経済関係資料」、2025 年 4 月、https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100510867.pdf（2025 年 6 月 5 日閲覧）。2024 年。

177 同上。貿易総額は、日本の輸出額及び輸入額と EU の輸出額及び輸入額を足した数値。EU の貿易総額には、EU 域内の貿易総額を含む。

178 同上。

いえる。EU は、近隣諸国や旧植民地国を中心として FTA を締結してきたが、2000 年代に入り、韓国等の潜在的市場規模や貿易障壁のある国との FTA を重視するようになった。さらに、2017 年から先進国であるカナダとの包括的経済・貿易協定（the Comprehensive Economic and Trade Agreement: CETA）が暫定発効されている。また、南米南部共同市場（メルコスール）との貿易協定（EU-Mercosur Trade Agreement）は、2023 年 12 月 6 日、政治合意に至っている。

日 EU・EPA については、2013 年 3 月に行われた日 EU 首脳電話会談で、日 EU・EPA 及び戦略的パートナーシップ協定（SPA）の交渉開始に合意し、2017 年 4 月までに計 18 回の交渉会合が開催された後、同年 7 月に大枠合意、同年 12 月には、安倍内閣総理大臣とユンカー欧州委員会委員長が電話会談を実施し、交渉妥結に達したことを確認した。その後、2018 年 7 月 17 日に署名、同年 12 月 21 日に日 EU 双方は本協定発効のための国内手続を完了した旨を相互に通告し、2019 年 2 月 1 日に発効した。

協定発効以来、閣僚級の合同委員会を開催し、協定の適正かつ効果的な運用を確保してきたほか、事務レベルにおいても 12 分野の専門委員会・作業部会が設置、開催されている。2024 年 1 月、「データの自由な流通に関する規定」を含めることに関する日 EU・EPA 改正議定書が署名され、同年 7 月 1 日に発効した。

また、2025 年 7 月の第 30 回日 EU 定期首脳協議において、国際経済秩序が不確実性を増す中、信頼できるパートナーである日・EU が、日 EU・EPA も活用しながら経済面でも連携を強化していくことで一致した。

(iii) 地域的な包括的経済連携協定（RCEP（アールセップ）：Regional Comprehensive Economic Partnership）協定（2022 年 1 月 1 日発効）

RCEP 協定は、世界の GDP、貿易総額及び人口の約 3 割[179]、我が国の貿易総額の約 5 割[180]を占める広域経済圏を創設するものであり、地域の貿易・投資の促進及びサプライチェーンの効率化・強靱化に向けて、市場アクセスを改善し、発展段階や制度の異なる多様な国々間で知的財産、電子商取引等の幅広い分野のルールを整備するものである。

東アジア地域では、既に高度なサプライチェーンが構築されているが、この地域内での更なる貿易・投資の自由化は、地域経済統合の拡大・深化に重要な役割を果たす。

この地域全体を覆う広域 EPA の実現により、企業は最適な生産配分・立地戦略を実現した効率的な生産ネットワークを構築することが可能となり、東アジア地域における産業の国際競争力の強化につながることが期待される。また、ルールの統一化や手続の簡素化によって、EPA を活用する企業の負担軽減が図られる。

2012 年 11 月の ASEAN 関連首脳会議で、「RCEP 交渉の基本方針及び目的」が 16 か国（ASEAN10 か国及び日本、中国、韓国、インド、豪州、ニュージーランド）の首脳によって承認され、RCEP の交渉立上げが宣言された。

---

179 外務省、財務省、農林水産省、経済産業省「地域的な包括的経済連携（RCEP）協定に関するファクトシート」、2021 年 4 月、https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100115475.pdf（2025 年 6 月 5 日閲覧）。貿易総額は輸出額ベース。

180 同上。

基本方針には、「現代的な、包括的な、質の高い、かつ、互恵的な経済連携協定」を達成すること、物品・サービス・投資以外に、知的財産・競争・経済技術協力・紛争解決を交渉分野とすることが盛り込まれた。第 1 回 RCEP 交渉会合は、2013 年 5 月にブルネイで開催され、高級実務者による全体会合に加えて物品貿易、サービス貿易及び投資に関する各作業部会が開催された。

第 1 回交渉会合が開催されて以降、3 回の首脳会議、19 回の閣僚会合及び 31 回の交渉会合の開催を経て、2020 年 11 月 15 日の第 4 回 RCEP 首脳会議の機会に署名に至った。インドは、交渉立上げ宣言以来、2019 年 11 月の第 3 回 RCEP 首脳会議に至るまで、7 年間にわたり交渉に参加してきたが、その後交渉への参加を見送った。我が国を始め各国は、その戦略的重要性から、インドの復帰を働きかけたが、2020 年の署名は、インドを除く 15 か国となった。しかしながら、RCEP 協定署名の際、RCEP 協定署名国は、RCEP 協定がインドに対して開かれていることを明確化する「インドの RCEP への参加に係る閣僚宣言」を発出し、インドの将来的な加入円滑化や関連会合へのオブザーバー参加容認等を定めた。

署名後、各国の国内手続を経て、2022 年 1 月 1 日より、日本、豪州、ブルネイ、カンボジア、中国、ラオス、ニュージーランド、シンガポール、タイ、ベトナムの 10 か国について RCEP 協定が発効し、続いて、韓国（同年 2 月 1 日）、マレーシア（同年 3 月 18 日）、インドネシア（2023 年 1 月 2 日）、フィリピン（同年 6 月 2 日）についても発効した。

2022 年 9 月 17 日には、RCEP 協定発効後初めてとなる RCEP 閣僚会合を開催した。2025 年 9 月 25 日に行われた第 4 回 RCEP 閣僚会合では、国際貿易をめぐる環境が大きく変化する中、RCEP をルールベースの国際貿易秩序の強化に資するプラットフォームの一つとして更に発展させていくための方向性について議論された。また、共同議長を務めた武藤経済産業大臣から、地域における自由で公正なルールに基づく経済秩序の構築に向けて、協定の透明性のある履行や、RCEP を通じて貿易・投資面の新たな課題に対応する必要性を発言し、閣僚間で認識を共有した。2025 年 10 月 27 日には第 5 回 RCEP 首脳会議が開催され、RCEP 協定の完全かつ効果的な実施、RCEP 協定上の義務と不整合な措置を控えること、2027 年に予定されている協定の一般的な見直しの準備を進めること、協定のスタンダードを確保しつつ加入のプロセスを前進させること等で一致し、これらの内容を含む共同首脳声明が発出された。

(iv) 日バングラデシュ EPA（署名済）

日バングラデシュ EPA

バングラデシュは、1 億 7,000 万人もの人口を有し[181]、一大消費市場として注目されており、その経済成長に伴い、進出日系企業も増加している。日バングラデシュ EPA の締結によって、関税の撤廃や投資環境の整備が実現し、両国間の貿易及び投資が拡大することが期待される。また、両国企業によるビジネスの活性化、さらには両国の政治・外交関係を強化することにもつながると考えられる。

外交関係樹立 50 周年である 2022 年 12 月、日本国政府とバングラデシュ政府は、「あり得べき日バングラデシュ EPA に関する共同研究」を立ち上げることで一致し、2023 年 4 月、7 月、9 月に計 3 回にわたって共同研究会合を開催した。同年 12 月にはその成果をま

[181] 世界銀行「World Development Indicators」

とめた共同研究報告書を発表し、EPA 締結のための交渉を開始することを提言した。2024 年 3 月に、両政府は EPA の交渉開始を決定し、同年 5 月に第 1 回交渉会合を開催した。その後、2025 年 9 月までに計 7 回の交渉会合を開催し、2025 年 12 月に大筋合意を発表、2026 年 2 月に署名に至った。

(v) 日 UAE・CEPA（交渉妥結）

UAE は、我が国第 1 位の原油調達先国であり、日本の自主開発油田の約 4 割が存在するエネルギー安全保障上の最重要国の一つである。中東・北アフリカ地域で、日本企業が最も進出するビジネス拠点でもあり、2021 年にはドバイ国際博覧会を開催し、併せて成長戦略、ネット・ゼロ戦略を発表するなど、新たな成長機会がもたらされる可能性が大きい国である。野心的で、バランスの取れた、包括的な日 UAE・EPA の締結により、貿易及び投資の拡大を始めとする両国間の経済関係の強化が期待される。

2024 年 9 月 18 日、日本国政府と UAE 政府は、日 UAE・EPA 交渉の開始を決定した。これを受け、2024 年 11 月に第 1 回交渉会合を開催した。その後、2026 年 1 月までに計 7 回の交渉会合を開催し、2026 年 3 月に交渉妥結を発表した。なお、名称は CEPA で合意した。

(vi) 交渉中 FTA（日中韓 FTA・日コロンビア EPA・日トルコ EPA・日 GCCEPA）

（a）日中韓 FTA

日中韓 3 か国は、世界における主要な経済プレイヤーであり、3 か国の GDP 及び貿易額は、世界全体の 2 割超[182]を占める。

2013 年 3 月に交渉を開始して以降、2019 年 11 月までに計 16 回の交渉会合を実施し、物品貿易、原産地規則、税関及び手続円滑化、貿易救済、物品ルール、サービス貿易、投資、競争、知的財産、衛生植物検疫（SPS）、貿易の技術的障害（TBT）、法的事項、電子商取引、環境、協力、政府調達、金融サービス、電気通信サービス、自然人の移動等の広範な分野について議論を行ってきた。

直近の動きとして、2024 年 5 月に開催された第 9 回日中韓サミットで、交渉を加速していくための議論を続けることを確認した。その後の 2025 年 3 月に開催された日中韓経済貿易大臣会合でも同様に、交渉を加速していくための議論を続けることで一致している。

（b）日コロンビア EPA

コロンビアは、太平洋と大西洋に面する北中米と南米の結節点に位置し、豊富なエネルギー・鉱物資源を有する。また、中南米第 3 位である約 5,200 万人の人口を有する[183]ほか、平均経済成長率は 2.7%（2014 年～2024 年）である[184]。中南米地域で自由開放経済を主導する太平洋同盟のメンバーであり、米国・カナダ・EU 及び韓国との FTA も発効済である。日コロンビア EPA を通じた貿易・投資環境の改善により、輸出入及び日本企業によるコロンビアへの投資の拡大が期待されている。

---

182 Trilateral Statistic Hub, https://data.tcs-asia.org/ja.
183 世界銀行「World Development Indicators」
184 IMF「WEO」（2025 年 10 月）。

2012 年 9 月に行われた日コロンビア首脳会談で、両国は EPA 交渉を開始することで一致した。同年 12 月に第 1 回交渉会合が開催され、2015 年 8 月から 9 月にかけて第 13 回交渉会合が開催された。

（c）日トルコ EPA

トルコは、人口 8,600 万人[185]を超え（2025 年末時点）、国民の年齢中央値が 30 歳台半ば[186]と若い魅力的な国内市場を持っている。加えて、欧州及び周辺国市場への生産拠点として注目されている。日トルコ EPA によって、欧州企業や韓国企業といった競合相手との競争条件の平等化が図られ、トルコへの日本企業の輸出が後押しされるとともに、トルコの投資環境関連制度の改善により、トルコへの日本企業の投資促進も図られることが期待される。

トルコと我が国は、2012 年 7 月に第 1 回日トルコ貿易・投資閣僚会合を開催し、日トルコ EPA の共同研究を立ち上げることで合意した。これを受けて、同年 11 月に第 1 回、2013 年 2 月に第 2 回の共同研究が開催され、同年 7 月に、日本･トルコの両政府に EPA 交渉開始を提言する共同研究報告書が発表された。

共同研究報告書を受けて、2014 年 1 月に行われた日トルコ首脳会談で、両国は EPA 交渉を開始することで一致し、同年 12 月に第 1 回交渉会合が開催された。その後、2019 年 10 月までに計 17 回の交渉会合を開催した。特に、2019 年は 1 月・6 月に閣僚級で議論するとともに、同年中に 5 回の交渉会合を実施するなど交渉が加速した。直近では、2023 年 9 月に西村経済産業大臣とボラット貿易大臣が、EPA 交渉加速化を含む貿易・投資の促進及び経済関係強化に関する協力覚書に署名した。同月に行われた日トルコ首脳会談でも、両首脳は EPA の早期妥結に向けて協議を続けることで一致した。

（d）日 GCC・EPA

GCC は、中東 6 か国（バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、UAE）から構成され、5,640 万人[187]の人口を擁する。同地域は、世界の原油埋蔵量の約 3 割[188]を有し、原油生産量の約 2 割[189]、天然ガス生産量の約 1 割[190]を産出する重要な地域である。また、我が国は原油の約 9 割[191]、天然ガスの約 1 割[192]を同地域から輸入している。

GCC と我が国は、経済関係の強化に向け、2006 年 9 月に EPA 交渉を開始し、2009 年までの間に 2 回の交渉会合及び 4 回の中間会合を開催した。2009 年以降、交渉が GCC 側の都合で中断していたが、2023 年 7 月に岸田内閣総理大臣がサウジアラビアを訪問した際、ブダイウィ GCC 事務総長と会談し、日 GCC・FTA 交渉を 2024 年中に再開すること

185 トルコ統計局、https://veriportali.tuik.gov.tr/en/press/53899

186 同上

187 外務省「湾岸協力理事会（GCC）概要」、2023 年 5 月 18 日、https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/page23_000547.html

188 BP, ‘Statistical Review of World Energy 2021’, https://www.bp.com/content/dam/bp/business-sites/en/global/corporate/pdfs/energy-economics/statistical-review/bp-stats-review-2021-full-report.pdf. クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、UAE の 5 か国の数値。2020 年末時点。

189 同上。クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、UAE の 5 か国の数値。2020 年末時点。

190 同上。バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、UAE の 6 か国の数値。2020 年末時点。

191 財務省「貿易統計」

192 同上

で一致し、これを受け、2024 年 12 月に交渉再開後第 1 回交渉会合を、2025 年 6 月に第 2 回交渉会合を実施した。

(vii) あり得べき EPA に関する共同研究

（a）イスラエル

日イスラエル外交関係樹立 70 周年となる 2022 年の 11 月に、日本政府とイスラエル政府は、「あり得べき日・イスラエル EPA に関する共同研究」を立ち上げることで一致し、2023 年 3 月、8 月、9 月に共同研究会合を開催した。

(viii) EPA の一層の利用推進に向けた取組

グローバルに展開するビジネスの要請に応えるには、上述の新たな協定締結に向けた取組に加えて、EPA/FTA の利用の促進、既存 EPA の見直し等も重要である。

CPTPP、日 EU・EPA、日米貿易協定及び日英 EPA に加え、RCEP 協定が発効に至り、以前にも増して、EPA 等の利活用が重要な段階にある。そこで、経済連携協定等を最大限に活用するとともに、コロナ禍に生じた社会経済活動の変化や明らかになった課題に対応するため、2020 年 12 月に「総合的な TPP 等関連政策大綱」が改訂され、中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制を強化し、原産地証明書等のデジタル化を含む貿易に係るビジネス環境の整備に取り組む旨が明記された。こうした背景も踏まえ、経済産業省は、JETRO や関係省庁と協力して、EPA の利活用促進を目的として、①原産地証明書のデジタル化による利便性向上、②EPA 関連の国内手続のデジタル化、③きめ細やかな中小企業支援等に取り組んでいる。

（a）原産地証明書のデジタル化による利便性向上

まず、海外と連携して取り組んでいる課題として、原産地証明書（以下、CO）のデジタル化が挙げられる。これまで CO は紙でやりとりされることが多く、事務コストが高いこと、CO の紛失・遅延等のリスクがあることから、EPA 等を利用する事業者からは、貿易円滑化の観点からデジタル化の要望が高まっている。このため、前述の「総合的な TPP 等関連政策大綱」でも、CO のデジタル化に政府一丸となって取り組むこととされている。日本国税関は、既に CO の PDF ファイル等による提出を認めているが、日本で発給する CO も、2025 年度までに九つの EPA（日インド CEPA、日豪 EPA、日チリ EPA、日ベトナム EPA、日マレーシア EPA、AJCEP（ベトナム・マレーシア向け）、RCEP、日モンゴル EPA、日メキシコ EPA）について、PDF ファイルでの CO 発給が実現した。さらに、2026 年度より日ペルーEPA についての PDF ファイルでの発給が開始される予定。また、CO 情報を電子的に交換するデータ交換（輸出国の発給当局から輸入国税関に CO の電子データを送付）は、取引コストを更に引き下げることが期待されている。CO のデータ交換については、2023 年度より日インドネシア EPA 、2025 年度より日タイ EPA において運用を開始したほか、AJCEP 協定において導入に向けた協議を進めている。

（b）EPA 関連の国内手続のデジタル化

国内での取組として、2021 年 8 月、JETRO が CO の申請書類作成を支援するソフト（通称、「原産地証明書ナビ」）を公表し、同ツールの無償提供を開始した。これにより、輸出に当たって EPA を利用・検討している企業（特に中小企業）が、CPTPP を含む EPA の CO を簡易かつ効率的に作成できるようになった。

また、令和 3 年度補正予算で、中堅・中小企業が簡易かつ低コストで EPA を利用するためのデジタルプラットフォームを整備するための実証を実施した。当該実証を通じて、①輸出品及び原材料に対応する HS コードの検索、②各 EPA の関税率・品目別原産地規則（PSR）の比較による最適な EPA の選択、③原産性の証明に必要な書類の準備、④原産性の証明に必要なサプライヤーからの情報提供等のプロセスをワンストップでサポートするプラットフォーム（プロトタイプ）を開発した。さらに、実証プロセスで、EPA の利用が多い 10 業種の業界団体と協力し、業界ごとに、①EPA 利用マニュアル、②原産性の証明に必要な根拠書類の標準フォーマット、③業界専門用語と HS コードの候補の組み合わせに係るデータセットを作成した。

（c）きめ細やかな中小企業支援等

中堅・中小企業等の新市場開拓のための、総合的支援体制の強化に取り組んでいる。具体的には、TPP 等を活用した中堅・中小企業等の市場開拓のための新輸出大国コンソーシアムの活用、RCEP 協定・CPTPP・日英 EPA・日 EU・EPA・日米貿易協定等の EPA の利用に関するセミナーの実施、相談窓口の充実、活用事例集及び解説書等の作成・配布、WEB 広告を始めとする SNS を通じた周知等の取組を通じて、EPA/FTA の利活用支援・海外展開支援を行っている。

また、中小企業を含めた我が国企業による EPA 利活用をきめ細かく支援するために、経済産業省と業界団体で連携した取組も進めている。例えば、特に部品点数が長く、サプライチェーンが複雑な自動車業界については、経済産業省の「自動車産業適正取引ガイドライン」で、EPA 利用拡大にも資するよう、国内乗用車販売台数の申請準備に係る完成車メーカーと部品メーカーの協力や、関連書類作成に当たってのデジタルプラットフォームの活用による省力化を、ベストプラクティスとして推奨している。

さらに、EPA の利活用を推進するための手法について検討するために、2022 年 7 月に、「EPA 活用推進会議」を設立し、10 業種の業界団体・企業や関連サービスを提供する民間企業、学識者、政府関係機関が一同に会し、前述のデジタル・ワンストップサービスの開発・改善や、広報周知、原産地証明制度等の運用改善、EPA 関税認定アドバイザー等の専門家との連携強化、検認の透明性向上等について議論している。

⑵ 投資関連協定

① 世界の投資協定をめぐる状況

1980 年代以降、世界の対外直接投資は急速に拡大しており、世界経済の成長を牽引する大きな役割を果たしている。

対外直接投資の拡大を踏まえ、世界各国は、投資受入国での差別的扱いや収用（国有化も含む）などのリスクから自国の投資家とその投資財産を保護するため、投資協定を締結してきた。投資ルールは、貿易に関する WTO 協定のような多国間協定がなく、二国間若しくは地域協定が中心となっている。

世界の投資協定数は、2024 年末時点で約 2,843 件となっている（第 3-1-2-5 票）。

第 3-1-2-5 図 世界の投資協定数の推移

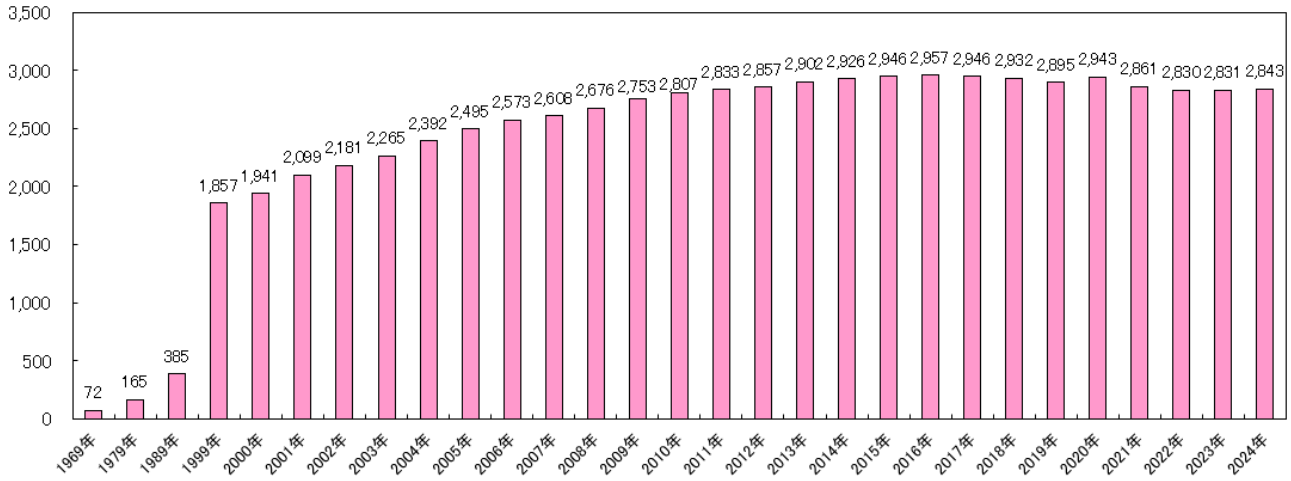

資料：UNCTAD「World Investment Report 2025」から経済産業省作成。

② 投資協定の主な規定内容

従来の投資協定は、投資受入国における投資財産の収用や法律の恣意的な運用等のカントリーリスクから投資家を守り、保護することを主目的として締結されてきた。こうした内容の協定は「保護型」の投資協定と呼ばれ、投資財産設立後の内国民待遇や最恵国待遇、収用の原則禁止及び合法とされる収用の要件と補償額の算定方法、送金の自由、締約国間の紛争解決手続、投資家と国家との間の紛争解決（ISDS）手続等を主要な内容とする。1990年代に入ると、そのような投資財産保護に加えて、投資設立段階の内国民待遇や最恵国待遇、パフォーマンス要求[193]の禁止、外資規制強化の禁止や漸進的な自由化の努力義務、透明性確保（法令の公表、相手国からの照会への回答義務等）等を盛り込んだ「自由化型」の投資協定が出てきた（第 3-1-2-6 表）[194]。

[193] 例えば、投資受入国が一定の現地調達（ローカルコンテンツ）比率を満たすことや、製造したものの総量のうち一定の比率を輸出すること等を投資活動に関する条件として要求すること。

[194] 代表的なものとして我が国の場合、二国間 EPA の投資章や、日韓、日・ベトナム、日・カンボジア、日・ラオス、日・ウズベキスタン、日・ミャンマー投資協定等がこのタイプにあたる。

第 3-1-2-6 表 投資協定の主な内容

1．投資財産の保護&投資家に対する公正な待遇
①一度受けた事業許可を後で撤回されない
②事業資産を収用・国有化されない
③規制が強化されたことによって事業が継続できなくなる事態を防ぐ（間接収用”indirect expropriation”）
④相手国政府と締結した投資契約・コンセッション契約が遵守される（アンブレラ条項）
⑤日本への送金の自由が確保される
2．現地資本以外の企業（外国企業）との間で差別的な待遇を禁止（最恵国待遇（MFN））（自由化型協定では投資設立段階も含む）
3．現地資本企業との間で差別的な待遇を禁止（内国民待遇（NT））（自由化型協定では投資設立段階も含む）
4．投資家及び投資財産に対して、公正かつ衡平な待遇(FET: Fair and Equitable Treatment)を与える義務
5．協定によっては、次のような投資許可要件を禁止しているものもある。（パフォーマンス要求（ＰＲ）の禁止）（自由化型協定では投資設立段階も含む）
①一定割合・水準の物品・サービスを輸出するよう要求すること
②一定割合・水準の現地調達を達成するよう要求すること
③現地の物品・サービスを購入、利用又は優先するよう要求すること
④輸入量・輸入額を、輸出量・輸出額又は外貨の獲得量と関係づけるよう要求すること
⑤生産した物品・サービスの国内販売量・販売額を、輸出量・輸出額又は外貨獲得量と関係づけるよう要求すること
⑥輸出又は輸出のための販売を制限するよう要求すること
⑦取締役、経営者等が一定の国籍であることを要求すること
⑧現地資本のパートナーに技術移転するよう要求すること
⑨一定地域の管理拠点(headquarter)を現地に置くよう要求すること
⑩一定割合・一定人数の現地人を雇用するよう要求すること
⑪現地で一定程度の研究開発予算を投じるよう要求すること
⑫一定地域に対して、排他的に産品を供給するよう要求すること（他国に別の供給拠点を設立しないこと）
⑬ロイヤリティの額、率を一定の水準以下にすること
6．紛争処理手続
①締約国間
②投資受入国と投資家
7．法令や制度の公開による透明化や法令改正時のパブリックコメントの実施（自由化型協定では投資設立段階も含む）

備考：協定により具体的な規律等は異なる。
資料：経済産業省作成。

③ エネルギー憲章条約の主な規定内容

投資協定と同じように、投資紛争に関して国際仲裁への付託を可能とする多国間の条約として、エネルギー憲章条約（ECT）がある。1998 年に発効したエネルギー憲章条約は、エネルギー分野における投資の保護及び自由化に関し、一般的な二国間の投資協定と類似の内容（締約国が外国投資家の投資財産に対して内国民待遇又は最恵国待遇のうち有利なものを付与すること、一定の要件を満たさない収用の禁止、送金の自由、紛争解決手続等）について規定している。発効から 20 年以上経過している本条約については、改正等が必要な条項を検討する条約の近代化の議論が 2017 年から開始され、2020 年から本格的な交渉が行われた。その結果、2022 年 6 月に実施された臨時エネルギー憲章会議で、近代化交渉

の実質合意がなされ、改正 ECT では、水素やアンモニア等の新たなエネルギー原料が投資保護規律の対象に加えられるとともに、EU 及び英国における化石燃料関連投資が原則として投資保護の対象から外れることとなったほか、投資保護に係る締約国の義務の明確化、ISDS 手続の詳細の明文化、持続可能な開発と企業の社会的責任に係る条文の新設、通過の自由を更に促進させるための努力義務等が含まれることが合意された。

2022 年 11 月にエネルギー憲章会議第 33 回会合、2023 年 11 月にエネルギー憲章会議第 34 回会合が開催されたが、ECT を取り巻く状況を踏まえて各国で議論した結果、近代化された改正 ECT の採択を延期して議題として取り上げないこととなったため、採択は行われなかった。

この状況の中、2022 年 12 月にはフランス、ドイツ、ポーランドが脱退を通告、2023 年にはルクセンブルク（6 月）、スロベニア（10 月）、2024 年にはポルトガル（2 月）、スペイン、英国（4 月）、EU 及び欧州原子力機関(Euratom)、オランダ（6 月）、デンマーク（9 月）が脱退の通告をし、それぞれ通告の一年後に脱退した。また、2025 年 8 月、リトアニアが脱退の通告を行った。さらに 2026 年 1 月、EU 委員会は、EU 脱退後も ECT に引き続き加盟している 16 か国に対して、ECT 脱退を要請する旨の正式通知を送付することを決定し、同年 3 月にはアイスランドが脱退の通告を行った。

この間、2024 年 5 月には、EU 理事会は、EU 及び Euratom が ECT から離脱する一方、EU 加盟国が次回のエネルギー憲章会議で ECT の近代化を支持することを妨げない旨を決議した。こうした経緯を経て、2024 年 12 月 3 日に開催されたエネルギー憲章会議第 35 回会合で、改正 ECT が採択された。なお、「ECT 本文の改正」並びに附属書 NI セクション C 及びその他の附属書の修正・変更は、2025 年 3 月 3 日までに暫定的適用を受け入れない旨の宣言をしない締約国間では、2025 年 9 月 3 日から暫定的に適用されることとなった。我が国は、2025 年 3 月 3 日に、暫定的適用を受け入れない旨の宣言を行った。

④ 我が国の投資関連協定をめぐる最近の状況

我が国経済成長をより強固で安定的なものにしていくためには、日本企業が積極的に海外でのビジネスを拡大し、市場獲得、競争力強化を図っていくことが重要である。実際、日本企業による海外直接投資は、フロー及びストックとも米国に次ぐ世界第 2 位[195]の地位を占めており、海外直接投資収益は経常収支黒字を支える大きな要因となっている[196]。日本政府としては、日本企業の海外直接投資、海外でのビジネスが円滑に行われるよう、制度環境を整備していくことが求められる。かかる観点から、投資家やその投資財産の保護、規制の透明性向上、機会の拡大、紛争解決等について規定する投資協定及び投資章を含む EPA/FTA（以下、投資関連協定）は、投資支援のツールとしての重要性を一層増している。日本政府は、他の経済政策と並び、既存協定の改正を含む投資関連協定の締結を一層加速し、投資環境の整備を進めている。

2016 年 5 月に策定された「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」（アクションプラン）では、2020 年までに、100 の国・地域を対象に投資関連協

[195] UNCTAD「World Investment Report2025」参照。
[196] 財務省「国際収支状況」参照。

定を署名・発効すること、投資市場への新規参入段階から無差別待遇を要求する「自由化型」の協定を念頭に、高いレベルの質を確保すること等を指針として掲げ、積極的かつ集中的に投資関連協定の締結に取り組んできた。

2021 年 3 月には、「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン（成果の検証と今後の方針）」を策定し、アクションプラン以降の取組を検証した。二国間投資協定のみならず、CPTPP、AJCEP、RCEP など、投資章を含む多国間の投資連携協定交渉にも積極的に取り組み、締結・発効に至っている。加えて、多くの投資協定において、自由化型が採用され、我が国産業界が重視する公正衡平待遇、締約国間の紛争解決手続、ISDS 手続等を主な内容とする。

さらに、今後の方針としては、アクションプランで 100 の国・地域という目標値が設定されたことを踏まえ、今後の投資先としての潜在力の開拓や他国の投資家と比較して劣後しないビジネス環境の整備等に向け、引き続き戦略的観点及び質の確保の観点を考慮した取組を進めることとし、特に、中南米及びアフリカを中心的な検討先とすることを明記した。加えて、投資関連協定の実効性の観点から、経済関係団体等との連携、在外公館・JETRO 等を通じた、積極的な情報発信に努めることとしている。

2026 年 3 月現在、61 本の投資関連協定が署名され、うち 54 本が発効済みとなっている（第 3-1-2-7 表）。また、交渉中の協定を含めれば 97 の国・地域をカバーすることとなった。今後も、産業界のニーズや相手国の事情に応じ、新規協定の締結及び既存協定の改正に向けた交渉を一層積極的に進めていく必要がある。

第 3-1-2-7 表 我が国の投資関連協定の発効又は署名の状況

締結相手国（地域を含む）	署名	発効
エジプト	1977 年 1 月 28 日	1978 年 1 月 14 日
スリランカ	1982 年 3 月 1 日	1982 年 8 月 7 日
中国	1988 年 8 月 27 日	1989 年 5 月 14 日
トルコ	1992 年 2 月 12 日	1993 年 3 月 12 日
香港	1997 年 5 月 15 日	1997 年 6 月 18 日
パキスタン	1998 年 3 月 10 日	2002 年 5 月 29 日
バングラデシュ	1998 年 11 月 10 日	1999 年 8 月 25 日
ロシア	1998 年 11 月 13 日	2000 年 5 月 27 日
シンガポール（経済連携協定）	2002 年 1 月 13 日	2002 年 11 月 30 日
韓国	2002 年 3 月 22 日	2003 年 1 月 1 日
ベトナム	2003 年 11 月 14 日	2004 年 12 月 19 日
メキシコ（経済連携協定）	2004 年 9 月 17 日	2005 年 4 月 1 日
マレーシア（経済連携協定）	2005 年 12 月 13 日	2006 年 7 月 13 日
フィリピン（経済連携協定）	2006 年 9 月 9 日	2008 年 12 月 11 日
チリ（経済連携協定）	2007 年 3 月 27 日	2007 年 9 月 3 日
タイ（経済連携協定）	2007 年 4 月 3 日	2007 年 11 月 1 日
カンボジア	2007 年 6 月 14 日	2008 年 7 月 31 日
ブルネイ（経済連携協定）	2007 年 6 月 18 日	2008 年 7 月 31 日
インドネシア（経済連携協定）	2007 年 8 月 20 日	2008 年 7 月 1 日
ラオス	2008 年 1 月 16 日	2008 年 8 月 3 日
ウズベキスタン	2008 年 8 月 15 日	2009 年 9 月 24 日
ペルー	2008 年 11 月 21 日	2009 年 12 月 10 日
ベトナム（経済連携協定）※1	2008 年 12 月 25 日	2009 年 10 月 1 日
スイス（経済連携協定）	2009 年 2 月 19 日	2009 年 9 月 1 日
インド（経済連携協定）	2011 年 2 月 16 日	2011 年 8 月 1 日
ペルー（経済連携協定）※2	2011 年 5 月 31 日	2012 年 3 月 1 日
パプアニューギニア	2011 年 4 月 26 日	2014 年 1 月 17 日
コロンビア	2011 年 9 月 12 日	2015 年 9 月 11 日
クウェート	2012 年 3 月 22 日	2014 年 1 月 24 日
日中韓	2012 年 5 月 13 日	2014 年 5 月 17 日
イラク	2012 年 6 月 7 日	2014 年 2 月 25 日
サウジアラビア	2013 年 4 月 30 日	2017 年 4 月 7 日
モザンビーク	2013 年 6 月 1 日	2014 年 8 月 29 日
ミャンマー	2013 年 12 月 15 日	2014 年 8 月 7 日
豪州（経済連携協定）	2014 年 7 月 8 日	2015 年 1 月 15 日
カザフスタン	2014 年 10 月 23 日	2015 年 10 月 25 日
ウルグアイ	2015 年 1 月 26 日	2017 年 4 月 14 日
ウクライナ	2015 年 2 月 5 日	2015 年 11 月 26 日
モンゴル（経済連携協定）	2015 年 2 月 10 日	2016 年 6 月 7 日
オマーン	2015 年 6 月 19 日	2017 年 7 月 21 日

TPP（経済連携協定）	2016 年 2 月 4 日	未定
イラン	2016 年 2 月 5 日	2017 年 4 月 26 日
ケニア	2016 年 8 月 28 日	2017 年 9 月 14 日
イスラエル	2017 年 2 月 1 日	2017 年 10 月 5 日
アルメニア	2018 年 2 月 14 日	2019 年 5 月 15 日
CPTPP（経済連携協定）	2018 年 3 月 8 日	2018 年 12 月 30 日
アラブ首長国連邦	2018 年 4 月 30 日	2020 年 8 月 26 日
EU（経済連携協定）	2018 年 7 月 17 日	2019 年 2 月 1 日
ヨルダン	2018 年 11 月 27 日	2020 年 8 月 1 日
アルゼンチン	2018 年 12 月 1 日	未定
ASEAN（経済連携協定）	2019 年 2 月 26 日	2020 年 8 月 1 日
モロッコ	2020 年 1 月 8 日	2022 年 4 月 23 日
コートジボワール	2020 年 1 月 13 日	2021 年 3 月 26 日
英国（経済連携協定）	2020 年 10 月 23 日	2021 年 1 月 1 日
RCEP（経済連携協定）	2020 年 11 月 15 日	2022 年 1 月 1 日
ジョージア	2021 年 1 月 29 日	2021 年 7 月 23 日
バーレーン	2022 年 6 月 23 日	2023 年 9 月 6 日
アンゴラ	2023 年 8 月 9 日	2024 年 7 月 21 日
ザンビア	2025 年 2 月 6 日	未定
パラグアイ	2025 年 12 月 5 日	未定
タジキスタン	2025 年 12 月 19 日	未定
セルビア	2025 年 12 月 24 日	未定
バングラデシュ（経済連携協定）	2026 年 2 月 6 日	未定

※1：2004 年 12 月 19 日に発効した日･ベトナム投資協定の内容が組み込まれている。
※2：2009 年 12 月 10 日に発効した日･ペルー投資協定の内容が組み込まれている。
※3：改正議定書。
備考：台湾とは民間窓口機関の取決めが 2011 年 9 月 22 日に署名されており、2012 年 1 月 20 日に手続が完了している。
資料：経済産業省作成。

⑤ 今後の課題

多くの投資協定では、ISDS 手続規定を設けている。これは、投資受入国が協定の規定に反する行為を行ったことにより投資家が損害を被った場合、投資家が投資受入国との紛争を、投資紛争解決国際センター（ICSID）[197]条約や国際連合国際商取引法委員会（UNCITRAL）[198]仲裁規則等に基づく国際投資仲裁に付託することを認めるものである。

しかし近年、この ISDS を投資協定に含めることを好まない国が増加している。その背景として、ISDS に投資家寄りの制度的なバイアスが存在するとの見方や、国家主権や柔軟な政策余地の確保が必要であるといった主張が挙げられる。例えば、ブラジルは、ISDS は憲法に反するとして、これまで ISDS を含む投資協定を締結していないほか、南アフリカ、ベネズエラは、政策余地や国家主権の確保等の観点から ISDS を含む投資協定を一方的に

[197] 世界銀行グループの 1 機関である常設の仲裁機関。所在地はワシントン D.C.。
[198] 所在地はオーストリア（ウィーン）。

終了させた。また、ISDS を投資協定に含めること自体は否定しないものの、インドやナイジェリア等は、ISDS に提起する前に裁判所等国内での救済を完了することを要件とすることを自国の新たなモデル投資協定に規定する等、ISDS のリスク等を踏まえて協定の規定を見直す国もある。

このような状況の中、UNCITRAL では 2017 年から ISDS 改革について議論が行われる等、多国間の枠組みでの検討も進められている。このような傾向は、ISDS が投資家救済の観点から一定の成果をあげたことの裏返しでもあるが、将来における ISDS 活用の余地が狭められることにつながる懸念もあることから、国際的な動向を注視しつつ、必要な対応を検討していく必要がある。

6. 新たな多国間連携（日米豪印、デジタル等）

(1) 日米豪印首脳会合

2024 年 9 月、日本、米国、豪州、インドの 4 か国は、日米豪印首脳会合を米国にて対面で開催した。岸田内閣総理大臣から、日米豪印の 4 か国が「自由で開かれたインド太平洋」という共通のビジョンへの強固なコミットメントを国際社会に示し続けていくことがますます重要である旨述べ、4 か国首脳間でその旨一致した。

同会合の機会に日米豪印首脳共同声明が発出され、経済産業省関連では、重要・新興技術や気候及びクリーンエネルギー、サイバー等における 4 か国間の協力を更に推進することが盛り込まれた。

(2) デジタル通商ルール

近年、越境データ流通量は増加傾向にある。急速に発展するデジタル経済の機会をいかすためには、データの利活用が不可欠であり、これが社会課題の解決や企業価値向上に貢献すると期待されている。

2019 年 1 月のダボス会議で、安倍内閣総理大臣が DFFT（Data Free Flow with Trust：信頼性のある自由なデータ流通）を提唱し、同年 6 月の G20 大阪サミットで、プライバシーやセキュリティ等の課題に対処することでデータの自由な流通を更に促進し、消費者及びビジネスの信頼を強化することができるとする DFFT の考え方が示された。

DFFT の推進に向けて、デジタル庁を含む関係省庁が連携しており、特に通商ルール分野の関連では、以下の取組がある。

① WTO 電子商取引共同声明イニシアティブ交渉

日本は、豪州、シンガポールと共に、WTO 電子商取引共同声明イニシアティブの共同議長国を務めており、電子商取引に関する高い水準かつ商業的に意義あるルール作りを目指して、91 か国・地域の参加を得て、2019 年から交渉を行ってきた。

2024 年 7 月には、電子商取引に関する協定に係る安定化したテキストを達成した旨の共同議長国声明を発出するとともに、テキストを公表した。

2026 年 3 月には、MC14 に際して、日本を含む 66 の WTO 加盟国・地域は「電子商取引に関する協定のための暫定的な措置」を採択した。詳細は、第 3 部第 1 章第 2 節第 3 項⑵①を参照。

② 経済連携協定における電子商取引章

CPTPP（2018 年 12 月発効）の電子商取引章で、データ流通を促進する国際約束の先駆けとして、情報の電子的手段による国境を越える移転（いわゆる、データの自由流通の原則）やコンピュータ関連設備の設置要求の禁止等について規定された。

以降、日米デジタル貿易協定（2020 年 1 月発効）、日英 EPA（2021 年 1 月発効）、RCEP（2022 年 1 月発効）でも同様の規定が盛り込まれた（なお、協定ごとに例外範囲などの違いあり）。

また、日 EU・EPA（2019 年 2 月発効）では、同協定内の規定（第 8.81 条）に従い、「データの自由な流通に関する規定」を同協定に含めることの必要性の再評価についての協議が行われ、2022 年 10 月に正式交渉を開始、2023 年 10 月に大筋合意した。2024 年 1 月には、「データの自由な流通に関する規定」等を含める EPA 改正議定書が署名され、同年 7 月 1 日に発効した。

さらに、最新の動きとして、日・バングラデシュ EPA では、情報の電子的手段による国境を越える移転、コンピュータ関連設備の設置要求の禁止、ソース・コードの開示要求の禁止等の規定が盛り込まれることで大筋合意を確認し、2026 年 2 月 6 日に署名に至った。個別の経済連携協定の状況については、第 3 部第 1 章第 2 節第 5 項を参照。

③ その他国際フォーラムでの議論（G7、OECD）

(i) G7

G7 貿易大臣会合（2024 年 7 月）では、WTO 電子商取引共同声明イニシアティブ交渉の適時な妥結に向けて取り組むこと、正当化できないデータローカライゼーション措置が越境データ流通に悪影響を及ぼすことを認識し、透明性を欠き、恣意的に課される正当化できないデータローカライゼーション措置に対処することに引き続きコミットすることが確認された。G7 貿易大臣会合については、第 3 部第 1 章第 1 節を参照。

(ii) OECD（経済協力開発機構）

OECD では、デジタル経済に関する国際的な共通理解の醸成に向け、デジタル貿易に係る既存ルールや原則等を整理する OECD インベントリプロジェクトを、日本からの拠出で、2020 年から 2022 年にかけて実施した。越境データ流通を促進する各国措置について一定の共通項を明らかにするとともに、異なる措置の相互運用性を達成するには補完的なアプローチが有効であることを示し、G7・G20 の関連大臣会合や WTO 電子商取引共同声明イニシアティブ交渉会合でも紹介された。2023 年には産業界からも懸念の強いデータローカライゼーション措置について更なる調査を実施した。当該調査結果は、2023 年 G7 貿易大臣声明で、正当化できないデータローカライゼーション措置に対抗すべきという G7 共通のメッセージを発出する上で重要な議論の土台となった。

また、政府による民間保有の個人データへのアクセス（ガバメントアクセス）に関し、許容されるアクセスと許容されるべきでないアクセスを差別化するため、日本の提案に基づき「信頼あるガバメントアクセス原則」についての議論を開始した。2022 年 12 月の OECD/CDEP（デジタル経済政策委員会）閣僚会合では、「民間部門が保有する個人データに対するガバメントアクセスに関する宣言」が採択された。同宣言には、法的根拠、正当

な目的、承認、データの取扱い、透明性、監督及び救済の 7 項目からなるガバメントアクセスに関する共通原則が盛り込まれた。

7. 人権問題への対応

グローバル化の進展によって、企業活動が人権に及ぼす負の影響が拡大する中、企業活動による人権侵害についての企業の責任に対する国際的な議論が更に活発になっている。近年、欧米を中心に人権尊重を理由とした法規制の導入が進み、企業はこれらの法規制への対応を迫られている。また、NGO 等がグローバル企業のサプライチェーン上で起こった人権侵害について批判するケースも生じており、人権侵害を理由とした製品・サービスの不買運動、投資先としての評価の降格、投資候補先からの除外、投資の引揚げ、既存顧客との取引停止などの経営リスクに直面する可能性が存在している。企業が直面するこれらの経営リスクを低減し、企業価値を向上させ、強靱で包摂的なサプライチェーンを構築する観点からも、サプライチェーン上の企業等も含めた人権尊重の取組を実施・強化していくことが必要となっている。

(1) 企業に人権尊重を求める海外の動き

2011 年 6 月、「ビジネスと人権に関する指導原則」（国連指導原則）が、国連人権理事会において全会一致で支持（endorse）された。同原則では、人権を保護する国家の義務、人権を尊重する企業の責任、救済へのアクセス、という三つの柱を規定し、国家と企業とが、相互に補完し合いながらそれぞれの役割を果たしていくことが求められている。企業は、人権を尊重する責任を果たすため、①人権方針の策定、②人権デュー・ディリジェンス[199]、③救済（苦情処理メカニズムの設置を含む）、を実施すべきとされている。また、同原則の履行として、各国に対し国別行動計画（National Action Plan：NAP）の策定が推奨されており、2026 年 3 月末時点で日本を含む世界の 30 か国以上が NAP を策定している。

また、OECD「多国籍企業行動指針」及び国際労働機関（ILO）「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」の改定が、それぞれ 2011 年、2017 年に行われた際、国家の人権保護義務や企業の人権尊重責任が盛り込まれた。さらに、2023 年に OECD「多国籍企業行動指針」が OECD「責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針」に改定され、企業によるサプライチェーンの下流へのデュー・ディリジェンスの適用範囲の明確化等、新たな規定が盛り込まれた。人権保護義務を負うことはもちろん、企業に人権尊重責任があることが国際的な原則となっており、企業はこれらの国際的文書に沿って行動することが求められている。

さらに、近年、欧米を中心に人権尊重を理由とする法規制の導入が進んでいる。例えば、欧州では、2021 年 6 月にドイツで「サプライチェーンにおける企業のデュー・ディリジェンスに関する法律（サプライチェーン法）」が成立し、2023 年 1 月に施行された。同法は、一定規模以上の企業に人権デュー・ディリジェンスの実施や、その結果に関する報告書の作成・公表等を義務付けている。2025 年 9 月には、ドイツの内閣が同法の改正案を承認しており、当該改正案が成立した場合には、報告義務は 2023 年 1 月 1 日に遡及して廃止さ

[199] 人権デュー・ディリジェンス（DD）：人権への負の影響を特定し、防止・軽減し、取組の実効性を評価し、どのように対処したかについて説明・情報開示していくために実施する一連の行為を指す。

れる見込みである [200]。なお、改正案の承認を受け、ドイツ当局は現在、同法に基づく企業報告書の受理及び審査を停止している。

さらに EU では、2022 年 2 月に欧州委員会が公表した、一定規模の企業に対して人権及び環境に関するデュー・ディリジェンスを義務化する「企業持続可能性デュー・ディリジェンス指令」が、2024 年 7 月に発効した。その後、欧州委員会は、2025 年 2 月に、本指令を含む持続可能性に関連する規制の簡素化を目的とするオムニバス法案を発表した。2025 年 4 月にオムニバス法案のうち適用時期延期に関する部分が採択され、オムニバス法案のそれ以外の部分については、2026 年 2 月に採択された。これらの結果として、2026 年 3 月末時点では、2028 年 7 月までに EU 加盟国が国内法を制定し、2029 年 7 月から適用が開始される予定となっている。今後、欧州委員会は、2027 年 7 月までにデュー・ディリジェンスの実施方法に関するガイドラインを公表する見込みである。

このほか、欧州委員会が 2022 年 9 月に公表した強制労働関連産品の EU 域内における上市（流通）・EU 域外への輸出を禁止する規則も、2024 年 12 月に発効しており、2027 年 12 月から適用開始されることとなる。欧州委員会は、2026 年 6 月までに、同規則に関するガイドラインを公表する予定である。

米国は、外交政策における人権重視を掲げ、欧州等とも協調して、新疆ウイグル自治区における人権侵害への関与を理由とした制裁を含む措置を実施している。米国は 1930 年関税法により、強制労働由来品等の製品の輸入を禁止しているが、2022 年 6 月には、中国の新疆ウイグル自治区で一部なりとも生産等された製品や、米国政府がリストで示す事業者により生産された製品は、全て強制労働によるものと推定し、原則として米国への輸入を禁止する「ウイグル強制労働防止法」が施行された。同法に基づき、輸入貨物を差し止められた場合、輸入者は、輸入物品とその原材料が新疆ウイグル自治区で生産されていないこと等を示す必要があり、同法の対象である（輸入物品やその原材料が新疆ウイグル自治区で生産されたものを含む）場合には、輸入物品が一部なりとも強制労働に依拠していないこと等を、輸入者が「明確かつ説得力のある証拠」を提出し証明する必要がある。本法の施行に併せて公表された「執行戦略」[201]では、法執行の優先度が高いセクターとして、アパレル、綿花・綿製品、ポリシリコンを含むシリカ系製品、トマト・その他派生製品が当初掲げられていたが[202]、2024 年 7 月の更新[203] では、新たにポリ塩化ビニル、アルミニ

[200] 「企業持続可能性デュー・ディリジェンス指令」では、企業のデュー・ディリジェンスの実施状況についての報告義務が定められている。今後、「企業持続可能性デュー・ディリジェンス指令」が国内法化される際に、サプライチェーン法が廃止され、国内法により再び報告義務が課されることが予想される。

[201] US Department of Homeland Security, 'Strategy to Prevent the Importation of Goods Mined, Produced, or Manufactured with Forced Labor in the People's Republic of China: Report to Congress', 17 June 2022, https://www.dhs.gov/sites/default/files/2022-06/22_0617_fletf_uflpa-strategy.pdf.

[202] 2023 年 8 月の執行戦略の更新においては、ナツメ他農産品、ビニル製品、アルミニウム、鉄、鉛蓄電池、リチウムイオン電池、銅、電子機器、タイヤ他自動車部品が、NGO 等による特定に起因する監視強化品目として列挙されている。US Department of Homeland Security, '2023 Updates to the Strategy to Prevent the Importation of Goods Mined, Produced, or Manufactured with Forced Labor in the People's Republic of China: Report to Congress', 26 July 2023, https://www.dhs.gov/sites/default/files/2023-08/23_0728_plcy_uflpa-strategy-2023-update-508.pdf.

[203] US Department of Homeland Security, '2024 Updates to the Strategy to Prevent the Importation of Goods Mined, Produced, or Manufactured with Forced Labor in the People's Republic of China: Report to Congress', 9 July 2022, https://www.dhs.gov/sites/default/files/2024-

ウム、水産物が追加され、2025 年 8 月の更新[204] では、さらに鉄鋼、銅、リチウム、苛性ソーダ、ナツメが追加された。国土安全保障省税関・国境取締局（CBP）が公開した同法の執行状況についての統計ダッシュボードによると、2026 年 3 月末、ウイグル強制労働防止法に基づき、既に 41,857 件の輸入が差し止められ、そのうち 22,879 件の輸入が禁止され、15,466 件の輸入が許可されている[205] 。

また、米国通商代表部（USTR）は 2026 年 3 月に 1974 年通商法第 301 条に基づく調査を開始した。本調査は、主要貿易相手国・地域が強制労働を使用して生産された産品に対する輸入禁止措置を効果的に実施しているか、こうした措置の不備が不合理又は差別的であるか、さらに米国通商に負担又は制限をもたらすかどうかを判断することを目的としている。調査対象は、日本や EU を含む 60 か国・地域に及ぶ。また、米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）を踏まえ、カナダやメキシコは強制労働産品の輸入を禁止したほか、複数国・地域が米国と「相互貿易協定」を交渉する中で同様の措置の採用に合意している。

こうした国際社会の動きも踏まえ、企業としても事業活動における人権尊重の取組を行っていく必要があり、自社内だけでなく自社のサプライチェーンやバリューチェーン全体を見据えた対応と情報開示が求められている。

(2) 我が国の取組

我が国政府は、国連指導原則を踏まえ、2020 年 10 月に「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020-2025）」を策定し、日本企業に対して、規模、業種等にかかわらず、人権デュー・ディリジェンスのプロセスの導入を期待する旨を表明した。2025 年 12 月には、企業活動における人権尊重の実効性をより一層高めるため、同行動計画を改定した。

また、経済産業省は外務省と連名で、2021 年 9 月～10 月にかけて、政府として初めて、行動計画のフォローアップの一環として、日本企業のビジネスと人権への取組状況に関する調査を実施した（「日本企業のサプライチェーンにおける人権に関する取組状況のアンケート調査」[206] ）。調査結果を見ると、回答企業のうち、人権方針を策定している企業は約 7 割であるほか、人権デュー・ディリジェンスを実施している企業は約 5 割程度にとどまっている。また、人権を尊重する経営を実践する上での課題としては、「サプライチェーン上における人権尊重の対応状況を評価する手法が確立されていない」、「サプライチェーン構造が複雑で、対象範囲の特定が難しい」、「十分な人員・予算を確保できない」との回答が多く見られ、政府に対する要望として、ガイドライン整備を期待する声が最も多く寄せられた。

このような状況も踏まえ、企業が国際スタンダードに沿った人権尊重に積極的に取り組めるよう、2022 年 3 月、経済産業省は「サプライチェーンにおける人権尊重のためのガイ

07/2024%20Updates%20to%20the%20Strategy%20to%20Prevent%20the%20Importation%20of%20Goods%20Mined%2C%20Produced%2C%20or%20Manufactured%20with%20Forced%20Labor%20in%20the%20People%E2%80%99s%20Republic%20of%20China.pdf.

[204] US Department of Homeland Security, '2025 Updates to the Strategy to Prevent the Importation of Goods Mined, Produced, or Manufactured with Forced Labor in the People's Republic of China', 15 August 2025, https://www.dhs.gov/sites/default/files/2025-08/25_0819_plcy_uflpa-strategy-2025-update-508.pdf.

[205] US Customs and Border Protection, 'Uyghur Forced Labor Prevention Act Statistics', https://www.cbp.gov/newsroom/stats/trade/uyghur-forced-labor-prevention-act-statistics.

[206] 経済産業省・外務省「日本企業のサプライチェーンにおける人権に関する取組状況のアンケート調査集計結果」、2021 年 11 月、https://www.meti.go.jp/policy/economy/business-jinken/suppiychain_chosa.pdf。

ドライン検討会」を設置し、同検討会での議論を重ね、同年 9 月、「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」において、日本政府として「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を決定･公表した[207] 。

同ガイドラインは、法的拘束力を有するものではないが、国連指導原則、OECD「責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針」[208]及び「ILO 多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」を始めとする国際スタンダードを踏まえ、企業に求められる人権尊重の取組について、日本で事業活動を行う企業の実態に即して、具体的かつわかりやすく解説している。企業の理解の深化を助け、その取組を促進することを目的としたものであり、企業の規模、業種等にかかわらず、日本で事業活動を行う全ての企業を対象としている。同ガイドラインで、企業は、国際的に認められた人権を尊重すべきとされ、その責任を果たすため、①企業トップを含む経営陣の承認を経た人権方針の策定・公表、②人権デュー・ディリジェンスの実施、③自社が人権への負の影響を引き起こし又は助長している場合における救済を行うことが求められている（第 3-1-2-8 図）。

第 3-1-2-8 図 責任あるサプライチェーン等における人権尊重の全体像

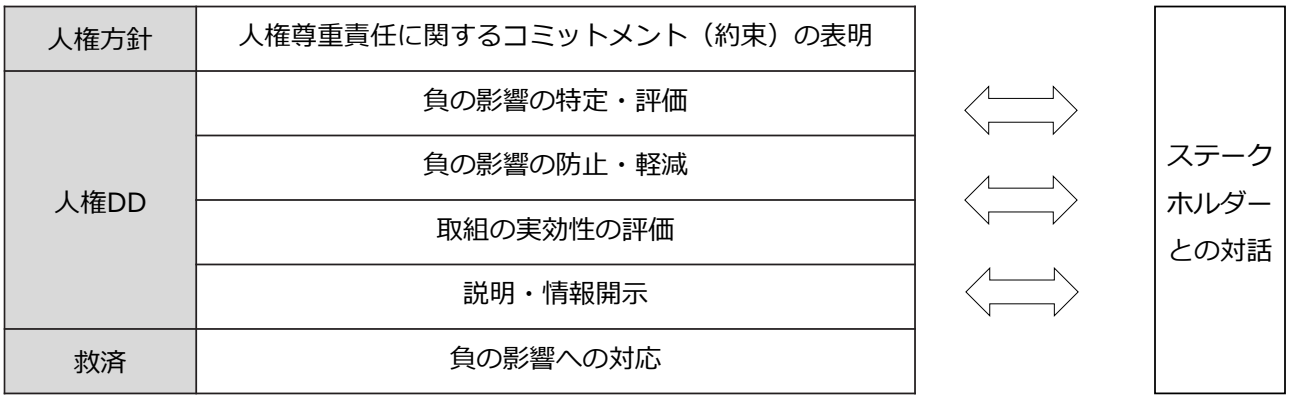

資料：日本政府の「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」から作成。

また、2023 年 4 月には、具体的な取組方法がイメージできないなどの企業の声も踏まえて、経済産業省は、本格的に人権尊重の取組を行ったことのない企業が同ガイドラインに沿った取組を進めやすくする「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のための実務参照資料」を作成・公表した[209] 。そのほか、2024 年 3 月、ILO と JETRO が共同で、東南アジア諸国等に活動拠点や取引先を持つ日本企業の人権尊重に係る取組をまとめた好事例集を公表した[210]。

加えて、ガイドラインや実務参照資料の活用を促すため、取組支援セミナー等を通じて周知徹底に努めてきた。2026 年 2 月には、人権尊重を経営に組み込む視点について解説す

[207] 経済産業省「日本政府は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定しました」、2022 年 9 月 13 日、https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003.html。
[208] ガイドライン策定時は「OECD 多国籍企業行動指針」であったが、その後の改定により現行名称となっている。
[209] 経済産業省「「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のための実務参考資料」を公表しました」、2023 年 4 月 4 日、https://www.meti.go.jp/press/2023/04/20230404002/20230404002.html。
[210] ILO「責任ある企業行動と人権デュー・ディリジェンス：日本企業のグッドプラクティス」、2024 年 3 月 14 日、https://www.ilo.org/ja/publications/responsible-business-conduct-and-human-rights-due-diligence-good-practices-JPN。

るセミナーを開催したほか、中小企業庁と連携して中小企業向けのセミナーを実施し、産業界への周知・啓発を行った。

JETRO においては、「サプライチェーンと人権」特設ウェブサイトにて、各国法規制や法制化を受けた企業への適用・対応事例など情報提供を行うとともに、企業の人権尊重の取組等に関する相談窓口を通じて企業からの相談に応じた。また、人権方針の策定や人権デュー・ディリジェンスの導入に課題を抱える中小企業を対象に伴走型支援ワークショップを行うとともに、東南アジアで人権デュー・ディリジェンスを実施する際に見落としされがちなポイントを整理し、企業の取組推進を後押しした。

この他、経済産業省では、日本の繊維産業全体の社会・人権面の対応強化による競争力向上を図るべく、2025 年 3 月、日本の繊維産業の実態を踏まえた監査要求事項・評価基準「Japanese Audit Standard for Textile Industry (JASTI)」を策定し、運用を開始した。

さらに、電子電機産業のサプライチェーンにおける企業間連携を促進する業界団体主導のイニシアティブを支援するとともに、全国社会保険労務士連合会や ILO と協力し、中小企業の人権尊重の取組をサポートできる専門人材の育成・強化にも取り組んできた。取組事例の情報発信や、専門人材に対する実践機会の提供等、様々な手法を通じて、中小企業に対する支援を進めている。加えて、2025 年 9 月には、ILO と共催で大阪・関西万博「平和と人権ウィーク」関連イベントを開催した（ハイブリッドで約 200 名が参加）。イベントでは、先進企業のビジネスリーダーから、責任ある企業行動を実践するための戦略や取組事例が紹介され、企業間の学び合いや対話を促進する契機となった[211]。

日本国内だけでなく、アジア諸国でも、「ビジネスと人権」に取り組んできている。アジアでの責任ある企業行動の推進を目的として、これまでアジア 6 か国[212]において、日本企業の海外取引先企業などに対する人権デュー・ディリジェンスの実施支援、人権・労働環境向上のためのアドバイスの提供、国際労働基準に精通した人材育成支援などの事業を実施してきた。また、2025 年 12 月から 2026 年 2 月にかけて、東南アジア企業と日本企業間の協力体制の構築・深化を目的に、日本企業の海外取引先を含む東南アジアの経営層・管理職及び業界団体関係者（計 65 名）を対象に、日本及びベトナムで責任ある企業行動の推進研修を実施するとともに、日本政府ガイドライン・ダイジェスト版や経済産業省の実務参照資料をタイ・ベトナム語に翻訳し、日本のツールの活用を通じて、サプライチェーンにおける人権デュー・ディリジェンスの促進に取り組んだ。

さらに、経済協力開発機構（OECD）への拠出や国際会合への参画を通じ、企業の予見可能性向上に向けた各国のデュー・ディリジェンス政策に係る国際協力・連携の在り方に関する議論を喚起した。

我が国政府は、企業による人権尊重の取組を促進すべく、引き続き企業に対する情報提供、周知・啓発活動を推進していくとともに、各国政府との協調を進め、公平な競争条件

211 国際労働機関「経営陣が人権尊重の実践例を報告　ILO・経産省がイベント」、2025 年 9 月 5 日、https://www.ilo.org/ja/resource/%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%83%BC%E3%82%B9/%E7%B5%8C%E5%96%B6%E9%99%A3%E3%81%8C%E4%BA%BA%E6%A8%A9%E5%B0%8A%E9%87%8D%E3%81%AE%E5%AE%9F%E8%B7%B5%E4%BE%8B%E3%82%92%E5%A0%B1%E5%91%8A%E3%80%80ilo%E3%83%BB%E7%B5%8C%E7%94%A3%E7%9C%81%E3%81%8C%E3%82%A4%E3%83%99%E3%83%B3%E3%83%88

212 バングラデシュ、カンボジア、ベトナム、インド、ラオス、マレーシア。

の下で積極的に人権尊重に取り組める環境、企業にとっての予見可能性が高まる環境の実現に向け取り組んでいくこととしている。

第3節 日本の通商活動を支援する取組

経済産業省は、対外経済政策の推進体制の強化を目的として、令和 6 年 7 月に、経済協力関係課を従来の貿易経済協力局から通商政策局に移設した。これにより、通商戦略と経済協力施策を一体的に立案・実施していくための体制を整備した。

1. 貿易振興

(1) インフラ海外展開促進に向けて

① インフラ海外展開戦略

(i) 概況

拡大する世界のインフラ需要に対し、我が国の質の高いインフラ海外展開を促進することは、我が国経済成長にとって重要であるとともに、相手国の経済発展にも貢献するものである。他方、昨今は欧米企業に加え、価格競争力のある新興国企業との間で、市場競争の激化が顕著になっている。

政府では、インフラシステム輸出による経済成長の実現のため、内閣官房長官を議長とし、経済産業大臣も構成員である経協インフラ戦略会議にて、2013 年に「インフラシステム輸出戦略」を策定した。それ以降、毎年改訂を重ねながら各種政策を推進してきた。

昨今、インフラシステムの海外展開を取り巻く環境が急速に変化するとともに、国際社会は、気候変動等の地球規模課題の深刻化、自由で開かれた国際秩序への挑戦と分断リスクの深刻化、世界各地での人道危機等といった複合的危機に直面している。こうした中、カントリーリスクを始めとする投資・事業環境に関するリスクやサプライチェーン途絶といった経済安全保障上のリスクが増大している。我が国企業による持続的なインフラシステムの海外展開を推進するためには、これらの課題に対する一層の対応が求められている。

(ii) 取組・成果

こうした情勢を踏まえ、2024 年 12 月に、2030 年を見据えた、従来のインフラの概念を超えた領域における今後の海外展開の方向性を示すため、経協インフラ戦略会議にて、「インフラシステム海外展開戦略 2030[213]」が策定された。同戦略では①相手国との共創を通じた我が国の「稼ぐ力」の向上と国際競争力強化、②経済安全保障等の新たな社会的要請への迅速な対応と国益の確保、③GX・DX 等の社会変革をチャンスとして取り込む機動的対応を柱に掲げ、2030 年に 45 兆円のインフラシステムの受注額を目指すこととしている。

② グローバルサウス戦略

(i) 概況

上記インフラシステム受注額の達成に当たっては、先進国のみならず、近年台頭が著しいグローバルサウスと呼ばれる新興国・途上国との連携強化が求められる。グローバルサウス諸国は、今後も人口増加と市場拡大が予想されることに加え、豊富な天然資源を有し

[213] 経協インフラ戦略会議「インフラシステム海外展開戦略 2030」、2024 年 12 月 24 日、https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/keikyou/dai58/siryou6.pdf

ている。また、国際場裡における存在感も増していることから、我が国にとって不可欠なパートナーである。

他方、グローバルサウス諸国は、都市化や高齢化などの社会課題に直面する国、インフラ、公衆衛生や教育に問題を抱える国、食料や医療の不足に苦しむ脆弱国、難民の発生や気候変動の影響等の問題に苦しむ国など、様々な課題を抱えている。

国際社会が歴史の転換点を迎える中で、少子高齢化を迎え、食料・鉱物資源・エネルギー等を海外からの輸入に大きく依存する我が国にとって、グローバルサウス諸国が抱える課題に寄り添いつつ、共創を通じてその活力を取り込むことが、経済発展や経済の強靱化にとって重要である。

(ii) 取組・成果

我が国企業の「勝ち筋」が見える国・分野等を踏まえて、グローバルサウス諸国の市場における地域別・国別の戦略を策定し、我が国と相手国の相互に裨益する形で、優先度に応じて戦略的かつ集中的に事業を進めていく。

他方、グローバルサウス諸国の中でも、歴史的・文化的背景や経済状況、社会課題は様々であるため、我が国としては、必要に応じて同志国と役割分担しながら、各地域及び各国の実情に応じたテーラーメイドなアプローチを検討する必要がある。

③ グローバルサウス未来志向型共創等事業

(i) 概況

先述のとおり、グローバルサウス諸国との連携強化に向けては、我が国と相手国双方に裨益するビジネスを展開していく必要がある。グローバルサウス未来志向型共創等事業では、2024 年以降、相手国のニーズが高い DX・GX 分野を中心に共創案件の形成等を支援することで、相手国の産業育成や社会課題解決を目指すとともに、成長余力が高いグローバルサウス諸国の活力をいかした日本のイノベーション創出や、サプライチェーンの強靱化を含む経済安全保障の確保等を図ってきた。また、2025 年度は、米国関税への対応として日本企業の新市場開拓の観点からも重要性が高まっている。

(ii) 取組・成果

本事業は、グローバルサウス諸国が抱える課題を解決することを通じて、国内産業活性化を目指すと共に、グローバルサウス諸国との経済連携を強化することを目的とする。具体的には、相手国のインフラ等整備計画の段階から関与するためのマスタープラン等策定事業及び実証フェーズにある事業を支援するための大型実証事業、小規模実証・FS 事業のそれぞれを推進した。マスタープラン策定事業については、2024 年度以降に順次採択した計 64 件の案件を着実に進め、一部案件は既に次フェーズに移行するなど、有望なインフラ等案件の組成に寄与した。実証支援については、大型実証事業では 24 件、小規模実証・FS 事業は 226 件を 2025 年度中に新たに採択した。

(2) 中堅・中小企業の海外展開支援

① 概況

中堅・中小企業の海外展開は、近年ますます重要なテーマとなっている。グローバル化が進む中で、国内市場の縮小や競争の激化に直面する中堅・中小企業は、新たな成長機会を求めて海外市場への進出を模索している。それに向け、高い技術力を有し、海外市場で十分に勝負できる潜在力を有する中堅・中小企業の海外展開を推進するため、貿易・投資相談など各種支援を実施している。

② 取組・成果

(i) 新規輸出 1 万者支援プログラム

「新規輸出 1 万者支援プログラム」は、経済産業省、中小企業庁、JETRO 及び中小機構が一体となり、新たに輸出に挑戦する事業者を支援するためのプログラムである。

2022 年 12 月 16 日に開始した本プログラムでは、登録した事業者に対して、JETRO のコンシェルジュがカウンセリングを行い、事業者の海外展開の目標や準備状況から課題を整理し、中小機構、JETRO 及び各支援機関の支援策を提案し、輸出の実現に向けて一気通貫の支援を実施している。

本プログラムは、2025 年 11 月時点で全国の登録者が 2.6 万者を超え、うち 3,900 者超が輸出実現に至っている。登録事業者全体の 4 割程度を製造業が占め、モノの輸出、特に食品関連の輸出挑戦が中心となっているが、サービス業や小売業も 1 割超の登録があり、海外への店舗出店やサービス輸出に取り組む事例も存在している。

輸出先国・地域別の成約件数では、米国向けの輸出が 2 割を占めている。本プログラムでは、直接輸出に取り組むことが難しい中小企業・小規模事業者に対しては、国内の輸出商社や越境 EC 等を通じた間接輸出による海外展開のアプローチを提案している。例えば、成約件数が最も多い米国に関しては、JETRO が Amazon 社と連携した「JAPAN STORE」を展開するなど、中小企業・小規模事業者にとって市場開拓に挑戦しやすい環境の整備を進めている。

(3) 貿易手続のデジタル化の推進

① 概況

世界貿易額は 2021 年以降、3 年連続で 20 兆ドル超を記録する[214]など、世界経済の成長に大きく寄与している。その中で、貿易手続は未だに紙書類・手作業が残っており、貿易手続のデジタル化は長年にわたる課題となっている。WTO 及び ICC（国際商工会議所）の報告書によれば、2022 年時点で、貿易文書のグローバルベースでのデジタル化率は 1%未満であり、一般的な貿易取引において平均して 36 種類の書類と 240 部のコピーを複数の事業者間で取り交わす必要があると言われている[215]。

また、昨今ではコロナ禍による世界的な国際物流の混乱、ロシアによるウクライナ侵略、中東情勢の悪化などの影響を受けて、輸送貨物の状況確認や従来の物流ルートから代替ル

[214] JETRO（2024）
[215] ICC (2022)

ートへの変更が必要となった際に、貿易データが蓄積されていないために人海戦術で個別に確認したり調査したりする対応が発生した。こうした問題への対応から、アナログな貿易手続がもたらすグローバル・サプライチェーンの脆弱性もこれまで以上に問題視されている。

このような状況下で、貿易手続のデジタル化やサプライチェーンの可視化に寄与する貿易プラットフォーム（以下、貿易 PF）サービスが徐々に立ち上がりつつある一方、貿易に携わる企業の間で貿易 PF の利用は未だ十分には浸透していない。現状の貿易 PF を通じてデジタル化される貿易取引の割合は 0.1%にも満たない状況であり[216]、ユーザーの拡大が喫緊の課題となっている。

② 取組・成果

(i) 貿易手続デジタル化に向けたアクションプランの策定

2023 年 11 月、「貿易プラットフォームの利活用推進に向けた検討会」を立ち上げ、これまでに 5 回の会合を開催した。荷主企業、貿易 PF 提供事業者、国の三者で、貿易手続のデジタル化を目指し、貿易 PF の活用に向けた各者の取組状況や抱えている課題等について継続して議論を行っている。検討会での議論を通じて、企業から挙げられた課題や国に対する要望を踏まえ、関係省庁と連携して「貿易手続デジタル化に向けたアクションプラン[217]」を策定し、2024 年 6 月に発表した。

以降、策定したアクションプランに基づき、未だに紙で扱われている貿易文書・手続のデジタル化や、貿易 PF の導入支援・促進等に取り組んでいる。2025 年 6 月には荷主事業者、物流事業者、貿易プラットフォーム事業者、政府の四者で貿易 PF の利活用を通じた貿易手続デジタル化に向けた取組状況や課題について議論するための「貿易プラットフォームの利活用推進に向けた官民合同検討会」を開催した。

(ii) 貿易プラットフォーム活用による貿易手続デジタル化推進事業費補助金

貿易業務に携わる日本企業の貿易 PF 導入を促進するべく、企業による貿易 PF の実証利用や、自社の社内システムと貿易 PF の接続にかかる費用、並びに貿易 PF 間の連携にかかる費用の補助を行った。

(iii) 国際標準に準拠した貿易データ連携の促進

貿易分野の国際標準を定める国連 CEFACT（貿易円滑化と電子ビジネスのための国連センター）に対して、2023 年度から、日本企業が実務上使用しているデータ項目を国際標準に追加する働きかけを継続して支援し、2024 年度には、インボイスや信用状など、貿易手続で取り交わされる主たる貿易文書を対象に、データ項目の国際標準への追加を要請した。

アクションプランを策定したことによって、関係省庁が連携して貿易手続のデジタル化に取り組む動きが強まり、これまでに紙で取り交わされていた貿易文書のデジタル化が着

---

216 経済産業省「貿易プラットフォームの利活用推進に向けた検討会 中間報告書」、2024 年 3 月、https://www.meti.go.jp/shingikai/external_economy/digital_trade_platform/pdf/20240329_1.pdf。

217 経済産業省「貿易手続デジタル化に向けたアクションプラン」、https://www.meti.go.jp/shingikai/external_economy/digital_trade_platform/20240625_report.html（2024 年 6 月 26 日最終更新）。

実に進みつつある。また、貿易 PF の導入促進の面においても、補助金事業を通じて、貿易 PF の実証利用 10 件、自社の社内システムと貿易 PF の接続 19 件、貿易 PF 間の連携 4 件の支援を行った。

国際標準については、インボイス及び信用状において、日本からのデータ項目の追加要望が反映され、その他の貿易文書についても、2025 年 12 月に追加要望が反映された。

(4) 国際仲裁の活性化

① 概況

国際仲裁とは、国際商取引をめぐる紛争について、一方当事者国の国内裁判所による「裁判」ではなく、当事者が選択に関与できる「仲裁人」と呼ばれる第三者の判断により、紛争解決を図る手続である。国際仲裁には以下のような特徴がある。

（国際仲裁の特徴）

- **迅速な紛争解決**
  一審制で上訴がないので、いつ最終判断が下されるのか予測しやすい。
- **秘密保持**
  原則として、手続は非公開で、企業秘密が保たれる。
- **専門的で公平な判断**
  事案に即してその分野の専門性を有する第三者を仲裁人に選べる。
- **柔軟な手続**
  使用言語を含め、当事者のニーズに対応した効率的な手続を当事者自身が決めることができる。
- **仲裁判断の国際的な効力**
  「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（ニューヨーク条約）等の諸条約により、外国における執行が容易である。

上記の特徴から、国際仲裁は、国際商取引上の紛争解決手法として、グローバルスタンダードとなっており、世界的に利用が進んでいる。他方、現在、我が国内における国際仲裁については、他の国際仲裁の振興に積極的に取り組んでいる国々と比べて利用が進んでいないとの指摘もあり、日本企業の海外進出・対日投資の呼び込み等を推進するためにも、引き続き、我が国における国際仲裁の活性化を行う必要がある。

こうした状況の中、日本における国際仲裁の活性化に向けて必要な基盤整備を図るべく、政府は、2024 年 5 月に関係府省連絡会議において「国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策（令和 6 年指針）」を策定した。本指針では、国際仲裁の認知度及び仲裁機関の国際的評価向上、人材育成等について、関係機関や関係団体と協力・連携しながら国際仲裁の活性化に取り組むことが掲げられている。

② 取組・成果

経済産業省では、本指針を踏まえ、①法務省、日本商事仲裁協会（以下、JCAA）、経済団体等と連携し、業界団体向けの啓発・広報ウェビナーの継続・強化、②政府や関係団体等が作成するモデル契約書への仲裁条項明記に向けた働きかけ、③JCAA の認知度向上等、中小企業を含む我が国企業の仲裁活用の促進に向けた取組を実施している。

また、本指針に基づく施策の一環として、法務省、日本仲裁人協会（JAA）、JCAA、日本弁護士連合会と連携して、2025 年 11 月 25 日～29 日までの間、「日本国際仲裁ウィーク（Japan International Arbitration Week）」を開催した。世界各国から多数の仲裁実務家及び企業関係者等の参加があり、同期間中には、仲裁・調停を利用することによるメリットや、日本における仲裁の強みについてのパネルディスカッション、国内ユーザー向けのセッション等が行われた。

引き続き、法務省を始めとする関係府省や関係団体、経済団体、さらには JETRO や中小機構等とも連携して、日本における国際仲裁の活性化に向けた取組を推進していく。

2. 通商金融

(1) 貿易保険を通じた貢献

① 概要

貿易保険は、日本企業の対外取引（輸出、投資、融資等）に関して、通常の保険によって救済することができないリスクを、国の信用力や交渉力に基づき長期間にわたり収支相償を前提にカバーする保険である。貿易保険では、「非常危険」（戦争、内乱、外貨送金停止等の相手国政府のリスク）と「信用危険」（プロジェクトの破綻等の相手企業のリスク）を引き受ける。貿易保険業務については、各国とも国の事業として実施・強化しており、我が国においては、貿易保険法に基づく特殊会社として、株式会社日本貿易保険（NEXI）が保険業務を実施している。

② 2024 年度の引受状況

ロシアによるウクライナ侵略の長期化、緊迫する中東情勢、新興国・途上国の債務問題の深刻化等の地政学リスクの高まりも受け、2024 年度の NEXI の保険引受実績（フローベース）は、約 7.6 兆円となった。また、2024 年度末の保険責任残高（ストックベース）は約 15.5 兆円となり、引受実績・責任残高ともに 2017 年の株式会社化以降、3 番目となった[218]。

③ 貿易保険の機能強化

NEXI では、「インフラシステム海外展開戦略」等の政府方針等を踏まえ、新たな保険商品の提供や機能強化を積極的に実施している。2020 年 12 月には、カーボンニュートラルやデジタル分野等における産業競争力向上、価値共創パートナーとの国際連携、社会課題解決や SDGs 達成への貢献等の重点分野について、積極的な案件形成を支援するため、「LEAD（Leading Technologies & Businesses, Environment & Energy, Alliance, Development）イニシアティブ」を創設した。LEAD イニシアティブの対象となる案件は既に複数組成されており、2025 年度の引受実績としては、サウジアラビア王国及びケニア共和国の政府向け融資を対象とした海外事業資金貸付保険の引受が挙げられる。これらの案件は、サウジアラビアにおける水・電力分野への貢献、ケニアにおける自動車産業の育成や電力ロスの低減等に資するものであり、政府向け融資を通じてグローバルサウス諸国

[218] 株式会社日本貿易保険「日本貿易保険年次報告書 2024」、https://www.nexi.go.jp/corporate/booklet/pdf/annual2024-j.pdf（2026 年 3 月 16 日閲覧）。

との連携強化を図る取組である。また、このほか、ウズベキスタンにおける太陽光発電・蓄電池併設プロジェクトや、バングラデシュ企業向け融資に対する保険引受も、同年度の実績として挙げられる。

④ 中堅・中小企業への支援強化

NEXI は、2005 年に中小企業支援の取組として、通常商品と比較して低廉な保険料で利用可能な「中小企業輸出代金保険（現在の「中小企業・農林水産業輸出代金保険」）」を創設した。

その後、2011 年には、貿易保険の普及と利用促進のため、中小企業を顧客とする全国の地方銀行・信用銀行との間で、「中堅・中小企業海外展開支援ネットワーク」を開始した。提携金融機関からの紹介により中小企業・農林水産業輸出代金保険を利用した場合、保険料が 10%割引になる優遇措置を開始した（2024 年 10 月時点で、全国の提携機関数は 112 機関）。また、2022 年には、海外展開に取り組む中小企業への支援強化のため、中小機構、日本政策金融公庫との協力により「海外ビジネス支援パッケージ」を構築した。関係機関との連携・分担により、中堅・中小企業の課題やニーズの把握から海外ビジネスマッチング支援や金融支援まで、一体となって支援することが可能となった（2024 年には JETRO も参画）。

さらに NEXI は、2024 年 9 月に産業競争力強化法改正で新たに「中堅企業者」が定義され、また、2025 年 2 月に「中堅企業成長ビジョン」が発表されたことを受け、2025 年 4 月、中堅企業向けの支援強化として新たに「貿易保険中堅企業支援パッケージ（U2000）」の提供を開始した。これにより、「中小企業・農林水産業輸出代金保険」の中堅企業への適用拡大、バイヤー格付取得に係る費用の無料措置の提供を行い、中堅企業向けの支援にも積極的に取り組んでいる。なお、2025 年度に、福井県の中堅企業が中華人民共和国向けに行う樹脂製品の輸出に「中小企業・農林水産業輸出代金保険」を利用する、第一号案件の引受も行った。

(2) 日米政府の戦略的投資イニシアティブの着実な履行

上述の戦略的イニシアティブの着実な履行に向け、民間金融機関の融資のリスクをカバーする NEXI の財政基盤の強化を行うべく、令和 7 年度補正予算で NEXI に 1,000 億円の出資を行うとともに、令和 8 年度当初予算案において NEXI に対する 1.78 兆円の交付国債の措置が盛り込まれた。また、この交付国債の措置を始めとする改正事項を含む「経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案」を 2026 年 3 月 6 日に閣議決定した。

3. 技術・人材協力

(1) はじめに

我が国では、技術・人材協力政策として、1950 年以来、発展途上国の技術水準の向上と我が国企業の海外展開促進に資する環境整備のため、発展途上国へ我が国の技術や技能、知識を移転する技術協力や、社会・経済の開発の担い手となる人材の育成を支援する人材協力を行ってきた。その技術・人材協力政策は、世界における我が国の相対的な地位の変

化や、グローバル化といった外部環境の変化等にしたがって浮かび上がる課題に対応すべく、その内実を変化させてきた。

本項では、我が国を取り巻く環境の変化とそれに伴う課題、その対応策としての技術・人材協力政策、そして高度外国人材獲得政策について見ていく。

⑵ 概観

戦後日本の技術・人材協力の歴史は、1950 年代に遡る。日本が高度経済成長を遂げていく中で、政府開発援助（ODA）による技術協力プロジェクトを進める一方、通商産業省（現：経済産業省）では日本企業の現地進出を後押しするため、企業による現地の人材育成を支援した。具体的な支援対象は、現地工場のライン長クラスなど工場運営に必要な現地人材を日本に招いての基礎知識の研修等の実施や、日本人専門家を現地工場に派遣する技術指導である。

こうした日本企業の海外進出が加速したのは 1980 年代後半である。1980 年代前半に輸出を中心に大きく伸びた製造業は、プラザ合意に端を発する大幅な円高を契機に、海外における現地生産に積極的に乗り出すようになった。近年では、少子高齢化や人口減少、それによる国内市場の伸びの頭打ちが意識される一方、アジアを始めとするグローバルサウス諸国市場の伸長を背景に、海外市場に活路を見出す日本企業が増加してきた。こうした企業の海外進出に際して、現地拠点の整備や現地の法規制への対応が日本企業にとっての障壁となることがある。

また、近年では、国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等を背景に、企業においてもサプライチェーン上の特定の国に過度に依存するリスクについての意識が高まっており、経済安全保障の観点からも政府による支援が求められている。

⑶ 目標と現状・課題

上述の状況を踏まえると、我が国としては、海外市場の獲得を通じてその成長の活力を取り込みつつ、経済安全保障の確保を目指してサプライチェーンを強靱化させていく取組が求められる。

グローバルサウス諸国を始めとする海外市場の獲得に向けては、日本企業の海外進出や輸出を支援していく必要がある。特に、企業の海外進出については大きく、海外に拠点を設置するフェーズと、その拠点でビジネスを継続するフェーズに分けられるが、両フェーズに共通する課題として、現地におけるパートナー探しや現地事業を担う人材の不足のほか、企業にとってビジネス上の障壁となる現地の法規制が挙げられる。

輸出拡大に際して日本企業が抱える課題としては、言語や文化の壁等が要因となって輸出先市場において円滑に営業や交渉、マーケティングが出来ていないことや、市場に関する情報や現地の商慣行等に関する情報の不足等が挙げられる。

サプライチェーンの強靱化に向けては、拠点・取引先の確保やそれらの切り替えに係るコストの克服等が課題として立ちはだかるため、企業の新たな拠点の設置・取引先の開拓に向けた取組を後押しする必要がある。

(4) 我が国の取組

このように、海外市場の獲得とサプライチェーンの強靱化の実現の前には様々な困難が存在している。経済産業省は、長期的に相手国に裨益する協力関係を築きながら、現地での持続可能なビジネス環境を整備するため、技術・人材協力の観点からもそうした困難に対処しようとしている。

① 現地事業を担う人材育成の支援

海外に拠点を設置する際、そして拠点を運営していく際に企業が直面する課題である、現地における人材育成については、研修・専門家派遣・寄附講座開設事業を通じて支援を行っている。主に現地拠点を運営する人材の育成を目的に、現地の日系民間企業等の技術者や管理者に対して研修を実施するほか、現地の大学への寄附講座の開設を支援する。具体的には、まず、現地で管理監督、指導的な職務にある外国人材を日本に受入れ、日本の企業文化等の座学研修や企業での実務研修を実施する受入れ研修がある。また、日本法人の指導的立場にある者を専門家として現地に派遣し、OJT（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）による技術指導を実施する専門家派遣がある。そして、グローバルサウス諸国の大学等の在学生、若しくは日本の大学等に在籍するグローバルサウス諸国からの留学生を対象に、企業の事業活動や産業の発展の要となる技術分野に関する、寄附講座の開設支援を行っている。2025 年度までに累計 247,146 人に対して受入れ研修を行い、5,860 人の専門家を派遣し、また寄附講座[219]では 5,100 人を集めた（第 3-1-3-1 図）、（第 3-1-3-2 図）、（第 3-1-3-3 図）。2025 年度は、新たに 1,387 人に研修を行い、30 名を派遣、また 2,453 人を対象に講座を開設した。近年では、本事業を活用して、ベトナムの半導体産業発展政策に合致した人材の創出と日越間の産業連携強化を図るため、現地人材を日本に招聘し、製造現場における装置操作、歩留り改善、品質・安全管理、日本式改善手法を体系的に学ばせる研修を実施し、半導体製造の量産現場に必要な人材を育成している。

また、日本の地方の中小企業における外国人エンジニア人材の獲得を支援すべく、インド現地の複数の工科大学で、設計・解析、IoT・組み込み技術、AI 等について基礎から応用まで体系的に学ぶ実践的な講座の開設を支援し、43 名の受講学生が日本企業への採用の計画につながっている。

[219] 現在の形を取る寄附講座は 2020 年度より開始。

第 3-1-3-1 図 地域別　研修・寄附講座　指導対象者数

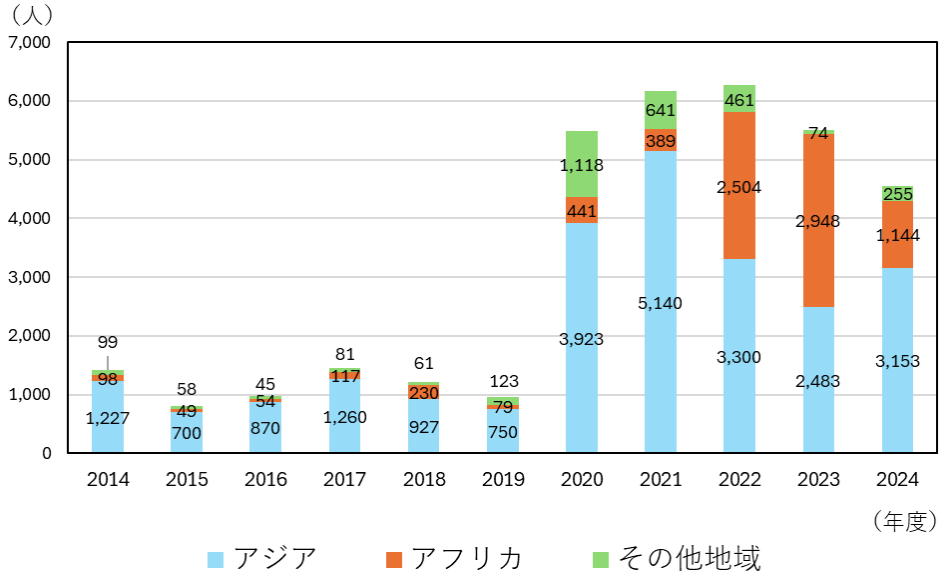

備考：2020 年度よりオンラインでの研修を開始。また、本グラフにおける「その他地域」には、中南米・中東・大洋州地域が含まれる。なお、地域と国の対応は外務省分類に準拠する。以下のグラフにおける地域と国の対応も同様。
資料：一般財団法人 海外産業人材育成協会（AOTS）から引用作成。

第 3-1-3-2 図 地域別　専門家派遣人数

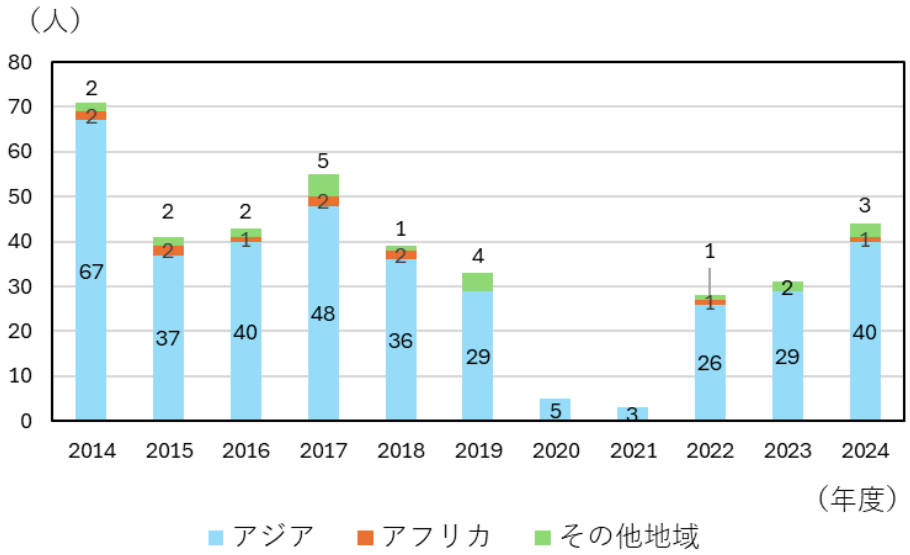

資料：AOTS から引用作成。

第 3-1-3-3 図 地域別 研修･専門家派遣･寄附講座 件数割合

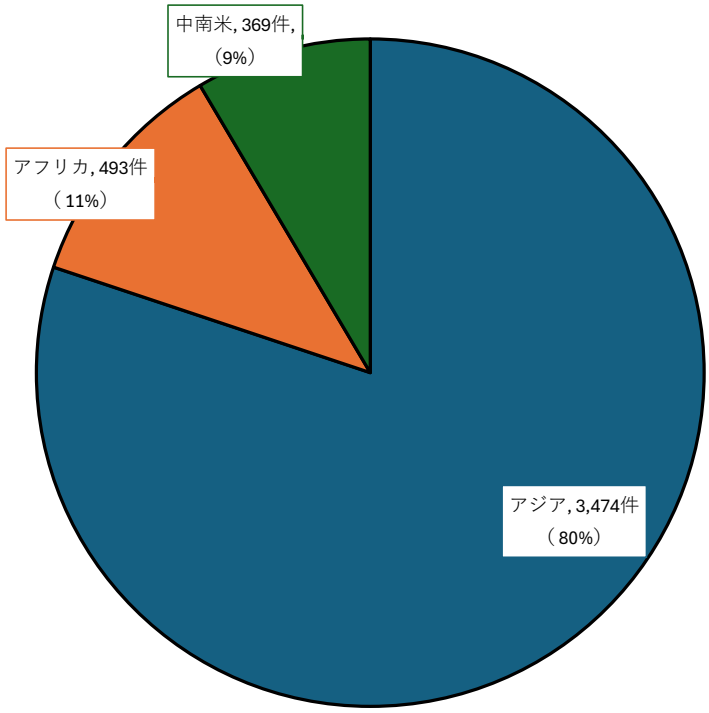

資料：AOTS から引用作成。

② 障壁となる現地の法規制の改善

企業が現地でビジネスを実施していく際の障壁となり得る、規制や基準・規格の未整備に対しては、制度・事業環境整備事業を用意している。この事業では、主にグローバルサウス諸国の政府・経済界の有力者を対象に、日本の製品の技術力や法制度の考え方について、専門家が指導や啓発を行うことで、日本企業の参入障壁となっている現地の制度改正や参入を促進する資格制度の導入などにつなげることを目的としている。2025 年度は、28 件を実施した。例えば、マレーシアでは、我が国メーカーに優位性のある小型貫流ボイラーの普及に向け、製品に即した形での現地法令等の規制緩和を目指して現地政府関係者に対して研修を行った（第 3-1-3-4 図）。

第 3-1-3-4 図 制度・整備事業地域別案件数（2025 年度）

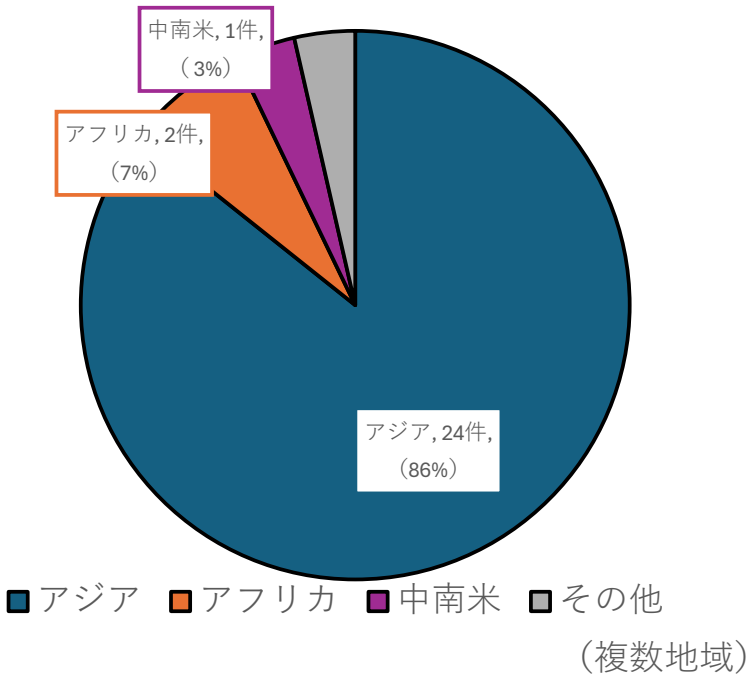

資料：AOTS から引用作成。

③ 国際競争力強化に向けた高度外国人材の受入れ・定着支援

日本企業の国際競争力の強化のためには、現地事情に精通し、言語力や日本人と異なるバックグラウンドをいかして営業や交渉、マーケティング等を担う高度外国人材活躍が有効である。また、高度外国人材の有するスキルを活用したイノベーションの創出や組織の活性化を通じた企業成長への効果等も期待されている。

経済産業省では、高度外国人材活躍に向けた事業を実施している（第 3-1-3-5 図）。2025 年度は、企業における高度外国人材の活躍環境整備の後押しや、海外展開等に取り組む体制の強化を目指し、国際化促進インターンシップ事業を行い、中堅・中小企業に対して、101 名のグローバルサウス諸国の大学の学生等を受け入れた。また、グローバルサウス諸国の中でも特に IT・AI 人材の掘り起こしや、日本企業における当該人材の雇用ルートの多角化を目指し、高度外国人材受入れ拡大に向けたインターンシップ・ジョブフェア等調査事業を実施した。IT・AI 分野を学ぶ学生等を対象にコーディング・コンテストを開催し、コンテストを通過した 50 名を 31 社の日本企業へインターンとして受け入れた。併せて、日本企業の海外直接採用を後押しするために、モンゴル及びインドネシア現地にて海外大学交流会とジョブフェアを開催し、延べ 40 社の日本企業が出展、約 1,550 名の学生等を集めた。

日本貿易振興機構（JETRO）を通じた高度外国人材活躍支援の一環として、高度外国人材活躍プラットフォームを設置し、関係省庁連携の下、高度外国人材の採用・活躍のため、

ポータルサイトを通じて企業及び高度外国人材双方に向けた各種情報を発信している。また、高度外国人材に関心を持つ企業約 380 社に対して、専任コーディネーターによる伴走型支援を提供し、高度外国人材の採用から定着までを一貫して支援した。

日本企業が高度外国人材を海外から直接採用するため、JETRO 海外事務所を通じて、海外大学との連携を実施し、ベトナム、インド、インドネシア等 5 か国約 10 の海外大学等を日本企業に紹介するセミナーや、海外大学でのジョブフェアを開催した。加えて、インド、南西アジア地域の 96 大学情報をまとめた海外大学ディレクトリーを公表した。さらに、ディレクトリーに掲載された大学と日本企業との交流・関係強化を促進するため、コネクションデスクを設置し、当該大学との連携について企業等に対して約 30 件の支援を行った。

また、現在、高度外国人材の多くが、当初は留学生として来日しており、高度外国人材の国内就業の主要なルートとなっている。地域の実情に応じて、外国人留学生の地元企業への定着・地域企業への高度外国人材採用・定着等を支援するため、全国 6 地域にある、JETRO、経済団体、大学、地方公共団体等による「高度外国人材活躍地域コンソーシアム」を組織し、産学官連携による留学生とのセミナー・交流会を実施した。

他方で、高度外国人材の採用・定着においては、日本語スキルが課題となることが多い。日本企業は一律に高い日本語スキルを求める傾向にある一方で、実務で必要となる日本語は業種・職種により異なる。このため、本来は業務に即した日本語能力があれば足りる場合であっても、高度外国人に対して高い水準の日本語能力が求められることがあり、これが高度外国人材活躍の阻害要因になっている。そこで、日本語教育の専門家と業界団体・企業が一体となり、業務実態に即した日本語教育プログラムを作成するモデル事業を実施する。本事業を通じて、企業における高度外国人材への日本語教育への投資を促進し、受入れ環境を整備していく。

第 3-1-3-5 図 国際化促進インターンシップ　地域別インターン受入れ人数

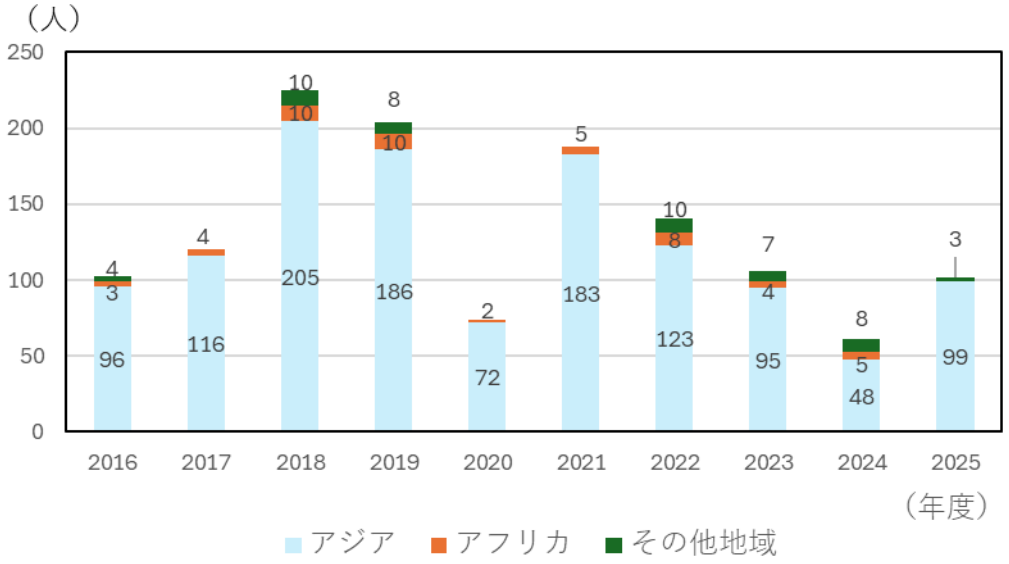

備考：本グラフにおける「その他地域」には中東・中南米・欧州地域が含まれる。
資料：株式会社パソナ、フォースバレー・コンシェルジュ株式会社から引用作成。

④ 海外市場獲得に向けたその他政策

経済産業省では、炭素中立への対応や、グローバルサウス諸国に展開する際のマッチング等への支援を行っている。

アジア等ゼロエミッション化人材育成等事業では、アジアにおいて、日系企業の現地工場での省エネ化による CO_2 削減を実現すべく、国内工場への受入れ研修や現地工場への専門家派遣に伴う人材育成に係る費用を補助するほか、アジアにおける脱炭素化に向けた現地セミナー開催や現地企業の経営層の招聘を通して、日本の炭素中立技術の普及を支援している。

社会課題解決型国際共同開発事業では、アフリカ諸国や南西アジア等において、現地の企業・大学・NGO 等のパートナーと共同で、社会課題の解決につながる製品・サービスの開発や実証等に取り組む際の経費の一部補助を行うほか、現地調査支援や、現地ネットワーク確立支援等の伴走支援を実施してきた。なお本事業は、令和 7 年度で終了している。

また、UNIDO を通じて、日本企業のアフリカ進出支援を目的とした現地アドバイザーの配置や、グローバルサウス諸国の投資誘致担当官の招聘を通じた、セミナー・商談会開催によるマッチング・ネットワーキングの促進、さらにグローバルサウス諸国の持続的な産業開発に資する日本企業の優れた技術のプロモーションやビジネスマッチングを行う「サステナブル技術普及プラットフォーム（STePP）」の運営を通して、日本企業の海外への投資や技術移転を促進している。そして、さらなる支援として、「日本アフリカ協働ビジネス促進に向けたキャパシティビルディング事業」を展開する。この事業では日本とアフリカ企業のビジネスパートナーを見つけるためのビジネスマッチングを開催し、マッチングが成立したアフリカ企業の人材育成を通じて、日本とアフリカ企業の協業、その先の事業化を推進していく。

コラム 1　スズキ株式会社のインドにおける投資戦略

現在もっとも成長著しい国はインドである。インドは 2026 年に名目 GDP で米国、中国、ドイツに次ぐ世界第 4 位となる見通しであり[220]、人口は既に世界第 1 位であると推計されている[221]。加えて 2060 年代まで人口増加が予想されている巨大な国内市場を有している[221]。スズキ株式会社（以下「スズキ」）はインドに早くから進出し、乗用車の国内販売台数で 40%を越えるシェアを獲得[222]するとともに、近年では自動車のみならずバイオガスの生産・供給事業にも踏み出している。

ではなぜ、スズキはインド市場を獲得することができたのか。本コラムでは、スズキがインドに進出した経緯を振り返るとともに、新たな事業への投資判断について洞察を得ることで、新興国市場を獲得するうえでの重要な視点を探る。

スズキは、1920 年に織機メーカーとして設立された日本を代表する自動車メーカーであり、国内のみならず、東南アジア、南西アジア地域を中心に 54 社の海外連結子会社を有している。特筆すべくは連結売上高に占めるインドシェアの大きさであり、全体の約 42%、日本円にして 2 兆 4,476 億円がインドにおける売り上げとなっている[223]。2025 年のインド国内乗用車販売台数は約 448 万台であるが、そのうち実に約 40%のシェアをスズキの子会社であるマルチ・スズキ・インディアが占めている[222]。

スズキのインド進出は、当時のインド経済自由化への流れと密接に関連している。当時のインド経済動向をアジア経済研究所「アジア動向年報 1980-1989 インド編」（2025）から、スズキのインド進出経緯を「俺は、中小企業のおやじ」（2009）から引用し概説する。

1970 年代に輸入代替工業化により自己完結的な国民経済を形成していたインドは、硬直的な許認可システムのもとで、工業部門が高コスト・低品質の停滞状況に陥り、成長率が鈍化していた。また、1979 年には第二次石油危機や大干ばつ等の影響による経済危機にも直面した。こうした危機を乗り切るために、インド政府は IMF から融資を受ける選択をしたが、その条件として自由化が求められていた。その後、1982 年には外為規制法（FERA）の運用を緩和し、厳しく規制されていたインド市場への外資の参入を部分的にではあるが認めた。

さらに、当時国民車構想を打ち立てていたインドは、国営自動車会社のマルチ・ウドヨグに対して、世界の自動車メーカーとの技術面・財政面での協力を呼びかけていた。同時に、当時、スズキの社長を務めていた鈴木修氏は「どんな小さな市場でもいいからナンバー1 になりたい」という気持ちから海外進出を検討していた。1982 年 1 月末、スズキ海外生産部長が、インドの週刊経済誌を通じてインド国民車構想を知ったことを契機に、インドに対するアプローチを開始。同年 3 月には、インド政府調査団と鈴木修氏との面談が実

[220]IMF, *World Economic Outlook Databases*, 2025/10/14, https://www.imf.org/en/publications/weo/issues/2025/10/14/world-economic-outlook-october-2025 (Accessed 16 February 2026).

[221]国連, *World Population Prospects 2024*, https://population.un.org/wpp/ (Accessed 16 February 2026).

[222]インド自動車販売店協会連合（FADA）, *FADA releases CY 2025 and December 2025 Vehicle Retail Data*, https://fada.in/press-release-list.php (Accessed 16 February 2026).

[223]スズキ株式会社、*会社案内 2025-2026*、https://www.suzuki.co.jp/corporate/outline/pdf/about.pdf（2026 年 2 月 27 日閲覧）。

現した。インド政府調査団は、鈴木修氏自らが終始真剣に対応したことに好感を抱き、鈴木修氏が次の出張から帰国するまで日本での滞在予定を伸ばしたという。こうして、同年10 月にスズキはインド政府とマルチ・ウドヨグへの出資に関する合弁契約を締結した。

マルチ・ウドヨグは、1983 年に生産第一号車となる「マルチ 800」を発売。1988 年度にはインドにおける自動車の年間生産台数 10 万台を突破している[224]。性能がよく安価であった同車の成功は、スズキのインド進出の基盤を築くこととなった。

マルチ 800 成功の背景には、第一に、1982 年当時のインドは世界銀行の所得水準別分類において低所得国[225]であったが、同時に都市部を中心に中間層が拡大し始めた時期でもあったこと[226]、第二に、当時の自動車市場は外資規制により他国競合企業の参入が無く、インド国内企業の寡占市場であったため、自動車は贅沢品で大衆向けには開かれていなかった[227]ことが要因としてあげられる。このような環境下でインド政府の国民車構想に協力する形で、小型・低価格という製品特長をもつマルチ 800 の市場への参入が、政府による制度的後押しを得ながら[228]、富裕層のみならず、都市部の中間層という新たな需要を掘り起こすことにつながった。

コラム第 1-1 図「マルチ 800」生産開始記念式典

資料：スズキ株式会社より提供。

[224]スズキ株式会社、*スズキ 100 年史 1920－2020*、https://www.suzuki.co.jp/suzuki_100_Years/pdf/web/viewer.html?file=/suzuki_100_Years/pdf/suzuki_100_Years.pdf（2026 年 2 月 24 日閲覧）。

[225]世界銀行, *World Development Indicators*, https://databank.worldbank.org/source/world-development-indicators.

[226]INDIA TODAY, 'India's middle class represents the emergence of a major political and economic force', 1985/12/31, https://www.indiatoday.in/magazine/cover-story/story/19851231-indias-middle-class-represents-the-emergence-of-a-major-political-and-economic-force-802280-2014-01-28 (Accessed 20 February 2026).

[227]THE ECONOMIC TIMES, 'Happy Birthday Maruti 800: The small car that started an automotive revolution in India', 2023/12/14, https://economictimes.indiatimes.com/industry/auto/cars-uvs/maruti-800-the-small-car-that-started-an-automotive-revolution-in-india/articleshow/105980502.cms (Accessed 20 February 2026).

[228]World Bank (1987)では、「マルチが製造コストの削減を最終的な車両価格に反映させ、大きな市場を開拓できるように、政府は部品輸入関税を大幅に引き下げた」と言及している。

2002 年にはマルチ・ウドヨグをスズキが子会社化し、2007 年にはインド政府が同社の株式を全て売却したため、完全な民間企業となった。さらに同年、社名を「マルチ・ウドヨグ」から「マルチ・スズキ・インディア」に改めた。

マルチ・スズキ・インディアは、2030 年のインド四輪車市場は 600 万台規模に拡大すると予想しており、そのうちのシェア 50%となる 300 万台の販売目標を掲げている。さらに、100 万台規模までの拡大が期待される、インドから主にアフリカを中心とした地域への輸出需要に応じるべく、年 400 万台の生産能力を有することを目標としている[229]。このようなインド洋諸国とアフリカの連結性を強化するスズキの取組は、2025 年 8 月に開催された「インド洋・アフリカ経済圏フォーラム」にて同地域の更なる発展に資するものとして当時の石破総理より紹介されている[230]。

こうした四輪車事業の更なる展開に加え、近年、スズキはインドにおいて酪農組合と共に圧縮天然ガス（CNG）車で使用する燃料用バイオガスの製造供給事業に取り組んでいる。スズキはカーボンニュートラル達成に向けた取組として、EV、ハイブリッド車、CNG 車、バイオ燃料車などを、それぞれの地域・市場のインフラやエネルギー事情などを考慮して複数の選択肢でアプローチする「マルチパスウェイ」戦略を進めているが、同事業はインドにおいてスズキが提案する「マルチパスウェイ」である。

バイオガス事業がインドにもたらすメリットは枚挙にいとまがない。インドは全人口の 65%に当たる約 9 億人が農村部に居住しており、飼育する牛（水牛含む）は 3 億頭に上る[231][232]。この牛糞をバイオガスの原料として売却できれば農村部の所得向上につながる。加えて、バイオガス精製後の残渣は有機肥料として利用できるため、農業の生産性向上も期待できる。このような、人口の大半を占める農村部の生活に裨益する事業は政権の関心も高い。

また、牛糞から発生するメタンを回収し燃料として燃焼させることで、CO2 の約 28 倍の温室効果を持つ[233]メタンの大気中への排出を防ぎ、より温室効果の低い CO2 へと転換することができる。加えて、植物が CO2 を吸収し、その植物を牛が食べ、牛糞から精製したバイオガスを燃料として自動車が走り、排出された CO2 が再び植物に吸収されるという炭素循環を活用するこの取組は、ガソリンや天然ガスといった化石燃料を使用しないため、インド政府が掲げる 2070 年までにカーボンニュートラル達成という目標に貢献する。

さらに、モディ首相は、インド独立 100 周年を迎える 2047 年までにエネルギー自立国となることを目指しているため[234]、輸入天然ガスが自国生産したバイオガスに置き換わる

---

[229]スズキ株式会社、*インド市場の現状とスズキの展望* Japan Mobility Conference 2023、2023 年 10 月 24 日、https://www.suzuki.co.jp/ir/library/forinvestor/pdf/jmc2023_s.pdf（2026 年 2 月 24 日閲覧）。

[230]首相官邸、*インド洋・アフリカ経済圏フォーラムにおける石破内閣総理大臣挨拶*、令和 7 年 8 月 20 日、https://www.kantei.go.jp/jp/103/statement/2025/0820aisatu.html（2026 年 2 月 27 日閲覧）。

[231]世界銀行, Rural population - India, https://data.worldbank.org/indicator/SP.RUR.TOTL?locations=IN (Accessed 16 February 2026).

[232]国連食糧農業機関, *FAOSTAT*, https://www.fao.org/faostat/en/ (Accessed 16 February 2026).

[233]環境省、*算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧*、https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/files/calc/itiran_2023_rev4.pdf（2026 年 2 月 24 日閲覧）。

[234]THE ECONOMIC TIMES, 'Modi sets 2047 target for becoming 'energy independent'', 2021/08/15, https://timesofindia.indiatimes.com/modi-sets-2047-target-for-becoming-energy-independent/articleshow/85342625.cms (Accessed 27 February 2026).

ことでエネルギー自給率向上にも資する。財政面のメリットも大きく、米国シンクタンク、エネルギー経済金融分析研究所（IEEFA）のレポートによれば、インドは 2030 年までに天然ガス消費の 20%をバイオガスとバイオメタンに段階的に置き換えることで、2025 年度から 2030 年度の間に液化天然ガスの輸入費用を 290 億ドル削減できると試算している。

スズキは既に、2025 年 12 月及び 2026 年 1 月、インド・グジャラート州において二箇所のバイオガス・プラントを開所した。これらは、スズキのインド子会社 Suzuki R&D Center India Private Limited（SRDI）が、アジア最大級の乳業組合 Banas Dairy、全国酪農開発機構（NDDB）と共に立ち上げたものである。各プラントは 1 日当たり最大約 100 トンの牛糞を取扱い、約 1.5 トンのバイオガスを生産する。これは CNG 車約 850 台が 1 日に走行するために必要な燃料の量に相当する量であるとスズキは述べる。各プラントにはバイオガス充填スタンドを併設し、インドでマルチ・スズキ・インディアが 7 割以上のシェアを有する CNG 車の燃料として販売する。

スズキのバイオガス事業本部長を兼任するマルチ・スズキ・インディア取締役の豊福健一朗氏は「インドにおけるバイオガス事業の取組は、貿易赤字をかかえる他の農業国の課題解決にも転用することができる」と説明する。スズキは、このような酪農廃棄物の資源化によるカーボンニュートラル燃料の普及を通じて、農村地域の活性化や新たな雇用の創出、循環型社会の形成、エネルギー自給率の向上に貢献していくことを目指している。

利益だけではなく、相手国政府が求めるものを推察し、地域の住人のニーズを適切に捉え、投資先地域の社会課題解決に役立つ「質の高い」投資を行う。スズキがコーポレートスローガンとして掲げる「By Your Side」の理念に基づく、「常にお客様の側に立って発想する」という投資姿勢が、インド国内にスズキが広く受け入れられる礎となっている。

コラム第 1-2 図 BANAS SUZUKI BIOGAS PLANT

資料：スズキ株式会社より提供。

コラム 2　住友不動産のインド不動産市場進出と日印協力

1949 年に設立された住友不動産株式会社は、土地をメーカーとして創り出し、開発からリーシング・管理まで自社で一貫して手がけるなど、不動産を長期保有し価値を最大化していくストック型ビジネスを根幹としてきた。同社が、経済成長著しく注目度の高いインドの不動産市場に進出するに当たり、国内と同様のスタンスで挑んでいる事例を紹介する。

コラム第 2-1 図 インドのプロジェクト概要

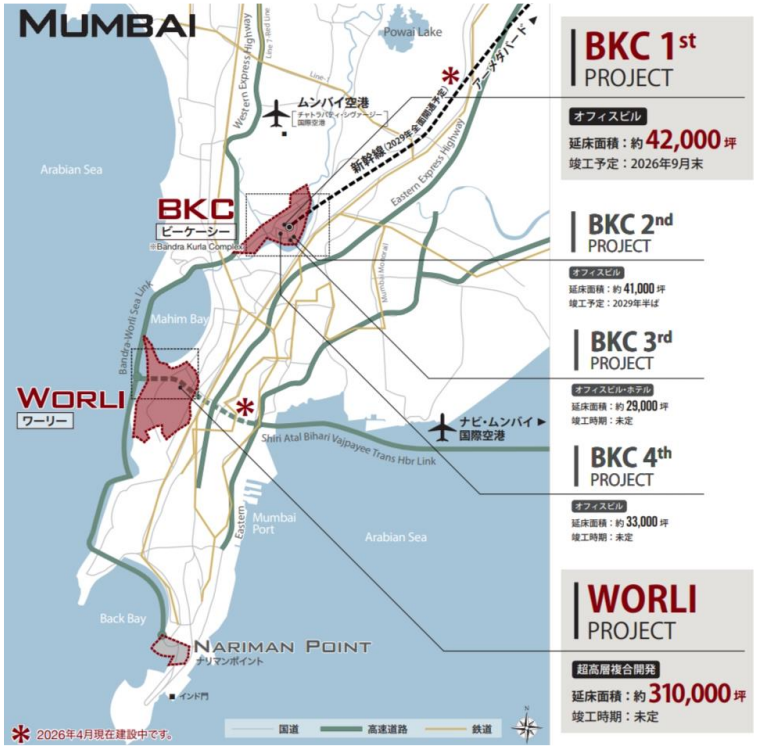

資料：住友不動産株式会社より提供。

一口に「国内と同様に取り組む」といっても、初めて進出する外資企業にとっての事業環境には様々なハードルがある。例えば、土地の取得一つについても、インドでは外資企業による取得自体を禁止してはいないものの、法的な課題（真の所有者の特定や可視化が難しい占有権の排除等）に始まり、未知の環境で未踏のものを作りあげる為の経済的課題（適正土地代はいくらか、竣工迄のスケジュールはどのくらいかかるのか、想定建物ボリュームが実現できるのか等）をクリアしないと開発の一歩目すら踏み出せない。それが、許認可、建築、テナントリーシング、運営管理とフェーズごとに訪れる訳であり、「全て一貫して自社で行いたい」と思えば実現できない訳ではないが、そのハードルを乗り越えた場合の果実として、望む立地において割安な原価で資産を手にすることが出来る。その点で、他の日系デベロッパーが、土地を取得済みである現地パートナーとの JV や資本拠出により事業に参画する事業モデルと根本が異なっており、同社は日本で培った経験を背景に、単独での一貫開発物件として今年第一号物件（オフィスビル）の竣工を迎える。

コラム第 2-2 図 BKC 1 号物件

資料：住友不動産株式会社より提供。

同社が注力しているムンバイは、中央銀行を初めとした金融機関やグローバル企業の本社等が集積した経済中心であり賃料水準は東京の一等地とほぼ同じであると共に、前述の通り、ハードルを無事に越えた後に得られる割安な原価と相まって、東京における投資リターン以上が期待できるという。また、経済全体の発展に加えて、高速道路やメトロ・新幹線といった公共インフラ投資が限られた半島型の地形に集中的に行われていることも含めて、同社の長期的な資産価値を目指すスタンスと親和性が高い。

建築・工事フェーズでも、厳しい暑さや雨季に晒されながら工期を遵守していくことに加えて、現地で定着していないグローバル水準の高規格オフィスを実現していく為には、同社の力だけでなく、日本トップの設計会社及び建設会社のノウハウを基に現地の大手建設会社と協業する必要がある。これには、同社及び投資先国の経験値として蓄積されるという利点がある。

また、同社の長期保有型ビジョンは、都市開発の枠内だけに止まらず、自ら日印の架け橋となって、日本企業のインド進出や日本文化の認知を促進していくことも志向している。例えば、第一号物件内には、これからムンバイに進出しようとしている日本企業等の為のシェアオフィスを設け、進出ステージに応じた小さな区画への対応や和食を含む飲食機能の提供、更には住宅や車の手配等も含めて、「企業が進出しやすい環境」を提供している。加えて、取得済土地の暫定利用として、自ら大規模な「日印文化交流イベント」を

複数回企画・実施しており、歌や踊りを通した文化交流や、展示ブースでの日系企業の認知促進など、現地に根を張った取り組みを様々なレベルで実践している。
以上のビジョンや取り組みは、広くムンバイビジネスの活性化やインド経済の発展につながるものとして、現地の業界や行政からも歓迎されている。

コラム第 2-3 図 ワーリー地区 日印交流祭り

資料：住友不動産株式会社より提供。

コラム 3　新興国市場の獲得　～ベトナムを軸とする双日の工業団地事業と日系企業の競争力強化～

双日株式会社は、日商岩井株式会社及びニチメン株式会社を源流とし、160 年以上にわたり世界各国の発展をビジネスの側面から支えてきた総合商社である。現在、国内外約 500 社の連結対象会社とともに、グローバルに多角的な事業を展開している[235]。こうした幅広い事業基盤と各分野の知見を活用し、双日は新興国市場における産業基盤の整備と日系企業の海外進出支援にも取り組んでいる。

このうち海外工業団地事業については 1996 年にベトナム最大の商業都市ホーチミン市に隣接するドンナイ市（これまでドンナイ省であったが、2026 年 4 月 24 日に直轄中央都市へ格上げ）で初のロテコ工業団地を開発して以来、インドネシア等の ASEAN 諸国を中心に 4 カ国・12 拠点で事業を展開してきた[236]。工業団地事業は単なる用地供給ではなく、インフラ整備、進出支援、操業支援を通じて、日本企業の新興国市場への参入を下支えする重要な事業となっている。

本事業では、長年友好関係を維持するベトナムに特に注力している。ベトナム南部ドンナイ市においては、1996 年のロテコ工業団地、2011 年のロンドウック工業団地に続き、現在は 3 つ目となるロンドウック 3 工業団地（LD3）の開発を進めており、第一フェーズは 2027 年 2 月の竣工・引渡しを目指している。開発を点から線、線から面に拡大し、既存工業団地との連携や産業集積の広がりを通じて面的な競争力を高めることに加え、近隣で 2026 年内の商業運用開始が目標とされるロンタイン新国際空港による物流網改善との相乗効果も狙っている。ロテコは組立を行う労働集約型企業が中心であったが、ロンドウックは当時の日本企業の海外進出の流れを受け、多様な製造業が主流となった。さらに、新しい LD3 は高付加価値産業が主要なターゲットであることに加え、食品・消費財等、人口が 1 億人を超えますますの発展が期待されるベトナムの内需を狙う企業からの関心も高い。すなわち、双日のベトナム工業団地事業は、労働集約型産業の受け皿から、多様な製造業の集積、さらに高付加価値産業や内需対応型産業も視野に入れた生産拠点へと進化している。また、双日では自社開発の上記 3 件に加え、ベトナム南部では、フーアンタン工業団地、北部ではタセコドンバン 3 工業団地などの販売代理も手がけている。南北双方で事業機会を捉えることで、ベトナムにおける日系企業の多様な立地ニーズに対応している。

ベトナムの特性としては、政府による外資誘致への高い関心が挙げられる。このため、自由貿易や輸出免税措置、税制優遇といった制度面のサポートが充実しているほか、優秀で豊富な現地の労働力も企業進出を後押ししている。また、インフラ面では空港や港などの物流拠点の整備が進み、製造業の輸出入における優位性に寄与しているが、双日が開発する工業団地では電気、天然ガス、水、排水処理などの基本インフラが標準装備されており、企業の海外進出を容易にしている。こうした環境は、日本企業にとって、生産拠点と

[235]双日株式会社、*会社概要 | 企業情報 | 双日株式会社*、https://www.sojitz.com/jp/corporate/profile/（2026 年 5 月 14 日閲覧）

[236]双日株式会社、*工業団地一覧 | Sojitz Corporation Industrial Park* 、https://sojitz-ip.com/industrial-park/（2026 年 5 月 14 日閲覧）

しての競争力と成長市場へのアクセスの双方を確保しやすい点で大きな魅力となっている。さらに双日はそれらの基本インフラに加え、再生可能エネルギーの導入、脱炭素化の促進等によりエコ工業団地化を進めているが、これは近年高まる環境対応ニーズに応えるものであり、企業の海外進出の後推しとなることが期待できる。とりわけ LD3 では、グリーン・カーボンニュートラル工業団地を志向し、入居企業が安心して長期的に事業を展開できるインフラと運営体制の整備を進めている。

また、双日は工業団地の開発に当たり現地パートナー企業との連携を重視しているほか、ベトナムでの長年のビジネスにより構築した現地のネットワークを進出企業のサプライチェーン構築にも活用している。このように、双日の工業団地事業は、単なる不動産開発ではなく、進出企業の事業立ち上げと安定操業を総合的に支える基盤として機能している。

上述の基本インフラに加え、双日では、日系ガス会社と協力し現地でガス供給網を構築し、工業団地への進出企業に安定的にガスを供給できる体制を構築している。また、AI を生産効率の改善に活用したい企業の要望を考慮し、大容量かつ高速のデータ通信に対応できる高度通信インフラの整備を目指している。こうした取組は、製造現場の自動化や品質管理の高度化、サプライチェーン全体の効率化にも資するものである。それらの高度通信インフラは将来的には通信需要の増加が予測されるロンタイン新空港への展開も期待される。

これらのハード面に加え、ソフト面での支援体制も充実している。具体的には、進出企業に対して、市場調査から現地法人の設立、操業に必要な許認可の取得サポートなど一貫した支援を提供しているが、こうした一気通貫の支援により、進出企業は制度や言語の違いに伴う負担を軽減し、本業である生産・販売活動に早期に注力することが可能となる。このため、現地には本社からの駐在員を含む日本人スタッフが複数常駐しているほか、現地スタッフを核にしたサービス体制も構築されている。双日は過去 30 年で 100 社以上の企業を同社の工業団地で受け入れているが、そこで蓄積した経験も活かし、進出企業の多様な要望に即応できる体制を整えている。これらの蓄積は、新興国市場における事業立ち上げの不確実性を低減する上でも大きな意味を持つ。

上述のように双日では地場企業との差別化を図っているが、常駐の日本人スタッフに加え、双日のグループ会社を活用したサービスも差別化の一因である。例えば、食品メーカー向けには、双日の食料関連子会社が原材料供給を担う体制を構築しており、入居後の原材料調達、物流、保険など生産以外の業務も包括的に支援する体制を整えている。このように、総合商社としてのグループ機能を活用できる点は、単なる工業団地デベロッパーにはない双日の特徴であり、進出企業に対してより付加価値の高い支援を提供している。

また、通常の工業団地の運営期間は 50 年に及ぶが、入居企業と協力の上、工業団地設備や関連施設の保守・メンテナンスにも力を入れることにより、施設の状態が長期的に良好な状態に維持されているとの評価にもつながっている。工業団地の価値はインフラを整備して終わるものではなく、入居企業が長期にわたり安心して操業できる環境を維持し続けることにある。双日は、こうした運営品質の向上を通じて、入居企業の安定操業と環境対応を支えている。さらに、雇用創出、人材育成、地場企業との連携、地域コミュニティとの共生を通じて、地域社会とともに成長する拠点づくりも重視している。

ベトナムでは中国に近い北部では電子機器・半導体などの進出が顕著、南部では食品や消費財関連など内需型の業種が増加しているとの傾向がある。また、日系企業の動向としては、かつての部品製造や輸出の拠点としての進出から、近年ではベトナムを成長著しい市場と見なした内需向けの事業の展開も始まっており、進出企業が多様化しているとの特徴がある。

新興国への投資については、その国の慣習や文化といった事情に精通する現地でのパートナー企業の存在が成功の鍵を握ることがある。また、例えば土地取得をはじめ法制度上の手続きを巡って現地政府から制約を受ける、あるいは想定外の時間を要する等のリスクもあり、現地政府との調整が事業成功の重要な要件になることがあり得る。グローバルサウスなど新興国へ日系企業が進出する上で、必要なインフラを完備し、進出を迅速にサポート出来る工業団地は重要な足がかりになる。

コラム第 3-1 図 ロンドウック工業団地のレンタル工場

資料：双日株式会社より提供。

コラム 4　新興国市場の獲得　～官民一体となった事業環境整備の取組～

ASEAN を中心に「国産ガスの枯渇に伴う LNG 輸入国への転換」というエネルギー構造の変化より、LNG 受入基地やガス火力といった LNG インフラが急増している。ベトナムやフィリピンでは 2023 年に LNG の本格輸入が開始され、経済成長に伴う電力需要の拡大と相まって安定的なエネルギー供給体制の構築が喫緊の課題となっている。

例としてベトナムでは、この課題に対応するため、改訂版第 8 次電源開発計画において複数の LNG-to-Power プロジェクト[237]が計画されている。日本企業も複数社参画しているが、1 件当たりの投資額は数千億円規模に及ぶためプロジェクトファイナンスの組成が前提となり、そのためバンカビリティ確保が必要不可欠である。このため、2022 年に設立されたアジアゼロエミッション共同体（AZEC）の枠組みの下、官民一体となって事業環境整備の取組を実施中である。

具体的には、2023 年 7 月にはベトナムにて「AZEC/GX 推進ワーキングチーム」を設立し、ベトナム政府と日本側官民との協議枠組みが発足。2025 年 7 月、個別のベトナムプロジェクトに対して日越両国関係者が、その進捗及び課題解決に向けた議論を行うためのプラットフォームである「Project Accelerating Platform（PAP）」が立ち上げられた。JBIC、日本大使館、ベトナム商工省がチームリーダーを務め、日本企業と連携し、官民一体で事業環境整備から個別案件の支援まで取り組む。

コラム第 4-1 図　ベトナムフンイエン省（旧タイビン省）における LNG to Power プロジェクトで IRC(投資許可証)を取得した際のセレモニー写真　日越経済フォーラム(2023 年 12 月)

資料：東京ガス株式会社より提供。

ベトナム以外においても、インドネシア・タイ・シンガポールなどで二国間対話が行われ、電力、運輸、産業の三つの主要排出セクター別のイニシアティブである AZEC Leading Action Forum（AZEC LEAF）といった多国間の取組と合わせて動きが加速している。

また個別プロジェクトを推進するための取組の一つとして、過去 3 度の AZEC 閣僚会合の際に、日本と AZEC のパートナー国の企業や関係機関との間で協力覚書（MOU）が署

237 ガス火力発電の燃料である LNG の調達、気化から発電まで一貫して行うプロジェクト

名されている。これまでは電力分野（再エネ、水素・アンモニアなど）が中心であったが、バイオ燃料や産業脱炭素化などへポートフォリオが拡大し、この中にはトランジション燃料としての LNG・ガスも含まれる。

これらの取組は、新興国のエネルギー不足に対し、クリーンで経済的な LNG 等の普及を通じて持続可能な発展に貢献するものである。日本企業の海外進出に当たり、AZEC などの官民連携スキームを通じた相手国政府との関係構築や事業環境の整備は着実に進んでおり、今後更なる発展が期待される。

コラム第 4-2 図 東京ガス株式会社が出資するフィリピンの浮体式 LNG 受入基地の写真

資料：東京ガス株式会社より提供。

コラム５　新興国市場の獲得　～半導体事業における堀場製作所の新興国進出～

1945 年に京都で創業した株式会社堀場製作所は、分析・計測システムの総合メーカーとしてグローバルに事業を展開し、世界 29 の国と地域に 47 のグループ会社を擁する国際企業である。エネルギー・環境、バイオ・ヘルスケア、先端材料・半導体の 3 分野を次世代の重点領域と定め、幅広いソリューション提供を通じた持続可能な社会への貢献を目指している[238]。

特に、半導体製造に不可欠な計測・制御機器分野では世界トップクラスの地位を築いている。約 50 年前に半導体業界向け製品の開発に着手して以降、洗浄・成膜・露光・エッチング・研磨など各工程に対応したソリューションを提供してきた[239]。マスフローコントローラ（ガス流量制御機器）は世界シェア約 6 割を占めるほか、薬液濃度モニタやガス分析計、粒子計測装置など多様な製品を展開している。現在、半導体事業は同社の成長を牽引する中核的な存在となっている。

コラム第 5-1 図　マスフローコントローラ（ガス流量制御機器）

資料：株式会社堀場製作所より提供。

[238] HORIBA グループ、*ご挨拶-HORIBA*、https://www.horiba.com/jpn/company/about-horiba/message/（2026 年 5 月 14 日閲覧）

[239] HORIBA グループ、*プロセスから探す-HORIBA*、https://www.horiba.com/jpn/semiconductor/process/、（2026 年 5 月 14 日閲覧）

1992 年に堀場厚（現 代表取締役会長 兼 グループ CEO）が社長に就任してからは海外展開を加速し、欧米やアジアにグローバルなネットワークを構築してきた。その特徴は積極的な M&A にあり、優れた技術と人材を持つ会社をグループに迎え入れることでシナジーを発揮し、多様な領域での事業規模拡大へと繋げることができた。

半導体事業においては、近年アジアでの生産体制強化も進めており、その象徴がマレーシアでの新拠点設立である。半導体産業が集積するケダ州に新工場を建設し、2026 年 1 月から本格稼働している。同拠点では、同社として初めてマレーシア国内でマスフローコントローラの生産を行い、一部製品の修理・保守にも対応する。本拠点設立は生産拠点の多角化によるサプライチェーン強靭化を目的としたものであり、グローバル供給網の強化を図る狙いがある[240]。

加えて、インド市場も堀場製作所にとって戦略的重要性を高めている。同社は約 20 年前の進出以降、販売・サービスを起点に、現地生産や開発機能を段階的に拡充してきた。2026 年 1 月には、人工ダイヤモンド技術を有する現地スタートアップを買収し、先端材料・半導体分野の研究開発体制を強化した。インドを将来のイノベーション創出拠点と位置付け、現地主導の技術開発と日本の分析・計測技術を融合させることで、先端材料・次世代半導体分野での競争力向上を目指している。これらの取組は、インド政府が掲げるメイク・イン・インディアや半導体ミッションとも方向性を共有するものである[241]。

また、半導体分野にとどまらず、医療分野においてもインドへの投資を拡大している。2022 年 1 月、ホリバ・インド社はナグプールに血球計数や生化学検査などの装置に用いる試薬の工場を新設し、既存工場と併せて試薬生産能力を大幅に拡充した。新工場には、修理・検査設備や物流機能、技術者研修・教育施設も併設されており、生産・サービス・人材育成を一体で進める拠点となっている[242]。

---

[240] HORIBA グループ、*マレーシアで生産拠点新設へ-HORIBA*、https://www.horiba.com/jpn/company/news/detail/news/4/2025/20250423-hmy/（2026 年 5 月 14 日閲覧）

[241] HORIBA グループ、*インドの Pristine Deeptech Private Limited を買収*、https://www.horiba.com/jpn/company/news/detail/news/2/2026/20260203-pd-jp/（2026 年 5 月 14 日閲覧）

[242] HORIBA グループ、*ホリバ・インド社が医用事業の新たな試薬工場を本格稼働*、https://www.horiba.com/jpn/company/news/detail/news/2/2022/%E3%83%9B%E3%83%AA%E3%83%90%E3%82%A4%E3%83%B3%E3%83%89%E7%A4%BE%E3%81%8C%E5%8C%BB%E7%94%A8%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E3%81%AE%E6%96%B0%E3%81%9F%E3%81%AA%E8%A9%A6%E8%96%AC%E5%B7%A5%E5%A0%B4%E3%82%92%E6%9C%AC%E6%A0%BC%E7%A8%BC%E5%83%8D/（2026 年 5 月 14 日閲覧）

コラム第 5-2 図 インドの Pristine Deeptech Private Limited 社とのセレモニーの様子

資料：株式会社堀場製作所より提供。

同社は日本だけに技術・開発力を集約せず、各国ごとに成長が見込まれる産業領域で現地拠点が自走する「グローバル・ケイパビリティ」を構築し、M&A を通じて獲得した現地の人材やネットワークを最大限活用している。また、日本政府や政府系金融機関と現地の組織との間で融資や協力覚書といった枠組みがなされるなど、日系企業のサプライチェーンがその恩恵を受けられるようなスキームがますます展開されれば、新興国における日本企業の差別化要因として更なる競争優位を築くことができるだろう。

コラム 6　新興国市場の獲得　～世界的なデータセンター需要拡大と NTT グループのグローバル戦略～

近年、世界的にクラウドサービスや AI（人工知能）の活用が急速に拡大し、それに伴ってデータセンター（DC）需要が急速に増加している。グローバルの DC 市場規模は 2020 年から 2028 年にかけて年平均約 13%で成長し、2028 年には約 20 兆円に達する見込みである。また、生成 AI の普及も相まって、その需要は当初見込みより一段と押し上げられる見通しである[243]。

地域別では北米が現在最大の DC 市場だが、アジア太平洋地域の需要拡大が特に顕著である。同地域にはインドや東南アジア諸国といった成長著しい巨大市場が含まれており、今後も大幅な需要増が見込まれる。また、企業が自社 DC（オンプレミス）からクラウドサービスへと移行する流れが加速しており、オンプレミス需要は今後縮小し、クラウド事業者や AI 事業者による外部 DC 利用が一段と増加する見込みである。

こうした世界的な潮流を受けて、NTT 株式会社は、DC 事業を次世代の成長を担う柱と位置付け、2023 年度から 2027 年度にかけて総額 1.5 兆円超の積極的な設備投資を計画している[244]。

NTT グループの DC 事業は、世界の DC 市場で約 6%のシェアを有している。現在、海外では 20 以上の国・地域に約 160 拠点（建設中を含む）を展開し、2025 年末初頭時点で稼働中の設備容量は約 1,600 メガワット（MW）に達する。同社は 2000 年代以降、北米や欧州の有力 DC 企業を相次いで買収し、グローバルに拠点網を拡大してきた。強化した海外の通信ネットワーク（海底ケーブル等）と DC を組み合わせることで、世界各地で高品質なインフラサービスを提供する体制を築いている。さらに、今後数年で世界全体の DC 提供容量を 2,400MW 規模へ倍増させる計画である[245]。

本事業モデルは、一度顧客が入居すれば長期にわたり利用が継続される傾向が強く、NTT に安定した収益をもたらす戦略的な事業領域となっている。また巨額の設備投資によるストック型の収入を金融市場で証券化して資金調達することも容易である[246]。

従来、東南アジアではシンガポールが DC 集積の中心地であったが、国土や電力の制約から大規模施設の新設が難しくなっている。そのため、新たな新興国の DC 拠点として、シンガポールに近いマレーシア及びインドネシアなどが注目されている。マレーシア政府はデジタル経済の中核を担う情報産業の育成とインフラ整備に積極的で、安定した電力供給や広大な土地、整った通信ネットワークなど DC 誘致に適した条件を持つ[247]。

---

[243] 株式会社 NTT データグループ、*Global Data- Centers | 2025 Global Sustainability Report | Shaping a Sustainable Future* 、https://services.global.ntt/en-us/pdf-viewer/5bc7b7c8-27bb-4636-acc7-7266c110559e（2026 年 5 月 14 日閲覧）

[244] 株式会社日本経済新聞社、*NTT データ、データセンター売上高 6 割増へ　1.5 兆円投資-日本経済新聞*、https://www.nikkei.com/article/DGXZQOTG193TN0Z11C24A1000000/（2026 年 5 月 14 日閲覧）

[245] 株式会社 NTT データグループ、*データセンター | NTT データ-NTT DATA* 、https://www.nttdata.com/jp/ja/services/datacenter/（2026 年 5 月 14 日閲覧）

[246] 株式会社 NTT データグループ、*データセンター | NTT データ-NTT DATA* 、https://www.nttdata.com/jp/ja/services/datacenter/（2026 年 5 月 14 日閲覧）

247 株式会社 NTT データグループ 、*Cyberjaya data centers*、https://services.global.ntt/en-us/services-and-products/global-data-centers/global-locations/asia-pacific/cyberjaya-data-centers（2026 年 5 月 14 日閲覧）

マレーシアの DC 市場は 2022 年から 2027 年にかけて年平均 16%を超える成長が見込まれ、5 年で市場規模が約 3 兆 3 千億円にまで拡大すると予測されている。こうした高成長が期待される市場を獲得すべく、NTT を含む海外の大手事業者から地場企業まで多くのプレーヤーが進出・増設を図っており、マレーシア国内の競争も近年一段と激しさを増している。

その中で、同社は 1997 年にマレーシアへ進出しており、首都クアラルンプール近郊の IT 新都市サイバージャヤで約 20 年にわたり DC 事業を展開してきた。現在、サイバージャヤにある NTT の DC・キャンパスでは 6 棟の施設が稼働しており、キャンパス全体の供給能力は約 22MW に達した[248]。

さらに、サイバージャヤに加えて、マレーシア南部のジョホールバル近郊でもアジア太平洋地域最大級の DC・キャンパス建設計画を推進中である。2024 年末にはジョホール州イスカンダル開発地区に約 28 万平方メートルの土地を取得し、6 棟合計で約 290MW の大規模 DC を建設する計画を発表した。この新キャンパスはクラウドサービスや AI 分野で急増する計算需要に対応するための戦略的プロジェクトであり、米国をはじめ世界各国のハイパースケーラー各社を主な顧客ターゲットとしている[249]。

そのほか、都市別の提供容量計画を見ると、ジョホールエリアは近年、急速に規模を拡大している。AI 学習用途に適した設置場所が限られる中、ジョホールが有力な立地として選ばれており、中華系ハイパースケーラーによる巨大 DC の設置が進んでいるということも本建設計画を後押ししている。ジョホールや東京はいずれも、米系・中華系双方が進出しやすく、政治的に中立性・安定性が高い点から人気が高まっている[250]。

DC 誘致によって関連する建設投資の波及や税収増を通じて電力・通信をはじめとする基盤インフラの整備を促し、地域経済の持続的な発展に寄与していく。

[248] 株式会社 NTT データグループ 、*Cyberjaya data centers*、https://services.global.ntt/en-us/services-and-products/global-data-centers/global-locations/asia-pacific/cyberjaya-data-centers（2026 年 5 月 14 日閲覧）

[249] 株式会社 NTT データグループ 、*NTT がマレーシアのジョホール州に 290MW のデータセンターキャンパスを計画*、https://cafe-dc.com/design/ntt-plans-290mw-data-center-campus-in-johor-malaysia/（2026 年 5 月 14 日閲覧）

[250] 株式会社 CUSHMAN & WAKEFIELD 、*ASIA PACIFIC MATURITY INDEX*、https://cushwake.cld.bz/asiapacificdatacentreupdateh12025-08-2025-apac-regional-en-content-datacentres/4/#zoom=true（2026 年 5 月 14 日閲覧）

コラム第 6-1 図 ジョホールバルデータセンター完成パース

資料：NTT Global Data Centers より提供。

コラム 7　新興国市場の獲得　～丸紅の工業団地事業を通じた海外展開支援の取組～

丸紅は、ライフスタイル、食料・アグリ、金属、エネルギー・化学品、電力・インフラサービス、金融・リース・不動産など、幅広い分野でグローバルに事業を展開する総合商社である[251]。中でも次世代産業基盤分野においては、海外における工業団地の開発・運営・販売支援を通じて、DX の促進や環境に配慮した質の高い工業団地を開発し、技術移転や人材育成、産業・雇用の基盤創出に取り組んできた[252]。

同社は 1980 年代よりアジアにおける工業団地事業に参画しており、現在では ASEAN 地域を中心に 7 か国で工業団地の開発・運営・販売・販売協力を行っている。30 年以上にわたり蓄積してきた開発・運営の知見をいかし、基礎インフラなど、入居企業が安心して操業できる環境整備を提供している。具体的には、市場調査から会社設立に至る進出検討段階、工場建設や人材確保といった進出決定後の工程、さらには操業開始後における最新の法制度対応まで、進出の各段階に応じて一貫した支援を行っている[253]。

こうした取組の背景には、1985 年のプラザ合意以降の急激な円高を受け、輸出競争力の観点から日系企業が ASEAN 諸国への進出を本格化させた動きがある。特にインドネシアでは、1980 年代後半に外資規制が緩和され、外資による工業団地開発が重要な役割を果たすようになった。こうした動きの中で、丸紅は「日系企業の成長とともに自らも成長する」という理念のもと、日系企業の新規進出支援を目的として、MM2100 工業団地事業に参画した。

MM2100 工業団地は、1990 年に開発が始まり、総面積は約 805 ヘクタールに及ぶ。当初、高速道路沿線で十分な規模の土地を確保することが困難であったが、1989 年の民間工業団地開発解禁と同時に、本工業団地が始動した。ジャカルタ東部において大規模な工業団地開発が可能となった最大の要因は、1993 年の規制緩和措置により、工場立地に際して土地の割当許可を不要とし、建物建設の許可が下りていない段階でも建設工事に着工できるようになった点にある[254]。この制度変更により、計画的な工業団地開発が可能となった。

また、日系企業の海外進出は日本のバブル崩壊後一時的に停滞したが、1995 年から 1996 年にかけて再び円高が進行し、第二の進出ブームが生じた。この動きを背景に、MM2100 工業団地の第 1 期及び第 2 期は 1996 年に完売し、1997 年からは既存区画の東側へ拡張する形で、第 3 期として新たに 445 ヘクタールの開発が開始された。

その一方で、MM2100 の第 3 期開発と並行して進められていたコタ・ウィサタというニュータウン開発では、1997 年のアジア通貨危機によるルピアの暴落により、円建て投資を行っていた丸紅に大きな為替損失をもたらした。住宅はルピア建てで販売されるため為替

---

[251]株式会社 丸紅、*会社概要 | 会社情報 | 丸紅株式会社*、https://www.marubeni.com/jp/company/profile/（2026 年 5 月 14 日閲覧）

[252]株式会社 丸紅、*次世代事業開発部門 | 事業紹介 | 丸紅株式会社*、https://www.marubeni.com/jp/business/development/（2026 年 5 月 14 日閲覧）

[253]株式会社 丸紅、*Marubeni アジアの工業団地、高い技術と経験で、海外進出を成功へと導きます*、https://marubeni-industrialpark.com/（2026 年 5 月 14 日閲覧）

[254]渡部和男・岩本圭司、*インドネシアの規制緩和について*、https://www.jica.go.jp/Resource/jica-ri/IFIC_and_JBICI-Studies/jica-ri/publication/archives/jbic/report/oecf/rida/pdf/v2n1_08.pdf（2026 年 5 月 14 日閲覧）

変動を住宅価格に転嫁できず、その結果、事業収益性は大きく損なわれた。丸紅にとっては労多くして益がなく、最終的にニュータウン開発事業から撤退した。

2000 年代半ば以降は、二輪車・四輪車産業の成長を背景に、工業団地への企業進出が加速し、地域全体の産業基盤は着実に強化された。複数のデベロッパーによる事業拡張が進んだ結果、MM2100 工業団地から EJIP（イーストジャカルタ工業団地）、高速道路北側のジャバベカ、デルタマスへと、大型工業団地が帯状に連なり、これらは当初はそれぞれ独立した事業であったが、結果として一体的な工業集積へと発展した[255]。

現在、MM2100 工業団地は、入居企業の多くを日系企業が占めている。産業構成別には、1990 年代は繊維や白物家電産業を中心に進出が進み、2010 年代前半には自動車産業が集積している。

コラム第 7-1 図 MM2100 工業団地

資料：丸紅株式会社より提供。

その他、同社は経済の安定性と高い成長力、豊富な労働力を有するベトナムにも注力をしており、具体的には東南アジア各国とのアクセスが容易であるアマタシティ・ハロン工業団地の開発を進めている。同工業団地は、タイのデベロッパーグループとの共同開発を行っており、丸紅は 2021 年に販売協力を開始し、2024 年には出資参画した。総面積 687 ヘクタールの用地を 2018 年より段階的に開発し、これまでに約 250 ヘクタールが開発され、16 社が入居しており、その約半数を日本企業が占めている[256]。

また、インドでは、2016 年より工業団地の販売協力事業を展開している。近年、日本企業を中心としたインド市場への進出需要の高まりを背景として、2022 年度には経済産業省の「質の高いインフラの海外展開に向けた事業実施可能性調査事業」に応募・採択され、インドでの自社開発での工業団地事業に向けた事業調査を行った。同調査の結果等を踏ま

[255]小尾吉弘・新井健一郎、ジャカルタ開発史の中の総合商社：元丸紅商社員小尾吉弘氏回想録、https://asia-u.repo.nii.ac.jp/record/26584/files/11800059.pdf（2026 年 5 月 14 日閲覧）

[256]株式会社丸紅、時代とともに変化する海外工業団地事業-丸紅の次世代産業基盤-、https://www.jftc.jp/monthly/archives/001/202511/1dc17af05874bc58a85e58e8cee0d7ddcdbd3e6ee5da47ded4472a7d633f9aae.pdf（2026 年 5 月 14 日閲覧）

え、インド南部テランガナ州ハイデラバード近郊での開発について州政府との間で主要条件に関する基本合意を得ており、現在は早期の事業化を目指している[257]。

ASEAN 及びインドを含むグローバルサウス地域では、日本企業にとって、安定したインフラと操業環境を備えた工業団地の存在が海外展開の成否を左右する要素となる。工業団地の整備・運営を通じて、日本企業の海外進出の受け皿を提供することが、我が国経済全体の持続的な成長に資するだろう。

コラム第 7-2 図 アマタシティ・ハロン工業団地

資料：丸紅株式会社より提供。

[257]株式会社丸紅、時代とともに変化する海外工業団地事業-丸紅の次世代産業基盤-、https://www.jftc.jp/monthly/archives/001/202511/1dc17af05874bc58a85e58e8cee0d7ddcdbd3e6ee5da47ded4472a7d633f9aae.pdf（2026 年 5 月 14 日閲覧）

コラム 8　新興国市場の獲得　～INPEX、信頼を生かした事業展開～

古くから ASEAN 地域に進出し、現地で信頼を得ながら事業を行ってきた日本企業が、その技術や人的ネットワークを武器にして、新しい事業分野へ進出している。株式会社 INPEX （以下、「INPEX」）はその一例である。同社は石油・ガス開発で培った地下資源探査の技術に加え、インドネシアにおける長年の活動で得た人的ネットワークや現地の制度・商習慣に知見を有しているといった強みをいかし、近年は地熱発電という新たな分野で事業を広げている。

INPEX は、1966 年にインドネシア北スマトラ沖鉱区の探鉱・開発を行うため、北スマトラ海洋石油資源開発（株）として設立された。その後、長年にわたりインドネシア、豪州等で石油・ガス開発に関わってきたほか、1980 年代からは公益財団法人 INPEX 教育交流財団を立ち上げ、インドネシア等と日本の留学生の交流や交換留学生奨学金事業等により、両国の相互理解、友好の発展に寄与してきた。こうして、約半世紀にわたり INPEX はインドネシアと関係を築いてきた歴史がある。

近年、INPEX はインドネシアにおいて地熱発電事業に力を入れている。火山帯に位置するインドネシアは世界有数の地熱資源国であり、政府は再生可能エネルギー拡大の政府目標に向けて地熱開発を進めている[258]。INPEX は現在、日系企業等が開発に関与するムアララボ地熱発電、ラジャバサ地熱発電等計四つの地熱発電プロジェクトに参画[259]し、地熱発電所の開発・運営を通じて同地における再生可能エネルギー供給への貢献を始めている。加えて、事業を通じた現地の雇用創出と、現地雇用者に対して発電所操業のための知見を身に着けてもらうための研修や、優秀な人材に対して海外研修の機会を提供することで、同地における人材育成にも貢献している。

さらに、ムアララボ地熱発電事業等は、日本政府が推進する「アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）」 構想における優先事業として決定されている。AZEC は、日本と ASEAN を中心とするパートナー国とが協力して域内の脱炭素化と経済成長の両立を目指す構想で、再生可能エネルギーや低炭素技術の導入を進めることが柱の一つとなっている。

INPEX が参画する地熱発電事業はこうした AZEC の理念を具体化するものであり、今後もこうした日本企業の技術と信頼を生かした事業展開が、アジアにおける持続可能な成長を支える基盤となることが期待される。

---

[258]インドネシアエネルギー・鉱物資源省, *Developing Geothermal Energy, Govt Continues to Make Breakthroughs*, https://www.esdm.go.id/en/media-center/news-archives/-developing-geothermal-energy-govt-continues-to-make-breakthroughs (Accessed 18 March 2024).

[259]ムアララボ地熱発電及びラジャバサ地熱発電は、住友商事株式会社が 2011 年より参画し現地デベロッパー等と共同で開発を行っている事業であり、INPEX は、ムアララボ地熱発電については 2021 年に、ラジャバサ地熱発電については 2022 年に事業に参画している。

コラム第 8-1 図 ムアララボ地熱発電所

資料：株式会社 INPEX より提供。

コラム 9　ASEAN で活躍する日本企業～イオンモール株式会社の海外展開～

イオンモール株式会社は、大型ショッピングモールの開発・運営を担うデベロッパーである。事業内容は大規模な地域開発及びショッピングモールの開発・運営であり、商業施設の枠を超えて地域社会に多様な価値を提供することで人々の豊かな暮らしの実現と地域の発展に寄与することを目指している[260]。

同社は日本国内で培ったモール事業のノウハウと実績をもとに、2000 年代後半から海外展開を進めてきた。ASEAN 地域への進出は 2014 年にベトナムの 1 号店を開業して以降、インドネシア、カンボジアといった国々に進出している[261]。

コラム第 9-1 図　イオンモール デルタマス（インドネシア）

資料：イオンモール株式会社より提供。

海外展開を進める中で直面する課題として、現地での用地確保や許認可取得の困難さや、進出先国の経済政策や競合環境の違いが挙げられる。さらに、現地マーケットや消費者ニーズの多様性へ対応する必要性や現地インフラ・サプライチェーンの未整備などの問題も存在する。

上述した課題に対し、同社は官民連携と長期的視点に立った戦略によって克服を図っている。例えば、現地政府・自治体とのパートナーシップ強化が不可欠であることから、中央政府や地方政府との協力覚書等に署名し、現地とウィンウィンの関係を築くことで円滑な事業推進につなげている。 また、息の長い視点に立った投資と事業展開も重要な戦略である。市場が未成熟な段階から先行投資的にモールを出店し、街の発展を呼び込むことで自社も成長するという長期的ビジョンを持って取り組んでいる。

加えて、現地ニーズに即したビジネスモデルの柔軟な適用も課題解決の鍵である。各国・各地域の消費者嗜好や市場環境に合わせ、モールの形態や提供サービスを工夫している。また、現地政府だけでなく JICA や経済産業省とも連携し、公共インフラ計画と連動した総合的な街づくりの視点で事業提案を行うなど、官民一体となったプロジェクト推進を模索している。

[260]イオンモール株式会社、*会社概要 | イオンモール*、https://www.aeonmall.com/company/about/（2026 年 5 月 14 日閲覧）

[261]イオンモール株式会社、*海外事業 | イオンモール*、https://www.aeonmall.com/service/overseas/（2026 年 5 月 14 日閲覧）

コラム第 9-2 図 イオンモール　フエ（ベトナム）

資料：イオンモール株式会社より提供。

最後に、継続的なコミュニケーションと信頼醸成によりリスクを低減する取り組みも重要である。政治・経済の不確実性が高い国ほど、平時から現地政府やコミュニティとの対話を重ねておくことが、非常時の円滑な対応につながる。ASEAN 各国においても、日頃から行政当局との定期的な情報交換や相互理解の場を設けておくことで、予期せぬ事態への備えや信頼関係の維持・強化が可能となり、ひいては事業の継続性向上につながるといえる。

同社は、海外展開に伴う用地確保や制度面の制約、インフラや市場環境の違いといった課題に直面しながらも、それらを一つ一つ丁寧に解決することで現地社会からの信頼を着実に積み重ねてきた。今後も、現地のニーズや課題に真摯に向き合いながら、官民が連携して取り組むことで、同社の海外事業はさらに拡大していくことが期待される。

コラム第 9-3 図 イオンモール　ミエンチェイ（カンボジア）

資料：イオンモール株式会社より提供。

コラム 10　新生産拠点の獲得　～トクヤマの ASEAN における投資戦略～

株式会社トクヤマは 1918 年創業の化学メーカーであり、祖業はソーダ灰の製造である。明治期のブロック経済下において海外からの調達が困難となる中、ガラス製造に不可欠なソーダ灰の国産化を目的として、岩井商店（現・双日）の岩井勝次郎氏により設立された。その後、ソーダ灰を起点にクロールアルカリや塩化ビニルなどの化成品事業へと展開し、副生物や廃棄物を活用する形でセメント事業にも進出した。近年は基礎化学品を基盤とし、電子先端材料・ライフサイエンス・環境分野の事業を展開している。

同社が現在最も注力している事業の一つが、電子先端材料分野の半導体事業である。半導体事業の中で、同社は半導体用多結晶シリコンにおいて世界シェア約 20%を有し、シリコンウエハーメーカーを主な顧客としている[262]。これらの企業は、トクヤマから供給された多結晶シリコンを溶解して単結晶インゴットを製造し、シリコンウエハーへと加工している。

同社は生産拠点の分散による供給体制の安定化すなわち BCP 対応に加え、「カーボンニュートラルへの転換（クリーンな電源の調達）」に応える取組として、ASEAN 諸国への海外展開を進めている。高純度の棒状多結晶シリコン製造工場をマレーシアへ展開し水力発電由来の電力を活用して電力コストを抑えることで、環境負荷の低減とコスト競争力の両立を果たしている。高純度の棒状多結晶シリコン製造は既に技術的なキャッチアップが進んでおり差別化余地が相対的に小さくなっているとの経営判断の下、韓国企業と協業する形を採っている。

また、多結晶シリコンのエッチング工場についてベトナムに独資で新工場を建設中である。同国進出はベトナム人材の労働の質や勤勉さに対する理解と信頼に意思決定を後押しされつつ、グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金も活用しながら工事が進められており、2026 年秋の事業開始が目指されている。

ASEAN 地域は、比較的安定した事業環境に加え、質の高い労働力やエネルギー・環境面での優位性を有しており、日本企業にとって投資しやすい環境が整っている。日本の先端技術を競争力として活かしつつサプライチェーンを強靭化し、投資先国の産業高度化にも貢献する投資はその重要性を増している。

コラム第 10-1 図　多結晶シリコン（左）徳山製造所の多結晶シリコン生産設備（右）

資料：株式会社トクヤマより提供。

[262]株式会社トクヤマ、*電子材料部門事業説明会【電子先端材料統括本部】*、https://www.tokuyama.co.jp/ir/pdf/202401_zigyo.pdf（2026 年 5 月 14 日閲覧）

コラム 11　富士通株式会社の AI を活用したサプライチェーン可視化システム

富士通株式会社は 1935 年創立の国内最大級の IT 企業である。グローバルでは、売上の約 70%が国内、約 30%が海外となっている。地域別では欧州が約 18%と最も大きく、次いで北米が約 5%、アジアが約 5%弱である[263]。

同社は国内市場に強みを持ちながら、海外事業の変革も見据え、デジタルサービスへの構造転換を現在進めている。その一つとして、同社は最先端技術分野への研究開発投資に注力しており、5 つの技術領域（Computing、Networks、AI、Data & Security、Converging Technologies）を基盤としつつ、とりわけ人工知能（AI）を中核に据えてテクノロジー基盤を強化している。例えば、量子技術と AI を組み合わせた取組（量子インスパイアード技術など）や、AI を用いたネットワーク運用の自動化（AI-RAN による次世代ネットワーク管理）などといった様々な先端プロジェクトを推進している[264]。加えて、業務効率化・高度化を目的とした生成 AI 技術の活用にも積極的であり、社内外に向けて AI プラットフォームの提供・活用なども行っている。

こうした AI 基盤の強化により、富士通は顧客の企業活動変革を支援している。2025 年、国際的な通商環境の変化に迅速に対応するために、AI を活用したサプライチェーン可視化・意思決定支援システムを構築した。従来は各部署からの情報収集や状況把握に時間を要し、サプライチェーン全体を踏まえた迅速かつ横断的な対応が困難であった。しかし、データと AI を活用してサプライチェーン全体を可視化することで、意思決定のスピード向上に加え、不確実性下での定量的なリスク把握を実現した[265]。

また、国際的なデジタルルールの現状を見ると、国・地域により内容にばらつきがあり包括的なグローバルルールはまだ形成途上である。将来、AI の普及により国境を越えた機械対機械の自律的な商取引が増加する可能性が指摘され、これに適合した通商ルール作りが必要になる可能性が高い。

そのため、同社は「信頼性に基づく自由なデータ流通（DFFT（Data Free Flow with Trust））」の枠組みの下で、産業データの利活用が日本の強みを発揮する上で重要だとする。個人データをめぐっては米国型・中国型の二大潮流が存在するが、工場の稼働データやサプライチェーン上の物流データ等の非個人データ分野では決定的な支配者はまだ存在していない。重厚長大産業の集積地であり、高技術を持つ現場データが蓄積された日本発のデータ利活用モデルをグローバルに示すことは、新たな付加価値創出の観点から重要と考えている。もっとも、富士通はデータの無制限な越境自由化を主張しているわけではなく、個人データと非個人データの性質の違いや、営業機密・安全保障上の機微情報を含み得る点を踏まえ、プライバシー、セキュリティ、知的財産等の確保と、関連法令による適切な管理が必要としている。

---

[263]富士通株式会社、*会社概要 / 富士通*、https://global.fujitsu/ja-jp/about/corporate（2026 年 5 月 14 日閲覧）

[264]富士通株式会社、*研究開発 / 富士通*、https://global.fujitsu/ja-jp/technology/research（2026 年 5 月 14 日閲覧）

[265]富士通株式会社、*SDT(*)によるサプライチェーン強靭化/富士通*、https://documents.research.global.fujitsu.com/sdtp-scmdr/（2026 年 5 月 14 日閲覧）

データと AI が鍵を握る時代において、AI 基盤を強化すること及び日本発の信頼性ある産業データの利活用が、同社のみならず日本企業全体の競争力強化につながる。

コラム第 11-1 図 プロジェクト実施例

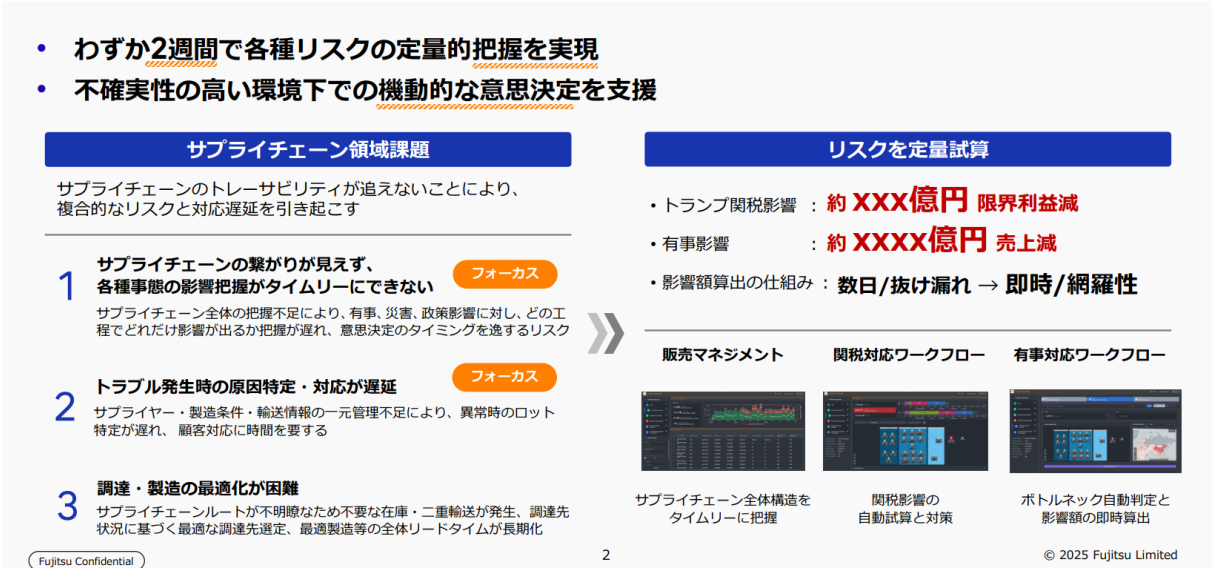

資料：富士通株式会社より提供。

コラム 12　株式会社ティアフォーの AI を活用した自動運転技術

ティアフォー（TIER IV）は、自動運転用のオープンソースソフトウェア「Autoware」の開発を主導する企業である。現在同社の代表取締役 執行役員 CEO である加藤真平氏が 2015 年に Autoware の初版を公開し、その後 2015 年 12 月にティアフォーを創業して以来、オープンソースが自動運転社会実装の鍵であるという信念のもと世界の開発者コミュニティを形成・拡大してきた[266]。

同社はまず、工場構内や建設現場など実装難易度の低い閉鎖空間から事業化をスタートした。次の段階として、中山間地域等の交通利便性が低い地域における公共交通を対象に自動運転バスの社会実装に注力しており、更に中長期を見据えタクシー、トラック、建機、農機などより大規模な市場、最終的には一般利用者向けの自動車の自動運転化に向け取組を進めている。事業形態は、①レベル 4 水準の自動運転車両の提供及び実装支援、②自動車メーカーや開発企業向けの高度な自動運転システムの提供、③Autoware を活用した開発業務に対するコンサルティング、の三種類である。同社の強みは完成品を売り切るだけでなく、顧客と共にそれぞれの目的や用途に合わせた技術を作り上げる価値を提供できる点にある[267]。

コラム第 12-1 図　日本で用いられているロボットタクシー

資料：株式会社ティアフォーより提供。

[266]株式会社ティアフォー、*About Us | TIER IV,Inc*、https://tier4.jp/about/（2026 年 5 月 14 日閲覧）

[267]株式会社ティアフォー、*About Us | TIER IV SERVICES*、https://services.tier4.jp/（2026 年 5 月 14 日閲覧）

海外においては、既に英国・豪州・米国・ドイツなどにおいて現地企業とのパートナーシップを通じ現地での自動運転走行実証を開始している。地政学リスクが高まる中、オーストラリア、シンガポール、EU 諸国などを中心に、日本製の自動運転技術が中立的な選択肢として検討されている。また中東地域では、将来の AI 産業創出や技術者育成を重視する文脈からティアフォーのコンサルティングサービスへの関心が高くなっている。同社は、短期的には現地企業と連携しながら適用・運用ノウハウを蓄積し、将来的には現地特有の走行環境や規制に合わせた新たなモビリティサービスを推進する構想を持つ。

また、ティアフォーは自動運転ソフトウェアにおける AI 技術の活用を強化している。2026 年 3 月には、AI を活用した新たな自動運転ソフトウェアを公開した。従来は人間が設計するアルゴリズムに基づくルールベースでの開発を中心としてきた同社が AI 活用によってより多様な走行環境への適応を目指している。このソフトウェアを用いて国内外での走行実証も積極的に進めており、既に世界の 3 地域で自動運転レベル 4 の試験走行を開始している[268]。2027 年より上記 AI ベースの自動運転の実装を順次進める予定となっている。

ティアフォーは同社が活用する自動運転技術を用いた人材育成にも取り組んでおり、海外でも展開を進めている。人材育成は政策的意義が高い分野であり、オープンソース技術は各国で取り込まれている。短期的な事業展開にとどまらず、長期的に人材育成と事業機会の創出が期待される。

コラム第 12-2 図　日本にて人材育成支援を行っている事例

資料：公益財団法人自動車技術会より提供。

[268]日本経済新聞、ティアフォー、*-AI 自動運転ソフトを公開　特定条件下で運転手不要-日本経済新聞*、https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUC173UN0X10C26A3000000/（2026 年 3 月 17 日閲覧）

コラム 13　「経済安全保障経営ガイドライン」（2026 年 1 月 23 日）、「経済安全保障と独占禁止法に関する事例集」（2025 年 11 月 20 日）

「経済安全保障経営ガイドライン」（2026 年 1 月 23 日）

近年、企業を取り巻く国際環境は、国境を越えた効率重視の自由な経済活動が進展したグローバル化の時代から、地政学的リスクを踏まえた対応が求められる時代に移りつつある。このような中、我が国においても経済安全保障の確保の必要性が一段と高まっており、特に、産業・技術基盤の主体である民間企業が、自社の自律性・不可欠性を強化していくことが重要となる。一方で、企業からは「経済安全保障への対応はコスト負担が大きい」との懸念の声も示されている。しかし、経済安全保障対応の観点から企業において行われる供給安定性やセキュリティの堅牢性等の強化は、企業価値の維持・向上に加え、新たなビジネス機会の拡大にもつながり得る。さらに、自律性の向上には、社内の各部門に加え、サプライチェーンの上流から下流に至る各企業が認識を共有しつつ取組を進める必要があるが、この取組により、事業全体の効率性や生産性が向上することも期待される。

経済産業省では、経営層が自社における自律性・不可欠性確保及びガバナンス強化に係る取組を経営戦略として位置付け、実行する際の推奨事項を、2026 年 1 月 23 日に「経済安全保障経営ガイドライン」として取りまとめた 。今後も状況の変化を踏まえつつ継続的に改訂を図っていく。

「経済安全保障と独占禁止法に関する事例集」（2025 年 11 月 20 日）

重要物資の供給途絶や海外への技術移転等の経済安全保障上の脅威・リスクに対応するためには、サプライチェーンに関係する企業同士の情報交換や特定の技術・製品を有する企業間の連携、再編が一層重要となる。一方で、産業界からは、「独占禁止法上の企業結合規制に抵触するおそれがあるとの漠然とした懸念などを理由に、企業結合のオプションが検討の対象になりにくい」、「企業間で交換する情報の内容によってはカルテル違反のおそれがあるとの漠然とした懸念などを理由に、企業の法務部や弁護士が独禁法を理由に保守的な判断を下す傾向とあいまって、企業間の対話を躊躇してしまう」との指摘がされていた。

このような状況を踏まえ、2025 年 11 月 20 日に、公正取引委員会、経済産業省、国土交通省は「経済安全保障と独占禁止法に関する事例集」を公表[269]し、産業界への周知を図った。経済安全保障の観点から実施する事例を情報交換、共同行為、企業結合の三つのカテゴリーに分け、経済産業省と国土交通省が事例を提供し、それに対して公正取引委員会が独占禁止法上の考え方を示したものである（コラム第 13-2 図）。日本企業の国際競争力が失われないよう、企業サイドの萎縮を緩和し、企業間連携を後押しすることが今回の事例集の目的である。主な事例は以下のとおりである。

事例②流出を防ぐべき技術範囲に関する情報交換

我が国が優位性を持つ技術について、国内メーカー間で、又は所管省庁や業界団体を通じて、当該技術分野における海外流出を防ぐべき技術の範囲に関して情報交換を行う事例。

[269]公正取引委員会、経済産業省、国土交通省[2025]『経済安全保障と独占禁止法に関する事例集』、
https://www.meti.go.jp/press/2025/11/20251120001/20251120001-2.pdf（2026 年 3 月 17 日閲覧）

事例⑥重要原材料の調達に関する情報交換及び共同調達
事業に不可欠な重要原材料について、(1) 国際情勢の著しい変化等の外的ショックにより国内メーカーの調達途絶が顕在化した場合又はその蓋然性が高いと政府が認め企業に情報提供した場合に／(2)平時から国内メーカーが調達途絶リスクに備える必要がある場合に、国内メーカー間で当該原材料の代替調達先や調達品のスペック等に関する情報交換及び共同調達を検討・実施する事例。
事例⑭国内で寡占的な複数事業者の統合・合併
グローバル市場における競争にさらされる中、日本企業個社では、生産効率の維持等の対応ができない状況において、国内で寡占状態にある A 社と B 社が統合・合併する事例。

コラム第 13-1 図　経済安全保障経営ガイドラインの活用例

資料：経済産業省「経済安全保障経営ガイドライン第 1 版の概要」（2026 年 2 月）から引用。

コラム第 13-2 図　経済安全保障経営ガイドラインの活用例、「経済安全保障と独占禁止法に関する事例集」における想定事例

情報交換	・**業務提携・買収提案に関する情報交換（事例①）** ex. 電子機器や高機能素材等 ・**流出を防ぐべき範囲に関する情報交換（事例②）** ex. 電子機器や高機能素材等 ・**アンチダンピング申請に関する情報交換（事例③）** ex. 金属 ・**市場が縮小する事業の集約化に関する情報交換（事例④）** ex. 自動車内燃機関部品 ・**市場が縮小する事業の集約化に関する情報交換（事例⑤）** ex. 素材産業等	企業結合	・**寡占市場における企業結合（事例⑨）**※事例①⑥⑦の発展事例 ex.あらゆる新エネ関連製品や自動車、製造装置等に必要不可欠な部品 ・**市場が縮小する事業に関する統廃合（事例⑩）**※事例③の発展事例 ex. 素材産業等 ・**過剰供給市場におけるポートフォリオ調整（事例⑪）** ex. 素材産業等 ・**事業の安定性・持続性を考慮した業界再編（事例⑫）** ex.あらゆる新エネ関連製品や自動車、製造装置等に必要不可欠な部品 ・**競争力を維持・確保するための統合・合併（事例⑬）** ex. 造船・舶用工業 ・**国内で寡占的な複数事業者の統合・合併（事例⑭）** ex. 造船・舶用工業
共同行為	・**重要原材料の調達に関する情報交換及び共同調達（事例⑥）** ex.他国からの輸入に依存している原材料（重要鉱物等） ・**供給が限られる製品等の川下市場への配分（事例⑦）** ex.他国からの輸入に依存している原材料（重要鉱物等） ・**競争力を維持・確保するための共同行為（事例⑧）** ex. 造船・舶用工業	その他	・**他社との共同研究開発の制限（事例⑮）**

資料：公正取引委員会、経済産業省、国土交通省「経済安全保障と独占禁止法に関する事例集」（2025 年 11 月）から経済産業省作成。

付注 新興国経済

分類

(1) 概要

通商白書 2026 において、IMF の World Economic Outlook データベースのうち、「Emerging market and developing economies」に含まれる国・地域のうち、中国とロシアを除いた 153 の国・地域を新興国経済として定義している。本白書では、新興国経済をアジア大洋州、南西アジア、中央アジア・コーカサス、中東、アフリカ、中南米、欧州新興国の 7 地域に分類している。それぞれ 7 地域に含まれる国及び地域は次のとおりである。

アジア大洋州：ブルネイ・ダルサラーム国、カンボジア王国、フィジー共和国、インドネシア共和国、キリバス共和国、ラオス人民民主共和国、マレーシア、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦、モンゴル国、ミャンマー連邦共和国、ナウル共和国、パラオ共和国、パプアニューギニア独立国、フィリピン共和国、サモア独立国、ソロモン諸島、タイ王国、東ティモール民主共和国、トンガ王国、ツバル、バヌアツ共和国、ベトナム社会主義共和国

南西アジア：バングラデシュ人民共和国、ブータン王国、インド、モルディブ共和国、ネパール、パキスタン・イスラム共和国、スリランカ民主社会主義共和国

中央アジア・コーカサス：アルメニア共和国、アゼルバイジャン共和国、ジョージア、カザフスタン共和国、キルギス共和国、タジキスタン共和国、トルクメニスタン、ウズベキスタン共和国

中東：アフガニスタン・イスラム共和国、バーレーン王国、イラク共和国、イラン・イスラム共和国、ヨルダン、クウェート国、レバノン共和国、オマーン国、カタール国、サウジアラビア王国、シリア・アラブ共和国、テュルキエ共和国（トルコ）、アラブ首長国連邦（UAE）、ヨルダン川西岸・ガザ地区、イエメン共和国

アフリカ：アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ公国、ベナン共和国、ボツワナ共和国、ブルキナファソ、ブルンジ共和国、コートジボワール共和国、カーボベルデ共和国、カメルーン共和国、中央アフリカ共和国、チャド共和国、コモロ連合、コンゴ民主共和国、ジブチ共和国、エジプト・アラブ共和国、赤道ギニア共和国、エリトリア国、エスワティニ王国、エチオピア連邦民主共和国、ガボン共和国、ガーナ共和国、ギニア共和国、ギニアビサウ共和国、ケニア共和国、レソト王国、リベリア共和国、リビア、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モーリシャス共和国、モロッコ王国、モザンビーク共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ナイジェリア連邦共和国、コンゴ共和国、ルワンダ共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、セネガル共和国、セーシェル共和国、シエラレオネ共和国、ソマリア連邦共和国、南アフリカ共和国、南スーダン共和国、スーダン共和国、タンザニア連合共和国、ガンビア共和国、トーゴ共和国、チュニジア共和国、ウガンダ共和国、ザンビア共和国、ジンバブエ共和国

中南米：アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン共和国、オランダ領アルバ、バルバドス、ベリーズ、ボリビア多民族国、ブラジル連邦共和国、チリ共和国、コロンビア共和

国、コスタリカ共和国、ドミニカ国、ドミニカ共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、グレナダ、グアテマラ共和国、ガイアナ協同共和国、ハイチ共和国、ホンジュラス共和国、ジャマイカ、メキシコ合衆国、ニカラグア共和国、パナマ共和国、パラグアイ共和国、ペルー共和国、セントクリストファー・ネービス、セントルシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島、スリナム共和国、バハマ国、トリニダード・トバゴ共和国、ウルグアイ東方共和国、ベネズエラ・ボリバル共和国

欧州新興国：アルバニア共和国、ベラルーシ共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア共和国、ハンガリー、コソボ共和国、モルドバ共和国、モンテネグロ、北マケドニア共和国、ポーランド共和国、ルーマニア、セルビア共和国、ウクライナ

参考文献

第 1 部

第 1 章

第 2 節

Baker, Scott R., Nicholas Bloom, and Steven J. Davis (2016), "Measuring Economic Policy Uncertainty", *The Quarterly Journal of Economics, 131(4): 1593-1636*, https://academic.oup.com/qje/article-abstract/131/4/1593/2468873?redirectedFrom=fulltext.

Caldara, Dario and Matteo Iacoviello (2022), "Measuring Geopolitical Risk", *American Economic Review, 112 (4): 1194–1225*, https://www.aeaweb.org/articles?id=10.1257/aer.20191823.

第 4 節

WTO (2025), "Overview of Developments in the International Trading Environment Annual Report By the Director-General (Mid-October 2024 to mid-October 2025)", https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/FE_Search/FE_S_S006.aspx?MetaCollection=WTO&SymbolList=WT%2fTPR%2fOV%2f28*&Language=ENGLISH&SearchPage=FE_S_S001&languageUIChanged=true.

経済産業省（2022）「2022 年版不公正貿易報告書」（https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/fukosei_boeki/report_2022/honbun.html）。

柴山千里（2005）「GATT 反ダンピング規定前史：1903 年から 1938 年まで」、『学習院大学　経済論集』、第 42 巻第一号（https://www.gakushuin.ac.jp/univ/eco/gakkai/pdf_files/keizai_ronsyuu/contents/4201/4201shibayama.pdf）。

第 2 章

第 1 節

経済産業省（2013）『平成 25 年版　通商白書』（https://warp.ndl.go.jp/web/20141016144420/http://www.meti.go.jp/report/tsuhaku2013/index.html）。

経済産業省（2017）『平成 29 年版　通商白書』（https://www.meti.go.jp/report/tsuhaku2017/pdf/2017_00-all.pdf）。

第 4 節

Bailey et al. (2017), "Estimating Dynamic State Preferences from United Nations Voting Data", *Journal of Conflict Resolution2017, Vol. 61(2) 430-456*, SAGE Publications. https://www.jstor.org/stable/26363889.

第 2 部

第 1 章

第 1 節

Danilo Cascaldi-Garcia and Camilo Morales-Jiménez (2026), "Model Perspectives on Supply and Demand Factors behind a Soft Labor Market", Board of Governors of the Federal Reserve System. https://www.federalreserve.gov/econres/notes/feds-notes/model-perspectives-on-supply-and-demand-factors-behind-a-soft-labor-market-20260130.html.

Santiago M. Pinto (2026), "How Does the Foreign-Born Population Affect Labor Force Growth?", Federal Reserve Bank of Richmond. https://www.richmondfed.org/publications/research/economic_brief/2026/eb_26-03.

第 2 章

第 3 節

Beata Smarzynska Javorcik (2004), "Does Foreign Direct Investment Increase the Productivity of Domestic Firms? In Search of Spillovers Through Backward Linkages", https://www.aeaweb.org/articles?id=10.1257/0002828041464605.

Laura Alfaro, Areendam Chanda, Sebnem Kalemli-Ozcan, Selin Sayek (2004), "FDI and economic growth: the role of local financial markets", https://www.sciencedirect.com/science/article/abs/pii/S0022199603000813.

コラム

アジア経済研究所（2025）『アジア動向年報 1980-1989 インド編』（https://hdl.handle.net/2344/0002001350）。

鈴木 修（2009）『俺は、中小企業のおやじ』、日本経済新聞出版。

World Bank (1987), "INDIA: Review of the Automotive Products Industry", https://documents1.worldbank.org/curated/en/226531468040569168/pdf/66670ESW0green0disclosed04023020120.pdf.

IEEFA (2023), "Biogas: A possible solution for India's energy security and decarbonisation goals", 2023/10/26, https://ieefa.org/resources/biogas-possible-solution-indias-energy-security-and-decarbonisation-goals

図表索引

第 1-1-1-1 表 世界経済の成長率と成長率予想の変遷.....1
第 1-1-1-2 図 国・地域別の成長率見通しの変遷.....2
第 1-1-1-3 図 米国の実効関税率.....3
第 1-1-1-4 図 世界の貿易量.....3
第 1-1-1-5 表 中東諸国の名目 GDP（2024 年）.....4
第 1-1-1-6 図 世界の原油埋蔵量、生産量、輸出量の国別内訳（2024 年）.....5
第 1-1-1-7 図 世界の天然ガス埋蔵量、生産量、輸出量の国別内訳（2024 年）.....5
第 1-1-1-8 表 OPEC 加盟の主な中東諸国による地域･国別の輸出先（2024 年）.....6
第 1-1-1-9 図 先進国とアジア諸国の原油輸入（2024 年、ベトナムのみ 2023 年）...7
第 1-1-1-10 図 アジア諸国の石油及び調整品の輸入相手国（2024 年）.....8
第 1-1-1-11 図 ナフサのスポット価格（東京オープンスペック）.....9
第 1-1-2-1 図 世界の経済政策不確実性指数.....10
第 1-1-2-2 図 経済政策不確実性指数（アジア）.....11
第 1-1-2-3 図 経済政策不確実性指数（欧州、ロシア）.....12
第 1-1-2-4 図 経済政策不確実性指数（北米・南米）.....12
第 1-1-2-5 図 地政学リスク指数（グローバル）.....13
第 1-1-2-6 図 地政学リスク指数（アジア）.....13
第 1-1-2-7 図 地政学リスク指数（欧州、ロシア）.....14
第 1-1-2-8 図 地政学リスク指数（北米、南米）.....14
第 1-1-2-9 図 地政学リスク指数（中東）.....14
第 1-1-4-1 図 世界の製造業付加価値の推移.....17
第 1-1-4-2 図 世界の財輸出額の推移.....17
第 1-1-4-3 図 主要国・地域の鉄鋼業付加価値生産額の推移.....18
第 1-1-4-4 図 世界主要国の粗鋼生産量（2025 年）.....18
第 1-1-4-5 図 中国の鉄鋼の生産量と生産能力の推移.....19
第 1-1-4-6 図 中国の太陽電池の生産量の推移.....19
第 1-1-4-7 図 中国の輸出単価・数量の推移.....20
第 1-1-4-8 図 AD 及び CVD の新規調査開始件数.....23
第 1-1-4-9 図 新規調査の国・地域別内訳.....24
第 1-1-4-10 図 AD 調査開始件数の多い新興国及び米国・EU の新規調査開始件数の推移.....24
第 1-1-4-11 図 新規調査の分野別内訳.....25
第 1-1-4-12 図 新規調査開始件数及び国・地域、分野別内訳.....25
第 1-1-4-13 図 米国の新規調査・被調査件数.....26
第 1-1-4-14 図 EU の新規調査・被調査件数.....27
第 1-1-4-15 図 中国の新規調査・被調査件数.....28
第 1-1-4-16 図 日本の新規調査・被調査件数.....28
第 1-2-1-1 図 世界の名目 GDP の国地域別シェア（2024）.....31

第 1-2-1-2 図 各地域の実質 GDP 成長率 32
第 1-2-1-3 図 先進国・中国・新興国の人口予測 32
第 1-2-1-4 図 各国各地域の人口ピラミッド（5 歳刻み） 33
第 1-2-1-5 図 先進国平均と新興国の一人当たり GDP（実質 PPP ドル） 33
第 1-2-1-6 表 中国の一人当たり GDP と耐久財普及率（100 世帯当たり保有数） ... 34
第 1-2-1-7 図 中国の一人当たり GDP と農村部での家電製品普及率 35
第 1-2-1-8 図 中国と新興国の一人当たり名目 GDP（2025 年、ドル） 35
第 1-2-1-9 図 中国とインドの一人当たり GDP と国内新車販売台数 36
第 1-2-2-1 図 先進国の国別原油輸入シェア（2024 年） 37
第 1-2-2-2 図 先進国の相手国別 LNG 輸入シェア（2024 年） 38
第 1-2-2-3 図 ホルムズ海峡を通過する船舶数 39
第 1-2-2-4 図 ホルムズ海峡を通過する石油の目的地（2025 年上半期累計） 39
第 1-2-2-5 表 世界のチョークポイントにおける原油通航量 40
第 1-2-2-6 表 世界の鉄鉱石生産・輸出・輸入・消費量（2023 年） 40
第 1-2-2-7 表 鉄鉱石貿易マトリクス（2024 年） 41
第 1-2-2-8 図 重要鉱物 6 種の埋蔵量・採掘量・精錬量の国別シェア 42
第 1-2-2-9 図 インドネシアのニッケル関連製品輸出 43
第 1-2-3-1 図 2000 年と比較した各国の新興国向け輸出額 44
第 1-2-3-2 図 各国の輸出に占める新興国向け輸出の割合 45
第 1-2-3-3 図 新興国の輸入額に占める各国からの輸出の割合 46
第 1-2-3-4 図 各国の新興国への輸出財の構成 47
第 1-2-3-5 図 各新興国の中国に対する後方参加指数 48
第 1-2-3-6 図 2000 年と比較した各国の新興国からの輸入額 49
第 1-2-3-7 図 各国の輸入に占める新興国からの輸入の割合 50
第 1-2-3-8 図 新興国の輸出に占める各国への輸出の割合 50
第 1-2-3-9 図 各国の新興国からの輸入財の構成 51
第 1-2-4-1 図 国連総会におけるウクライナ侵略に関する決議と結果 52
第 1-2-4-2 図 国連総会における対ロシア決議と結果（先進国・新興国） 53
第 1-2-4-3 図 国連の投票データから推定された各国の選好（Bailey et al. 2017） .. 54
第 1-3-1-1 図 新興国の地域別の実質 GDP 成長率 55
第 1-3-1-2 図 新興国の地域別の実質 GDP 予測 56
第 1-3-1-3 図 各地域の人口割合 57
第 1-3-1-4 図 各地域の生産年齢人口 57
第 1-3-1-5 図 資本装備率と一人当たり GDP（2023 年） 58
第 1-3-1-6 図 各地域の対内 FDI 59
第 1-3-2-1 図 アジア大洋州の実質 GDP 成長率 60
第 1-3-2-2 図 アジア大洋州の実質 GDP 予測 61
第 1-3-2-3 図 アジア大洋州の一人当たり GDP 61
第 1-3-2-4 図 アジア大洋州の生産年齢人口 62
第 1-3-2-5 図 アジア大洋州の合計特殊出生率 62

第 1-3-2-6 図 アジア大洋州の成長会計 63
第 1-3-2-7 図 アジア大洋州の総資本形成比率 64
第 1-3-2-8 図 アジア大洋州の対内 FDI 64
第 1-3-2-9 図 インドネシアの対内 FDI 上位 10 か国 65
第 1-3-2-10 図 インドネシアの対内 FDI 上位 10 か国内訳 66
第 1-3-2-11 図 インドネシアの対内 FDI 上位 10 セクター 67
第 1-3-2-12 図 インドネシアの対内 FDI 上位 10 セクター内訳 68
第 1-3-2-13 図 タイの対内 FDI 上位 10 か国 69
第 1-3-2-14 図 タイの対内 FDI 上位 10 か国内訳 70
第 1-3-2-15 図 タイの対内 FDI 上位 10 セクター 71
第 1-3-2-16 図 タイの対内 FDI 上位 10 セクター内訳 72
第 1-3-2-17 図 フィリピンの対内 FDI 上位 10 か国 73
第 1-3-2-18 図 フィリピンの対内 FDI 上位 10 か国内訳 74
第 1-3-2-19 図 フィリピンの対内 FDI 上位 10 セクター 75
第 1-3-2-20 図 フィリピンの対内 FDI 上位 10 セクター内訳 76
第 1-3-2-21 図 マレーシアの対内 FDI 上位 10 か国 78
第 1-3-2-22 図 マレーシアの対内 FDI 上位 10 か国内訳 78
第 1-3-2-23 図 マレーシアの対内 FDI 上位 10 セクター 80
第 1-3-2-24 図 マレーシアの対内 FDI 上位 10 セクター内訳 81
第 1-3-2-25 図 ベトナムの対内 FDI 上位 10 か国 82
第 1-3-2-26 図 ベトナムの対内 FDI 上位 10 か国内訳 83
第 1-3-2-27 図 ベトナムの対内 FDI 上位 10 セクター 84
第 1-3-2-28 図 ベトナムの対内 FDI 上位 10 セクター内訳 85
第 1-3-2-29 表 アジア大洋州の自由貿易協定等（2020 年～） 88
第 1-3-3-1 図 南西アジアの実質 GDP 成長率 89
第 1-3-3-2 図 南西アジアの実質 GDP 予測 90
第 1-3-3-3 図 南西アジアの一人当たり GDP 90
第 1-3-3-4 図 南西アジアの生産年齢人口 91
第 1-3-3-5 図 南西アジアの合計特殊出生率 91
第 1-3-3-6 図 南西アジアの成長会計 92
第 1-3-3-7 図 南西アジアの総資本形成比率 93
第 1-3-3-8 図 南西アジアの対内 FDI 93
第 1-3-3-9 図 インドの対内 FDI 上位 10 か国・地域 94
第 1-3-3-10 図 インドの対内 FDI 上位 10 か国内訳・地域 94
第 1-3-3-11 図 インドの対内 FDI 上位 10 セクター 96
第 1-3-3-12 図 インドの上位 10 セクター内訳 96
第 1-3-3-13 図 バングラデシュの対内 FDI 上位 10 か国 98
第 1-3-3-14 図 バングラデシュの対内 FDI 上位 10 か国内訳 99
第 1-3-3-15 図 バングラデシュの対内 FDI 上位 10 セクター 100
第 1-3-3-16 図 バングラデシュの対内 FDI 上位 10 セクター内訳 101

第 1-3-3-17 表 南西アジアの自由貿易協定等（2020 年～）.....103
第 1-3-4-1 図 中央アジア・コーカサスの実質 GDP 成長率.....104
第 1-3-4-2 図 中央アジア・コーカサスの実質 GDP 予測.....105
第 1-3-4-3 図 中央アジア・コーカサスの一人当たり GDP.....105
第 1-3-4-4 図 中央アジア・コーカサスの生産年齢人口.....106
第 1-3-4-5 図 中央アジア・コーカサスの合計特殊出生率.....106
第 1-3-4-6 図 中央アジア・コーカサスの成長会計.....107
第 1-3-4-7 図 中央アジア・コーカサスの総資本形成比率.....108
第 1-3-4-8 図 中央アジア・コーカサスの対内 FDI.....108
第 1-3-4-9 図 カザフスタンの対内 FDI 上位 10 か国.....109
第 1-3-4-10 図 カザフスタンの対内 FDI 上位 10 か国内訳.....110
第 1-3-4-11 図 カザフスタンの対内 FDI 上位 10 セクター.....111
第 1-3-4-12 図 カザフスタンの対内 FDI 上位 10 セクター内訳.....112
第 1-3-4-13 図 ウズベキスタンの対内 FDI 上位 10 か国.....113
第 1-3-4-14 図 ウズベキスタンの対内 FDI 上位 10 か国内訳.....114
第 1-3-4-15 図 ウズベキスタンの対内 FDI 上位 10 セクター.....115
第 1-3-4-16 図 ウズベキスタンの対内 FDI 上位 10 セクター内訳.....116
第 1-3-4-17 表 中央アジア・コーカサスの自由貿易協定等（2020 年～）.....118
第 1-3-5-1 図 中東の実質 GDP 成長率.....119
第 1-3-5-2 図 中東の実質 GDP 予測.....120
第 1-3-5-3 図 中東の一人当たり GDP.....120
第 1-3-5-4 図 中東の生産年齢人口.....121
第 1-3-5-5 図 中東の合計特殊出生率.....121
第 1-3-5-6 図 中東の成長会計.....122
第 1-3-5-7 図 中東の総資本形成比率.....123
第 1-3-5-8 図 中東の対内 FDI.....123
第 1-3-5-9 図 サウジアラビアの対内 FDI 上位 10 か国.....124
第 1-3-5-10 図 サウジアラビアの対内 FDI 上位 10 か国内訳.....125
第 1-3-5-11 図 サウジアラビアの対内 FDI 上位 10 セクター.....126
第 1-3-5-12 図 サウジアラビアの対内 FDI 上位 10 セクター内訳.....127
第 1-3-5-13 図 トルコの対内 FDI 上位 10 か国.....128
第 1-3-5-14 図 トルコの対内 FDI 上位 10 か国内訳.....129
第 1-3-5-15 図 トルコの対内 FDI 上位 10 セクター.....130
第 1-3-5-16 図 トルコの対内 FDI 上位 10 セクター内訳.....131
第 1-3-5-17 図 UAE の対内 FDI 上位 10 か国.....132
第 1-3-5-18 図 UAE の対内 FDI 上位 10 か国内訳.....133
第 1-3-5-19 図 UAE の対内 FDI 上位 10 セクター.....134
第 1-3-5-20 図 UAE の対内 FDI 上位 10 セクター内訳.....135
第 1-3-5-21 表 中東の自由貿易協定等（2020 年～）.....136
第 1-3-6-1 図 アフリカの実質 GDP 成長率.....138

第 1-3-6-2 図 アフリカの実質 GDP 予測 139
第 1-3-6-3 図 アフリカの一人当たり GDP 139
第 1-3-6-4 図 アフリカの生産年齢人口 140
第 1-3-6-5 図 アフリカの合計特殊出生率 140
第 1-3-6-6 図 アフリカの成長会計 141
第 1-3-6-7 図 アフリカの総資本形成比率 142
第 1-3-6-8 図 アフリカの対内 FDI 142
第 1-3-6-9 図 ナイジェリアの対内 FDI 上位 10 か国・地域 143
第 1-3-6-10 図 ナイジェリアの対内 FDI 上位 10 か国・地域内訳 144
第 1-3-6-11 図 ナイジェリアの対内 FDI 上位 10 セクター 145
第 1-3-6-12 図 ナイジェリアの対内 FDI 上位 10 セクター内訳 146
第 1-3-6-13 図 南アフリカの対内 FDI 上位 10 か国 147
第 1-3-6-14 図 南アフリカの対内 FDI 上位 10 か国内訳 148
第 1-3-6-15 図 南アフリカの対内 FDI 上位 10 セクター 149
第 1-3-6-16 図 南アフリカの対内 FDI 上位 10 セクター内訳 150
第 1-3-6-17 図 エジプトの対内 FDI 上位 10 か国 151
第 1-3-6-18 図 エジプトの対内 FDI 上位 10 か国内訳 152
第 1-3-6-19 図 エジプトの対内 FDI 上位 10 セクター 153
第 1-3-6-20 図 エジプトの対内 FDI 上位 10 セクター内訳 154
第 1-3-6-21 表 アフリカの自由貿易協定等（2020 年～） 155
第 1-3-7-1 図 中南米の実質 GDP 成長率 156
第 1-3-7-2 図 中南米の実質 GDP 予測 157
第 1-3-7-3 図 中南米の一人当たり GDP 157
第 1-3-7-4 図 中南米の生産年齢人口 158
第 1-3-7-5 図 中南米の合計特殊出生率 158
第 1-3-7-6 図 中南米の成長会計 159
第 1-3-7-7 図 中南米の総資本形成比率 160
第 1-3-7-8 図 中南米の対内 FDI 160
第 1-3-7-9 図 ブラジルの対内 FDI 上位 10 か国 161
第 1-3-7-10 図 ブラジルの対内 FDI 上位 10 か国内訳 162
第 1-3-7-11 図 ブラジルの対内 FDI 上位 10 セクター 163
第 1-3-7-12 図 ブラジルの対内 FDI 上位 10 セクター内訳 164
第 1-3-7-13 図 メキシコの対内 FDI 上位 10 か国・地域 165
第 1-3-7-14 図 メキシコの対内 FDI 上位 10 か国内訳・地域 166
第 1-3-7-15 図 メキシコの対内 FDI 上位 10 セクター 167
第 1-3-7-16 図 メキシコの対内 FDI 上位 10 セクター内訳 168
第 1-3-7-17 図 アルゼンチンの対内 FDI 上位 10 か国 169
第 1-3-7-18 図 アルゼンチンの対内 FDI 上位 10 か国内訳 170
第 1-3-7-19 図 アルゼンチンの対内 FDI 上位 10 セクター 171
第 1-3-7-20 図 アルゼンチンの対内 FDI 上位 10 セクター内訳 172

第 1-3-7-21 表 中南米の自由貿易協定等（2020 年～）.....174
第 1-3-8-1 図 欧州新興国の実質 GDP 成長率.....175
第 1-3-8-2 図 欧州新興国の実質 GDP 予測.....176
第 1-3-8-3 図 欧州新興国の一人当たり GDP.....176
第 1-3-8-4 図 欧州新興国の生産年齢人口.....177
第 1-3-8-5 図 欧州新興国の合計特殊出生率.....177
第 1-3-8-6 図 欧州新興国の成長会計.....178
第 1-3-8-7 図 欧州新興国の総資本形成比率.....179
第 1-3-8-8 図 欧州新興国の対内 FDI.....179
第 1-3-8-9 図 ポーランドの対内 FDI 上位 10 か国.....180
第 1-3-8-10 図 ポーランドの対内 FDI 上位 10 か国内訳.....181
第 1-3-8-11 図 ポーランドの対内 FDI 上位 10 セクター.....182
第 1-3-8-12 図 ポーランドの対内 FDI 上位 10 セクター内訳.....183
第 1-3-8-13 図 ルーマニアの対内 FDI 上位 10 か国.....184
第 1-3-8-14 図 ルーマニアの対内 FDI 上位 10 か国内訳.....185
第 1-3-8-15 図 ルーマニアの対内 FDI 上位 10 セクター.....186
第 1-3-8-16 図 ルーマニアの対内 FDI 上位 10 セクター内訳.....187
第 1-3-8-17 表 欧州新興国の自由貿易協定等（2020 年～）.....189
第 1-4-1-1 表 一帯一路へのファイナンス支援拡大の推移.....190
第 1-4-1-2 図 中国の新興国向け援助額の推移.....191
第 1-4-1-3 図 中国の新興国向け援助の推移（地域別）.....192
第 1-4-1-4 図 一帯一路沿線国向けの中国企業の直接投資・工事請負額.....193
第 1-4-1-5 表 第 3 回一帯一路フォーラムにおける行動計画.....194
第 1-4-1-6 表 全人代の政府活動報告における一帯一路の方針（新旧対照）.....195
第 1-4-1-7 表 五か年計画における一帯一路の方針（新旧対照表）.....196
第 1-4-2-1 図 グローバル・ゲートウェイ投資の対象地域.....197
第 1-4-2-2 表 グローバル・ゲートウェイのプロジェクト事例.....198
第 1-4-3-1 表 USTDA の支援プログラム.....199
第 1-4-3-2 表 DFC の支援メニュー.....200
第 1-4-3-3 表 EXIM の支援メニュー.....201
第 1-4-3-4 表 NSS の地域別戦略（貿易及び投資関連の一部抜粋）.....202
第 1-5-0-1 図 日本の成長戦略によって目指すべき「国内外の好循環」の姿.....205
第 1-5-1-1 図 アジア・エネルギー・資源供給力強靱化パートナーシップ.....207
第 1-5-2-1 図 グローバルサウスに係る通商戦略の方向性.....208
第 1-5-2-2 図 「日本の食輸出 1 万者支援プログラム」の創設.....209
第 1-5-2-3 図 海外の成長市場獲得に向けた JETRO の体制強化.....209
第 1-6-2-1 図 グローバルサウス未来志向型共創等事業の概況と地域別の採択実績 212
第 1-6-2-2 図 これまでのグローバルサウス未来志向型共創等事業における採択事例（抜粋）.....213
第 1-6-2-3 図 中小企業の海外進出を後押しする補助率変更の措置.....213

第 2-1-1-1 図 米国の実質 GDP 成長率 214
第 2-1-1-2 図 米国の実質個人消費 215
第 2-1-1-3 図 米国の実質耐久財消費 215
第 2-1-1-4 図 米国の個人消費の所得階層別シェア（2024 年） 216
第 2-1-1-5 図 米国の家計が保有する金融資産 216
第 2-1-1-6 図 米国の賃金階層別の名目賃金上昇率 217
第 2-1-1-7 図 米国の PCE 価格指数 217
第 2-1-1-8 図 米国の民間設備投資 218
第 2-1-1-9 図 米国の機器投資と知的財産投資の内訳 218
第 2-1-1-10 図 米国の住宅建設許可・着工・完成件数 219
第 2-1-1-11 図 米国の住宅ローン金利と住宅価格 219
第 2-1-1-12 図 米国の実質政府支出 220
第 2-1-1-13 図 米国の貿易収支、輸出入 220
第 2-1-1-14 図 米国の財の輸出入 221
第 2-1-1-15 図 米国の鉱工業生産 221
第 2-1-1-16 図 米国の消費者物価指数 222
第 2-1-1-17 図 米国のコア財価格の内訳 223
第 2-1-1-18 図 米国の生産者物価指数 224
第 2-1-1-19 図 米国の非農業部門雇用者数 225
第 2-1-1-20 図 米国の労働需給、労働参加率、平均時給 226
第 2-1-1-21 図 米国の労働力人口 227
第 2-1-1-22 図 米国の経常収支 228
第 2-1-1-23 図 米国の第一次所得収支 228
第 2-1-1-24 表 FOMC 声明文の記述と政策金利 230
第 2-1-1-25 表 米国の経済・政策金利見通し 231
第 2-1-2-1 図 実質 GDP 成長率（需要項目別寄与度） 232
第 2-1-2-2 図 消費者物価の推移 233
第 2-1-2-3 図 消費者物価（品目別）の推移 234
第 2-1-2-4 図 小売売上高の推移 235
第 2-1-2-5 図 鉱工業生産の推移 235
第 2-1-2-6 図 失業率の推移 236
第 2-1-2-7 図 ドイツの財貿易の推移 236
第 2-1-2-8 表 ドイツの輸出入額（2025 年、国・地域別） 237
第 2-1-2-9 図 フランスの財貿易の推移 237
第 2-1-2-10 表 フランスの輸出入額（2025 年、国・地域別） 238
第 2-1-2-11 図 英国の財貿易の推移 238
第 2-1-2-12 表 英国の輸出入額（2025 年、国・地域別） 239
第 2-1-2-13 表 欧州諸国の軍事費対 GDP 比 239
第 2-1-2-14 表 実質 GDP 成長率の見通し 240
第 2-1-3-1 図 中国の実質 GDP 成長率の推移 241

第 2-1-3-2 表 中国の実質経済成長率（業種別）の推移 242
第 2-1-3-3 図 中国の工業生産 242
第 2-1-3-4 図 中国の固定資産投資 243
第 2-1-3-5 図 中国の小売売上高 244
第 2-1-3-6 図 中国の貿易 244
第 2-1-3-7 図 中国の物価の推移 245
第 2-1-3-8 図 中国の都市部調査失業率の推移 246
第 2-1-3-9 図 中国の PMI （購買担当者景気指数）及び従業員数 DI の推移 246
第 2-1-3-10 図 中国の金融政策の推移 247
第 2-1-3-11 図 中国の住宅開発の動向 248
第 2-1-3-12 図 中国の新築住宅販売価格の推移 248
第 2-1-3-13 図 中国の地方政府の土地使用権譲渡収入の推移 249
第 2-1-3-14 図 中国の地域別輸出の推移 249
第 2-1-3-15 図 中国の対米輸出の主要な減少品目（2025 年） 250
第 2-1-3-16 図 中国の品目別輸出の推移 251
第 2-1-3-17 図 中国の輸出の推移 252
第 2-1-3-18 図 主要国の輸出の推移 253
第 2-1-3-19 図 主要国の輸出に占める相手先地域のシェア 253
第 2-1-3-20 図 中国の新興国との貿易（輸出＋輸入）の推移 254
第 2-1-3-21 図 中国の地域別新興国との輸出入の推移 254
第 2-1-3-22 図 中国の新興国への輸出 255
第 2-1-3-23 図 中国の新興国からの輸入 255
第 2-1-3-24 図 中国と地域別新興国との主要輸出入品目（2025） 256
第 2-1-3-25 図 中国と日本の ASEAN に対する乗用車輸出 258
第 2-1-3-26 図 中国の乗用車輸出の推移 258
第 2-1-3-27 図 中国と日本の乗用車輸出 258
第 2-1-3-28 図 日中の原動機別乗用車輸出の推移 259
第 2-1-3-29 図 日中の乗用車輸出先構成とその推移（台数ベース） 260
第 2-1-3-30 図 日中の輸出地域別の原動機構成 261
第 2-1-3-31 表 国際機関による中国の実質 GDP 成長率の見通し 261
第 2-1-3-32 表 中国の 2026 年の主要数値目標 262
第 2-1-3-33 表 中国の 2026 年の政府活動の任務 262
第 2-1-3-34 表 第 15 次五か年計画における主要指標 263
第 2-1-3-35 表 第 15 次五か年計画における重要な戦略的任務（四つの方面） 263
第 2-1-4-1 図 ASEAN 各国の実質 GDP 成長率推移 264
第 2-1-4-2 表 ASEAN 各国の実質 GDP 成長率 265
第 2-1-4-3 図 インドネシアの実質 GDP 成長率（需要項目別及び産業別寄与度） .266
第 2-1-4-4 図 マレーシアの実質 GDP 成長率（需要項目別及び産業別寄与度） 266
第 2-1-4-5 図 フィリピンの実質 GDP 成長率（需要項目別及び産業別寄与度） 267
第 2-1-4-6 図 シンガポールの実質 GDP 成長率（需要項目別及び産業別寄与度） .267

第 2-1-4-7 図 タイの実質 GDP 成長率（需要項目別及び産業別寄与度）.....268
第 2-1-4-8 図 ベトナムの実質 GDP 成長率（需要項目別伸び率及び産業別寄与度）.....269
第 2-1-4-9 図 ASEAN 各国の経常収支の推移.....269
第 2-1-4-10 図 ASEAN 各国の財の輸出入.....270
第 2-1-4-11 図 ASEAN 各国の鉱工業生産指数.....271
第 2-1-4-12 図 シンガポール、タイ、ベトナムの産業別鉱工業生産指数.....271
第 2-1-4-13 図 ASEAN 各国の対米ドル為替レートと米国の長期金利.....272
第 2-1-4-14 図 ASEAN 各国の消費者物価上昇率と政策金利の推移.....273
第 2-1-4-15 表 ASEAN 各国の実質 GDP 成長率の見通し.....273
第 2-1-5-1 図 インドの実質 GDP 成長率（需要項目別及び産業別寄与度）.....274
第 2-1-5-2 図 インドの経常収支推移.....275
第 2-1-5-3 図 インドの貿易収支.....276
第 2-1-5-4 図 インドの主要品目別輸入額・輸出額推移.....276
第 2-1-5-5 図 インドの原油輸入に占める各国シェア推移.....277
第 2-1-5-6 図 インドの主要相手国別の輸入額・輸出額.....277
第 2-1-5-7 図 インドのサービス収支.....277
第 2-1-5-8 図 インドのサービス輸出の項目別推移.....278
第 2-1-5-9 図 インドの鉱工業生産指数.....278
第 2-1-5-10 図 インドの二輪と乗用車の国内販売台数.....279
第 2-1-5-11 図 インドの失業率と労働参加率の推移.....279
第 2-1-5-12 図 インドの消費者物価指数の推移.....280
第 2-1-5-13 図 インドの政策金利推移.....280
第 2-1-5-14 図 インドの実質 GDP 成長率の見通し.....281
第 2-2-1-1 図 経常収支の推移（対世界）.....282
第 2-2-1-2 図 輸出額及び輸入額の推移（対世界）.....283
第 2-2-1-3 図 品目別財輸出入の推移.....284
第 2-2-1-4 表 日本の主要品目別輸出入額の比較（対世界）.....284
第 2-2-1-5 図 輸出額の地域別推移.....285
第 2-2-1-6 図 輸出額の輸出先構成比の推移.....285
第 2-2-1-7 図 輸入額の地域別推移.....286
第 2-2-1-8 図 輸入額の相手国・地域別構成比の推移.....286
第 2-2-1-9 表 日本の相手国・地域別輸出入額の比較（対世界）.....287
第 2-2-1-10 図 品目別輸出動向（月次）.....287
第 2-2-1-11 図 日本から各地域への輸出動向（2024 年及び 2025 年の寄与度分解）.....288
第 2-2-1-12 図 品目別輸入動向（月次）.....288
第 2-2-1-13 図 原粗油及び LNG の要因分解.....289
第 2-2-1-14 図 日本への地域別輸入動向（月次）.....289
第 2-2-1-15 図 サービス収支の推移（対世界）.....290

第 2-2-1-16 図 サービス別受取・支払額の推移（対世界）.....291
第 2-2-1-17 図 地域別サービス受取額の推移.....291
第 2-2-1-18 図 地域別サービス支払額の推移.....292
第 2-2-1-19 図 サービス別受取額の動向（月次）.....292
第 2-2-1-20 図 地域別サービス受取額の動向（四半期）.....293
第 2-2-1-21 図 サービス別支払額の動向（月次）.....293
第 2-2-1-22 図 地域別サービス支払額の動向（四半期）.....294
第 2-2-1-23 図 第一次所得収支の推移（対世界）.....294
第 2-2-1-24 図 所得別第一次所得の受取額及び支払額の推移（対世界）.....295
第 2-2-1-25 図 地域別第一次所得受取額の推移.....295
第 2-2-1-26 図 地域別第一次所得支払額の推移.....296
第 2-2-1-27 図 所得別第一次所得受取額の動向（月次）.....296
第 2-2-1-28 図 地域別第一次所得受取額の動向（四半期）.....297
第 2-2-1-29 図 所得別第一次所得支払額の動向（月次）.....297
第 2-2-1-30 図 地域別第一次所得支払額の動向（四半期）.....298
第 2-2-2-1 図 経常収支の推移.....299
第 2-2-2-2 図 第一次所得収支に占める直接投資収益の割合の推移.....300
第 2-2-2-3 図 日本の直接投資収益の構成.....300
第 2-2-2-4 図 対外直接投資残高の国際比較.....301
第 2-2-2-5 図 業種別の対外直接投資残高の構成（2024 年）.....302
第 2-2-2-6 図 相手国・地域別の対外直接投資残高の構成（2024 年）.....303
第 2-2-3-1 図 対日直接投資（フロー）及び残高推移.....304
第 2-2-3-2 図 対日直接投資残高の業種別割合（2024 年末）.....305
第 2-2-3-3 図 業種別対日直接投資残高推移.....305
第 2-2-3-4 図 地域別対日直接投資の残高推移.....306
第 2-2-3-5 図 対日直接投資残高の国・地域ごとの割合（2024 年）.....306
第 2-2-3-6 図 対日グリーンフィールド投資のセクターごとの投資件数（2021～2025 年).....308
第 2-2-3-7 図 対日グリーンフィールド投資のセクターごとの投資額割合(2021～2025 年）.....308
第 2-2-3-8 図 対内 FDI のセクター別件数及び構成（2021～2025 年）.....309
第 2-2-3-9 表 対内 FDI の研究開発活動におけるセクター構成（2021～2025 年）310
第 2-2-3-10 表 対内 FDI の本社機能としての活動におけるセクター構成(2021～2025 年）.....310
第 2-2-3-11 表 全国都市交通特性調査の都市類型対応表.....311
第 2-2-3-12 図 都市類型ごとの対日グリーンフィールド投資件数.....312
第 2-2-3-13 図 都市類型ごとの対日グリーンフィールド投資額.....313
第 2-2-3-14 図 都市類型別における対日 FDI 投資額のセクター内訳（三大都市圏）.....314

第2-2-3-15図 都市類型別における対日FDI投資額のセクター内訳(地方中枢都市圏) 314
第2-2-3-16図 都市類型別における対日FDI投資額のセクター内訳（地方中核都市圏及び地方中心都市圏） 315
第2-2-3-17図 都市類型別における対日FDI投資額の活動類型の内訳（三大都市圏） 316
第2-2-3-18図 都市類型別における対日FDI投資額の活動類型の内訳（地方中枢都市圏） 316
第2-2-3-19図 都市類型別における対日FDI投資額の活動類型の内訳（地方中核都市圏及び中心都市圏） 317
第3-1-2-1表 ドーハ・ラウンド一括受託の交渉項目と主要論点 373
第3-1-2-2図 ドーハ・ラウンド交渉の経緯 373
第3-1-2-3図 日本のEPA交渉の歴史 385
第3-1-2-4図 各国・地域のFTA等のカバー率 387
第3-1-2-5図 世界の投資協定数の推移 396
第3-1-2-6表 投資協定の主な内容 397
第3-1-2-7表 我が国の投資関連協定の発効又は署名の状況 400
第3-1-2-8図 責任あるサプライチェーン等における人権尊重の全体像 407
第3-1-3-1図 地域別　研修・寄附講座　指導対象者数 419
第3-1-3-2図 地域別　専門家派遣人数 419
第3-1-3-3図 地域別 研修・専門家派遣・寄附講座 件数割合 420
第3-1-3-4図 制度・整備事業地域別案件数（2025年度） 421
第3-1-3-5図 国際化促進インターンシップ　地域別インターン受入れ人数 423
コラム第1-1図 「マルチ800」生産開始記念式典 425
コラム第1-2図 BANAS SUZUKI BIOGAS PLANT 427
コラム第2-1図 インドのプロジェクト概要 428
コラム第2-2図 BKC 1号物件 429
コラム第2-3図 ワーリー地区 日印交流祭り 430
コラム第3-1図 ロンドウック工業団地のレンタル工場 433
コラム第4-1図 ベトナムフンイエン省（旧タイビン省）におけるLNG to Powerプロジェクトで IRC(投資許可証)を取得した際のセレモニー写真 日越経済フォーラム(2023年12月) 434
コラム第4-2図 東京ガス株式会社が出資するフィリピンの浮体式LNG受入基地の写真 435
コラム第5-1図 マスフローコントローラ（ガス流量制御機器） 436
コラム第5-2図 インドのPristine Deeptech Private Limited社とのセレモニーの様子 438
コラム第6-1図 ジョホールバルデータセンター完成パース 441
コラム第7-1図 MM2100工業団地 443
コラム第7-2図 アマタシティ・ハロン工業団地 444

コラム第 8-1 図 ムアララボ地熱発電所..... 446
コラム第 9-1 図 イオンモール デルタマス（インドネシア）..... 447
コラム第 9-2 図 イオンモール　フエ（ベトナム）..... 448
コラム第 9-3 図 イオンモール　ミエンチェイ（カンボジア）..... 448
コラム第 10-1 図 多結晶シリコン（左）徳山製造所の多結晶シリコン生産設備（右）
..... 449
コラム第 11-1 図 プロジェクト実施例..... 451
コラム第 12-1 図 日本で用いられているロボットタクシー..... 452
コラム第 12-2 図 日本にて人材育成支援を行っている事例..... 453
コラム第 13-1 図 経済安全保障経営ガイドラインの活用例..... 455
コラム第 13-2 図 経済安全保障経営ガイドラインの活用例、「経済安全保障と独占禁
止法に関する事例集」における想定事例..... 455